平成 29 年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業

介護職員による喀痰吸引等の実施状況及び 医療的ケアのニーズに関する調査研究事業 報告書

平成 30(2018)年 3月





[調査実施概要]

【調査の目的】

制度において喀痰吸引等の提供に先駆的に取り組んでいる事例ポイントの整理をおこない、今後の政策検討のための基礎データを収集することを ○喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)の介護職員、教員(認定特定行為業務従事者又は介護福祉士、**以下「認定特定行為業務 従事者等]**とする)による喀痰吸引等の提供及び利用者の利用実態の把握、喀痰吸引等を実施する上での現行制度上の課題の把握、現行 目的として実施した。

(調査方法)

(アンケート調査)

○「①介護老人福祉施設」「②介護老人保健施設」「③訪問介護、居宅介護、重度訪問介護」「④障害者支援施設」「⑤特別支援学校」を運営 している施設・事業所のうち、**全国の登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)**及び**それら事業者にて就労する介護職員、教員、看**護 **職員、医師(看護職員、医師については連携先を含む)**を対象とし、施設・事業所票(対象が1,000件を超えない場合は悉皆、超える場合は無信無作為抽出)及び職員票(介護職員、教員 2 名、看護職員 1 名、医師 1 名を任意に選択)の調査票を郵送配布・郵送回収。 であった。 調査票の回収状況は以下の表の通り。施設・事業所票の回収率は全体で36.5%(1,285件/3,520件)

※1:介護保険施設·事業所、障害福祉サービス(平成28年10月1日時点)、特別支援学校(平成28年5月1日時点)、※2:平成29年4月1日時点 図表1 調査対象と回収状況

※ 3/2 2/2 2/2 2/2※ 3/2 2/2<th>*** **********************************</th><th></th><th>「ハート・コス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</th><th> </th><th>w. t. I - C. T C. T. T.</th><th>**************************************</th><th># E I - S -</th>	*** **********************************		「ハート・コス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		w. t. I - C. T C. T.	**************************************	# E I - S -
	(参考) 施設·事業所数 ^{※1}	登録客級吸引等 事業者数 ※	調査対象数	回収件数(率)	介護職員、教員票	看護職員票	医斯票
①介護老人福祉施設(地域密積型を含む)	9,682件	中/60'9	1,000件	294件(29.4%)	489件	257件	150件
②介護老人保健施設	4,241件	778件	778件	235/# (30.2%)	395件	217件	189件
③訪問介護、居宅介護、重度訪問介護	訪問介護:35,013件居宅介護:22,943件重度訪問:21,050件	4,976/#	1,000件	309件(30.9%)	421件	80件	48件
4) 障害者支援施設	2,550/#	464件	464件	270/#(58.2%)	468件	245件	153件
⑤特別支援学校	1,125件	278件	278件	177件(63.7%)	274件	164件	72件
(サービス属性不明分)	_	Ι	ı	_	74件	41件	23件
全体			3,520件	1,285件(36.5%)	2,121件	1,004件	635件

(ヒアリング調査)

(特別支援学校は学校長等)及び現場にて医療的ケアの提供に関わっている専 ○「介護と看護・医療の連携」、「研修等の人材育成」、「予防的ケアの実践」をキーワードに、現行制度上において先駆的な取組を行っている施設 事業所6か所(「老人福祉法・介護保険法関係」の施設・事業所から3か所、「障害者総合支援法関係」の施設・事業所から2か所、「特別 支援学校」から1か所)を選定し、各施設・事業所の管理者 門職を対象としたヒアリング調査を実施。



認定特定行為業務従事者等の配置状況

※表中の「提供割合」の算出方法

実際に喀痰吸引等を提供している各研修の修了者(「実際提供」)

=「提供割合」 各研修の修了者(「常勤」+「非常勤」の合計)

○「訪問介護、居宅介護、重度訪問介護」、「障害者支援施設」、「特別支援学校」では「第3号研修修了者」が多く、特に「訪問介護、居宅介 (認定特定行為業務従事者等の配置状況) ※各調査対象で「常勤」「非常勤」「常勤換算」の人数すべてに回答があった施設・事業所にて集計(提供割合算出のため) 護、重度訪問介護」では「非常勤」の人数が多い、といった特徴がみられた。 ※各調査対象で「実際提供」の実人数が最も多いカテゴリーを赤枠 ○「介護老人福祉施設」では「経過措置対象者」が多く、認定特定行為業務従事者等の半数を占めていた。

図表2 認定特定行為業務従事者等の配置状況(実人数、実際に喀痰吸引等を提供している実人数、割合)(報告書p.258)

(実人数の平均値)	介護老人福祉施設	祉施設	介護老人保優	·老人保健施設	訪問介護、居宅介護、	引宅介護、	障害者支援施設	援施設	特別支援学校	援学校
	(n=107)	7)	(n=84)	(n=84)	重度訪問介護(n=77)	護(n=77)	(n=114)	14)	(n=102)	02)
第1号研修修了者	〇常勤	1.28人	〇常勤	1.64人	〇常勤	0.53人	〇常勤	1.45人	〇常勤	0.05人
	〇非常勤	0.00人	〇非常勤	0.01人	〇非常勤	0.14人	〇非常勤	0.04人	〇非常勤	0.04人
	実際提供	0.60人	実際提供	0.89人	実際提供	0.32人	実際提供	1.21人	実際提供	0.02人
	(提供割合)	46.7%	(提供割合)	54.0%	(提供割合)	48.1%	(提供割合)	81.7%	(提供割合)	22.2%
第2号研修修了者	〇常勤	4.14人	〇常勤	3.50人	〇常勤	0.42人	〇常勤	2.31人	〇常勤	0.03人
	〇非常勤	0.19人	〇非常勤	0.01人	〇非常勤	0.06人	〇非常勤	0.02人	〇非常勤	0.04人
	実際提供	3.29人	<mark>実際提供</mark>	2.25人	実際提供	0.32人	実際提供	1.76人	実際提供	0.03人
	(提供割合)	76.0%	(提供割合)	64.1%	(提供割合)	67.6%	(提供割合)	75.8%	(提供割合)	42.9%
第3号研修修了者	〇常勤	0.17人	〇常勤	0.18人	〇常勤	1.88人	〇常勤	5.12人	〇常勤	21.38人
	〇非常勤	0.01人	〇非常勤	0.00人	〇非常勤	1.25人	〇非常勤	0.45人	〇非常勤	1.10人
	実際提供	0.00人	実際提供	0.05人	<mark>実際提供</mark>	2.21人	実際提供	4.45人	<mark>実際提供</mark>	11.96人
	(提供割合)	0.0%	(提供割合)	26.7%	(提供割合)	70.5%	(提供割合)	79.8%	(提供割合)	53.2%
格過描層対象者	〇常勤	9.51人	〇常勤	0.29人	〇常勤	0.32人	〇常勤	0.20人	〇常勤	0.47人
	〇非常勤	1.30人	〇非常勤	0.00人	〇非常勤	0.25人	〇非常勤	0.04人	〇非常勤	0.03人
	実 <mark>際提供</mark>	6.98人	実際提供	0.07人	実際提供	0.38人	実際提供	0.07人	実際提供	0.11人
	(提供割合)	64.6%	(提供割合)	25.0%	(提供割合)	65.9%	(提供割合)	28.6%	(提供割合)	21.6%
実務者研修修了者で実地研修修了者	〇常勤 〇非常勤 実際提供 (提供割合)	0.63人 0.03人 0.48人 72.9%	〇常勤 〇非常勤 実際提供 (提供割合)	0.70人 0.00人 0.14人 20.3%	〇常勤 〇非常勤 実際提供 (提供割合)	0.27人 0.06人 0.17人 50.0%	〇常勤 〇非常勤 実際提供 (提供割合)	0.95人 0.04人 0.49人 50.0%	〇常勤 〇非常勤 実際提供 (提供割合)	1 1 1 1
養成課程を修了した介護福祉士	〇常勤 〇非常勤 実際提供 (提供割合)	0.53人 0.07人 0.24人 40.6%	〇常勤 〇非常勤 実際提供 (提供割合)	0.61人 0.04人 0.08人 13.0%	〇常勤 〇非常勤 実際提供 (提供割合)	0.04人 0.01人 0.00人 0.0%	〇常勤 〇非常勤 実際提供 (提供割合)	0.43人 0.00人 0.06人 14.3%	〇常勤 〇非常勤 実際提供 (提供割合)	1111
合計 (各修了者の合計) 2	〇常勤 〇非常勤 実際提供 (提供割合)	16.26人 1.59人 11.59人 64.9%	〇常勤 〇非常勤 実際提供 (提供割合)	6.92人 0.06人 3.49人 50.0%	〇常勤 〇非常勤 実際提供 (提供割合)	3.47人 1.78人 3.40人 64.9%	〇常勤 〇非常勤 実際提供 (提供割合)	10.46人 0.58人 8.04人 72.9%	〇常勤 〇非常勤 実際提供 (提供割合)	21.93人 1.21人 12.12人 52.4%

2. 喀痰吸引等の利用者の状況①

(喀痰吸引等の利用者)

- ○「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、 「障害者支援施設」、「特別支援学校」では、「口 腔内」の喀痰吸引、「胃ろう又は腸ろう」の割合が 全利用者の5%~8%程度であった。
- ○「訪問介護、居宅介護、重度訪問介護」では、 「口腔内」の喀痰吸引が3.7%、「胃ろう又は腸ろ う」が3.1%に次いで、「気管カニューレ内部」の喀 痰吸引が2.9%となっていた。
 - ※※コルン・3%とようにいた。 ○「特別支援学校」では、「口腔内」の喀痰吸引に 次いで「鼻腔内」の喀痰吸引の割合が6.2%、 「気管カニューレ内部」も3.3%と他の調査対象と 比べ割合が高かった。
- ルへ剖白が高がかた。 ○胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養の利用者のうち、 半固形化栄養剤の利用割合は、いずれの調査対 象も2~3割程度であった。

(認定特定行為業務従事者等が提供に関与して いる利用者)

- ○「介護老人福祉施設」では「口腔内」の喀痰吸引で78.5%、「鼻腔内」で73.2%の喀痰吸引等が必要な利用者に認定特定行為業務従事者等が関与していたが、「胃ろう又は腸ろう」では45.8%、「経鼻経管栄養」では36.1%にとどまっていた。
 - ○「訪問介護、居宅介護、重度訪問介護」では、 「気管カニューレ内部」の喀痰吸引で82.7%の喀痰吸引等が必要な利用者に認定特定行為業務従事者等が関与しており、他の調査対象と比べ割合が高かった。
- ○「特別支援学校」では、「経鼻経管栄養」が 65.1%と最も割合が高く、次いで「胃ろう又は腸 ろう」が65.0%となっていた。

喀痰吸引等の利用者、認定特定行為業務従事者等が関与している利用者

図表3 上段:全利用者に占める喀痰吸引等が必要な利用者の割合、 下段:認定特定行為業務従事者等が喀痰吸引等に関与している利用者の割合(報告書p.253) ※各調查対象、各行為単位で「全利用者数」「喀痰吸引等が必要な利用者数」「認定特定行為業務従事者が関与 いる利用者数」のすべてに回答のあった施設・事業所にて集計

		上段表 全利用下段表 認定特	者に占める喀痰吸定行為業務従事者	全利用者に占める喀痰吸引等が必要な利用者の割合(%) 認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等に関与している利用者の割合(%)	1者の割合(%) 関与している利用?	旨の割合(%)
		介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	訪問·居宅·重 度訪問/護	障害者支援 施設	特別支援 学校
	①-1口腔内	%9.9	%0.9	3.7%	7.1%	6.9%
格 格 記	①-2鼻腔内	3.1%	4.7%	2.2%	4.9%	6.2%
	①-3気管カニューレ内部	0.0%※利用者2名	0.3%	2.9%	1.5%	3.3%
等が必業所の	〇人工呼吸器装着者	0.0% ※利用者0名	0.1%	1.7%	0.3%	0.7%
	②-1胃ろう又は腸ろう	5.4%	5.9%	3.1%	7.9%	2.9%
	②-2経鼻経管栄養	1.0%	2.1%	%2'0	1.1%	2.3%
	〇半屆形化栄養剤利用者	1.3%	1.6%	1.2%	2.5%	1.5%
	▲胃ろう又は腸ろう/ 経鼻経管栄養が必要 な利用者のうち、半固 形化栄養剤の利用割合	27.5%	21.7%	28.8%	29.6%	21.2%
が む、 極 _意	①-1口腔内	78.5%	54.5%	77.2%	68.5%	50.3%
間 字器 记	①-2鼻腔内	73.2%	54.3%	63.2%	62.2%	45.8%
となる。 はま定に い等が、	①-3気管カニューレ内部	100.0%※利用者2名	20.0%	82.7%	68.5%	27.2%
. c = 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	〇人工呼吸器装着者	% -	26.7%	84.7%	20.0%	17.4%
未務はな利用	②-1胃ろう又は腸ろう	45.8%	48.4%	64.4%	64.2%	65.0%
く 訓 に事 を 用 者 (②-2経鼻経管栄養	36.1%	26.5%	39.7%	65.4%	65.1%
に 単 の い	〇半固形化栄養剤利用者	31.5%	47.2%	73.6%	48.1%	65.8%

2. 喀痰吸引等の利用者の状況②

認定特定行為業務従事者等が関与していない理由

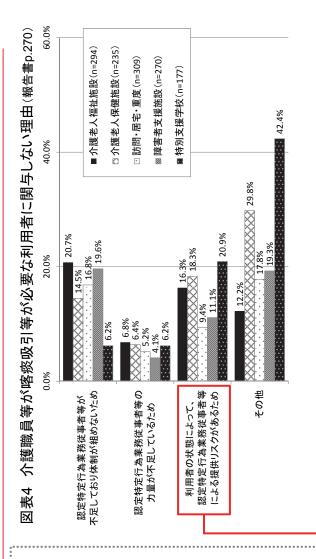
認定特定行為業務従事者等が密線及引等は関与していない理由)

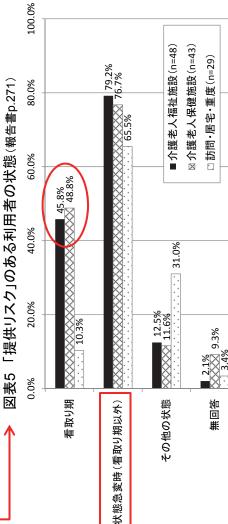
- ○「介護老人福祉施設」では「認定特定行為業務従事者等が不足しており体制が組めないため」が20.7%と最も高く、次いで「利用者の状態によって提供リスクがあるため」が16.3%であった。一方で「介護老人保健施設」では「その他」が29.8%と最も高く、次いで「利用者の状態によって提供リスクがあるため」が18.3%であった。「その他」の内容としては、「看護師が対応しているため」との回答が多数であったが、「提供後の報告書作成等など看護師の業務が増えるため」といった回答もみられた。
- ○「特別支援学校」では「介護老人保健施設」と同様に「その他」 が42.4%と最も高く、次いで「利用者の状態によって提供リスクが あるため」が20.9%であった。「その他」の内容としては、「学校看 護師が対応しているため」、「都道府県の要綱に定められていない ため」、「保護者が希望しない/保護者が実施しているため」と いった回答があった。

「提供リスク」のある利用者の状態)

※障害者支援施設、特別支援学校:「自由回答」のみ

- 提供リスクのある利用者の状態をみると、「介護老人福祉施設」、 「介護老人保健施設」では「状態急変時(看取り期以外)」と 回答した施設の割合が7割以上、「看取り期」とした割合も4割 以上であった。
 - ○「訪問介護、居宅介護、重度訪問介護」では、「状態急変時 (看取り期以外) 」と回答した事業所の割合が6割以上をしめ ているが、「看取り期」とした割合は10.3%と低く、「その他の状態」が31.0%を占めていた。「その他の状態」の内容としては、 「利用者が望まない」、「小児で病状が不安定」、「看護師が適当と判断される状態」といった回答があった。
- ○「障害者支援施設」では、「その日の体調や体調変化」、「意思 疎通困難な利用者」といった回答、「特別支援学校」では、「鼻 腔内がせまく出血のリスクがある」といった回答があった。







2. 喀痰吸引等の利用者の状況③

利用者の受入れ制限、実際に受入れを断っことのある行為

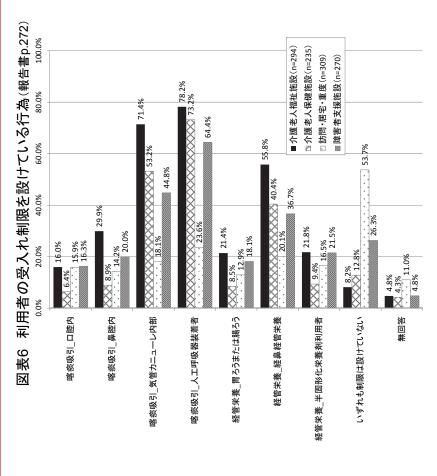
(利用者の受入れ制限を設けている行為)

※特別支援学校:設問設定なり

- ○「喀痰吸引 _ 口腔内」や「経管栄養 _ 胃ろう又は腸ろう」、 「経管栄養 _ 半固形化栄養剤利用者」の行為では、いずれのサービスでも制限を設けていると回答した施設・事業所の割合が低い傾向がみられた。
 - ○「喀痰吸引」気管カニューレ内部」、「喀痰吸引」人工呼吸器装着者」の行為は、「介護老人福祉施設」「介護老人保健施設」「何護者支援施設」といった施設系サービスにて制限を設けている割合が高く、「訪問介護、居宅介護、重度訪問介護」では2割程度と低かった。
 - ○「訪問介護、居宅介護、重度訪問介護」では「いずれも制限は設けていない」と回答した事業所が53.7%と半数を超えていた。

【留意点】

※「利用者の受入れ制限」の設問については、喀痰吸引等の利用者の受入れを積極的におこなっているが、体制等により制限を設けざるを得ない、施設・事業所も同様に回答している点に留意

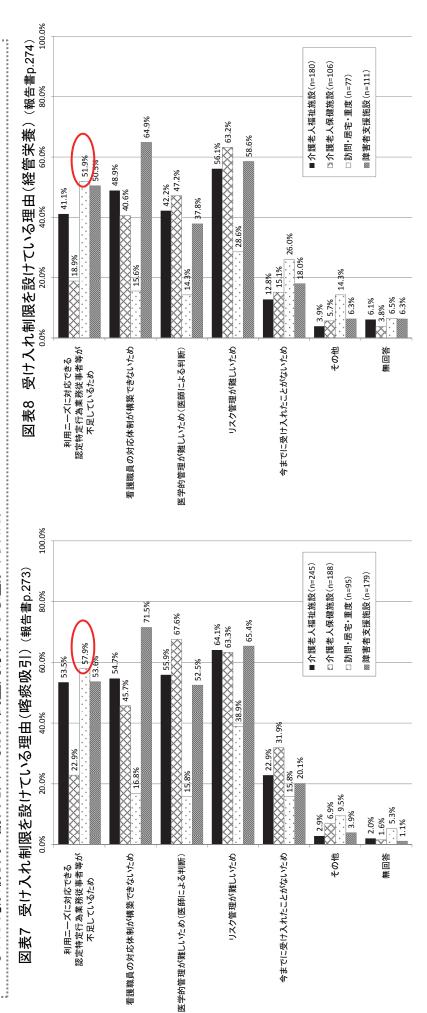




利用者の受入れ制限を設けている理由 喀痰吸引等の利用者の状況4

(利用者の受入れ制限を設けている理由)※特別支援学校:設問設定ない

- 不足しているため」が「喀痰吸引、「経管栄養」のいずれの行為でも 5 割以上だが、「看護職員の対応体制が構築できないため」や「医学的管理が 受入れ制限を設けている理由をみると、「訪問介護、居宅介護、重度訪問介護」では「利用ニーズに対応できる認定特定行為業務従事者等が 難しいため(医師による判断)」は2割未満となっていた。
- 断)」、「経管栄養」で「リスク管理が難しいため」、「障害者支援施設」では「喀痰吸引」、「経管栄養」ともに「看護職員の対応体制が構築でき 施設系サービスでは「今までに受け入れたことがないため」以外のいずれの選択肢の割合も高い傾向がみられるが、「介護老人福祉施設」では「喀 痰吸引」、「経管栄養」ともに「リスク管理が難しいため」、「介護老人保健施設」では「喀痰吸引」が「医学的管理が難しいため(医師による判 ないため」が最も高い割合を占めており、調査対象間による差がみられた。



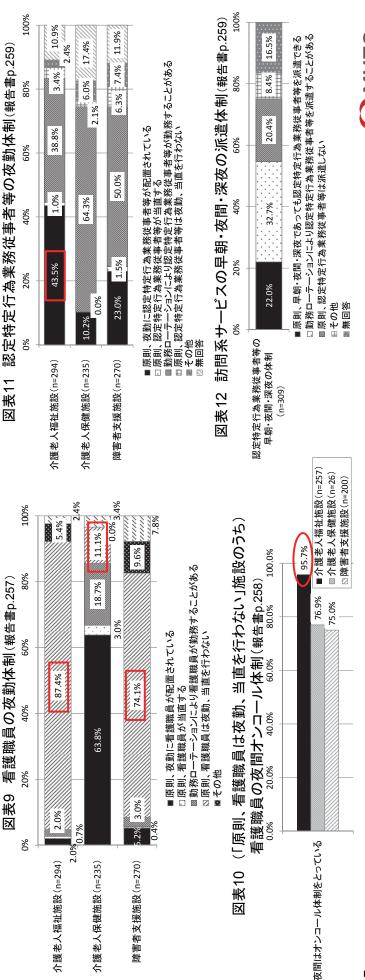


ဖ

認定特定行為業務従事者等の夜間の勤務体制 看護職員、

(看護職員の夜間の勤務体制)※「訪問介護、居宅介護、重度訪問介護」および「特別支援学校」: 設問設定なし

- が約6割であった。一方で「障害者支援施設」では「原則、看護職員は夜勤、当直を行わない」が74.1%と最も高いが、そのうち「夜間はオンコー そのうち「夜間はオンコール体制をとっている」とした施設が95.7%であった。「介護老人保健施設」では「原則、夜勤に看護職員が配置されている。 ○ 看護職員の夜勤体制、オンコール体制をみると、「介護老人福祉施設」では「原則、看護職員は夜勤、当直を行わない」が87.4%と最も高いが ル体制をとっている」とした施設は75.0%にとどまっていた。
- 認定特定行為業務従事者等の夜間の勤務体制 ※訪問系は早朝・夜間・深夜の派遣体制) ※特別支援学校:設問設定なし
- 認定特定行為業務従事者等の夜勤体制をみると、「介護老人福祉施設」では「原則、夜勤に配置されている」が43.5%を占めていたが、「介護 老人保健施設」では10.2%と低く、「勤務ローテーションにより勤務することがある」が64.3%であった。「障害者支援施設」も同様に「原則、夜勤(配置されている」が23.0%と低く、「勤務ローテーションにより勤務することがある」が50.0%であった。
 - 「訪問介護、居宅介護、重度訪問介護」では早朝・夜間・深夜の体制を聞いたところ、「勤務ローテーションにより派遣することがある」が32.7%、 「原則、派遣できる」が22.0%、「原則、派遣しない」が20.4%であった。





認定特定行為業務従事者等の配置の過不足以況、研修受講に係る時間の取分及い、手当等の有無 研修の状況(1) 4

(認定特定行為業務従事者等の配置の過不足状況)

) 認定特定行為業務従事者等の過不足状況では、「特別支援学校」 以外、「不足している」の割合が約4割と最も高く、「かなり不足してい る」、「不足している」の合計では「介護老人福祉施設」が55.1%、 「介護老人保健施設」が45.1%、「訪問介護・居宅介護・重度訪問 介護」が53.7%、「障害者支援施設」が59.6%と、「介護老人福 祉施設」、「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」、「障害者支援施設」、「弱問介護を入福 援施設」にて5割を超えていた。

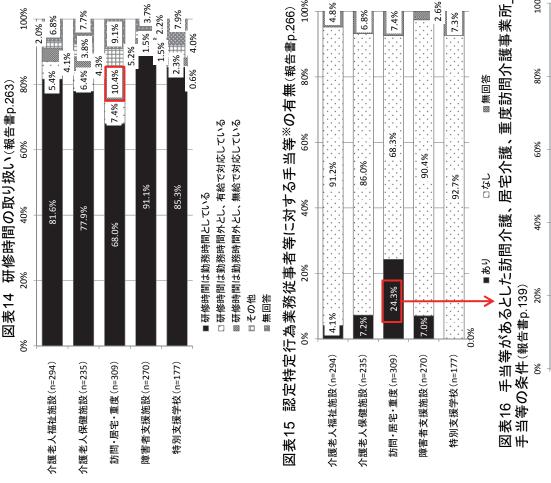
(研修受講に係る時間)

○研修時間の取り扱いでは、いずれの調査対象でも「勤務時間としている」の割合が高かったが、「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」では「勤務時間外とし、無給で対応している」が10.4%を占めていた。

手当等の有無)

○認定特定行為業務従事者等に対する手当等の有無では、いずれの調査対象でも「なし」の割合が最も高かったが、「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」では「あり」とする事業所が24.3%を占めており、手当ありの事業所では、「実際に喀痰吸引等を提供することへの手当」が68.0%であった。

4.8% 3.7% 図表13 利用ニーズに対する現在の認定特定行為業務従事者等の過不足状況 11.7% 3.2% 100% 8.5% 5.6% 3.7% 4.3% 11.9% 7.2% 3.4% 7.6% 30.7% 33.0% 30.1% 31.5% 61.0% 47.0% 42.2% 43.0% 38.7% 22.0% 12.9% 12.6% 10.7% 介護老人福祉施設(n=294) 障害者支援施設(n=270) 介護老人保健施設(n=235) 訪問·居宅·重度(n=309) 特別支援学校(n=177) 報告書p.260)



■認定証が交付されたことへの手当 □認定証の交付後、実際に喀痰吸引等を提供することへの手当 ◎その他 B無回答

6.7%

. %0.89

22.7%

手当等の条件(n=75)

∞必要な職員数は満たしている

□不足している

■かなり不足している

■分からない

日必要以上に確保できている Mitsubishi UFJ Research and Consulting

ω

受講に関する課題、研修後のフォローアップ研修の実施状況 研修の状況(2) 4

(研修受講に関する課題)

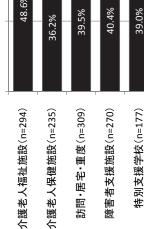
- が長く負担が大きい」が69.7%、「研修受講者が不在の間、勤務体 ○第1号・第2号の「基本研修」の課題では、「一度に複数の介護職 制の維持が困難」が58.6%と高く、「実地研修」の課題も同様の傾 員を参加させることが困難」が77.5%、次いで「研修時間(回数) 向であった。
- 修ともに5割以上と高いが、「研修時間(回数)が長く負担が大き 数の介護職員を参加させることが困難」の割合が基本研修、実地研 い」の割合はいずれも3割程度と第1号・第2号研修と比較して差 第3号研修の課題では、第1号・第2号研修と同様に「一度に複 がみられた。
- 「研修の開催頻度が少ない」については、基本研修について、第1号、 第2号、第3号研修のいずれも3割程度が課題としていた。

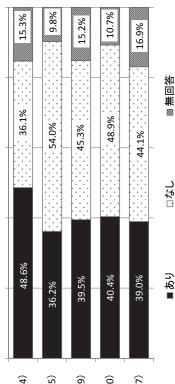
「フォローアッフ・研修の実施状況)

研修終了後のフォローアップ研修の実施の有無については、「介護老 人福祉施設」にて「あり」が48.6%と約半数を占めていたが、それ以 外の調査対象では「あり」が約4割程度であった。

研修後のフォローアップ研修の実施状況(報告書p.267) 36.1% %09 48.6% 図表19

100%

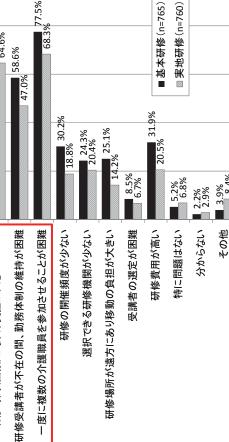




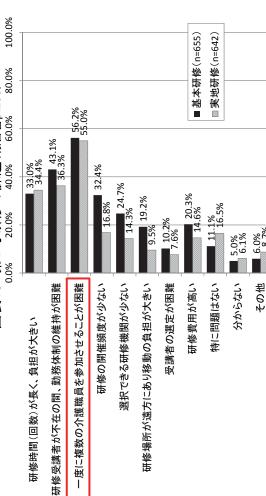
80.0% 図表17 第1号、第2号研修の課題(報告書p.264) %0.09 40.0% 20.0% 研修時間(回数)が長く、負担が大きい

100.0%

77.5%







Mitsubishi UFJ Research and Consulting

個別計画書の作成に関わっている専門職、モニタリング後の情報共有方法 連携状況① ட

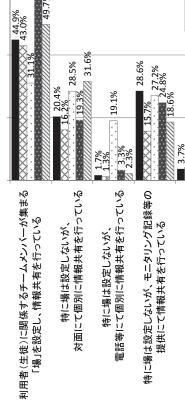
(個別計画書の作成に関わっている専門職)

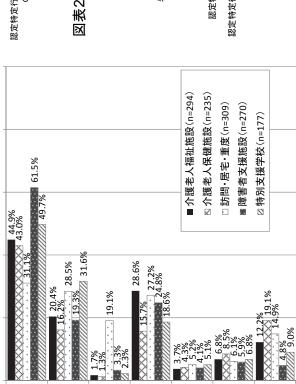
- ○個別計画書の作成に関わっている専門職をみると、「訪問介護、居宅介護、 重度訪問介護」では「看護師」「准看護師」が関わっている割合が他サービス と比べ低く、「看護師」が27.2%、「准看護師」が1.6%であったが、訪問看 護事業所と併設している事業所(n=55)では「連携先の看護師」が関わって いる割合が41.8%と併設なし(n=254)と比べ高かった。
-)「障害者支援施設」、「特別支援学校」では「看護師」に次いで「認定特定 行為業務従事者等」の関与割合が6割以上と高い傾向がみられた。

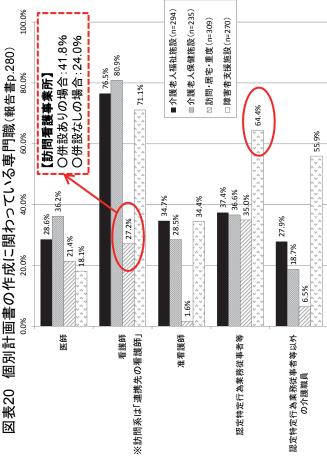
【医師、看護職員による定期的なモニタリングの後の情報共有方法)

○いずれの調査対象も「「場」を設定し「青報共有をおこなっている」の割合が高いが、「訪問介護、居宅介護、重度訪問介護」では「電話等にて個別に共有」の割合が他の調査対象と比べ高かった。

図表22 医師、看護職員による定期的なモニタリングの後の情報共有方法(報告書p.281) 0.0% 20.0% 60.0% 80.0% 80.0% 100.0%







100.0% 86.4% 特別支援学校(n=177)_個別計画書の作成に関わっている 80.0% 67.2% %0.09 38.4% 40.0% 32.2% 20.0% 専門職 (報告書p.233) 医部 認定特定行為業務従事者等 認定特定行為業務従事者等以外 看護師(准看護師含む) 養護教諭 図表21



無回ਅ

特に情報共有は行っていない

かの街

の実施 日常的な情報共有(カンファレンス等) 連携状況2 ட

○併設ありの場合:91.3% ○併設なしの場合:65.6%

[訪問看護事業所]

(チームメンバー間での日常的な情報共有(カンファレンス等))

○チームメンバー間での日常的な情報共有の実施状況をみると、いずれのサービスでも「行っている」の割合が最も高く、特に「特別支援学校」にて9割以上と高かった。

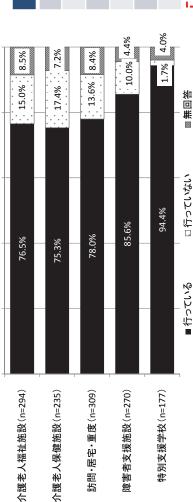
(情報共有をおこなっているチームメンバー)

- ○共有をおこなっているチームメンバーをみると、「介護老人福祉施設」、 「介護老人保健施設」では、「医師」、「看護職員」といった医療職と情報共有を行っている割合が他の調査対象と比べ高い傾向がみられた。
 - ○一方で「訪問介護、居宅介護、重度訪問介護」では、「医師」が 48.1%、「看護職員」が70.5%と他の調査対象と比べ割合が低い傾 向がみられたが、訪問看護事業所と併設している事業所 (n=46)では 「連携先の看護師」の割合が9割を超えていた。

(「看護職員」との日常的な情報共有の頻度)

○「看護職員」との情報共有の頻度をみると、「介護老人福祉施設」では「毎日」の割合が54.2%、「介護老人保健施設」では44.6%、「障害者支援施設」では61.9%であるのに対し、「訪問介護、居宅介護、重度訪問介護」では、「月1回程度」が28.8%、「週1回程度」が20.6%であり、「毎日」とした事業所は15.9%であった。

図表23 チームメンバー間での日常的な情報共有の実施状況(報告書p.282) 0% 40% 60% 80% 100%



%6.86 ♦ 97.8% 100.0% 93.8% 93.5% -(報告書p.282) 91.5% 91.0% 88.9% 36.3% 83.6% 82.0% △介護老人保健施設(n=177) 81.0% ■ 障害者支援施設(n=231) 75.6% 76.3% 80.0% 70.5% 図表24 情報共有をおこなっているチームメンバー 62.8% %0.09 40.0% ■介護老人福祉施設(n=225) 20.0% □ 訪問・居宅・重度(n=241) 図特別支援学校(n=167) ※訪問系は「連携先の看護師」 医部 看護職員 認定特定行為業務従事者等 認定特定行為業務従事者以外の 介護職員、教員(養護教諭以外)

図表25 「看護職員」との日常的な情報共有の頻度(報告書p.283)

	毎日	遇2~3	調回報	月10階度	その街
介護老人福祉施設	54.2%	2.7%	9.8%	23.1%	9.3%
介護老人保健施設	44.6%	2.7%	8.6%	27.4%	10.9%
胡小護、居宅小護、重度胡小護	15.9%	9.4%	20.6%	28.8%	20.6%
达、訪問看護事業所と併設	23.8%	7.1%	9.5%	33.3%	23.8%
障害者支援施設	61.9%	4.0%	7.1%	13.3%	11.9%
特別支援学校	76.7%	1.8%	%0.0	13.5%	6.1%

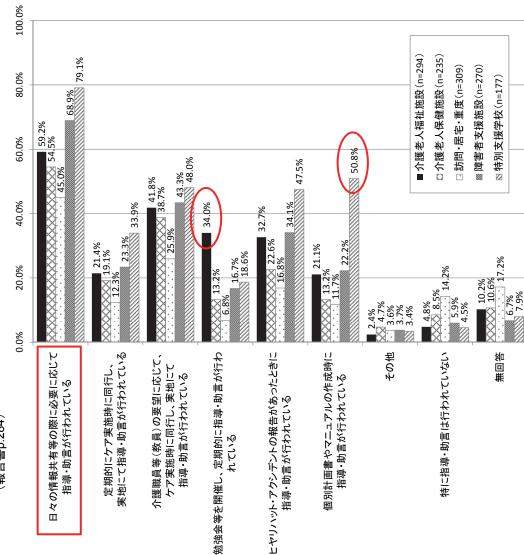
※「日常的な情報共有」については、設問にて(カンファレンス等)としており、チームメンバー が集まる場における情報共有の頻度として回答した施設・事業所がある可能性に留意

看護職員による認定特定行為業務従事者等に対する指導・助言の実施 連携状況③

(看護職員による認定特定行為業務従事者等に対する 指導・助言の実施)

- ・看護職員による指導・助言のタイミングをみると、各調査対象に共通で「日々の情報共有等の際に必要に応じて指導・助言が行われている」の割合が最も高かった。
- ○「介護老人福祉施設」では、「日々の情報共有等の際に必要に応じて指導・助言が行われている」に加え、「介護職員等の要望に応じて、ケア実施時に同行し、実地にて指導・助言が行われている」とした施設が41.8%、「勉強会等を開催し、定期的に指導・助言が行われている」が34.0%、「ヒヤリリット・アクシデントの報告があったときに指導・助言が行われている」が32.7%となっており、特に、「勉強会等を開催し、定期的に指導・助言が行われている」の割合は他の調査対象と比べ高い傾向がみられた。
- ○「訪問介護、居宅介護、重度訪問介護」では、他の調査対象に比べ、いずれの項目も割合が低い傾向がみられ、「特に指導・助言は行われていない」とする事業所が14.2%を占めていた。
- ○「特別支援学校」では、「日々の情報共有等の際に必要 に応じて指導・助言が行われている」に加え、「教員の要 望に応じて、ケア実施時に同行し、実地にて指導・助言が 行われている」とした学校が48.0%、「ヒヤリノット・アクシ デントの報告があったときに指導・助言が行われている」が 47.5%、「個別計画書やマニュアルの作成時に指導・助 言が行われている」が50.8%となっており、特に、「個別 計画書やマニュアルの作成時に指導・助 計画書やマニュアルの作成時に指導・助 引が行われている」が50.8%となっており、特に、「個別 計画書やマニュアルの作成時に指導・助言が行われている」の割合は他の調査対象と比べ高い傾向がみられた。

図表26 看護職員による認定特定行為業務従事者等に対する指導・助言の実施状況 (報告書p.284)





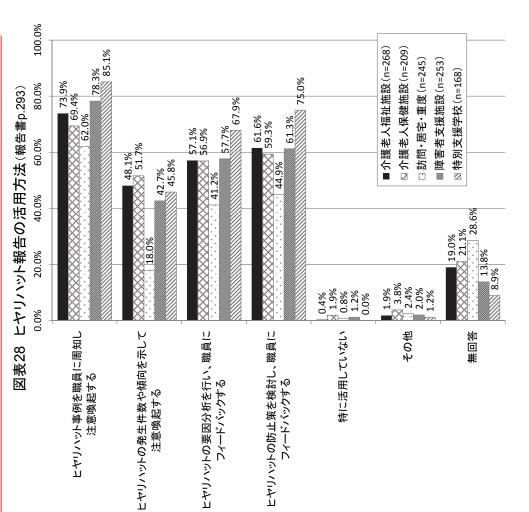
ヒヤリハット・アクシデント 事例報告体制・仕組み、ヒヤリット報告の活用方法 9

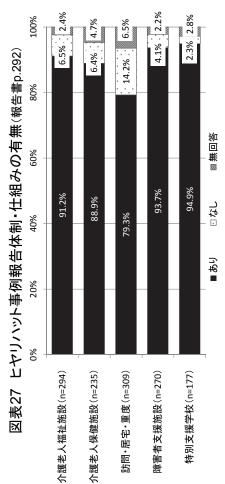
(ヒヤリハット事例報告体制・仕組みの有無)

査対象でも「あり」の割合が最も高いが、「訪問介護、居宅介護、 ○ヒヤリリット事例報告体制・仕組みの有無をみると、いずれの調 重度訪問介護」では「なし」が14.2%となっていた。

(ヒヤリハット報告の活用方法)

- 高く、「特に活用していない」とした割合はいずれの調査対象でも ○ヒヤリリット報告の活用方法をみると、いずれの調査対象でも「ヒ ヤリツト事例を職員に周知し注意喚起する」とした割合が最も 2%未満と低かった。
 - では75.0%と高く、「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施 討し、職員にフィードバックする」とした割合は、「特別支援学校」 発生した事例を周知するだけでなく、「ヒヤリハットの防止策を検 設」、「障害者支援施設」で約6割、「訪問介護、居宅介護、 重度訪問介護」では5割未満であった。







認定特定行為業務従事者等による喀痰吸引等の提供①

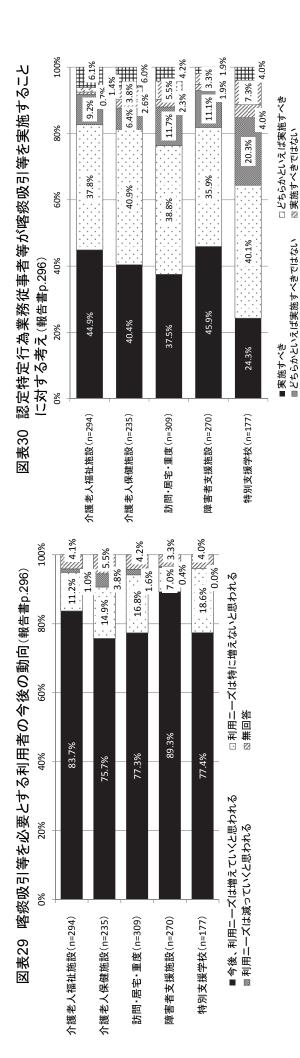
|密郊吸引||等を必要とする利||用者の今後の動向、認定特定行為業務従事者等が「密郊吸引|等を実施することに対する考え

(喀痰吸引等を必要とする利用者の今後の動向)

○喀痰吸引等を必要とする利用者の今後の動向をみると、いずれの調査対象でも「今後、利用ニーズは増えていくと思われる」の割合が最も高かっ

(認定特定行為業務従事者等が喀痰吸引等を実施することに対する考え)

○認定特定行為業務従事者等が喀痰吸引等を実施することに対する考えをみると、「特別支援学校」以外、「実施すべき」、「どちらかといえば実施 すべき」を合わせた割合が8割程度を占めていた。





□分からない

図表31 認定特定行為業務従事者等が喀痰吸引等を実施することへの不安 20% 60% 51.4% 47.0% 46.9% 53.1% 54.5% 30% 40% 20% 認定特定行為業務従事者等による喀痰吸引等の提供② 29.4% 29.3% 27.7% 21.8% 10% 14.0% 報告書p.297) 0% 介護老人福祉施設(n=294) 介護老人保健施設(n=235) 訪問·居宅·重度(n=309) 障害者支援施設(n=270) 特別支援学校(n=177) 認定特定行為業務従事者等が喀痰吸引等を実施することへの不安 「不安がある」、「やや不安がある」と回答した施設・事業所のうち、不安 施設」以外、7割以上を占めており、「訪問介護、居宅介護、重度訪 ○「不安がある」、「やや不安がある」を合わせた割合は、「介護老人保健 できない」といった運営上の理由や、「認定特定行為業務従事者等の 力量にバラつきがある」、「医師や看護職員が不在時の介護職員等の を感じる理由をみると、「リスク管理が難しい」、「安定的に職員を確保 問看護」や「障害者支援施設」、「特別支援学校」では「不安がある」 認定特定行為業務従事者等が密図吸引等を実施することの不安) 緊急対応」において、5割を超える調査対象がみられけ の割合が約3割を占めていた。

3.7%

20.0%

15.3% 5.6%

4.2%

19.4%

%0.9

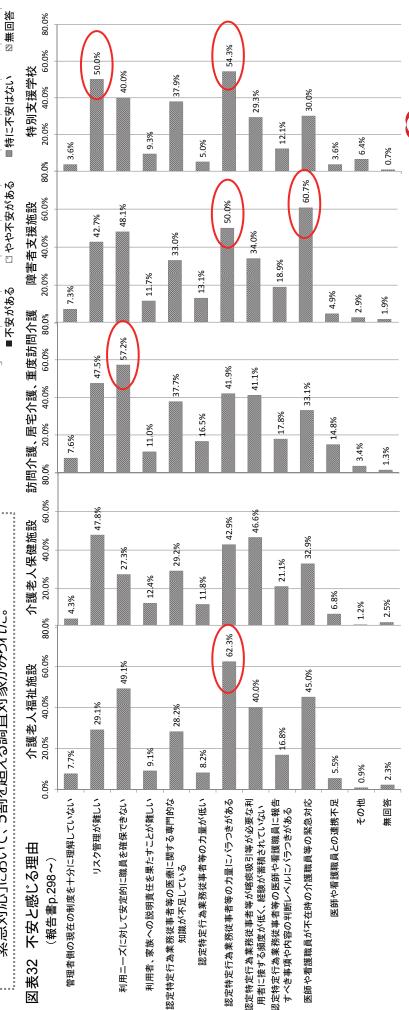
25.5%

100%

%06 %08

%02

19.0%



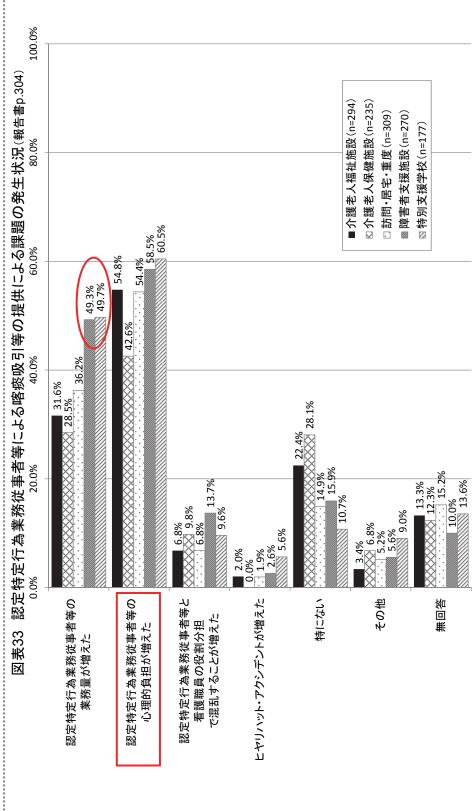
認定特定行為業務従事者等による喀痰吸引等の提供の課題① **∞**

施設・事業所の管理者からみた課題

(認定特定行為業務従事者等による喀痰吸引等の提供の課題)

○認定特定行為業務従事者等による喀痰吸引等の提供の課題をみると、いずれの調査対象でも「認定特定行為業務従事者等の心理的負担が 増えた」の割合が高く、特に「介護老人福祉施設」、「訪問介護、居宅介護、重度訪問介護」、「障害者支援施設」、「特別支援学校」では回答 が5割以上であった。

○「認定特定行為業務従事者等の業務量が増えた」では、「障害者支援施設」、「特別支援学校」の割合が他の調査対象と比べ高かった。



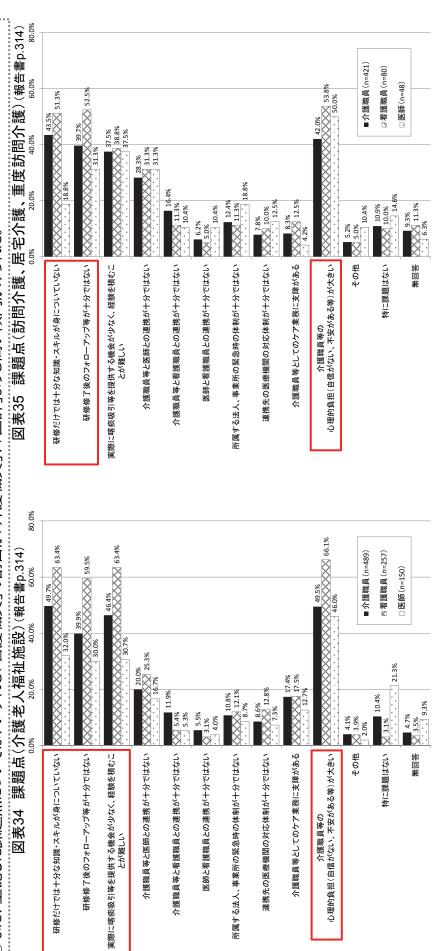


認定特定行為業務従事者等による喀痰吸引等の提供の課題②

認定特定行為業務が事者の介護職員自身/看護職員/医師からみて、認定特定行為業務が事者等が密密限引等を実施するにあたって課題と感じる点(職員票)

(認定特定行為業務従事者等が喀痰吸引等を実施するにあたって課題と感じる点) ※職員票の回答

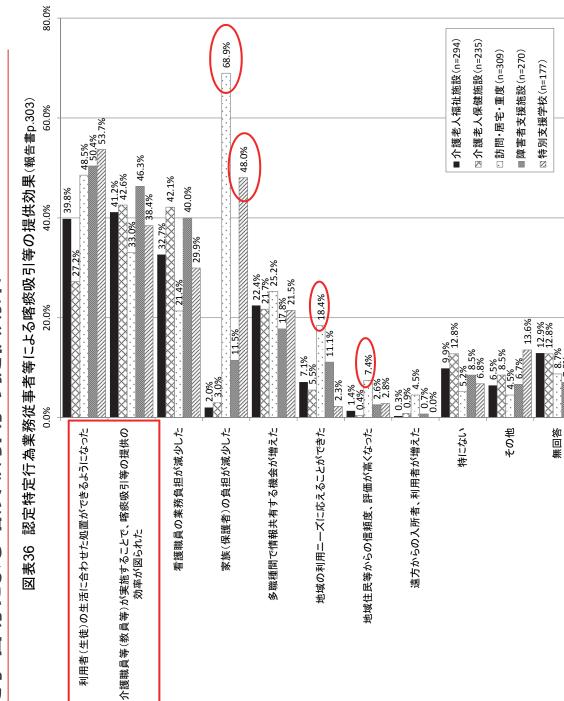
- 職員等の心理的負担が大きい」が66.1%といずれも高い割合となっていた(「介護老人保健施設」、「障害者支援施設」、「特別支援学校」にお ○特に「看護職員」からみた課題点をみると、「介護老人福祉施設」では、「研修だけでは十分な知識・スキルが身についていない」が63.4%、「研修 終了後のフォローアップ等が十分ではない」が59.5%、「実際に喀痰吸引等を提供する機会が少なく、経験を積むことが難しい」が63.4%、「介護 いても同様の傾向がみられたが、「特別支援学校」では「医師と看護職員との連携が十分ではない」とする看護職員の割合が29.3%と他の調査 対象(10%以下)と比べ高い傾向がみられた)
- 「訪問介護、居宅介護、重度訪問介護」では、「研修だけでは十分な知識・スキルが身についていない」が51.3%、「研修終了後のフォローアップ 等が十分ではない」が52.5%、「介護職員等の心理的負担が大きい」が53.8%といずれも5割以上となっていた。
 - 上記した課題点については、いずれも「看護職員」の割合が「介護職員」、「医師」よりも高い傾向がみられた。



認定特定行為業務従事者等による喀痰吸引等の提供効果 **O**

(認定特定行為業務従事者等による喀痰 吸引等の提供効果)

- ○認定特定行為業務従事者等による喀痰吸引等の提供効果として、「利用者(生徒)の生活に合わせた処置ができるようになった」や「喀痰吸引等の提供の効率が図られた」の割合がいずれの調査対象でも高い傾向がみられた。
 - ○「看護職員の業務負担が減少した」については、「訪問介護、居宅介護、重度訪問介護」にて21.4%と割合が低く、「介護老人保健施設」、「障害者支援施設にて約4割となっていた。
- ○「家族(保護者)の負担が減少した」に ついては、特に「訪問介護、居宅介護、 重度訪問介護」、「特別支援学校」で割 合が高く、「特別支援学校」では48.0% の学校が効果として回答していた。
 -)「訪問介護、居宅介護、重度訪問介護」 では、「地域の利用ニーズに応えることができた」が18.4%、「地域住民等からの信頼度、評価が高くなった」が7.4%と割合は低いが、他の調査対象と比べ高い傾向がみられた。





11.3%

(ヒアリング調査結果)

1. 目的別にみた各事例の取組

ヒアリング調査の結果、喀痰吸引等研修や、喀痰吸引等の安全な実施、従事者等のフォローアップに関して、下記のような取組がみられた。

【喀痰吸引等研修に関する取組】

- ○**実地研修を円滑に実施するための取組**として、退院前調整会議での喀痰吸引等指示書の取付、実地研修前の人形やPETボトルを用いた練習がみられた。
- ○各事業所・施設の指導の平準化を図るための取組として、**指導看護師の基本研修への同席、管理者の実地研修への同席**といった、従事者と指導者で研修の ポイントを共有する取組が行われていた。
- ○そのほか、独自の取組として、**登録研修機関が実施する施設長研修の受講、事業所・施設内での医療的ケアの基礎知識に関する研修の実施**がみられ、事業 所・施設内の意識共有を図る取組として効果的と言える。

[喀痰吸引等の安全な実施、従事者等のフォローアップに関する取組]

- ○喀痰吸引等を安全に実施するための取組として、**安全委員会の中でヒヤリハット事例の共有や再発防止策の検討**が行われていた。そのほか、独自の取組として、 個別計画書以外のマニュアル・手順書の作成、管理者や指導看護師による手技の確認、フォローアップ研修の実施・受講といった取組があった。
-)対象者の状態変化に対応するための取組として、**対象者個別の緊急時の連絡方法・対応体制のとりきめ、利用者に関する密な情報共有**などが示われていた。 情報共有については、居宅系の事例では、各職種が頻繁に顔をあわせることが難しいため、会議のほか、電話やICT等を用いて情報共有を行っていた。
- ○事業所・施設の独自の取組として、対象者の口腔機能を維持・向上するため、**食形態・食事介助の工夫**や**口腔ケア・リハビリ**が行われていた。

職種間・事業所間の連携の重要性】

- **手技の確認は、医師、指導看護師、ケアマネジャーの協力の下で行われており**、喀痰吸引等の安全な実施には、職種間の連携が必要不可欠と言える。居宅系 ○上記の取組のうち、 **個別計画書以外のマニュアル・手順書の作成、対象者個別の緊急時の連絡方法・対応体制のとりきめ、利用者に関する密な情報共有、** の事業所では、関係職種が事業所・法人外に所属している場合も多く、連携の重要性が特に高いと考えられる。
- 〕今回調査した居宅系の事例では、**連携の基盤となる事業所間の関係づくりとして、地域の事業者が集まる医療介護連携推進会議や合同カンファレンスに出席** し、日頃から顔あわせを行っていた。こうした関係づくりに対する行政からの支援も効果的と考えられる。
- ○一部の事例では、医療職と介護職の協働により、情報共有ツールや緊急時マニュアルのひな形を作成していた。こうした**多職種連携による汎用性のあるツールの 作成**も、対象者の変化に対応しながら安全に喀痰吸引等を実施するのに効果的と考えられる。

[多様な形態での従事者等のフォローアップ]

- 一方で、**登録研修機関が、訪問指導やフォローアップ研修、従事者・指導看護師向けの連絡会などを開催**している事例もあり、登録研修機関がブォローアップを ○事業所・施設内のフォローアップ研修としては、**マニュアル類の再確認や簡易な筆記テスト**など、事業所・施設が取り組める範囲で効果的な研修を実施していた。 支援することも期待される。
- 〇**従事者等をフォローアップする上では、研修という形態だけでなく、日頃からの手技の確認も効果的**であり、今回の調査した全事例で行われていた。日頃の業務 の中で実施できるフォローアップの方法やノウハウを、地域の事業所間で共有していくことも効果的と考えられる。



(ヒアリング調査結果)

目的別にみた各事例の取組

・・・法令 省令内の取組・工夫 実線

· · ・独自の取組・工夫

小额

ヒアリング調査を実施した6事例の取組を目的別に整理したところ、以下の通りとなった。喀痰吸引等研修については、実地研修を円滑に実施するための工夫のほか、独自の取組として、各事業所・施設 の指導の平準化や事業所・施設内の意識共有を目的とした工夫や独自研修がみられた。喀痰吸引等の安全な実施、従事者等のフォローアップでは、安全に実施するため、法令・省令内の取組のほか、 個別計画書以外のマニュアル・手順書の作成、手技の確認、フォローアップ研修の実施・受講が行われている。また、対象者の状態変化に対応するため、緊急時対応を個別に定めたり、情報共有を密に 行っている。 さらに、 喀痰吸引等を実施するだけでなく、 口腔機能の維持・向上を図るための独自の取組として、 食形態・食事介助の工夫や口腔ケア・リハビリなどもみられた。

研修の円滑な実施

①基本研修の受講、実地研修の実施

実地研修を短期間で実施できるよう、退院前調整会議で 指示書を取り付けたり (事例IV)、実地研修前に人形や PETボトルで練習している(事例IVV)

【定参】

喀痰吸引等研修

各事業所・施設の指導の平準化

②研修への管理者・指導看護師の同席

基本研修の演習に指導看護師が同席したり(事例皿)、 実地研修に事業所の管理者が同席することで(事例 II)、 その後の現場指導の平準化を図っている

喀痰吸引等の安全な実施

医師の文書による指示

②個別計画書・業務方法書の作成

③個別計画書以外のマニュアル・手順書の作成

【辮絮】

[II IN V) 、写真等でわかりやすくしたり (事例 II) 対象者個別のマニュアル・手順書を作成し(事例 室に掲示して確認を徹底している (事例IV)

4)従事者の手技の確認

删 居宅系では事業所の管理者や連携先の訪問看護師 例 I II IV)、施設系では施設内の看護師等(事例 ■VVI)が手技を確認している

⑤フォローアップ研修の実施・受講

喀痰吸引等の安全な実施、

従事者等のフォローアップ

ⅢV)、登録研修機関が行う訪問指導やフォローアップ研 テキスト等の再確認や実技の研修を実施したり(事例 修、連絡会に出席している(事例 I m VI)

⑥安全委員会の設置・運用

安全委員会で、ヒヤリリット事例を共有し、再発防止策の 検討を行っている(事例ⅢⅣVⅥ) ⑦備品の単備、衛生管理 】 ⑧利用者・家族へ気胡等 IVIIISU

対象者の状態変化への対応

緊急時の連絡方法・対応体制のLりきめ (a)

急時マニュアルを作成し(事例IINVM)、居室や車い 緊急時の連絡先・対応手順等を整理した対象者個別の緊 すに設置している (事例皿VM)

⑩利用者に関する情報共有

状態変化に応じて電話・ICT等で情報共有している (事例 施設系では、毎月複数回、多職種で顔を合わせて情報共 (事例IIVI)、居宅系では、会議のほか、対象者の 対象者毎の項目や統一された評価基準に基づき、モニタリ ングを行っている(事例IV)

⑪医師に対する実施状況の報告

(VIIII

喀痰吸引等の実施状況について、書面や対面により、医師 に対する報告が守われている

事業所・施設内の意識共有

③施設長を対象とした研修の受講

登録研修機関が行う施設長研修を受講して、喀痰吸引等 制度やコンプライアンスについて学んでいる(事例Ⅱ)

4)医療的ケアの基礎知識を補う研修の実施

医療的ケアを必要とする対象者の基本理解や医療的ケアの 基礎知識を学ぶ研修を、従事者に限定せず開催し、認識 や方針の共有を図っている(事例VVI)

口腔機能の維持・向上

②食形態・食事介助の工夫

喀痰吸引の回数を減らすため、食形態を多段階に分けて対 象者にあった食事を提供したり、食事摂取時の姿勢に気を 付けている (事例V)

③口腔ケア・リハビリの実施

個別のマニュアル・計画を作成し、 口腔ケア・リハビリに取り組 が中心となって、対象者の食事やえん下の状態を評価して、 食・嚥下障害看護認定看護師や作業療法士(事例V) 訪問看護師(事例 I)、歯科衛生士(事例皿)

事例 I:訪問介護事業所(介護・居宅系) 事例 II:訪問介護事業所(介護・居宅系) 事例 II:特別養護老人ホーム(介護・施設系)

事例Ⅳ:居宅介護·重度訪問介護、共同生活援助(障害,居宅系)

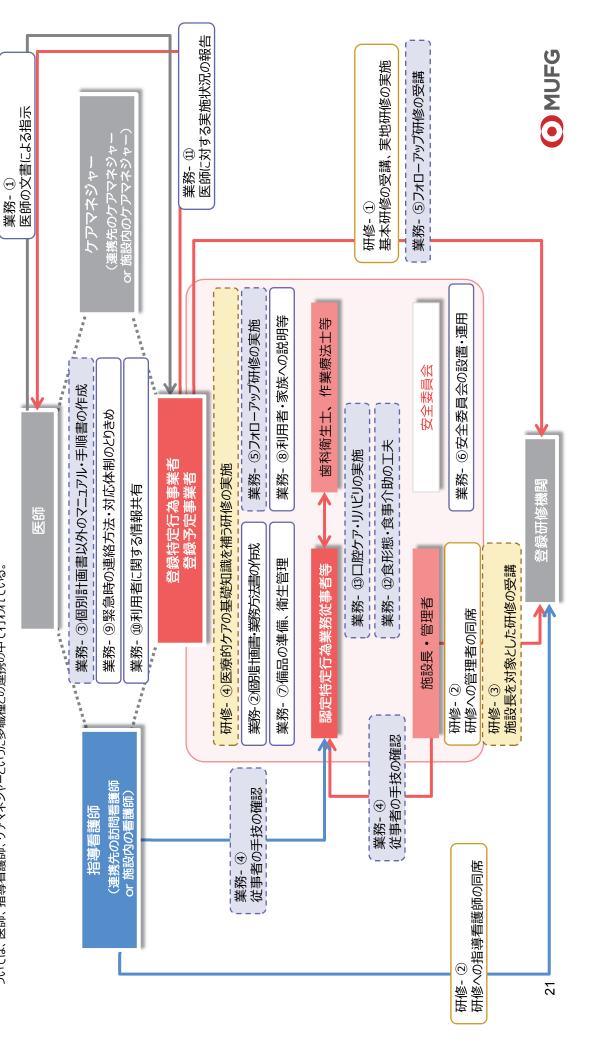
事例 N:重症心身障害児者通所施設(障害·施設系) 事例VI:特別支援学校



(ヒアリング調査結果)

3. 連携先との関係図と各事例の取組

喀痰吸引等研修(研修)では、認定特定行為業務従事者だけでなく、施設長や管理者、指導看護師も研修に関わっている。喀痰吸引等の安全な実施、従事者等のフォローアップ(業務)では、登 録特定行為事業者の内部で行われている取組もあるが、個別計画書以外のマニュアル・手順書の作成、緊急時の連絡方法・対応体制のとりきめ、利用者に関する情報共有、従事者の手技の確認等に ヒアリング調査を実施した6事例の取組を、登録特定行為事業者・登録予定事業者と連携先の関係図の中に、位置づけたところ、以下の通りとなった。 ついては、医師、指導看護師、ケアマネジャーといった多職種との連携の中で行われている。



[光際]

認定特定行為業務従事者等による喀痰吸引等の提供効果では、「利用者の生活に合わせた処置ができるようになった」、「認定特定行為業務従 等が必要な利用者に対して認定特定行為業務従事者等が一定の役割を担っていることが把握できた。一方で、研修受講の課題や実際に提供して 事者等が実施することで、喀痰吸引等の提供の効率が図られた」といった効果があげられており、制度開始から5年が経過した現段階で、喀痰吸引 、
以く上での改善点など課題も明らかとなっている(ヒアリング調査では、医療との連携を中心に課題対応の工夫がみられた)。以下、考察を示す。

[サービス種別の特徴に応じた促進]

○本調査にて各調査対象における喀痰吸引等の利用者の状況、提供の実態を確認したが、「口腔内、鼻腔内の喀痰吸引」、「胃ろう又は腸ろう」の 対象による特徴の違いがみられた。今後も利用ニーズが高まることが想定される中、いずれの調査対象においても認定特定行為業務従事者等によ る提供を充実させていくことが求められるが、各調査対象の位置付け(求められている機能の違い)や職員体制、対象としている利用者の年齢や 行為は調査対象に共通して一定の利用者がいる一方で、「気管カニューレ内部の喀痰吸引」の行為については「訪問介護・居宅介護・重度訪問 介護」や「特別支援学校」で一定の利用者がいるのに対し、「介護老人福祉施設」や「介護老人保健施設」では利用者の割合が低いなど、調査 身体状況等は異なることから、今後の制度促進に向けてはサービス種別などの特徴に応じて進めていくことが求められるのではないか。

【基本・実地研修+OJT、フォローアッフ。の実施】

(0JT、フォローアップ実施の必要性)

- ○「研修受講に関する課題」では、特に第1号・第2号研修にて「研修時間が長く(研修回数が多く)、負担が大きい」とする施設・事業所管理者側 務従事者等が喀痰吸引等を提供するにあたっての課題点として、「研修だけでは十分な知識・スキルが身についていない」、「研修修了後のフォロー アップ等が十分ではない」といった点が上位にあげられていることから、「実際の提供を通じたスキルの向上や実践的な知識の習得」といったOJTやフォ の課題があげられる一方で、実際に喀痰吸引等を実施する立場にある認定特定行為業務従事者等自身や看護職員からは、認定特定行為業 ローアップも含めて、一体的に推進していくことが必要ではないか。
- 認定特定行為業務従事者等が喀痰吸引等を実施することに対して「不安」「やや不安」とする管理者の割合は約7割と高いが、「不安」の理由とし て「認定特定行為業務従事者等の力量にバラつきがある」との回答が各サービスにて上位にあげられていることからも、現場でのOJTや研修修了後 のフォローアップの必要性が示されている。

喀痰吸引等の提供における取組方法の共有)

求められることから、法令等に定められた義務事項ではないが、訪問看護事業所の負担増にならず積極的に取り組んでいる事例の工夫等の共有 訪問介護や居宅介護などの訪問系サービスでは、連携先の訪問看護事業所の看護師との同行訪問等による定期的な手技の確認や助言等が も有効ではないか(ヒアリング調査では、医療職との連携によるフォローアップの取組、工夫がみられた)

(都道府県等による具体的なフォローアップ等の取組状況の把握)

○本調査研究事業ではフォロ−アップの具体的な内容や都道府県、登録研修機関による取組状況について把握していないため、まずは実態としてど のような研修や取組がおこなわれているのか把握することが必要である。



【地域の実態に応じた研修、認定特定行為業務従事者等以外への研修】

(地域の研修ニーズの把握と研修実施の回数、場所等の検討)

摸といった施設・事業所の実状を把握した上で、各地域の資源状況に応じた研修機関の確保、施設・事業所の実状に応じた研修の実施(回数 ○「研修受講に関する課題」では、第1号・第2号研修、第3号研修に共通して「一度に複数の介護職員を参加させることが困難」とする施設・事業 所の割合が高く、施設・事業所の職員規模が小さいほど研修受講に影響があると考えられる。研修を計画する都道府県は、研修ニーズ、職員規 や場所等)が求められる。

施設・事業所の管理者への研修)

本調査にて、施設・事業所の管理者は、認定特定行為業務従事者等が喀痰吸引等を実施することに対して肯定的であったが、一方で認定特定 所の運営を担う管理者に対して、地域の他施設・事業所の取組状況の共有や施設・事業所のリスク管理方法等を学習できる機会を提供していく 行為業務従事者等が実施することに対して「不安」とする回答が多かった。喀痰吸引等の提供に直接関与している職員だけではなく、施設・事業 ことは制度促進に有効ではないか(ヒアリング調査では研修実施機関による「施設長」を対象としたコンプライアンスや在宅医療に関する現状を学 習する研修の実施事例があった)。

喀痰吸引等の提供に直接関与しない職員への啓発)

○また、ヒアリング調査では、喀痰吸引等の提供に関与しない一般の職員に対する研修や勉強会等を開催している事例もあり、喀痰吸引等の提供 について、施設・事業所全体の制度理解、促進を図る取組として有効ではないか。

(事例からみる効果的な連携の取組)

(情報共有シートの活用)

医療職の求める情報と介護職の提供する情報の「ズレ」が指摘されていることから、医療職が「リスク予測」に求める情報と介護職が日頃の状況から ○チームメンバー間の日常的な情報共有では、「医師」、「看護職員」といった医療職との情報共有もおこなわれている。一方で、ヒアリング調査からは、 把握できる情報の一致を目的とした情報共有シートの作成なども効果的ではないか(事例では、痰の色・量・状態、服薬状況、食事・水分の摂 取状況などから、各利用者の状況に応じた項目を設定。また、痰の状態の評価など、個々の介護職員によって判断のばらつきが生まれないよう医 寮職から評価基準を提示していた)

喀痰吸引等の提供以外の場面での関係づくり)

が明らかとなっている。ヒアリング調査では、多職種が集まる医療介護連携推進会議や合同カンファレンスに出席し、日頃から連携の基盤となる事業 所間の関係づくりに取組むことの有効性が示されていることから、実際の提供上の連携に加えて、基盤となる関係づくりへの取組も併せて進めていくこ 喀痰吸引等の提供に限らず介護と医療の連携は必須であるが、本調査でも施設系サービスに比べ居宅系サービスにおける医療との連携の難しさ とが効果的ではないか。また、地域の施設・事業所間の関係構築は行政からの支援があることでより促進されるのではないか



- 目 次 -

第1章 本	調査研究の実施概要	1
1. 調査	室の目的	1
2. 本調	骨査研究事業の全体像	2
(1)	全体構成	2
(2)	実施スケジュール	2
3. 各調	周査の実施概要	3
(1)	アンケート調査	3
(2)	ヒアリング調査	7
4. 実旅	5体制	11
(1)	委員会	11
(2)	担当研究員体制	12
第2章ア	ンケート調査結果	13
1. アン	ケート調査結果まとめ	13
(1)	介護老人福祉施設	13
(2)	介護老人保健施設	15
(3)	訪問介護·居宅介護·重度訪問介護	17
(4)	障害者支援施設	19
(5)	特別支援学校	21
(6)	調査対象間比較	23
(7)	職員票	
2. 介護	養老人福祉施設	27
(1)	基本情報	27
(2)	職員体制	31
(3)	認定特定行為業務従事者等の確保	41
(4)	喀痰吸引等が必要な利用者の状況	
(5)	喀痰吸引等の提供プロセス	
(6)	喀痰吸引等の提供に関する安全対策実施状況	
(7)	介護職員等による喀痰吸引等の提供に関する考え、方針	
(8)	喀痰吸引等以外の医行為の提供が必要な利用者の状況	
	養老人保健施設	
(1)	基本情報	
(2)	職員体制	
(3)	認定特定行為業務従事者等の確保	
(4)	喀痰吸引等が必要な利用者の状況	
(5)	喀痰吸引等の提供プロセス	
(6)	喀痰吸引等の提供に関する安全対策実施状況	108

(7)	介護職員等による喀痰吸引等の提供に関する考え、方針117
(8)	喀痰吸引等以外の医行為の提供が必要な利用者の状況123
4. 訪問	l介護·居宅介護·重度訪問介護 126
(1)	基本情報
(2)	職員体制128
(3)	認定特定行為業務従事者等の確保135
(4)	喀痰吸引等が必要な利用者の状況141
(5)	喀痰吸引等の提供プロセス 146
(6)	喀痰吸引等の提供に関する安全対策実施状況153
(7)	介護職員等による喀痰吸引等の提供に関する考え、方針161
(8)	喀痰吸引等以外の医行為の提供が必要な利用者の状況167
5. 障害	者支援施設、生活介護(通所のみ)170
(1)	基本情報170
(2)	職員体制174
(3)	認定特定行為業務従事者等の確保183
(4)	喀痰吸引等が必要な利用者の状況188
(5)	喀痰吸引等の提供プロセス 192
(6)	喀痰吸引等の提供に関する安全対策実施状況199
(7)	介護職員等による喀痰吸引等の提供に関する考え、方針207
(8)	喀痰吸引等以外の医行為の提供が必要な利用者の状況213
6. 特別	支援学校216
(1)	基本情報
(2)	職員体制218
(3)	認定特定行為業務従事者等の確保224
(4)	喀痰吸引等が必要な生徒の状況
(5)	喀痰吸引等の提供プロセス
(6)	喀痰吸引等の提供に関する安全対策実施状況238
(7)	教員等による喀痰吸引等の提供に関する考え、方針245
(8)	喀痰吸引等以外の医行為の提供が必要な生徒の状況250
7. 調査	対象間の比較252
(1)	基本情報
(2)	職員体制254
(3)	認定特定行為業務従事者等の確保260
(4)	喀痰吸引等が必要な利用者の状況269
(5)	喀痰吸引等の提供プロセス276
(6)	喀痰吸引等の提供に関する安全対策実施状況286
(7)	介護職員等による喀痰吸引等の提供に関する考え、方針296

	8.	介護	護職員・教	対員(認定特定行為業務従事者等)の回答	305
	(1)	保有資	格、経験年数等	305
	(2)	介護職員	員等による喀痰吸引等の実施について	310
	9.	看護	護職員の[回答	319
	(1)	保有資格	格、経験年数等	319
	(員等による喀痰吸引等の実施について	
	1 0	. 医	師の回答	岑	326
	(1)	経験年数	数等	326
第	3章	1 ヒア	アリング調	周查結果	331
				益結果概要	
	-	-		が結果概要一覧	
				が結果まとめ	
	2.	ヒア!		舒制	
	(1)		訪問介護事業所	
	(2)		訪問介護事業所	
	(3)	事例Ⅲ	特別養護老人ホーム	359
	(4)		居宅介護・重度訪問介護、共同生活援助	
	(5)	事例Ⅴ	重症心身障害児者通所施設	376
	(6)	事例VI	特別支援学校	385

【資料編】

- 1. アンケート調査票 (施設・事業所票5種類/職員票4種類)
- 2. ヒアリング調査項目一覧・ヒアリング調査シート

第1章 本調査研究の実施概要

1. 調査の目的

喀痰吸引や経管栄養は医行為に該当し、介護職員等によるたんの吸引等は一定の要件のもとに やむを得ない措置として容認されてきたが、社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、平 成24年4月1日より、一定の研修を受けた介護職員(介護福祉士は平成29年4月1日)は、医 師の指示の下に喀痰吸引等の行為を実施できることとなった。

制度施行から5年が経過し、平成28年4月1日時点で登録特定行為事業者数は老人福祉法・介護保険法関係及び障害者総合支援法・児童福祉法関係の施設を合わせ、約1万8千事業所が登録し、認定特定行為業務従事者認定証件数は約9万2千人という現状の中、第9回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会(平成29年2月7日)にて、介護福祉士等による医療的ケアの在り方についての検討必要性の論点が示されており、現行制度上にて実施可能な喀痰吸引等の実施状況について、その実態を把握してはどうか、との方向性が示されたところである。

本調査研究事業は、上記動向を踏まえ、①登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)の介護職員、教員(介護福祉士又は認定特定行為業務従事者、以下「認定特定行為業務従事者等」とする)による喀痰吸引等の提供、利用者の利用実態の把握及び、②喀痰吸引等を実施する上での現行制度上の課題の把握、③現行制度において喀痰吸引等の提供に先駆的に取り組んでいる事例のポイント等を整理することで、今後の政策検討を行うための基礎データを収集することを目的として実施するものである。

2. 本調査研究事業の全体像

(1) 全体構成

本調査研究事業の全体構成は、以下の通りである。

委員会を設置した上で、喀痰吸引等の提供・利用実態や現行制度上の課題等の把握を目的とした「アンケート調査」、現行制度上で喀痰吸引等の提供に先駆的に取り組んでいる事例のポイントや工夫の整理を目的とした「ヒアリング調査」の2つの調査を実施する。

図表 1-1 全体構成

○アンケート調査

(目的) 喀痰吸引等の提供、利用実態の把握、 現行制度上の課題の把握

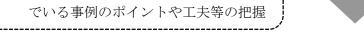


○ヒアリング調査

(目的) 喀痰吸引等の提供に先駆的に取り組ん でいる事例のポイントや工夫等の把握

■委員会の設置(計3回開催)

・喀痰吸引等の提供・利用等の現行制 度も含め、医行為の実施に関して精 通した学識、団体委員による委員会 を設置



(調査の目的)

認定特定行為業務従事者等による喀痰吸引等の実施について、今後の施策検討を行うための基礎データを収集

(2) 実施スケジュール

本調査研究事業の実施スケジュールは、以下の通りである。

7月 8月 9月 | 10月 | 11月 | 12月 3月 1月 2月 (1)委員会 開催 0 0 (2) アンケート調査 調査票設計、対象抽出等 調査実施(配布、回収) データ入力、集計、分析 (3) ヒアリング調査 ヒアリング対象選定、調整等 ヒアリング調査実施

図表 1-2 実施スケジュール

3. 各調査の実施概要

(1) アンケート調査

① 調査の目的

認定特定行為業務従事者等による喀痰吸引等の提供、利用実態の把握及び現行制度上の課題等の把握することを目的として実施した。

② 調査対象、抽出方法、調査対象数

調査対象としたサービス種別、各調査対象の抽出方法、対象数は以下の通りである。

i)調査対象

調査は、全国の登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)を対象とした「施設・事業所調査」と、それら調査対象にて就労する介護職員、教員、看護職員、医師(看護職員、医師については連携先を含む)を対象とした「職員調査」を実施した。

ii) 抽出方法

「施設・事業所調査」は、調査対象によって登録喀痰吸引等事業所(登録特定行為事業者)の件数に差があることから、各調査対象の登録喀痰吸引等事業者数(母集団)が1,000件を超える場合、無作為抽出にて1,000件を調査客体とし、母集団が1,000件を超えない調査対象については悉皆とした。

「職員調査」は、登録喀痰吸引等事業所(登録特定行為事業者)にて就労する介護職員、教員、看護職員、医師(看護職員、医師については連携先を含む)の中から、介護職員、教員(認定特定行為業務従事者等)については2名、看護職員、医師についてはそれぞれ1名を以下の基準に従って選定した。なお、回答する職員の選定は、各施設・事業所の管理者に選定を依頼した。

	未川则且,则且刈水	、	13/87	
調査対象	(参考) 施設·事業所数 ^{※1}	登録喀痰吸引等 事業者数 ^{※2}	抽出方法	調査 対象数
介護老人福祉施設 (地域密着型を含む)	9, 682	6, 097	無作為抽出	1,000
介護老人保健施設	4, 241	778	悉皆	778
訪問介護・居宅介護・重度訪問介護	訪問介護:35,016 居宅介護:22,943 重度訪問:21,050	4, 976	無作為抽出	1,000
障害者支援施設	2, 550	464	悉皆	464
特別支援学校	1, 125	278	悉皆	278
計				3, 520

図表 1-3 (施設・事業所調査)調査対象、抽出方法、調査対象数

^{※1} 介護保険施設・事業所、障害福祉サービス(平成 28 年 10 月 1 日時点)、特別支援学校 (平成 28 年 5 月 1 日時点)

^{※2} 平成 29 年 4 月 1 日時点の登録状況

図表 1-4 (職員調査)調査対象、抽出方法、調査対象数

調査対象	調査対象数
介護職員、教員**	・介護福祉士(平成 29 年1月国家資格合格者)及び認定特定行為業務従事者
(認定特定行為業務	(経過措置対象者を含む)各施設・事業所2名
従事者等)	※2名の選出:喀痰吸引等の実施経験が1年未満(1名)/3年以上(1名)
(大学有等)	※実施経験は、平成 24 年 4 月 1 日以前の実施及び経過措置対象者としての実
	施期間を含めた期間とする
	※該当者がいない場合は任意に選択
看護職員	・認定特定行為業務従事者等による喀痰吸引等の実施に関わる看護職員、各施
	設・事業所1名(居宅の場合は連携先の訪問看護師1名)※複数の場合は任
	意に選択
医師	・認定特定行為業務従事者等による喀痰吸引等の実施に関わる医師(配置医、
	施設医、協力医療機関の医師等)1名 ※複数の場合は任意に選択

※教員:認定特定行為業務従事者の認定を受けた特別支援学校の教員

③ 調査方法

郵送配布、郵送回収

④ 調査実施期間

アンケート調査の実施時期は以下の通りである。

回収率向上のため、対象となる施設・事業所全数に対し、督促状の送付をおこなった。また、介護老人福祉施設(地域密着型を含む)、介護老人保健施設については、公益社団法人全国老人福祉施設協議会、公益社団法人全国老人保健施設協会に依頼し、会員施設に対して調査への協力依頼をおこなった。

図表 1-5 調査実施期間

調査実施期間	平成 29 年 10 月 18 日 (水) ~平成 29 年 11 月 17 日 (金)
(督促状発送)	平成 29 年 11 月 9 日 (木)

⑤ 回収状況

施設・事業所調査全体の回収率は 36.5% (1,285/3,520) であった。調査対象別の回収率は以下の通りである。

図表 1-6 (施設・事業所調査) 回収状況

調査対象	配布施設·事業所数	回収票数	回収率
介護老人福祉施設	1000 件	294 件	29. 4%
介護老人保健施設	778 件	235 件	30. 2%
訪問介護・居宅介護・重度訪問介護	1000 件	309 件	30. 9%
障害者支援施設	464 件	270 件	58. 2%
特別支援学校	278 件	177 件	63. 7%
合計 (不明を除く)	3,520件	1,285件	36. 5%

図表 1-7 (職員調査)回収状況

調査対象	介護職員票	看護職員票	医師票	教員票
介護老人福祉施設	489 件	257 件	150 件	_
介護老人保健施設	395 件	217 件	189 件	_
訪問介護・居宅介護・重度訪問介護	421 件	80 件	48 件	_
障害者支援施設	468 件	245 件	153 件	_
特別支援学校		164 件	72 件	274 件
(サービス種別不明分)	70 件	41 件	23 件	4件
合計	1,843件	1,004件	635 件	278 件

⑥ 主な調査テーマ、調査項目

施設・事業所調査、職員調査の主な調査テーマ、調査項目は以下の通りである。

図表 1-8 (施設・事業所調査) 主なテーマ、調査項目

	1-8 (施設・事業所調 <u>省) 王なァーマ、調</u> 省項目
主なテーマ	調査項目
1. 基本情報	・施設、事業所区分
	・開設主体
	・併設機関
	・定員数、入所者数、利用者数
	・要介護度別、障害程度区分別入所者数、利用者数
	・ 認知症高齢者自立度別入所者数、利用者数
	・加算算定状況
2. 職員体制	・医師、協力医療機関等の体制
	・看護職員の体制
	・介護職員の体制
	・ 認定特定行為業務従事者等の体制(認定別、行為別)
3. 認定特定行為業務従事	・過不足状況、不足する理由
者の確保	・職員確保の方針
	・今年度受講者数(予定含む)
	・研修受講者の選定方法
	・研修受講時間の取り扱い
	・ 研修の課題(第1号・第2号/第3号別、基本研修/実地研修別)
	・ 研修後の対応(手当の有無、フォローアップ研修等の有無)
4. 喀痰吸引等が必要な利	利用者数(行為別)
用者の状況	・ 利用者に対する認定特定行為業務従事者等の関与の状況
	・認定特定行為業務従事者等が関与しない理由、利用者の状態像
	・利用者の受入れ制限の有無、実際の制限状況
5. 提供プロセス	・同意書取得方法、課題
	・指示書取得方法、課題
	・ 個別計画書作成 (関与している専門職、見直しに関するモニタリング
	頻度、モニタリング後の情報共有)

主なテーマ	調査項目
	・ 日常的な情報共有の状況(実施の有無、関与している専門職、共有頻度)
	・看護職員による指導・助言の実施状況
6. 安全対策実施状況	・安全に関する委員会・会議の開催状況(メンバー、検討内容、課題)
	・マニュアルの整備状況
	・ヒヤリハット・アクシデント(報告体制の有無、発生件数、内容、報
	告の活用方法、課題)
7. 介護職員等による喀痰	・今後のニーズ状況
吸引等の提供に関する	・ 介護職員等が喀痰吸引等を実施することについての今後の方針
考え、方針等	・介護職員等が喀痰吸引等を実施することの不安、不安を感じる理由
	・介護職員等が喀痰吸引等を実施することによる効果、課題発生状況
	・現行制度上で課題と感じること、改善が必要と考えること
8. 喀痰吸引等以外の医行為	· 利用者数(行為別)
が必要な利用者の状況	・利用者の受入れ制限の有無、実際の制限状況

図表 1-9 (職員調査) 主なテーマ、調査項目

主なテーマ	調査項目
1. 基本情報	・認定特定行為業務従事者等の認定証区分
	・保有資格
	・勤務形態
	・専門職としての経験年数
	・介護職員等の喀痰吸引等に関与している年数
2. 喀痰吸引等の実施状況	・実施している行為、実施経緯(介護職員票/教員票)
	・ 介護職員等による喀痰吸引等の実施に対する考え
	・ 介護職員等による喀痰吸引等の提供に対して課題と感じている点
	・介護職員等と看護職員との連携の課題
	・介護職員等と医師との連携の課題
	・看護職員と医師との連携の課題

(2) ヒアリング調査

① 調査の目的

現行制度上で喀痰吸引等の提供に先駆的に取り組んでいる事例のポイントの整理及び実践する 中での現状の課題等の把握を目的として実施した。

② 調査対象

「介護と看護・医療の連携」、「研修等の人材育成」、「予防的ケアの実践」をキーワードに、現 行制度上において先駆的な取組を行っている施設・事業所の候補を選定し、委員会にて対象を確 定した。

調査対象となる施設・事業所は、「老人福祉法・介護保険法関係」の施設・事業所から3か所、「障害者総合支援法関係」の施設・事業所から2か所、「特別支援学校」から1か所の計6か所とし、調査対象者は、各施設・事業所の管理者等(特別支援学校は学校長等)とした。なお、6か所の対象施設・事業所のうち、実際に喀痰吸引等に関わっている専門職の同席が可能な施設・事業所については、管理者等へのヒアリングに加え、喀痰吸引等の提供に関わる専門職(介護職員、教員、看護職員、医師、介護支援専門員等)を対象とした調査を追加して実施した。

図表 1-10 サービス種別の調査対象数、選定基準

種別、対象数	調査対象の選定基準
介護施設、事業所	・ 介護事業所が他法人の訪問看護事業所と上手く連携している事例
: 3か所実施	・ 看護師や医師が中心となって介護を巻き込んで実施している事例
	・ 医療的ケアの利用者に対しても口腔ケア等の予防ケアを積極的に実施し
	ている事例
障害支援施設、事業所	・ 人材不足解消に向けて積極的に人材育成に努めている事例
: 2か所実施	・ 認定特定行為業務従事者等と看護職員が積極的に情報連携している事例
特別支援学校	・ 教員等による喀痰吸引等の実施に積極的に取り組んでいる学校
: 1か所実施	

図表 1-11 対象施設・事業所の特徴、実施日時

種別	対象施設・事業所の特徴	実施日時
【事例 I 介護・居宅系】 訪問介護事業所	【介護からのアプローチ事例】 訪問介護が、看護や医師の協力を得て、ケース会議や 同時訪問を行い、利用者に関する情報共有や手技の確 認などに取り組んでいる。	2018. 1. 15
【事例Ⅱ介護・居宅系】 訪問介護事業所	【看護からのアプローチ事例】 訪問看護主導で、法人の異なる複数の訪問介護と連携 している。	2018. 1. 23
【事例Ⅲ介護・施設系】 特別養護老人ホーム	施設内の認定特定行為業務従事者と指導看護師の連 携により、喀痰吸引等を安全に実施する他、口腔ケ ア・リハビリに取り組んでいる	2018. 1. 16
【事例IV障害・居宅系】 居宅介護・重度訪問介護、 共同生活援助	研修を受託するなど、地域の人材育成に努めている。	2018. 2. 20

種別	対象施設・事業所の特徴	実施日時
【事例V障害·施設系】 重症心身障害児者通所施設	障害児入所施設・療養介護事業所、生活介護・児童発達支援事業所等を行っており、看護師と認定特定行為業務従事者が日々連携しながら送迎から発達支援まで実施している。	2018. 1. 11
【事例VI特別支援学校】 特別支援学校	都道府県が実施要領やガイドラインを定めている。	2018. 2. 8

③ 調査の進め方

各事例での具体的な取組について、取組の位置付けを整理することを目的として、縦軸を「A. 法令・省令で定められている内容に関する取組」、「B. A以外に事業者が取り組んでいる内容」、「C. 現在は取り組んではいないが、今後必要な取組」の3区分、横軸を「喀痰吸引等研修の受講」、「喀痰吸引等の安全な実施、介護職員等に対するフォローアップ」の2区分に分けて調査をおこなった。

図表 1-12 各施設・事業所での取組状況の把握区分

	STEP1 喀痰吸引等研修の受講	STEP2 喀痰吸引等の安全な実施、介護職員 等に対するフォローアップ
A. 法令・省令で定められている内容に関する取組		
B. A以外に事業者が取り組んでいる内容(自主的な取組、工夫)		
C. 現在は取り組んでいないが、今後必要な取組		

④ 調査実施時期

平成 29 年 12 月~平成 30 年 2 月

⑤ 主なテーマ、ヒアリング項目

主なテーマ、ヒアリング項目は以下の通りである。

図表 1-13 (管理者向け) 主なテーマ、ヒアリング項目

主なテーマ	ヒアリング項目
1. 喀痰吸引等を必要する	・事業所の職員体制
利用者、対応している職	・ 認定特定行為業務従事者の人数(1 号、2 号、3 号、経過措置対象者)
員の概況	・認定特定行為業務従事者の基本属性
	・実際に喀痰吸引等を実施している認定特定行為業務従事者数
	・事業所のサービス利用者数
	・うち、喀痰吸引等を必要とする利用者数
	・認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を実施している利用者の概況

主なテーマ	ヒアリング項目
2. 喀痰吸引等研修の実施	・基本研修(講義・演習)・実地研修の受講方法
方法	・研修講師とその依頼方法
74 12.	・実地研修の実施において工夫したこと
	・実地研修の実施に対する自治体からの支援
	・喀痰吸引等研修の内容や実施方法のあり方に関するご意見
3. 喀痰吸引等の安全な実	(1) 医療関係者との連携について
施のための取組、課題	・喀痰吸引等指示書を記載している医師、実施報告のタイミング、頻度
	・ 利用者に関する情報共有の方法(連絡ノート、カンファレンス等)
	・ 利用者の個別計画書の作成に対する医師・看護師の関わり
	・ 緊急時の連絡体制・対応方法に関する取り決めの内容
	(2) 喀痰吸引等の安全・適正な実施について
	・安全対策のための委員会の開催状況
	・ 認定特定行為業務従事者に対するスキルアップ・フォローアップに関
	する教育・研修の体制、実施状況(法人内外研修)
	・ヒヤリハット事例の共有の状況
	・利用者・家族への説明における留意点
4. 認定特定行為業務従事	・喀痰吸引等のマニュアル・手順書の作成状況
者をサポートする取組、	・看護師・医師による介護職員等の手技の確認方法、頻度
課題	・認定特定行為業務従事者が指導・助言を受けられる体制
.,,,_	・介護職員等喀痰吸引等指示書、利用者の個別計画書、実施報告書等を
	職種間で共有する方法
	・感染予防に関する体制
	・喀痰吸引等の安全な実施や従事者のフォローアップのための、その他
	の取組
	・現状は実施できていないが、喀痰吸引等の安全な実施や従事者のフォ
	ローアップのために今後必要と考えられる取組
5. 利用者に対するケアの	・喀痰吸引等の回数を減らすためのケアの取組状況
工夫、課題	・口腔機能の維持・向上のためのリハビリの取組状況
6. その他	・ 介護職員による喀痰吸引等の実施による利用者・従事者への効果
	・ 介護職員による喀痰吸引等をめぐる現状の制度に対するご意見

図表 1-14 (現場の専門職向け) 主なヒアリング項目

主なテーマ	ヒアリング項目
1. 喀痰吸引等を安全に実	・ 利用者情報(吸引等の実施における留意点を含む)を共有する方法
施するための現場での	・カンファレンスの開催方法、工夫
工夫、課題	・利用者・家族への対応で工夫していること
工八、床屋	・その他、喀痰吸引等を安全に行うために、現場で工夫していること
	・喀痰吸引等を安全に実施する上で、課題と感じていること
2. 認定特定行為業務従事	・従事者の方が、喀痰吸引等に対し感じている不安、実施する中で戸惑
者の不安、必要なサポー	うこと、対応に困ること
k	・従事者の方が、日頃の業務の中で、喀痰吸引等に関する助言や指導を
I'	受けられる機会
	・ 従事者の方が必要と感じるサポート・体制
	・そのほか、介護職員等の不安を解消するための取組

主なテーマ	ヒアリング項目	
	・従事者の方に助言指導を行っている看護師等が感じている不安・助言指導を担っている他法人の看護師等とのつながり、交流の機会・介護職員等に助言指導を行っている看護師等が必要と感じるサポート・体制	
3. 利用者に対するケアに おける工夫、課題	・予防的ケアやリハビリの実施において、各職種が重視していること (自身の役割と認識していること)・予防的ケアやリハビリの実施において、他職種に期待していること	
4. その他	・多職種で連携するために工夫していること・認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を実施したことによる変化(利用者の変化、職員の変化)・利用者がもつ喀痰吸引等以外の医療的ケア(喀痰吸引等の関連行為を含む)のニーズ	

4. 実施体制

(1) 委員会

① 委員構成

委員会委員およびオブザーバーは、以下の通りである。

i) 委員会委員

図表 1-15 委員会委員

氏名	現 職
荒木 暁子	公益社団法人 日本看護協会 常任理事
石本 淳也	公益社団法人 日本介護福祉士会 会長
市川 朝洋	公益社団法人 日本医師会 常任理事
上野 桂子	一般社団法人 全国訪問看護事業協会 副会長
江澤 和彦	公益社団法人 全国老人保健施設協会 常務理事
川口 有美子	特定非営利活動法人 ALS/MND サポートセンターさくら会 副理事長
◎川村 佐和子	聖隷クリストファー大学 教授
北住 映二	公益社団法人 日本重症心身障害福祉協会 理事、心身障害児総合医療療育センター 所長
近藤 辰比古	公益社団法人 全国老人福祉施設協議会、総務·組織委員会 指導監査対応室 室長
白江 浩	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国身体障害者施設協議会 副会長
原口 道子	公益財団法人東京都医学総合研究所 主席研究員

◎座長 (五十音順、敬称略)

ii) オブザーバー

図表 1-16 オブザーバー

氏名	現 職
川部 勝一	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 福祉人材確保対策室 室長補佐
五十嵐久美子	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 福祉人材確保対策室 介護技術専門官
福島 弘和	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 課長補佐
大津 昭夫	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 課長補佐
小橋口 啓	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 障害児支援係長
石井 康進	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 障害児支援専門官
濵谷 貢	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 課長補佐

(敬称略)

② 開催日時、開催場所、検討テーマ

開催日時、開催場所、検討テーマは、下記の通りである。

図表 1-17 開催日時、開催場所、検討テーマ

	開催日時	開催場所	検討テーマ
第1回	平成 29 年 9 月 26 日	TKP東京駅日本橋カンファレン スセンター	○調査実施計画案 ○アンケート調査票案 ○ヒアリング調査対象
第2回	平成30年2月2日	31 Builedge(三井八重洲ビル)	○アンケート調査結果○ヒアリング調査中間報告
第3回	平成30年3月19日	31 Builedge(三井八重洲ビル)	○ヒアリング調査報告○報告書案

(2) 担当研究員体制

担当研究員体制は、以下の通りである。

図表 1-18 担当研究員体制

氏 名	所 属・役 職
清水 孝浩	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 社会政策部 主任研究員
岩名 礼介	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 社会政策部 部長
齋木 由利	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 経済政策部 副主任研究員
窪田 裕幸	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 社会政策部 研究員

第2章 アンケート調査結果

本調査研究事業では、「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」、「障害者支援施設」、「特別支援学校」のうち、登録喀痰吸引等事業者(喀痰吸引等の提供を目的として登録された事業者)およびそれら事業所の従事する介護職員、教員、看護職員、医師を対象として調査を実施した。

調査結果は以下の通りである。

1. アンケート調査結果まとめ

以下、各調査対象の調査結果まとめ、および各調査対象間の比較、職員調査の結果を示す。

(1) 介護老人福祉施設

【喀痰吸引等の提供における「介護老人福祉施設」の特徴】

- ■全国の施設(9,682 件: 平成 28 年 10 月 1 日時点)のうち、「登録喀痰吸引等事業者」は 63.0% (6,097 件: 平成 29 年 4 月 1 日時点) と 6 割以上の施設が登録されている。
- ■「認定特定行為業務従事者等」の 1 施設当たりの平均配置状況(実際に提供しているかは問わない)は、「常勤者」では「第1号研修修了者」が 1.28 人、「第2号研修修了者」が 4.14 人、「第3号研修修了者」が 0.17 人、「経過措置対象者」が 9.51 人であった。
- ■看護職員の夜勤体制は、原則夜勤、当直を行わない施設が87.4%であり、そのうちオンコールにて対応している施設が95.7%であった。認定特定行為業務従事者等の夜勤体制は43.5%の施設にて原則夜間も配置されているとの回答であった(介護老人保健施設では10.2%、障害者支援施設では23.0%)。
- ■認定特定行為業務従事者等が喀痰吸引等を提供することに「不安がある」「やや不安がある」と回答した施設は 74.9%であり、不安の理由として「認定特定行為業務従事者等の力量にバラつきがある」の回答が 62.3% と最も割合が高かった。

(主な結果)

○喀痰吸引等が必要な利用者

全利用者に占める喀痰吸引等が必要な利用者の割合は、「口腔内」が 6.6%と最も高く、次いで「胃ろうまたは腸ろう」が 5.4%、一方「気管カニューレ内部」は 0.0%と少なかった。

○職員体制

「認定特定行為業務従事者等」の1施設当たりの平均配置状況(実際に提供しているかは問わない)は、「常勤者」では「第1号研修修了者」が1.28人、「第2号研修修了者」が4.14人、「第3号研修修了者」が0.17人、「経過措置対象者」が9.51人であった。また「経過措置対象」の「非常勤者」の配置は1.30人であった。実際に喀痰吸引等を提供している認定特定行為業務従事者等の1施設当たりの平均実人数(常勤+非常勤)は、「経過措置対象者」が6.98人と最も多かった(経過措置対象者のうち実際に提供している割合は、64.6%)。

認定特定行為業務従事者等の夜勤体制は「原則、夜勤に認定特定行為業務従事者等が配置されている」が43.5%、「勤務ローテーションにより認定特定行為業務従事者等が夜勤をすることが

ある」が38.8%となっている。一方で、看護職員の夜勤体制は、「原則、看護職員は夜勤、当直を行わない」が87.4%と大半を占めており、そのうち、看護職の夜間オンコール体制をとっているのは95.7%となっている。

○研修修了後の対応

研修修了後のスキルアップやフォローアップに関する教育、研修等が「ある」施設は 48.6% であり、約半数の施設で認定特定行為業務従事者等への継続的フォローアップがされている。

○連携の状況

日常的な情報共有を行っている、利用者に関係するチームメンバーは、「医師」が 75.6%、「看護職員」は 100.0%となっている。また、看護職員との日常的な情報共有の頻度は、「毎日」が 76.6%であった。

認定特定行為業務従事者等看護職員による看護職員の指導・助言は「日々の情報共有等の際に必要に応じて行われている」が 59.2% と最も高くなっている。

○安全対策実施状況

ヒヤリハット事例報告体制・仕組みが「ある」施設は、91.2%となっており、ほとんどの施設において仕組みが構築されている。また、ヒヤリハットの活用方法としては「ヒヤリハット事例を職員に周知し注意喚起する」が73.9%、「ヒヤリハットの防止策を検討して、職員にフィードバックする」が61.6%であった。

○介護職員等による喀痰吸引等の提供について

認定特定行為業務従事者等が喀痰吸引等を実施することに対して「実施すべき」が 44.9%、「どちらかといえば実施すべき」が 37.8%と、多くの施設が実施すべきと考えている。

一方で、認定特定行為業務従事者等が喀痰吸引等を実施することに対して「不安がある」が 21.8%、「やや不安がある」が 53.1%となっており、7割以上が不安と思っている。

不安を感じる理由としては、「認定特定行為業務従事者等の力量にバラつきがある」が 62.3% と最も高く、次いで「利用ニーズに対して安定的に職員を確保できない」が 49.1%、「医師や看護職員のが不在時の介護職員等の緊急対応」が 45.0%であった。

(2) 介護老人保健施設

【喀痰吸引等の提供における「介護老人保健施設」の特徴】

- ■全国の施設(4,241 件:平成 28 年 10 月 1 日時点)のうち、「登録喀痰吸引等事業者」は 18.3% (778 件:平成 29 年 4 月 1 日時点)と登録している施設は 2 割未満である。
- ■「認定特定行為業務従事者等」の 1 施設当たりの平均配置状況(実際に提供しているかは問わない)は、「常勤者」では「第1号研修修了者」が 1.64 人、「第3号研修修了者」が 0.18 人に対し、「第2号研修修了者(口腔・鼻腔・気管カニューレ内、経管栄養のうち4行為以下の任意の行為について不特定多数の者に対する提供)」の配置が 3.50 人であった。
- ■看護職員が原則夜間配置されている施設は 63.8%、認定特定行為業務従事者等が原則夜間も配置されている施設は 10.2%であった(介護老人福祉施設は 43.5%、障害者支援施設は 23.0%)。
- ■喀痰吸引等が必要な利用者のうち認定特定行為業務従事者等が関与している利用者の割合は「口腔内」「鼻腔内」「胃ろう又は腸ろう」で5割前後であり、関与していない理由は「その他」が29.8%と最も割合が高く、その他の内容として「看護師が対応しているため」との回答が多数を占めていた。

(主な結果)

○喀痰吸引等が必要な利用者

全利用者に占める喀痰吸引等が必要な利用者の割合は、「喀痰吸引(口腔内)」が 6.0%と最も高く、次いで「胃ろうまたは腸ろう」が 5.9%、一方「喀痰吸引(気管カニューレ内部)」は 0.3% と少なかった。

○職員体制

「認定特定行為業務従事者等」の1施設当たりの平均配置状況(実際に提供しているかは問わない)は、「常勤者」では「第1号研修修了者」が1.64人、「第3号研修修了者」が0.18人に対し、「第2号研修修了者(口腔・鼻腔・気管カニューレ内、経管栄養のうち4行為以下の任意の行為について不特定多数の者に対する提供)」の配置が3.50人であった。また「第2号研修修了者」の「非常勤者」の配置は0.01人であった。実際に喀痰吸引等を提供している認定特定行為業務従事者等の1施設当たりの平均実人数(常勤+非常勤)は、「第2号研修修了者」が2.25人と最も多くなっている(第2号研修修了者のうち実際に提供している割合は、64.1%)。

認定特定行為業務従事者等の夜勤体制は「原則、夜勤に認定特定行為業務従事者等が配置されている」が10.2%、「勤務ローテーションにより認定特定行為業務従事者等が夜勤をすることがある」が64.3%となっている。一方で、看護職員の夜勤体制は、「原則、夜勤に看護職員が配置されている」が63.8%、「勤務ローテーションにより看護職員が夜勤することがある」が18.7%であった。

○研修修了後の対応

研修修了後のスキルアップやフォローアップに関する教育、研修等が「ある」施設は 36.2% となっていた。

○連携の状況

日常的な情報共有を行っている、利用者に関係するチームメンバーは、「医師」が83.6%、「看護職員」は98.9%となっている。また、看護職員との日常的な情報共有の頻度は、「毎日」が44.6%

であった。

認定特定行為業務従事者等看護職員による看護職員の指導・助言は「日々の情報共有等の際に必要に応じて行われている」が54.5%と最も高くなっている。

○安全対策実施状況

ヒヤリハット事例報告体制・仕組みが「ある」施設は、88.9%となっており、ほとんどの施設において仕組みが構築されている。また、ヒヤリハットの活用方法としては「ヒヤリハット事例を職員に周知し注意喚起する」が69.4%、「ヒヤリハットの防止策を検討して、職員にフィードバックする」が59.3%であった。

○介護職員等による喀痰吸引等の提供について

認定特定行為業務従事者等が喀痰吸引等を実施することに対して「実施すべき」が 40.4%、「どちらかといえば実施すべき」が 40.9%と、多くの施設が実施すべきと考えている。

一方で、認定特定行為業務従事者等が喀痰吸引等を実施することに対して「不安がある」が 14.0%、「やや不安がある」が 54.5%となっており、7割程度が不安と思っている。

不安を感じる理由としては、「リスク管理が難しい」が 47.8%と最も高く、次いで「認定特定 行為業務従事者等が喀痰吸引等が必要な利用者に接する頻度が低く、経験が蓄積されていない」 が 46.6%、「認定特定行為業務従事者等の力量にバラつきがある」が 42.9%であった。

(3) 訪問介護・居宅介護・重度訪問介護

【喀痰吸引等の提供における「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」の特徴】

- ■全国の事業所(訪問介護 35,013 件、居宅介護 22,943 件、重度訪問介護 21,050 件(重複あり): 平成 28 年 10 月 1 日時点)のうち、「登録喀痰吸引等事業者」は4,976 件:平成 29 年 4 月 1 日時点)である。
- ■「認定特定行為業務従事者等」の1事業所当たりの平均配置状況(実際に提供しているかは問わない)は、「常勤者」では「第1号研修修了者」が0.53人、「第2号研修修了者」が0.42人に対し、「第3号研修修了者 (特定多数の者に対する提供)」は1.88人であった。また、「非常勤者」の配置が1.25人であり、同様に第3号研修修了者の配置が多い障害者支援施設(常勤5.12人、非常勤0.45人)、特別支援学校(常勤21.38人、非常勤1.10人)と比べ、非常勤者の比率が高い傾向がみられた。
- ■「早朝・夜間・深夜」に認定特定行為業務従事者等を原則派遣できるとした事業所は22.0%であった。
- ■日常的な情報共有(カンファレンス等)をおこなっているチームメンバーとして「連携先の看護師」を回答した事業所は 70.5%だが、訪問看護事業所を併設している事業所では 91.3%であった。
- ■認定特定行為業務従事者等が喀痰吸引等を提供することに「不安がある」「やや不安がある」と回答した施設は 76.3%であり、不安の理由として「利用ニーズに対して安定的に職員を確保できない」の回答が 57.2%と最も割合が高かった。
- ■喀痰吸引等の提供効果として、「家族の負担が軽減した」と回答した事業所が 68.9%であった。

(主な結果)

○喀痰吸引等が必要な利用者

全利用者に占める喀痰吸引等が必要な利用者の割合は、「喀痰吸引(口腔内)」が 3.7%と最も高く、次いで「胃ろうまたは腸ろう」が 3.1%、一方「経鼻経管栄養」は 0.7%と少なかった。

○職員体制

「認定特定行為業務従事者等」の1事業所当たりの平均配置状況(実際に提供しているかは問わない)は、「常勤者」では「第1号研修修了者」が0.53人、「第2号研修修了者」が0.42人、「第3号研修修了者(特定多数の者に対する提供)」が1.88人であった。また「第3号研修修了者」の「非常勤者」の配置は1.25人であった。実際に喀痰吸引等を提供している認定特定行為業務従事者等の1事業所当たりの平均実人数(常勤+非常勤)は、「第3号研修修了者」が2.21人と最も多くなっている(第3号研修修了者のうち実際に提供している割合は、70.5%)。

認定特定行為業務従事者等の早朝・夜間・深夜の派遣体制は「原則、早朝・夜間・深夜であっても認定特定行為業務従事者等を派遣できる」が22.0%、「勤務ローテーションにより認定特定行為業務従事者等が夜勤をすることがある」が32.7%となっている。一方で、「原則、認定特定行為業務従事者等は派遣しない」は20.4%であった。

○研修修了後の対応

研修修了後のスキルアップやフォローアップに関する教育、研修等が「ある」施設は 39.5% となっていた。

○連携の状況

日常的な情報共有を行っている、利用者に関係するチームメンバーは、「医師」が 48.1%、「看

護職員」は70.5% (訪問看護が併設されている事業所では91.3%)となっている。また、看護職員との日常的な情報共有の頻度は、「毎日」が15.9% (訪問看護が併設されている事業所では23.8%)であった。

認定特定行為業務従事者等看護職員による看護職員の指導・助言は「日々の情報共有等の際に必要に応じて行われている」が 45.0% と最も高くなっている。

○安全対策実施状況

ヒヤリハット事例報告体制・仕組みが「ある」事業所は、79.3%となっており、約8割の事業所において仕組みが構築されている。また、ヒヤリハットの活用方法としては「ヒヤリハット事例を職員に周知し注意喚起する」が62.0%、「ヒヤリハットの防止策を検討して、職員にフィードバックする」が44.9%であった。

○介護職員等による喀痰吸引等の提供について

認定特定行為業務従事者等が喀痰吸引等を実施することに対して「実施すべき」が 37.5%、「どちらかといえば実施すべき」が 38.8%と、多くの事業所が実施すべきと考えている。

一方で、認定特定行為業務従事者等が喀痰吸引等を実施することに対して「不安がある」が 29.4%、「やや不安がある」が 46.9%となっており、7割以上が不安と思っている。

不安を感じる理由としては、「利用ニーズに対して安定的に職員を確保できない」が 47.8% と最も高く、次いで「リスク管理ができない」が 47.5%、「認定特定行為業務従事者等の力量にバラつきがある」が 41.9%であった。

(4) 障害者支援施設

【喀痰吸引等の提供における「障害者支援施設」の特徴】

- ■全国の施設(2,550 件:平成 28 年 10 月 1 日時点)のうち、「登録喀痰吸引等事業者」は 18.2% (464 件:平成 29 年 4 月 1 日時点)と約 2 割の施設が登録されている。
- ■「認定特定行為業務従事者等」の1施設当たりの平均配置状況(実際に提供しているかは問わない)は、「常勤者」では「第1号研修修了者」が1.45人、「第2号研修修了者」が2.31人に対し、「第3号研修修了者」が2.31人に対し、1.31人に対し、
- ■看護職員が原則夜間配置されていない施設が 74.1%であり、そのうちオンコールにて対応している施設は 75.0%であった。認定特定行為業務従事者等の夜勤体制は 23.0%の施設にて原則夜間配置されていた (介護老人福祉施設では43.5%、介護老人保健施設では10.2%)。
- ■認定特定行為業務従事者等が喀痰吸引等を提供することに「不安がある」「やや不安がある」と回答した施設は 76.3%であり、不安の理由として「医師や看護職員が不在時の介護職員等の緊急対応」の回答が 60.7% と最も割合が高かった。

(主な結果)

○喀痰吸引等が必要な利用者

全利用者に占める喀痰吸引等が必要な利用者の割合は、「胃ろうまたは腸ろう」が 7.9%と最も高く、次いで「喀痰吸引(口腔内)」が 7.1%、一方「経鼻経管栄養」は 1.1%と少なかった。

○職員体制

「認定特定行為業務従事者等」の1施設当たりの平均配置状況(実際に提供しているかは問わない)は、「常勤者」では「第1号研修修了者」が1.45人、「第2号研修修了者」が2.31人、「第3号研修修了者 (特定多数の者に対する提供)」が5.12人であった。また「第3号研修修了者」の「非常勤者」の配置は0.45人であった。実際に喀痰吸引等を提供している認定特定行為業務従事者等の1施設当たりの平均実人数(常勤+非常勤)は、「第3号研修修了者」が4.45人と最も多くなっている(第3号研修修了者のうち実際の提供している割合は、79.8%)。

認定特定行為業務従事者等の夜勤体制は「原則、夜勤に認定特定行為業務従事者等が配置されている」が23.0%、「勤務ローテーションにより認定特定行為業務従事者等が夜勤をすることがある」が50.0%となっている。一方で、看護職員の夜勤体制は、「原則、夜勤に看護職員が配置されている」が63.8%、「原則、看護職員は夜勤、当直を行わない」が74.1%であった。

○研修修了後の対応

研修修了後のスキルアップやフォローアップに関する教育、研修等が「ある」施設は 40.4% となっていた。

○連携の状況

日常的な情報共有を行っている、利用者に関係するチームメンバーは、「医師」が 62.8%、「看護職員」は 97.8%となっている。また、看護職員との日常的な情報共有の頻度は、「毎日」が 61.9% であった。

認定特定行為業務従事者等看護職員による看護職員の指導・助言は「日々の情報共有等の際に必要に応じて行われている」が 68.9% と最も高くなっている。

○安全対策実施状況

ヒヤリハット事例報告体制・仕組みが「ある」施設は、93.7%となっており、ほとんどの施設において仕組みが構築されている。また、ヒヤリハットの活用方法としては「ヒヤリハット事例を職員に周知し注意喚起する」が 78.3%、「ヒヤリハットの防止策を検討して、職員にフィードバックする」が 61.3%であった。

○介護職員等による喀痰吸引等の提供について

認定特定行為業務従事者等が喀痰吸引等を実施することに対して「実施すべき」が 45.9%、「どちらかといえば実施すべき」が 35.9%と、多くの施設が実施すべきと考えている。

一方で、認定特定行為業務従事者等が喀痰吸引等を実施することに対して「不安がある」が 29.3%、「やや不安がある」が 47.0%となっており、7割以上が不安と思っている。

不安を感じる理由としては、「医師や看護職員が不在時の介護職員等の緊急対応」が60.7%と最も高く、次いで「認定特定行為業務従事者等の力量にバラつきがある」が50.0%、「利用ニーズに対して安定的に職員を確保できない」が48.1%であった。

(5) 特別支援学校

【喀痰吸引等の提供における「特別支援学校」の特徴】

- ■全国の特別支援学校(1,125 件: 平成 29 年 4 月 1 日時点)のうち、「登録喀痰吸引等事業者」として 登録されている学校は24.7%(278 件: 平成29 年 4 月 1 日時点)である。
- ■「認定特定行為業務従事者等」の1施設当たりの平均配置状況(実際に提供しているかは問わない)は、「常勤者」では「第1号研修修了者」が0.05人、「第2号研修修了者」が0.03人に対し、「第3号研修修了者」が0.03人に対し、1.03人に
- ■喀痰吸引等が必要な利用者に対して認定特定行為業務従事者等が関与していない理由は「その他」を選択した割合が 42.4%と最も高く、内容として、「都道府県の要綱に定められていない」「保護者が希望しない/実施している」との回答があった。
- ■学校施管理者の 79.1%が認定特定行為業務従事者等が喀痰吸引等を提供することに「不安がある」「やや不安がある」と回答し、不安の理由として「認定特定行為業務従事者等の力量にバラつきがある」の回答が 54.3%と最も割合が高く、次いで「リスク管理が難しい」の回答が 50.0%であった。
- ■看護職員からみた認定特定行為業務従事者等が喀痰吸引等を実施するにあたっての課題では、「医師と看護職員との連携が十分ではない」とする割合が 29.3%と他の調査対象(10%以下)と比べ高い傾向がみられた。

(主な結果)

○喀痰吸引等が必要な利用者

全利用者に占める喀痰吸引等が必要な利用者の割合は、「喀痰吸引(口腔内)」が 6.9% と最も高く、次いで「喀痰吸引(鼻腔内)」が 6.2%、一方「経鼻経管栄養」は 2.3% と少なかった。

○職員体制

「認定特定行為業務従事者等」の1施設当たりの平均配置状況(実際に提供しているかは問わない)は、「常勤者」では「第1号研修修了者」が0.05人、「第2号研修修了者」が0.03人に対し、「第3号研修修了者(特定多数の者に対する提供)」は21.38人であった。また「第3号研修修了者」の「非常勤者」の配置は1.10人であった。実際に喀痰吸引等を提供している認定特定行為業務従事者等の1施設当たりの平均実人数は、「第3号研修修了者」が11.96人と最も多くなっている(第3号研修修了者のうち実際に提供している割合は53.2%)。

○研修修了後の対応

研修修了後のスキルアップやフォローアップに関する教育、研修等が「ある」学校は 39.0% となっていた。

○連携の状況

日常的な情報共有を行っている、利用者に関係するチームメンバーは、「医師」が 68.9%、「看護職員」は 97.6%となっている。また、看護職員との日常的な情報共有の頻度は、「毎日」が 76.7% であった。

認定特定行為業務従事者等看護職員による看護職員の指導・助言は「日々の情報共有等の際に必要に応じて行われている」が 68.9%と最も高く、次いで「個別計画書やマニュアル作成時に行われている」が 50.8%であった。

○安全対策実施状況

ヒヤリハット事例報告体制・仕組みが「ある」学校は、94.9%となっており、ほとんどの学校において仕組みが構築されている。また、ヒヤリハットの活用方法としては「ヒヤリハット事例を職員に周知し注意喚起する」が85.1%、「ヒヤリハットの防止策を検討して、職員にフィードバックする」が75.0%であった。

○介護職員等による喀痰吸引等の提供について

認定特定行為業務従事者等が喀痰吸引等を実施することに対して「実施すべき」が 24.3%、「どちらかといえば実施すべき」が 40.1%と、6割程度の学校が実施すべきと考えている。

一方で、認定特定行為業務従事者等が喀痰吸引等を実施することに対して「不安がある」が 27.7%、「やや不安がある」が 51.4%となっており、7割以上が不安と思っている。

不安を感じる理由としては、「認定特定行為業務従事者等の力量にバラつきがある」が 54.3% と最も高く、次いで「学校のリスク管理が難しい」が 50.0%、「利用ニーズに対して安定的に教員を確保できない」が 40.0%であった。

(6) 調査対象間比較

i) 研修

○基本研修、実地研修の課題

研修受講に関する課題は、第1号、第2号、第3号研修ともに「研修時間が長く、負担が大きい」「研修受講者が不在の間、勤務体制の維持が困難」「一度に介護職員を参加させることが困難」が高かった。また、ほとんどの項目において、実地研修よりも基本研修の方が割合が高かった。実地研修について見ると、第1号、第2号では、「一度に複数の介護職員を参加させることが困難」が68.3%と最も高く、次いで「研修回数が多く、負担が大きい」が64.6%、「研修受講者が不在の間、勤務体制の維持が困難」が47.0%であった。一方、第3号では、「一度に複数の介護職員を参加させることが困難」が55.0%と最も高く、次いで「研修受講者が不在の間、勤務体制の維持が困難」が55.0%と最も高く、次いで「研修受講者が不在の間、勤務体制の維持が困難」が36.3%、「研修回数が多く、負担が大きい」が34.4%であった。

○研修修了後のスキルアップやフォローアップに関する教育、研修等

研修修了後のスキルアップやフォローアップに関する教育、研修等が「あり」と回答しているのは、介護老人福祉施設では 48.6%、介護老人保健施設では 36.2%、訪問介護・居宅介護・重度訪問介護は 39.5%、障害者支援施設は 40.4、特別支援学校は 39.0%であった。

ii) 喀痰吸引等の提供プロセスにおける連携

○個別計画書の作成

個別計画書の作成に医師が関わっている割合は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、特別支援学校では約3~4割、訪問介護・居宅介護・重度訪問介護、障害者支援施設では、約2割であった。また、看護師が関わっている割合は、訪問介護・居宅介護・重度訪問介護で3割弱、訪訪問介護・居宅介護・重度訪問介護以外ではいずれも7割以上と差がみられた。

個別計画書の見直しに向けた、医師または看護職員による定期的なモニタリングを「3か月に一度」以上実施しているのは、介護老人福祉施設、訪問系で約4割、介護老人保健施設では約5割、障害者支援施設、特別支援学校では、2割弱であった。また、障害者支援施設では、「6か月に一度」が60.4%であった。

○日常的な情報共有(カンファレンス等)の実施

利用者に関係するチームメンバー間での日常的な情報共有を「行っている」の割合は、いずれの調査対象においても75%以上であり、特別支援学校では94.4%であった。

「医師」と日常的な情報共有を行っている割合は、訪問介護・居宅介護・重度訪問介護以外の調査対象にて約6割~8割、「看護職員」と情報共有を行っている割合は、訪問介護・居宅介護・重度訪問介護以外の調査対象にて約9.5割であった。

○看護職員による指導・助言

認定特定行為業務従事者等看護職員による看護職員の指導・助言については、すべての調査対象において「日々の情報共有等の際に必要に応じて指導・助言が行われている」と回答した割合が最も高く、次いで、「介護職員等(教員等)の要望に応じて、ケア実施時に同行し、実地にて指導・助言が行われている」と回答した割合が高かった。

「勉強会等を開催し、定期的に指導・助言が行われている」の回答については、他の調査対象

と比較して介護老人福祉施設の割合が高くなっていた。

「ヒヤリハット・アクシデントの報告があった時に指導・助言が行われている」「個別計画書やマニュアルの作成時に指導・助言が行われている」の回答については、特別支援学校の割合は他の調査対象と比較して高かった。

全ての項目において、訪問介護・居宅介護・重度訪問介護の回答割合は他の調査対象と比較して低くかった。

iii) 喀痰吸引等の提供に関する安全対策

○マニュアル(業務手順書等)の運用

マニュアル (業務手順書等) は、全ての調査対象において7割を超えていた。

マニュアル(業務手順書等)の運用上の課題では、特別支援学校を除いて「マニュアル等の見直しができない」の回答の割合が高かった。また、訪問介護・居宅介護・重度訪問介護と特別支援学校を除いて「マニュアル等が十分に活用されていない」の回答の割合が高かった。

「特に課題はない」については、特別支援学校が 58.2%と他の調査対象と比較して高くなっており、他の調査対象については2割~3割であった。

○ヒヤリハット報告制度

ヒヤリハット事例報告体制・仕組みの有無は、訪問介護・居宅介護・重度訪問では「なし」が 14.2%と1割以上であったが、訪問介護・居宅介護・重度訪問以外の調査対象では「なし」が1 割未満であった。

ヒヤリハット報告制度についての課題では、全ての調査対象において、「職員が多忙であり、 十分なヒヤリハットが報告されていない」「ヒヤリハット報告を積極的に報告する職員の雰囲気 が醸成されない」「特に課題はない」の回答の割合が高かった。

また、訪問介護・居宅介護・重度訪問と特別支援学校を除いて「ヒヤリハット報告に基づく検討が十分でない」の回答の割合が高かった。

○安全体制整備の中での課題

安全体制整備の中で現在最も課題となっている内容として、全ての項目において約2割以下で あった。

「安全委員会(会議)の構築と運用」では、訪問介護・居宅介護・重度訪問が28.5%、障害者支援施設が25.6%と、他の調査対象と比較して若干高かった。

「喀痰吸引等に関する手順書の整備や更新」では、訪問介護・居宅介護・重度訪問が 26.5% と、他の調査対象と比較して高い傾向がみられた。

「緊急時対応体制の構築」では、特別支援学校が 35.0%と他の調査対象と比較して高い傾向 がみられた。

「施設内感染の予防等の安全衛生管理」では、障害者支援施設が23.3%と、他の調査対象と比較して高い傾向がみられた。

iv) 認定特定行為業務従事者等による喀痰吸引等の提供について

○介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安

「介護老人保健施設」以外、7割以上を占めており、「訪問介護、居宅介護、重度訪問看護」 や「障害者支援施設」、「特別支援学校」では「不安がある」の割合が3割程度を占めていた。

○認定特定行為業務従事者等が喀痰吸引等を実施することに対する考え

認定特定行為業務従事者等が喀痰吸引等を実施することに対する考えをみると、「特別支援学校」以外の調査対象において、「実施すべき」、「どちらかといえば実施すべき」を合わせた割合が8割前後を占めていた。

また、介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安とその考えの関係を見てみると、 各調査対象ともに、介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安が少なくなるほど、介 護職員等が「実施すべき」の割合が高かった。

○実施することに対する考え

「不安がある」、「やや不安がある」を合わせた割合は、「介護老人保健施設」以外、7割以上を占めており、「訪問介護、居宅介護、重度訪問看護」や「障害者支援施設」、「特別支援学校」では「不安がある」の割合が約3割を占めていた。

不安を感じる理由をみると、「リスク管理が難しい」、「安定的に職員を確保できない」といった運営上の理由や、「認定特定行為業務従事者等の力量にバラつきがある」、「医師や看護職員が不在時の介護職員等の緊急対応」において、5割を超える調査対象がみられた。

○認定特定行為業務従事者等による喀痰吸引等の提供の課題

認定特定行為業務従事者等による喀痰吸引等の提供の課題をみると、いずれの調査対象でも「認定特定行為業務従事者等の心理的負担が増えた」の回答の割合が高く、特に「介護老人福祉施設」、「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」、「障害者支援施設」、「特別支援学校」では5割以上であった。

「認定特定行為業務従事者等の業務量が増えた」では、「障害者支援施設」、「特別支援学校」 の回答の割合が他の調査対象と比べ高かった。

○認定特定行為業務従事者等による喀痰吸引等の提供効果

認定特定行為業務従事者等による喀痰吸引等の提供効果として、「利用者(生徒)の生活に合わせた処置ができるようになった」や「喀痰吸引等の提供の効率が図られた」の割合がいずれの調査対象でも高い傾向がみられた。

「看護職員の業務負担が軽減した」については、「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」にて 21.4%と割合が低く、「介護老人保健施設」、「障害者支援施設」にて4割以上となっていた。

「家族(保護者)の負担が軽減した」については、特に「訪問介護、居宅介護、重度訪問介護」、「特別支援学校」で割合が高かった。

「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」では、「地域の利用ニーズに応えることができた」が 18.4%、「地域住民等からの信頼度、評価が高くなった」が 7.4%と割合は低いが、他の調査対 象と比べ高い傾向がみられた。

(7) 職員票

○介護職員等が喀痰吸引等を実施することになった経緯

介護職員等が喀痰吸引等を実施することになった経緯を見てみると、施設・事業所調査の調査 対象によらず「施設・事業所(学校)からの要請、指示等」の回答の割合が最も高かった。

訪問介護・居宅介護・重度訪問介護と特別支援学校では、「利用者、家族、生徒が希望した」の割合が3割以上であり、他の調査対象(いずれも10%未満)と比較して高かった。

○看護職員が介護職員等に対して行っている指導・助言

看護職員が介護職員等に対して行っている指導・助言については、全ての施設・事業所調査の 調査対象に共通して「日々の情報共有等の際に必要に応じて指導・助言を行っている」と回答し た割合が最も高く、次いで「介護職員等の要望に応じて、ケア実施時に同行し、実地にて指導・ 助言を行っている」、「ヒヤリハット・アクシデントの報告があったときに指導・助言を行ってい る」の順に割合が高かった。

○介護職員が喀痰吸引等を実施することに対する考え

介護職員自身が喀痰吸引等を実施することに対して「実施すべき」と考えているのは、介護老人福祉施設が48.3%、介護老人保健施設が41.3%、訪問介護・居宅介護・重度訪問介護が41.3%、障害者支援施設が41.9%、特別支援学校が33.5%であった。

看護職員から見た、介護職員が喀痰吸引等を実施することに対する考えについて見ると、「実施すべき」と考えているのは、介護老人福祉施設が55.3%、介護老人保健施設が50.7%、訪問介護・居宅介護・重度訪問介護が50.0%、障害者支援施設が51.0%、特別支援学校が27.4%であった。

医師から見た、介護職員が喀痰吸引等を実施することに対する考えについて見ると、「実施すべき」と考えているのは、介護老人福祉施設が 64.7%、介護老人保健施設が 63.5%、訪問介護・居宅介護・重度訪問介護が 75.0%、障害者支援施設が 59.5%、特別支援学校が 72.2%であった。

職員間で比較してみると、全てのサービスにおいて、「実施すべき」と考えている割合は、「医師」が高かった。

○介護職員等が喀痰吸引等を実施するにあたって課題と感じる点

特に「看護職員」からみた課題点をみると、「介護老人福祉施設」では、「研修だけでは十分な知識・スキルが身についていない」が 63.4%、「研修終了後のフォローアップ等が十分ではない」が 59.5%、「実際に喀痰吸引等を提供する機会が少なく、経験を積むことが難しい」が 63.4%、「介護職員等の心理的負担が大きい」が 66.1%といずれも高い割合となっていた(「介護老人保健施設」、「障害者支援施設」、「特別支援学校」においても同様の傾向がみられたが、「特別支援学校」では「医師と看護職員との連携が十分ではない」とする看護職員の割合が 29.3%と他サービス(10%以下)と比べ高い傾向がみられた)。

「訪問介護、居宅介護、重度訪問介護」では、「研修だけでは十分な知識・スキルが身についていない」が51.3%、「研修終了後のフォローアップ等が十分ではない」が52.5%、「介護職員等の心理的負担が大きい」が53.8%といずれも5割以上となっていた。

また、上記した課題点については、いずれも「看護職員」の割合が「介護職員」、「医師」より も高い傾向がみられ**た**。

2. 介護老人福祉施設

(1) 基本情報

① 施設属性

i) 施設区分(単一回答)

施設区分は、「介護老人福祉施設」が 91.2%と最も高く、次いで「地域密着型介護老人福祉施設」 が 12.2%となっている。

図表 2-1 施設・事業所区分 (複数回答)

	施 設 数	介護老人福祉施設	域密着型体證地	無回答
合計	294 100.0%	268 91.2%	設 地 36 12.2%	2 0.7%

ii) 所在地

回答施設の所在地は以下の通りである。

図表 2-2 所在地(記述回答)

						凶表	2 - 2	. 所在	地(i	記述回							
	施設数	北 海 道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨 城 県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県
合計	294 100.0%	11 3.7%	8 2.7%	9 3.1%	4 1.4%	5 1.7%	7 2.4%	4 1.4%	2 0.7%	4 1.4%	4 1.4%	4 1.4%	5 1.7%	22 7.5%	13 4.4%	16 5.4%	6 2.0%
	施設数	石川県	福井県	温漆压	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県
合計	294 100.0%	4 1.4%	8 2.7%	2 0.7%	7 2.4%	7 2.4%	8 2.7%	12 4.1%	5 1.7%	4 1.4%	11 3.7%	9 3.1%	14 4.8%	-	5 1.7%	-	5 1.7%
	施設数	岡山県	広島県	一 日口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	無回答
合計	294 100.0%	10 3.4%	8 2.7%	3 1.0%	_	2 0.7%	4 1.4%	_	11 3.7%	2 0.7%	6 2.0%	8 2.7%	5 1.7%	2 0.7%	5 1.7%	1 0.3%	2 0.7%

iii) 開設年

開設年は、「2005年以降」が 31.3%と最も高く、次いで「1984年以前」が 19.0%、「1985年~1989年」「1995年~1999年」が 12.9%となっている。

図表 2-3 開設年(数値回答)

	施設数	~1984年	1985年~ 1989年	1990年~ 1994年	1995年~ 1999年	2000年~ 2004年	2005年~	無回答	平均値(単位:年)	標準偏差(単位:年)
合計	294 100.0%	59 19.0%	38 12.9%	28 9.5%	38 12.9%	35 11.9%	92 31.3%	7 2.4%	1996.1	13.2

iv) 開設主体

開設主体は、「社会福祉法人」が93.2%と最も多く、次いで「地方公共団体」が5.4%となっている。

図表 2-4 開設主体 (単一回答)

	施設数	地方公共団体地方公共団体	社会福祉法人	その他	無回答
合計	294	16	274	2	2
	100.0%	5.4%	93.2%	0.7%	0.7%

v) 併設または隣接している施設・事業所等

併設または隣接している事業所は、「診療所」が 13.3%と最も多く、次いで「介護老人保健施設」が 6.8%となっている。

図表 2-5 併設または隣接事業所(複数回答)

	施 設 数 数		診療所	訪問看護事業所	介護老人保健施設	その他	無回答
合計	294	19	39	12	20	161	89
	100.0%	0.3%	13.3%	4.1%	6.8%	54.8%	30.3%

vi) 登録特定行為(喀痰吸引等)事業者の登録(短期入所生活介護(ショートステイ)を除く) 登録特定行為(喀痰吸引等)事業者の登録の状況は、「登録済み」が90.1%となっている。

図表 2-6 登録特定行為 (喀痰吸引等) 事業者の登録 (単一回答)

	施設録録済み		申請中	申請予定	未登録	無回答	
合計	294 100.0%	265 90.1%	1 0.3%	1 0.3%	16 5.4%	11 3.7%	

vii) 主な加算状況(平成29年9月中に1件でも算定した加算)

加算状況は、以下の通りであった。

図表 2-7 主な加算状況(複数回答)

	施設数	サービス提供体制強化加算	常勤医師配置加算	看護体制加算(I)	看護体制加算(Ⅱ)	夜勤職員配置加算(I)	夜勤職員配置加算 (Ⅱ)	日常生活継続支援加算	経口移行加算	経口維持加算	口腔機能維持管理体制加算	口腔機能維持管理加算	療養食加算	看取り介護加算	無回答
合計	294 100.0%	71 24.1%	8 2.7%	242 82.3%	180 61.2%	166 56.5%	74 25.2%	233 79.3%	15 5.1%	65 22.1%	110 37.4%	40 13.6%	160 54.4%	152 51.7%	13 4.4%

② 利用者情報等

i) 定員数(短期入所生活介護(ショートステイ)を除く)

定員数は、「60 以上 100 人未満」が 41.2%と最も高く、次いで「30 以上 60 人未満」が 28.9%、「100 人以上」が 19.7%となっている。

図表 2-8 定員数 (数値回答)

	施設数	30人未満	30以上60人未満	60以上100人未満	100人以上	無 回⁄4	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
合計	294 100.0%	27 9.2%	85 28.9%	121 41.2%	58 19.7%	2 0.7%	70.6	28.1

ii) 入所者数(短期入所生活介護(ショートステイ)を除く)

入所者数は、「60 以上 100 人未満」が 46.6%と最も高く、次いで「30 以上 60 人未満」が 32.0%、「100 人以上」が 11.2%となっている。

図表 2-9 入所者数 (数値回答)

	施設数	30人未満	30以上60人未満	60以上100人未満	100人以上	無回答	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
合計	294 100.0%	27 9.2%	94 32.0%	137 46.6%	33 11.2%	3 1.0%	69.16	27.43

(2) 職員体制

① 医師、協力医療機関の体制

i) 常勤医の配置

常勤医が「いる」を選択したのは、3.7%となっている。

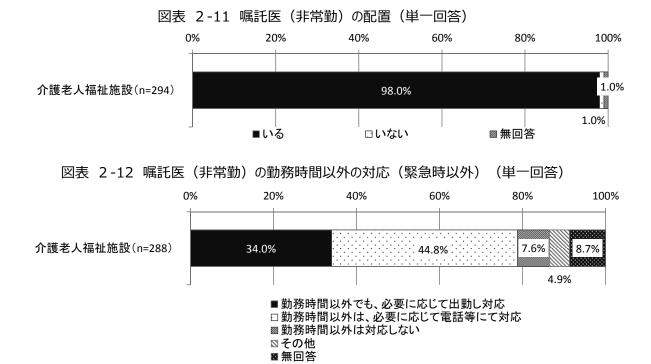
0% 20% 40% 60% 80% 100% 介護老人福祉施設(n=294) 3.7% 93.9% 2.4% ■いる □いない ■無回答

図表 2-10 常勤医の配置 (単一回答)

ii) 嘱託医(非常勤)の配置

嘱託医(非常勤)が「いる」と選択したのは、98.0%となっている。

また、嘱託医(非常勤)が「いる」場合、嘱託医(非常勤)の勤務時間以外の対応(緊急時以外)について聞いたところ、「勤務時間以外でも、必要に応じて出勤し対応」を選択したのは、34.0%となっている。また、「勤務時間以外は、必要に応じて電話等にて対応」を選択したのは、44.8%となっている。



iii) 医療機関との契約の有無

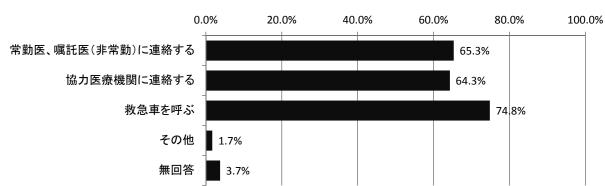
医療機関と「契約している」のは、81.6%となっている。

0% 20% 40% 60% 80% 100% 介護老人福祉施設(n=294) 81.6% 13.6% 4.8%

図表 2-13 医療機関との契約の有無(単一回答)

iv) 医師不在時の緊急時の対応

医師不在時の緊急時の対応について聞いたところ「救急車を呼ぶ」が 74.8%と最も高く、次いで「常勤医、嘱託医(非常勤)」が 65.3%、「協力医療機関に連絡する」が 64.3%となっている。



図表 2-14 医師不在時の緊急時の対応(複数回答、n=294)

② 看護職員の体制

i) 看護職員数(短期入所生活介護(ショートステイ)を除く)

看護職員(常勤)の平均実人数は、看護師が 2.34 人、准看護師が 1.70 人となっている。 看護職員(非常勤)の平均実人数は、看護師が 1.41 人、准看護師が 0.89 人となっている。

			_ 13 m3			— — /			
	施設数	0人	(0人を除く)	3人以上	5人以上	10人以上	無回答	平均値	標準偏差
看護師	294 100.0%	4 1.4%	169 57.5%	80 27.2%	21 7.1%	0 0.0%	20 6.8%	2.34	1.39
准看護師	294 100.0%	33 11.2%	172 58.5%	54 18.4%	5 1.7%	0 0.0%	30 10.2%	1.70	1.17

図表 2-15 常勤 (実人数) (数値回答)

図表 2-16 非常勤 (実人数) (数値回答)

	施設数	0人	3人未満(0人を除く)	3 5人未満	5人以上	10人以上	無回答	平均値 (単位:人)	標準偏差
看護師	294 100.0%	60 20.4%	105 35.7%	37 12.6%	5 1.7%	0 0.0%	87 29.6%	1.41	1.37
准看護師	294 100.0%	84 28.6%	111 37.8%	10 3.4%	2 0.7%	0 0.0%	87 29.6%	0.89	1.07

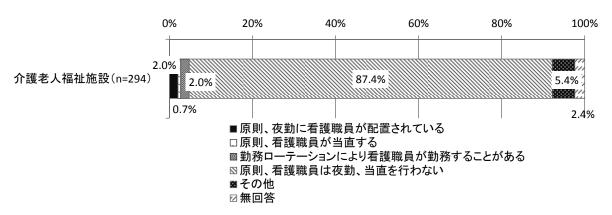
図表 2-17 常勤換算数(常勤·非常勤合計)(数値回答)

	施設数	0人	3人未満	3人以上	5人以上	10人以上	無回答	平均値 (単位:人)	標準偏差
看護師	294 100.0%	12 4.1%	123 41.8%	77 26.2%	27 9.2%	1 0.3%	54 18.4%	2.95	3.16
准看護師	294 100.0%	27 9.2%	152 51.7%	50 17.0%	4 1.4%	1 0.3%	60 20.4%	2.63	11.45

ii) 看護職員の夜勤体制

看護職員の夜勤体制についてきいたところ、「原則、夜勤に看護職員が配置されている」は 2.0%、、「原則、看護職員が当直する」は 0.7%、「勤務ローテーションにより看護職員が勤務することがある」は 2.0%、「原則、看護職員は夜勤、当直を行わない」は 87.4%となっている。

図表 2-18 看護職員の夜勤体制 (単一回答)

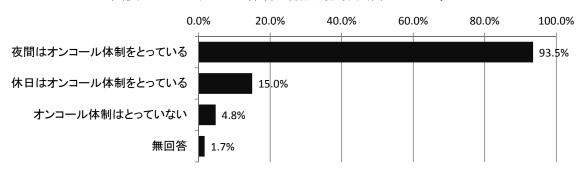


iii) オンコール体制の有無

オンコール体制について聞いたところ、「夜間はオンコール体制をとっている」施設は93.5%、「休日はオンコール体制をとっている」施設は、15.0%、「オンコール体制はとっていない」施設は4.8%となっている。

看護職員の夜勤体制別にオンコール体制を見たところ、「原則、看護職員は夜勤、当直を行わない」 施設のうち「夜間はオンコール体制をとっている」施設の割合は95.7%となっている。

図表 2-19 オンコール体制の有無(複数回答、n=294)



図表 2-20 看護職員の夜勤体制×オンコール体制の有無

			オンコール体制の有無					
		施設数	夜間はオンコール体制をとっている	休日はオンコール体制をとっている	オンコール体制はとっていない	無回答		
	全体	294 100.0%	275 93.5%	44 15.0%	14 4.8%	5 1.7%		
	原則、夜勤に看護職員が配 置されている	6 100.0%	1 16.7%	0 0.0%	4 66.7%	1 16.7%		
看護職員の	原則、看護職員が当直する	2 100.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%		
夜勤体制	勤務ローテーションにより看護 職員が勤務することがある	6 100.0%	5 83.3%	1 16.7%	1 16.7%	0 0.0%		
	原則、看護職員は夜勤、 当直を行わない	257 100.0%	246 95.7%	40 15.6%	8 3.1%	3 1.2%		
	その他	16 100.0%	15 93.8%	3 18.8%	1 6.3%	0 0.0%		

③ 介護職員の体制

i) 介護職員数(短期入所生活介護(ショートステイ)を除く)

平均実人数は、「介護職員(常勤)」が 27.95 人、「介護職員(うち、介護福祉士)(常勤)」が 20.00 人、「介護職員(非常勤)」が 8.68 人、「介護職員(うち、介護福祉士)(非常勤)」が 3.64 人となっている。

図表 2-21 常勤(実人数) (数値回答)

		施設数	10人未満	10人以上	20人以上	30人以上	無回約	(単位:人)	(単位:人)
介護	職員	294 100.0%	5 1.7%	73 24.8%	91 31.0%	115 39.1%	10 3.4%	27.95	11.88
	うち、介護福祉士	294 100.0%	32 10.9%	126 42.9%	74 25.2%	49 16.7%	13 4.4%	20.00	9.66

図表 2-22 非常勤(実人数)(数値回答)

		施設数	10人未満	10人以上	20人以上	30人以上	無回答	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
介護	職員	294 100.0%	175 59.5%	71 24.1%	17 5.8%	7 2.4%	24 8.2%	8.68	7.88
	うち、介護福祉士	294 100.0%	237 80.6%	16 5.4%	1 0.3%	1 0.3%	39 13.3%	3.64	4.29

図表 2-23 常勤·非常勤合計(常勤換算数)(数値回答)

		施設数	10人未満	10人以上20人未満	20人以上30人未満	30人以上	無回緧	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
介護	職員	294 100.0%	12 4.1%	39 12.9%	67 22.8%	145 49.3%	32 10.9%	31.98	14.71
	うち、介護福祉士	294 100.0%	38 12.9%	93 31.6%	79 26.9%	48 16.3%	36 12.2%	20.71	11.15

ii) 認定特定行為業務従事者等の人数(短期入所生活介護(ショートスティ)を除く)

(実人数)

- ・「第1号研修の修了者」の平均実人数は、常勤が1.28人、非常勤が0.00人となっている。
- ・「第2号研修の修了者」の平均実人数は、常勤が4.14、非常勤が0.19人となっている。
- ・「第3号研修の修了者」の平均実人数は、常勤が0.17人、非常勤が0.01人となっている。
- ・「経過措置対象者」の平均実人数は、常勤が9.51人、非常勤が1.30人となっている。
- ・「実務者研修の修了者で実地研修修了者」の平均実人数は、常勤が 0.63 人、非常勤が 0.03 人 となっている。
- ・「養成施設における養成課程を修了した介護福祉士」の平均実人数は、常勤が 0.53 人、非常勤が 0.07 人となっている。

(実人数・実際に喀痰吸引等を提供している職員)

- ・「第1号研修の修了者」の平均実人数は、0.60人となっている。
- ・「第2号研修の修了者」の平均実人数は、3.29人となっている。
- ・「第3号研修の修了者」の平均実人数は、0.00人となっている。
- ・「経過措置対象者」の平均実人数は、6.98人となっている。
- ・「実務者研修の修了者で実地研修修了者」の平均実人数は、0.48人となっている。
- ・「養成施設における養成課程を修了した介護福祉士」の平均実人数は、0.24人となっている。

(常勤換算数)

- ・「第1号研修の修了者」の平均常勤換算数は、1.17人となっている。
- ・「第2号研修の修了者」の平均常勤換算数は、3.98人となっている。
- ・「第3号研修の修了者」の平均常勤換算数は、0.18人となっている。
- ・「経過措置対象者」の平均常勤換算数は、9.27人となっている。
- ・「実務者研修の修了者で実地研修修了者」の平均常勤換算数は、0.57人となっている。
- ・「養成施設における養成課程を修了した介護福祉士」の平均常勤換算数は、0.57 人となっている。

(認定特定行為業務従事者等のうち、実際に喀痰吸引等を提供している割合)

- ・「第1号研修の修了者」の提供している割合は、46.7%となっている。
- ・「第2号研修の修了者」の提供している割合は、76.0%となっている。
- ・「第3号研修の修了者」の提供している割合は、0.0%となっている。
- ・「経過措置対象者」の提供している割合は、64.6%となっている。
- ・「実務者研修の修了者で実地研修修了者」の提供している割合は、72.9%となっている。
- ・「養成施設における養成課程を修了した介護福祉士」の提供している割合は、40.6%となっている。
- ※上記は「常勤」「非常勤」「常勤換算」の人数すべてに回答があった施設・事業所にて集計

図表 2-24 常勤(実人数)(数値回答、n=107)

	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
第1号研修の修了者	1.28	2.78
第2号研修の修了者	4.14	5.41
第3号研修の修了者	0.17	0.91
経過措置対象者	9.51	8.72
実務者研修の修了者で実地研修修了者	0.63	2.04
養成施設における養成課程を修了した介護福祉士	0.53	1.50
合計	16.26	10.00

図表 2-25 非常勤(実人数)(数値回答、n=107)

	平均値 一人)	(単位:人)
第1号研修の修了者	0.00	0.00
第2号研修の修了者	0.19	0.97
第3号研修の修了者	0.01	0.10
経過措置対象者	1.30	2.85
実務者研修の修了者で実地研修修了者	0.03	0.17
養成施設における養成課程を修了した介護福祉士	0.07	0.37
合計	1.59	3.03

図表 2-26 実際に喀痰吸引等を提供している職員(実人数)(数値回答、n=107)

	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
第1号研修の修了者	0.60	1.74
第2号研修の修了者	3.29	5.31
第3号研修の修了者	0.00	0.00
経過措置対象者	6.98	8.48
実務者研修の修了者で実地研修修了者	0.48	1.47
養成施設における養成課程を修了した介護福祉士	0.24	1.33
合計	11.59	10.57

図表 2-27 常勤換算数 (常勤・非常勤の合計) (数値回答、n=107)

	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
第1号研修の修了者	1.17	2.73
第2号研修の修了者	3.98	5.95
第3号研修の修了者	0.18	0.96
経過措置対象者	9.27	9.47
実務者研修の修了者で実地研修修了者	0.57	1.59
養成施設における養成課程を修了した介護福祉士	0.57	1.69
合計	15.73	11.11

図表 2-28 認定特定行為業務従事者等のうち、実際に喀痰吸引等を提供している割合 (n=107)

	平均値(単位:%)
第1号研修の修了者	46.7%
第2号研修の修了者	76.0%
第3号研修の修了者	0.0%
経過措置対象者	64.6%
実務者研修の修了者で実地研修修了者	72.9%
養成施設における養成課程を修了した介護福祉士	40.6%
合計	64.9%

iii) 行為別の認定特定行為業務従事者等の人数(短期入所生活介護(ショートステイ)を除く)

認定特定行為業務従事者等の行為別の人数(実際に提供しているかどうかは問わない)は、以下の通りとなっている。

- ・「喀痰吸引(口腔内)」の平均人数は、10.92人となっている。
- ・「喀痰吸引(鼻腔内)」の平均人数は、4.67人となっている。
- ・「喀痰吸引(気管カニューレ内部)」の平均人数は、0.88人となっている。
- ・「喀痰吸引のうち、人工呼吸器装着者」の平均人数は、0.06人となっている。
- ・「経管栄養(胃ろうまたは腸ろう)」の平均人数は、8.17人となっている。
- ・「経管栄養(経鼻経管栄養)」の平均人数は、1.87人となっている。
- ・「経管栄養のうち、半固形化栄養剤利用者」の平均人数は、1.18人となっている。

図表 2-29 行為別の認定特定行為業務従事者等の人数(数値回答)

※実際に喀痰吸引等を提供しているかどうかは問わない

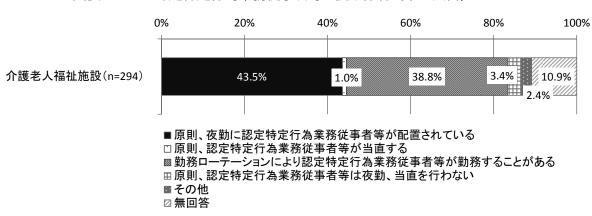
	施設数	0人	3人未満	3人以上	5人以上	十万人〇日		平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
喀痰吸引(口腔内)	294 100.0%	39 13.3%	32 10.9%	18 6.1%	46 15.6%	123 41.8%	36 12.2%	10.92	10.22
喀痰吸引(鼻腔内)	294 100.0%	95 32.3%	43 14.6%	24 8.2%	38 12.9%	38 12.9%	56 19.0%	4.67	7.47
喀痰吸引 (気管カニューレ内部)	294 100.0%	189 64.3%	12 4.1%	2 0.7%	9 3.1%	5 1.7%	77 26.2%	0.88	4.13
上記喀痰吸引のうち、 人工呼吸器装着者	294 100.0%	196 66.7%	4 1.4%	0 0.0%	1 0.3%	0 0.0%	93 31.6%	0.06	0.59
経管栄養 (胃ろうまたは腸ろう)	294 100.0%	55 18.7%	37 12.6%	30 10.2%	43 14.6%	82 27.9%	47 16.0%	8.17	9.36
経管栄養 (経鼻経管栄養)	294 100.0%	152 51.7%	27 9.2%	9 3.1%	11 3.7%	11 3.7%	84 28.6%	1.87	5.67
経管栄養のうち、 半固形化栄養剤利用者	294 100.0%	157 53.4%	15 5.1%	10 3.4%	6 2.0%	8 2.7%	98 33.3%	1.18	3.60

iv) 認定特定行為業務従事者等の夜勤体制

認定特定行為業務従事者等の夜勤体制は、「原則、夜勤に認定特定行為業務従事者等が配置されている」が 43.5%と最も高く、次いで「勤務ローテーションにより認定特定行為業務従事者等が勤務することがある」が 38.8%となっている。

規模(介護職員の常勤換算数)別に、認定特定行為業務従事者等の夜勤体制を見たところ、特に傾向に差は見られなかった。

図表 2-30 認定特定行為業務従事者等の夜勤体制(単一回答)



図表 2-31 規模(介護職員の常勤換算数)×認定特定行為業務従事者等の夜勤体制

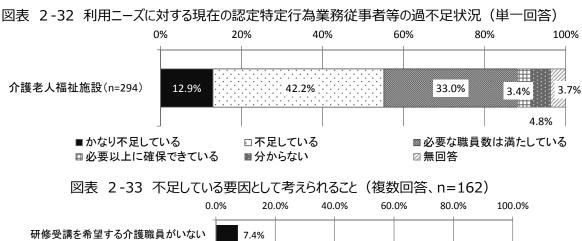
			認定特定行為業務従事者等の夜勤体制					
		施設数	原則、夜勤に認定特定行為業務従事者等が配置されている	原則、認定特定行為業務従事者等が当直する	勤務ローテーションにより認定特定行為業務従事者等が勤務することがある	原則、認定特定行為業務従事者等は夜勤、当直を行わない	その色	
定員数	全体	294 100.0%	128 43.5%	3 1.0%	114 38.8%	10 3.4%	7 2.4%	32 10.9%
	30人未満	27 100.0%	9 33.3%	0 0.0%	12 44.4%	2 7.4%	0 0.0%	4 14.8%
	30人以上60人未満	85 100.0%	41 48.2%	0 0.0%	33 38.8%	1 1.2%	1 1.2%	9 10.6%
	60人以上100人未満	121 100.0%	57 47.1%	2 1.7%	41 33.9%	4 3.3%	3 2.5%	14 11.6%
	100人以上	58 100.0%	21 36.2%	1 1.7%	27 46.6%	3 5.2%	1 1.7%	5 8.6%

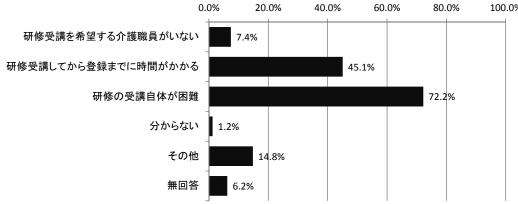
(3) 認定特定行為業務従事者等の確保

① 確保状況、方針、研修受講状況

i) 利用ニーズに対する現在の認定特定行為業務従事者等の過不足状況

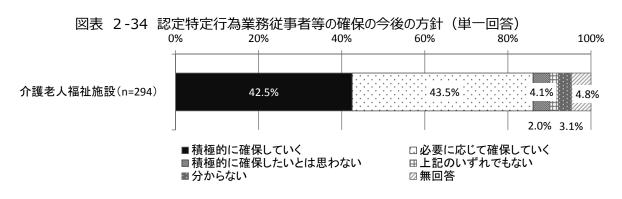
認定特定行為業務従事者等の過不足状況は、「かなり不足している」、「不足している」の合計でみると 55.1%となっている。また、「かなり不足している」、「不足している」と回答した施設のうち、不足している要因として考えられることは「研修の受講自体が困難」が 72.2%と最も高く、次いで「研修受講してから登録までに時間がかかる」が 45.1%、「その他」が 14.8%となっている。「その他」には、「研修費用がかかる」「職員が不足している」などが挙げられていた。





ii) 認定特定行為業務従事者等の確保の今後の方針

認定特定行為業務従事者等の確保の今後の方針について「積極的に確保していく」と回答したのは 42.5%となっている。



ii)-1 認定特定行為業務従事者等が喀痰吸引等を実施することに対する不安×今後の確保の積極性

認定特定行為業務従事者等が喀痰吸引等を実施することに対する不安と今後の認定特定行為業務 従事者等の確保の積極性の関係を見てみると、認定特定行為業務従事者等が喀痰吸引等を実施するこ とに対する不安が少なくなるほど、認定特定行為業務従事者等を「積極的に確保していく」の割合が 高くなっている。

図表 2-35 認定特定行為業従事者等が喀痰吸引等を実施することに対する不安×今後の確保の積極性

					今後の確	保の積極性		
			積極的に確保していく	必要に応じて	積極的に確保 思わない	いずれでもない	分からない	無回答
	全体	294	125	128	12	6	9	14
		100.0%	42.5%	43.5%	4.1%	2.0%	3.1%	4.8%
認定特定行為業	不安がある	64	23	28	5	2	4	2
務従事者等が喀 痰吸引等を実施	不安かめる	100.0%	35.9%	43.8%	7.8%	3.1%	6.3%	3.1%
	かかるけがする	156	70	70	5	2	3	6
不安はありますか	やや不安がある	100.0%	44.9%	44.9%	3.2%	1.3%	1.9%	3.8%
	#キに子 ウルナバ	56	28	23	1	1	1	2
	特に不安はない	100.0%	50.0%	41.1%	1.8%	1.8%	1.8%	3.6%

iii) 今後、認定特定行為業務従事者等を積極的に確保したいとは思わない理由

<報酬>

・当該従事者を雇用し、喀咳吸引を行っても、加算がつかない。

<対象利用者の受入制限>

・喀痰吸引等を必要とする高齢者は受け入れていない。

<職員不足>

- ・職員配置が難しい中、研修に出すことで現場の負担感が増す。
- ・看護職の前に介護職の確保が難しい。
- ・介護職員そのものが不足している。

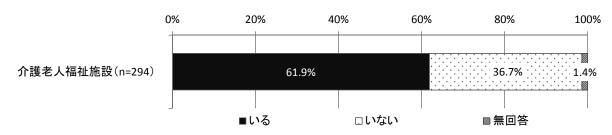
<十分な体制が構築されている>

- ・研修施設として運営しているため、必要に応じて増員することができる。
- ・看護職員の協力もあり、喀痰吸引等が必要な利用者に対して対応できている。

iv) 現在、喀痰吸引等研修を受講している職員、または今年度受講予定の介護職員の有無

現在、喀痰吸引等研修を受講している、または今年度受講予定の介護職員が「いる」と回答した施設は61.9%となっている。

図表 2-36 現在、研修を受講しているまたは今年度受講予定の介護職員の有無 (単一回答)



v) 研修受講対象者の選定方法

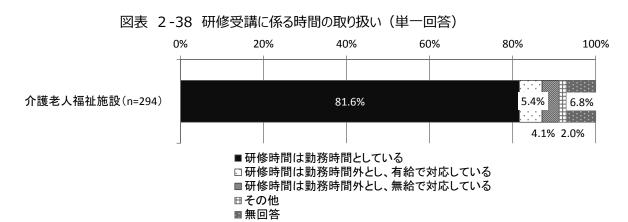
研修受講対象者の選定方法は、「施設で選定した上で、介護職員の希望、意向を確認し選定」が 79.6%と最も高く、次いで「介護職員の希望を確認し、希望者から選定」が18.7%となっている。

0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0% 介護職員の希望を確認し、希望者から選定 施設で選定した上で、介護職員 の希望、意向を確認し選定 その他 3.7% 無回答 6.8%

図表 2-37 研修受講対象者の選定方法(複数回答、n=294)

vi) 研修受講に係る時間の取り扱い

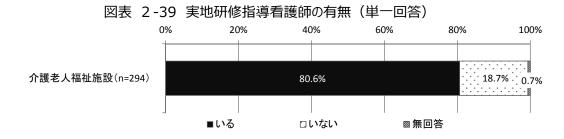
研修受講に係る時間の取り扱いは、「研修時間は勤務時間としている」が81.6%と最も高くなっている。



2 研修

i) 実地研修指導看護師の有無

実地研修指導看護師が「いる」施設は 80.6%となっている。看護師の人数(常勤換算数)別に実 地研修指導看護師の有無を見たところ、傾向に差は見られなかった。

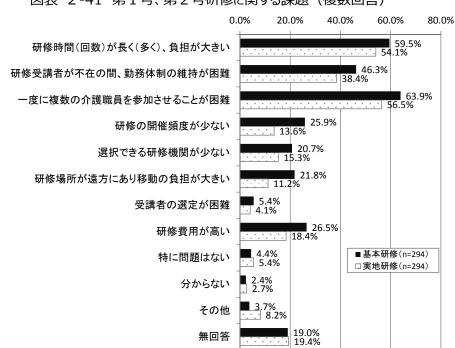


図表 2-40 看護師の人数(常勤換算)×実地研修指導看護師の有無

		16-50 99	実地	研修指導看護師	うの有無					
		施設数	いる	いない	無回答					
	全体	294	237	55	2					
	土14	100.0%	80.6%	18.7%	0.7%					
244#1 1/2 /*/* 344#1	3人未満	135	109	26	0					
常勤換算数_常勤・	リント間	100.0%	80.7%	19.3%	0.0%					
 非常勤合計/看護師	3人以上5人未満	77	69	6	2					
かか到口可/省吱叫	3人以上3人不同	100.0%	89.6%	7.8%	2.6%					
	5人以上10人未満	28	25	3	0					
	コスダエエリス不過	100.0%	89.3%	10.7%	0.0%					

ii) 研修受講に関する課題

第1号、第2号研修受講に関する課題は、基本研修、実地研修ともに「一度に複数の介護職員を参加させることが困難」が最も高く、次いで「研修時間(回数)が長く(多く)、負担が大きい」、「研修受講者が不在の間、勤務体制の維持が困難」となっている。



図表 2-41 第1号、第2号研修に関する課題(複数回答)

iii) 基本研修(第1号、第2号)受講に関する課題

<主な回答内容>

- ・研修費の負担はないが遠方のため宿泊費の負担が大きい。
- ・資格者が退職する度に再受講の負担あり。
- ・受講者が3年程度で退職してしまう。
- ・資格者が退職する度に再受講の負担あり。
- ・演習負担有り、指導者確保。

iv) 実地研修(第1号、第2号) 受講に関する課題

<主な回答内容>

- ・実地研修に協力してくれる利用者が少ない。
- ・研修期間が限られている。
- ・自施設では実習ができない。
- ・介護職員と看護職員の勤務時間を合わせて実地指導の時間をつくることができない。
- ・指導者が少ない。

③ 研修終了後の対応

i) 認定特定行為業務従事者等に対する手当等の有無

認定特定行為業務従事者等に対する手当は、「なし」が91.2%、「あり」が4.1%となっている。 手当等の条件は「認定特定行為業務従事者等の認定証が交付されたことへの手当」が50.0%となっている。

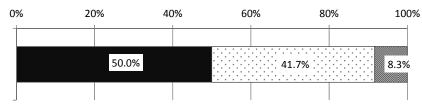
また、手当がある場合、1か月あたりの一人あたりの平均額は3,650.00円、1か月あたりの施設 全体での平均額は73,071.43円となっている。

の% 20% 40% 60% 80% 100% 介護老人福祉施設(n=294) 4.1% 91.2% 4.8%

図表 2-42 認定特定行為業務従事者等に対する手当等の有無(単一回答)

図表 2-43 手当等の条件(単一回答)

介護老人福祉施設(n=12)



- ■認定特定行為業務従事者等の認定証が交付されたことへの手当
- □認定証の交付後、実際に喀痰吸引等を提供することへの手当
- ■その他
- □無回答

図表 2-44 手当等の金額

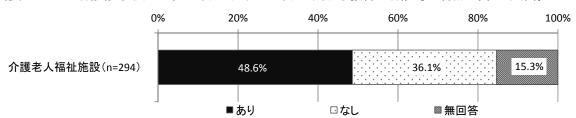
	施設数	無回答	平均値 (単位:円/月)	標準偏差 (単位:円/月)
1 人あたり	10 100.0%	2 20.0%	3,650.00	3,283.38
施設全体	7 100.0%	5 71.4%	73,071.43	106,810.75

ii) 研修修了後のスキルアップやフォローアップに関する教育、研修等の有無

研修修了後のスキルアップやフォローアップに関する教育、研修等が「あり」となっている施設は 48.6%となっている。また、施設の規模別(定員数)に研修修了後のスキルアップやフォローアップ に関する教育、研修等の有無を見たところ、特に差は見られなかった。

実施主体を見ると、「貴施設」が89.5%と最も高くなっている。

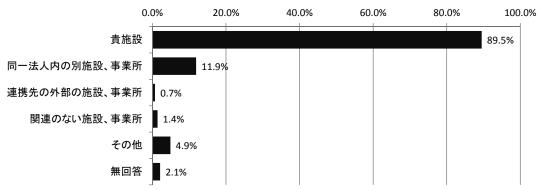
図表 2-45 研修修了後のスキルアップやフォローアップに関する教育、研修等の有無(単一回答)



図表 2-46 施設規模別 (定員数) ×スキルアップやフォローアップに関する教育、研修等の有無

				後のスキルアップや: る教育、研修等の	
			あり	なし	無回答
	全体	294 100.0%	143 48.6%	106 36.1%	45 15.3%
	3 0 人未満	27 100.0%	10 37.0%	11 40.7%	6 22.2%
定員数	30人以上60人未満	85 100.0%	48 56.5%	26 30.6%	11 12.9%
	60人以上100人未満	121 100.0%	63 52.1%	41 33.9%	17 14.0%
	100人以上	58 100.0%	21 36.2%	26 44.8%	11 19.0%

図表 2-47 教育、研修等の実施主体(複数回答、n=143)



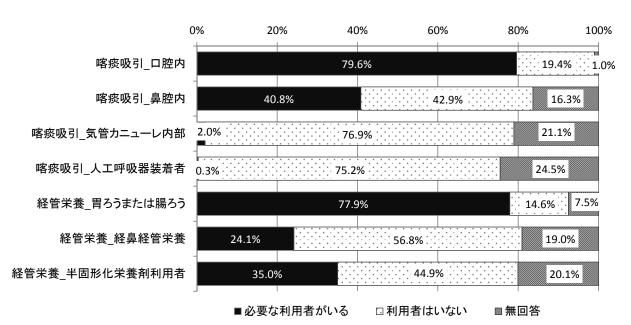
(4) 喀痰吸引等が必要な利用者の状況

① 利用者の状況

i) 喀痰吸引等が必要な利用者の有無(短期入所生活介護(ショートステイ)を除く)

喀痰吸引等が必要な利用者は、「口腔内」が 79.6%、「鼻腔内」が 40.8%、「気管カニューレ内部」が 2.0%、「喀痰吸引のうち、人工呼吸器装着者」が 0.3%、「胃ろうまたは腸ろう」が 77.9%、「経鼻経管栄養」が 24.1%、「経管栄養のうち、半固形化栄養剤利用者」が 35.0%となっている。

規模(定員数)別に利用者の有無(胃ろうまたは腸ろう)を見たところ、規模が大きくなるほど、 利用者がいる割合が高くなっていた。



図表 2-48 喀痰吸引等が必要な利用者の有無(単一回答、n=294)

喀痰吸引等が必要な利用者数(短期入所生活介護(ショートステイ)を除く) ii)

喀痰吸引等が必要な平均利用者数は、「口腔内」が 5.95 人、「鼻腔内」が 5.79 人、「気管カニュー レ内部 | が 1.67 人「喀痰吸引のうち人工呼吸器装着者」が 1.00 人、「胃ろうまたは腸ろう」が 4.80 人、「経鼻経管栄養」が3.26人、「経管栄養のうち、半固形化栄養剤利用者」が3.38人となっている。

3人未満 1 単位 入以上 人未満 0人未 単 人以上 众 福差 人以上 位 人 人 233 83 32 60 41 17 喀痰吸引 (口腔内) 5.95 6.61 100.0% 35.6% 13.7% 25.8% 17.6% 7.3% 120 45 21 喀痰吸引 (鼻腔内) 5.79 6.39 100.0% 0.8% 37.5% 19.2% 25.0% 17.5% 喀痰吸引 1.67 1.21 (気管カニューレ内部) 100.0% 83.3% 16.7% 0.0% 0.0% 0.0% 上記喀痰吸引のうち、 0 0 1 1.00 人工呼吸器装着者 100.0% 100.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 経管栄養 229 75 21 56 73 4.25 4.80 (胃ろうまたは腸ろう) 100.0% 32.8% 24.5% 31.9% 9.2% 1.7% 経管栄養 71 38 19 10 3.26 3.58 (経鼻経管栄養) 100.0% 53.5% 4.2% 26.8% 14.1% 1.4% 経管栄養のうち、 103 45 27 23 3.38 3.77 半固形化栄養剤利用者 100.0% 43.7% 26.2% 22.3% 1.0% 6.8%

図表 2-49 喀痰吸引等が必要な利用者数 (数値回答)

iii) 喀痰吸引等が必要な利用者のうち認定特定行為業務従事者等が関与している利用者数 (短期入所生活介護(ショートステイ)を除く)

喀痰吸引等が必要な利用者のうち認定特定行為業務従事者等が関与している平均利用者数は、「ロ 腔内」が 4.86 人、「鼻腔内」が 3.99 人、「気管カニューレ内部」が 2.00 人、「胃ろうまたは腸ろう」 が 2.11 人、「経鼻経管栄養」が 1.12 人、「経管栄養のうち、半固形化栄養剤利用者」が 0.89 人とな っている。

	施設数	0人	3人未満	3人以上	5人以上	10人以上	無回答	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
喀痰吸引(口腔内)	233 100.0%	27 23.3%	48 13.3%	22 9.2%	32 11.7%	22 7.5%	82 35.0%	4.86	6.45
喀痰吸引 (鼻腔内)	120 100.0%	28 23.3%	16 13.3%	11 9.2%	14 11.7%	9 7.5%	42 35.0%	3.99	5.66
喀痰吸引 (気管カニューレ内部)	6 100.0%	0 0.0%	1 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 83.3%	2.00	
上記喀痰吸引のうち、 人工呼吸器装着者	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	_	
経管栄養 (胃ろうまたは腸ろう)	229 100.0%	87 38.0%	24 10.5%	20 8.7%	23 10.0%	6 2.6%	69 30.1%	2.11	3.35
経管栄養 (経鼻経管栄養)	71 100.0%	36 50.7%	8 11.3%	2 2.8%	3 4.2%	1 1.4%	21 29.6%	1.12	3.27

図表 2-50 認定特定行為業務従事者等が関与している喀痰吸引等が必要な利用者数(数値回答)

3.9%

4.9%

38.8%

0.89

1.68

0.0%

42.7%

103

100.0%

経管栄養のうち

半固形化栄養剤利用者

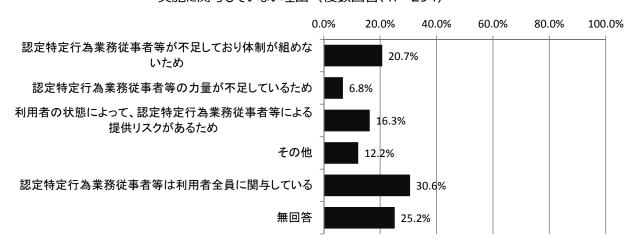
9.7%

10

iv) 喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者等が実施に関与していない理由

喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者等が実施に関与していない理由は、「認定特定行為業務従事者等が不足しており体制が組めないため」が 20.7%と最も高く、次いで「利用者の状態によって提供リスクがあるため」が 16.3%となっている。

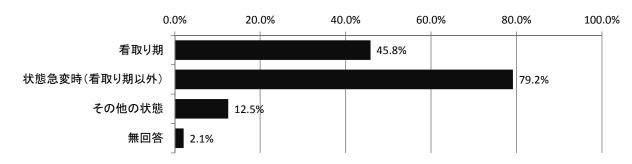
図表 2-51 喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者等が 実施に関与していない理由(複数回答、n=294)



v) 提供リスクのある具体的な利用者の状態

提供リスクのある具体的な利用者の状態について聞いたところ、「状態急変時(看取り期以外)」が 79.2%、「看取り期」が 45.8%となっている。

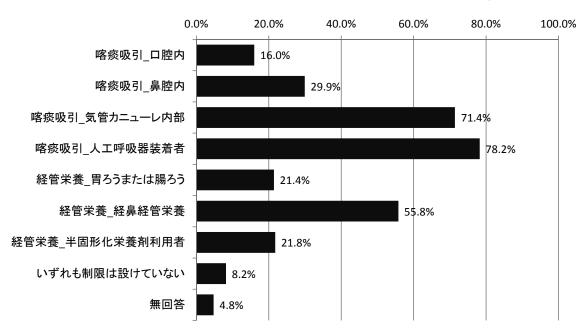
図表 2-52 提供リスクのある具体的な利用者の状態(複数回答、n=48)



② 行為別の利用者の受け入れ状況

i) 利用者の受け入れの制限を設けている行為

利用者の受け入れの制限を設けている行為について聞いところ、「人工呼吸器装着者」が 78.2% と 最も高く、次いで「気管カニューレ内部」が 71.4%、「経鼻経管栄養」が 55.8% となっている。



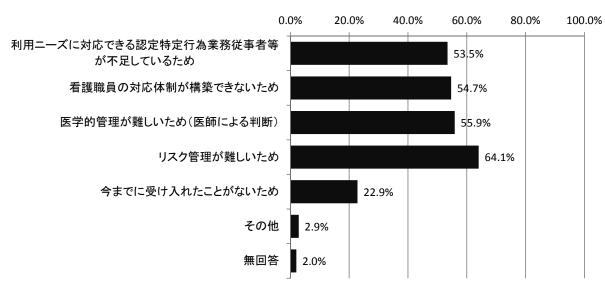
図表 2-53 利用者の受け入れの制限を設けている行為(複数回答、n=294)

図表 2-54 規模(定員数)×利用者の受け入れの制限を設けている行為

					入	所者の受入	れの制限を	設けている行	 方為		
		施設数	喀痰吸引_口腔内	喀痰吸引_鼻腔内	喀痰吸引_気管カニューレ内部	喀痰吸引_人工呼吸器装着者	経管栄養_胃ろうまたは腸ろう	経管栄養_経鼻経管栄養	経管栄養_半固形化栄養剤利用者	いずれも制限は設けていない	無回答
	全体	294 100.0%	47 16.0%	88 29.9%	210 71.4%	230 78.2%	63 21.4%	164 55.8%	64 21.8%	24 8.2%	14 4.8%
	30人未満	27 100.0%	5 18.5%	7 25.9%	14 51.9%	17 63.0%	6 22.2%	11 40.7%	4 14.8%	7 25.9%	0 0.0%
定員数	3 0 人以上 6 0 人未満	85 100.0%	15 17.6%	23 27.1%	58 68.2%	66 77.6%	15 17.6%	44 51.8%	19 22.4%	9 10.6%	3 3.5%
	6 0 人以上 1 0 0 人未満	121 100.0%	17 14.0%	36 29.8%	97 80.2%	102 84.3%	26 21.5%	72 59.5%	24 19.8%	4 3.3%	5 4.1%
	100人以上	58 100.0%	9 15.5%	20 34.5%	38 65.5%	42 72.4%	14 24.1%	34 58.6%	14 24.1%	4 6.9%	6 10.3%

i) -1 利用者の受け入れの制限を設けている理由(喀痰吸引)

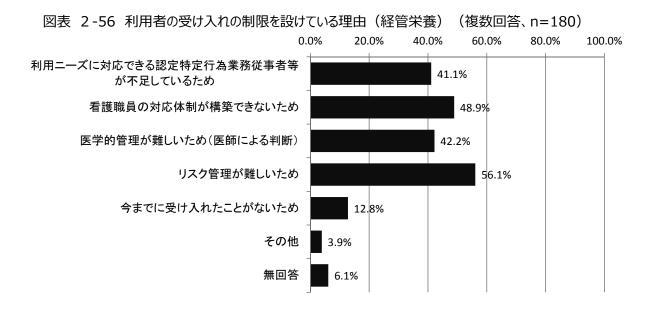
喀痰吸引が必要な利用者の受け入れの制限を設けている理由について聞いところ、「リスク管理が難しいため」が 64.1%と最も高く、次いで「医学的管理が難しいため (医師による判断)」が 55.9%、「看護職員の対応体制が構築できないため」が 54.7%となっている。



図表 2-55 利用者の受け入れの制限を設けている理由(喀痰吸引)(複数回答、n=245)

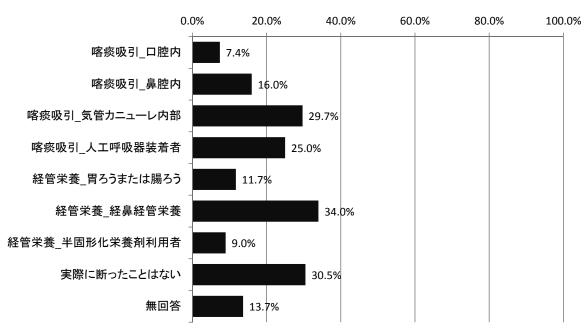
i) -2 利用者の受け入れの制限を設けている理由(経管栄養)

経管栄養が必要な利用者の受け入れの制限を設けている理由について聞いところ、「リスク管理が難しいため」が 56.1%と最も高く、次いで「看護職員の対応体制が構築できないため」が 48.9%、「医学的管理が難しいため (医師による判断)」が 42.2%となっている。



i) -3 実際に受け入れを断ったことのある行為

入所者の受入れの制限を設けている施設に対して、実際に受け入れを断ったことのある行為について聞いところ、「経鼻経管栄養」が34.0%と最も高く、次いで「実際に断ったことはない」が30.5%、「気管カニューレ内部」が29.7%となっている。



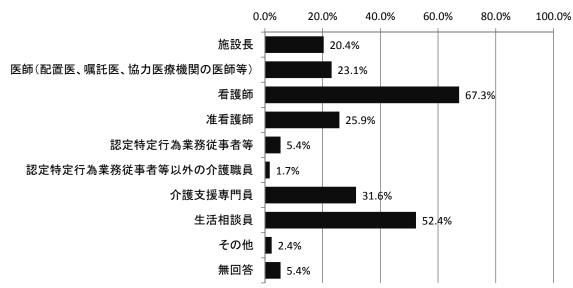
図表 2-57 実際に受け入れを断ったことのある行為(複数回答、n=256)

(5) 喀痰吸引等の提供プロセス

① 利用者からの同意取得

i) 主に利用者への説明、同意取得を行う者

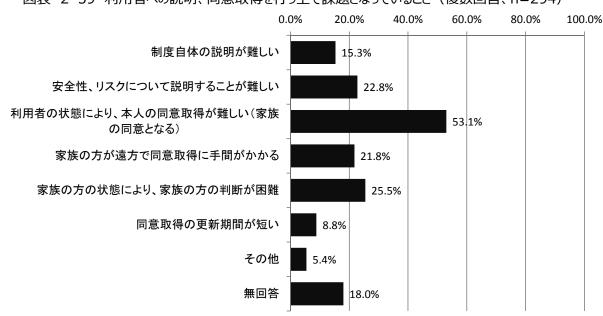
主に利用者への説明、同意取得を行う者は、「看護師」が 67.3% と最も高く、次いで「生活相談員」 が 52.4%、「介護支援専門員」が 31.6% となっている。



図表 2-58 主に利用者への説明、同意取得を行う者(複数回答、n=294)

ii) 利用者への説明、同意取得を行う上で課題となっていること

利用者への説明、同意取得を行う上で課題となっていることは、「利用者の状態により、本人の同意取得が難しい(家族の同意となる)」が53.1%と最も高くなっている。



図表 2-59 利用者への説明、同意取得を行う上で課題となっていること(複数回答、n=294)

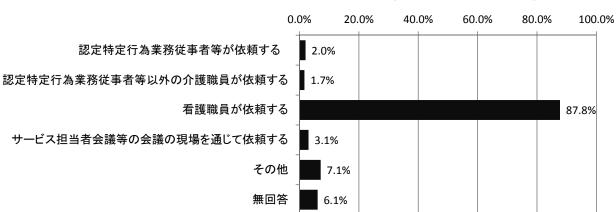
iii) 利用者への説明、同意取得の際、トラブルとなった事例

<主な回答内容>

- ・家族にきちんと説明したつもりで回答をもらっても、「聞いていない」と言われる。
- ・トラブルではないが、何回もお願いすることになるため、実験台のようだと言われた。
- ・介護職が行うことに同意が得られないケースがあった。
- ・夜間、ユニット毎の夜勤配置となり、施設全体での一人の特定行為業務従事者等の対応する旨 の説明、ナースのオンコール対応の説明、中療養型と同レベルの対応は難しいことへの理解と 不安の中特養入居をとまどわれた。

iv) 医師の指示書の所得方法(医師への依頼方法)

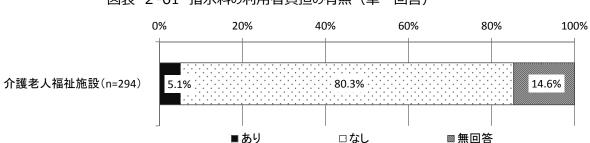
医師の指示書の所得方法(医師への依頼方法)は、「看護職員が依頼する」が87.8%と最も高くなっている。



図表 2-60 医師の指示書の所得方法 (医師への依頼方法) (複数回答、n=294)

v) 指示料の利用者負担の有無

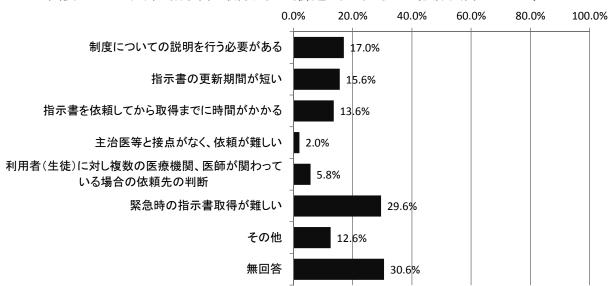
指示料の利用者負担「あり」は5.1%となっている。



図表 2-61 指示料の利用者負担の有無(単一回答)

vi) 医師の指示書を取得する上で課題となっていること

医師の指示書を取得する上で課題となっていることとしては、「緊急時の指示書取得が難しい」が 29.6%と最も高くなっている。



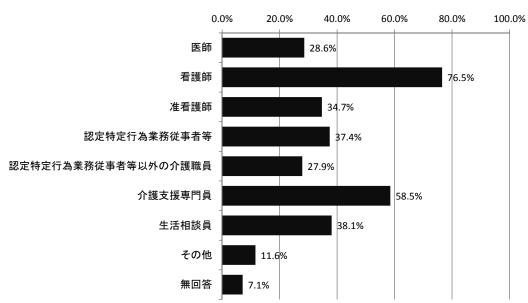
図表 2-62 医師の指示書を取得する上で課題となっていること(複数回答、n=294)

② 個別計画書の作成

i) 個別計画書の作成に関わっている専門職

個別計画書の作成に関わっている専門職は、「看護師」が 76.5%と最も高く、次いで「介護支援専門員」が 58.5%、「生活相談員」が 38.1%となっている。

また、「看護師」「准看護師」が関わっている場合、看護職員の関与の方法は、「個別計画の作成段階から看護職員が関与し、作成している」が64.8%と最も高くなっている。



図表 2-63 個別計画書の作成に関わっている専門職(複数回答、n=294)

図表 2-64 看護職員の関与方法(単一回答)

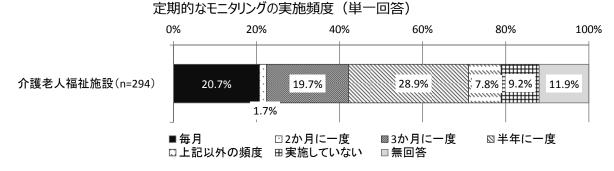


ii) 個別計画書の見直しに向けた、医師または看護職員による定期的なモニタリングの実施頻度

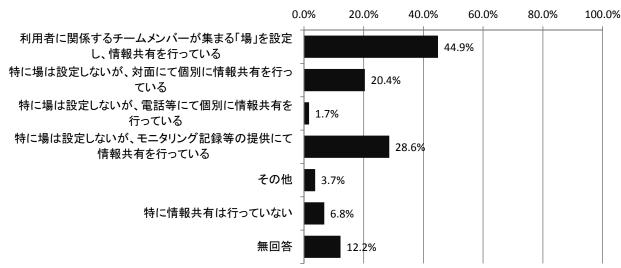
個別計画書の見直しに向けた、医師または看護職員による定期的なモニタリングは「毎月」が 20.7%、「2 か月に一度」が 1.7%、「3 か月に一度」が 19.7%であり、「3 か月に一度」以上の頻度で 実施しているのは、42.1%となっている。

また、モニタリング後の情報共有は、「利用者に関係するチームメンバーが集まる「場」を設定し、情報共有を行っている」が 44.9%最も高くなっているが、定期的なモニタリング実施頻度別にみると、「毎月」実施している施設では、「特に場は設定しないが、対面にて個別に情報共有を行っている」の割合が 44.3%となっている。

図表 2-65 個別計画書の見直しに向けた、医師または看護職員による



図表 2-66 モニタリング後の情報共有(複数回答、n=294)



図表 2-67 定期的なモニタリングの頻度×モニタリング後の情報共有

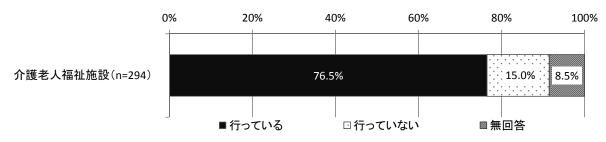
			モニタリングイ	後の情報共有	Ī				
		合計	利用者に	特に場は	特に場は	特に場は	その他	特に情報	不明
			関係するチ	設定しない	設定しない	設定しない		共有は行	
			ームメンバ	が、対面に	が、電話	が、モニタリ		っていない	
			ーが集まる	て個別に	等にて個	ング記録			
			「場」を設	情報共有	別に情報	等の提供			
			定し、情報	を行ってい	共有を行っ	にて情報			
			共有を行っ	る	ている	共有を行っ			
			ている			ている			
	全体	294	132	60	5	84	11	20	36
		100.0%	44.9%	20.4%	1.7%	28.6%	3.7%	6.8%	12.2%
個別計画書の	毎月	61	30	27	1	21	1	0	1
見直しに向け		100.0%	49.2%	44.3%	1.6%	34.4%	1.6%	0.0%	1.6%
た、医師または	2 か月に一度	5	3	0	0	2	0	0	0
看護職員による		100.0%	60.0%	0.0%	0.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%
定期的なモニタ	3か月に一度	58	37	8	2	22	1	1	0
リングの実施頻		100.0%	63.8%	13.8%	3.4%	37.9%	1.7%	1.7%	0.0%
度	半年に一度	85	48	15	1	29	2	3	0
		100.0%	56.5%	17.6%	1.2%	34.1%	2.4%	3.5%	0.0%
	上記以外の頻度	23	6	7	0	8	3	3	2
		100.0%	26.1%	30.4%	0.0%	34.8%	13.0%	13.0%	8.7%
	実施していない	27	3	3	1	2	3	12	5
		100.0%	11.1%	11.1%	3.7%	7.4%	11.1%	44.4%	18.5%

iii) 日常的な情報共有(カンファレンス等)の実施にあたり、利用者に関係する

チームメンバー間での、利用者の状況等に関する情報共有の実施有無

利用者に関係するチームメンバー間での日常的な情報共有を「行っている」施設は 76.5%となっている。

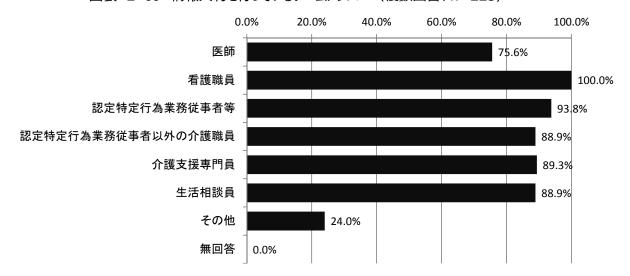
図表 2-68 喀痰吸引等の実施にあたり、利用者に関係するチームメンバー間での、 利用者の状況等に関する情報共有の実施有無(単一回答)



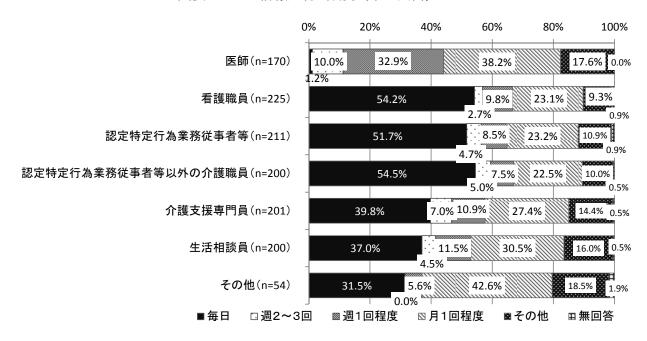
iii) - 1 情報共有を行っているチームメンバー

日常的な情報共有を「行っている」施設のうち、日常的な情報共有を行っているメンバーは、「看護職員」が100.0%と最も高く、次いで「認定特定行為業務従事者等」が93.8%、「介護支援専門員」が89.3%となっている。また、日常的な情報共有を「毎日」行っているのは、看護師、認定特定行為業務従事者等、認定特定行為業務従事者等以外の介護職員が5割以上、介護支援専門員、生活相談員は約4割となっている。一方で、医師は「月に1回程度」が38.2%であった。

図表 2-69 情報共有を行っているチームメンバー (複数回答、n=225)



図表 2-70 情報共有の頻度(単一回答)



iv) 日常的なチームメンバー間の情報共有の方法等について、特に工夫していること

< I C T >

- ・パソコンで記録し、あらゆる職員が共有できるようにしている。
- ・各部門に同一のシステムを導入し、オンラインで情報を共有している。
- ・電子カルテによる情報共有

<申し送り時の活用>

- ・朝礼や終礼時に、専門職へ必要な情報を報告
- ・申し送りに職員が一堂に会し、情報を共有している。

<u><</u>その他>

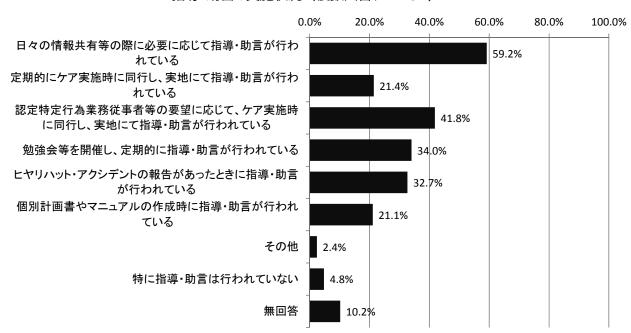
- ・連携ボードの作成
- ・ケアマネジャーが日常的に各部署からの情報を集約し、各部署へフィードバックしている。
- ・チームを組んでいる医師を中心とした週一回の回診、月一回の会議を実施。

③ 看護職員による指導・助言

i) 看護職員による認定特定行為業務従事者等に対する指導・助言の実施状況

看護職員による認定特定行為業務従事者等に対する指導・助言のうち、「日々の情報共有等の際に必要に応じて指導・助言が行われている」が 59.2%と最も高く、次いで「認定特定行為業務従事者等の要望に応じて、ケア実施時に同行し、実地にて指導・助言が行われている」が 41.8%、「勉強会等を開催し、定期的に指導・助言が行われている」が 34.0%となっている。

図表 2-71 看護職員による認定特定行為業務従事者等に対する 指導・助言の実施状況(複数回答、n=294)



④ 実施報告書

i) 実施報告書の医師への提出頻度

実施報告書の医師への提出を「毎月」行っている割合は38.8%となっている。

図表 2-72 実施報告書の医師への提出頻度(単一回答)
0% 20% 40% 60% 80% 100%
介護老人福祉施設(n=294)
38.8% 9.9% 13.3% 19.0% 16.3%

■毎月 □2か月に一度 ■3か月に一度 □半年に一度 □上記以外 □無回答

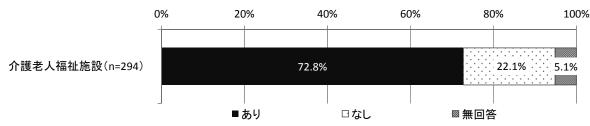
(6) 喀痰吸引等の提供に関する安全対策実施状況

① 喀痰吸引等の安全に関する委員会や会議について (※他の委員会や会議と合わせて開催する場合を含む)

i) 設置有無

安全に関する委員会の設置「あり」の割合は、72.8%となっている。

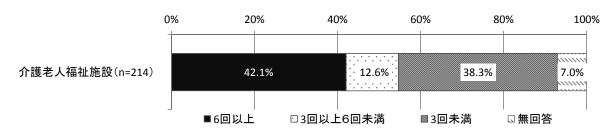
図表 2-73 喀痰吸引等の安全に関する委員会や会議の設置有無(単一回答)



ii) 委員会(会議)開催回数(平成29年4月~平成29年9月の期間)

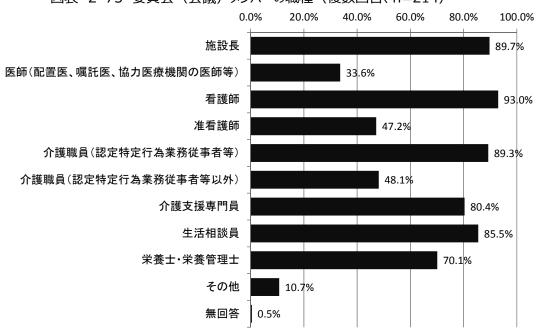
6か月間における安全に関する委員会(会議)を「6回以上」開催している施設は 42.1%と最も高く、次いで「3回未満」が 38.3%、「3回以上6回未満」が 12.6%となっている。

図表 2-74 委員会(会議)開催回数(平成29年4月~平成29年9月の期間)(数値回答)



iii) 委員会(会議) メンバーの職種

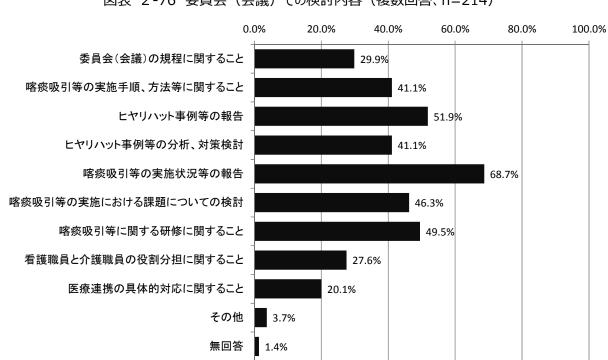
安全に関する委員会(会議)メンバーの職種は、「看護師」が93.0%と最も高く、次いで「施設長」が89.7%、「介護職員(認定特定行為業務従事者等)」が89.3%となっている。



図表 2-75 委員会(会議) メンバーの職種(複数回答、n=214)

iv) 委員会(会議)での検討内容

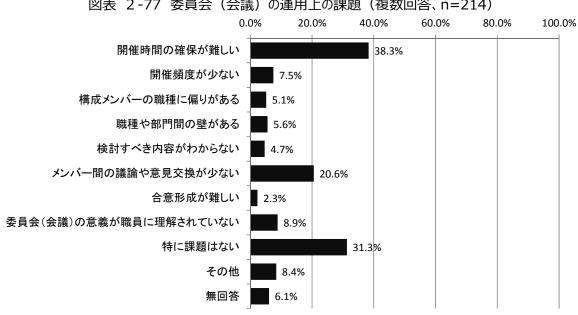
安全に関する委員会(会議)での検討内容について聞いたところ、「喀痰吸引等の実施状況等の報告」が68.7%と最も高く、次いで「ヒヤリハット事例等の報告」が51.9%、「喀痰吸引等に関する研修に関すること」が49.5%となっている。



図表 2-76 委員会(会議)での検討内容(複数回答、n=214)

v) 委員会(会議)の運用上の課題

安全に関する委員会(会議)の運用上の課題について聞いたところ、「開催時間の確保が難しい」 が38.3%と最も高く、次いで「特に課題がない」が31.3%、「メンバー間の議論や意見交換が少ない」 が20.6%となっている。

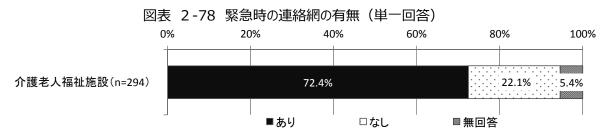


図表 2-77 委員会(会議)の運用上の課題(複数回答、n=214)

② マニュアル (業務手順書等)の整備状況について

i) 喀痰吸引等の実施に関する緊急時の連絡網の有無

喀痰吸引等の実施に関する緊急時の連絡網が「あり」である施設は72.4%となっている。 また、施設規模別(定員数)に見たところ、特に差は見られなかった。

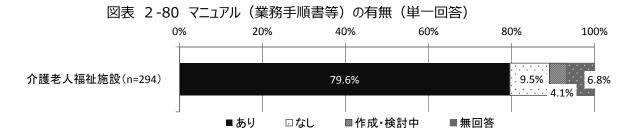


図表 2-79 施設規模別(定員数)×緊急時の連絡網の有無

			喀痰吸引等の実施に関する緊急時の 連絡網の有無				
			あり	なし	無回答		
	全体	294 100.0%	213 72.4%	65 22.1%	16 5.4%		
	30人未満	27 100.0%	22 81.5%	3 11.1%	2 7.4%		
定員数	30人以上60人未満	85 100.0%	63 74.1%	17 20.0%	5 5.9%		
	60人以上100人未満	121 100.0%	84 69.4%	29 24.0%	8 6.6%		
	100人以上	58 100.0%	43 74.1%	14 24.1%	1 1.7%		

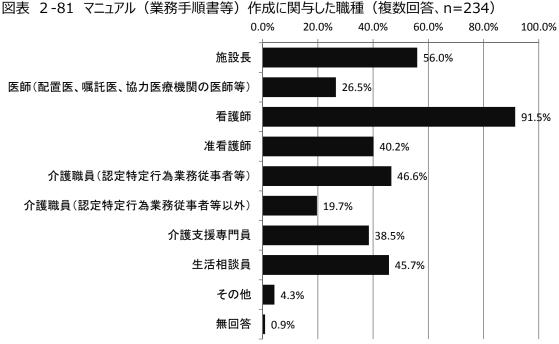
ii) 介護職員(教員等)が喀痰吸引等を実施するためマニュアル(業務手順書等)の有無 ※既存のマニュアルにおいて喀痰吸引等を実施するための内容が記載されている場合を含む

介護職員が喀痰吸引等を実施するためマニュアル(業務手順書等)が「あり」の施設は 79.6%と なっている。



iii)マニュアル(業務手順書等)作成に関与した職種

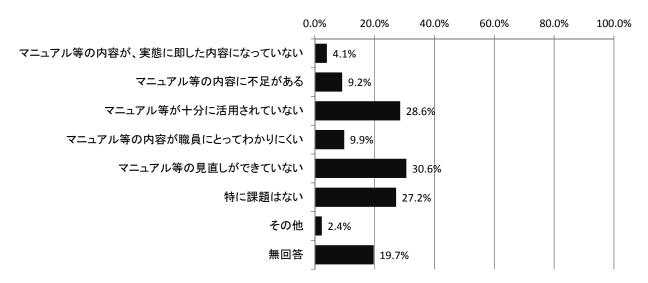
マニュアル(業務手順書等)が「あり」の施設について、マニュアル(業務手順書等)作成に関与 した職種は、「看護師」が91.5%と最も高く、次いで「施設長」が56.0%、「介護職員(認定特定行 為業務従事者等)」が 46.6%となっている。



iv)マニュアル(業務手順書等)の運用上の課題

マニュアル (業務手順書等)の運用上の課題では、「マニュアル等の見直しができてない」が30.6% と最も高く、次いで「マニュアル等が十分に活用されていない」が 28.6%、「特に課題はない」が 27.2% となっている。

図表 2-82 マニュアル (業務手順書等) の運用上の課題 (複数回答、n=294)

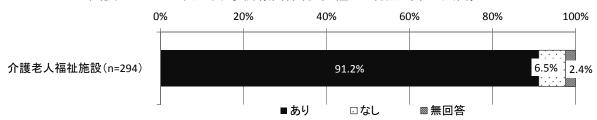


③ ヒヤリハット・アクシデント

i) ヒヤリハット事例報告体制・仕組みの有無

ヒヤリハット事例報告体制・仕組みが「あり」の施設は 91.2%となっている。また、施設規模別 (定員数) に見たところ、傾向に特に差は見られなかった。

図表 2-83 ヒヤリハット事例報告体制・仕組みの有無(単一回答)



図表 2-84 施設規模別(定員数)×ヒヤリハット事例報告体制・仕組みの有無

			ヒヤリハット事例報告体制・仕組みの有無					
		施設数	あり	なし	無回答			
	全体	294 100.0%	268 91.2%	19 6.5%	7 2.4%			
	3 0 人未満	27 100.0%	26 96.3%	1 3.7%	0.0%			
定員数	30人以上60人未満	85 100.0%	77 90.6%	7 8.2%	1 1.2%			
	60人以上100人未満	121 100.0%	108 89.3%	8 6.6%	5 4.1%			
	100人以上	58 100.0%	55 94.8%	2 3.4%	1 1.7%			

ii) 施設全体のヒヤリハット・アクシデント件数(喀痰吸引等に限定しない)

平成 29 年 4 月から 9 月の実績では、施設全体のヒヤリハットの平均件数は 111.25 件、アクシ デントは 53.28 件となっている。

図表 2-85 施設全体のヒヤリハット・アクシデント件数(喀痰吸引等に限定しない)(数値回答)

	施設数	0	10回未満	10回以上50回未満	上次回0.5	無回答	(単位:件数)	(単位:件数)標準偏差
施設全体のヒヤリハット	294 100.0%	51 17.3%	28 9.5%	64 21.8%	99 33.7%	52 17.7%	111.25	272.96
施設全体のアクシデント	294 100.0%	66 22.4%	33 11.2%	48 16.37%	87 29.6%	60 20.4%	53.28	78.10

iii) 認定特定行為業務従事者等に関するヒヤリハット・アクシデント件数 (平成 29 年 4 月から 9 月の実績)

認定特定行為業務従事者等に関する<u>ヒヤリハットの件数</u>について喀痰吸引等の行為別でみると、全ての行為について「0回」が最も高くなっている。

認定特定行為業務従事者等に関する \underline{r} クシデントの報告について喀痰吸引等の行為別でみると、全ての行為について「0回」が最も高くなっている。

図表 2-86 認定特定行為業務従事者等に関するヒヤリハット件数 (数値回答)

	施設数	0	3回未満	3回以上5回未満	5回以上	無回答	(単位:件数)	(単位:件数)
喀痰吸引_口腔内	294 100.0%	194 66.0%	8 2.7%	1 0.3%	3 1.0%	88 29.9%	0.41	3.58
喀痰吸引_鼻腔内	294 100.0%	186 63.3%	4 1.4%	0 0.0%	1 0.3%	103 35.0%	0.05	0.41
喀痰吸引_気管カニューレ内部	294 100.0%	174 59.2%	1 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	119 40.5%	0.01	0.08
経管栄養_胃ろう又は腸ろう	294 100.0%	181 61.6%	20 6.8%	2 0.7%	1 0.3%	90 30.6%	0.29	1.83
経管栄養_経鼻経管栄養	294 100.0%	169 57.5%	7 2.4%	3 1.0%	0 0.0%	115 39.1%	0.10	0.46

図表 2-87 認定特定行為業務従事者等に関するアクシデント件数(数値回答)

	施設数	00	3回未満	3回以上5回未満	5回以上	無回答	(単位:件数)平均値	(単位:件数)
喀痰吸引_口腔内	294 100.0%	199 67.7%	2 0.7%	1 0.3%	0 0.0%	92 31.3%	0 0.02	0.23
喀痰吸引_鼻腔内	294 100.0%	187 63.6%	0 0.0%	1 0.3%	0 0.0%	106 36.1%	0.02	0.22
喀痰吸引_気管カニューレ内部	294 100.0%	171 58.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	123 41.8%	0.00	0.00
経管栄養_胃ろう又は腸ろう	294 100.0%	181 61.6%	11 3.7%	3 1.0%	3 1.0%	96 32.7%	0.27	1.36
経管栄養_経鼻経管栄養	294 100.0%	167 56.8%	25 8.5%	3 1.0%	0 0.0%	119 40.5%	0.09	0.46

iv) 認定特定行為業務従事者等に関するとヤリハットの内容(平成29年4月から9月の実績)

認定特定行為業務従事者等に関するヒヤリハットの内容について聞いたところ喀痰吸引、経管栄養両者ともに「その他」の割合が最も高かった。

図表 2-88 認定特定行為業務従事者等に関するヒヤリハットの内容(喀痰吸引)(単一回答)

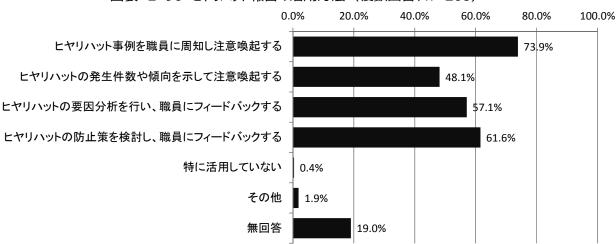
施設数	利用者の状態の観察不足	医師の指示内容の確認不足	必要物品、機器の点検不足	吸引器の故障・誤作動	吸引器の不適切な取り扱い	誤った手順での実施	使用後の消毒や後片付けの不備	その他	無回答
294	9	0	2	1	2	4	6	27	249
100.0%	3.1%	0.0%	0.7%	0.3%	0.7%	1.4%	2.0%	9.2%	84.7%

図表 2-89 認定特定行為業務従事者等に関するヒヤリハットの内容(経管栄養)(単一回答)

施設数	利用者の状態の観察不足	医師の指示内容の確認不足	必要物品、機器の点検不足	栄養剤(流動食)の取り扱い間違い	栄養チューブの不適切な取り扱い	栄養チューブのつまり	誤った手順での実施	使用後の消毒や後片付けの不備	その他	無回答
294	13	1	6	6	10	4	0	3	37	224
100.0%	4.4%	0.3%	2.0%	2.0%	3.4%	1.4%	0.0%	1.0%	12.6%	76.2%

v) ヒヤリハット報告の活用方法

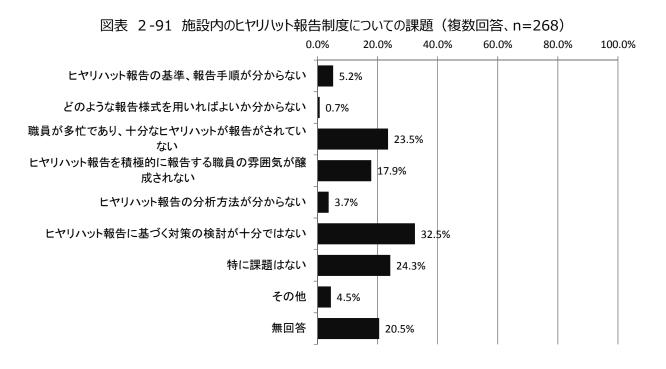
ヒヤリハット報告の活用方法は「ヒヤリハット事例を職員に周知し注意喚起する」が 73.9% と最も高く、次いで「ヒヤリハットの防止策を検討し、職員にフィードバックする」が 61.6%、「ヒヤリハットの要因分析を行い、職員にフィードバックする」が 57.1%となっている。



図表 2-90 ヒヤリハット報告の活用方法(複数回答、n=268)

vi) 施設内のヒヤリハット報告制度についての課題

施設内のヒヤリハット報告制度についての課題では、「ヒヤリハット報告に基づく対策の検討が十分でない」が最も高く32.5%、次いで「特に課題はない」が24.3%、「職員が多忙であり、十分なヒヤリハットが報告されていない」が23.5%となっている。



④ 安全体制整備上の課題・工夫点

i) 安全体制整備の中で現在最も課題となっていること

安全体制整備の中で現在最も課題となっていることについて聞いたところ「特に課題はない」が 21.8%と最も高く、次いで「喀痰吸引等に関する手順書の整備や更新」が 21.4%、「指示書や指導記録等の適切な作成・管理」が 19.4%となっている。

0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0% 安全委員会(会議)の構築と運用 18.0% 喀痰吸引等の研修を受講する介護職員の選定 喀痰吸引等を必要としている利用者情報の管理 喀痰吸引等に関する手順書の整備や更新 21.4% 指示書や指導記録等の適切な作成・管理 19.4% ヒヤリハット事例報告体制の構築と運用 15.3% 緊急時対応体制の構築 17.0% 施設内感染の予防等の安全衛生管理 17.3% 地域の関係機関との連絡支援体制の整備 特に課題はない 21.8% その他 2.0% 無回答 13.9%

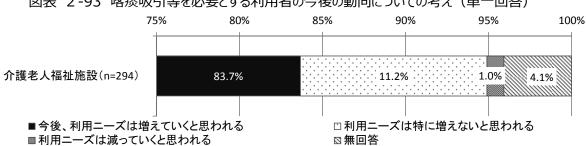
図表 2-92 安全体制整備の中で現在最も課題となっていること(複数回答、n=294)

介護職員等による喀痰吸引等の提供に関する考え、方針 (7)

① 介護職員等による喀痰吸引等の提供

i) 喀痰吸引等を必要とする利用者の今後の動向についての考え

喀痰吸引等を必要とする利用者の今後の動向について「今後、利用ニーズは増えていくと思われる」 と考えている施設は83.7%となっている。

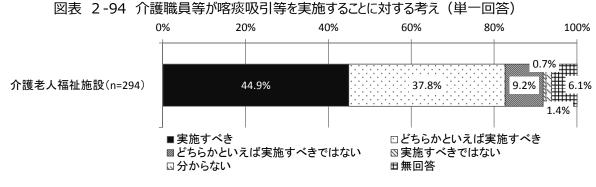


図表 2-93 喀痰吸引等を必要とする利用者の今後の動向についての考え(単一回答)

介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する考え

介護職員等が喀痰吸引等を実施することについて「実施すべき」と考えている施設は 44.9%とな っている。

規模別(定員数)に介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する考えを見たところ、傾向に差 は見られなかった。



図表 2-95 定員数×介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する考え

			介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する考え							
			実施すべき	どちらかとい	どちらかとい	実施すべき	分からない	無回答		
		施設数		えば実施	えば実施	ではない				
				すべき	すべきでは					
					ない					
	全体	294	132	111	27	2	4	18		
		100.0%	44.9%	37.8%	9.2%	0.7%	1.4%	6.1%		
	30人未満	27	13	9	3	1	0	1		
		100.0%	48.1%	33.3%	11.1%	3.7%	0.0%	3.7%		
中昌粉	30人以上60人未満	85	41	28	7	0	3	6		
定員数 -		100.0%	48.2%	32.9%	8.2%	0.0%	3.5%	7.1%		
	60人以上100人未満	121	50	46	14	1	1	9		
		100.0%	41.3%	38.0%	11.6%	0.8%	0.8%	7.4%		
	10011115	58	26	27	3	0	0	2		
	100人以上	100.0%	44.8%	46.6%	5.2%	0.0%	0.0%	3.4%		

ii) -1 介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安×実施することに対する考え

介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安とその考えの関係を見てみると、介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安が少なくなるほど、介護職員等が「実施すべき」の割合が高くなっている。

図表 2-96 介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安×実施することに対する考え

			介護職員等が喀痰吸引等を実施する ことに対する考え							
		施設数	実施すべき	どちらかとい	どちらかとい	実施すべき	分からない	無回答		
				えば実施	えば実施	ではない				
				すべき	すべきでは					
					ない					
	全体	294	132	111	27	2	4	18		
		100.0%	44.9%	37.8%	9.2%	0.7%	1.4%	6.1%		
護職員等が喀	不安がある	64	21	22	17	2	2	0		
痰吸引等を実		100.0%	32.8%	34.4%	26.6%	3.1%	3.1%	0.0%		
施することに対 する不安	やや不安がある	156	70	73	9	0	1	3		
		100.0%	44.9%	46.8%	5.8%	0.0%	0.6%	1.9%		
	##に マウルナシ	56	40	13	1	0	1	1		
	特に不安はない	100.0%	71.4%	23.2%	1.8%	0.0%	1.8%	1.8%		

iii) 実施すべきではないと考える具体的な理由

<看護職員が対応すべき>

- ・緊急時はやむを得ないが、喀痰吸引等の医療行為等は、本来対応すべきではない。看護師体制 を増やして看護職員が行うべき。人材確保への支援も必要。
- ・手技は覚えられても、医療の範囲での観察、判断を強いるべきではない。
- ・夜間は看護職員がいないため、必要にせまられて行っているが、積極的にすべきではない。
- ・医療面に関する対応は、医療従事者が適切な配置基準となるよう見直すべき。

<介護職員の負担が増える>

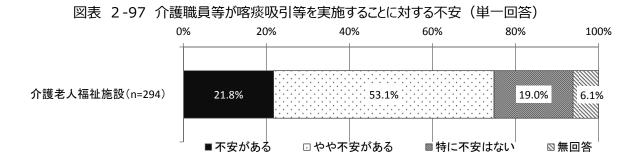
- ・介護職員の負担が大きい。安全面に問題がある。
- ・介護職員のすべき事が増えすぎるため、1つ1つがおろそかになる可能性がある。
- ・現行の研修では介護職員の力量がつきにくく、介護職員に求めすぎると離職につながる。

<対応可能な範囲が限定的>

- ・介護職員が実施可能な範囲が少ない。また、実施可能な範囲が守られないリスクも不安。
- ・研修を修了しても、介護職員の吸引行為は色々と制限があり、本当に必要な吸引行為は看護師でなければできない。
- ・口腔内の刷掃と口腔ケアをした方が、介護職員には良いと思う。効果的な吸引ではないと感じる。

iv) 介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安

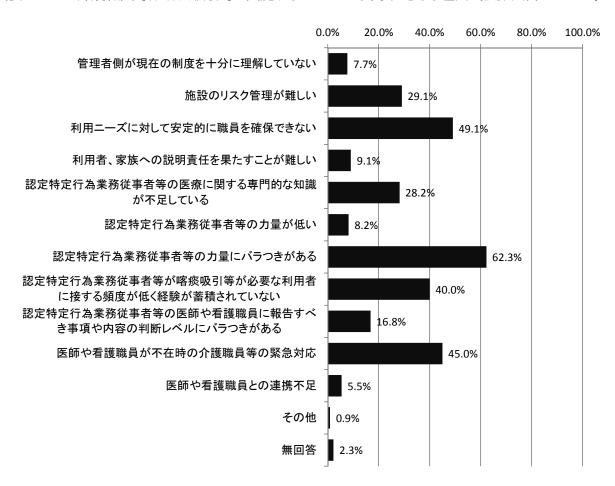
介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安について聞いたところ、「不安がある」または「やや不安がある」の合計は74.9%となっている。



iv) -1 介護職員等が喀痰吸引等を実施することについて不安と感じる理由

「不安がある」、「やや不安がある」と回答した施設に対して理由を聞いたところ、「認定特定行為業務従事者等の力量にバラつきがある」が 62.3%と最も高く、次いで「利用ニーズに対して安定的に職員を確保できない」が 49.1%、「医師や看護職員が不在時の介護職員等の緊急対応」が 45.0%となっている。

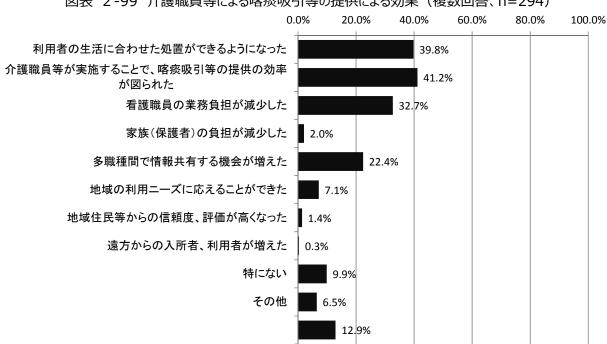
図表 2-98 介護職員等が喀痰吸引等を実施することについて不安と感じる理由(複数回答、n=220)



② 介護職員等による喀痰吸引等の提供による効果、課題の発生状況

i) 介護職員等による喀痰吸引等の提供による効果

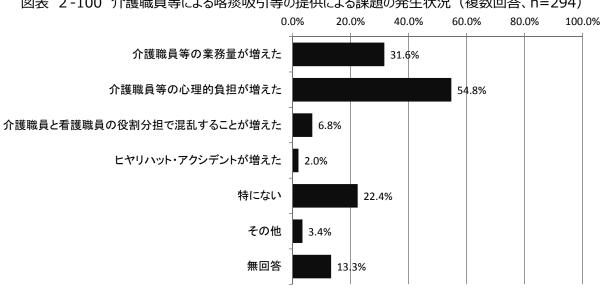
介護職員等による喀痰吸引等の提供による効果について聞いたところ、「介護職員等が実施するこ とで、喀痰吸引等の提供の効率が図られた」が 41.2%と最も高く、次いで「利用者の生活に合わせ た処置ができるようになった」が39.8%、「看護職員の業務負担が減少した」が32.7%となっている。



図表 2-99 介護職員等による喀痰吸引等の提供による効果(複数回答、n=294)

介護職員等による喀痰吸引等の提供による課題の発生状況

「介護職員等の心理的負担が増えた」が 54.8%と最も高く、次いで「介護職員等の業務量が増え た」が31.6%、「特にない」が22.4%となっている。



図表 2-100 介護職員等による喀痰吸引等の提供による課題の発生状況(複数回答、n=294)

iii) 現行制度の運用上で課題と感じる点、改善すべきと思われる点

<対応可能な範囲が限定的>

- ・実施できるのは口腔内(見える範囲)での痰吸引のため、看護職員のいない夜勤帯の対応に少し不安が残る。
- ・胃ろうからの薬の注入を、介護職員が対応できるようにすべき。
- ・口腔内10cmの範囲でしか吸引できないため、もっと奥に痰がある場合、しっかりと吸引しきれない。
- ・口腔内までの吸引限定されているため、結局気管まで再度看護師へ依頼すると利用者への負担 が増える。
- ・薬の注入ができないのは不便。(経口の人には服薬介助をするが経管の人はダメという)

<研修について>

- ・施設内で効率的に研修出来ることで、従事者が負担なく増やせるシステムの必要性は感じる。 実地研修を簡素化してほしい。
- ・本研修を含め、介護職員を研修に参加させることが難しい。研修指導者を施設看護職員とする ことで、施設内で必要な研修が行え、実施できる介護職員が増えてくると思う。
- ・実務者研修の修了者の実施研修を簡素化してほしい。(実施研修の出来る環境が整えばそこで、いつでも研修を受ければ研修修了者としてほしい。)
- ・研修講師も不足していて、働きながら研修を受けさせるのも大変です。
- ・研修機会がとれない。看護師の協力不足、連携意識が低い。これほど大変な研修は必要ない。
- ・実施研修の期間が短い為、看護、介護職の時間が合わないので期間を長くしてほしい。
- ・研修を受講して認定介護福祉士となるためには、研修期間が長く、不在となる期間の現場の対 応が厳しくて、多くの介護職員を研修に出すことが厳しい。
- ・資格を持っている職員を一定数確保し続ける事が難しい。
- ・研修が長いため、資格をとるための研修になかなか参加できない。
- ・実地研修の受け入れ先が無く、資格希望の職員が資格取得できない。
- ・研修の料金を考えると、施設が何人も研修に出せない。
- ・研修時間・費用・人員確保が困難であり、有資格者を増やす事が出来ません。ですので自施設 としては運用不可の状況となっています。
- ・研修を終えても、対象者がいないと、実施することができない。
- ・吸引だけの実習を回数多く開催して欲しい。実施にあたっての書類が多過ぎる。

<書類・手続きついて>

- ・事務手続(書類等)が多すぎる。手間ばかりで利が少ない。
- ・医師の指示書、同意書、計画書、チェックリスト、実施報告書等、書類が多く、記入に時間が かかる。

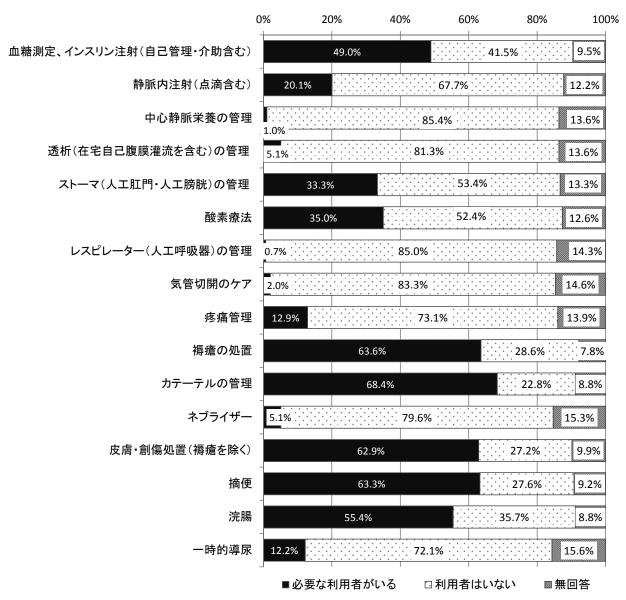
(8) 喀痰吸引等以外の医行為の提供が必要な利用者の状況

① 行為別の利用者

i) 喀痰吸引等以外の医行為の提供が必要な利用者の有無

喀痰吸引等以外の医行為の提供が必要な利用者の有無、平均人数は以下の通りとなっている。

図表 2-101 喀痰吸引等以外の医行為の提供が必要な利用者(単一回答、n=294)

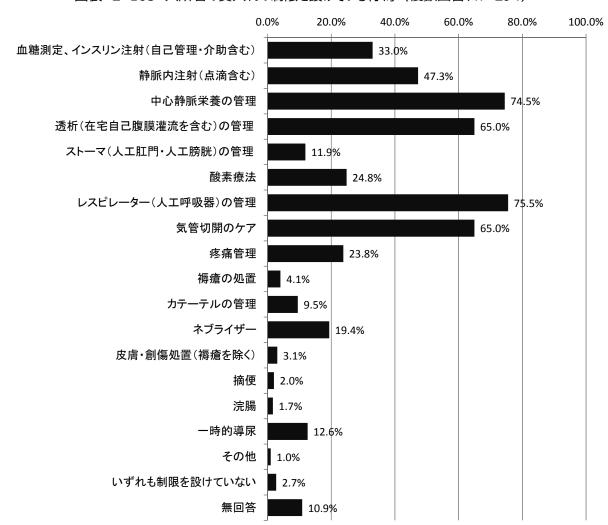


図表 2-102 喀痰吸引等以外の医行為の提供が必要な利用者数

	施設数	平均値(単位:人)	標準偏差
血糖測定、インスリン注射(自己管理・介助含む)	137	2.78	2.72
静脈内注射 (点滴含む)	57	2.74	2.97
中心静脈栄養の管理	3	2.67	2.08
透析(在宅自己腹膜灌流を含む)の管理	14	3.00	5.26
ストーマ(人工肛門・人工膀胱)の管理	95	1.43	0.75
酸素療法	101	1.90	1.21
レスピレーター(人工呼吸器)の管理	1	1.00	1.00
気管切開のケア	5	1.60	1.34
疼痛管理	36	3.42	4.30
褥瘡の処置	180	2.92	3.23
カテーテルの管理	193	3.63	3.18
ネブライザー	14	1.86	1.70
皮膚・創傷処置(褥瘡を除く)	173	7.36	9.29
摘便	159	5.47	6.62
浣腸	138	7.39	10.30
一時的導尿	27	1.59	1.45

ii) 入所者の受入れの制限を設けている行為

入所者の受入れの制限を設けている行為について聞いたところ、「レスピレーター(人工呼吸器)の管理」が75.5%と最も高く、次いで「中心静脈栄養の管理」が74.5%、「透析(在宅自己腹膜灌流を含む)の管理」「気管切開のケア」が65.0%となっている。



図表 2-103 入所者の受入れの制限を設けている行為(複数回答、n=294)

3. 介護老人保健施設

(1) 基本情報

① 施設属性

i) 所在地

回答のあった施設の所在地は以下の通りである。

図表 2-104 所在地 (記述回答)

						의 1 X	2-10	' //	11-0	(100							
	施設数	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨 城 県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東 京 都	神奈川県	新潟県	富山県
合計	235 100.0%	3 1.3%	3 1.3%	18 7.7%	4 1.7%	3 1.3%	10 4.3%	3 1.3%	3 1.3%	4 1.7%	5 2.1%	2 0.9%	7 3.0%	6 2.6%	6 2.6%	6 2.6%	-
	施設数	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県
合計	235 100.0%	5 2.1%	1 0.4%	2 0.9%	9 3.8%	6 2.6%	6 2.6%	3 1.3%	6 2.6%	3 1.3%	6 2.6%	8 3.4%	7 3.0%	1 0.4%	3 1.3%	15 6.4%	5 2.1%
	施設数	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	無回答
合計	235 100.0%	2 0.9%	7 3.0%	3 1.3%	10 4.3%	3 1.3%	7 3.0%	1 0.4%	5 2.1%	_	1 0.4%	3 1.3%	5 2.1%	4 1.7%	9 3.8%	3 1.3%	3 1.3%

ii) 開設年

開設年は、「1995 年~1999 年」が 35.3% と最も高く、次いで「2005 年以降」が 23.8%、「1990 年~1994 年」が 17.4% となっている。

図表 2-105 開設年(数値回答)

	施設数	~1984年	1985年~ 1989年	1990年~ 1994年	1995年~ 1999年	2000年~ 2004年	2005年~	無回答	平均値(単位:年)	標準偏差(単位:年)
合計	235 100.0%	1 0.4%	10 4.3%	41 17.4%	83 35.3%	31 13.2%	56 23.8%	13 5.5%	1999.2	8.1

iii) 開設主体

開設主体は、「医療法人」が61.3%と最も多く、次いで「社会福祉法人」が17.0%となっている。

図表 2-106 開設主体(単一回答)

	施設数	地方公共団体(市区町村、広域連合、	医療法人	社会福祉法人	その他	無回答
合計	235	15	144	40	31	5
	100.0%	6.4%	61.3%	17.0%	13.2%	2.1%

iv) 併設または隣接している施設・事業所等

併設または隣接している事業所は、「病院」が 37.9%と最も多く、次いで「訪問看護事業所」 が 26.4%となっている。

図表 2-107 併設または隣接事業所(複数回答)

	施設数	病院	診療所	訪問看護事業所	介護老人福祉施設	その他	無回答
合計	235	89	50	62	30	83	44
	100.0%	37.9%	21.3%	26.4%	12.8%	35.3%	18.7%

v) 登録特定行為(喀痰吸引等)事業者の登録(短期入所生活介護(ショートステイ)を除く) 登録特定行為(喀痰吸引等)事業者の登録の状況は、「登録済み」が85.5%となっている。

図表 2-108 登録特定行為(喀痰吸引等)事業者の登録(単一回答)

	施設数	登録済み	申請中	申請予定	未登録	無回答
合計	235 100.0%	201 85.5%	0.4%	0 0.0%	8 3.4%	25 10.6%

vi) 主な加算状況(平成 29年9月中に1件でも算定した加算)

加算状況は、以下の通りであった。

図表 2-109 主な加算状況 (複数回答)

	施設数	サービス提供体制強化加算	夜勤職員配置加算	経口移行加算	経口維持加算	口腔機能維持管理	口腔機能維持管理加算	療養食加算	ターミナルケア加算	無回答
合計	235 100.0%	190 80.9%	189 80.4%	49 20.9%	134 57.0%	109 46.4%	58 24.7%	195 83.0%	114 48.5%	14 6.0%

② 利用者情報等

合計

i) 定員数(短期入所生活介護(ショートステイ)を除く)

定員数は、「100以上 120人未満」が 31.5%と最も高く、次いで「80人未満」が 28.9%、「80人以上 100人未満」が 25.5%となっている。

|--|

図表 2-110 定員数 (数値回答)

ii) 利用者数(短期入所生活介護(ショートステイ)を除く)

68

28.9%

235

100.0%

入所者数は、「80 人未満」が43.4%と最も高く、次いで「80 人以上100 人未満」が39.6%、「100 人以上120 人未満」が9.4%となっている。

74

31.5%

23

9.8%

10

4.3%

85.4

29.3

60

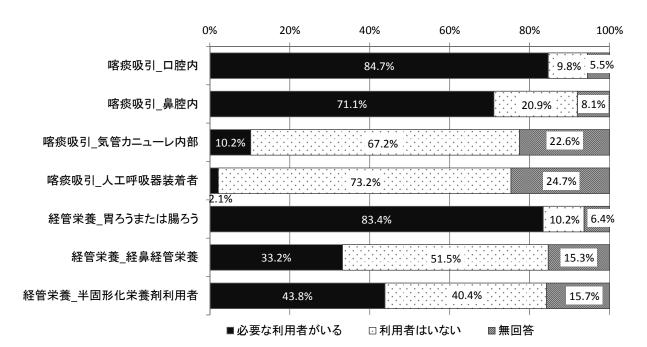
25.5%

			12\ _ ===	7 (77) 🗖 257	(3)(1)			
	施設数	80人未満	80人以上100人未満	100人以上120人未満	120人以上	無回答	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
合計	235 100.0%	102 43.4%	93 39.6%	22 9.4%	12 5.1%	6 2.6%	78.57	28.22

図表 2-111 入所者数 (数値回答)

iii) 喀痰吸引等が必要な利用者の有無

喀痰吸引等が必要な利用者は、「口腔内」が84.7%、「鼻腔内」が71.1%、「気管カニューレ内部」が10.2%、「喀痰吸引のうち、人工呼吸器装着者」が2.1%、「胃ろうまたは腸ろう」が83.4%、「経鼻経管栄養」が33.2%、「経管栄養のうち、半固形化栄養剤利用者」が43.8%となっている。



図表 2-112 喀痰吸引等が必要な利用者の有無(単一回答、n=235)

iv) 喀痰吸引等が必要な利用者数

喀痰吸引等が必要な平均利用者数は、「口腔内」が 5.47 人、「鼻腔内」が 5.23 人、「気管カニューレ内部」が 2.32 人、「喀痰吸引のうち人工呼吸器装着者」が 3.20 人、「胃ろうまたは腸ろう」が 5.63 人、「経鼻経管栄養」が 5.62 人、「経管栄養のうち、半固形化栄養剤利用者」が 3.08 人となっている。

	施設数	1 3人未満	3人以上	5人以上10人未満	10人以上	無回答	平均値 (単位:人)	標準偏差
喀痰吸引(口腔内)	199 100.0%	62 31.2%	46 23.1%	54 27.1%	29 14.6%	8 4.0%	5.47	5.16
喀痰吸引(鼻腔内)	167 100.0%	59 35.3%	31 18.6%	45 26.9%	25 15.0%	7 4.2%	5.23	4.73
喀痰吸引 (気管カニューレ内部)	24 100.0%	18 75.0%	1 4.2%	1 4.2%	2 8.3%	2 8.3%	2.32	2.66
上記喀痰吸引のうち、 人工呼吸器装着者	5 100.0%	3 60.0%	0 0.0%	2 40.0%	0 0.0%	0 0.0%	3.20	2.59
経管栄養 (胃ろうまたは腸ろう)	196 100.0%	58 29.6%	42 21.4%	54 27.6%	32 16.3%	10 5.1%	5.63	5.68
経管栄養 (経鼻経管栄養)	78 100.0%	28 35.9%	11 14.1%	20 25.6%	14 17.9%	5 6.4%	5.62	5.14
経管栄養のうち、 半固形化栄養剤利用者	103 100.0%	53 51.5%	25 24.3%	13 12.6%	4 3.9%	8 7.8%	3.08	3.02

図表 2-113 喀痰吸引等が必要な利用者数(数値回答)

v) 喀痰吸引等が必要な利用者のうち認定特定行為業務従事者等が関与している利用者数

喀痰吸引等が必要な利用者のうち認定特定行為業務従事者等が関与している平均利用者数は、「口腔内」が 3.02 人、「鼻腔内」が 2.88 人、「気管カニューレ内部」が 1.28 人、「喀痰吸引のうち人工呼吸器装着者」が 1.00 人、「胃ろうまたは腸ろう」が 2.64 人、「経鼻経管栄養」が 1.53 人、「経管栄養のうち、半固形化栄養剤利用者」が 1.45 人となっている。

図表 2-114 認定特定行為業務従事者等が関与している喀痰吸引等が必要な利用者数(数値回答)

	施設数	<u>0</u>	3人未満	3人以上	5人以上	10人以上	無回答	平均値・人)	標準偏差
喀痰吸引(口腔内)	199 100.0%	30 15.1%	25 12.6%	14 7.0%	12 6.0%	118 59.3%	30 15.1%	3.02	4.59
喀痰吸引(鼻腔内)	167 100.0%	21 12.6%	18 10.8%	13 7.8%	10 6.0%	105 62.9%	21 12.6%	2.88	4.42
喀痰吸引 (気管カニューレ内部)	24 100.0%	9 37.5%	2 8.3%	1 4.2%	0 0.0%	12 50.0%	9 37.5%	1.28	1.45
上記喀痰吸引のうち、 人工呼吸器装着者	5 100.0%	3 60.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 40.0%	3 60.0%	1.00	0.82
経管栄養 (胃ろうまたは腸ろう)	196 100.0%	29 14.8%	11 5.6%	19 9.7%	9 4.6%	128 65.3%	29 14.8%	2.64	4.10
経管栄養 (経鼻経管栄養)	78 100.0%	9 11.5%	5 6.4%	2 2.6%	2 2.6%	60 76.9%	9 11.5%	1.53	3.44
経管栄養のうち、 半固形化栄養剤利用者	103 100.0%	15 14.6%	8 7.8%	2 1.9%	2 1.9%	76 73.8%	15 14.6%	1.45	3.35

(2) 職員体制

① 医師、協力医療機関の体制

i) 医師の人数

常勤医の平均実人数は 1.17 人、非常勤医の平均実人数は 1.08 人、常勤・非常勤合計の平均常勤換 算人数は 1.16 人となっている。

図表 2-115 常勤医(実人数) (数値回答)

	施設数	0人	1 人	2人以上	無回答	平均値	(単位:人)
常勤医	235 100.0%	8 3.4%	190 80.9%	25 10.6%	12 5.1%	1.17	0.85

図表 2-116 非常勤医(実人数)(数値回答)

	施設数	人	1人	2人以上	無回答	(単位:人)	(単位:人)
非常勤医	235 100.0%	58 24.7%	59 25.1%	39 16.6%	79 33.6%	1.08	1.36

図表 2-117 常勤・非常勤合計(常勤換算数)(数値回答)

	施 設 数	0人	1 人	2人以上	無回答	平均値 人)	(単位:人)
常勤・非常勤合計	235 100.0%	7 3.0%	131 55.7%	16 6.8%	81 34.5%	1.16	0.97

ii) 医師不在時の緊急時の対応

医師不在時の緊急時の対応について聞いたところ、「管理医師に連絡する」が 67.7%と最も高く、 次いで「協力医療機関に連絡する」が 67.2%、「救急車を呼ぶ」が 44.3%となっている。

0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0% 管理医師に連絡する 協力医療機関に連絡する 救急車を呼ぶ その他 無回答 7.7%

図表 2-118 医師不在時の緊急時の対応(複数回答、n=235)

② 看護職員の体制

i) 看護職員数(短期入所生活介護(ショートステイ)を除く)

看護職員(常勤)の平均実人数は、看護師が 5.44 人、准看護師が 3.82 人となっている。 看護職員(非常勤)の平均実人数は、看護師が 1.98 人、准看護師が 1.34 人となっている。

図表 2-119 常勤 (実人数) (数値回答)

	施設数	O 人	3人未満 (0人を除く)	3人以上5人未満	5人以上10人未満	10人以上	無回答	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
看護師	235 100.0%	0 0.0%	44 18.7%	60 25.5%	100 42.6%	20 8.5%	11 4.7%	5.44	3.76
准看護師	235 100.0%	20 8.5%	61 26.0%	57 24.3%	77 32.8%	6 2.6%	14 6.0%	3.82	2.79

図表 2-120 非常勤(実人数) (数値回答)

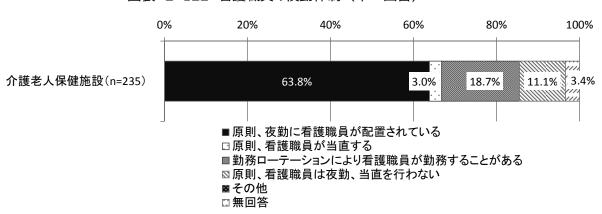
	施設数	0人	3人未満	3人以上5人未満	5人以上10人未満	10人以上	無回答	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
看護師	235 100.0%	52 22.1%	95 40.4%	21 8.9%	23 9.8%	4 1.7%	40 17.0%	1.98	2.33
准看護師	235 100.0%	71 30.2%	78 33.2%	26 11.1%	9 3.8%	0 0.0%	51 21.7%	1.34	1.53

図表 2-121 常勤換算数(常勤·非常勤合計) (数値回答)

	施設数	0人	3人未満 (0人を除く)	3人以上5人未満	5人以上10人未満	10人以上	無回答	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
看護師	235 100.0%	3 1.3%	40 17.0%	41 17.4%	92 39.1%	25 10.6%	34 14.5%	6.08	4.17
准看護師	235 100.0%	15 6.4%	50 21.3%	46 19.6%	80 34.0%	8 3.4%	36 15.3%	4.33	2.98

ii) 看護職員の夜勤体制

看護職員の夜勤体制についてきいたところ、「原則、夜勤に看護職員が配置されている」は63.8%、「原則、看護職員が当直する」は3.0%、「勤務ローテーションにより看護職員が勤務することがある」は18.7%、「原則、看護職員は夜勤、当直を行わない」は11.1%となっている。



図表 2-122 看護職員の夜勤体制(単一回答)

iii) オンコール体制の有無

オンコール体制について聞いたところ、「オンコール体制はとっていない」が 44.3%と最も高く、 次いで「夜間はオンコール体制をとっている」が 43.8%、「休日はオンコール体制をとっている」が 19.6%となっている。



図表 2-123 オンコール体制の有無(複数回答、n=235)

③ 介護職員の体制

i) 介護職員数

平均実人数は、「介護職員(常勤)」が 26.87 人、「介護職員(うち、介護福祉士)(常勤)」が 21.29 人、「介護職員(非常勤)」が 4.78 人、「介護職員(うち、介護福祉士)(非常勤)」が 2.05 人となっている。

図表	2 - 124	常勤	(実人数)	(数値回答)
		ᅲᅫ		

		施設数	10人未満	10人以上20人未満	20人以上30人未満	30人以上	無回答	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
介護	職員	235 100.0%	10 1.7%	45 24.8%	89 37.9%	81 34.5%	10 4.3%	26.87	11.06
	うち、介護福祉士	235 100.0%	25 10.6%	77 32.8%	81 34.5%	40 17.0%	12 5.1%	21.29	10.23

図表 2-125 非常勤 (実人数) (数値回答)

		施設数	10人未満	10人以上20人未満	20人以上30人未満	30人以上	無回答	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
介護	職員	235 100.0%	176 74.9%	23 9.8%	7 3.0%	0 0.0%	29 12.3%	4.78	5.34
	うち、介護福祉士	235 100.0%	194 82.6%	2 0.9%	1 0.4%	0 0.0%	38 16.2%	2.05	2.93

図表 2-126 常勤·非常勤合計(常勤換算数)(数値回答)

		施設数	10人未満	10人以上20人未満	20人以上30人未満	30人以上	無回答	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
介護	職員	235 100.0%	14 6.0%	31 13.2%	67 28.5%	91 38.7%	32 13.6%	29.45	12.77
	うち、介護福祉士	235 100.0%	27 11.5%	64 27.2%	72 30.6%	40 17.0%	32 13.6%	21.75	11.23

ii) 認定特定行為業務従事者等の人数

(実人数)

- 「第1号研修の修了者」の平均実人数は、常勤が1.64人、非常勤が0.01人となっている。
- ・「第2号研修の修了者」の平均実人数は、常勤が3.50、非常勤が0.01人となっている。
- ・「第3号研修の修了者」の平均実人数は、常勤が0.18人、非常勤が0.00人となっている。
- ・「経過措置対象者」の平均実人数は、常勤が 0.29人、非常勤が 0.00人となっている。
- ・「実務者研修の修了者で実地研修修了者」の平均実人数は、常勤が 0.70 人、非常勤が 0.00 人 となっている。
- ・「養成施設における養成課程を修了した介護福祉士」の平均実人数は、常勤が 0.61 人、非常勤が 0.04 人となっている。

(実人数・実際に喀痰吸引等を提供している職員)

- ・「第1号研修の修了者」の平均実人数は、0.89人となっている。
- ・「第2号研修の修了者」の平均実人数は、2.25人となっている。
- ・「第3号研修の修了者」の平均実人数は、0.05人となっている。
- ・「経過措置対象者」の平均実人数は、0.07人となっている。
- ・「実務者研修の修了者で実地研修修了者」の平均実人数は、0.14人となっている。
- ・「養成施設における養成課程を修了した介護福祉士」の平均実人数は、0.08人となっている。

(常勤換算数)

- ・「第1号研修の修了者」の平均常勤換算数は、1.26人となっている。
- ・「第2号研修の修了者」の平均常勤換算数は、2.75人となっている。
- ・「第3号研修の修了者」の平均常勤換算数は、0.04人となっている。
- ・「経過措置対象者」の平均常勤換算数は、0.25人となっている。
- ・「実務者研修の修了者で実地研修修了者」の平均常勤換算数は、0.62人となっている。
- ・「養成施設における養成課程を修了した介護福祉士」の平均常勤換算数は、0.62 人となっている。

(認定特定行為業務従事者等のうち、実際に喀痰吸引等を提供している割合)

- ・「第1号研修の修了者」の提供している割合は、54.0%となっている。
- ・「第2号研修の修了者」の提供している割合は、64.1%となっている。
- ・「第3号研修の修了者」の提供している割合は、26.7%となっている。
- ・「経過措置対象者」の提供している割合は、25.0%となっている。
- ・「実務者研修の修了者で実地研修修了者」の提供している割合は、20.3%となっている。
- ・「養成施設における養成課程を修了した介護福祉士」の提供している割合は、13.0%人となっている。
- ※上記は「常勤」「非常勤」「常勤換算」の人数すべてに回答があった施設・事業所にて集計

図表 2-127 常勤 (実人数) (数値回答、n=84)

	平均値 (単位:人)	標準偏差(単位:人)
第1号研修の修了者	1.64	3.19
第2号研修の修了者	3.50	3.75
第3号研修の修了者	0.18	1.32
経過措置対象者	0.29	0.63
実務者研修の修了者で実地研修修了者	0.70	1.82
養成施設における養成課程を修了した介護福祉士	0.61	1.23
合計	6.92	4.77

図表 2-128 非常勤(実人数)(数値回答、n=84)

	平均値(単位:人)	標準偏差
第1号研修の修了者	0.01	0.11
第2号研修の修了者	0.01	0.11
第3号研修の修了者	0.00	0.00
経過措置対象者	0.00	0.00
実務者研修の修了者で実地研修修了者	0.00	0.00
養成施設における養成課程を修了した介護福祉士	0.04	0.24
合計	0.06	0.32

図表 2-129 実際に喀痰吸引等を提供している職員(実人数)(数値回答、n=84)

	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
第1号研修の修了者	0.89	2.04
第2号研修の修了者	2.25	3.49
第3号研修の修了者	0.05	0.34
経過措置対象者	0.07	0.34
実務者研修の修了者で実地研修修了者	0.14	0.69
養成施設における養成課程を修了した介護福祉士	0.08	0.76
合計	3.49	4.06

図表 2-130 常勤換算数 (常勤・非常勤の合計) (数値回答、n=84)

	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
第1号研修の修了者	1.26	2.29
第2号研修の修了者	2.75	3.14
第3号研修の修了者	0.04	0.24
経過措置対象者	0.25	0.60
実務者研修の修了者で実地研修修了者	0.62	1.77
養成施設における養成課程を修了した介護福祉士	0.62	1.34
合計	5.54	4.36

図表 2-131 認定特定行為業務従事者等のうち、実際に喀痰吸引等を提供している割合 (n=84)

	平均値(単位:%)
第1号研修の修了者	54.0%
第2号研修の修了者	64.1%
第3号研修の修了者	26.7%
経過措置対象者	25.0%
実務者研修の修了者で実地研修修了者	20.3%
養成施設における養成課程を修了した介護福祉士	13.0%
合計	50.0%

行為別の認定特定行為業務従事者等の人数 iii)

認定特定行為業務従事者等の行為別の人数(実際に提供しているかどうかは問わない)は、以 下の通りとなっている。

「喀痰吸引(口腔内)」の平均人数は、4.79人となっている。

「喀痰吸引(鼻腔内)」の平均人数は、4.53人となっている。

「喀痰吸引(気管カニューレ内部)」の平均人数は、1.13人となっている。

「喀痰吸引のうち、人工呼吸器装着者」の平均人数は、0.17人となっている。

「経管栄養(胃ろうまたは腸ろう)」の平均人数は、4.52人となっている。

「経管栄養(経鼻経管栄養)」の平均人数は、1.85人となっている。

「経管栄養のうち、半固形化栄養剤利用者」の平均人数は、1.61人となっている。

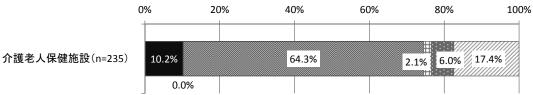
図表 2-132 行為別の認定特定行為業務従事者等の人数(数値回答)※実際に喀痰吸引等を提供しているかどうかは問わない

	施設数	0 人	3人未満	3人以上	5人以上	10人以上	無回答	平均値 平均値	標準偏差
喀痰吸引(口腔内)	235 100.0%	29 12.3%	40 17.0%	44 18.7%	60 25.5%	28 11.9%	34 14.5%	4.79	4.41
喀痰吸引(鼻腔内)	235 100.0%	38 16.2%	38 16.2%	40 17.0%	55 23.4%	25 10.6%	39 16.6%	4.53	4.51
喀痰吸引 (気管カニューレ内部)	235 100.0%	138 58.7%	18 7.7%	9 3.8%	9 3.8%	7 3.0%	54 23.0%	1.13	2.94
上記喀痰吸引のうち、 人工呼吸器装着者	235 100.0%	168 71.5%	2 0.9%	3 1.3%	0 0.0%	1 0.4%	61 26.0%	0.17	1.24
経管栄養 (胃ろうまたは腸ろう)	235 100.0%	32 13.6%	42 17.9%	44 18.7%	59 25.1%	25 10.6%	33 14.0%	4.52	4.02
経管栄養 (経鼻経管栄養)	235 100.0%	120 51.1%	20 8.5%	12 5.1%	23 9.8%	10 4.3%	50 21.3%	1.85	3.39
経管栄養のうち、 半固形化栄養剤利用者	235 100.0%	123 52.3%	10 4.3%	16 6.8%	19 8.1%	7 3.0%	60 25.5%	1.61	3.14

認定特定行為業務従事者等の夜勤体制 iv)

認定特定行為業務従事者等の夜勤体制は、「勤務ローテーションにより認定特定行為業務従事者等 が勤務することがある」が 64.3%と最も高く、次いで「原則、夜勤に認定特定行為業務従事者等が 配置されている」が10.2%となっている。

図表 2-133 認定特定行為業務従事者等の夜勤体制(単一回答)



- ■原則、夜勤に認定特定行為業務従事者等が配置されている
- □原則、認定特定行為業務従事者等が当直する
- ■勤務ローテーションにより認定特定行為業務従事者等が勤務することがある
- □原則、認定特定行為業務従事者等は夜勤、当直を行わない
- ■その他
- ☑無回答

(3) 認定特定行為業務従事者等の確保

① 確保状況、方針、研修受講状況

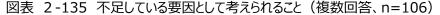
i) 利用ニーズに対する現在の認定特定行為業務従事者等の過不足状況

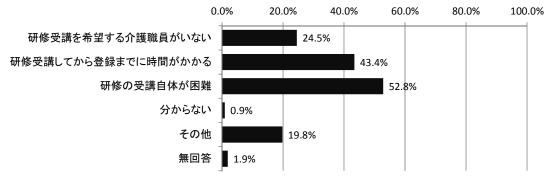
認定特定行為業務従事者等の過不足状況は、「かなり不足している」、「不足している」の合計でみると 45.1% となっている。

また、「かなり不足している」、「不足している」と回答した施設について、不足している要因として考えられることについて聞いたところ「研修の受講自体が困難」が52.8%と最も高く、次いで「研修受講してから登録までに時間がかかる」が43.4%、「研修受講を希望する介護職員がいない」が24.5%、「その他」が19.8%となっている。「その他」では「一度の研修に複数の職員を出すことが難しい」「研修費用が高い」などが挙げられていた。

20% 60% 80% 40% 100% 介護老人保健施設(n=235) 6.4% 38.7% 31.5% 4.3% 11.9% 7.2% ■かなり不足している ∞必要な職員数は満たしている □不足している ⊞必要以上に確保できている ■分からない ☑無回答

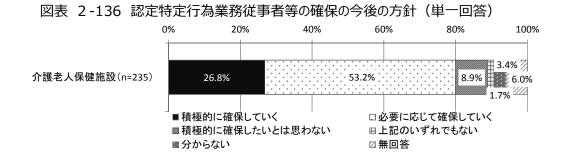
図表 2-134 利用ニーズに対する現在の認定特定行為業務従事者等の過不足状況(単一回答)





ii) 認定特定行為業務従事者等の確保の今後の方針

認定特定行為業務従事者等の確保の今後の方針について「積極的に確保していく」と回答したのは 26.8%、となっている。



90

ii) -1 介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安×今後の確保の積極性

介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安と今後の認定特定行為業務従事者等の確保 の積極性の関係を見てみると、介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安が少なくなるほ ど、認定特定行為業務従事者等を「積極的に確保していく」の割合が高くなっている。

図表 2-137 介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安×今後の確保の積極性

			今後の確保の積極性無							
		施設数	積極的に	必要に応じて	積極的に確保したいとは思わない	いずれでもない	分からない	無回答		
	全体	235 100.0%	63 26.8%	125 53.2%	21 8.9%	4 1.7%	8 3.4%	14 6.0%		
介護職員等が喀 痰吸引等を実施	不安がある	33 100.0%	7 21.2%	15 45.5%	6 18.2%	1 3.0%	3 9.1%	1 3.0%		
することに対する	やや不安がある	128 100.0%	36 28.1%	76 59.4%	11 8.6%	1 0.8%	3 2.3%	1 0.8%		
不安	特に不安はない	60 100.0%	19 31.7%	31 51.7%	2 3.3%	1 1.7%	2 3.3%	5 8.3%		

iii) 今後、認定特定行為業務従事者等を積極的に確保したいとは思わない理由

<看護職員だけで対応可能>

- ・看護職員が実施しているため。
- ・現在は常時看護師が勤務しており、看護師だけで対応できている状況だから。
- ・現在は看護師が2交替勤務をしており、吸引、栄養に困っていない。
- ・実際に看護師が配置されているので必要性がない。

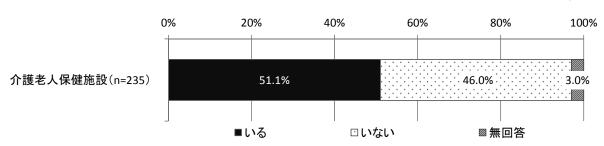
<認定特定行為業務従事者等への制限>

- ・認定特定行為業務従事者等には制限があるため。
- ・実際、咽頭手前までの吸引が出来ないため、あまり効果がない。
- ・実際の手技で吸引は10cmしかチューブを挿入できない。

iv) 現在、喀痰吸引等研修を受講している職員、または今年度受講予定の介護職員の有無

現在、喀痰吸引等研修を受講している、または今年度受講予定の介護職員が「いる」と回答した施設は51.1%となっている。

図表 2-138 現在、研修を受講している職員、または今年度受講予定の介護職員の有無 (単一回答)



v) 研修受講対象者の選定方法

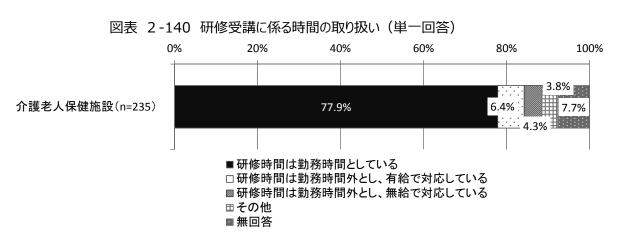
研修受講対象者の選定方法は、「施設で選定した上で、介護職員の希望、意向を確認し選定」が 69.4%と最も高く、次いで「介護職員の希望を確認し、希望者から選定」が31.9%となっている。

0.0% 20.0% 40.0% 80.0% 100.0% 介護職員の希望を確認し、希望者から選定 31.9% 施設で選定した上で、介護職員の希望、意向を確認し選定 69.4% その他 2.6% 無回答 5.5%

図表 2-139 研修受講対象者の選定方法(複数回答、n=235)

vi) 研修受講に係る時間の取り扱い

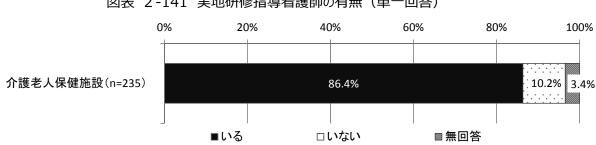
研修受講に係る時間の取り扱いは、「研修時間は勤務時間としている」が77.9%と最も高くなって いる。



② 研修

i) 実地研修指導看護師の有無

実地研修指導看護師が「いる」施設は 86.4%となっている。看護師の人数(常勤換算数)別に実 地研修指導看護師の有無を見たところ、「3人未満」の施設では「いる」の割合が79.1%となってい る。



図表 2-141 実地研修指導看護師の有無(単一回答)

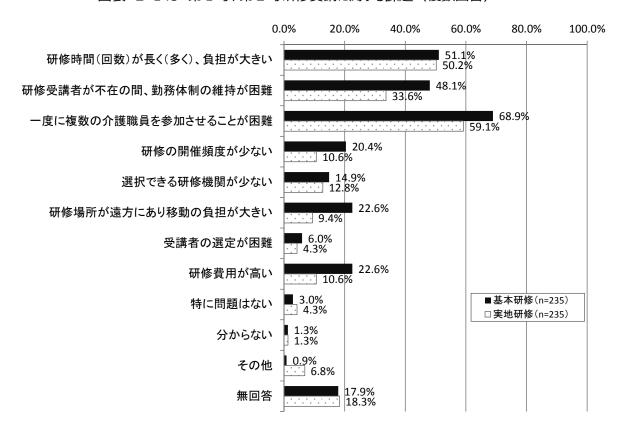
図表 2-142 看護師の人数(常勤換算)×実地研修指導看護師の有無

			実地研修指導看護師の有無				
			いる	いない	無回答		
	全体	235	203	24	8		
		100.0%	86.4%	10.2%	3.4%		
244 #L 142 725 #F 244 #L	3人未満	43	34	8	1		
常勤換算数_常勤・	3 八八両	100.0%	79.1%	18.6%	2.3%		
非常勤合計/看護師	3人以上5人未満	41	38	3	0		
75中却口可/ 百吱叫	3人以上3人不過	100.0%	92.7%	7.3%	0.0%		
	5人以上10人未満	117	103	10	4		
	3八以上10八个個	100.0%	88.0%	8.5%	3.4%		

ii) 研修受講に関する課題

第1号、第2号研修受講に関する課題は、基本研修、実地研修ともに「一度に複数の介護職員を参加させることが困難」が最も高く、次いで「研修時間(回数)が長く(多く)、負担が大きい」、「研修受講者が不在の間、勤務体制の維持が困難」となっている。

図表 2-143 第1号、第2号研修受講に関する課題(複数回答)



iii) 基本研修(第1号、第2号)受講に関する課題

<主な回答内容>

- ・研修を開催している場所が少ない。
- ・正看護師が少ない。

iv) 実地研修(第1号、第2号)受講に関する課題

<主な回答内容>

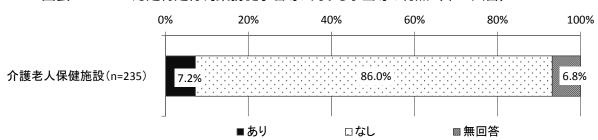
- ・対象となる利用者が常時いるとは限らない。
- ・正看護師が少ない。
- ・施設での指導であるが、指導者の負担が大きい。
- ・研修受講に関する届け出が面倒。

③ 研修終了後の対応

i) 認定特定行為業務従事者等に対する手当等の有無

認定特定行為業務従事者等に対する手当等は、「なし」が 86.0%、「あり」が 7.2%となっている。また、手当等がある場合、 1 か月あたりの一人あたりの平均額は 3,650.00 円、 1 か月あたりの施設全体での平均額は 73,071.43 円となっている。

図表 2-144 認定特定行為業務従事者等に対する手当等の有無(単一回答)



図表 2-145 手当等の金額(数値回答)

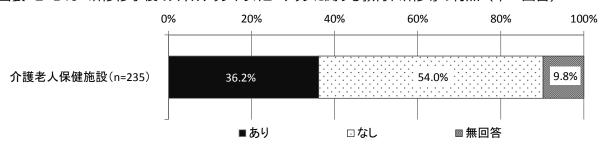
	施設数	無回答	平均値 (単位:円/月)	標準偏差
1 人あたり	10 100.0%	2 20.0%	3,650.00	3,283.38
施設全体	7 100.0%	5 71.4%	73,071.43	106,810.75

ii) 研修修了後のスキルアップやフォローアップに関する教育、研修等の有無

研修修了後のスキルアップやフォローアップに関する教育、研修等が「あり」となっている施設は36.2%となっている。また、施設の規模別(定員数)に研修修了後のスキルアップやフォローアップに関する教育、研修等の有無を見たところ、傾向に特に差は見られなかった。

研修修了後のスキルアップやフォローアップに関する教育、研修等の実施主体を見ると、「貴施設」 が 85.9%と最も高くなっている。

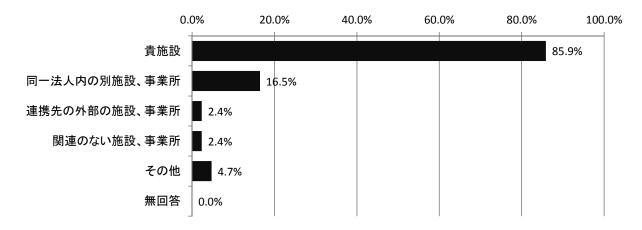
図表 2-146 研修修了後のスキルアップやフォローアップに関する教育、研修等の有無(単一回答)



図表 2-147 施設規模別 (定員数) ×スキルアップやフォローアップに関する教育、研修等の有無

	(701)(733 (702)(374) 1174	1707 77 17	,,,,		7112 (3 -2 13	
			研修修了後	そのスキルアップや?	フォローアップに	
			施設数		関する教育、研修等の有無	
			あり	なし	無回答	
	全体	235 100.0%	85 36.2%	127 54.0%	23 9.8%	
	80人未満	68 100.0%	29 42.6%	37 54.4%	2 2.9%	
定員数	8 0 人以上 1 0 0 人未満	60 100.0%	17 28.3%	36 60.0%	7 11.7%	
	100人以上 120人未満	74 100.0%	31 41.9%	35 47.3%	8 10.8%	
	120人以上	23 100.0%	7 30.4%	12 52.2%	4 17.4%	

図表 2-148 教育、研修等の実施主体(複数回答、n=85)

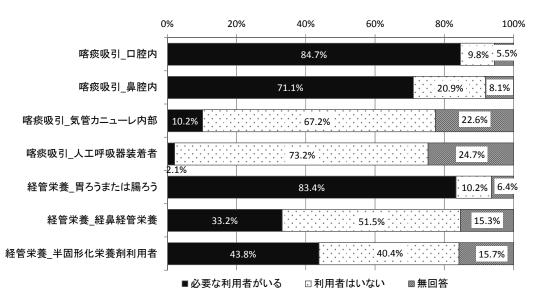


(4) 喀痰吸引等が必要な利用者の状況

① 利用者の状況

i) 喀痰吸引等が必要な利用者の有無

喀痰吸引等が必要な利用者は、「口腔内」が84.7%、「鼻腔内」が71.1%、「気管カニューレ内部」が10.2%、「喀痰吸引のうち、人工呼吸器装着者」が2.1%、「胃ろうまたは腸ろう」が83.4%、「経鼻経管栄養」が33.2%、「経管栄養のうち、半固形化栄養剤利用者」が43.8%となっている。



図表 2-149 喀痰吸引等が必要な利用者の有無(単一回答、n=235)

ii) 喀痰吸引等が必要な利用者数

喀痰吸引等が必要な平均利用者数は、「口腔内」が 5.47 人、「鼻腔内」が 5.23 人、「気管カニューレ内部」が 2.32 人、「喀痰吸引のうち人工呼吸器装着者」が 3.20 人、「胃ろうまたは腸ろう」が 5.63 人、「経鼻経管栄養」が 5.62 人、「経管栄養のうち、半固形化栄養剤利用者」が 3.08 人となっている。

四张 2 130 名灰秋 147 2 2 3 111 日								
	施 設 数	1 3 人以 法 満	3 5 人以 未 満	5人以上	1 0 人以上	無回答	平均値 (単位:人)	標準偏差(単位:人)
喀痰吸引(口腔内)	199 100.0%	62 31.2%	46 23.1%	54 27.1%	29 14.6%	8 4.0%	5.47	5.16
喀痰吸引(鼻腔内)	167 100.0%	59 35.3%	31 18.6%	45 26.9%	25 15.0%	7 4.2%	5.23	4.73
喀痰吸引 (気管カニューレ内部)	24 100.0%	18 75.0%	1 4.2%	1 4.2%	2 8.3%	2 8.3%	2.32	2.66
上記喀痰吸引のうち、 人工呼吸器装着者	5 100.0%	3 60.0%	0 0.0%	2 40.0%	0 0.0%	0 0.0%	3.20	2.59
経管栄養 (胃ろうまたは腸ろう)	196 100.0%	58 29.6%	42 21.4%	54 27.6%	32 16.3%	10 5.1%	5.63	5.68
経管栄養 (経鼻経管栄養)	78 100.0%	28 35.9%	11 14.1%	20 25.6%	14 17.9%	5 6.4%	5.62	5.14
経管栄養のうち、 半固形化栄養剤利用者	103 100.0%	53 51.5%	25 24.3%	13 12.6%	4 3.9%	8 7.8%	3.08	3.02

図表 2-150 喀痰吸引等が必要な利用者数(数値回答)

iii) 喀痰吸引等が必要な利用者のうち認定特定行為業務従事者等が関与している利用者数

喀痰吸引等が必要な利用者のうち認定特定行為業務従事者等が関与している平均利用者数は、「口腔内」が 3.02 人、「鼻腔内」が 2.88 人、「気管カニューレ内部」が 1.28 人、「喀痰吸引のうち人工呼吸器装着者」が 1.00 人、「胃ろうまたは腸ろう」が 2.64 人、「経鼻経管栄養」が 1.53 人、「経管栄養のうち、半固形化栄養剤利用者」が 1.45 人となっている。

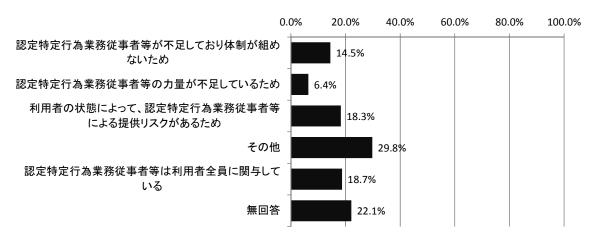
図表 2-151 認定特定行為業務従事者等が関与している喀痰吸引等が必要な利用者数(数値回答)

	施設数	<u>0</u>	3人未満	3人以上	5人以上	10人以上	無回答	平均値(単位:人)	標準偏差
喀痰吸引(口腔内)	199 100.0%	30 15.1%	25 12.6%	14 7.0%	12 6.0%	118 59.3%	30 15.1%	3.02	4.59
喀痰吸引(鼻腔内)	167 100.0%	21 12.6%	18 10.8%	13 7.8%	10 6.0%	105 62.9%	21 12.6%	2.88	4.42
喀痰吸引 (気管カニューレ内部)	24 100.0%	9 37.5%	2 8.3%	1 4.2%	0 0.0%	12 50.0%	9 37.5%	1.28	1.45
上記喀痰吸引のうち、 人工呼吸器装着者	5 100.0%	3 60.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 40.0%	3 60.0%	1.00	0.82
経管栄養 (胃ろうまたは腸ろう)	196 100.0%	29 14.8%	11 5.6%	19 9.7%	9 4.6%	128 65.3%	29 14.8%	2.64	4.10
経管栄養 (経鼻経管栄養)	78 100.0%	9 11.5%	5 6.4%	2 2.6%	2 2.6%	60 76.9%	9 11.5%	1.53	3.44
経管栄養のうち、 半固形化栄養剤利用者	103 100.0%	15 14.6%	8 7.8%	2 1.9%	2 1.9%	76 73.8%	15 14.6%	1.45	3.35

iv) 喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者等が実施に関与していない理由

喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者等が実施に関与していない理由は、「その他」が 29.8%と最も高く、次いで「認定特定行為業務従事者等は利用者全員に関与している」が 18.7%となっている。「その他」の内容としては、「看護師が対応しているため」との回答が多数であったが、「提供後の報告書作成等など看護師の業務が増えるため」といった回答もみられた。

図表 2-152 喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者等が 実施に関与していない理由(複数回答、n=235)



v) 提供リスクのある具体的な利用者の状態

提供リスクのある具体的な利用者の状態について聞いたところ、「状態急変時(看取り期以外)」が 76.7%、「看取り期」が 48.8%となっている。

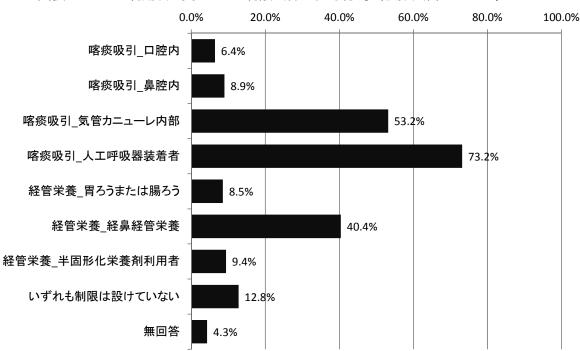
0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0% 看取り期 48.8% 状態急変時(看取り期以外) 76.7% 年の他の状態 無回答 9.3%

図表 2-153 提供リスクのある具体的な利用者の状態(複数回答、n=43)

② 行為別の利用者の受け入れ状況

i) 利用者の受け入れの制限を設けている行為

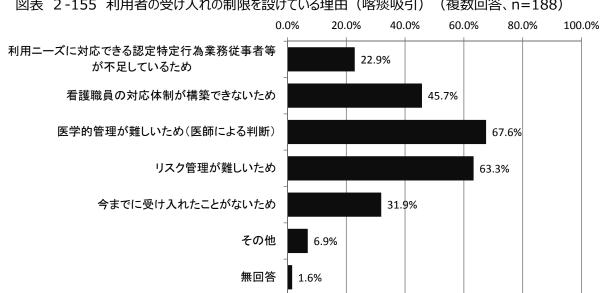
利用者の受け入れの制限を設けている行為について聞いところ、「人工呼吸器装着者」が73.2%と最も高く、次いで「気管カニューレ内部」が53.2%、「経鼻経管栄養」が40.4%となっている。



図表 2-154 利用者の受け入れの制限を設けている行為(複数回答、n=235)

i) -1 利用者の受け入れの制限を設けている理由(喀痰吸引)

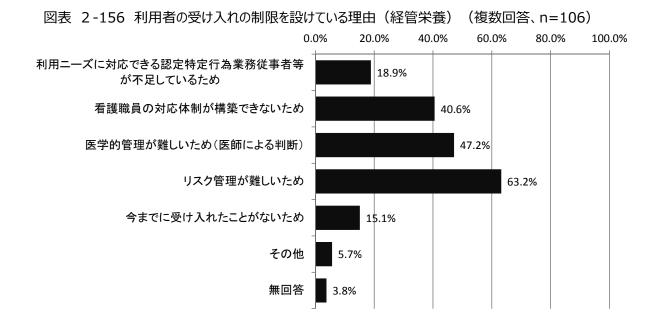
喀痰吸引が必要な利用者の受け入れの制限を設けている理由について聞いところ、「医学的管理が 難しいため (医師による判断)」が 67.6%と最も高く、次いで「リスク管理が難しいため」が 63.3%、 「看護職員の対応体制が構築できないため」が 45.7%となっている。



図表 2-155 利用者の受け入れの制限を設けている理由(喀痰吸引) (複数回答、n=188)

i) -2 利用者の受け入れの制限を設けている理由(経管栄養)

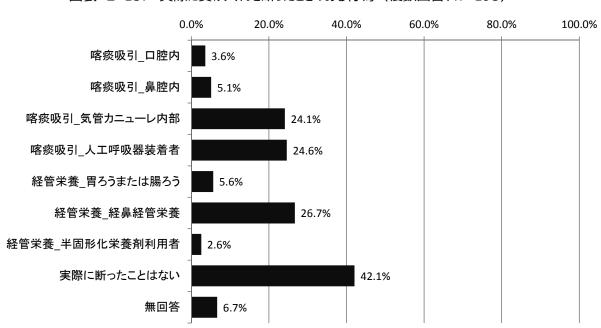
経管栄養が必要な利用者の受け入れの制限を設けている理由について聞いところ、「リスク管理が 難しいため」が 63.2%と最も高く、次いで「医学的管理が難しいため (医師による判断)」が 47.2%、 「看護職員の対応体制が構築できないため」が40.6%となっている。



99

i) -3 実際に受け入れを断ったことのある行為

入所者の受入れの制限を設けている施設に対して、実際に受け入れを断ったことのある行為について聞いところ、「実際に断ったことはない」が 42.1%と最も高く、次いで「経鼻経管栄養」が 26.7%、「人工呼吸器装着者」が 24.6%となっている。



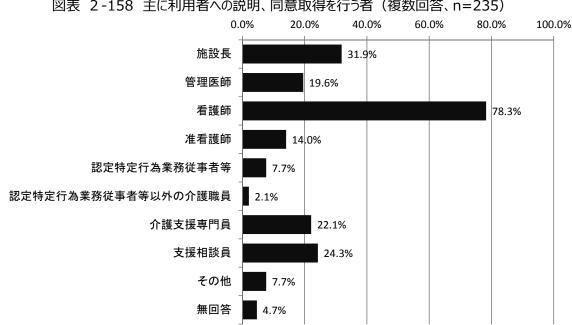
図表 2-157 実際に受け入れを断ったことのある行為(複数回答、n=195)

(5) 喀痰吸引等の提供プロセス

① 利用者からの同意取得

i) 主に利用者への説明、同意取得を行う者

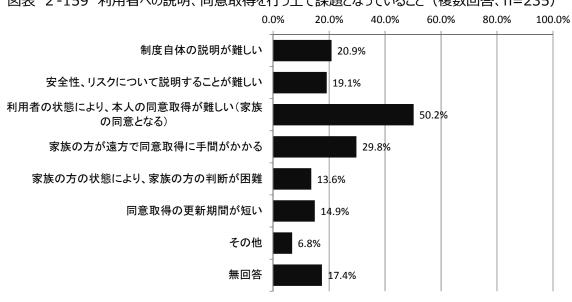
主に利用者への説明、同意取得を行う者は、「看護師」が78.3%と最も高く、次いで「施設長」が 31.9%、「支援相談員」が24.3%となっている。



図表 2-158 主に利用者への説明、同意取得を行う者(複数回答、n=235)

ii) 利用者への説明、同意取得を行う上で課題となっていること

利用者への説明、同意取得を行う上で課題となっていることは、「利用者の状態により、本人の同 意取得が難しい(家族の同意となる)」が50.2%と最も高くなっている。



図表 2-159 利用者への説明、同意取得を行う上で課題となっていること(複数回答、n=235)

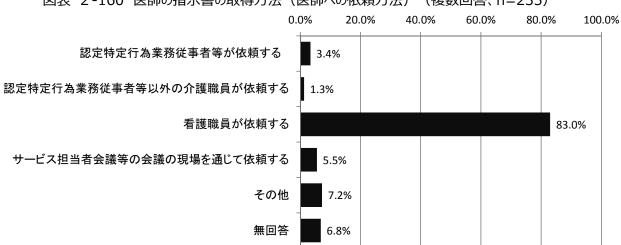
i) 利用者への説明、同意取得の際、トラブルとなった事例

<主な回答内容>

- ・吸引時に痛みがある、親に苦痛な思いをさせたくない、看護師が吸引できるではないか、と利用者家族から言われた。
- ・協力者の状態変化により、当初の研修項目が変更となり、再度同意書を頂く際に期間を要した。

ii) 医師の指示書の取得方法(医師への依頼方法)

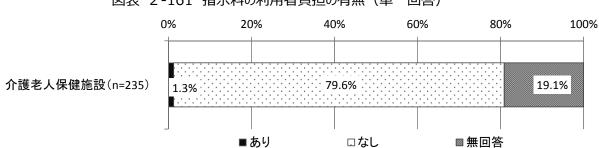
医師の指示書の取得方法(医師への依頼方法)は、「看護職員が依頼する」が83.0%と最も高くなっている。



図表 2-160 医師の指示書の取得方法(医師への依頼方法)(複数回答、n=235)

iii) 指示料の利用者負担の有無

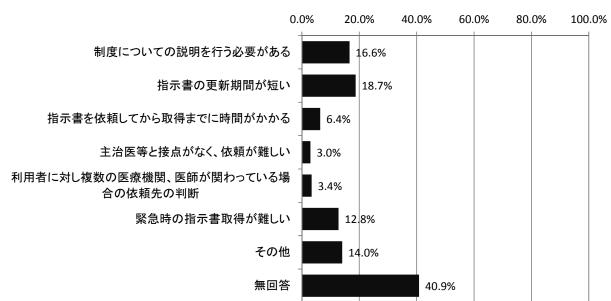
指示料の利用者負担「あり」は1.3%となっている。



図表 2-161 指示料の利用者負担の有無(単一回答)

iv) 医師の指示書を取得する上で課題となっていること

医師の指示書を取得する上で課題となっていることとしては、「指示書の更新期間が短い」が 18.7%と最も高くなっている。



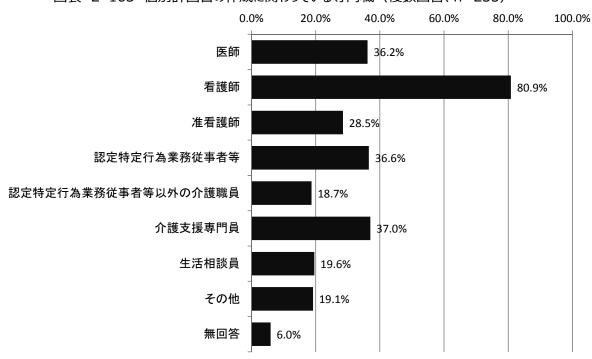
図表 2-162 医師の指示書を取得する上で課題となっていること(複数回答、n=235)

② 個別計画書の作成

i) 個別計画書の作成に関わっている専門職

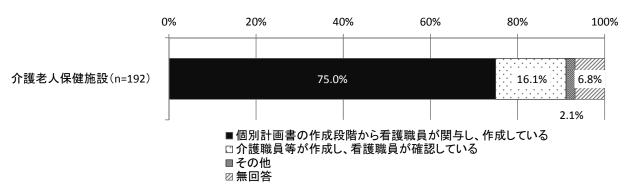
個別計画書の作成に関わっている専門職は、「看護師」が80.9%と最も高く、次いで「介護支援専門員」が37.0%、「認定特定行為業務従事者等」が36.6%となっている。

また、「看護師」「准看護師」が関わっている場合、看護職員の関与の方法は、「個別計画の作成段階から看護職員が関与し、作成している」が 75.0% と最も高くなっている。



図表 2-163 個別計画書の作成に関わっている専門職(複数回答、n=235)

図表 2-164 看護職員の関与方法(単一回答)

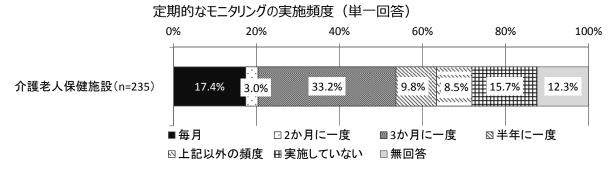


ii) 個別計画書の見直しに向けた、医師または看護職員による定期的なモニタリングの実施頻度

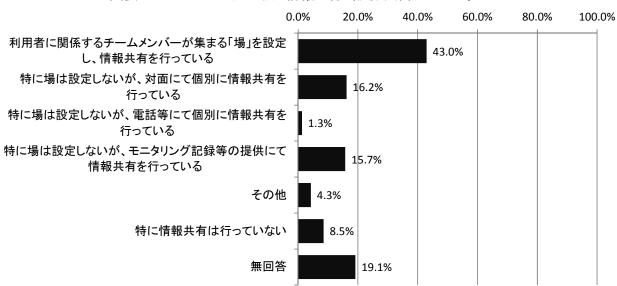
個別計画書の見直しに向けた、医師または看護職員による定期的なモニタリングを「3か月に一度」 以上実施しているのは、53.6%となっている。

また、モニタリング後の情報共有は、「利用者に関係するチームメンバーが集まる「場」を設定し、情報共有を行っている」が 43.0%最も高くなっている。

図表 2-165 個別計画書の見直しに向けた、医師または看護職員による

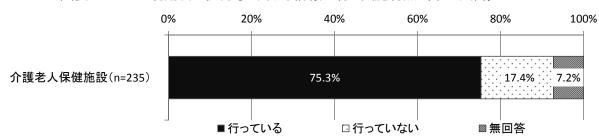


図表 2-166 モニタリング後の情報共有(複数回答、n=235)



iii) 日常的な情報共有(カンファレンス等)の実施にあたり、利用者に関係するチームメンバー間での、 利用者の状況等に関する情報共有の実施有無

利用者に関係するチームメンバー間での日常的な情報共有を「行っている」施設は 75.3%となっている。

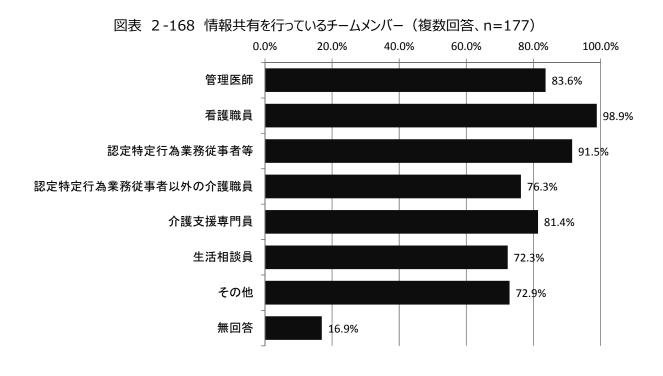


図表 2-167 利用者の状況等に関する情報共有の実施有無(単一回答)

iii) - 1 情報共有を行っているチームメンバー

日常的な情報共有を「行っている」施設のうち、日常的な情報共有を行っているチームメンバーは、「看護職員」が98.9%と最も高く、次いで「認定特定行為業務従事者等」が91.5%、「管理医師」が83.6%となっている。

また、日常的な情報共有を「毎日」行っているのは、看護職員、認定特定行為業務従事者等、認定 特定行為業務従事者等以外の介護職員が4割以上、介護支援専門員、支援相談員は3割未満となって いる。一方で、管理医師は21.6%であった。



0% 20% 40% 60% 80% 100% 管理医師 14.9% 20.3% 21.6% 9.5% 31.8% 2.0% 10.9% 8.6% 看護職員 44.6% 27.4% 5.7% 2.9% 12.3% 認定特定行為業務従事者等 40.1% 8.0% 6.8% 29.6% 3.1% 11.9% 認定特定行為業務従事者等以外の介護職員 23.7% 46.7% 9.6% 6.7% 1.5% 16.0% 介護支援専門員 27.1% 35.4% 12.5% 7.6% 1.4% 17.2% 支援相談員 25.8% 7.8% 14.8% 32.8% 1.6% リハビリ職員(PT、OT、ST) 28.7% 14.0% 31.0% 14.0% 11.6% 0.8% 33.3% その他 13.3% 13.3% 6.7% 33.3% 0.0% ■毎日 □週2~3回 ■週1回程度 図月1回程度 ■その他 □無回答

図表 2-169 情報共有の頻度(単一回答)

iv) 日常的なチームメンバー間の情報共有の方法等について、特に工夫していること

< I C T >

- ・毎日、申し送り事項をパソコン内の情報共有フォルダにて情報を共有している。
- ・電子カルテによる情報共有

<ノートの活用>

- ・情報共有ノートを作成・活用
- ・カンファレンスノートがあり、チームメンバーが各自で確認できるようにしている。
- ・利用者ノートを作り、利用している。

<申し送り時の活用>

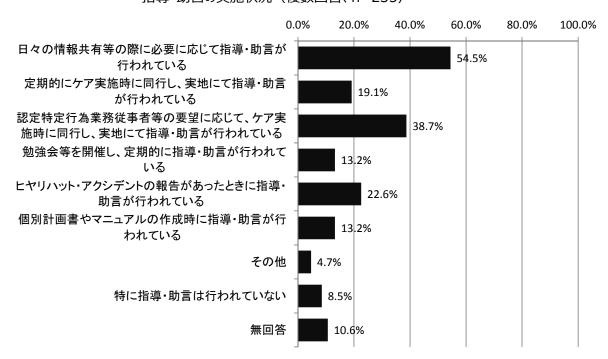
- ・毎日朝の申し送りを利用している。
- ・申し送りの際や状態変化時に口頭で申し送りをしている。
- ・申し送りに職員が一堂に会し、情報を共有している。

③ 看護職員による指導・助言

i) 看護職員による認定特定行為業務従事者等に対する指導・助言の実施状況

看護職員による認定特定行為業務従事者等に対する指導・助言のうち、「日々の情報共有等の際に必要に応じて指導・助言が行われている」が 54.5%と最も高く、次いで「認定特定行為業務従事者等の要望に応じて、ケア実施時に同行し、実地にて指導・助言が行われている」が 38.7%、「ヒヤリハット・アクシデントの報告があったときに指導・助言が行われている」が 22.6%となっている。

図表 2-170 看護職員による認定特定行為業務従事者等に対する 指導・助言の実施状況(複数回答、n=235)

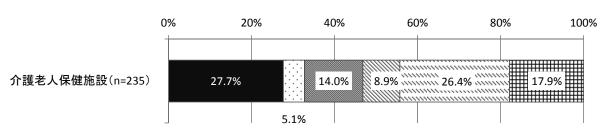


④ 実施報告書

i) 実施報告書の医師への提出頻度

実施報告書の医師への提出を「毎月」している割合は、27.7%となっている。

図表 2-171 実施報告書の医師への提出頻度(単一回答)



■毎月 □2か月に一度 ■3か月に一度 図半年に一度 図上記以外 □無回答

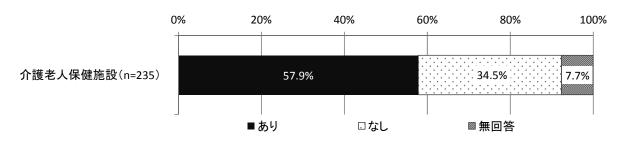
(6) 喀痰吸引等の提供に関する安全対策実施状況

① 喀痰吸引等の安全に関する委員会や会議について (※他の委員会や会議と合わせて開催する場合を含む)

i) 設置有無

安全に関する委員会の設置「あり」の割合は、57.9%となっている。

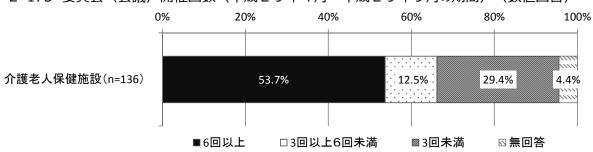
図表 2-172 喀痰吸引等の安全に関する委員会や会議の設置有無(単一回答)



ii) 委員会(会議)開催回数

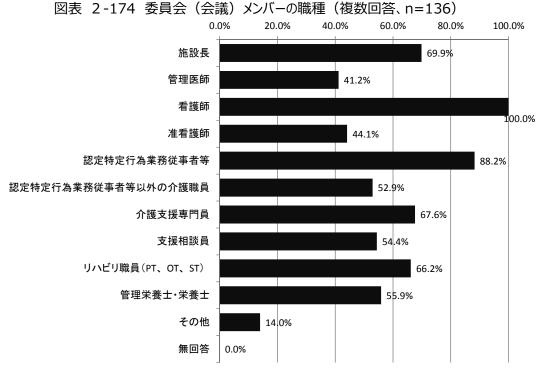
委員会の設置「あり」とした施設では、6 か月間における安全に関する委員会(会議)を「6 回以上」開催している施設は53.7%と最も高く、次いで「3 回未満」が29.4%、「3 回以上6 回未満」が12.5%となっている。

図表 2-173 委員会(会議) 開催回数(平成29年4月~平成29年9月の期間) (数値回答)



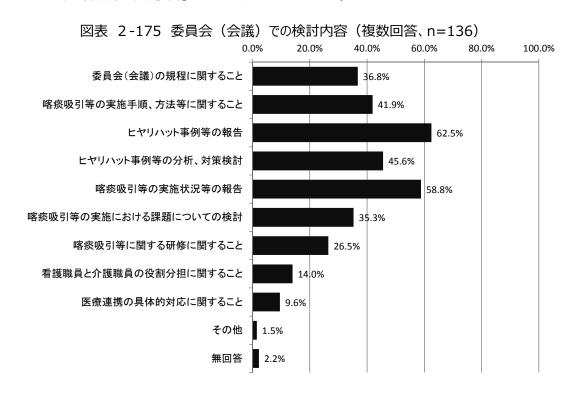
iii) 委員会(会議) メンバーの職種

委員会の設置「あり」とした施設では、「看護師」が 100.0%と最も高く、次いで「認定特定行為 業務従事者等」が88.2%、「施設長」が69.9%となっている。



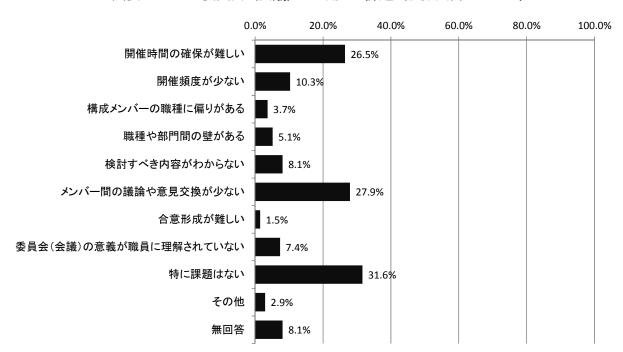
iv) 委員会(会議)での検討内容

委員会の設置「あり」とした施設では、安全に関する委員会(会議)での検討内容は「ヒヤリハッ ト事例等の報告」が62.5%と最も高く、次いで「喀痰吸引等の実施状況等の報告」が58.8%、「ヒヤ リハット事例等の分析、対策検討」が45.6%となっている。



v) 委員会(会議)の運用上の課題

安全に関する委員会(会議)の運用上の課題について聞いたところ、「特に課題はない」が31.6% と最も高く、次いで「メンバー間の議論や意見交換が少ない」が27.9%、「開催時間の確保が難しい」 が26.5%となっている。

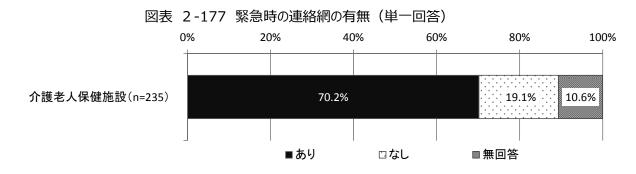


図表 2-176 委員会(会議)の運用上の課題(複数回答、n=136)

② マニュアル (業務手順書等) の整備状況について

i) 喀痰吸引等の実施に関する緊急時の連絡網の有無

喀痰吸引等の実施に関する緊急時の連絡網が「あり」の施設は 70.2%となっている。また、施設 規模別(定員数)に見たところ、傾向に特に差は見られなかった。



110

図表 2-178 施設規模別(定員数)×緊急時の連絡網の有無

		施設数	喀痰吸引等の実施に関する緊急時の 連絡網の有無			
			あり	なし	無回答	
	全体	235 100.0%	165 70.2%	45 19.1%	25 10.6%	
	80人未満	68 100.0%	50 73.5%	10 14.7%	8 11.8%	
定員数	8 0 人以上 1 0 0 人未満	60 100.0%	36 60.0%	18 30.0%	6 10.0%	
	100人以上 120人未満	74 100.0%	55 74.3%	11 14.9%	8 10.8%	
	120人以上	23 100.0%	17 73.9%	5 21.7%	1 4.3%	

ii) 介護職員(教員等)が喀痰吸引等を実施するためマニュアル(業務手順書等)の有無 ※既存のマニュアルにおいて喀痰吸引等を実施するための内容が記載されている場合を含む

介護職員が喀痰吸引等を実施するためマニュアル(業務手順書等)が「あり」の施設は 72.8%と なっている。

図表 2-179 マニュアル (業務手順書等) の有無 (単一回答) 0% 20% 40% 60% 80% 100% 介護老人保健施設(n=235) 72.8% 8.9% 10.6% 7.7% ■あり □なし 圖作成•検討中 ■無回答

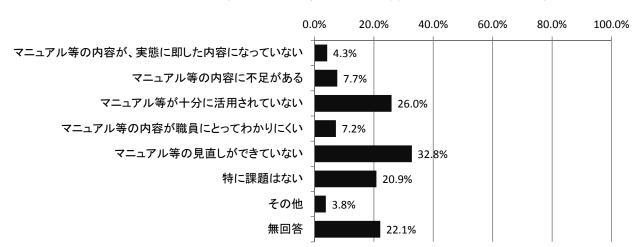
iii) マニュアル (業務手順書等) 作成に関与した職種

マニュアル(業務手順書等)が「あり」の施設では、マニュアル(業務手順書等)作成に関与した 職種は、「看護師」が96.5%と最も高く、次いで「施設長」が43.3%、「認定特定行為業務従事者等」 が35.7%となっている。

図表 2-180 マニュアル (業務手順書等) 作成に関与した職種 (複数回答、n=171) 0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0% 施設長 43.3% 管理医師 26.3% 看護師 96.5% 准看護師 認定特定行為業務従事者等 認定特定行為業務従事者等以外の介護職員 11.7% 介護支援専門員 12.9% 支援相談員 12.9% リハビリ職員(PT、OT、ST) その他 7.6% 無回答 0.0%

iv)マニュアル(業務手順書等)の運用上の課題

マニュアル (業務手順書等)の運用上の課題では、「マニュアル等の見直しができていない」が32.8%と最も高く、次いで「マニュアル等が十分に活用されていない」が26.0%、「特に課題はない」が20.9%となっている。

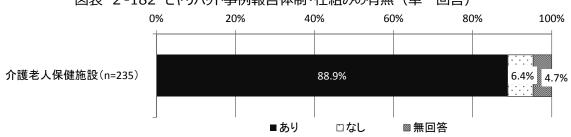


図表 2-181 マニュアル (業務手順書等) の運用上の課題 (複数回答、n=235)

③ ヒヤリハット・アクシデント

i) ヒヤリハット事例報告体制・仕組みの有無

平成29年4月から9月の実績では、ヒヤリハット事例報告体制・仕組みが「あり」の施設は88.9% となっている。また、施設規模別(定員数)にヒヤリハット事例報告体制・仕組みの有無に見たとこ る、傾向に差は見られなかった。



図表 2-182 ヒヤリハット事例報告体制・仕組みの有無(単一回答)

図表 2-183 施設規模別(定員数)×ヒヤリハット事例報告体制・仕組みの有無

		+tc=∩*h	ヒヤリハット事例報告体制・仕組みの有無			
		施設数	あり	なし	無回答	
	全体	235 100.0%	209 88.9%	15 6.4%	11 4.7%	
	80人未満	68 100.0%	62 91.2%	3 4.4%	3 4.4%	
定員数	8 0 人以上 1 0 0 人未満	60 100.0%	53 88.3%	6 10.0%	1 1.7%	
	100人以上 120人未満	74 100.0%	66 89.2%	4 5.4%	4 5.4%	
	120人以上	23 100.0%	21 91.3%	1 4.3%	1 4.3%	

ii) 施設全体のヒヤリハット・アクシデント件数(喀痰吸引等に限定しない) (平成 29 年4月から9月の実績)

施設全体のヒヤリハットの平均件数は109.12件、アクシデントは49.58件となっている。

図表 2-184 施設全体のヒヤリハット・アクシデント件数(喀痰吸引等に限定しない)(数値回答)

	施設数	0	(0回除〜)	10回以上50回未満	50回以上	無回答	平均値(単位:件数)	標準偏差(単位:件数)
施設全体のヒヤリハット	235 100.0%	46 17.3%	13 9.5%	45 21.8%	89 33.7%	42 17.7%	109.12	191.49
施設全体のアクシデント	235 100.0%	54 23.0%	36 15.3%	31 13.2%	67 28.5%	47 20.0%	49.58	77.42

iii) 認定特定行為業務従事者等に関するヒヤリハット・アクシデント件数(平成29年4月から9月の実績) 認定特定行為業務従事者等に関する<u>ヒヤリハットの報告件数</u>について喀痰吸引等の行為別でみると、全ての行為について「0回」が最も高くなっている。

認定特定行為業務従事者等に関する<u>アクシデントの報告件数</u>について喀痰吸引等の行為別でみると、全ての行為について「<math>0回」が最も高くなっている。

図表 2-185 認定特定行為業務従事者等に関するヒヤリハット件数 (数値回答)

	施設数	0	3回未満	3回以上5回未満	5回以上	無回答	平均値(単位:回)	標準偏差(単位:回)
喀痰吸引_口腔内	235 100.0%	170 72.3%	4 1.7%	0 0.0%	2 0.9%	59 25.1%	0.13	1.06
喀痰吸引_鼻腔内	235 100.0%	169 71.9%	3 1.3%	0 0.0%	0 0.0%	63 26.8%	0.03	0.23
喀痰吸引_気管カニューレ内部	235 100.0%	141 60.0%	2 0.9%	0 0.0%	0 0.0%	92 39.1%	0.02	0.19
経管栄養_胃ろう又は腸ろう	235 100.0%	164 69.8%	7 3.0%	3 1.3%	3 1.3%	58 24.7%	0.23	1.07
経管栄養_経鼻経管栄養	235 100.0%	144 61.3%	2 0.9%	0 0.0%	2 0.9%	87 37.0%	0.14	1.15

図表 2-186 認定特定行為業務従事者等に関するアクシデント件数(数値回答)

	施設数	0	3回未満	3回以上5回未満	5回以上	無回答	平均値(単位:回)	標準偏差(単位:回)
喀痰吸引_口腔内	235 100.0%	167 71.1%	1 0.4%	0 0.0%	0 0.0%	67 28.5%	0.01	0.08
喀痰吸引_鼻腔内	235 100.0%	166 70.6%	1 0.4%	0 0.0%	0 0.0%	68 28.9%	0.01	0.08
喀痰吸引_気管カニューレ内部	235 100.0%	137 58.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	98 41.7%	0.00	0.00
経管栄養_胃ろう又は腸ろう	235 100.0%	158 67.2%	6 2.6%	2 0.9%	0 0.0%	69 29.4%	0.08	0.42
経管栄養_経鼻経管栄養	235 100.0%	139 59.1%	2 0.9%	0 0.0%	2 0.9%	92 39.1%	0.09	0.66

iv) 認定特定行為業務従事者等に関するとヤリハットの内容(平成29年4月から9月の実績)

認定特定行為業務従事者等に関するヒヤリハットの内容について聞いたところ喀痰吸引、経管栄養両者ともに「その他」の割合が最も高かった。喀痰吸引、経管栄養の「その他」の中には「特になし」「現在、認定特定行為業務従事者等が喀痰吸引等を行っていない」などが挙がっていた。

図表 2-187 認定特定行為業務従事者等に関するとヤリハットの内容(喀痰吸引)(単一回等)

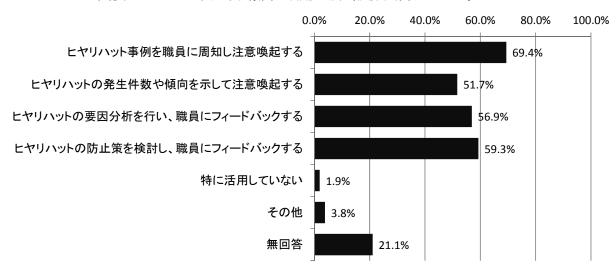
施設数	利用者の状態の観察不足	医師の指示内容の確認不足	必要物品、機器の点検不足	吸引器の故障・誤作動	吸引器の不適切な取り扱い	誤つた手順での実施	使用後の消毒や後片付けの不備	その他	無回答
294	6	0	4	1	1	3	5	27	194
100.0%	2.6%	0.0%	1.7%	0.4%	0.4%	1.3%	2.1%	11.5%	82.6%

図表 2-188 認定特定行為業務従事者等に関するとヤリハットの内容(経管栄養)(単一回等)

施設数	利用者の状態の観察不足	医師の指示内容の確認不足	必要物品、機器の点検不足	栄養剤(流動食)の取り扱い間違い	栄養チューブの不適切な取り扱い	栄養チューブのつまり	誤った手順での実施	使用後の消毒や後片付けの不備	その他	無回答
294	8	2	2	4	4	3	3	0	27	190
100.0%	3.4%	0.9%	0.9%	1.7%	1.7%	1.3%	1.3%	0.0%	11.5%	80.9%

v) ヒヤリハット報告の活用方法

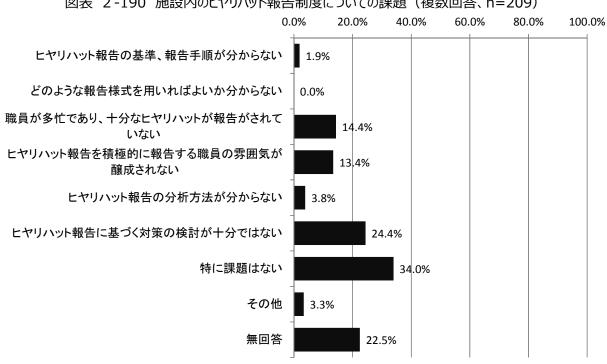
ヒヤリハット報告の活用方法は「ヒヤリハット事例を職員に周知し注意喚起する」が69.4%と 最も高く、次いで「ヒヤリハットの防止対策を検討し、職員にフィードバックする」が 59.3%、 「ヒヤリハットの要因分析を行い、職員にフィードバックする」が 56.9%となっている。



図表 2-189 ヒヤリハット報告の活用方法(複数回答、n=209)

vi) 施設内のヒヤリハット報告制度についての課題

施設内のヒヤリハット報告制度についての課題では、「特に課題はない」が最も高く34.0%、次い で「ヒヤリハット報告に基づく対策の検討が十分ではない」が24.4%、「職員が多忙であり、十分な ヒヤリハットが報告されていない」が14.4%となっている。



図表 2-190 施設内のヒヤリハット報告制度についての課題(複数回答、n=209)

④ 安全体制整備上の課題・工夫点

i) 安全体制整備の中で現在最も課題となっていること

安全体制整備の中で現在最も課題となっていることについて聞いたところ「指示書や指導記録等の適切な作成・管理」と「特に課題はない」が22.6%と最も高く、次いで「安全委員会(会議)の構築と運用」が20.4%「喀痰吸引等に関する手順書の整備や更新」、が18.3%となっている。

0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0% 安全委員会(会議)の構築と運用 20.4% 喀痰吸引等の研修を受講する介護職員の選定 14.9% 喀痰吸引等を必要としている利用者情報の管理 喀痰吸引等に関する手順書の整備や更新 18.3% 指示書や指導記録等の適切な作成・管理 22.6% ヒヤリハット事例報告体制の構築と運用 12.3% 緊急時対応体制の構築 12.3% 施設内感染の予防等の安全衛生管理 11.1% 地域の関係機関との連絡支援体制の整備 7.2% 特に課題はない 22.6% その他 無回答 13.2%

図表 2-191 安全体制整備の中で現在最も課題となっていること(複数回答、n=235)

(7) 介護職員等による喀痰吸引等の提供に関する考え、方針

① 介護職員等による喀痰吸引等の提供

i) 喀痰吸引等を必要とする利用者の今後の動向についての考え

喀痰吸引等を必要とする利用者の今後の動向について「今後、利用ニーズは増えていくと思われる」 と考えている施設は 75.7%となっている。

図表 2-192 喀痰吸引等を必要とする利用者の今後の動向についての考え(単一回答)

0% 20% 40% 60% 80% 100%

介護老人保健施設(n=235) 75.7% 14.9% 3.8% 5.5%

■今後、利用ニーズは増えていくと思われる

■利用ニーズは減っていくと思われる

■利用ニーズは減っていくと思われる

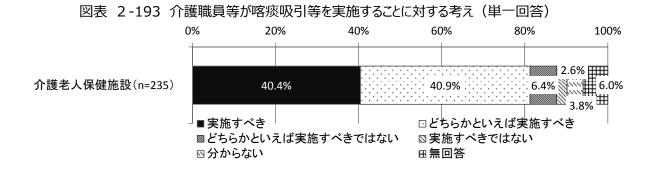
■利用ニーズは減っていくと思われる

■利用ニーズは減っていくと思われる

ii) 介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する考え

介護職員等が喀痰吸引等を実施することについて「実施すべき」と考えている施設は 40.4%となっている。

規模別(定員数)に介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する考えを見たところ、傾向に差は見られなかった。



図表 2-194 定員数×介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する考え											
			介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する考え								
		施設数	実施すべき	どちらかとい	どちらかとい	実施すべき	分からない	無回答			
				えば実施す	えば実施す	ではない					
	べき べきではない										
	全体	235	95	96	15	6	9	14			
	土꾸	100.0%	40.4%	40.9%	6.4%	2.6%	3.8%	6.0%			
	80人未満	68	28	27	3	4	4	2			
	0 0 7 (7 (7))	100.0%	41.2%	39.7%	4.4%	5.9%	5.9%	2.9%			
定員数	80以上100人未満	60	22	28	1	2	3	4			
止貝奴	80以上100八木凋	100.0%	36.7%	46.7%	1.7%	3.3%	5.0%	6.7%			
	100以上120人未満	74	33	28	6	0	2	5			
_	100以上120八木側	100.0%	44.6%	37.8%	8.1%	0.0%	2.7%	6.8%			
	1 2 0 1 1 1 1	23	8	10	4	0	0	1			
	120人以上		34.8%	43.5%	17.4%	0.0%	0.0%	4.3%			

ii) -1 介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安×実施することに対する考え

介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安とその考えの関係を見てみると、介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安が少なくなるほど、介護職員等が「実施すべき」の割合が高くなっている。

図表 2-195 介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安×実施することに対する考え

				介護職員	等が喀痰吸引等	穿を実施すること	に対する考え	
		施設数	実施すべき	どちらかとい	どちらかとい	実施すべき	分からない	無回答
				えば実施す	えば実施す	ではない		
				べき	べきではない			
△ 苯 咄 巳	全体	235	95	96	15	6	9	14
介護職員	主14	100.0%	40.4%	40.9%	6.4%	2.6%	3.8%	6.0%
等が喀痰	不安がある	33	6	12	7	1	6	1
吸引等を	1,57,000	100.0%	18.2%	36.4%	21.2%	3.0%	18.2%	3.0%
実施するこ	やや不安がある	128	53	60	7	4	2	2
とに対する	121211000	100.0%	41.4%	46.9%	5.5%	3.1%	1.6%	1.6%
不安	特に不安はない	60	35	23	1	0	1	0
不女	付に下文はない	100.0%	58.3%	38.3%	1.7%	0.0%	1.7%	0.0%

iii) 実施すべきではないと考える具体的な理由

<看護職員が対応すべき>

- 看護職員が常に居る為。
- ・介護老人保健施設は、看護師が常駐しているため、認定特定行為業務従事者等の出番が少ない。
- ・基本的には、看護職員が行うべき行為があると考えている。

<介護職員の技術不足>

- ・利用者をアセスメントする能力が十分に養われていない。
- ・喀痰吸引の必要な利用者に、口腔内、鼻腔内吸引を実施しても痰を除去できない。
- ・研修や知識が不十分だとリスクが生じる危険性がある
- ・認定特定行為業務従事者等が十分な経験を積んでいない状況で実地訓練を修了しても、十分な 技量を持てず、看護師の指導が常に必要な状況となる。

<対応可能な範囲が限定的>

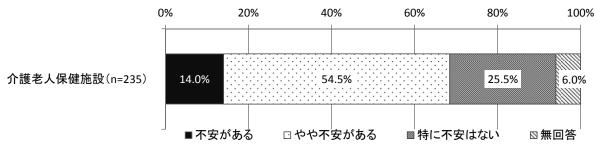
- ・実施可能なところまででは十分に痰を取ることはできず、看護師に来てもらうようになるケースが多いため。
- ・咽頭手前までの吸引しか出来ないため効果が得られない。

iv) 介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安

介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安について聞いたところ、「不安がある」または「やや不安がある」と回答した施設の合計は68.5%となっている。

規模別(定員数)に、介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安について見たところ、 傾向に差は見られなかった。

図表 2-196 介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安 (単一回答)



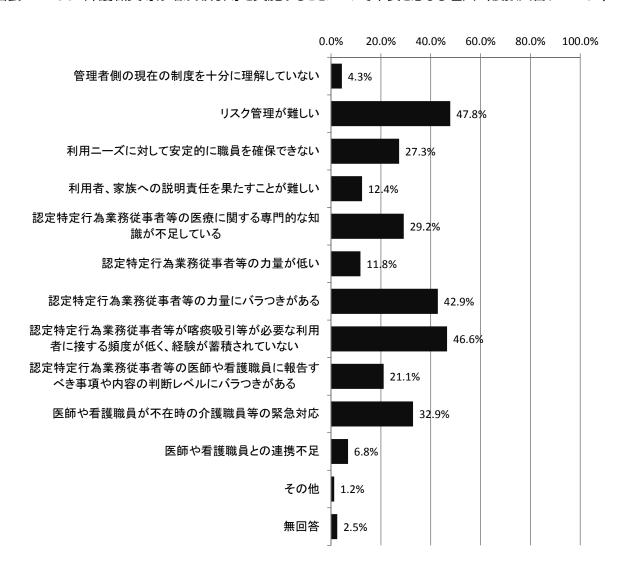
図表 2-197 定員数×介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安

			介介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安							
		施設数	不安がある	やや不安がある	特に不安はない	無回答				
	全体	235	33	128	60	14				
	<u> </u>	100.0%	14.0%	54.5%	25.5%	6.0%				
	 80人未満	68	10	44	12	2				
	00人不過	100.0%	14.7%	64.7%	17.6%	2.9%				
定員数	80人以上100人未満	60	11	25	20	4				
上 貝 致	80人以上100人未満	100.0%	18.3%	41.7%	33.3%	6.7%				
	1001以上1201丰洪	74	9	45	15	5				
	100人以上120人未満	100.0%	12.2%	60.8%	20.3%	6.8%				
	1201111	23	3	11	8	1				
	120人以上	100.0%	13.0%	47.8%	34.8%	4.3%				

iv) - 1 介護職員等が喀痰吸引等を実施することについて不安と感じる理由

「不安がある」、「やや不安がある」と回答した施設に対して介護職員等が喀痰吸引等を実施することについて不安と感じる理由について聞いたところ、「リスク管理が難しい」が 47.8%と最も高く、次いで「認定特定行為業務従事者等が喀痰吸引等が必要な利用者に接する頻度が低く、経験が蓄積されていない」が 46.6%、となっている。

図表 2-198 介護職員等が喀痰吸引等を実施することについて不安と感じる理由(複数回答、n=161)



② 介護職員等による喀痰吸引等の提供による効果、課題の発生状況

i) 介護職員等による喀痰吸引等の提供による効果

介護職員等による喀痰吸引等の提供による効果について聞いたところ、「介護職員等が実施することで、喀痰吸引等の提供の効率が図られた」が 42.6%と最も高く、次いで「看護職員の業務負担が減少した」が 42.1%、「利用者の生活に合わせた処置ができるようになった」が 27.2%となっている。

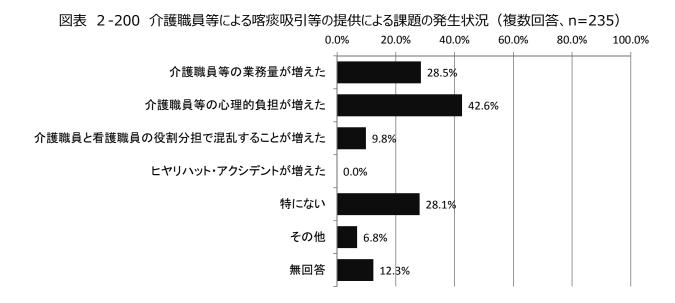
図表 2-199 介護職員等による喀痰吸引等の提供による効果(複数回答、n=235) 0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0% 利用者の生活に合わせた処置ができるようになった 27.2% 介護職員等が実施することで、喀痰吸引等の提供の効 42.6% 率が図られた 看護職員の業務負担が減少した 42.1% 家族(保護者)の負担が減少した 3.0% 多職種間で情報共有する機会が増えた 21.7% 地域の利用ニーズに応えることができた 5.5% 地域住民等からの信頼度、評価が高くなった 0.4% 遠方からの入所者、利用者が増えた 0.9% 特にない 12.8% その他 8.5%

ii) 介護職員等による喀痰吸引等の提供による課題の発生状況

介護職員等による喀痰吸引等の提供による課題の発生状況について聞いたところ「介護職員等の心理的負担が増えた」が 42.6%と最も高く、次いで「介護職員等の業務量が増えた」が 28.5%、「特にない」が 28.1%となっている。

12.8%

無回答



iii) 現行制度の運用上で課題と感じる点、改善すべきと思われる点

<対応可能な範囲が限定的>

- ・口腔内、咽頭の手前までなので、吸引しきれない。
- ・栄養は薬の注入が出来ない (一包化しているのに)。
- ・現行制度では、胃ろう対応者の薬の注入は看護師が対応するので、介護職員も対応できる制度 を望む。
- ・吸引する範囲が咽頭までとなると、喉頭あたりにある吸引物がひけず、看護師が来るまでの間、 介護職員が不安に感じる。
- ・施設内とあるため外出時には吸引ができない。
- ・咽頭手前までの吸引では問題解決にならない事の方が多いため、徹廃すべき。
- ・介護職員の痰吸引は気管の手前までなので、吸引することで刺激となり、さらに痰が多くなり、 その後再度看護師が吸引をする。
- ・胃ろうや経鼻胃管だけではなく腸ろうやP-TEGなど、最近出てきたことに対しての対応の 検討も必要である。
- ・ある程度の制限の緩和を図らなければ、医療従業者が必ず実施しなければならなくなる。
- ・自力で喀痰喀出が困難な利用者が多く、現行の咽頭手前までの吸引では充分なケアが提供できない。しかし、範囲を拡大するにはリスクが大きすぎると思う。

<研修について>

- ・実地研修の対象者が少ないため、研修期間が長くかかる。
- ・研修場所が遠方である。実地研修の頻度が少ない。
- ・研修費用が高い。

<書類・手続きついて>

- ・必要な利用者には必要時に実施できるようになれば良い。(現在は同意書がない利用者には実施していない)
- ・必要な書類、記録が多いのでもっと簡易にしてほしい。
- ・実施にあたり、書類が多すぎる。看護師が行う方が書類も不要であり、効果も高い。
- ・同意書、指示書、計画書、報告書の期間など、具体的にどうすれば良いのか分かりにくい。

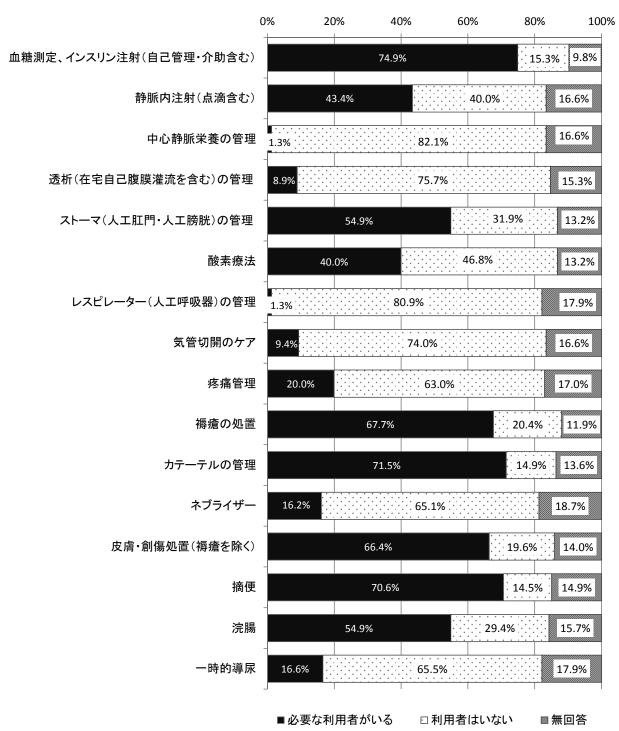
(8) 喀痰吸引等以外の医行為の提供が必要な利用者の状況

① 行為別の利用者数

i) 喀痰吸引等以外の医行為の提供が必要な利用者の有無

喀痰吸引等以外の医行為の提供が必要な利用者の有無、平均人数は以下の通りとなっている。

図表 2-201 喀痰吸引等以外の医行為の提供が必要な利用者(単一回答、n=235)

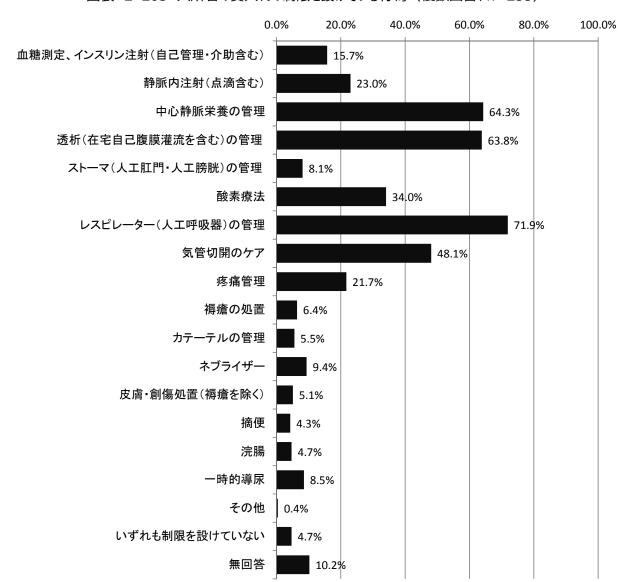


図表 2-202 喀痰吸引等以外の医行為の提供が必要な利用者数(数値回答)

	施 設 数	平均値(単位:人)	標準偏差
血糖測定、インスリン注射(自己管理・介助含む)	163	5.04	4.61
静脈内注射(点滴含む)	95	2.85	2.30
中心静脈栄養の管理	3	3.00	1.73
透析(在宅自己腹膜灌流を含む)の管理	20	10.60	22.77
ストーマ(人工肛門・人工膀胱)の管理	120	1.63	0.80
酸素療法	87	2.00	1.27
レスピレーター(人工呼吸器)の管理	2	2.00	0.00
気管切開のケア	20	2.15	2.43
疼痛管理	43	4.49	9.86
褥瘡の処置	144	2.65	1.62
カテーテルの管理	159	4.67	3.81
ネブライザー	34	2.32	2.00
皮膚・創傷処置(褥瘡を除く)	139	7.99	10.01
摘便	148	6.91	10.29
浣腸	114	6.75	10.21
一時的導尿	32	1.56	1.16
その他	4	2.00	1.41

ii) 入所者の受入れの制限を設けている行為

入所者の受入れ制限を設けている行為をみたところ、「レスピレーター(人工呼吸器)の管理」が71.9%と最も高く、次いで「中心静脈栄養の管理」が64.3%、「透析(在宅自己腹膜灌流を含む)の管理」が63.8%となっている。



図表 2-203 入所者の受入れの制限を設けている行為(複数回答、n=235)

4. 訪問介護・居宅介護・重度訪問介護

(1) 基本情報

① 事業所属性

i) 事業所区分(単一回答)

事業所区分は、「訪問介護」が87.7%と最も高く、次いで「居宅介護」が74.4%、「重度訪問介護」が68.6%となっている。

図表 2-204 施設·事業所区分(複数回答)

	事業所数	訪問介護	居宅介護	重度訪問介護	無回答
合計	309	271	230	212	2
	100.0%	87.7%	74.4%	68.6%	0.6%

ii) 所在地

回答のあった事業所の所在地は以下の通りである。

図表 2-205 所在地(記述回答)

					Į.	凶表	2 - 20	יולל כ	仕地	(記述	四合)						
	事業所数	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県
合計	309 100.0%	8 2.6%	5 1.6%	3 1.0%	9 2.9%	1 0.3%	2 0.6%	2 0.6%	4 1.3%	1 0.3%	-	9 2.9%	15 4.9%	48 15.5%	12 3.9%	6 1.9%	2 0.6%
	事業所数	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県
合計	309 100.0%	-	4 1.3%	3 1.0%	1 0.3%	2 0.6%	2 0.6%	18 5.8%	2 0.6%	2 0.6%	10 3.2%	41 13.3%	39 12.6%	6 1.9%	2 0.6%	2 0.6%	-
	事業所数	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	無回答
合計	309 100.0%	_	7 2.3%	1 0.3%	5 1.6%	_	2 0.6%	1 0.3%	15 4.9%	_	1 0.3%	3 1.0%	2 0.6%	2 0.6%	4 1.3%	4 1.3%	1 0.3%

iii) 開設年

開設年は、「2005年~」が54.0%と最も高く、次いで「2000年~2004年」が29.8%となっている。

図表 2-206 開設年(数値回答)

	事業所数	~1984年	1985年~ 1989年	1990年~ 1994年	1995年~ 1999年	2000年~ 2004年	2005年~	無回答	平均値(単位:年)	標準偏差(単位:年)
合計	309 100.0%	4 1.3%	0 0.0%	8 2.6%	12 3.9%	92 29.8%	167 54.0%	26 8.4%	2006.0	7.9

iv) 開設主体

開設主体は、「営利法人」が55.0%と最も多く、次いで「社会福祉法人」が16.8%となっている。

図表 2-207 開設主体 (単一回答)

v) 併設または隣接している施設・事業所等

併設または隣接している事業所は、「その他」が39.2%と最も多く、次いで「訪問看護事業所」が17.8%となっている。

図表 2-208 併設または隣接事業所(複数回答)

	事業所数	病院	診療所	訪問看護事業所	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	その他	無回答
合計	309	19	13	55	8	17	121	139
	100.0%	6.1%	4.2%	17.8%	2.6%	5.5%	39.2%	45.0%

vi) 登録特定行為 (喀痰吸引等) 事業者の登録

登録特定行為(喀痰吸引等)事業者の登録の状況は、「登録済み」が89.6%となっている。

図表 2-209 登録特定行為 (喀痰吸引等) 事業者の登録 (単一回答)

	事業所数	登録済み	申請中	申請予定	未登録	無回答
合計	309	277	2	3	12	15
	100.0%	89.6%	0.6%	1.0%	3.9%	4.9%

② 利用者情報等

i) 利用者数

利用者数は、「40 人未満」が 51.8% と最も高く、次いで「40 人以上 80 人未満」が 25.9%、「80 人以上」が 21.0% となっている。

80未満 標準偏差 平均値 事業所数 40人以上 無回答 (単 位 10人未満 (単位:人) 人以上 ... 309 160 80 65 合計 50.20 52.69 100.0% 25.9% 51.8% 21.0% 1.3%

図表 2-210 利用者数(数値回答)

(2) 職員体制

① 医師、協力医療機関の体制

i) 指示書を取得している医療機関数

指示書を取得している医療機関数は、「1 $_{7}$ 所」が 41.7% と最も高く、次いで「2 $_{7}$ 所」が 17.5%、「4 $_{7}$ 所以上」が 12.0% となっている。

	事業所数	O ケ 所	1 ケ 所	2 ケ 所	3 ケ 所	4ヶ所以上	無回答	(単位:ヶ所)平均値	(単位:ケ所)
合計	309 100.0%	36 11.7%	129 41.7%	54 17.5%	19 6.1%	37 12.0%	34 11.0%	2.00	3.07

図表 2-211 指示書を取得している医療機関数 (数値回答)

② 連携先の訪問看護事業所

i) 連携先の訪問看護事業所数

連携先の訪問看護事業所数は、「2ヶ所以上」が37.9%と最も高く、次いで「1ヶ所」が35.6%、「0ヶ所」が10.4%となっている。

	図衣 2-212 指示音を取得し(いる医療機関数 (数値回答)									
	事業所数	O ケ 所	1 ケ 所	2ヶ所以上	無回答	(単位:ヶ所)	(単位:ヶ所)			
合計	309 100.0%	32 10.4%	110 35.6%	117 37.9%	50 16.2%	2.05	2.40			

図表 2-212 指示書を取得している医療機関数 (数値回答)

ii) 連携先の訪問看護事業所の法人区分

他法人である事業所は、「2ヶ所以上」が32.4%と最も高く、次いで「1ヶ所」が20.7%となっている。

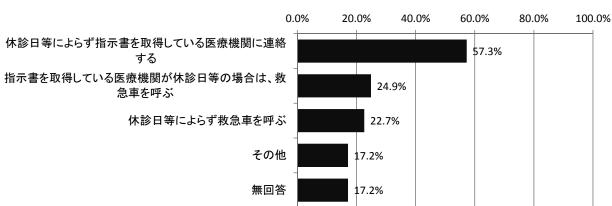
		凶表 2	-213 同一	一	即合)					
	事業所数	0 ケ 所	1 ケ 所	2ヶ所以上	無回答	平均値(単位:ヶ所)	標準偏差(単位:ヶ所)			
合計	309 100.0%	21 6.8%	54 17.5%	1 0.3%	233 75.4%	0.74	0.47			
	図表 2-214 他法人(数値回答)									

図表 2-213 同一法人(数値回答)

	事業所数	0 ケ 所	1 ヶ 所	2ヶ所以上	無回答	平均値(単位:ヶ所)	標準偏差(単位:ケ所)
合計	309 100.0%	14 4.5%	64 20.7%	100 32.4%	131 42.4%	2.28	2.21

iii) 緊急時の対応

医師不在時の緊急時の対応について聞いたところ「休診日等によらず指示書を取得している医療機関に連絡する」が 57.3%と最も高く、次いで「指示書を取得している医療機関が休診日等の場合は、 救急車を呼ぶ」が 24.9%、「休診日等によらず救急車を呼ぶ」が 22.7%となっている。



図表 2-215 緊急時の対応(複数回答、n=309)

③ 介護職員の体制

i) 介護職員数

平均実人数は、「介護職員(常勤)」が 6.26 人、「介護職員(うち、介護福祉士)(常勤)」が 4.74 人、「介護職員(非常勤)」が 14.56 人、「介護職員(うち、介護福祉士)(非常勤)」が 5.51 人となっている。

図表 2-216 常勤(実人数)(数値回答	図表	2 - 216	常勤	(実人数)	(数値回答
-----------------------	----	---------	----	-------	-------

		事業所数	Q	3人未満(0人を除く)	3人以上5人未満	5人以上10人未満	10人以上	無回答	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
介護	職員	309 100.0%	1 0.3%	50 16.2%	94 30.4%	88 28.5%	46 14.9%	30 9.7%	6.26	6.70
	うち、介護福祉士	309 100.0%	2 0.6%	93 30.1%	86 27.8%	65 21.0%	23 7.4%	40 12.9%	4.74	5.51

図表 2-217 非常勤 (実人数) (数値回答)

			事業所数	0	3人未満(0人を除く)	3人以上5人未満	5人以上10人未満	10人以上	無回答	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
ĵ	ì護!	職員	309 100.0%	4 1.3%	33 10.7%	28 9.1%	65 21.0%	133 43.0%	46 14.9%	14.56	16.26
		うち、介護福祉士	309 100.0%	18 5.8%	79 25.6%	49 15.9%	57 18.4%	40 12.9%	66 21.4%	5.51	7.51

図表 2-218 常勤·非常勤合計(常勤換算数)(数値回答)

		事業所数	0 ★	3人未満(0人を除く)	3人以上5人未満	5人以上10人未満	10人以上	無回答	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
介護	題員	309 100.0%	3 1.0%	19 6.1%	36 11.7%	73 23.6%	87 28.2%	91 29.4%	11.13	12.54
	うち、介護福祉士	309 100.0%	4 1.3%	66 21.4%	50 16.2%	55 17.8%	34 11.0%	100 32.4%	5.93	6.20

ii) 認定特定行為業務従事者等の人数

(実人数)

- ・「第1号研修の修了者」の平均実人数は、常勤が0.53人、非常勤が0.14人となっている。
- ・「第2号研修の修了者」の平均実人数は、常勤が0.42、非常勤が0.06人となっている。
- ・「第3号研修の修了者」の平均実人数は、常勤が1.88人、非常勤が1.25人となっている。
- ・「経過措置対象者」の平均実人数は、常勤が 0.32 人、非常勤が 0.25 人となっている。
- ・「実務者研修の修了者で実地研修修了者」の平均実人数は、常勤が 0.27 人、非常勤が 0.06 人 となっている。
- ・「養成施設における養成課程を修了した介護福祉士」の平均実人数は、常勤が 0.04 人、非常勤が 0.01 人となっている。

(実人数・実際に喀痰吸引等を提供している職員)

- ・「第1号研修の修了者」の平均実人数は、0.32人となっている。
- ・「第2号研修の修了者」の平均実人数は、0.32人となっている。
- ・「第3号研修の修了者」の平均実人数は、2.21人となっている。
- ・「経過措置対象者」の平均実人数は、0.38人となっている。
- ・「実務者研修の修了者で実地研修修了者」の平均実人数は、0.17人となっている。
- ・「養成施設における養成課程を修了した介護福祉士」の平均実人数は、0.00人となっている。

(常勤換算数)

- ・「第1号研修の修了者」の平均常勤換算数は、0.42人となっている。
- ・「第2号研修の修了者」の平均常勤換算数は、0.42人となっている。
- ・「第3号研修の修了者」の平均常勤換算数は、2.01人となっている。
- ・「経過措置対象者」の平均常勤換算数は、0.31人となっている。
- ・「実務者研修の修了者で実地研修修了者」の平均常勤換算数は、0.23人となっている。
- ・「養成施設における養成課程を修了した介護福祉士」の平均常勤換算数は、0.03人となっている。

(認定特定行為業務従事者等のうち、実際に喀痰吸引等を提供している割合)

- ・「第1号研修の修了者」の提供している割合は、48.1%となっている。
- ・「第2号研修の修了者」の提供している割合は、67.6%となっている。
- ・「第3号研修の修了者」の提供している割合は、70.5%となっている。
- ・「経過措置対象者」の提供している割合は、65.9%となっている。
- ・「実務者研修の修了者で実地研修修了者」の提供している割合は、50.0%となっている。
- ・「養成施設における養成課程を修了した介護福祉士」の提供している割合は、0.0%人となっている。
- ※上記は「常勤」「非常勤」「常勤換算」の人数すべてに回答があった施設・事業所にて集計

図表 2-219 常勤 (実人数) (数値回答、n=77)

	平均値(単位:人)	標準偏差 (単位:人)
第1号研修の修了者	0.53	0.95
第2号研修の修了者	0.42	1.05
第3号研修の修了者	1.88	2.57
経過措置対象者	0.32	0.95
実務者研修の修了者で実地研修修了者	0.27	0.93
養成施設における養成課程を修了した介護福祉士	0.04	0.19
合計	3.47	3.15

図表 2-220 非常勤(実人数)(数値回答、n=77)

	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
第1号研修の修了者	0.14	0.73
第2号研修の修了者	0.06	0.47
第3号研修の修了者	1.25	3.28
経過措置対象者	0.25	1.12
実務者研修の修了者で実地研修修了者	0.06	0.25
養成施設における養成課程を修了した介護福祉士	0.01	0.11
숌計	1.78	3.62

図表 2-221 実際に喀痰吸引等を提供している職員(実人数)(数値回答、n=77)

	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
第1号研修の修了者	0.32	0.81
第2号研修の修了者	0.32	0.92
第3号研修の修了者	2.21	4.61
経過措置対象者	0.38	1.03
実務者研修の修了者で実地研修修了者	0.17	0.86
養成施設における養成課程を修了した介護福祉士	0.00	0.00
合計	3.40	4.91

図表 2-222 常勤換算数(常勤・非常勤の合計)(数値回答、n=77)

	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
第1号研修の修了者	0.42	0.89
第2号研修の修了者	0.42	1.06
第3号研修の修了者	2.02	3.52
経過措置対象者	0.31	0.81
実務者研修の修了者で実地研修修了者	0.23	0.88
養成施設における養成課程を修了した介護福祉士	0.03	0.16
合計	3.43	3.93

図表 2-223 認定特定行為業務従事者等のうち、実際に喀痰吸引等を提供している割合 (n=77)

	平均値(単位:%)
第1号研修の修了者	48.1%
第2号研修の修了者	67.6%
第3号研修の修了者	70.5%
経過措置対象者	65.9%
実務者研修の修了者で実地研修修了者	50.0%
養成施設における養成課程を修了した介護福祉士	0.0%
合計	64.9%

行為別の認定特定行為業務従事者等の人数 iii)

認定特定行為業務従事者等の行為別の人数(実際に提供しているかどうかは問わない)は、以 下の通りとなっている。

「喀痰吸引(口腔内)」の平均人数は、3.87人となっている。

「喀痰吸引(鼻腔内)」の平均人数は、2.97人となっている。

「喀痰吸引(気管カニューレ内部)」の平均人数は、3.25人となっている。

「喀痰吸引のうち、人工呼吸器装着者」の平均人数は、2.11 人となっている。

「経管栄養(胃ろうまたは腸ろう)」の平均人数は、3.25人となっている。

「経管栄養(経鼻経管栄養)」の平均人数は、1.57人となっている。

「経管栄養のうち、半固形化栄養剤利用者」の平均人数は、1.59人となっている。

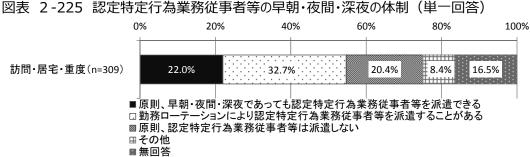
図表 2-224 行為別の認定特定行為業務従事者等の人数(数値回答)

	事業所数	0人	3人未満 (0 人を除	3 5人未満	5人以上	10人以上	無回答	平均値(単位:人)	標準偏差
喀痰吸引(口腔内)	309 100.0%	38 12.3%	91 29.4%	56 18.1%	56 18.1%	18 5.8%	50 16.2%	3.87	4.95
喀痰吸引(鼻腔内)	309 100.0%	73 23.6%	67 21.7%	45 14.6%	40 12.9%	12 3.9%	72 23.3%	2.97	4.24
喀痰吸引 (気管カニューレ内部)	309 100.0%	62 20.1%	82 26.5%	48 15.5%	48 15.5%	12 3.9%	57 18.4%	3.25	4.53
上記喀痰吸引のうち、 人工呼吸器装着者	309 100.0%	108 35.0%	52 16.8%	36 11.7%	20 6.5%	7 2.3%	86 27.8%	2.11	4.12
経管栄養 (胃ろうまたは腸ろう)	309 100.0%	62 20.1%	77 24.9%	51 16.5%	46 14.9%	13 4.2%	60 19.4%	3.25	4.45
経管栄養 (経鼻経管栄養)	309 100.0%	130 42.1%	36 11.7%	22 7.1%	18 5.8%	4 1.3%	99 32.0%	1.57	3.74
経管栄養のうち、 半固形化栄養剤利用者	309 100.0%	125 40.5%	38 12.3%	24 7.8%	13 4.2%	5 1.6%	104 33.7%	1.59	3.87

※実際に喀痰吸引等を提供しているかどうかは問わない

認定特定行為業務従事者等の早朝・夜間・深夜の体制

訪問介護、居宅介護、重度訪問介護における早朝・夜間・深夜の体制は、「勤務ローテーションに より認定特定行為業務従事者等を派遣することがある」が32.7%と最も高く、次いで「原則、早朝・ 夜間・深夜であっても認定特定行為業務従事者等を派遣できる」が 22.0%、「原則、認定特定行為業 務従事者等は派遣しない」が20.4%となっている。



(3) 認定特定行為業務従事者等の確保

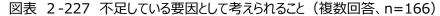
① 確保状況、方針、研修受講状況

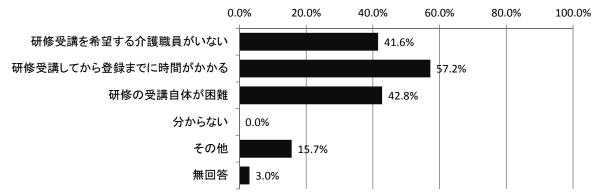
i) 利用ニーズに対する現在の認定特定行為業務従事者等の過不足状況

認定特定行為業務従事者等の過不足状況は、「かなり不足している」、「不足している」の合計でみると53.7%となっている。また、「かなり不足している」、「不足している」と回答した事業所について、不足している要因として考えられることについてきいたところ、「研修受講してから登録までに時間がかかる」が57.2%と最も高く、次いで「研修の受講自体が困難」が42.8%、「研修受講を希望する介護職員がいない」が41.6%となっている。

በ% 20% 40% 60% **80%** 100% 訪問·居宅·重度(n=309) 43.0% 10.7% 30.1% 3.2% 1.3% 11.7% ■かなり不足している ■必要な職員数は満たしている □不足している 田必要以上に確保できている ■分からない ∞無回答

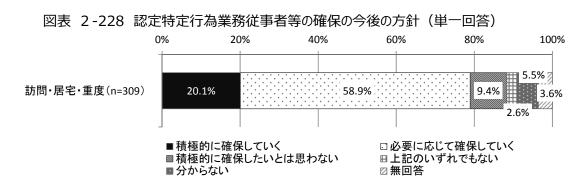
図表 2-226 利用ニーズに対する現在の認定特定行為業務従事者等の過不足状況(単一回答)





ii) 定特定行為業務従事者等の確保の今後の方針

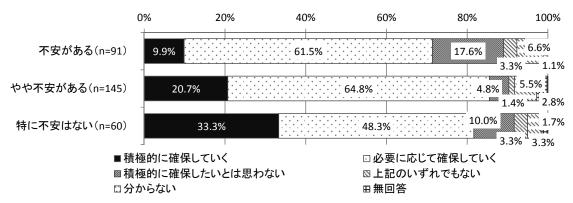
認定特定行為業務従事者等の確保の今後の方針について「積極的に確保していく」と回答したのは 20.1%となっている。



ii) -1介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安×今後の確保の積極性

介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安と今後の認定特定行為業務従事者等の確保 の積極性の関係を見てみると、介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安が少なくなるほ ど、認定特定行為業務従事者等を「積極的に確保していく」の割合が高くなっている。

図表 2-229 介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安×今後の確保の積極性



			今後の確保の	の積極性				
		合計	積極的に	必要に応じ	積極的に	上記のいず	分からない	不明
			確保してい	て確保して	確保したい	れでもない		
			<	いく	とは思わな			
					()			
	全体	309	62	182	29	8	17	11
		100.0%	20.1%	58.9%	9.4%	2.6%	5.5%	3.6%
介護職員等が喀	不安がある	91	9	56	16	3	6	1
痰吸引等を実施		100.0%	9.9%	61.5%	17.6%	3.3%	6.6%	1.1%
することに対する	やや不安がある	145	30	94	7	2	8	4
不安		100.0%	20.7%	64.8%	4.8%	1.4%	5.5%	2.8%
	特に不安はない	60	20	29	6	2	2	1
		100.0%	33.3%	48.3%	10.0%	3.3%	3.3%	1.7%

iii) 今後、認定特定行為業務従事者等を積極的に確保したいとは思わない理由

<報酬>

- ・認定を受けるのに、時間がかかりすぎる。それに見合う報酬がない。
- ・リスクが大きい割に単価が少なすぎる。割に合わない。

<喀痰吸引等が必要な利用者がいない>

・現在、該当する利用者がいない。

<研修負担>

- ・研修受講のために、提供を休んだ際の代替職員が不在。
- ・第3号研修は、利用者ごとに研修を受ける必要がある。また介護職員が辞めてしまうと他の職員では対応できなくなる。
- ・利用者ごとの申請・実施研修が必要で、時間と費用がかかる。

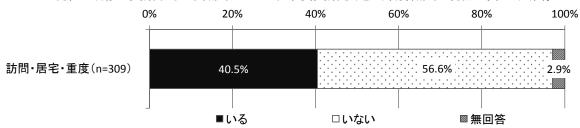
<介護職のスキル不足>

- ・人工呼吸器装着者のケアはコミュニケーション支援が最も難しく、ヘルパーにとって長く続けるのは困難。
- ・ヘルパーの高齢化により、提供の質に問題がある。

iv) 現在、喀痰吸引等研修を受講している職員、または今年度受講予定の介護職員の有無

現在、喀痰吸引等研修を受講している、または今年度受講予定の介護職員が「いる」と回答した事業所は40.5%となっている。

図表 2-230 現在、研修を受講している職員、または今年度受講予定の介護職員の有無(単一回答)



v) 研修受講対象者の選定方法

研修受講対象者の選定方法は、「事業所で選定した上で、介護職員の希望、意向を確認し選定」が 72.2%と最も高く、次いで「介護職員の希望を確認し、希望者から選定」が25.2%となっている。

| 2-231 前間受講所家官の選定77法 (複数自占、H=309) | 0.0% | 20.0% | 40.0% | 60.0% | 80.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0%

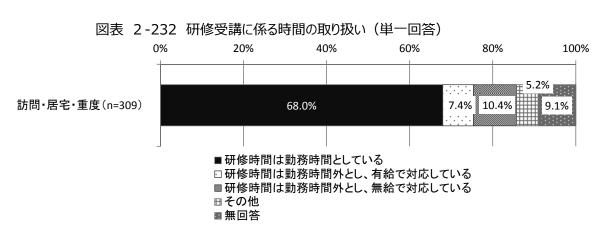
9.7%

図表 2-231 研修受講対象者の選定方法(複数回答、n=309)

vi) 研修受講に係る時間の取り扱い

研修受講に係る時間の取り扱いは、「研修時間は勤務時間としている」が 68.0%と最も高い。

無回答

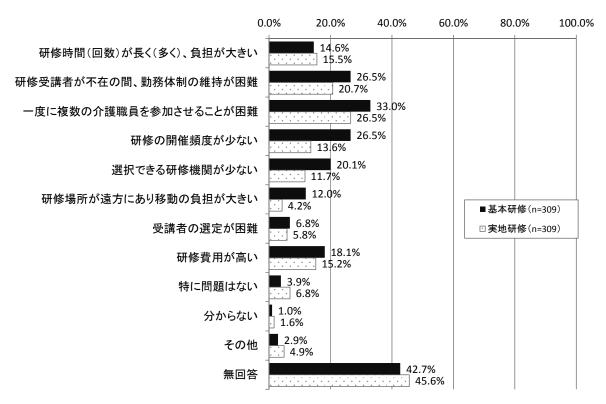


2 研修

i) 研修受講に関する課題

第3号研修受講に関する課題は、基本研修、実地研修ともに「一度に複数の介護職員を参加させることが困難」が最も高く、次いで「研修受講者が不在の間、勤務体制の維持が困難」が高くなっている。

図表 2-233 第3号研修に関する課題(複数回答)



ii) 基本研修(第3号)受講に関する課題

<主な回答内容>

- ・リスクが高いのに加算がない。
- ・実地研修の対像者の確保と訪問看護との時間調整。
- ・スキルアップの面が強く、実際は看護職員が行っている。
- ・すぐに必要な方へ対応できない。
- 申請、提出書類が多すぎる。
- ・特定の利用者となり、時間をかけて受けても利用者が変わると行えない。
- ・対象者がいる時にしか申し込めず、申し込んでから受講、登録まで時間がかかりすぎて問に合 わない。

iii) 実地研修(第3号)受講に関する課題

<主な回答内容>

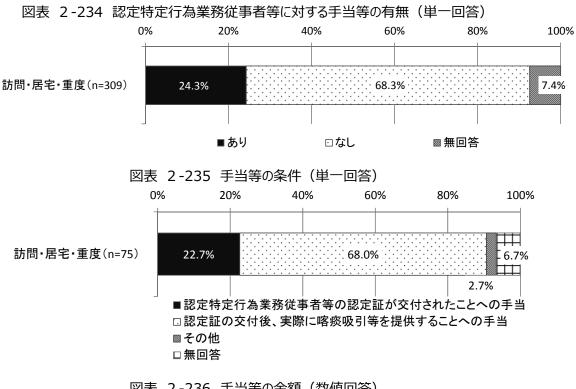
- ・評価者によって、評価方法に違いがある。
- ・毎回の実地研修費用の負担が大きい。
- ・人件費等、事業者側の負担が大きい。
- ・利用者、指導看護師とのスケジュール調整が大変。
- ・日程調整で時間がさかれる。
- ・リスクが高いのに加算が少ない。
- ・対象の利用者がいても申請に時間がかかり、実際の提供が問に合わない(申請中に亡くなられる)ことが多い。
- ・スキルアップの面が強く、実際は看護職員が行っている。

③ 研修終了後の対応

i) 認定特定行為業務従事者等に対する手当等の有無

認定特定行為業務従事者等に対する手当等は、「なし」が68.3%、「あり」が24.3%となっている。 手当等の条件は「認定証の交付後、実際に喀痰吸引等を提供することへの手当」が 68.0%となって いる。

また、手当がある場合、1か月あたりの一人あたりの平均額は3,650.00円、1か月あたりの施設 全体での平均額は73,071.43円となっている。



図表 2-236 手当等の金額(数値回答)

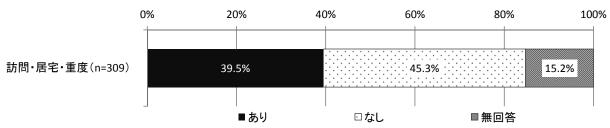
	事業所数	無回答	平均値 (単位:円/月)	標準偏差
1 人あたり	10 100.0%	2 20.0%	3,650.00	3,283.38
施設全体	7 100.0%	5 71.4%	73,071.43	106,810.75

ii) 研修修了後のスキルアップやフォローアップに関する教育、研修等の有無

研修修了後のスキルアップやフォローアップに関する教育、研修等が「あり」となっている事業所 は 39.5%となっている。訪問看護事業所併設の有無別に見たところ、訪問看護事業所が併設されて いる方が「あり」の割合が高くなっている。

研修修了後のスキルアップやフォローアップに関する教育、研修等の実施主体を見ると、「貴事業 所」が53.3%と最も高くなっている。

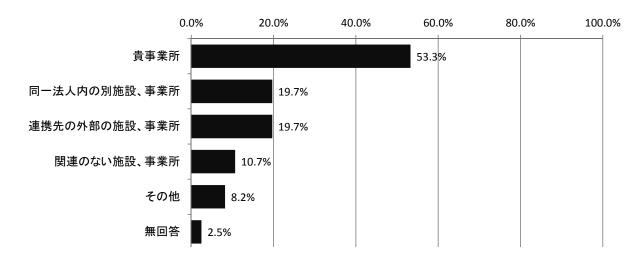
図表 2-237 研修修了後のスキルアップやフォローアップに関する教育、研修等の有無(単一回答)



図表 2-238 訪問看護事業所併設の有無×スキルアップやフォローアップに関する教育、研修等の有無

		研修修了後のスキルアップやフォローアップに関する教育、研修等の有無					
		事業所数	あり	なし	無回答		
訪問看護事業所併	全体	309 100.0%	122 39.5%	140 45.3%	47 15.2%		
	あり	55 100.0%	26 47.3%	24 43.6%	5 9.1%		
	なし	254 100.0%	96 37.8%	116 45.7%	42 16.5%		

図表 2-239 教育、研修等の実施主体(複数回答、n=122)

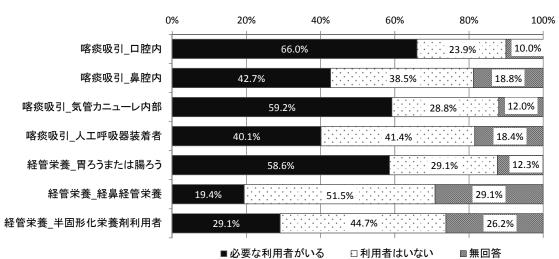


(4) 喀痰吸引等が必要な利用者の状況

① 利用者の状況

i) 喀痰吸引等が必要な利用者の有無

喀痰吸引等が必要な利用者は、「口腔内」が 66.0%、「鼻腔内」が 42.7%、「気管カニューレ内部」が 59.2%、「喀痰吸引のうち、人工呼吸器装着者」が 40.1%、「胃ろうまたは腸ろう」が 58.6%、「経鼻経管栄養」が 19.4%、「経管栄養のうち、半固形化栄養剤利用者」が 29.1%となっている。



図表 2-240 喀痰吸引等が必要な利用者の有無(単一回答、n=309)

ii) 喀痰吸引等が必要な利用者数

喀痰吸引等が必要な平均利用者数は、「口腔内」が 3.02 人、「鼻腔内」が 2.76 人、「気管カニューレ内部」が 2.51 人「喀痰吸引のうち人工呼吸器装着者」が 2.19 人、「胃ろうまたは腸ろう」が 2.96 人、「経鼻経管栄養」が 1.81 人、「経管栄養のうち、半固形化栄養剤利用者」が 2.04 人となっている。

	事 業 所 数	1 3 人以 未満	3 5 人 以 上	5人以上	10人以上	無回答	平均値 (単位:人)	標準偏差(単位:人)
喀痰吸引(口腔内)	204 100.0%	128 62.7%	36 17.6%	25 12.3%	11 5.4%	4 2.0%	3.02	3.53
喀痰吸引(鼻腔内)	132 100.0%	87 65.9%	24 18.2%	11 8.3%	7 5.3%	3 2.3%	2.76	3.40
喀痰吸引 (気管カニューレ内部)	183 100.0%	126 68.9%	28 15.3%	18 9.8%	6 3.3%	5 2.7%	2.51	2.74
上記喀痰吸引のうち、 人工呼吸器装着者	124 100.0%	92 74.2%	18 14.5%	7 5.6%	3 2.4%	4 3.2%	2.19	2.09
経管栄養 (胃ろうまたは腸ろう)	181 100.0%	108 59.7%	37 20.4%	23 12.7%	8 4.4%	5 2.8%	2.96	3.33
経管栄養 (経鼻経管栄養)	60 100.0%	47 78.3%	8 13.3%	2 3.3%	1 1.7%	2 3.3%	1.81	1.78
経管栄養のうち、 半固形化栄養剤利用者	90 100.0%	64 71.1%	12 13.3%	9 10.0%	0 0.0%	5 5.6%	2.04	1.58

図表 2-241 喀痰吸引等が必要な利用者数(数値回答)

iii) 喀痰吸引等が必要な利用者のうち認定特定行為業務従事者等が関与している利用者数

喀痰吸引等が必要な利用者のうち認定特定行為業務従事者等が関与している平均利用者数は、「口腔内」が 2.46 人、「鼻腔内」が 1.88 人、「気管カニューレ内部」が 2.09 人、「喀痰吸引のうち人工呼吸器装着者」が 1.80 人、「胃ろうまたは腸ろう」が 1.87 人、「経鼻経管栄養」が 0.74 人、「経管栄養のうち、半固形化栄養剤利用者」が 1.69 人となっている。

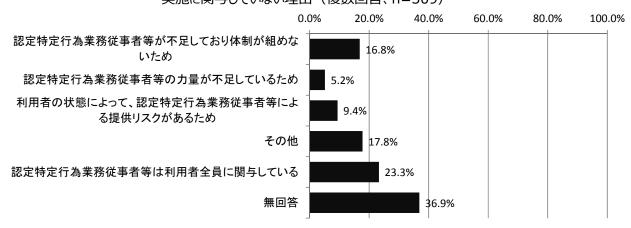
図表 2-242 認定特定行為業務従事者等が関与している喀痰吸引等が必要な利用者数(数値回答)

	事業所数	0 <u>Д</u>	3人未満	3人以上	5人以上	10人以上	無回答	平均値(単位:人)	標準偏差
喀痰吸引(口腔内)	204 100.0%	81 39.7%	25 12.3%	12 5.9%	3 1.5%	83 40.7%	81 39.7%	2.46	2.66
喀痰吸引(鼻腔内)	132 100.0%	51 38.6%	11 8.3%	7 5.3%	0 0.0%	63 47.7%	51 38.6%	1.88	1.73
喀痰吸引 (気管カニューレ内部)	183 100.0%	88 48.1%	18 9.8%	12 6.6%	2 1.1%	63 34.4%	88 48.1%	2.09	2.24
上記喀痰吸引のうち、 人工呼吸器装着者	124 100.0%	69 55.6%	12 9.7%	4 3.2%	1 0.8%	38 30.6%	69 55.6%	1.80	1.83
経管栄養 (胃ろうまたは腸ろう)	181 100.0%	68 37.6%	18 9.9%	13 7.2%	1 0.6%	81 44.8%	68 37.6%	1.87	1.99
経管栄養 (経鼻経管栄養)	60 100.0%	20 33.3%	0 0.0%	1 1.7%	0 0.0%	39 65.0%	20 33.3%	0.74	0.97
経管栄養のうち、 半固形化栄養剤利用者	90 100.0%	29 32.2%	7 7.8%	4 4.4%	0 0.0%	50 55.6%	29 32.2%	1.69	1.49

iv) 喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者等が実施に関与していない理由

喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者等が実施に関与していない理由は、「認定特定行為業務従事者等は利用者全員に関与している」が23.3%と最も高く、次いで「その他」が17.8%となっている。「その他」の状態の内容としては、「利用者が望まない」、「小児で病状が不安定」、「看護師が適当と判断される状態」といった回答があった。

図表 2-243 喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者等が 実施に関与していない理由(複数回答、n=309)



v) 提供リスクのある具体的な利用者の状態

提供リスクのある具体的な利用者の状態について聞いたところ、「状態急変時(看取り期以外)」が 65.5%、「その他の状態」が 31.0%となっている。

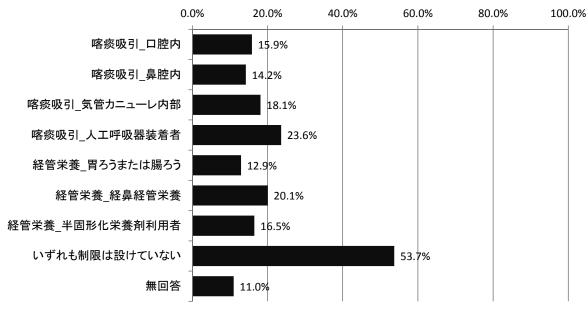
0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0% 看取り期 10.3% 状態急変時(看取り期以外) その他の状態 無回答 3.4%

図表 2-244 提供リスクのある具体的な利用者の状態(複数回答、n=29)

② 行為別の利用者の受け入れ状況

i) 利用者の受け入れの制限を設けている行為

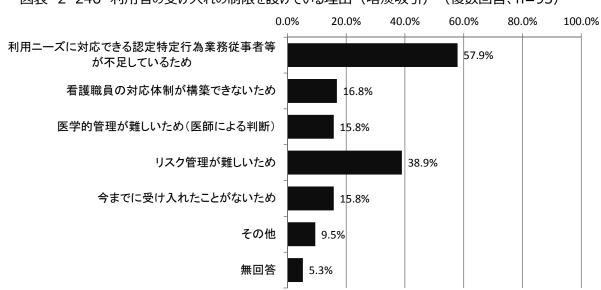
利用者の受け入れの制限を設けている行為について聞いところ、「いずれも制限は設けていない」が 53.7%と最も高く、次いで「人工呼吸器装着者」が 23.6%、「経鼻経管栄養」が 20.1%となっている。



図表 2-245 利用者の受け入れの制限を設けている行為(複数回答、n=309)

i) -1 利用者の受け入れの制限を設けている理由(喀痰吸引)

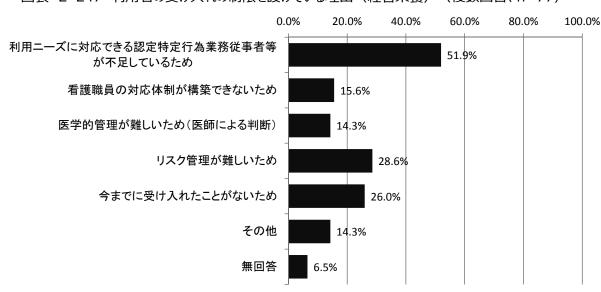
喀痰吸引が必要な利用者の受け入れの制限を設けている理由について聞いところ、「利用ニーズに対応できる認定特定行為業務従事者等が不足しているため」が 57.9%と最も高く、次いで「リスク管理が難しいため」が 38.9%、「看護職員の対応体制が構築できないため」が 16.8%となっている。



図表 2-246 利用者の受け入れの制限を設けている理由(喀痰吸引)(複数回答、n=95)

i) -2 利用者の受け入れの制限を設けている理由(経管栄養)

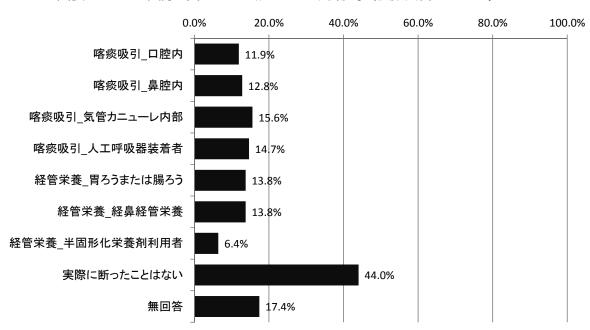
経管栄養が必要な利用者の受け入れの制限を設けている理由について聞いところ、「利用ニーズに対応できる認定特定行為業務従事者等が不足しているため」が 51.9%と最も高く、次いで「リスク管理が難しいため」が 28.6%、「今までに受け入れたことがないため」が 26.0%となっている。



図表 2-247 利用者の受け入れの制限を設けている理由(経管栄養) (複数回答、n=77)

i) -3 実際に受け入れを断ったことのある行為

利用者の受入れの制限を設けている事業所に対して、実際に受け入れを断ったことのある行為について聞いところ、「実際に断ったことはない」が 44.0%と最も高く、次いで「気管カニューレ内部」が 15.6%、「人工呼吸器装着者」が 14.7%となっている。



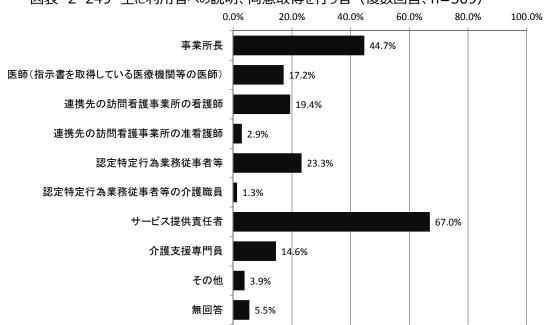
図表 2-248 実際に受け入れを断ったことのある行為(複数回答、n=109)

(5) 喀痰吸引等の提供プロセス

① 利用者からの同意取得

i) 主に利用者への説明、同意取得を行う者

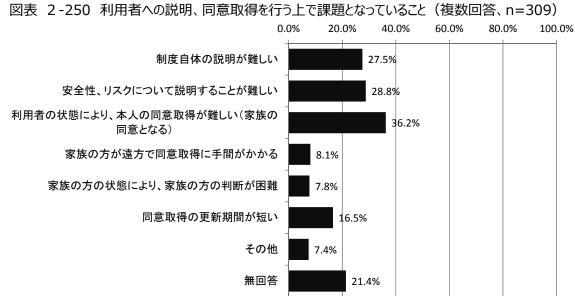
主に利用者への説明、同意取得を行う者は、「サービス提供責任者」が67.0%と最も高く、次いで 「事業所長」が44.7%、「認定特定行為業務従事者等」が23.3%となっている。



図表 2-249 主に利用者への説明、同意取得を行う者(複数回答、n=309)

ii) 利用者への説明、同意取得を行う上で課題となっていること

利用者への説明、同意取得を行う上で課題となっていることは、「利用者の状態により、本人の同 意取得が難しい(家族の同意となる)」が36.2%と最も高くなっている。



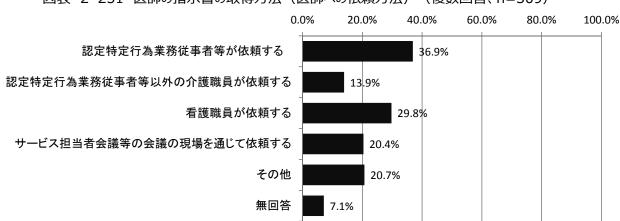
iii) 利用者への説明、同意取得の際、トラブルとなった事例

<主な回答内容>

- ・介護職員が吸引を行うための医師の書類料金を利用者が負担することについて納得されない方がいた。その指示書は、その方だけのためのものと説明しても、介護事業所に負担を求めるため説明に時間がかかり、多大な負担となった。
- ・看護師が出来る事は全て出来るようになると勘違いをしている。出来る事、出来ない事の説明 を何度もする必要性がある。
- ・吸引がすぐ必要で依頼を受けているのにすぐに、吸引実施がなぜできないのかと問われる。
- ・実地研修終了後、すぐに介護職員が喀痰吸引を実施できると思われた。
- ・サービス提供にあたり、相談があったその日から、提供してほしいと言われるも、実地研修が 修了していないため提供できず、クレームとなる。
- ・薬の注入はできないにもかかわらず、してくれないと困ると言われる。ヘルパーのできない業務を希望され断るが他の事業所はしてくれると言われる。
- ・こだわりの強い利用者、家族への対応。

iv) 医師の指示書の取得方法 (医師への依頼方法)

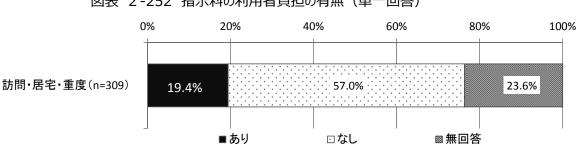
医師の指示書の取得方法(医師への依頼方法)は、「認定特定行為業務従事者等が依頼する」が 36.9%と最も高くなっている。



図表 2-251 医師の指示書の取得方法(医師への依頼方法) (複数回答、n=309)

v) 指示料の利用者負担の有無

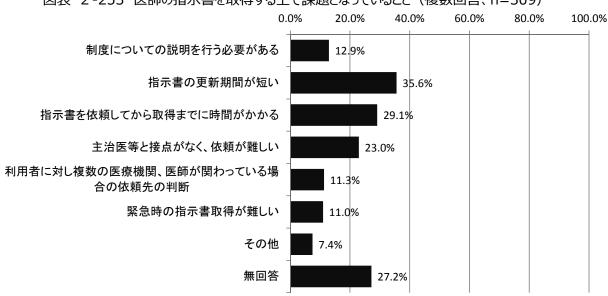
指示料の利用者負担「あり」は19.4%となっている。



図表 2-252 指示料の利用者負担の有無(単一回答)

vi) 医師の指示書を取得する上で課題となっていること

医師の指示書を取得する上で課題となっていることとしては、「指示書の更新期間が短い」が 35.6%と最も高くなっている。



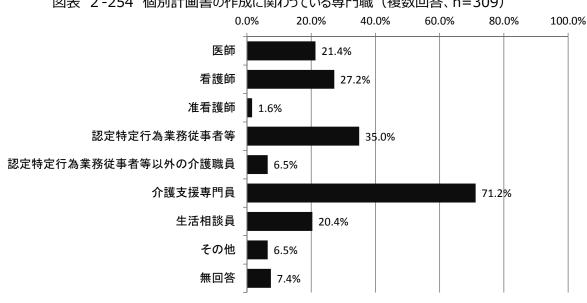
図表 2-253 医師の指示書を取得する上で課題となっていること(複数回答、n=309)

② 個別計画書の作成

i) 個別計画書の作成に関わっている専門職

個別計画書の作成に関わっている専門職は、「介護支援専門員」が 71.2% と最も高く、次いで「認 定特定行為業務従事者等」が35.0%、「看護師」が27.2%となっている。訪問看護事業所の併設の有 無別に専門職の個別計画書作成に関わっている状況を見たところ、訪問看護事業所の併設の有無によ って、「連携先の訪問看護事業所の看護師」が関わっている割合に差が見られた。

また、「看護師」「准看護師」が関わっている場合、看護師の関与の方法は、「介護職員等が作成し、 連携先の訪問看護事業所の看護師が確認している」が54.1%と最も高くなっている。

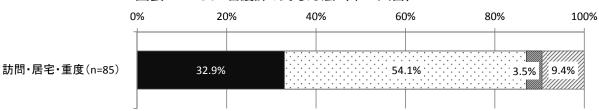


図表 2-254 個別計画書の作成に関わっている専門職(複数回答、n=309)

図表 2-255 訪問看護事業所の併設有無×個別計画書の作成に関わっている専門職

					個別計画記	書の作成に	関わっている	専門職			
		事業所数	医師(指示書を取得している医療機関等の医師)	連携先の訪問看護	連携先の訪問看護事業所の准看護師	認定特定行為業務従事者	認定特定行為業務従事者以外	サービス提供責任者	介護支援専門員	その他	無回答
訪問看護事	全体	309 100.0%	66 21.4%	84 27.2%	5 1.6%	108 35.0%	20 6.5%	220 71.2%	63 20.4%	20 6.5%	23 7.4%
業所併設の	あり	55 100.0%	14 25.5%	23 41.8%	1 1.8%	23 41.8%	5 9.1%	36 65.5%	10 18.2%	1 1.8%	1 1.8%
有無	なし	254 100.0%	52 20.5%	61 24.0%	4 1.6%	85 33.5%	15 5.9%	184 72.4%	53 20.9%	19 7.5%	22 8.7%

図表 2-256 看護師の関与方法(単一回答)



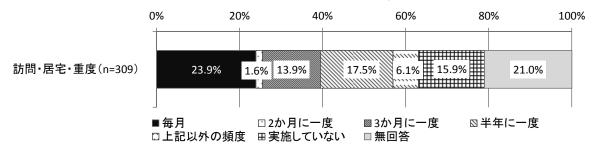
- ■個別計画の作成段階から連携先の訪問看護事業所の看護師が関与し、作成している
- □介護職員等が作成し、連携先の訪問看護事業所の看護師が確認している
- ■その他
- ☑無回答

ii) 個別計画書の見直しに向けた、医師または看護師による定期的なモニタリングの実施頻度

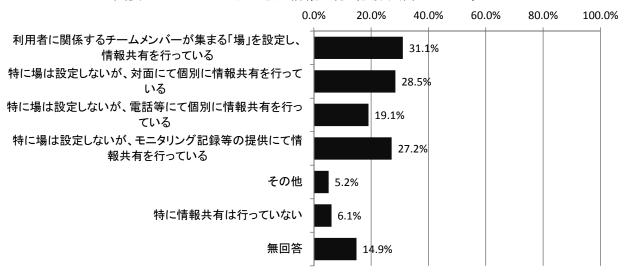
個別計画書の見直しに向けた、医師または看護師による定期的なモニタリングを「3 か月に一度」 以上実施しているのは、39.4%となっている。

また、モニタリング後の情報共有は、「利用者に関係するチームメンバーが集まる「場」を設定し、情報共有を行っている」が 31.1%と最も高くなっている。

図表 2-257 個別計画書の見直しに向けた、医師または看護師による 定期的なモニタリングの実施頻度(単一回答)



図表 2-258 モニタリング後の情報共有(複数回答、n=309)



iii) 日常的な情報共有(カンファレンス等)の実施にあたり、利用者に関係するチームメンバー間での、 利用者の状況等に関する情報共有の実施有無

利用者に関係するチームメンバー間での日常的な情報共有を「行っている」事業所は 78.0%となっている。

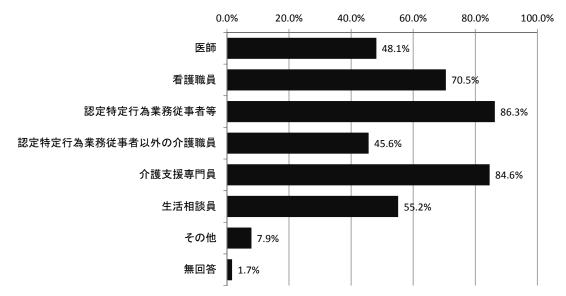
図表 2-259 チームメンバー間での、利用者に関する情報共有の実施有無(単一回答)

iii) - 1 情報共有を行っているチームメンバー

日常的な情報共有を「行っている」事業所のうち、日常的な情報共有を行っているメンバーは、「認定特定行為業務従事者等」が86.3%と最も高く、次いで「介護支援専門員」が84.6%、「看護職員」が70.5%となっている。訪問看護事業所の併設の有無別に情報共有を行っているチームメンバーの状況について見てみると、訪問看護事業所の併設の有無によって、「医師」や「看護師」がチームメンバーに入っている割合に差がみられた。

また、日常的な情報共有を「毎日」行っているのは、認定特定行為業務従事者等、認定特定行為業務従事者等以外の介護職員、サービス提供責任者が3割弱となっている。訪問看護事業所の併設の有無別に看護師の情報共有の頻度を見てみると、訪問看護事業所が併設している方が、日常的な情報共有を「毎日」行っている割合が高くなっている。

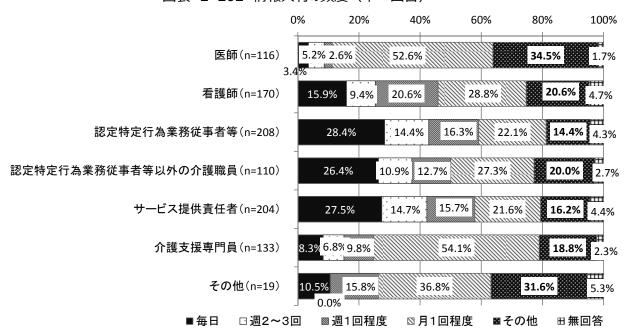
図表 2-260 情報共有を行っているチームメンバー (複数回答、n=241)



図表 2-261 訪問看護事業所の併設有無×情報共有を行っているチームメンバー

			情報共有を行っているチームメンバー								
		事業所数	医語	看護師	認定特定行為業務従事者等	認定特定行為業務従事者等以外	サービス提供責任者	介護支援専門員	その他	無回答	
訪問看護	全体	241	116	170	208	110	204	133	19	4	
別问省唛		100.0%	48.1%	70.5%	86.3%	45.6%	84.6%	55.2%	7.9%	1.7%	
事業所併	あり	46	30	42	43	26	41	32	6	0	
尹本//////	עינש	100.0%	65.2%	91.3%	93.5%	56.5%	89.1%	69.6%	13.0%	0.0%	
設の有無	+>1	195	86	128	165	84	163	101	13	4	
120 DW	なし	100.0%	44.1%	65.6%	84.6%	43.1%	83.6%	51.8%	6.7%	2.1%	

図表 2-262 情報共有の頻度(単一回答)



図表 2-263 訪問看護事業所の併設有無×看護師の情報共有の頻度

		看護師の情報共有の頻度								
		事業所数	毎日	週2~3回	週1回程度	月1回程度	その他			
訪問看護事	全体	170 100.0%	27 15.9%	16 9.4%	35 20.6%	49 28.8%	35 20.6%	8 4.7%		
業所併設の	あり	42 100.0%	10 23.8%	3 7.1%	4 9.5%	14 33.3%	10 23.8%	1 2.4%		
有無	なし	128 100.0%	17 13.3%	13 10.2%	31 24.2%	35 27.3%	25 19.5%	7 5.5%		

iv) 日常的なチームメンバー間の情報共有の方法等について、特に工夫していること

< I C T \cdot S N S >

- ・システムに状況を入力し、閲覧できるようにしている。
- ・記録をシステムに入力すると携帯電話から見られるようになっている。
- ・SNS活用により、リアルタイムに情報共有を実施。
- ・チームメンバーでのSNSのグループを作成し、情報共有をしている。

<ノートの活用>

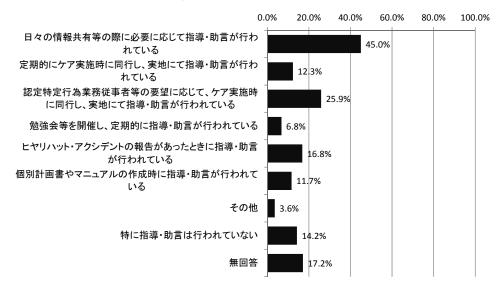
- ・利用者宅にノートを置き情報を共有している。(家族からの情報もある)
- ・連携ノートの活用。(小さな変化でも、看護師に報告している。)
- ノートによる引きつぎ。

③ 看護職員による指導・助言

i) 看護職員による認定特定行為業務従事者等に対する指導・助言の実施状況

看護職員による認定特定行為業務従事者等に対する指導・助言のうち、「日々の情報共有等の際に必要に応じて指導・助言が行われている」が 45.0%と最も高く、次いで「認定特定行為業務従事者等の要望に応じて、ケア実施時に同行し、実地にて指導・助言が行われている」が 25.9%、「ヒヤリハット・アクシデントの報告があったときに指導・助言が行われている」が 16.8%となっている。

図表 2-264 看護職員による認定特定行為業務従事者等に対する指導・助言の実施状況(複数回答、n=309)

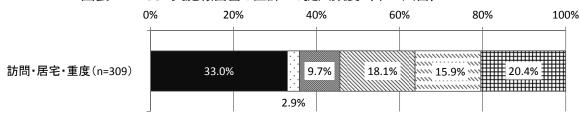


④ 実施報告書

i) 実施報告書の医師への提出頻度

実施報告書の医師への提出を「毎月」している割合は、33.0%となっている。

図表 2-265 実施報告書の医師への提出頻度(単一回答)



■毎月 □2か月に一度 ■3か月に一度 □半年に一度 □上記以外 □無回答

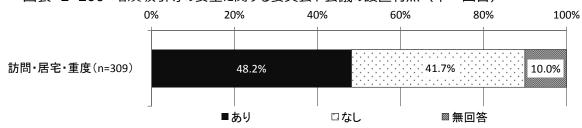
(6) 喀痰吸引等の提供に関する安全対策実施状況

① 喀痰吸引等の安全に関する委員会や会議について (※他の委員会や会議と合わせて開催する場合を含む)

i) 設置有無

安全に関する委員会や会議の設置「あり」の割合は、48.2%となっている。また、訪問看護事業所の併設有無別に見たところ、訪問看護事業所が併設されている方が「あり」の割合が高くなっている。

図表 2-266 喀痰吸引等の安全に関する委員会や会議の設置有無(単一回答)



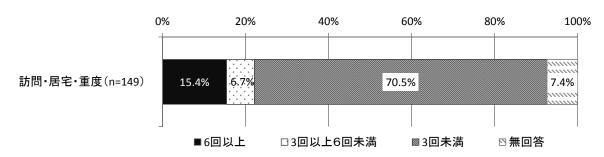
図表 2-267 訪問看護事業所の併設有無×安全に関する委員会や会議の設置有無

		設置有無						
		事業所数	あり	なし	無回答			
	全体	309	149	129	31			
**************************************		100.0%	48.2%	41.7%	10.0%			
訪問看護事業所	あり	55	30	20	5			
併設の有無	טש	100.0%	54.5%	36.4%	9.1%			
איינים ליסאמולו	+>1	254	119	109	26			
	なし	100.0%	46.9%	42.9%	10.2%			

ii) 委員会(会議) 開催回数

6 か月間における安全に関する委員会(会議)を「3回未満」開催している事業所は 70.5%と最 も高く、次いで「6回以上」が 15.4%、「3回以上6回未満」が 6.7%となっている。

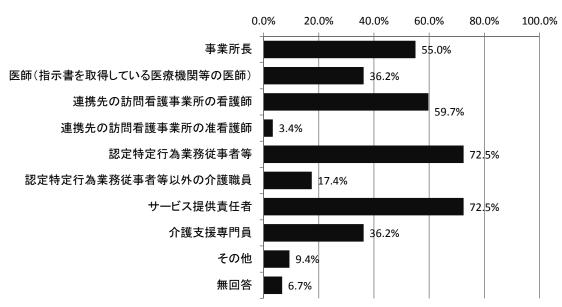
図表 2-268 委員会(会議) 開催回数(平成29年4月~平成29年9月の期間) (数値回答)



iii) 委員会(会議)メンバーの職種

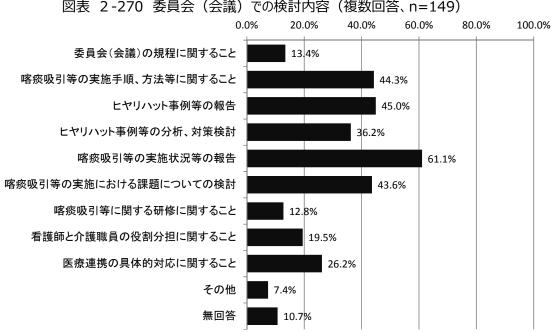
安全に関する委員会(会議)メンバーの職種は、「認定特定行為業務従事者等」と「サービス提供 責任者」が72.5%、「連携先の訪問看護事業所の看護師」が59.7%となっている。

図表 2-269 委員会(会議) メンバーの職種(複数回答、n=149)



iv) 委員会(会議)での検討内容

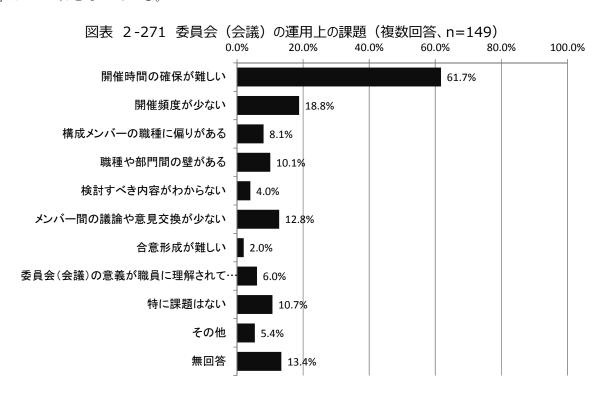
安全に関する委員会(会議)での検討内容について聞いたところ、「喀痰吸引等の実施状況等の報 告」が61.1%と最も高く、次いで「ヒヤリハット事例等の報告」が45.0%、「喀痰吸引等の実施手順、 方法等に関すること」が44.3%となっている。



図表 2-270 委員会(会議)での検討内容(複数回答、n=149)

v) 委員会(会議)の運用上の課題

安全に関する委員会(会議)の運用上の課題について聞いたところ、「開催時間の確保が難しい」 が 61.7%と最も高く、次いで「開催頻度が少ない」が 18.8%、「メンバー間の議論や意見交換が少な い」が12.8%となっている。

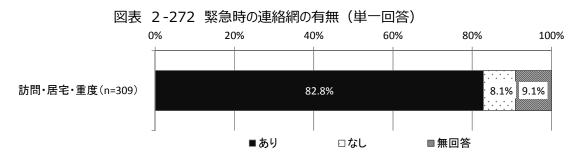


② マニュアル (業務手順書等)の整備状況について

i) 喀痰吸引等の実施に関する緊急時の連絡網の有無

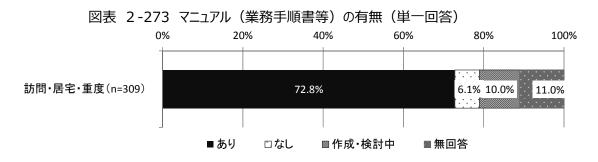
iii)マニュアル(業務手順書等)作成に関与した職種

喀痰吸引等の実施に関する緊急時の連絡網が「あり」である事業所は82.8%となっている。

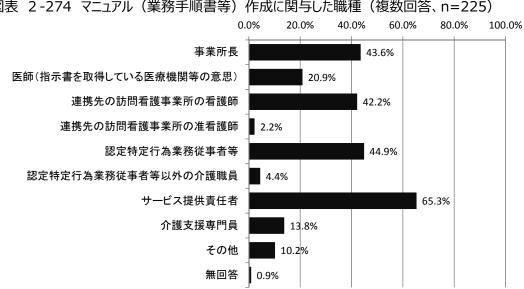


介護職員(教員等)が喀痰吸引等を実施するためマニュアル(業務手順書等)の有無 ※既存のマニュアルにおいて喀痰吸引等を実施するための内容が記載されている場合を含む

介護職員が喀痰吸引等を実施するためマニュアル(業務手順書等)が「あり」の事業所は 72.8% となっている。



マニュアル(業務手順書等)が「あり」の事業所では、マニュアル(業務手順書等)作成に関与し た職種は、「サービス提供責任者」が65.3%と最も高く、次いで「認定特定行為業務従事者等」が44.9%、 「連携先の訪問看護事業所の看護師」が42.2%となっている。



図表 2-274 マニュアル (業務手順書等) 作成に関与した職種 (複数回答、n=225)

iv)マニュアル(業務手順書等)の運用上の課題

マニュアル(業務手順書等)の運用上の課題では、「特に課題はない」が33.3%と最も高く、次いで「マニュアル等の見直しができてない」が27.2%、「マニュアル等が十分に活用されていない」が12.0%となっている。

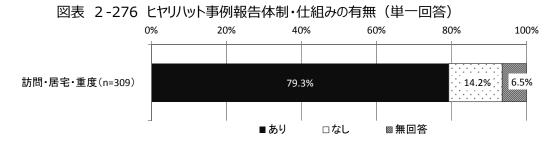
100.0% 0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% マニュアル等の内容が、実態に即した内容になっていない 4.5% マニュアル等の内容に不足がある マニュアル等が十分に活用されていない 12.0% マニュアル等の内容が職員にとってわかりにくい マニュアル等の見直しができていない 27.2% 特に課題はない 33.3% その他 6.1% 無回答 22.0%

図表 2-275 マニュアル (業務手順書等) の運用上の課題 (複数回答、n=309)

③ ヒヤリハット・アクシデント

i) ヒヤリハット事例報告体制・仕組みの有無

ヒヤリハット事例報告体制・仕組みが「あり」の事業所は79.3%となっている。



ii) 事業所全体のヒヤリハット・アクシデント件数(喀痰吸引等に限定しない) (平成 29 年4月から 9 月の実績)

事業所全体のヒヤリハットの平均件数は 6.29 件、アクシデントは 1.82 件となっている。

図表 2-277 事業所全体のヒヤリハット・アクシデント件数(喀痰吸引等に限定しない) (数値回答)

	事業所数	0	10回未満	1 0 回以上	50回以上	無回答	平均値(単位:件数)	標準偏差(単位:件数)
施設全体のヒヤリハット	309 100.0%	117 37.9%	88 28.5%	24 7.8%	6 1.9%	74 23.9%	6.29	28.12
施設全体のアクシデント	309 100.0%	142 46.0%	68 22.0%	9 2.9%	1 0.3%	89 28.8%	1.82	5.75

iii) 認定特定行為業務従事者等に関するヒヤリハット・アクシデント件数 (平成 29 年 4 月から 9 月の実績)

認定特定行為業務従事者等に関する<u>ヒヤリハットの件数</u>について喀痰吸引等の行為別でみると、全ての行為について「0回」が最も高くなっている。

認定特定行為業務従事者等に関する \underline{r} クシデントの件数について喀痰吸引等の行為別でみると、全ての行為について「0回」が最も高くなっている。

図表 2-278 認定特定行為業務従事者等に関するヒヤリハット件数(数値回答)

	事業所数	00	3回未満	3回以上5回未満	5回以上	無回答	平均値(単位:回)	標準偏差(単位:回)
喀痰吸引_口腔内	309 100.0%	149 48.2%	6 1.9%	0 0.0%	1 0.3%	153 49.5%	0.08	0.53
喀痰吸引_鼻腔内	309 100.0%	139 45.0%	1 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	169 54.7%	0.01	0.09
喀痰吸引_気管カニューレ内部	309 100.0%	146 47.2%	10 3.2%	1 0.3%	0 0.0%	152 49.2%	0.10	0.41
経管栄養_胃ろう又は腸ろう	309 100.0%	137 44.3%	10 3.2%	2 0.6%	0 0.0%	160 51.8%	0.12	0.49
経管栄養_経鼻経管栄養	309 100.0%	129 41.7%	3 1.0%	0 0.0%	0 0.0%	177 57.3%	0.02	0.15

図表 2-279 認定特定行為業務従事者等に関するアクシデント件数(数値回答)

	事業所数	0 0	3回未満	3回以上5回未満	5回以上	無回答	平均値(単位:回)	標準偏差(単位:回)
喀痰吸引_口腔内	309 100.0%	145 46.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	164 53.1%	0.00	0.00
喀痰吸引_鼻腔内	309 100.0%	137 44.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	172 55.7%	0.00	0.00
喀痰吸引_気管カニューレ内部	309 100.0%	143 46.3%	3 1.0%	0 0.0%	0 0.0%	163 52.8%	0.03	0.20
経管栄養_胃ろう又は腸ろう	309 100.0%	134 43.4%	8 2.6%	0 0.0%	0 0.0%	167 54.0%	0.06	0.23
経管栄養_経鼻経管栄養	309 100.0%	127 41.1%	2 0.6%	0 0.0%	0 0.0%	180 58.3%	0.02	0.12

iv) 認定特定行為業務従事者等に関するとヤリハットの内容(平成29年4月から9月の実績)

認定特定行為業務従事者等に関するヒヤリハットの内容について聞いたところ喀痰吸引、経管栄養両者ともに「その他」の割合が最も高かった。喀痰吸引、経管栄養の「その他」の中には「特になし」「喀痰吸引等が必要な利用者がいない」などが挙がっていた。

図表 2-280 認定特定行為業務従事者等に関するヒヤリハットの内容(喀痰吸引)(複数回答)

事業所数	利用者の状態の観察不足	医師の指示内容の確認不足	必要物品、機器の点検不足	吸引器の故障・誤作動	吸引器の不適切な取り扱い	誤った手順での実施	使用後の消毒や	その他	無回答
309	11	2	8	4	1	3	1	32	255
100.0%	3.6%	0.6%	2.6%	1.3%	0.3%	1.0%	0.3%	10.4%	82.5%

図表 2-281 認定特定行為業務従事者等に関するヒヤリハットの内容(経管栄養)(複数回答)

事業所数	利用者の状態の観察不足	医師の指示内容の確認不足	必要物品、機器の点検不足	栄養剤(流動食)	栄養チューブの	栄養チューブのつまり	誤った手順での実施	使用後の消毒や後片付けの不備	その他	無回答
309	5	0	2	3	7	3	1	4	28	261
100.0%	1.6%	0.0%	0.6%	1.0%	2.3%	1.0%	0.3%	1.3%	9.1%	84.5%

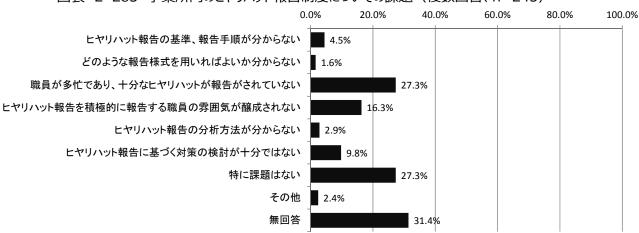
v) ヒヤリハット報告の活用方法

ヒヤリハット報告の活用方法は「ヒヤリハット事例を職員に周知し注意喚起する」が 62.0% と最も高く、次いで「ヒヤリハットの防止策を検討し、職員にフィードバックする」が 44.9%、「ヒヤリハットの要因分析を行い、職員にフィードバックする」が 41.2%となっている。

図表 2-282 ヒヤリハット報告の活用方法(複数回答、n=245) 0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0% ヒヤリハット事例を職員に周知し注意喚起する 62.0% ヒヤリハットの発生件数や傾向を示して注意喚起する 18.0% ヒヤリハットの要因分析を行い、職員にフィードバックする 41.2% ヒヤリハットの防止策を検討し、職員にフィードバックする 44.9% 特に活用していない 0.8% その他 2.4% 無回答 28.6%

vi) 事業所内のヒヤリハット報告制度についての課題

事業所内のヒヤリハット報告制度についての課題では、「職員が多忙であり、十分なヒヤリハットが報告されていない」、「特に課題はない」が最も高く 27.3%、次いで「ヒヤリハット報告を積極的に報告する職員の雰囲気が醸成されない」が 16.3%となっている。

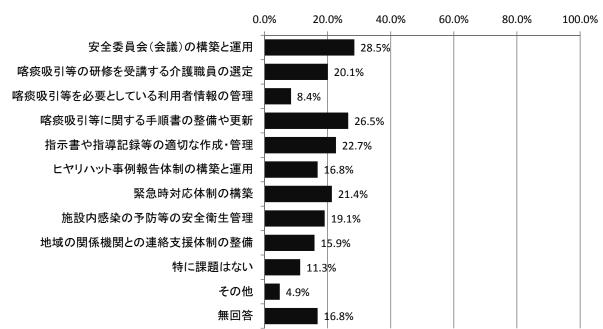


図表 2-283 事業所内のヒヤリハット報告制度についての課題(複数回答、n=245)

④ 安全体制整備上の課題・工夫点

i) 安全体制整備の中で現在最も課題となっていること

安全体制整備の中で現在最も課題となっていることについて聞いたところ「安全委員会(会議)の構築と運用」が28.5%と最も高く、次いで「喀痰吸引等に関する手順書の整備や更新」が26.5%、「指示書や指導記録等の適切な作成・管理」が22.7%となっている。



図表 2-284 安全体制整備の中で現在最も課題となっていること(複数回答、n=309)

介護職員等による喀痰吸引等の提供に関する考え、方針 (7)

① 介護職員等による喀痰吸引等の提供

i) 喀痰吸引等を必要とする利用者の今後の動向についての考え

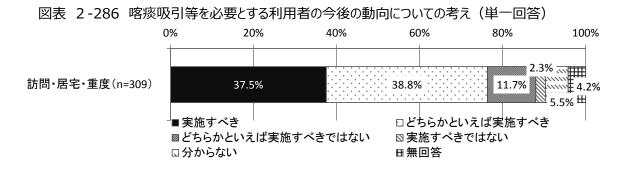
喀痰吸引等を必要とする利用者の今後の動向について「今後、利用ニーズは増えていくと思われる」 と考えている事業所は77.3%となっている。

100% 20% 40% 60% 80% 訪問·居宅·重度(n=309) 77.3% 16.8% 4.2% 1.6% ■今後、利用ニーズは増えていくと思われる □利用ニーズは特に増えないと思われる ■利用ニーズは減っていくと思われる □無回答

図表 2-285 喀痰吸引等を必要とする利用者の今後の動向についての考え(単一回答)

介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する考え

介護職員等が喀痰吸引等を実施することについて「実施すべき」と考えている事業所は 37.5%と なっている。



ii) - 1 介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安×実施することに対する考え

介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安とその考えの関係を見てみると、介護職員等 が喀痰吸引等を実施することに対する不安が少なくなるほど、介護職員等が「実施すべき」の割合が 高くなっている。

図表 2-287 介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安×実施することに対する考え

				介護職員等が	「喀痰吸引等を	実施すること	こ対する考え	
		事業所数	実施すべき	実施すべき	実施すべきではない	実施すべきではない	分からない	無回答
介護職員等が	全体	309 100.0%	116 37.5%	120 38.8%	36 11.7%	7 2.3%	17 5.5%	13 4.2%
 喀痰吸引等を		91	22	30.0%	21	2.5%	9	3
哈灰吸り守て	不安がある	100.0%	24.2%	33.0%	23.1%	6.6%	9.9%	3.3%
実施することに	かかる立ちまる	145	58	70	11	1	4	1
	やや不安がある	100.0%	40.0%	48.3%	7.6%	0.7%	2.8%	0.7%
ついての不安	特に不安はない	60	36	19	2	0	3	0
	なにいめるない	100.0%	60.0%	31.7%	3.3%	0.0%	5.0%	0.0%

iii) 実施すべきではないと考える具体的な理由

<看護職員が対応すべき>

- ・訪問看護師が責極的に行うべき。医療行為であるならばそれが当然。看護師が出来ないから介護職員等で行なえるようにしたのだから、もっと協力的であるべき。
- 看護職員の職域
- ・医療行為であるので医療で対応すべきと思うが、マンパワー不足もある。又土・日祝祭日は訪問看護が対応されない。医療が整うまでは介護負担軽減は図るべき。
- ・リスクが高いため、看護師が実施するのが好ましい。

<介護職員不足>

- ヘルパー不足
- ・家族だけでの吸引は、負担が大きいと思われるが、ヘルパーが実施する事に対してリスクを伴い負担も大きく、ヘルパーの不足で訪問できるヘルパー確保できない。
- ・今後利用ニーズは増えると思われるがそれにともっなっての介護員の人数が増えない。若い(30代~)介護員の育成が必要だが、介護員も年齢が高いのが現状。

<報酬>

- ・ニーズには応えたいが、介護職員が完全な医療行為を行う事(勉強時間が少ない)への不安(事故など)。医療機関に比べ、報酬が少なすぎる。
- ・医行為の提供に対しての報酬があいまい。

<リスク管理>

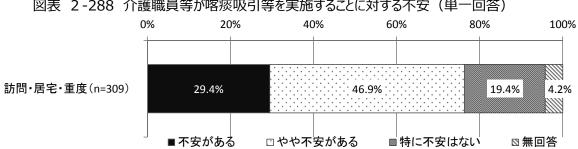
- 安全面でのリスクが高いから。
- ・リスク管理に不安がある。
- リスク増が懸念される。
- ・なるべく介護職員が実施することによるリスクを回避したい。

<その他>

- ・十分な体制の中で常に不安なく熟練できる経過がとれないのであれば命に直結する行為のため するべきことではないと考える。知識の一部が医療行為に対応しているだけでは不安だから。
- ・在宅生活でのALSの方達の生活を維持、介ご者の負担軽減の為、又看護師の処置だけでは生活が成り立たない上、時間配分から考えると介護職員の連携は必要。

iv) 介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安

介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安について聞いたところ、「不安がある」また は「やや不安がある」と回答した事業所の合計は76.3%となっている。

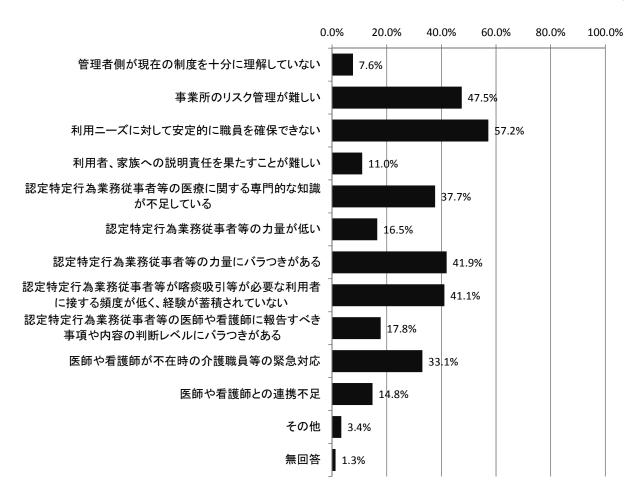


図表 2-288 介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安(単一回答)

iii) - 3 介護職員等が喀痰吸引等を実施することについて不安と感じる理由

「不安がある」、「やや不安がある」と回答した事業所に対して介護職員等が喀痰吸引等を実施する ことについて不安と感じる理由について聞いたところ、「利用ニーズに対して安定的に職員を確保で きない」が57.2%と最も高く、次いで「事業所のリスク管理が難しい」が47.5%、「認定特定行為業 務従事者等の力量にバラつきがある」が41.9%となっている。

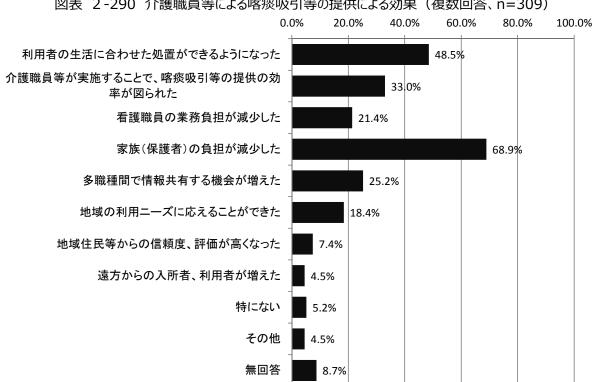
図表 2-289 介護職員等が喀痰吸引等を実施することについて不安と感じる理由(複数回答、n=236)



② 介護職員等による喀痰吸引等の提供による効果、課題の発生状況

i) 介護職員等による喀痰吸引等の提供による効果

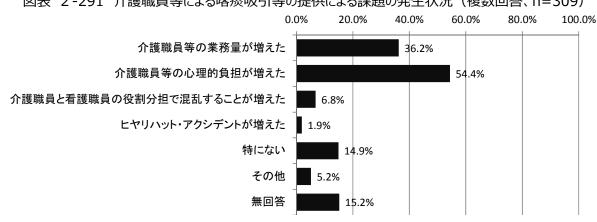
介護職員等による喀痰吸引等の提供による効果について聞いたところ、「家族(保護者)の負担が 減少した」が 68.9%と最も高く、次いで「利用者の生活に合わせた処置ができるようになった」が 48.5%、「介護職員等が実施することで、喀痰吸引等の提供の効率が図られた」が33.0%となってい る。



図表 2-290 介護職員等による喀痰吸引等の提供による効果(複数回答、n=309)

介護職員等による喀痰吸引等の提供による課題の発生状況

介護職員等による喀痰吸引等の提供による課題の発生状況について聞いたとろ、「介護職員等の心 理的負担が増えた」が54.4%と最も高く、次いで「介護職員等の業務量が増えた」が36.2%、「特に ない」が14.9%となっている。



図表 2-291 介護職員等による喀痰吸引等の提供による課題の発生状況(複数回答、n=309)

iii) 現行制度の運用上で課題と感じる点、改善すべきと思われる点

<対応可能な範囲が限定的>

- ・ろう孔のボタン型カテーテルにチューブを接続することは出来ない点。
- ・処方された薬の投薬ができない。(胃ろう部より) 家族の負担軽減を考えるのであれば、処方せん薬の投薬ができるようになる方が負担軽減になるのでは?
- ・薬剤投与は一包化された薬でないといけないこと。多剤服薬の子どもさんの場合、ご家族の留 守中に投薬できない為、投薬時間帯の支援に入れない。
- ・薬の注入、胃ろうチューブの回転ができないこと。

<研修について>

- ・介護報酬に反映されていない。事業所内で自由に研修、指導が困難(医療職ではないため)。
- ・第3号研修を修了するまでの期間が長い。
- ・不特定の者の資格を取得するには、日数がかかり、自社のヘルパー内ではスケジュール上対応 出来ない。随時、他社から新規の依頼がきても、東京都の開催する研修まで、待たなくてはい けない現状は、利用者様の立場に立っていない気がする。もう少しフレキシブルに実地研修が 行なえ、役に立つシステムを考えてほしい。
- ・実地研修に時間がかかり、業務をしながらだと困難である。
- ・心理的負担が増えているが、加算などの手当が無い。
- 研修期間や開催日が少ない。
- ・家族の負担軽減には役立っているが研修に時間とお金を費やしてもメリットがない。介護保険で吸引を行なっても加算もなく、職員の心理的負担が増すばかり、同一利用者でも障害サービスで入ると加算がつくという矛盾がある。3号研修は実施に至るまでに諸手続に時間がかかり過ぎ実践的でない。
- ・昨年度まではあったが、実地研修機関がなくなったことが困る。
- ・研修実施機関が少なく時間と交通費がかかる事への改善。
- ・喀痰吸引は、リスクも高く、研修や、看護師による、実地研修費が高額であるため、小さな事業所では特に、対応(利用者)が限られてくる。看護師による、実地研修費はその事業所によるように定めてほしい。
- ・看護師の実地研修においてステーションごとのルールに大きな差があり、合格する回数にバラ つきがある。シリンジでの送り量が100違っていたとか、シリンジでの空気の抜き方を聞い たとかで落とされる事もある。安全においてこれだけは出来ていないとダメをしっかりとした 基準で指導してもらいたい。
- ・重度者のケアに5人派遣すると、5名分の費用負担となり、また、口鼻の後、気管の吸引、経管栄養とその人の必要に応じた実地研修になれば、費用が2倍・3倍となり負担となる。
- ・指導看護師への謝礼を介護員や事業所が支払うのはおかしい。看護報酬に位置づけると良い
- ・介護福祉士が医療的ケアの研修を受けていても、再度1から3号研修を受けるよう役所から指示があり、無駄が多い。

<書類・手続きついて>

- ・書類に時間がかかる。
- ・訪看への支払いがステーションによって違いがありすぎる。
- ・実地試験に登録するまでの手続きをもっと簡単にするべき。新しい利用者を増やしづらい。
- ・事業所の登録手続きが多く、ケアマネジャーのいない障害福祉では、作成の負担が大きい。

<提供までに時間がかかる>

- ・入院先から在宅へ戻りたい希望があり喀痰吸引等が必要であってもヘルパーの申請から実施できるまで時間がかかりすぎて、(在宅へ戻れない人が多くいる。又、家族の負担が大きく、申請がおりるまでに亡くなる人も多い。
- ・書類が繁雑で、実際に提供できるまで、2ヶ月のブランクがあり、利用者の為にならない場合がある。(ADLの低下・入院・入所など環境の変化)
- ・依頼があってから、実地研修を行い登録までの時間が長くかかり、実際にサービス提供できる までに時間がかかる。
- ・実地研修から認定証発行まで時間がかかるため、看取りの方等の場合、実施が困難。
- ・退院後、登録完了まで1ヶ月はかかり、その間、ケア中の吸引等が出来ないことになっている。
- ・利用者がいて、対応可能な職員がいても、実施できるまでの手間がかかり、また費用もかかる。
- ・利用者が違うたびに、研修があり、提出書類が多く、時間がかかる。
- ・認定手続きが終わるまで半年以上かかる。実地研修終了後、吸引開始できるなどの処置が必要。

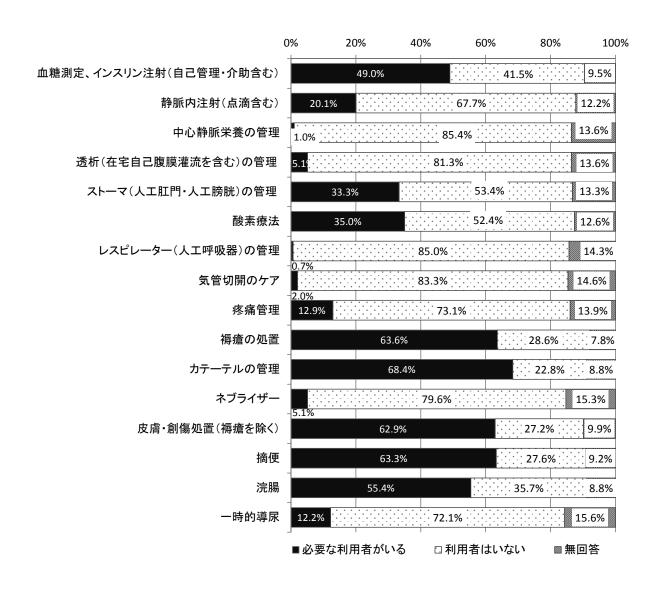
(8) 喀痰吸引等以外の医行為の提供が必要な利用者の状況

① 行為別の利用者数

i) 喀痰吸引等以外の医行為の提供が必要な利用者

喀痰吸引等以外の医行為の提供が必要な利用者の有無、平均人数は以下の通りとなっている。

図表 2-292 喀痰吸引等以外の医行為の提供が必要な利用者(単一回答、n=309)



図表 2-293 喀痰吸引等以外の医行為の提供が必要な利用者数(数値回答)

	事業所数	平均値(単位:人)	標準偏差
血糖測定、インスリン注射(自己管理・介助含む)	99	2.13	1.44
静脈内注射(点滴含む)	21	1.67	1.11
中心静脈栄養の管理	17	2.06	2.30
透析(在宅自己腹膜灌流を含む)の管理	60	2.35	1.76
ストーマ(人工肛門・人工膀胱)の管理	73	1.66	1.22
酸素療法	105	1.97	1.24
レスピレーター(人工呼吸器)の管理	84	2.45	2.59
気管切開のケア	104	2.85	2.91
疼痛管理	36	1.89	1.47
褥瘡の処置	94	2.00	1.74
カテーテルの管理	93	2.73	2.45
ネブライザー	65	1.92	1.33
皮膚・創傷処置(褥瘡を除く)	74	2.59	2.62
摘便	89	3.44	4.08
浣腸	97	3.13	3.44
一時的導尿	53	1.47	1.37
その他	2	1.00	0.00

ii) 制限を設けている行為

制限を設けている行為について聞いたところ、「いずれも制限を設けていない」が17.2%と最も高く、次いで「レスピレーター(人工呼吸器)の管理」が11.3%、「気管切開のケア」が11.0%、「中心静脈栄養の管理」が10.4%となっている。

0.0% 20.0% 40.0% 100.0% 60.0% 80.0% 血糖測定、インスリン注射(自己管理・介助含む) 7.4% 静脈内注射(点滴含む) 9.4% 中心静脈栄養の管理 10.4% 透析(在宅自己腹膜灌流を含む)の管理 10.0% ストーマ(人工肛門・人工膀胱)の管理 7.1% 酸素療法 5.5% レスピレーター(人工呼吸器)の管理 11.3% 気管切開のケア 11.0% 疼痛管理 8.4% 褥瘡の処置 9.1% カテーテルの管理 5.8% ネブライザー 7.4% 皮膚・創傷処置(褥瘡を除く) 5.8% 摘便 8.4% 浣腸 9.1% 一時的導尿 7.8% その他 2.3% いずれも制限を設けていない 17.2%

無回答

図表 2-294 喀痰吸引等以外の医行為の提供が必要な利用者(複数回答、n=309)

64.7%

5. 障害者支援施設、生活介護(通所のみ)

(1) 基本情報

① 施設属性

i) 施設区分(単一回答)

施設・事業所区分は、「障害者支援施設」が84.8%と最も高く、次いで「生活介護(通所のみ)」が27.8%となっている。

図表 2-295 施設·事業所区分(複数回答)

	事業所数	障害者支援施設	生活介護(通所のみ)	無回答
合計	270 100.0%	229 84.8%	75 27.8%	2 0.7%

ii) 所在地

回答のあった施設の所在地は以下の通りである。

図表 2-296 所在地(記述回答)

					Ŀ	凶表	2 -29	6 所	在地	(記述	回答)						
	事業所数	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県
合計	270 100.0%	4 1.5%	1 0.4%	5 1.9%	12 4.4%	10 3.7%	2 0.7%	8 3.0%	10 3.7%	2 0.7%	-	21 7.8%	5 1.9%	11 4.1%	18 6.7%	4 1.5%	2 0.7%
	事業所数	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県
合計	270 100.0%	3 1.1%	3 1.1%	4 1.5%	17 6.3%	4 1.5%	7 2.6%	7 2.6%	5 1.9%	2 0.7%	15 5.6%	8 3.0%	8 3.0%	4 1.5%	2 0.7%	3 1.1%	1 0.4%
	事業所数	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	無回答
合計	270 100.0%	1 0.4%	4 1.5%	6 2.2%	6 2.2%	3 1.1%	5 1.9%	4 1.5%	10 3.7%	_	1 0.4%	8 3.0%	1 0.4%	4 1.5%	4 1.5%	3 1.1%	2 0.7%

iii) 開設年

開設年は、「1984年以前」が 27.8%と最も高く、次いで「2005年以降」が 21.1%、「1990年~1994年」「1995年~1999年」「2000年~2004年」が 13.3%となっている。

図表 2-297 開設年(数値回答)

	施設数	~1984年	1985年~ 1989年	1990年~ 1994年	1995年~ 1999年	2000年~ 2004年	2005年~	無回答	平均値(単位:年)	標準偏差(単位:年)
合計	270 100.0%	75 27.8%	17 6.3%	36 13.3%	36 13.3%	36 13.3%	57 21.1%	13 4.8%	1993.4	13.49

iv) 開設主体

開設主体は、「社会福祉法人」が 93.2% と最も多く、次いで「地方公共団体」が 5.4% となっている。

図表 2-298 開設主体 (単一回答)

	施設数	地方公共団体地方公共団体	社会福祉法人	その他	無回答
合計	270	16	274	2	2
	100.0%	5.4%	93.2%	0.7%	0.7%

v) 併設または隣接している施設・事業所等

併設または隣接している施設・事業所は、「障害福祉サービス事業所」が 44.4%と最も多く、 次いで「障害者支援施設」が 25.9%、「病院・診療所」が 18.9%となっている。

図表 2-299 併設または隣接事業所(複数回答)

	事業所数	病院・診療所	障害福祉サービス事業所	障害者支援施設	障害児入所施設	介護保険施設(介護老人保健施設、介護老人	訪問看護事業所	その他	無回答
合計	270 100.0%	51 18.9%	120 44.4%	70 25.9%	16 5.9%	39 14.4%	8 3.0%	42 15.6%	46 17.0%

vi) 登録特定行為(喀痰吸引等)事業者の登録(短期入所生活介護(ショートステイ)を除く) 登録特定行為(喀痰吸引等)事業者の登録の状況は、「登録済み」が87.0%となっている。

図表 2-300 登録特定行為 (喀痰吸引等) 事業者の登録 (単一回答)

	事業所数	登録済み	申請中	申請予定	未登録	無回答
合計	270 100.0%	235 87.0%	0 0.0%	5 1.9%	6 2.2%	24 8.9%

vii) 主な加算状況(平成 29 年 9 月中に 1 件でも算定した加算)

加算状況は、以下の通りであった。

図表 2-301 主な加算状況 (複数回答)

	事業所数	夜間職員配置体制加算	夜間看護体制加算	重度障害者支援加算	経口移行加算	経口維持加算	療養食加算	無回答
合計	270	168	15	155	7	18	85	65
	100.0%	62.2%	5.6%	57.4%	2.6%	6.7%	31.5%	24.1%

② 利用者情報等

i) 定員数

定員数は、「40以上60人未満」が46.3%と最も高く、次いで「40人未満」が23.0%、「80人以上」が17.8%となっている。

図表 2-302 定員数 (数値回答)

	事業所数	40人未満	40人以上60人未満	60人以上80人未満	80人以上	無回緧	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
合計	270 100.0%	62 23.0%	125 46.3%	31 11.5%	48 17.8%	4 1.5%	54.24	40.16

ii) 利用者数

入所者数は、「40 人以上 60 人未満」が 52. 2%と最も高く、次いで「40 人未満」が 21. 1%、「80 人以上」が 13. 3%となっている。

図表 2-303 入所者数(数値回答)

	事業所数	40人未満	40人以上60人未満	60人以上80人未満	80人以上	無回答	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
合計	270 100.0%	57 21.1%	141 52.2%	31 11.5%	36 13.3%	5 1.9%	54.16	37.62

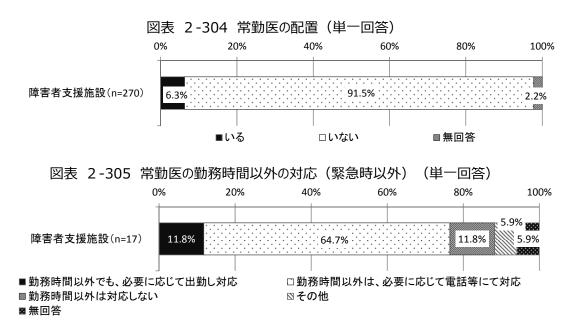
(2) 職員体制

① 医師、協力医療機関の体制

i) 常勤医の配置

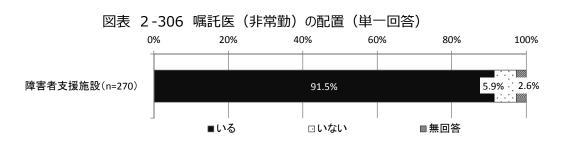
常勤医が「いる」を選択したのは、6.3%となっている。

また、常勤医が「いる」場合、常勤医の勤務時間以外の対応(緊急時以外)について聞いたところ、「勤務時間以外でも、必要に応じて出勤し対応」を選択したのは、11.8%となっている。また、「勤務時間以外は、必要に応じて電話等にて対応」を選択したのは、64.7%となっている。



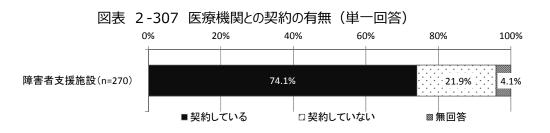
ii) 嘱託医(非常勤)の配置

嘱託医(非常勤)が「いる」と選択したのは、91.5%となっている。



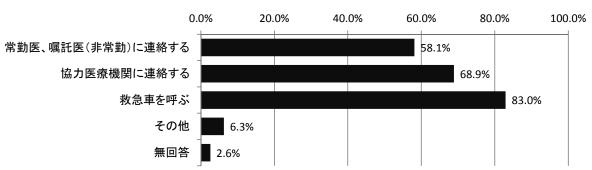
iii) 医療機関との契約の有無

医療機関と「契約している」のは、74.1%となっている。



iv) 医師不在時の緊急時の対応

医師不在時の緊急時の対応について聞いたところ「救急車を呼ぶ」が 83.0%と最も高く、次いで「協力医療機関に連絡する」が 68.9%、「常勤医、嘱託医(非常勤)に連絡する」が 58.1%であった。



図表 2-308 医師不在時の緊急時の対応(複数回答、n=270)

② 看護職員の体制

i) 看護職員数(短期入所生活介護(ショートステイ)を除く)

看護職員(常勤)の平均実人数は、看護師が 2.06 人、准看護師が 1.33 人となっている。 看護職員(非常勤)の平均実人数は、看護師が 1.21 人、准看護師が 0.74 人となっている。

		ĭ	. 000 113.	10 ()()()	// (<u>3</u> /\				
	事業所数	O 人	3人未満 (日人を除く)	3人以上5人未満	5人以上10人未満	10人以上	無回答	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
看護師	270 100.0%	21 7.8%	154 57.0%	49 18.1%	10 3.7%	2 0.7%	34 12.6%	2.06	2.56
准看護師	270 100.0%	55 20.4%	122 45.2%	30 11.1%	2 0.7%	0 0.0%	61 22.6%	1.33	1.18

図表 2-309 常勤(実人数)(数値回答)

図表 2-3	10 非堂勤	(実人数)	(数値回答)

	事業所数	0人	3人未満(0人を除く)	3人以上5人未満	5人以上10人未満	10人以上	無回答	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
看護師	270 100.0%	55 20.4%	91 33.7%	15 5.6%	3 1.1%	1 0.4%	105 38.9%	1.21	1.54
准看護師	270 100.0%	72 26.7%	70 25.9%	7 2.6%	1 0.4%	0 0.0%	120 44.4%	0.74	0.94

図表 2-311 常勤換算数(常勤·非常勤合計)(数値回答)

	事業所数	O 人	3人未満	3人以上5人未満	5人以上10人未満	10人以上	無回答	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
看護師	270 100.0%	11 4.1%	134 49.6%	46 17.0%	9 3.3%	1 0.4%	69 25.6%	2.16	2.33
准看護師	270 100.0%	40 14.8%	110 40.7%	29 10.7%	2 0.7%	0 0.0%	89 33.0%	1.44	1.30

看護職員の夜勤体制

看護職員の夜勤体制についてきいたところ、「原則、夜勤に看護職員が配置されている」は5.2%、 「原則、看護職員が当直する」は 0.4%、「勤務ローテーションにより看護職員が勤務することがあ る」は3.0%、「原則、看護職員は夜勤、当直を行わない」は74.1%となっている。

0% 20% 40% 60% 80% 100% 0.4% 障害者支援施設(n=270) 3.0% 74.1% 9.6% 7.8% ■原則、夜勤に看護職員が配置されている □原則、看護職員が当直する ■勤務ローテーションにより看護職員が勤務することがある ∞原則、看護職員は夜勤、当直を行わない ■その他 □無回答

図表 2-312 看護職員の夜勤体制(単一回答)

iii) オンコール体制の有無

オンコール体制について聞いたところ、「夜間はオンコール体制をとっている」施設は62.6%、「休 日はオンコール体制をとっている」施設は、22.6%、「オンコール体制はとっていない」施設は24.1% となっている。

看護職員の夜勤体制別にみると、「原則、看護職員は夜勤、当直は行わない」では「夜間はオンコ ール体制をとっている」が75.0%となっている。

40.0% 0.0% 20.0% 60.0% 80.0% 100.0% 夜間はオンコール体制をとっている 62.6% 休日はオンコール体制をとっている 22.6% オンコール体制はとっていない 24.1% 無回答 13.0%

図表 2-313 オンコール体制の有無(複数回答、n=270)

図表 2-314 看護職員の夜勤体制×オンコール体制の有無

			オンコール体制	削の有無		
		合計	夜間はオン	休日はオン	オンコール	無回答
			コール体制	コール体制	体制はとっ	
			をとっている	をとっている	ていない	
	全体	270	169	61	65	35
		100.0%	62.6%	22.6%	24.1%	13.0%
看護職員の	原則、夜勤に看護職員が配置	14	4	3	6	4
夜勤体制	されている	100.0%	28.6%	21.4%	42.9%	28.6%
	原則、看護職員が当直する	1	0	0	1	0
		100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
	勤務ローテーションにより看護	8	6	3	2	0
	職員が勤務することがある	100.0%	75.0%	37.5%	25.0%	0.0%
	原則、看護職員は夜勤、当直	200	150	51	44	5
	を行わない	100.0%	75.0%	25.5%	22.0%	2.5%
	その他	26	8	4	10	8
		100.0%	30.8%	15.4%	38.5%	30.8%

③ 介護職員の体制

i) 介護職員数

平均実人数は、「介護職員(常勤)」が 28.51 人、「介護職員(うち、介護福祉士)(常勤)」が 14.43 人、「介護職員(非常勤)」が 8.85 人、「介護職員(うち、介護福祉士)(非常勤)」が 2.03 人となっている。

図表 2-315 常勤(実人数)(数値回答)

		事業所数	10人未満	10人以上20人未満	20人以上30人未満	30人以上	無回答	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
介護	職員	270 100.0%	35 13.0%	42 15.6%	78 28.9%	99 36.7%	16 5.9%	28.51	23.97
	うち、介護福祉士	270 100.0%	83 30.7%	92 34.1%	62 23.0%	12 4.4%	21 7.8%	14.43	9.70

図表 2-316 非常勤 (実人数) (数値回答)

		事業所数	10人未満	10人以上20人未満	20人以上30人未満	30人以上	無回答	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
介護	職員	270 100.0%	152 56.3%	60 22.2%	12 4.4%	10 3.7%	36 13.3%	8.85	9.29
	うち、介護福祉士	270 100.0%	189 70.0%	3 1.1%	1 0.4%	0 0.0%	77 28.5%	2.03	2.67

図表 2-317 常勤・非常勤合計(常勤換算数)(数値回答)

		事業所数	10人未満	10人以上20人未満	20人以上30人未満	30人以上	無回答	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
介護	職員	270 100.0%	25 9.3%	30 11.1%	49 18.1%	124 45.9%	42 15.6%	31.86	20.99
	うち、介護福祉士	270 100.0%	72 26.7%	69 25.6%	62 23.0%	10 3.7%	57 21.1%	14.53	9.29

ii) 認定特定行為業務従事者等の人数

(実人数)

- ・「第1号研修の修了者」の平均実人数は、常勤が1.45人、非常勤が0.04人となっている。
- ・「第2号研修の修了者」の平均実人数は、常勤が2.31、非常勤が0.02人となっている。
- ・「第3号研修の修了者」の平均実人数は、常勤が5.12人、非常勤が0.45人となっている。
- ・「経過措置対象者」の平均実人数は、常勤が 0.20人、非常勤が 0.04人となっている。
- ・「実務者研修の修了者で実地研修修了者」の平均実人数は、常勤が 0.95 人、非常勤が 0.04 人と なっている。
- ・「養成施設における養成課程を修了した介護福祉士」の平均実人数は、常勤が 0.43 人、非常勤 が 0.00 人となっている。

(実人数・実際に喀痰吸引等を提供している職員)

- ・「第1号研修の修了者」の平均実人数は、1.21人となっている。
- ・「第2号研修の修了者」の平均実人数は、1.76人となっている。
- ・「第3号研修の修了者」の平均実人数は、4.45人となっている。
- ・「経過措置対象者」の平均実人数は、0.07人となっている。
- ・「実務者研修の修了者で実地研修修了者」の平均実人数は、0.49人となっている。
- ・「養成施設における養成課程を修了した介護福祉士」の平均実人数は、0.06人となっている。

(常勤換算数)

- ・「第1号研修の修了者」の平均常勤換算数は、1.32人となっている。
- ・「第2号研修の修了者」の平均常勤換算数は、2.15人となっている。
- ・「第3号研修の修了者」の平均常勤換算数は、5.12人となっている。
- ・「経過措置対象者」の平均常勤換算数は、0.15人となっている。
- ・「実務者研修の修了者で実地研修修了者」の平均常勤換算数は、0.91人となっている。
- ・「養成施設における養成課程を修了した介護福祉士」の平均常勤換算数は、0.35 人となっている。

(認定特定行為業務従事者等のうち、実際に喀痰吸引等を提供している割合)

- ・「第1号研修の修了者」の提供している割合は、81.7%となっている。
- ・「第2号研修の修了者」の提供している割合は、75.8%となっている。
- ・「第3号研修の修了者」の提供している割合は、79.8%となっている。
- ・「経過措置対象者」の提供している割合は、28.6%となっている。
- ・「実務者研修の修了者で実地研修修了者」の提供している割合は、50.0%となっている。
- ・「養成施設における養成課程を修了した介護福祉士」の提供している割合は、14.3%人となっている。
- ※上記は「常勤」「非常勤」「常勤換算」の人数すべてに回答があった施設・事業所にて集計

図表 2-318 常勤 (実人数) (数値回答、n=114)

	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
第1号研修の修了者	1.45	2.49
第2号研修の修了者	2.31	3.56
第3号研修の修了者	5.12	10.31
経過措置対象者	0.20	0.62
実務者研修の修了者で実地研修修了者	0.95	2.80
養成施設における養成課程を修了した介護福祉士	0.43	0.97
合計	10.46	11.01

図表 2-319 非常勤 (実人数) (数値回答、n=114)

	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
第1号研修の修了者	0.04	0.26
第2号研修の修了者	0.02	0.13
第3号研修の修了者	0.45	2.51
経過措置対象者	0.04	0.31
実務者研修の修了者で実地研修修了者	0.04	0.23
養成施設における養成課程を修了した介護福祉士	0.00	0.00
숌計	0.58	2.61

図表 2-320 実際に喀痰吸引等を提供している職員(実人数)(数値回答、n=114)

	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
第1号研修の修了者	1.21	2.54
第2号研修の修了者	1.76	3.34
第3号研修の修了者	4.45	12.23
経過措置対象者	0.07	0.37
実務者研修の修了者で実地研修修了者	0.49	1.90
養成施設における養成課程を修了した介護福祉士	0.06	0.38
合計	8.04	12.98

図表 2-321 常勤換算数(常勤・非常勤の合計)(数値回答、n=114)

	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
第1号研修の修了者	1.32	2.48
第2号研修の修了者	2.15	3.53
第3号研修の修了者	5.12	11.75
経過措置対象者	0.15	0.48
実務者研修の修了者で実地研修修了者	0.91	2.84
養成施設における養成課程を修了した介護福祉士	0.35	0.92
合計	10.00	12.52

図表 2-322 認定特定行為業務従事者等のうち、実際に喀痰吸引等を提供している割合 (n=114)

	平均値(単位:%)
第1号研修の修了者	81.7%
第2号研修の修了者	75.8%
第3号研修の修了者	79.8%
経過措置対象者	28.6%
実務者研修の修了者で実地研修修了者	50.0%
養成施設における養成課程を修了した介護福祉士	14.3%
合計	72.9%

iii) 行為別の認定特定行為業務従事者等の人数

認定特定行為業務従事者等の行為別の人数(実際に提供しているかどうかは問わない)は、以下の通りとなっている。

「喀痰吸引(口腔内)」の平均人数は、8.36人となっている。

「喀痰吸引(鼻腔内)」の平均人数は、7.17人となっている。

「喀痰吸引(気管カニューレ内部)」の平均人数は、3.71人となっている。

「喀痰吸引のうち、人工呼吸器装着者」の平均人数は、0.63人となっている。

「経管栄養(胃ろうまたは腸ろう)」の平均人数は、8.26人となっている。

「経管栄養(経鼻経管栄養)」の平均人数は、3.73人となっている。

「経管栄養のうち、半固形化栄養剤利用者」の平均人数は、2.22人となっている。

図表 2-323 行為別の認定特定行為業務従事者等の人数(数値回答)

	事業所数	<u>Q</u>	(0人を除く)	3人以上	5人以上	10人以上	無回答	平均値(単位:人)	標準偏差
喀痰吸引(口腔内)	270 100.0%	44 16.3%	33 12.2%	31 11.5%	61 22.6%	69 25.6%	32 11.9%	8.36	12.72
喀痰吸引(鼻腔内)	270 100.0%	65 24.1%	33 12.2%	27 10.0%	47 17.4%	61 22.6%	37 13.7%	7.17	10.96
喀痰吸引 (気管カニューレ内部)	270 100.0%	115 42.6%	30 11.1%	25 9.3%	17 6.3%	25 9.3%	58 21.5%	3.71	8.33
上記喀痰吸引のうち、 人工呼吸器装着者	270 100.0%	178 65.9%	7 2.6%	3 1.1%	1 0.4%	5 1.9%	76 28.1%	0.63	3.34
経管栄養 (胃ろうまたは腸ろう)	270 100.0%	47 17.4%	36 13.3%	40 14.8%	55 20.4%	61 22.6%	31 11.5%	8.26	12.88
経管栄養 (経鼻経管栄養)	270 100.0%	125 46.3%	28 10.4%	21 7.8%	19 7.0%	20 7.4%	57 21.1%	3.73	10.91
経管学養のうち	270	127	20	17	14	14	78		

※実際に喀痰吸引等を提供しているかどうかは問わない

iv) 認定特定行為業務従事者等の夜勤体制

47.0%

100.0%

半固形化栄養剤利用者

認定特定行為業務従事者等の夜勤体制は、「勤務ローテーションにより認定特定行為業務従事者等が勤務することがある」が 50.0%と最も高く、次いで「原則、夜勤に認定特定行為業務従事者等が配置されている」が 23.0%となっている。

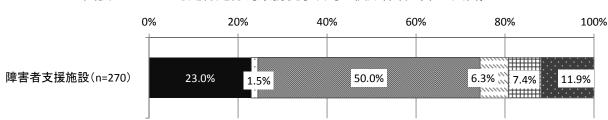
6.3%

5.2%

5.2%

28.9%

7.4%



図表 2-324 認定特定行為業務従事者等の夜勤体制(単一回答)

- ■原則、夜勤に認定特定行為業務従事者等が配置されている
- □原則、認定特定行為業務従事者等が当直する
- 勤務ローテーションにより認定特定行為業務従事者等が勤務することがある

2.22

5.31

- □原則、認定特定行為業務従事者等は夜勤、当直を行わない
- ■その他
- ■無回答

(3) 認定特定行為業務従事者等の確保

① 確保状況、方針、研修受講状況

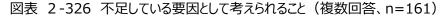
i) 利用ニーズに対する現在の認定特定行為業務従事者等の過不足状況

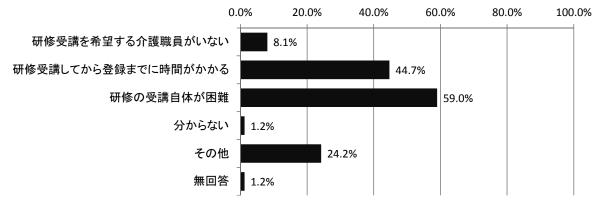
認定特定行為業務従事者等の過不足状況は、「かなり不足している」、「不足している」の合計でみると 59.6% となっている。

また、「かなり不足している」、「不足している」と回答した施設について、不足している要因として考えられることについてきいたところ、「研修の受講自体が困難」が 59.0%と最も高く、次いで「研修受講してから登録までに時間がかかる」が 44.7%、「その他」が 24.2%となっている。

٥% 20% 40% 60% 80% 100% 3.7% 障害者支援施設(n=270) 12.6% 47.0% 30.7% 3.3% 2.6% ■かなり不足している ∞必要な職員数は満たしている □不足している ⊞必要以上に確保できている ■分からない ☑無回答

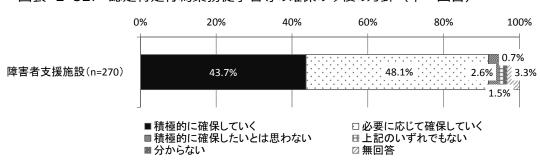
図表 2-325 利用ニーズに対する現在の認定特定行為業務従事者等の過不足状況(単一回答)





ii) 認定特定行為業務従事者等の確保の今後の方針

認定特定行為業務従事者等の確保の今後の方針について「積極的に確保していく」と回答したのは 43.7% となっている。



図表 2-327 認定特定行為業務従事者等の確保の今後の方針(単一回答)

今後、認定特定行為業務従事者等を積極的に確保したいとは思わない理由

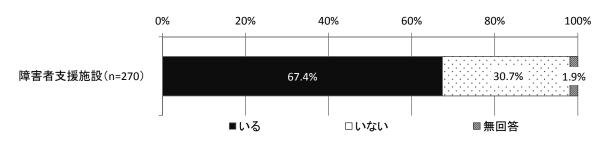
<主な回答内容>

- ・看護職員がいるため。
- 対象利用者が減少している、またはいないため。
- ニーズを満たしているから。
- ・医療行為が必要となった方は設備、体制が整った所に移ってもらう方針としている。

iv) 現在、喀痰吸引等研修を受講している職員、または今年度受講予定の介護職員の有無

現在、喀痰吸引等研修を受講している、または今年度受講予定の介護職員が「いる」と回答した施 設は67.4%となっている。

図表 2-328 現在、研修を受講している職員、または今年度受講予定の介護職員の有無(単一回答)



v) 研修受講対象者の選定方法

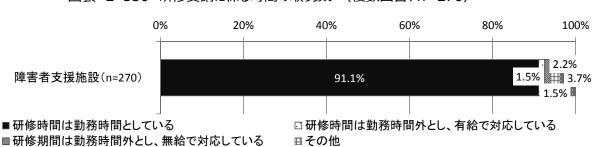
研修受講対象者の選定方法は、「施設で選定した上で、介護職員の希望、意向を確認し選定」が 85.6%と最も高く、次いで「介護職員の希望を確認し、希望者から選定」が15.6%となっている。

0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0% 介護職員の希望を確認し、希望者から選定 15.6% 施設で選定した上で、介護職員の希望、意向を確認し選定 85.6% その他 4.4% 無回答 4.8%

図表 2-329 研修受講対象者の選定方法(複数回答、n=270)

vi) 研修受講に係る時間の取り扱い

研修受講に係る時間の取り扱いは、「研修時間は勤務時間としている」が最も高かった(91.1%)。



図表 2-330 研修受講に係る時間の取り扱い(複数回答、n=270)

■無回答

2 研修

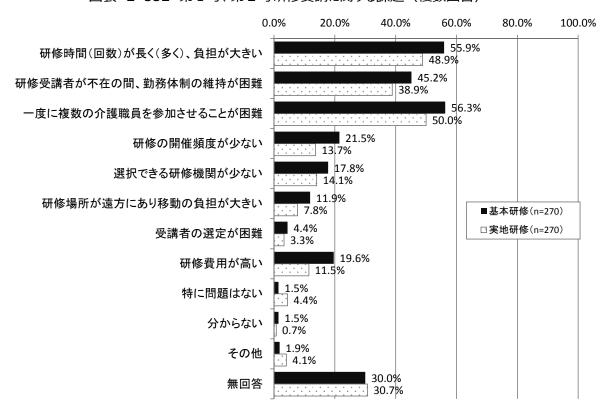
i) 実地研修指導看護師の有無

実地研修指導看護師が「いる」施設は84.4%となっている。

図表 2-331 実地研修指導看護師の有無(単一回答)

ii) 研修受講に関する課題

第1号、第2号研修受講に関する課題は、基本研修、実地研修ともに「一度に複数の介護職員を参加させることが困難」が最も高く、次いで「研修時間(回数)が長く(多く)、負担が大きい」、「研修受講者が不在の間、勤務体制の維持が困難」となっている。また、ほとんどの項目において、実地研修よりも基本研修の方が、割合が高くなっている。



図表 2-332 第1号、第2号研修受講に関する課題(複数回答)

iii) 基本研修 (第1号、第2号) 受講に関する課題

<主な回答内容>

- ・指導看護師の確保ができない。
- ・介護福祉士として、知っている内容も含まれている。
- ・研修実施までの事務作業が多い。実施確認の書類作成に時間かかる。
- ・実地研修をしっかりしてほしい。

iv) 実地研修(第1号、第2号) 受講に関する課題

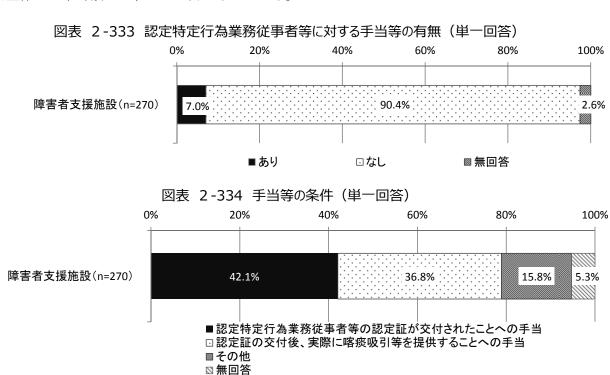
<主な回答内容>

- 実地研修期間が短かすぎる。
- ・指導看護師が1名のため、負担が大きい。
- 研修指導を行う看護師の負担。
- ・指導看護師と研修者の勤務が合わず期間内に終了できない。
- ・利用者家族の理解が得にくく、同意がとれない。
- 利用者の承諾等の事務手続き
- ・自施設での研修実施が難しく困っている。
- ・利用者が入院すると、回数を重ねるのが困難になる。
- ・時間の経過と共に主義の忘れがある。

③ 研修終了後の対応

i) 認定特定行為業務従事者等に対する手当等の有無

認定特定行為業務従事者等に対する手当は、「なし」が 90.4%、「あり」が 7.0%となっている。手当等の条件は「認定特定行為業務従事者等の認定証が交付されたことへの手当」が 42.1%となっている。また、手当がある場合、1か月あたりの一人あたりの平均額は 3,727.27 円、1か月あたりの施設全体での平均額は 16,000.00 円となっている。



図表 2-335 手当等の金額(数値回答)

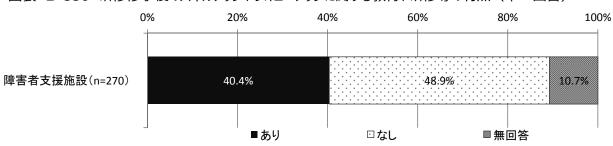
	事業所数	無回答	平均値 (単位:円/月)	標準偏差 (単位:円/月)
1 人あたり	11 100.0%	8 20.0%	3,727.27	2,572.58
施設全体	6 100.0%	13 71.4%	16,000.00	14,463.75

ii) 研修修了後のスキルアップやフォローアップに関する教育、研修等の有無

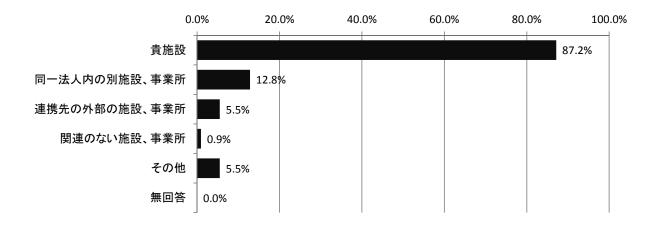
研修修了後のスキルアップやフォローアップに関する教育、研修等が「あり」となっている施設は 40.4%となっている。

研修修了後のスキルアップやフォローアップに関する教育、研修等の実施主体を見ると、「貴施設」 が 87.2%と最も高くなっている。

図表 2-336 研修修了後のスキルアップやフォローアップに関する教育、研修等の有無(単一回答)



図表 2-337 教育、研修等の実施主体(複数回答、n=109)

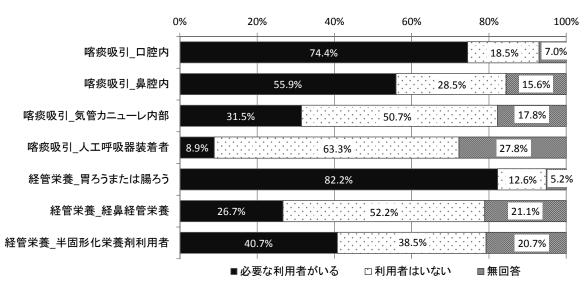


(4) 喀痰吸引等が必要な利用者の状況

① 利用者の状況

i) 喀痰吸引等が必要な利用者の有無

喀痰吸引等が必要な利用者は、「口腔内」が 74.4%、「鼻腔内」が 55.9%、「気管カニューレ内部」が 31.5%、「喀痰吸引のうち、人工呼吸器装着者」が 8.9%、「胃ろうまたは腸ろう」が 82.2%、「経鼻経管栄養」が 26.7%、「経管栄養のうち、半固形化栄養剤利用者」が 40.7%となっている。



図表 2-338 喀痰吸引等が必要な利用者の有無(単一回答、n=270)

ii) 喀痰吸引等が必要な利用者数

喀痰吸引等が必要な平均利用者数は、「口腔内」が 4.81 人、「鼻腔内」が 4.23 人、「気管カニューレ内部」が 2.62 人、「喀痰吸引のうち人工呼吸器装着者」が 1.92 人、「胃ろうまたは腸ろう」が 4.95 人、「経鼻経管栄養」が 2.15 人、「経管栄養のうち、半固形化栄養剤利用者」が 3.31 人となっている。

	四 10 2 5	J	M JI A JI K	נו זנ ויטיאב נ	П УЛ (УЛ)	===/		
	事業所数	1人以上	3人以上	5人以上10人未満	10人以上		平均値 (単位:人)	標準偏差 (単位:人)
喀痰吸引(口腔内)	201 100.0%	70 34.8%	52 25.9%	58 28.9%	20 10.0%	1 0.5%	4.81	5.02
喀痰吸引(鼻腔内)	151 100.0%	63 41.7%	48 31.8%	24 15.9%	15 9.9%	1 0.7%	4.23	4.94
喀痰吸引 (気管カニューレ内部)	85 100.0%	59 69.4%	16 18.8%	6 7.1%	3 3.5%	1 1.2%	2.62	3.24
上記喀痰吸引のうち、 人工呼吸器装着者	24 100.0%	19 79.2%	2 8.3%	0 0.0%	1 4.2%	2 8.3%	1.92	2.72
経管栄養 (胃ろうまたは腸ろう)	222 100.0%	76 34.2%	52 23.4%	61 27.5%	32 14.4%	1 0.5%	4.95	4.49
経管栄養 (経鼻経管栄養)	72 100.0%	46 63.9%	19 26.4%	5 6.9%	1 1.4%	1 1.4%	2.15	1.64
経管栄養のうち、 半固形化栄養剤利用者	110 100.0%	66 60.0%	17 15.5%	17 15.5%	8 7.3%	2 1.8%	3.31	3.18

図表 2-339 喀痰吸引等が必要な利用者数(数値回答)

iii) 喀痰吸引等が必要な利用者のうち認定特定行為業務従事者等が関与している利用者数

喀痰吸引等が必要な利用者のうち認定特定行為業務従事者等が関与している平均利用者数は、「口腔内」が 3.49 人、「鼻腔内」が 2.91 人、「気管カニューレ内部」が 1.93 人、「喀痰吸引のうち人工呼吸器装着者」が 1.23 人、「胃ろうまたは腸ろう」が 3.24 人、「経鼻経管栄養」が 1.60 人、「経管栄養のうち、半固形化栄養剤利用者」が 1.64 人となっている。

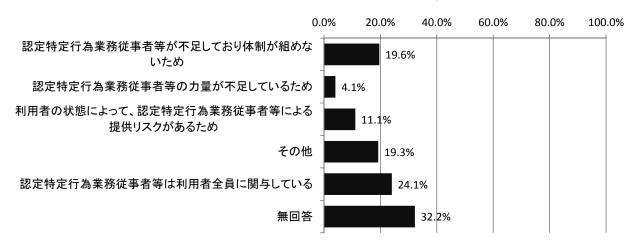
図表 2-340 認定特定行為業務従事者等が関与している喀痰吸引等が必要な利用者数(数値回答)

	事業所数	Ô ک	3人未満	3人以上	5人以上	10人以上	無回答	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
喀痰吸引(口腔内)	233 100.0%	23 11.4%	40 19.9%	29 14.4%	30 14.9%	10 5.0%	69 34.3%	3.49	3.34
喀痰吸引(鼻腔内)	120 100.0%	23 15.2%	36 23.8%	20 13.2%	14 9.3%	7 4.6%	51 33.8%	2.91	3.42
喀痰吸引 (気管カニューレ内部)	6 100.0%	15 17.6%	28 32.9%	7 8.2%	2 2.4%	2 2.4%	31 36.5%	1.93	3.05
上記喀痰吸引のうち、 人工呼吸器装着者	1 100.0%	8 33.3%	4 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 4.2%	11 45.8%	1.23	3.27
経管栄養 (胃ろうまたは腸ろう)	229 100.0%	40 18.0%	44 19.8%	21 9.5%	25 11.3%	13 5.9%	79 35.6%	3.24	4.38
経管栄養 (経鼻経管栄養)	71 100.0%	15 20.8%	19 26.4%	7 9.7%	3 4.2%	1 1.4%	27 37.5%	1.60	2.02
経管栄養のうち、 半固形化栄養剤利用者	103 100.0%	34 30.9%	23 20.9%	5 4.5%	6 5.5%	2 1.8%	40 36.4%	1.64	2.78

iv) 喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者等が実施に関与していない理由

喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者等が実施に関与していない理由は、「認定特定行為業務従事者等は利用者全員に関与している」が24.1%と最も高く、次いで「認定特定行為業務従事者等が不足しており体制が組めないため」が19.6%となっている。

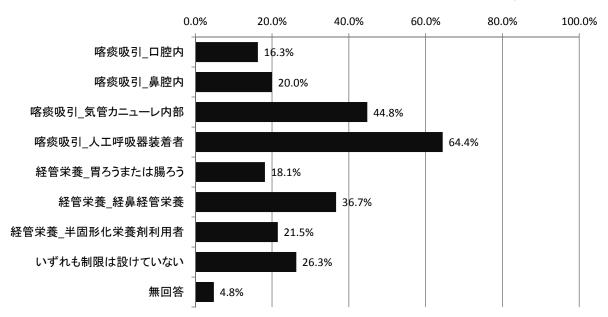
図表 2-341 喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者等が 実施に関与していない理由(複数回答、n=270)



② 行為別の利用者の受け入れ状況

i) 利用者の受け入れの制限を設けている行為

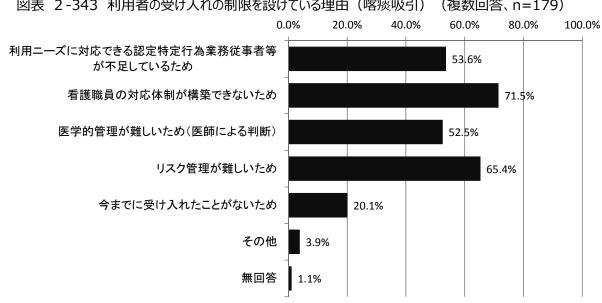
利用者の受け入れの制限を設けている行為について聞いところ、「人工呼吸器装着者」が64.4%と 最も高く、次いで「気管カニューレ内部」が44.8%、「経鼻経管栄養」が36.7%となっている。



図表 2-342 利用者の受け入れの制限を設けている行為(複数回答、n=235)

i) -1 利用者の受け入れの制限を設けている理由(喀痰吸引)

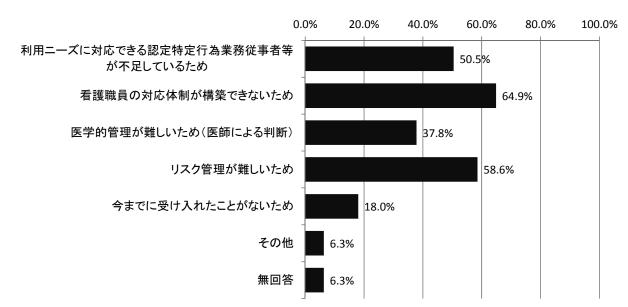
喀痰吸引が必要な利用者の受け入れの制限を設けている理由について聞いところ、「看護職員の対 応体制が構築できないため」が 71.5%と最も高く、次いで「リスク管理が難しいため」が 65.4%、 「利用ニーズに対応できる認定特定行為業務従事者等が不足しているため」が 53.6%となっている。



図表 2-343 利用者の受け入れの制限を設けている理由(喀痰吸引) (複数回答、n=179)

i) -2 利用者の受け入れの制限を設けている理由(経管栄養)

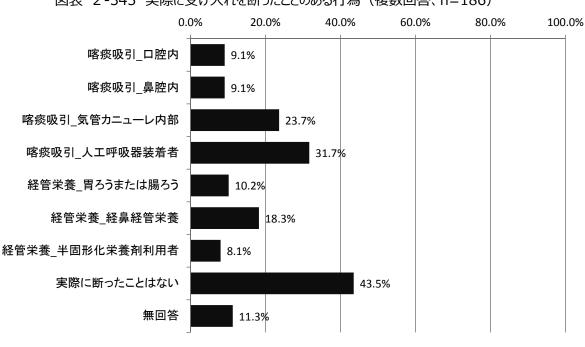
経管栄養が必要な利用者の受け入れの制限を設けている理由について聞いところ、「看護職員の対 応体制が構築できないため」が 64.9%と最も高く、次いで「リスク管理が難しいため」が 58.6%、 「利用ニーズに対応できる認定特定行為業務従事者等が不足しているため」が50.5%となっている。



図表 2-344 利用者の受け入れの制限を設けている理由(経管栄養) (n=111)

i) -3 実際に受け入れを断ったことのある行為

入所者の受入れの制限を設けている施設に対して、実際に受け入れを断ったことのある行為につい て聞いところ、「実際に断ったことはない」が43.5%と最も高く、次いで「人工呼吸器装着者」が31.7%、 「気管カニューレ内部」が23.7%となっている。



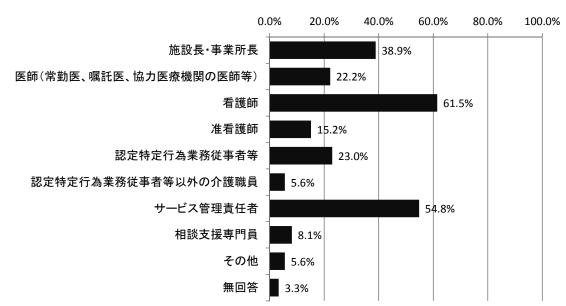
図表 2-345 実際に受け入れを断ったことのある行為(複数回答、n=186)

(5) 喀痰吸引等の提供プロセス

① 利用者からの同意取得

i) 主に利用者への説明、同意取得を行う者

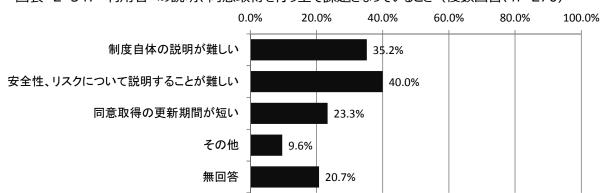
主に利用者への説明、同意取得を行う者は、「看護師」が61.5%と最も高く、次いで「サービス管理責任者」が54.8%、「施設長・事業所長」が38.9%となっている。



図表 2-346 主に利用者への説明、同意取得を行う者(複数回答、n=270)

ii) 利用者への説明、同意を行う上で課題となっていること

利用者への説明、同意取得を行う上で課題となっていることは、「安全性、リスクについて説明することが難しい」が40.0%と最も高くなっている。



図表 2-347 利用者への説明、同意取得を行う上で課題となっていること(複数回答、n=270)

iii) 利用者への説明、同意取得の際、トラブルとなった事例

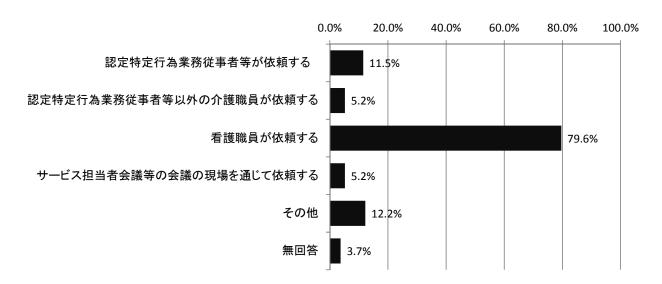
<主な回答内容>

- ・トラブルではないが、他の施設の実習は実験ではないため、いやがられた。
- ・実験台にするのかと言われた事がある。説明して納得はしてもらえた。
- ・親族に話しがしっかり伝わってなかった。
- ・身よりのない方、意思表示が難しい方の同意が難しい。
- ・家族が協力的でない等により、同意が得られない。
- ・実地研修の際の同意は、研修の必要性についての理解が得られず、同意が頂けなかったケース もある。
- ・トラブルではないが利用者家族等は、行って当たり前という感じであり、リスクをどこまで理解されているのか、わからない。(書類交わしの問題だけではない。)
- ・書類の更新手続きや手数料の部分でご利用者側の理解がきちんと得られず時間がかかった。

iv) 医師の指示書の取得方法 (医師への依頼方法)

医師の指示書の取得方法(医師への依頼方法)は、「看護職員が依頼する」が 79.6%と最も高くなっている。

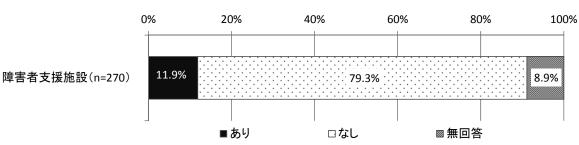
図表 2-348 医師の指示書の取得方法 (医師への依頼方法) (複数回答、n=270)



v) 指示料の利用者負担の有無

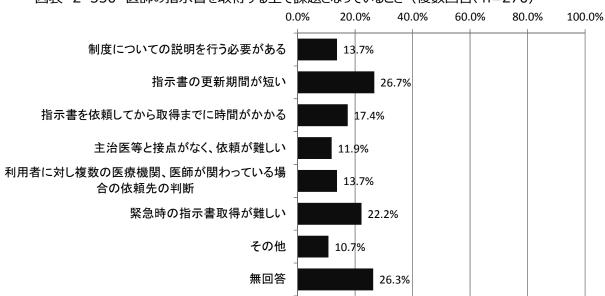
指示料の利用者負担「あり」は11.9%となっている。

図表 2-349 指示料の利用者負担の有無(単一回答)



vi) 医師の指示書を取得する上で課題となっていること

医師の指示書を取得する上で課題となっていることとしては、「指示書の更新期間が短い」が 26.7%と最も高くなっている。



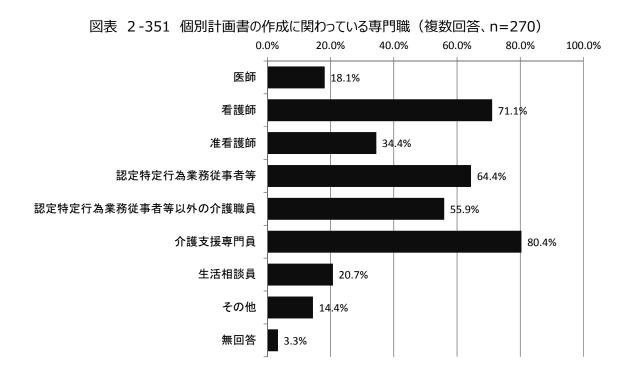
図表 2-350 医師の指示書を取得する上で課題となっていること(複数回答、n=270)

② 個別計画書の作成

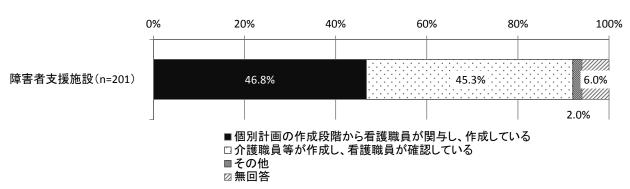
i) 個別計画書の作成に関わっている専門職

個別計画書の作成に関わっている専門職は、「介護支援専門員」が80.4%と最も高く、次いで「看護師」が71.1%、「認定特定行為業務従事者等」が64.4%となっている。

また、「看護師」「准看護師」が関わっている場合、看護職員の関与の方法は、「個別計画の作成段階から看護職員が関与し、作成している」が46.8%と最も高くなっている。



図表 2-352 看護職員の関与方法(単一回答)

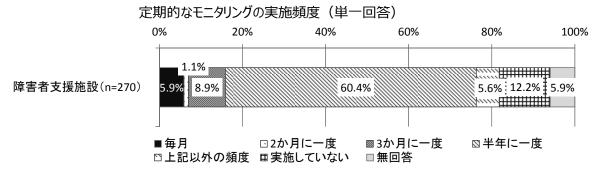


ii) 個別計画書の見直しに向けた、医師または看護職員による定期的なモニタリングの実施頻度

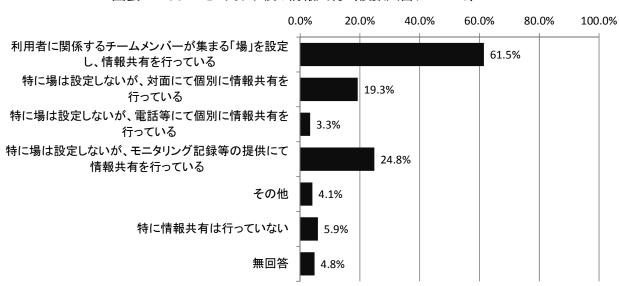
個別計画書の見直しに向けた、医師または看護職員による定期的なモニタリングを「3か月に一度」 以上実施しているのは、15.9%となっている。

また、モニタリング後の情報共有は、「利用者に関係するチームメンバーが集まる「場」を設定し、 情報共有を行っている」が 61.5%最も高くなっている。

図表 2-353 個別計画書の見直しに向けた、医師または看護職員による



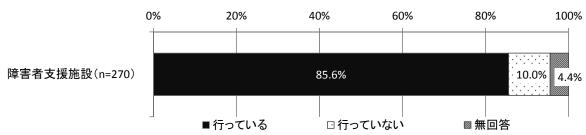
図表 2-354 モニタリング後の情報共有(複数回答、n=270)



日常的な情報共有(カンファレンス等)の実施にあたり、利用者に関係するチームメンバー間での、 iii) 利用者の状況等に関する情報共有の実施有無

利用者に関係するチームメンバー間での日常的な情報共有を「行っている」施設は 85.6%となっ ている。

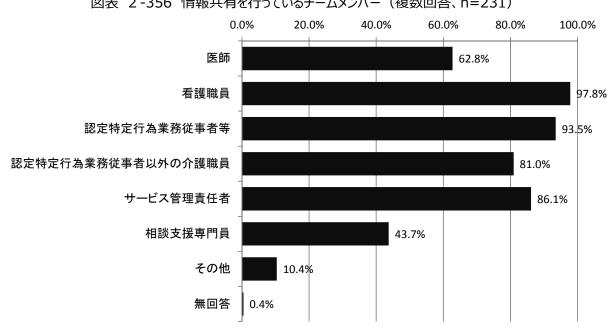
図表 2-355 喀痰吸引等の実施にあたり、利用者に関係するチームメンバー間での、 利用者の状況等に関する情報共有の実施有無(単一回答)



iii) - 1 情報共有を行っているチームメンバー

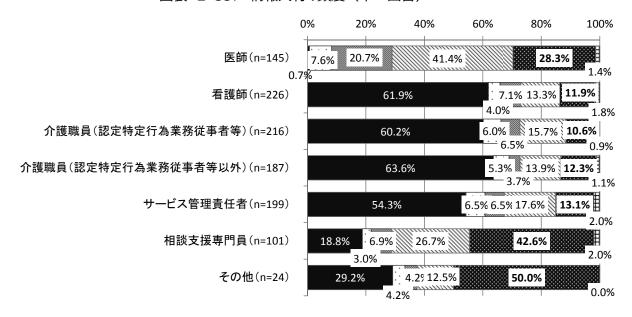
日常的な情報共有を「行っている」施設のうち、日常的な情報共有を行っているメンバーは、「看 護職員」が97.8%と最も高く、次いで「認定特定行為業務従事者等」が93.5%、「サービス管理責任 者」が86.1%となっている。

また、日常的な情報共有を「毎日」行っているのは、看護師、介護職員(認定特定行為業務従事者 等)、介護職員(認定特定行為業務従事者等以外)が6割以上、サービス管理責任者は約5割となっ ている。一方で、医師は 0.7%であった。



図表 2-356 情報共有を行っているチームメンバー (複数回答、n=231)

図表 2-357 情報共有の頻度 (単一回答)



■毎日 □週2~3回 ■週1回程度 図月1回程度 ■その他 田無回答

iv) 日常的なチームメンバー間の情報共有の方法等について、特に工夫していること

< I C T >

- ・記録をパソコン入力することにより、全てのフロアーから閲覧することができる。
- ・パソコンに連絡ノートを作り、入力、確認しあっている。
- メモ、メールの活用

<申し送り時の活用>

- 毎朝の申し送り(15分)・昼のミーティング(20分)
- ・夕方のミーティングで毎日確認している。
- ・朝会や夕会で、体調不良者の申し送り(吸引の回数をまめにするように。離床時吸引をするように。夜間、定期吸引を行うように等)

<ノート・記録の活用>

- ・情報共有ノートを活用している。
- ・朝・夕の引き継ぎ時休み等で不在の職員がいるため、引き継ぎノートに記入し全員に周知して もらっている。
- ・記録ノートを居室に設置
- ・利用者宅に訪問の際に前回訪問時のサービス提供記録を確認し、状況を把握してからケアに入る。特変はサービス提供責任者にメール・電話で報告し、必要時チームメンバーに伝達する。

<その他>

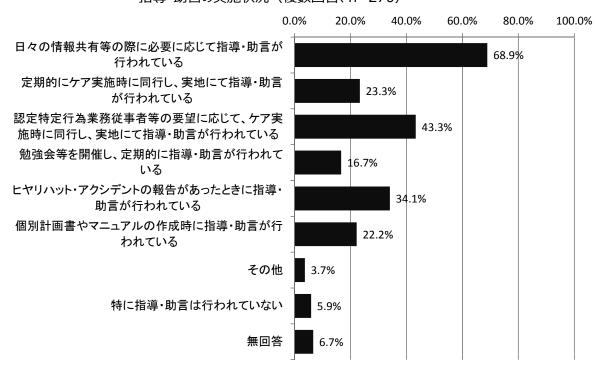
- 話しやすい雰囲気をつくる。
- ・体調の変化に応じ、情報を共有・その都度、医師・看護師より指示をもらい、介護職員も対応。
- ・細かな、情報も、必ず看護師、担当職員へ伝える。

③ 看護職員による指導・助言

i) 看護職員による認定特定行為業務従事者等に対する指導・助言の実施状況

看護職員による認定特定行為業務従事者等に対する指導・助言のうち、「日々の情報共有等の際に必要に応じて指導・助言が行われている」が 68.9%と最も高く、次いで「認定特定行為業務従事者等の要望に応じて、ケア実施時に同行し、実地にて指導・助言が行われている」が 43.3%、「ヒヤリハット・アクシデントの報告があったときに指導・助言が行われている」が 34.1%となっている。

図表 2-358 看護職員による認定特定行為業務従事者等に対する 指導・助言の実施状況(複数回答、n=270)

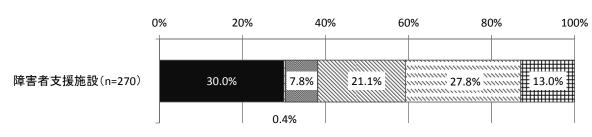


④ 実施報告書

i) 実施報告書の医師への提出頻度

実施報告書の医師への提出を「毎月」している割合は、30.0%となっている。

図表 2-359 実施報告書の医師への提出頻度(単一回答)



■毎月 □2か月に一度 ■3か月に一度 □半年に一度 □上記以外 □無回答

(6) 喀痰吸引等の提供に関する安全対策実施状況

① 喀痰吸引等の安全に関する委員会や会議について (※他の委員会や会議と合わせて開催する場合を含む)

i) 設置有無

安全に関する委員会や会議の設置「あり」の割合は、72.6%となっている。

図表 2-360 喀痰吸引等の安全に関する委員会や会議の設置有無(単一回答) 0% 20% 40% 60% 80% 100%

72.6%

□なし

23.3%

■無回答

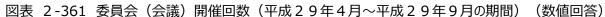
4.1%

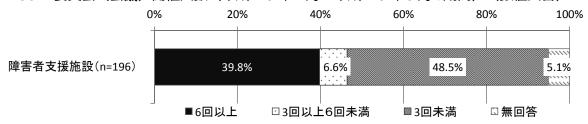
ii) 委員会(会議)開催回数

障害者支援施設(n=270)

6か月間における安全に関する委員会(会議)を「3回未満」開催している施設は 48.5%と最も高く、次いで「6回以上」が 39.8%、「3回以上6回未満」が 6.6%となっている。

■あり





iii) 委員会(会議)メンバーの職種

安全に関する委員会(会議)メンバーの職種は、「看護師」が87.8%と最も高く、次いで「認定特定行為業務従事者等」が82.7%、「サービス管理責任者」が78.6%となっている。

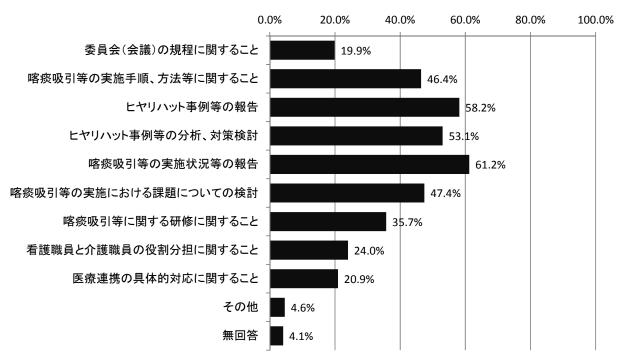
図表 2-362 委員会 (会議) メンバーの職種 (複数回答、n=196) 0.0% 60.0% 80.0% 100.0% 20.0% 40.0% 施設長 事業所長 76.5% 医師(常勤医、嘱託医、協力医療機関の医師等) 35.7% 看護師 87.8% 准看護師 37.2% 認定特定行為業務従事者等 82.7%

准有護師 37.2% 37.2

199

iv) 委員会(会議)での検討内容

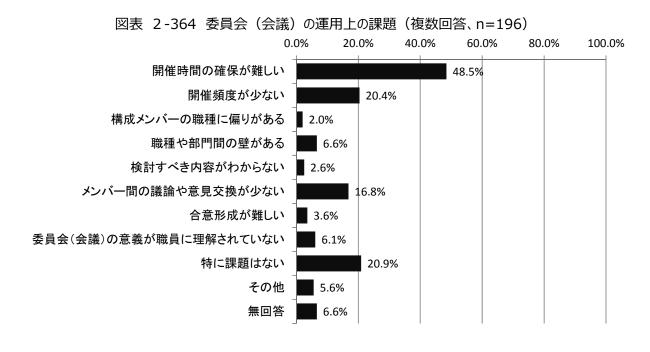
安全に関する委員会(会議)での検討内容について聞いたところ、「喀痰吸引等の実施状況等の報告」が61.2%と最も高く、次いで「ヒヤリハット事例等の報告」が58.2%、「ヒヤリハット事例等の分析、対策検討」が53.1%となっている。



図表 2-363 委員会(会議)での検討内容(複数回答、n=196)

v) 委員会(会議)の運用上の課題

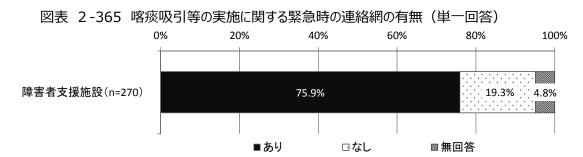
安全に関する委員会(会議)の運用上の課題について聞いたところ、「開催時間の確保が難しい」が 48.5%と最も高く、次いで「特に課題はない」が 20.9%、「開催頻度が少ない」が 20.4%となっている。



② マニュアル (業務手順書等)の整備状況について

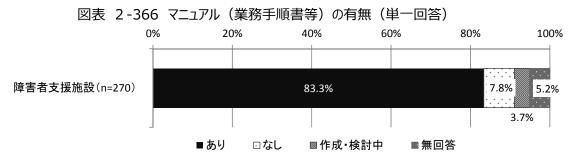
i) 喀痰吸引等の実施に関する緊急時の連絡網の有無

喀痰吸引等の実施に関する緊急時の連絡網が「あり」の施設は75.9%となっている。



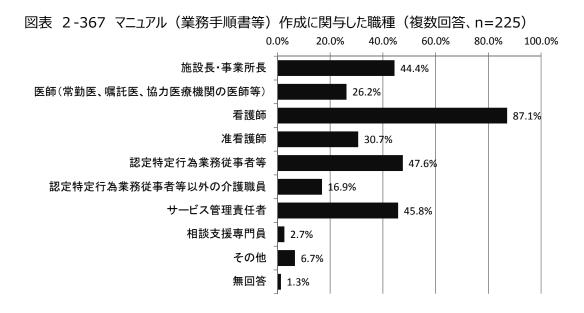
ii) 認定特定行為業務従事者等が喀痰吸引等を実施するためマニュアル(業務手順書等)の有無 ※既存のマニュアルにおいて喀痰吸引等を実施するための内容が記載されている場合を含む

認定特定行為業務従事者等が喀痰吸引等を実施するためマニュアル(業務手順書等)が「あり」の施設は83.3%となっている。



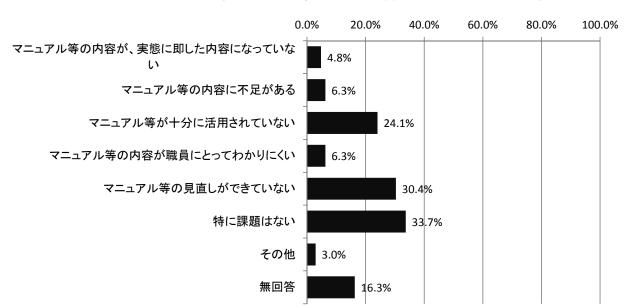
iii)マニュアル(業務手順書等)作成に関与した職種

マニュアル (業務手順書等) が「あり」の施設では、マニュアル (業務手順書等) 作成に関与した職種は、「看護師」が 87.1%と最も高く、次いで「認定特定行為業務従事者等」が 47.6%、「サービス提供責任者」が 45.8%となっている。



iv)マニュアル(業務手順書等)の運用上の課題

マニュアル(業務手順書等)の運用上の課題では、「特に課題はない」が33.7%と最も高く、次いで「マニュアル等の見直しができていない」が30.4%、「マニュアル等が十分に活用されていない」が24.1%となっている。

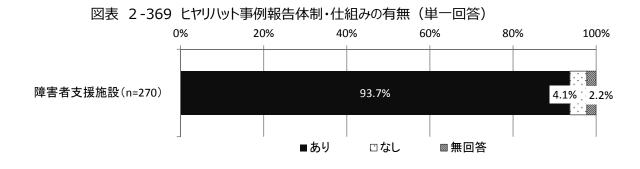


図表 2-368 マニュアル (業務手順書等) の運用上の課題 (複数回答、n=270)

③ ヒヤリハット・アクシデント

i) ヒヤリハット事例報告体制・仕組みの有無

ヒヤリハット事例報告体制・仕組みが「あり」の施設は93.7%となっている。



ii) 施設・事業所のヒヤリハット・アクシデント件数(喀痰吸引等に限定しない) (平成 29 年4月から 9 月の実績)

施設全体のヒヤリハットの平均件数は56.36件、アクシデントは23.10件となっている。

図表 2-370 施設全体のヒヤリハット・アクシデント件数 (喀痰吸引等に限定しない)

	事業所数	0	10回未満	10回以上50回未満	50回以上	無回答	平均値(単位:件数)	(単位:件数)標準偏差
施設全体のヒヤリハット	270 100.0%	46 17.0%	49 18.1%	79 29.3%	66 24.4%	30 11.1%	56.36	127.81
施設全体のアクシデント	270 100.0%	76 28.1%	53 19.6%	60 22.2%	32 11.9%	49 18.1%	23.10	40.37

iii) 認定特定行為業務従事者等に関するヒヤリハット・アクシデント件数 (平成 29 年 4 月から 9 月の実績)

認定特定行為業務従事者等に関する<u>ヒヤリハットの件数</u>について喀痰吸引等の行為別でみると、全ての行為について「0回」が最も高くなっている。

認定特定行為業務従事者等に関する \underline{r} クシデントの件数について喀痰吸引等の行為別でみると、全ての行為について「0回」が最も高くなっている。

図表 2-371 認定特定行為業務従事者等に関するとヤリハット件数(数値回答)

	事業所数	0	3回未満	3回以上5回未満	5回以上	無回答	平均値(単位:回)	標準偏差(単位:回)
喀痰吸引_口腔内	270 100.0%	181 67.0%	5 1.9%	0 0.0%	1 0.4%	83 30.7%	0.08	0.75
喀痰吸引_鼻腔内	270 100.0%	181 67.0%	2 0.7%	1 0.4%	0 0.0%	86 31.9%	0.03	0.24
喀痰吸引_気管カニューレ内部	270 100.0%	161 59.6%	4 1.5%	1 0.4%	0 0.0%	104 38.5%	0.05	0.37
経管栄養_胃ろう又は腸ろう	270 100.0%	162 60.0%	26 9.6%	10 3.7%	8 3.0%	64 23.7%	0.84	4.24
経管栄養_経鼻経管栄養	270 100.0%	161 59.6%	4 1.5%	4 1.5%	1 0.4%	100 37.0%	0.16	0.84

図表 2-372 認定特定行為業務従事者等に関するアクシデント件数(数値回答)

	事業所数	0	3回未満(0回を除く)	3回以上5回未満	5回以上	無回答	平均値(単位:回)	標準偏差(単位:回)
喀痰吸引_口腔内	270 100.0%	184 68.1%	1 0.4%	0 0.0%	0 0.0%	85 31.5%	0.01	0.07
喀痰吸引_鼻腔内	270 100.0%	180 66.7%	1 0.4%	0 0.0%	0 0.0%	89 33.0%	0.01	0.07
喀痰吸引_気管カニューレ内部	270 100.0%	163 60.4%	1 0.4%	1 0.4%	0 0.0%	105 38.9%	0.03	0.32
経管栄養_胃ろう又は腸ろう	270 100.0%	172 63.7%	11 4.1%	3 1.1%	4 1.5%	80 29.6%	0.31	1.35
経管栄養_経鼻経管栄養	270 100.0%	161 59.6%	3 1.1%	1 0.4%	2 0.7%	103 38.1%	0.16	1.09

iv) 認定特定行為業務従事者等に関するとヤリハットの内容(平成29年4月から9月の実績)

認定特定行為業務従事者等に関するヒヤリハットの内容について聞いたところ喀痰吸引、経管栄養両者ともに「その他」の割合が最も高かった。喀痰吸引、経管栄養の「その他」の中には「特になし」が多く挙がっていた。

図表 2-373 認定特定行為業務従事者等に関するとヤリハットの内容(喀痰吸引)(数値回答)

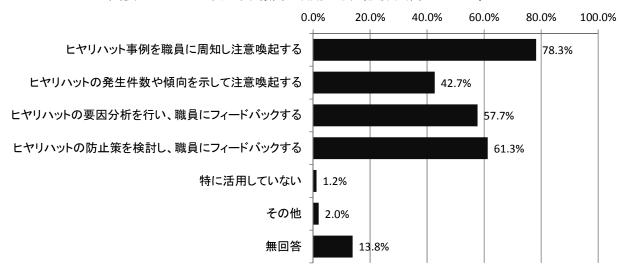
事業所数	利用者の状態の観察不足	医師の指示内容の確認不足	必要物品、機器の点検不足	吸引器の故障・誤作動	吸引器の不適切な取り扱い	誤った手順での実施	使用後の消毒や後片付けの不備	その他	無回答
270	8	2	8	2	4	6	4	20	228
100.0%	3.0%	0.7%	3.0%	0.7%	1.5%	2.2%	1.5%	7.4%	84.4%

図表 2-374 認定特定行為業務従事者等に関するとヤリハットの内容(経管栄養) (数値回答)

事業所数	利用者の状態の観察不足	医師の指示内容の確認不足	必要物品、機器の点検不足	栄養剤(流動食)の取り扱い間違い	栄養チューブの不適切な取り扱い	栄養チューブのつまり	誤つた手順での実施	使用後の消毒や後片付けの不備	その他	無回答
270	10	5	12	17	21	13	8	6	33	193
100.0%	3.7%	1.9%	4.4%	6.3%	7.8%	4.8%	3.0%	2.2%	12.2%	71.5%

v) ヒヤリハット報告の活用方法

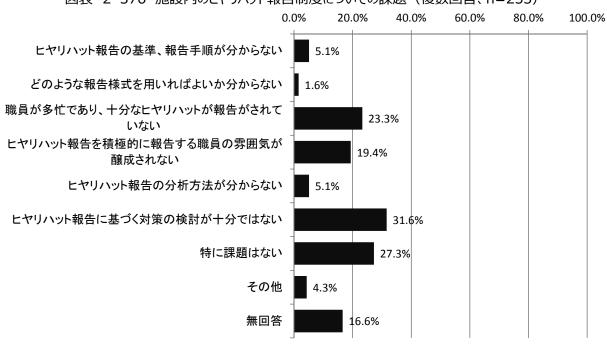
ヒヤリハット報告の活用方法は「ヒヤリハット事例を職員に周知し注意喚起する」が 78.3% と最も高く、次いで「ヒヤリハットの防止策を検討し、職員にフィードバックする」が 61.3%、「ヒヤリハットの要因分析を行い、職員にフィードバックする」が 57.7% となっている。



図表 2-375 ヒヤリハット報告の活用方法(複数回答、n=253)

vi) 施設内のヒヤリハット報告制度についての課題

施設内のヒヤリハット報告制度についての課題では、「ヒヤリハット報告に基づく対策の検討が十分ではない」が最も高く31.6%、次いで「特に課題はない」が27.3%、「職員が多忙であり、十分なヒヤリハットが報告されていない」が23.3%となっている。

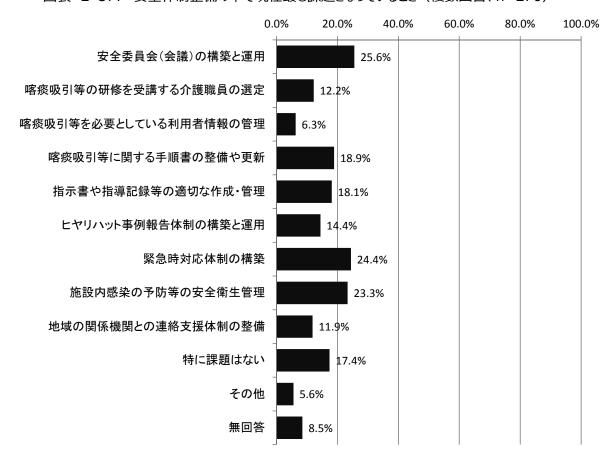


図表 2-376 施設内のヒヤリハット報告制度についての課題(複数回答、n=253)

④ 安全体制整備上の課題・工夫点

i) 安全体制整備の中で現在最も課題となっていること

安全体制整備の中で現在最も課題となっていることについて聞いたところ「安全委員会(会議)の構築と運用」が25.6%と最も高く、次いで「緊急時対応体制の構築」が24.4%、「施設内感染の予防等の安全衛生管理」が23.3%となっている。



図表 2-377 安全体制整備の中で現在最も課題となっていること(複数回答、n=270)

介護職員等による喀痰吸引等の提供に関する考え、方針 (7)

① 介護職員等による喀痰吸引等の提供

i) 喀痰吸引等を必要とする利用者の今後の動向についての考え

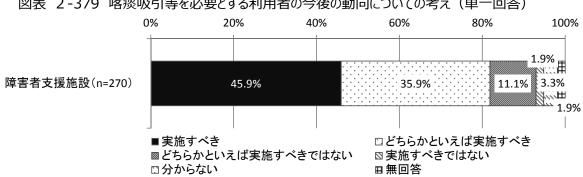
喀痰吸引等を必要とする利用者の今後の動向について「今後、利用ニーズは増えていくと思われる」 と考えている施設は89.3%となっている。

20% 40% 60% 80% 100% 障害者支援施設(n=270) 89.3% 7.0% 3.3% 0.4% ■今後、利用ニーズは増えていくと思われる □利用ニーズは特に増えないと思われる ■利用ニーズは減っていくと思われる ⊠無回答

図表 2-378 喀痰吸引等を必要とする利用者の今後の動向についての考え(単一回答)

介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する考え

介護職員等が喀痰吸引等を実施することについて「実施すべき」と考えている施設は 45.9%とな っている。



図表 2-379 喀痰吸引等を必要とする利用者の今後の動向についての考え(単一回答)

ii)- 1 介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安×実施することに対する考え

介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安とその考えの関係を見てみると、各サービス ともに、介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安が少なくなるほど、介護職員等が「実 施すべき」の割合が高くなっている。

図表 2-380 介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安×実施することに対する考え

			介護職員	員等が喀痰吸	引等を実施	することに対す	る考え	
		合計	実施すべき	どちらかといえば	どちらかといえば	実施すべきではない	分からない	無回答
	全体	270 100.0%	124 45.9%	97 35.9%	30 11.1%	5 1.9%	9 3.3%	5 1.9%
介護職員等が喀痰吸引等を実	不安がある	79 100.0%	27 34.2%	30 38.0%	16 20.3%	3 3.8%	3 3.8%	0 0.0%
施することに対する不安	やや不安がある	127 100.0%	58 45.7%	51 40.2%	13 10.2%	1 0.8%	4 3.1%	0 0.0%
	特に不安はない	54 100.0%	37 68.5%	13 24.1%	1 1.9%	1 1.9%	2 3.7%	0 0.0%

iii) 実施すべきではないと考える具体的な理由

<看護職員が対応すべき>

- ・喀痰吸引等は医療行為であり、基本的には看護師の分野と思う。
- ・基本的には医療従事者が、実施すべきであるが、人員的な問題で、現状的には難しい。
- ・看護師の配置・確保(人的、給与面)が可能であるならば、看護師が実施した方が良い。
- ・基本的には医療行為であり、生活支援の施設では負うべきではない。事情による部分もある。
- ・医療行為のため、実際は看護師がすべきであると思う。
- ・十分な専門性という点では極力看護職が関わることが望しいと考える。
- できれば看護師で、介護職員はやむを得ない場合のみ。
- ・医療を学んだ看護師が行った方が、より安全面は確保される。

<介護職員の負担が増える>

- ・研修を受けているとは言え、知識、経験、緊急時の判断など介護職員の精神的負担が大きいと 考える。当施設は胃ろうの利用者なのでまだ不安は少ないが、しかし、看護師の確保が大変む ずかしくやむをえないと考えている。
- ・介護職員の負担が大きい。施設が病院化していく。
- 養成にも時間がかかる。

<リスク管理>

- ・知的の施設では危険度が高い。
- ・安全性に不安が残るため。

iv) 介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安

介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安について聞いたところ、「不安がある」または「やや不安がある」が合計で76.3%となっている。

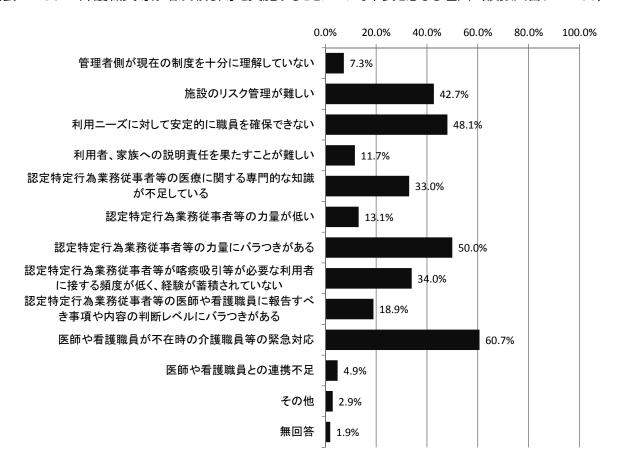
0% 20% 40% 60% 80% 100% 100% 29.3% 47.0% 20.0% 3.7% 20.0% 3.7% ■不安がある □やや不安がある ■特に不安はない □無回答

図表 2-381 介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安(単一回答)

iv) - 1 介護職員等が喀痰吸引等を実施することについて不安と感じる理由

「不安がある」、「やや不安がある」と回答した施設に対して介護職員等が喀痰吸引等を実施することについて不安と感じる理由について聞いたところ、「医師や看護職員が不在時の介護職員等の緊急対応」が60.7%と最も高く、次いで「認定特定行為業務従事者等の力量にバラつきがある」が50.0%、「利用ニーズに対して安定的に職員を確保できない」が48.1%となっている。

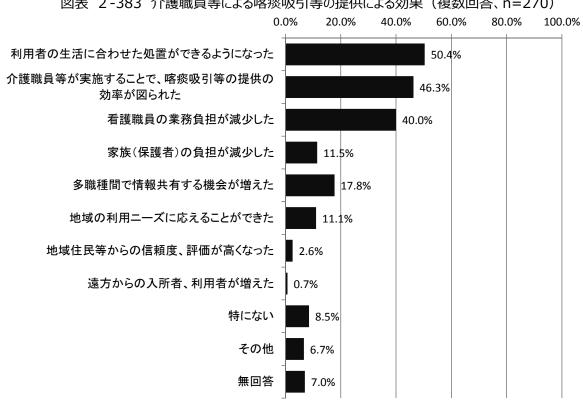
図表 2-382 介護職員等が喀痰吸引等を実施することについて不安と感じる理由(複数回答、n=206)



② 介護職員等による喀痰吸引等の提供による効果、課題の発生状況

i) 介護職員等による喀痰吸引等の提供による効果

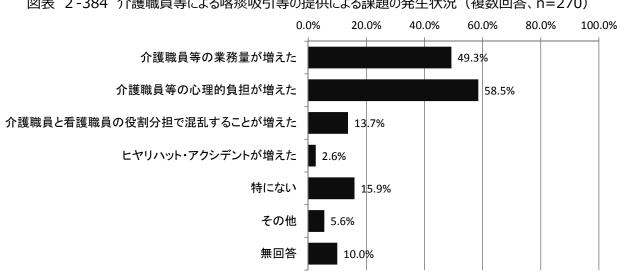
介護職員等による喀痰吸引等の提供による効果について聞いたところ、「利用者の生活に合わせた 処置ができるようになった」が 50.4%と最も高く、次いで「介護職員等が実施することで、喀痰吸 引等の提供の効率が図られた」が46.3%、「看護職員の業務負担が減少した」が40.0%となっている。



図表 2-383 介護職員等による喀痰吸引等の提供による効果(複数回答、n=270)

ii) 介護職員等による喀痰吸引等の提供による課題の発生状況

「介護職員等の心理的負担が増えた」が58.5%と最も高く、次いで「介護職員等の業務量が増えた」 が 49.3%、「特にない」が 15.9%となっている。



図表 2-384 介護職員等による喀痰吸引等の提供による課題の発生状況(複数回答、n=270)

iii) 現行制度の運用上で課題と感じる点、改善すべきと思われる点

<対応可能な範囲が限定的>

- ・意味のある研修をしてほしい。吸引できる範囲が制限されている為吸痰できないし。痰の詰まりはとれない。
- ・吸引時は奥までチューブを入れられないところ、グループホームでの対応時も看護師がいないとできない。
- ・吸引時の咽頭手前までしかチューブを挿入できない事で、すっきり吸痰できない。
- ・経管栄養においてPEGの種類によっては、介護職が実施できないものがあること。
- ・吸引チューブ、鼻腔挿入8 c m と規定あり、研修を実施しているが、痰が奥にある場合は、届かず(チューブが)いざという時、看護師不在時、痰が充分に取れるか不安。
- ・口腔内、鼻腔内の吸引では、しっかりと痰を吸引することは、出来ず、再度看護師が吸引を行 わないといけない。
- ・薬の注入、胃ろうチューブの回転ができないこと。
- ・吸引が必要な利用者の中で介護職員ができる、範囲以上の吸引が必要な場合が多く、介護職員では取り除ききれない場合がある。第1号研修を受けたくても実地指導する、研修先がない。
- ・指定されている部位までだと痰がとりきれない。

<研修について>

- ・一人の利用者に複数のヘルパーの実施研修が必要のため事業所の負担が大きい。医療的ケアの 内容が変更になると更に実施研修が必要となり負担が大きい。
- ・職場の異動があった場合、3号研修を受けた意味がなくなる。1号研修は時間数が多すぎて受けに行くことができない。
- ・不特定多数への処置はできないのか。特定に決めると対応ができなくなる。また、1号、2号 の研修時間が長くて研修に出せない状態である。
- ・全員が速やかに資格を取得できる体制にない。①研修受入側の人数制限、②施設側の日常業ムへの影響。(研修による不在により)
- ・第3号の研修については、もっと受けやすく簡潔なもので良いのでは。(実習指導看護師による 研修のみで、事業所内で研修が完結できるような制度が望ましい)
- ・1、2号研修の普及、推進の為のシステムの見直し(取得し易さ)
- ・実施研修を行えるタイミングが限られている。
- ・研修の回数を増やしてほしい。現状、1年に1人とれるかどうかである。
- ・研修の期間が短縮される等、多くの職員が資格取得できる体制を望む。
- ・研修期間が長く、年に、数名しか増えない。吸引以外の行為はどうなるのか?
- ・喀痰吸引等研修に参加しやすくなるよう研修時間の見直しが必要ではと思われる。
- ・第2号研修取得は派遣費用と時間数が負担(徐々に増やしているが)
- ・第3号研修も、対象者の出現のタイミングとの関係では上記同様。
- ・介護職員には全員研修をうけてほしいが費用や時間等で非常に無理がある。入所施設では毎日 の介助であり、家族の同意があれば家族と同様の関わりができないのか…。

- ・施設での実施演習に関わる指導看護師の負担が大きい。
- ・准看護師では指導看護師になれないこと。
- ・特定事業所加算をもらっていても、行為に対して報酬があれば行為に関わる職の手当として支 給できるようにするべき。

<書類・手続きついて>

- ・手続き等が頻雑のため、もう少しスリム化できればよい。家族、本人の同意を必須とすること で、現行制度が実施されている。この点、同意と瑕疵責任の関係性を明確にすべき。
- ・申請手順が複雑で手間と時間がかかりすぎる。何度も自治体に電話をしないと情報が少ない。
- ・手続きに時間がかかり過ぎて即時対応出来ない。
- ・もっとシンプルな書式や更新にしてほしい。
- ・実施に至るまでの申請等の事務量が多く、おいつかない。利用者さんの状況が変わるたびに、 研修をしなくてはならない。(特定)
- ・介護職員が実際に実施できるまでの手続等が大変。医療機関との連絡等がスムーズに行かない。
- ・対象利用者数、喀痰吸引を行う介護職員の数ともに多く、毎年多くの異動があるため研修受講 や実地研修実施の困難さもさることながら、事務手続きや各種申請書類の準備等の事務処理が 非常に煩雑で業務を著しく圧迫している。業務手続の簡素化、効率化を検討してほしい。
- ・研修受講から実務まで手順が煩雑。

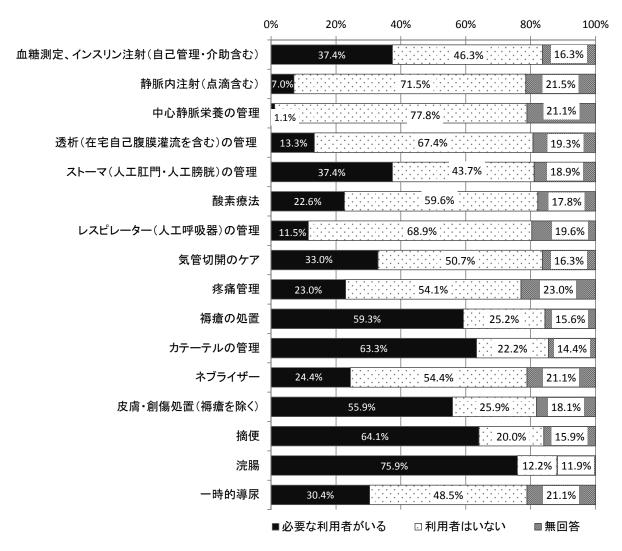
(8) 喀痰吸引等以外の医行為の提供が必要な利用者の状況

① 行為別の利用者

i) 喀痰吸引等以外の医行為の提供が必要な利用者の状況

喀痰吸引等以外の医行為の提供が必要な利用者の有無、平均人数は以下の通りとなっている。

図表 2-385 喀痰吸引等以外の医行為の提供が必要な利用者の有無(単一回答、n=270)



図表 2-386 喀痰吸引等以外の医行為の提供が必要な利用者数(数値回答)

	事業所数	平均値(単位:人)	標準偏差
血糖測定、インスリン注射(自己管理・介助含む)	93	1.88	1.71
静脈内注射(点滴含む)	18	1.33	1.03
中心静脈栄養の管理	3	0.67	0.58
透析(在宅自己腹膜灌流を含む)の管理	35	1.51	0.89
ストーマ(人工肛門・人工膀胱)の管理	97	1.59	1.05
酸素療法	59	1.41	0.72
レスピレーター(人工呼吸器)の管理	30	1.97	2.47
気管切開のケア	88	2.66	3.17
疼痛管理	60	5.72	6.20
褥瘡の処置	151	2.74	2.51
カテーテルの管理	164	5.52	3.94
ネブライザー	63	2.32	1.70
皮膚・創傷処置(褥瘡を除く)	134	9.37	11.91
摘便	160	5.35	6.11
浣腸	190	12.55	17.67
一時的導尿	77	1.61	1.34

ii) 喀痰吸引等以外の医行為の提供が必要な利用者

喀痰吸引等以外の医行為の提供が必要な利用者について聞いたところ、「レスピレーター(人工呼吸器)の管理」が 58.1%と最も高く、次いで「中心静脈栄養の管理」が 55.6%、「透析(在宅自己腹膜灌流を含む)の管理」が 39.3%となっている。

0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0% 血糖測定、インスリン注射(自己管理・介助含む) 20.0% 静脈内注射(点滴含む) 37.8% 中心静脈栄養の管理 55.6% 透析(在宅自己腹膜灌流を含む)の管理 39.3% ストーマ(人工肛門・人工膀胱)の管理 12.2% 酸素療法 32.2% レスピレーター(人工呼吸器)の管理 58.1% 気管切開のケア 38.1% 疼痛管理 14.8% 褥瘡の処置 5.2% カテーテルの管理 8.9% ネブライザー 11.1% 皮膚・創傷処置(褥瘡を除く) 3.0% 摘便 3.7% 浣腸 2.6% 一時的導尿 10.4% その他 2.6% いずれも制限を設けていない 13.3% 無回答 20.0%

図表 2-387 喀痰吸引等以外の医行為の提供が必要な利用者(複数回答、n=270)

6. 特別支援学校

(1) 基本情報

① 学校属性

i) 学校区分

学部区分は、「小学部」が 97.2% と最も高く、次いで「中学部」が 96.0%、「高等部」が 91.5% となっている。

図表 2-388 学部 (複数回答)

	学校数	幼稚部	小学部	中学部	高等部	無回答
合計	177 100.0%	16 9.0%	172 97.2%	170 96.0%	162 91.5%	0.0%

ii) 所在地

回答のあった特別支援学校の所在地は以下の通りである。

図表 2-389 所在地(記述回答)

	图表 2-389 所任地(記述回合)										
学 北 青 岩 宮 秋 山 福 茨 栃 群 埼 千 校 海 森 手 城 田 形 島 城 木 馬 玉 菜 数 道 県 県 県 県 県 県 県 県	東京系都	神奈二県 新潟県	富山県								
合計 177 9 7 - 6 3 5 1 - 8 12	15	16 4	1								
100.0% 5.1% 4.0% - 3.4% - - 1.7% 2.8% 0.6% - 4.5% 6.8%	8.5% 9.	.0% 2.3%	0.6%								
学 石 福 山 長 岐 静 愛 三 滋 京 大 兵 校 川 井 梨 野 阜 岡 知 里 望 都 阪 庫 数 県 県 県 県 県 県 県 県	奈良 良 県 レ	和鳥取山県	島根県								
A=1 177 3 - 7 - 13 - 5 - 8 9 6	-	2 –	2								
合計 177 100.0% 1.7% 4.0% - 7.3% - 2.8% - 4.5% 5.1% 3.4%	- 1.	.1% –	1.1%								
		•									
学 岡 広 山 徳 香 愛 高 福 佐 長 熊 大分県 校 山 県 県 県 県 県 県 県 県 県	宮崎県県	沖縄県	無回答								
合計 177 - 7 1 4 - 3 5 6	3	5 1	_								
I 100.0% - 4.0% 0.6% - - 2.3% - 1.7% - - 2.8% 3.4%	1.7% 2	.8% 0.6%	_								

iii) 登録特定行為 (喀痰吸引等) 事業者の登録

登録特定行為(喀痰吸引等)事業者の登録状況は、「登録済み」が90.4%となっている。

図表 2-390 登録特定行為 (喀痰吸引等) 事業者の登録 (単一回答)

	学校数	登録済み	申請中	申請予定	未登録	以回浦	
合計	177 100.0%	160 90.4%	1 0.6%	2 1.1%	7 4.0%	7 4.0%	

② 生徒情報等

i) 生徒数

在籍する生徒数は、「100 人未満」が 40.1%と最も高く、次いで「200 人以上」が 28.2%、「100 人 以上 150 人未満」が 16.9%となっている。

図表 2-391 生徒数 (数値回答)

	学校数	100人未満	100以上150人未満	150以上200人未満	200人以上	無回答	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
合計	177 100.0%	71 40.1%	30 16.9%	23 13.0%	50 28.2%	3 1.7%	142.84	89.90

(2) 職員体制

① 医師、協力医療機関の体制

i) 学校医・指導医の配置 ※常勤、非常勤を問わない

学校医・指導医が「いる」を選択したのは、91.5%となっている。

図表 2-392 学校医・指導医の配置 (単一回答)

ii) 指示書を取得している医療機関数

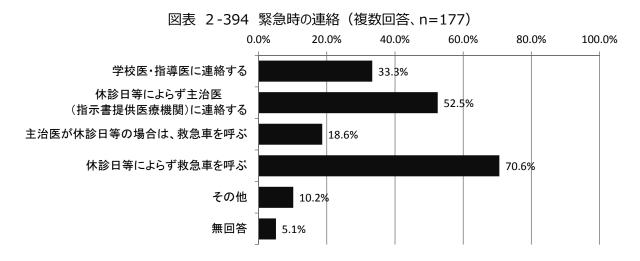
指示書を取得している医療機関数は、「4 ヶ所以上」が 36.7% と最も高く、次いで「1 ヶ所」が 18.6%、「3 ヶ所」が 13.0% となっている。

	四式 2 333 沿小首 E 取得 C C V · 0 区 凉										
	学 校 数	0 ヶ 所	1 ケ 所	2 ヶ 所	3 ヶ 所	4 ヶ所 以上	無回答	平均値 (単位:ヶ所)	標準偏差 (単位:ヶ所)		
合計	177 100.0%	3 1.7%	33 18.6%	21 11.9%	23 13.0%	65 36.7%	32 18.1%	3.99	3.10		

図表 2-393 指示書を取得している医療機関数 (数値回答)

iii) 緊急時の連絡

緊急時の連絡について聞いたところ「休診日等によらず救急車を呼ぶ」が 70.6%と最も高く、次いで「休診日等によらず主治医(指示書提供医療機関)に連絡する」が 52.5%、「学校医・指導医に連絡する」が 33.3%となっている。



② 看護職員の体制

i) 看護職員数

看護職員(常勤)の平均実人数は、看護師が 1.69 人、准看護師が 0.03 人となっている。 看護職員(非常勤)の平均実人数は、看護師が 3.76 人、准看護師が 0.20 人となっている。

図表 2-395 常勤(実人数)(数値回答)

	学校数	Q	3人未満(0人を除く)	3人以上5人未満	5人以上10人未満	10人以上	無回答	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
看護師	177 100.0%	28 15.8%	67 37.9%	22 12.4%	7 4.0%	0 0.0%	53 29.9%	1.69	1.39
准看護師	177 100.0%	75 42.4%	2 1.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	100 56.5%	0.03	0.16

図表 2-396 非常勤 (実人数) (数値回答)

	学校数	0人	3人未満 (0人を除く)	3人以上5人未満	5人以上10人未満	10人以上	無回答	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
看護師	177 100.0%	15 8.5%	56 31.6%	33 18.6%	32 18.1%	9 5.1%	32 18.1%	3.76	3.83
准看護師	177 100.0%	69 39.0%	17 9.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	91 51.4%	0.20	0.40

③ 教職員等の体制

i) 教職員数

教員以外

100.0%

40.1%

平均実人数は、「教員(常勤)」が89.11人、「教員(非常勤)」が5.3人、「教員以外(常勤)」が12.53人、「教員以外(非常勤)」が8.75人となっている。

図表 2-397 教員·常勤 (実人数) (数値回答) 平均値 学校数 標準偏差 50人未満 50人以上70人未満 70人以上90人未満 90人以上 (単 位 (単位 三人 人 177 31 38 26 78 教員 45.17 89.11 2.3% 100.0% 17.5% 21.5% 14.7% 44.1% 図表 2-398 教員·非常勤 (実人数) (数値回答) 5人未満 平均值 標準偏差 5人以上10人未満 10人以上15人未満 15人以上 (単位:人) (単位 .. 人 177 91 10 31 36 教員 5.3 7.99 100.0% 51.4% 17.5% 5.1% 5.6% 20.3% 図表 2-399 教員以外·常勤 (実人数) (数値回答) 平均值 5人未満 標準偏差 15人以上 0人以上15人未満 人以上10人未満 単位 (単位:人) .. 人 177 32 27 48 教員以外 12.53 11.40 100.0% 18.1% 28.2% 15.3% 27.1% 11.3% 図表 2-400 教員以外·非常勤(実人数)(数値回答) 平均 5人以上10人未満 標準偏差 10人以上15人未満 15人以上 値 単 (単 位 位 人 .. 177 28

10.7%

15.8%

18.1%

15.3%

8.75

10.81

ii) 認定特定行為業務従事者等の人数(教員と教員以外の合計)

(実人数)

「第1号研修の修了者」の平均実人数は、常勤が0.05人、非常勤が0.04人となっている。 「第2号研修の修了者」の平均実人数は、常勤が0.03、非常勤が0.04人となっている。 「第3号研修の修了者」の平均実人数は、常勤が21.38人、非常勤が1.10人となっている。 「経過措置対象者」の平均実人数は、常勤が0.47人、非常勤が0.03人となっている。

(実人数・実際に喀痰吸引等を提供している職員)

「第1号研修の修了者」の平均実人数は、0.02人となっている。

「第2号研修の修了者」の平均実人数は、0.03人となっている。

「第3号研修の修了者」の平均実人数は、11.96人となっている。

「経過措置対象者」の平均実人数は、0.11人となっている。

(認定特定行為業務従事者等のうち、実際に喀痰吸引等を提供している割合)

「第1号研修の修了者」の提供している割合は、22.2%となっている。

「第2号研修の修了者」の提供している割合は、42.9%となっている。

「第3号研修の修了者」の提供している割合は、53.2%となっている。

「経過措置対象者」の提供している割合は、21.6%となっている。

※上記は「常勤」「非常勤」「常勤換算」の人数すべてに回答があった特別支援学校にて集計

図表 2-401 常勤 (実人数) (数値回答、n=102)

	平均値 (単位:人)	標準偏差
第1号研修の修了者	0.05	0.41
第2号研修の修了者	0.03	0.17
第3号研修の修了者	21.38	31.35
経過措置対象者	0.47	2.82
合計	21.93	31.50

図表 2-402 非常勤 (実人数) (数値回答、n=102)

	平均値 (単位:人)	標準偏差
第1号研修の修了者	0.04	0.28
第2号研修の修了者	0.04	0.28
第3号研修の修了者	1.10	3.92
経過措置対象者	0.03	0.22
合計	1.21	3.98

図表 2-403 実際に喀痰吸引等を提供している職員(数値回答、実人数) (n=102)

	平均値(単位:人)	標準偏差
第1号研修の修了者	0.02	0.20
第2号研修の修了者	0.03	0.22
第3号研修の修了者	11.96	20.67
経過措置対象者	0.11	0.67
合計	12.12	20.68

図表 2-404 認定特定行為業務従事者等のうち、実際に喀痰吸引等を提供している割合(n=102)

	平均値 (単位:人)
第1号研修の修了者	22.2%
第2号研修の修了者	42.9%
第3号研修の修了者	53.2%
経過措置対象者	21.6%
合計	52.4%

iii) 行為別の認定特定行為業務従事者等の人数

認定特定行為業務従事者等の行為別の人数(実際に提供しているかどうかは問わない)は、以下の通りとなっている。

「喀痰吸引(口腔内)」の平均人数は、10.56人となっている。

「喀痰吸引(鼻腔内)」の平均人数は、9.26人となっている。

「喀痰吸引(気管カニューレ内部)」の平均人数は、4.29人となっている。

「喀痰吸引のうち、人工呼吸器装着者」の平均人数は、0.86人となっている。

「経管栄養(胃ろうまたは腸ろう)」の平均人数は、12.65人となっている。

「経管栄養(経鼻経管栄養)」の平均人数は、7.59人となっている。

「経管栄養のうち、半固形化栄養剤利用者」の平均人数は、3.14人となっている。

図表 2-405 行為別の認定特定行為業務従事者等の人数(数値回答)

※実際に喀痰吸引等を提供しているかどうかは問わない

	学校数	O.人	3人未満	3人以上5人未満	5人以上10人未満	10人以上	無回答	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
喀痰吸引(口腔内)	177 100.0%	57 32.2%	27 15.3%	13 7.3%	19 10.7%	49 27.7%	12 6.8%	10.56	19.02
喀痰吸引(鼻腔内)	177 100.0%	80 45.2%	15 8.5%	9 5.1%	16 9.0%	37 20.9%	20 11.3%	9.26	18.61
喀痰吸引 (気管カニューレ内部)	177 100.0%	101 57.1%	21 11.9%	10 5.6%	12 6.8%	14 7.9%	19 10.7%	4.29	13.30
上記喀痰吸引のうち、 人工呼吸器装着者	177 100.0%	133 75.1%	6 3.4%	1 0.6%	1 0.6%	5 2.8%	31 17.5%	0.86	5.30
経管栄養 (胃ろうまたは腸ろう)	177 100.0%	46 26.0%	21 11.9%	13 7.3%	28 15.8%	57 32.2%	12 6.8%	12.65	19.95
経管栄養 (経鼻経管栄養)	177 100.0%	69 39.0%	24 13.6%	11 6.2%	17 9.6%	37 20.9%	19 10.7%	7.59	15.17
経管栄養のうち、 半固形化栄養剤利用者	177 100.0%	107 60.5%	9 5.1%	6 3.4%	10 5.6%	16 9.0%	29 16.4%	3.14	8.92

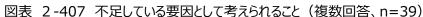
(3) 認定特定行為業務従事者等の確保

① 確保状況、方針、研修受講状況

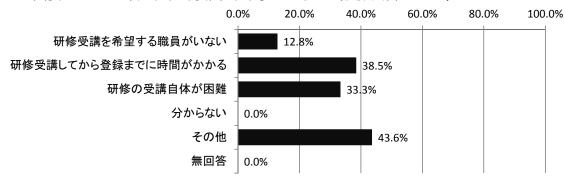
i) 学校における現在の認定特定行為業務従事者等の過不足状況

認定特定行為業務従事者等の過不足状況は、「かなり不足している」、「不足している」の合計でみると22.0%となっている(「かなり不足している」は0.0%)。また、「かなり不足している」、「不足している」と回答した学校について、不足している要因として考えられることについてきいたところ「その他」が43.6%と最も高く、次いで「研修受講してから登録までに時間がかかる」が38.5%、「研修の受講自体が困難」が33.3%となっている。その他の内容としては「喀痰吸引等を必要とする利用者が多い」「人事異動による担当者変更のため」が多く挙がっていた。

図表 2-406 利用ニーズに対する現在の認定特定行為業務従事者等の過不足状況(単一回答)



■ 分からない

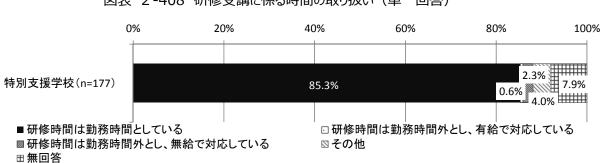


☑無回答

ii) 研修受講に係る時間の取り扱い

⊞必要以上に確保できている

研修受講に係る時間の取り扱いは、「研修時間は勤務時間としている」が85.3%と最も高くなっている。

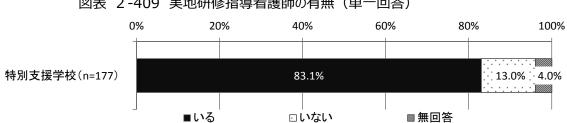


図表 2-408 研修受講に係る時間の取り扱い(単一回答)

② 研修

i) 実地研修指導看護師の有無

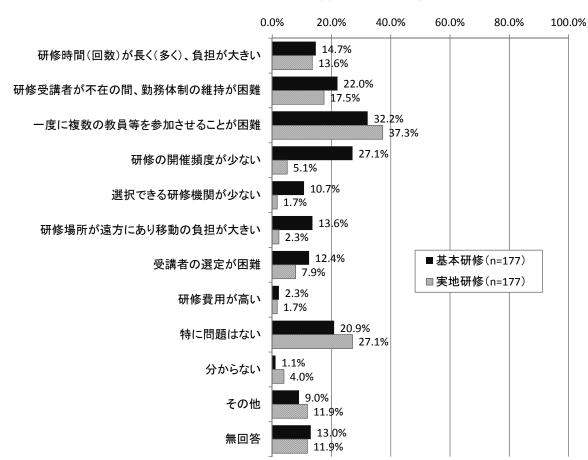
実地研修指導看護師が「いる」施設は83.1%となっている。



図表 2-409 実地研修指導看護師の有無(単一回答)

ii) 研修受講に関する課題

第3号研修受講に関する課題は、基本研修、実地研修ともに「一度に複数の教員等を参加させるこ とが困難」が最も高くなっている。次いで、基本研修では「研修の開催頻度が少ない」「研修受講者 が不在の間、勤務体制の維持が困難」が、実地研修では「特に問題はない」「研修受講者が不在の間、 勤務体制の維持が困難」が高くなっている。



図表 2-410 第3号研修に関する課題(複数回答)

iii) 基本研修(第3号)受講に関する課題

<主な回答内容>

- ・時期※4月当初は業務が多いため研修は負担となっている。
- ・年度始めと夏季休業期間に行ってほしい。
- ・他の研修、出張等と重なると参加できない。
- ・土日開催のため公務扱いが難しい。
- ・復習内容、量が短時間につめこみすぎ。
- ・夏休み中に各校で実施中だが研修物品が不充分。
- 教本が足りず、コピーしている。
- ・最新の医療情報、スキルの研修機会が少ない。
- ・学級の指導体制かむずかしい。
- ・授業中に研修を実施することで時間・人員が拘束されること。
- ・研修と業務の兼ね合いが難しい。

iv) 実地研修(第3号)受講に関する課題

<主な回答内容>

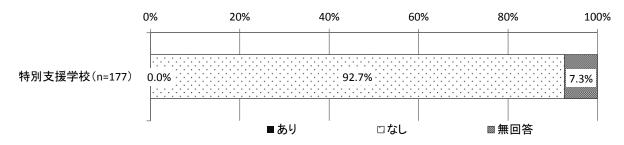
- ・ケアの内容によって担当教員の負担が異なること。
- ・指導看護師が不足している。指導看護師の体制づくりが困難な時がある。
- ・保護者同席を依頼する場合は、研修日程と保護者の都合の調整が難しいケースがある。
- ・非常勤看護師が指導に当たる際、日程調整が難しい。
- ・研修を計画的に組むことが難しい。
- ・研修中、保護者が付き添わなければならないこと。年度が変わり、担任が変わった時に実地研修が重なってしまうことがある。
- ・一時期に集中する。保護者確認のための日程調整等が困難な面があり、保護者の負担が大きい。 対象者なし
- ・対象児童生徒が体調不良等で欠席した場合、実施研修の調整が、他の児童生徒の実施研修もあり、むずかしい。
- ・見極め予定日や研修中に対象児童生徒が欠席することが多く、見極めや研修ができないことが ある。
- ・授業時間や他医ケア生の実地研修と重ならないように予約を取ってもらう必要がある。
- ・授業中に研修を実施することで時間・人員が拘束されること。
- ・実技の研修までに時間が空いてしまうことがある。
- ・勤務時間内になかなか時間がとれない。
- 人数が多いため、見きわめに時間がかかる。

③ 研修終了後の対応

i) 認定特定行為業務従事者等に対する手当等の有無

認定特定行為業務従事者等に対する手当等は、「なし」が92.7%、「あり」が0.0%となっている。

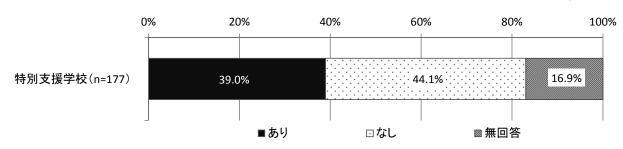
図表 2-411 認定特定行為業務従事者等に対する手当等の有無(単一回答)



ii) 研修修了後のスキルアップやフォローアップに関する教育、研修等の有無

研修修了後のスキルアップやフォローアップに関する教育、研修等が「あり」となっている学校は 39.0%となっている。

図表 2-412 研修修了後のスキルアップやフォローアップに関する教育、研修等の有無(単一回答)

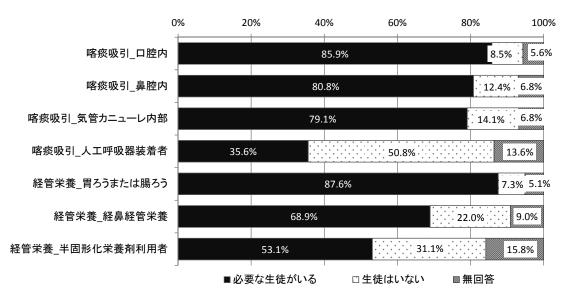


(4) 喀痰吸引等が必要な牛徒の状況

① 生徒の状況

i) 喀痰吸引等が必要な生徒の有無

喀痰吸引等が必要な生徒は、「口腔内」が85.9%、「鼻腔内」が80.8%、「気管カニューレ内部」が79.1%、「喀痰吸引のうち、人工呼吸器装着者」が35.6%、「胃ろうまたは腸ろう」が87.6%、「経鼻経管栄養」が68.9%、「経管栄養のうち、半固形化栄養剤利用者」が53.1%となっている。



図表 2-413 喀痰吸引等が必要な利用者の有無(単一回答、n=177)

ii) 喀痰吸引等が必要な生徒数

喀痰吸引等が必要な平均生徒数は、「口腔内」が 10.39 人、「鼻腔内」が 10.49 人、「気管カニューレ内部」が 5.33 人「喀痰吸引のうち人工呼吸器装着者」が 2.53 人、「胃ろうまたは腸ろう」が 8.98 人、「経鼻経管栄養」が 4.53 人、「経管栄養のうち、半固形化栄養剤生徒」が 3.85 人となっている。

	四农 2 年1年 名灰状 1 年 1 元 安 6 工 作										
	学校数	1人以未満	3人以上	5人以上10人未満	10人以上	财 回浦	平均値(単位:人)	標準偏差			
喀痰吸引(口腔内)	152 100.0%	37 24.3%	13 8.6%	38 25.0%	62 40.8%	2 1.3%	10.39	10.05			
喀痰吸引(鼻腔内)	143 100.0%	33 23.1%	13 9.1%	35 24.5%	60 42.0%	2 1.4%	10.49	10.00			
喀痰吸引 (気管カニューレ内部)	140 100.0%	54 38.6%	28 20.0%	36 25.7%	20 14.3%	2 1.4%	5.33	5.79			
上記喀痰吸引のうち、 人工呼吸器装着者	63 100.0%	41 65.1%	12 19.0%	8 12.7%	1 1.6%	1 1.6%	2.53	2.25			
経管栄養 (胃ろうまたは腸ろう)	155 100.0%	38 24.5%	18 11.6%	37 23.9%	58 37.4%	4 2.6%	8.98	7.50			
経管栄養 (経鼻経管栄養)	122 100.0%	49 40.2%	32 26.2%	29 23.8%	11 9.0%	1 0.8%	4.53	5.44			
経管栄養のうち、 半固形化栄養剤利用者	94 100.0%	50 53.2%	13 13.8%	20 21.3%	8 8.5%	3 3.2%	3.85	3.91			

図表 2-414 喀痰吸引等が必要な生徒数(数値回答)

iii) 喀痰吸引等が必要な生徒のうち認定特定行為業務従事者等が関与している生徒数

喀痰吸引等が必要な生徒のうち認定特定行為業務従事者等が関与している平均生徒数は、「口腔内」が 5.60 人、「鼻腔内」が 5.05 人、「気管カニューレ内部」が 1.59 人、「喀痰吸引のうち人工呼吸器装着者」が 0.45 人、「胃ろうまたは腸ろう」が 6.16 人、「経鼻経管栄養」が 3.20 人、「経管栄養のうち、半固形化栄養剤利用者」が 2.44 人となっている。

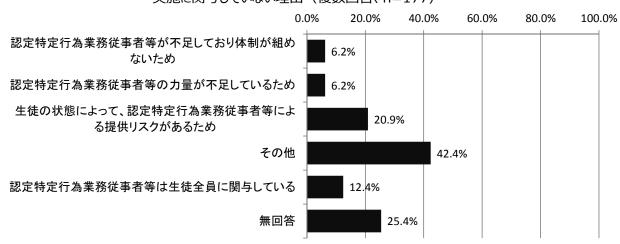
図表 2-415 認定特定行為業務従事者等が関与している喀痰吸引等が必要な生徒数(数値回答)

	学校数	Q	(0人を除く)	3 5 人未満	5 1 0 人未満	10人以上	無回答	平均値 (単位:人)	標準偏差
喀痰吸引(口腔内)	152 100.0%	42 27.6%	20 13.2%	10 6.6%	16 10.5%	28 18.4%	36 23.7%	5.60	7.946
喀痰吸引(鼻腔内)	143 100.0%	54 37.8%	14 9.8%	7 4.9%	9 6.3%	26 18.2%	33 23.1%	5.05	7.906
喀痰吸引 (気管カニューレ内部)	140 100.0%	70 50.0%	19 13.6%	10 7.1%	8 5.7%	4 2.9%	29 20.7%	1.59	3.220
上記喀痰吸引のうち、 人工呼吸器装着者	63 100.0%	37 58.7%	14 22.2%	2 3.2%	0 0.0%	0 0.0%	10 15.9%	0.45	0.845
経管栄養 (胃ろうまたは腸ろう)	155 100.0%	30 19.4%	32 20.6%	9 5.8%	22 14.2%	33 21.3%	29 18.7%	6.16	7.068
経管栄養 (経鼻経管栄養)	122 100.0%	27 22.1%	21 17.2%	22 18.0%	23 18.9%	4 3.3%	25 20.5%	3.20	3.676
経管栄養のうち、 半固形化栄養剤利用者	94 100.0%	35 37.2%	17 18.1%	9 9.6%	14 14.9%	3 3.2%	16 17.0%	2.44	3.66

iv) 喀痰吸引等が必要な生徒に対して、認定特定行為業務従事者等が実施に関与していない理由

喀痰吸引等が必要な生徒に対して、認定特定行為業務従事者等が実施に関与していない理由は、「その他」が 42.4%と最も高く、次いで「生徒の状態によって提供リスクがあるため」が 20.9% となっている。「その他」の内容としては「学校看護師が対応しているため」、「都道府県の要綱に定められていないため」、「保護者が希望しない/保護者が実施しているため」といった回答が挙がっていた。

図表 2-416 喀痰吸引等が必要な生徒に対して、認定特定行為業務従事者等が 実施に関与していない理由(複数回答、n=177)

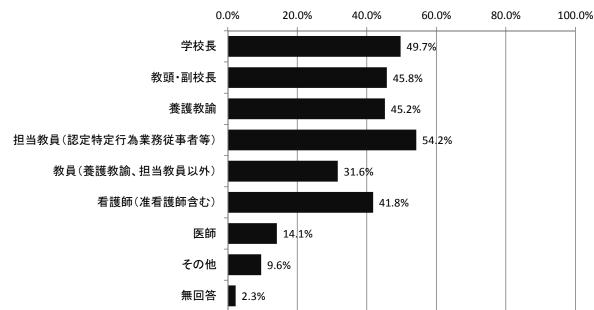


(5) 喀痰吸引等の提供プロセス

① 保護者からの同意取得

i) 保護者への説明、同意取得を行う者

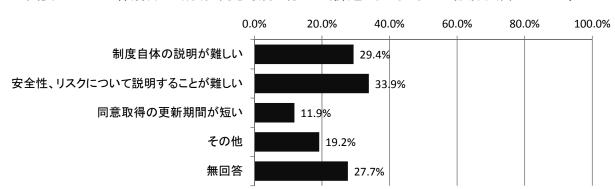
保護者への説明、同意取得を行う者は、「担当教員 (認定特定行為業務従事者等)」が 54.2%と最も高く、次いで「学校長」が 49.7%、「教頭・副校長」が 45.8%、となっている。



図表 2-417 保護者への説明、同意取得を行う者(複数回答、n=177)

ii) 保護者への説明、同意を行う上で課題となっていること

保護者への説明、同意取得を行う上で課題となっていることは、「安全性、リスクについて説明することが難しい」が33.9%と最も高く、「制度自体の説明が難しい」が29.4%となっている。



図表 2-418 保護者への説明、同意取得を行う上で課題となっていること(複数回答、n=177)

iii) 利用者への説明、同意取得の際、トラブルとなった事例

<家族の負担>

- ・トラブルではないが、気切部の吸引は看護師のみの対応でという要望があった。
- ・医療的ケアの県の認定をもらうために実技研修を保護者見守りのもと行う。 10回程度の付き 添いが必要となるため、保護者の負担が大きい。
- ・トラブルとまではいかないが、アレルギー対応食などの救急対応マニュアルと医ケアの申請マニュアルと重なり書類等保護者への負担が重なってしまったこと。

<可能範囲が限定されていること>

- ・説明する担任が制度を理解しきれておらず保護者に伝わらないことがあった。
- ・制度内で実施できることと、保護者からの要望に差がある。
- ・学校が実施可能な範囲と主治医・保護者の希望にズレがあった時。
- ・学校でできることには限りがあるが、家庭で行ってない行為もやってほしいと要望を上げるケースもある。

<その他>

- ・付きそい期間を説明しているが、付きそいが難しいという事があった。
- ・小学部新入学(4月)より以前に説明をしてほしいとの要望あり。
- ・吸引が必要だと思われる児童生徒であったが、保護者がその必要性をなかなか理解していただけなかった。
- ・以前、医ケアの指示書をもらう時にお金がかからなかった時代があり、特定行為の指示書も無料だと思っていたら、2千円位請求されたと怒りを買った。その後、請求金額が間違っていたことがわかった。
- ・緊急時対応として、常時酸素ボンベを使用していないお子さんたが万が一のために酸素ボンベ を保管してほしいとの要望があった。しかし、保管できないことを伝えるときに、保護者は緊 急時に何もしてもらえないと捉え、しばらく学校を欠席した。
- ・校外学習等への保護者の付きそいについて。
- ・吸引圧を20キロパスカル以上にして、1回で引いてほしいという要望があった。
- ・気管カニューレが外れた際、学校で挿入してほしいという要望があった。
- ・家庭と学校で行っている医ケアについて差がある場合。
- ・特定の者の現状について、十分にききとりを行うこと。共通理解に至るまでに、保護者が感情 的になってしまうことが多い。

iv) 医師の指示書の取得方法(医師への依頼方法)

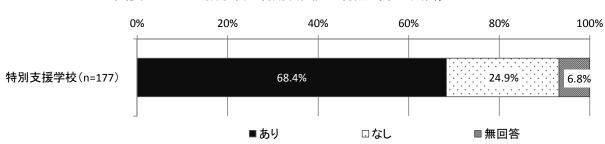
医師の指示書の取得方法(医師への依頼方法)は、「保護者が依頼する」が70.1%と最も高くなっ ている。

0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0% 保護者が依頼する 70.1% 学校を通じて依頼する 39.5% その他 7.3% 無回答 2.8%

図表 2-419 医師の指示書の取得方法(医師への依頼方法)(複数回答、n=177)

v) 指示料の利用者負担の有無

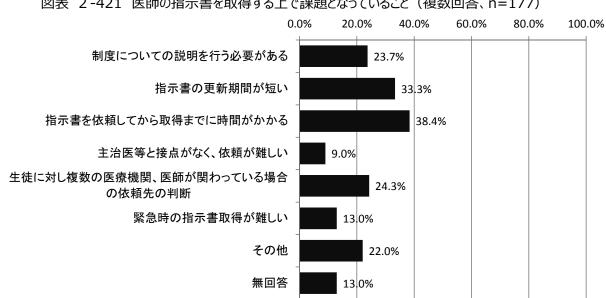
指示料の利用者負担「あり」は68.4%となっている。



図表 2-420 指示料の利用者負担の有無(単一回答)

vi) 医師の指示書を取得する上で課題となっていること

医師の指示書を取得する上で課題となっていることとしては、「指示書を依頼してから取得までに 時間がかかる」が38.4%と最も高くなっている。



図表 2-421 医師の指示書を取得する上で課題となっていること (複数回答、n=177)

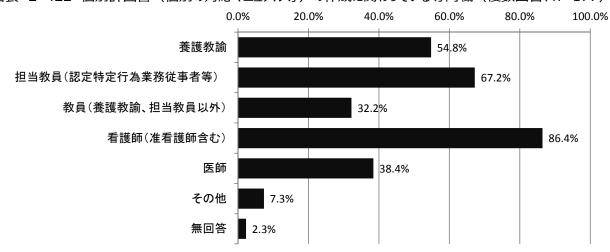
② 個別計画書の作成

i) 個別計画書の作成に関わっている専門職

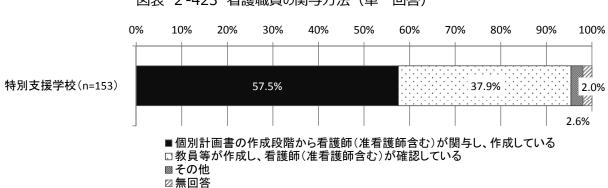
個別計画書の作成に関わっている専門職は、「看護師 (准看護師含む)」が 86.4%と最も高く、次いで「担当教員 (認定特定行為業務従事者等)」が 67.2%、「養護教諭」が 54.8%となっている。

また、「看護師(准看護師を含む)」が関わっている場合、看護職員の関与の方法は、「個別計画の作成段階から看護師(准看護師含む)が関与し、作成している」が57.5%と最も高く、次いで「教員員等が作成し、看護師(准看護師含む)が確認している」が37.9%であった。

図表 2-422 個別計画書(個別の対応マニュアル等)の作成に関わっている専門職(複数回答、n=177)



図表 2-423 看護職員の関与方法 (単一回答)

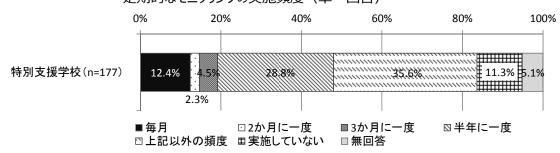


ii) 個別計画書の見直しに向けた、医師または看護師(准看護師含む)による定期的な モニタリングの実施頻度

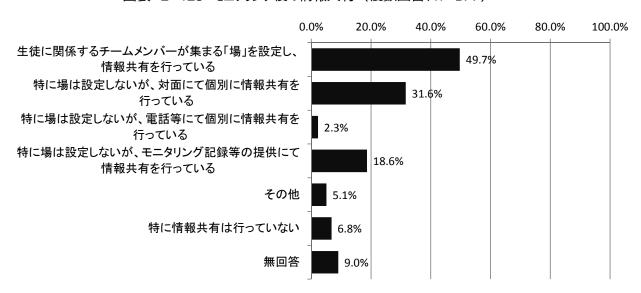
個別計画書の見直しに向けた、医師または看護師(准看護師含む)による定期的なモニタリングを「毎月」実施しているのは、12.4%となっている。

また、モニタリング後の情報共有は、「生徒に関係するチームメンバーが集まる「場」を設定し、 情報共有を行っている」が 49.7% と最も高くなっている。

図表 2-424 個別計画書の見直しに向けた、医師または看護師(准看護師含む)による 定期的なモニタリングの実施頻度(単一回答)



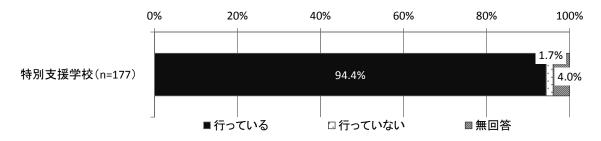
図表 2-425 モニタリング後の情報共有(複数回答、n=177)



iii) 日常的な情報共有(カンファレンス等)の実施喀痰吸引等の実施にあたり、生徒に関係する チームメンバー間での、生徒の状況等に関する情報共有の実施有無

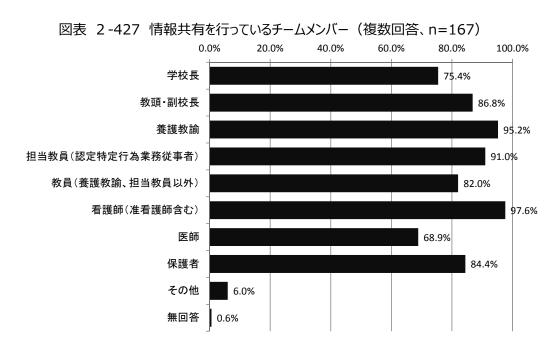
生徒に関係するチームメンバー間での日常的な情報共有を「行っている」学校は94.4%となっている。

図表 2-426 喀痰吸引等の実施にあたり、生徒に関係するチームメンバー間での、 生徒の状況等に関する情報共有の実施有無(単一回答)



iii) - 1情報共有を行っているチームメンバー

日常的な情報共有を「行っている」学校で、情報共有を行っているメンバーは、「看護師(准看護師含む)」が 97.6%と最も高く、次いで「養護教諭」が 95.2%、「担当教員(認定特定行為業務従事者等)」が 91.0%となっている。また、日常的な情報共有を「毎日」行っているのは、担当教員(認定特定行為業務従事者)、看護師(准看護師含む)、保護者が 7割以上、養護教諭が 64.2%、教員(養護教諭、担当教員以外)が 51.8%、学校長、教頭・副校長が約 2割となっている。医師は 0.0%であった。



図表 2-428 情報共有の頻度(単一回答)

20% 40% 60% 80% 100% 18.3% 8.7% 学校長(n=126) 38.1% 31.0% 1.6% 2.4% 9.7% 教頭·副校長(n=145) 23.4% 34.5% 25.5% 4.8% 2.1% 1.9% 18.9% 10.1% 養護教諭(n=159) 64.2% 3.8% 1.3% 11.8% 9.9% 担当教員(認定特定行為業務従事者)(n=152) 71.7% 1.3% 2.0% 3 3% 5.1% § **15.3%** 2.2% 教員(養護教諭、担当教員以外)(n=137) 20.4% 51.8% 0.0% 13.5% **6.1%** 看護師(准看護師含む)(n=163) 76.7% 1.8% 1.8% 53.9% 医師(n=115) 43.5% 0.0% 0.9% 1.7% 1.4% 17.0% 保護者(n=141) 74.5% 2.1% 3.5% 1.4% 10.0% その他(n=10) 30.0% 60.0% 0.0% 0.0% 0.0%

∞週1回程度 ∞月1回程度

■その他

田無回答

■毎日 □週2~3回

iv) 日常的なチームメンバー間の情報共有の方法等について、特に工夫していること

<ノート・日誌等の記録>

- ・日々の日誌で情報共有している。
- ・養看連絡会・連絡ノート等の回覧による、情報共有(医療的ケア安全委員会)
- ・連絡帳を通して保護者とは毎日確認を行う。
- ・その日に勤務していない看護師に対して、連絡ノートを作り、情報を共有している。
- ・確認事項は、口頭だけでなく、チェックカード(表)をもとに、指さし声出しの確認、医ケアノートの活用。ヒヤリハットの共有、医ケア日誌(コーディネーター)の活用。
- ・実施票の活用。
- ・医ケア実施記録をもとに子どもの状態を日常的に共有する。
- ・様子を記録した物を誰でも目を通せるよう保管
- 教員・看護師の記録票の様式共有。
- ・看護師から、特記情報の回覧。
- ・記録票の作成活用・医ケアノートの活用・定例と臨時会議の開催
- ・毎日、看護記録を作成して報告し、情報を共有している。
- ・引き継ぎ書、チェックリスト等で確認

<申し送り時の活用>

- ケアルームにて朝夕の情報交換をしている。
- ・毎朝、定期に行うようにしている。
- ・登校時に保護者、看護師、担当教員の3者で児童生徒の健康観察を行い情報共有している。
- ・朝と終業時に看護師、養護教諭、医ケア主任でミーティングを行い、情報共有をしている。
- ・放課後情報共有の時間を設定しており、その中で医ケアの状況についても話し合っている。
- ・学級単位での朝の打ち合わせでの報告をほぼ毎日行っている。

<委員会等の会議>

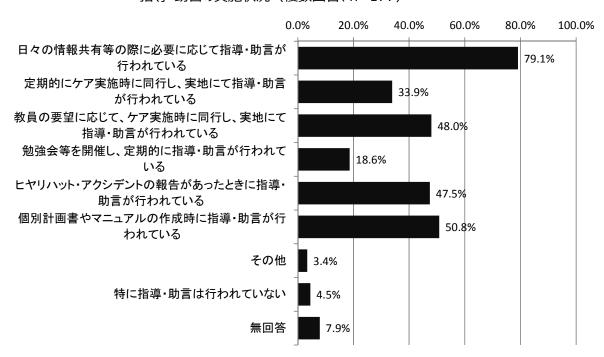
- ・月に1回以上、医療的ケア委員会等を実施している。
- ・会議の時間が限られているため、特に気になる児童生徒の体調変化のみ説明して共有し、その 他欠席日数等は文書で残すようにしている。
- ・月1回の定例会議・その他必要に応じて会議をもつ。
- ・ケース会議、小委員会、委員会、拡大委員会と、その状況に応じて会議のもち、組織的に取り 組んでいる。

③ 看護師による指導・助言

i) 看護師による認定特定行為業務従事者等に対する指導・助言の実施状況

看護師による認定特定行為業務従事者等に対する指導・助言のうち、「日々の情報共有等の際に必要に応じて指導・助言が行われている」が 79.1%と最も高く、次いで「個別計画書やマニュアルの作成時に指導・助言が行われている」が 50.8%、「教員の要望に応じて、ケア実施時に同行し、実地にて指導・助言が行われている」が 48.0%となっている。

図表 2-429 看護師による認定特定行為業務従事者等に対する 指導・助言の実施状況(複数回答、n=177)

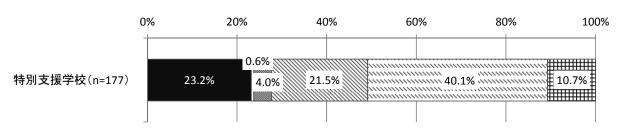


④ 実施報告書

i) 実施報告書の医師への提出頻度

実施報告書の医師への提出を「毎月」している割合は、23.2%となっている。

図表 2-430 実施報告書の医師への提出頻度(単一回答)



■毎月 □2か月に一度 ■3か月に一度 図半年に一度 図上記以外 田無回答

喀痰吸引等の提供に関する安全対策実施状況 (6)

① 喀痰吸引等の安全に関する委員会や会議について (※他の委員会や会議と合わせて開催する場合を含む)

i) 設置有無

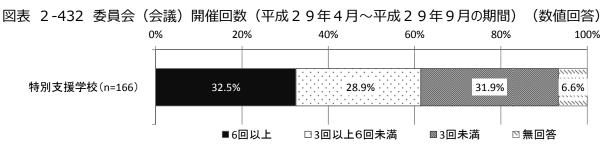
安全に関する委員会の設置「あり」の割合は、93.8%となっている。

20% 40% 60% 80% 100% 1.7% 特別支援学校(n=177) 93.8% 4.5% □なし ■あり ■無回答

図表 2-431 喀痰吸引等の安全に関する委員会や会議の設置有無(単一回答)

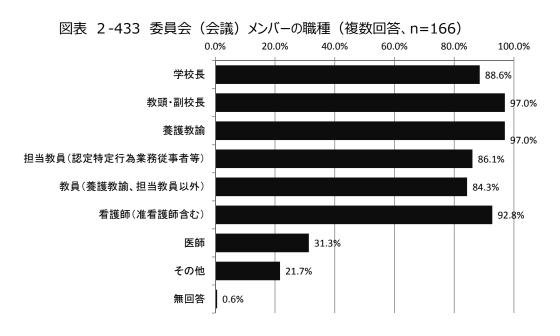
ji) 委員会(会議)開催回数

6か月間における安全に関する委員会(会議)の開催回数は、「6回以上」が32.5%と最も高く、 次いで、「3回未満」が31.9%、「3回以上6回未満」が28.9%となっている。



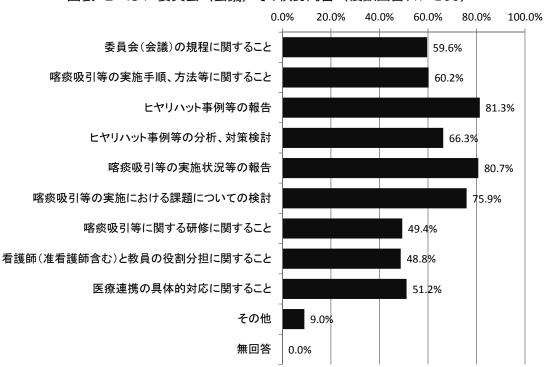
iii) 委員会(会議) メンバーの職種

安全に関する委員会(会議)メンバーの職種は、「教頭・副校長」「養護教諭」が97.0%と最も高 く、次いで「看護師(准看護師含む)」が92.8%となっている。



iv) 委員会(会議)での検討内容

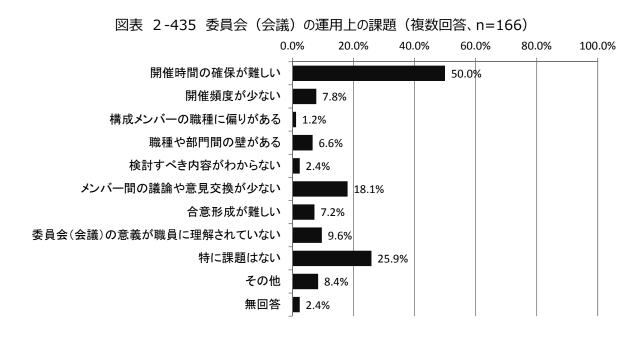
特別支援学校における安全に関する委員会(会議)での検討内容は、全ての項目について約5割以上となっており、「ヒヤリハット事例等の報告」「喀痰吸引等の実施状況等の報告」「喀痰吸引等の実施における課題についての検討」が特に高くなっている。



図表 2-434 委員会(会議)での検討内容(複数回答、n=166)

v) 委員会(会議)の運用上の課題

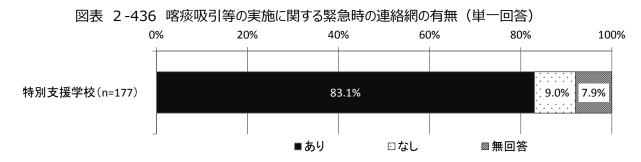
安全に関する委員会(会議)の運用上の課題について聞いたところ、「開催時間の確保が難しい」が 50.0%と最も高く、次いで「特に課題はない」が 25.9%、「メンバー間の議論や意見交換が少ない」が 18.1%となっている。



② マニュアル (業務手順書等)の整備状況について

i) 喀痰吸引等の実施に関する緊急時の連絡網の有無

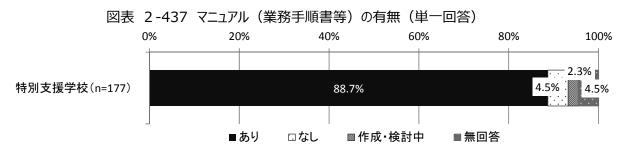
喀痰吸引等の実施に関する緊急時の連絡網が「あり」である学校は83.1%となっている。



ii) 教員等が喀痰吸引等を実施するためマニュアル(業務手順書等)の有無

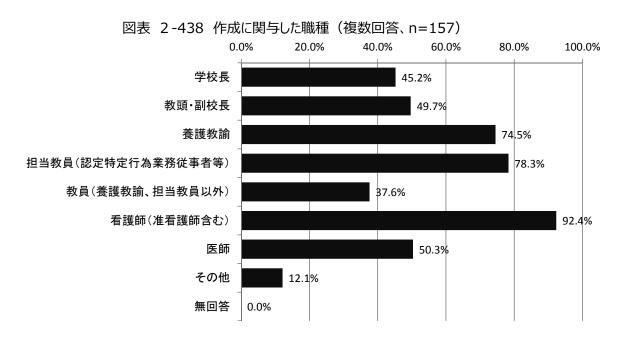
※既存のマニュアルにおいて喀痰吸引等を実施するための内容が記載されている場合を含む

認定特定行為業務従事者等が喀痰吸引等を実施するためマニュアル(業務手順書等)が「あり」の 学校は88.7%となっている。



iii) マニュアル (業務手順書等) 作成に関与した職種

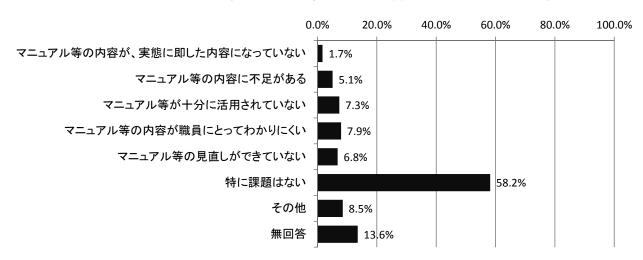
マニュアル (業務手順書等) が「あり」の学校では、マニュアル (業務手順書等) 作成に関与した職種は、「看護師 (准看護師含む)」が 92.4%と最も高く、次いで「担当教員(認定特定行為業務従事者等)」が 78.3%、「養護教諭」が 74.5%となっている。



iv) マニュアル(業務手順書等)の運用上の課題

マニュアル (業務手順書等) の運用上の課題では、「特に課題はない」が 58.2%となっている。

図表 2-439 マニュアル (業務手順書等) の運用上の課題 (複数回答、n=177)



③ ヒヤリハット・アクシデント

i) ヒヤリハット事例報告体制・仕組みの有無

ヒヤリハット事例報告体制・仕組みが「あり」の学校は94.9%となっている。

図表 2-440 ヒヤリハット事例報告体制・仕組みの有無(単一回答)
0% 20% 40% 60% 80% 100%
特別支援学校(n=177)
94.9%

■あり □なし ■無回答

ii) 学校全体のヒヤリハット・アクシデント件数(喀痰吸引等に限定しない)(平成 29 年4月から 9 月の実績)

学校全体のヒヤリハットの平均件数は 9.22 件、アクシデントは 2.23 件となっている。

図表 2-441 学校全体のヒヤリハット・アクシデント件数(喀痰吸引等に限定しない)(数値回答)

	学校数	00	10回未満	10回以上50回未満	50回以上	無回答	平均値(単位:件数)	(単位:件数)標準偏差
施設全体のヒヤリハット	177 100.0%	30 16.9%	88 49.7%	45 25.4%	4 2.3%	10 5.6%	9.22	18.17
施設全体のアクシデント	177 100.0%	86 48.6%	58 32.8%	10 5.6%	0 0.0%	23 13.0%	2.23	4.93

iii) 認定特定行為業務従事者等に関するヒヤリハット・アクシデント件数 (平成 29 年 4 月から 9 月の実績)

認定特定行為業務従事者等に関する<u>ヒヤリハットの報告件数</u>について喀痰吸引等の行為別でみると、全ての行為について「0回」が最も高くなっている。

認定特定行為業務従事者等に関する \underline{r} クシデントの報告件数について喀痰吸引等の行為別でみると、全ての行為について「0回」が最も高くなっている。

図表 2-442 認定特定行為業務従事者等に関するとヤリハット件数(数値回答)

	学校数	0 0	3回未満	3回以上5回未満	5回以上	無回答	平均値(単位:回)	標準偏差(単位:回)
喀痰吸引_口腔内	177 100%	92 52.0%	17 9.6%	2 1.1%	0 0.0%	66 37.3%	0.23	0.60
喀痰吸引_鼻腔内	177 100%	95 53.7%	3 1.7%	2 1.1%	1 0.6%	76 42.9%	0.14	0.66
喀痰吸引_気管カニューレ内部	177 100%	91 51.4%	19 10.7%	5 2.8%	2 1.1%	60 33.9%	0.61	2.13
経管栄養_胃ろう又は腸ろう	177 100%	64 36.2%	27 15.3%	16 9.0%	20 11.3%	50 28.2%	1.97	3.75
経管栄養_経鼻経管栄養	177 100%	78 44.1%	26 14.7%	6 3.4%	4 2.3%	63 35.6%	0.70	1.28

図表 2-443 認定特定行為業務従事者等に関するアクシデント件数(数値回答)

	学校数	0	3回未満	3回以上5回未満	5回以上	無回答	平均値(単位:回)	標準偏差(単位:回)
喀痰吸引_口腔内	177 100%	98 55.4%	2 1.1%	0 0.0%	0 0.0%	77 43.5%	0.02	0.14
喀痰吸引_鼻腔内	177 100%	97 54.8%	3 1.7%	0 0.0%	0 0.0%	77 43.5%	0.03	0.17
喀痰吸引_気管カニューレ内部	177 100%	92 52.0%	14 7.9%	1 0.6%	2 1.1%	68 38.4%	0.25	0.78
経管栄養_胃ろう又は腸ろう	177 100%	94 53.1%	15 8.5%	2 1.1%	2 1.1%	64 36.2%	0.43	1.86
経管栄養_経鼻経管栄養	177 100%	92 52.0%	8 4.5%	2 1.1%	2 1.1%	73 41.2%	0.29	1.01

iv) 認定特定行為業務従事者等に関するとヤリハットの内容(平成29年4月から9月の実績)

認定特定行為業務従事者等に関するヒヤリハットの内容について聞いたところ、喀痰吸引では「生徒の状態の観察不足」の割合が 11.9%と最も高くなっている。経管栄養では、「誤った手順での実施」が 22.6%と最も高くなっている。

図表 2-444 認定特定行為業務従事者等に関するヒヤリハットの内容(喀痰吸引)(複数回答)

学校数	生徒の状態の観察不足	不足の指示内容の確認	不足の要物品、機器の点検	吸引器の故障・誤作動	扱い吸引器の不適切な取り	誤った手順での実施	けの不備使用後の消毒や後片付	その他	無回答
177	21	0	15	5	8	8	7	17	122
100.0%	11.9%	0.0%	8.5%	2.8%	4.5%	4.5%	4.0%	9.6%	68.9%

図表 2-445 認定特定行為業務従事者等に関するとヤリハットの内容(経管栄養) (複数回答)

学校数	生徒の状態の観察不足	不足医師の指示内容の確認	足必要物品、機器の点検不	扱い間違い	な取り扱い栄養チューブの不適切	栄養チューブのつまり	誤った手順での実施	けの不備使用後の消毒や後片付	その他	無回答
177	23	5	39	11	34	15	40	6	19	89
100.0%	13.0%	2.8%	22.0%	6.2%	19.2%	8.5%	22.6%	3.4%	10.7%	50.3%

v) ヒヤリハット報告の活用方法

ヒヤリハットの防止策を検討し、教員等にフィードバック

する

ヒヤリハット報告の活用方法は「ヒヤリハット事例を教員等に周知し注意喚起する」が85.1% と最も高く、次いで「ヒヤリハットの防止策を検討し、教員等にフィードバックする」が75.0%、 「ヒヤリハットの要因分析を行い、教員等にフィードバックする」が67.9%となっている。

0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0% Eヤリハット事例を教員等に周知し注意喚起する Eヤリハットの発生件数や傾向を示して注意喚起する Eヤリハットの要因分析を行い、教員等にフィードバック する 67.9%

0.0%

1.2%

特に活用していない

その他

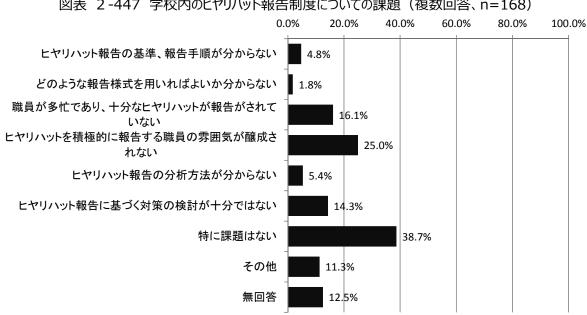
無回答

75.0%

図表 2-446 ヒヤリハット報告の活用方法 (複数回答、n=168)

vi) 学校内のヒヤリハット報告制度についての課題

学校内のヒヤリハット報告制度についての課題では、「特に課題はない」が38.7%と最も高く、次 いで「ヒヤリハットを積極的に報告する職員の雰囲気が醸成されない」が 25.0%、「職員が多忙であ り、十分なヒヤリハットが報告されていない」が16.1%となっている。

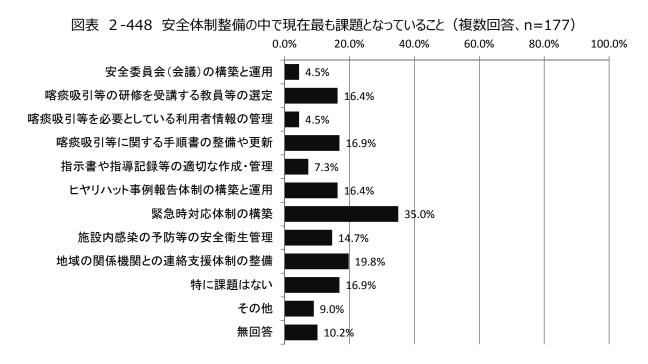


図表 2-447 学校内のヒヤリハット報告制度についての課題(複数回答、n=168)

④ 安全体制整備上の課題・工夫点

i) 安全体制整備の中で現在最も課題となっていること

安全体制整備の中で現在最も課題となっていることについて聞いたところ、「緊急時対応体制の構 築」が 35.0%と最も高く、次いで「地域の関係機関との連絡支援体制の整備」が 19.8%、「喀痰吸引 等に関する手順書の整備や更新」「特に課題はない」が16.9%となっている。



244

(7) 教員等による喀痰吸引等の提供に関する考え、方針

① 教員等による喀痰吸引等の提供

i) 喀痰吸引等を必要とする生徒の今後の動向についての考え

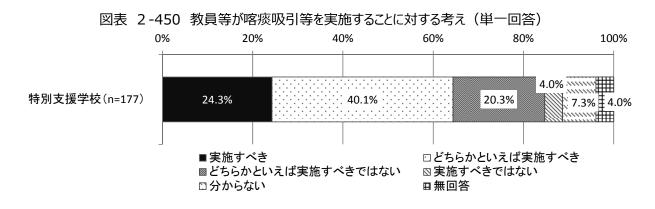
喀痰吸引等を必要とする生徒の今後の動向について、「今後、利用ニーズは増えていくと思われる」 と考えている学校は77.4%となっている。

図表 2-449 喀痰吸引等を必要とする生徒の今後の動向についての考え(単一回答)
0% 20% 40% 60% 80% 100%
特別支援学校(n=177) 77.4% 18.6% 4.0%

■今後、利用ニーズは増えていくと思われる
■利用ニーズは減っていくと思われる
■利用ニーズは減っていくと思われる
■利用ニーズは減っていくと思われる
■利用ニーズは減っていくと思われる
■無回答

ii) 教員等が喀痰吸引等を実施することに対する考え

教員等が喀痰吸引等を実施することについて、「実施すべき」と考えている学校は 24.3%となって いる。



ii) - 1 教員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安×実施することに対する考え

教員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安とその考えの関係を見てみると、教員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安が少なくなるほど、教員等が「実施すべき」の割合が高くなっている。

図表 2-451 教員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安×実施することに対する考え

		教員等が喀痰吸引等を実施することに対する考え						
		学校数	実施すべき	実施すべき	施すべきではない	実施すべきではない	分からない	不明
教員等の認定特	全体	177 100.0%	43 24.3%	71 40.1%	36 20.3%	7 4.0%	13 7.3%	7 4.0%
定行為業務従事	不安がある	49 100.0%	5 10.2%	17 34.7%	17 34.7%	5 10.2%	4 8.2%	1 2.0%
者が喀痰吸引等 し を実施することに	やや不安がある	91 100.0%	25 27.5%	44 48.4%	13 14.3%	0 0.0%	8 8.8%	1 1.1%
ついての不安	特に不安はない	27 100.0%	12 44.4%	8 29.6%	4 14.8%	1 3.7%	1 3.7%	1 3.7%

iii) 実施すべきではないと考える具体的な理由

<看護職員が対応すべき>

- ・できるなら看護師に全てをやってもらえるとよい。
- ・特別支援学校に看護師が配置されるようになり、安全のため、喀痰吸引等は看護師がする方がよい。
- ・知識、技術、経験のある看護師、(保護者)がやるべきだと思う。
- ・本校では看護師が2名おり、医療的ケアを実施している。そのためあえて教員がケアをしなく てよい状況にある。

<教員の負担が増える>

- ・教職員の児童生徒への対応が、多忙すぎて、ミスが起こる可能性がある。
- ・負担が大きく、不安がある。
- •精神的負担
- ・教育的活動に係る業務で医ケアに関する業務が加わり、業務量が増大している。また専門外の 命にかかわる行為への心理的な負担も大きい。専門職(医療従事者)との協働による対応で安 全安心なケアと教育がなされるとよいのではと考える。

<本来の業務に専念すべき>

- ・教師の本来業務に専念できることが望ましく、できれば看護師等の専門職の配置が十分に行われるべきと考えるため。
- ・医ケアの必要な児童生徒が重度化し、より深い知識が必要になってきている。
- ・教員は専門分野である教育に専念すべきと考える。
- ・教員が学習指導や生活指導に専念する体制をつくるため。

iv) 教員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安

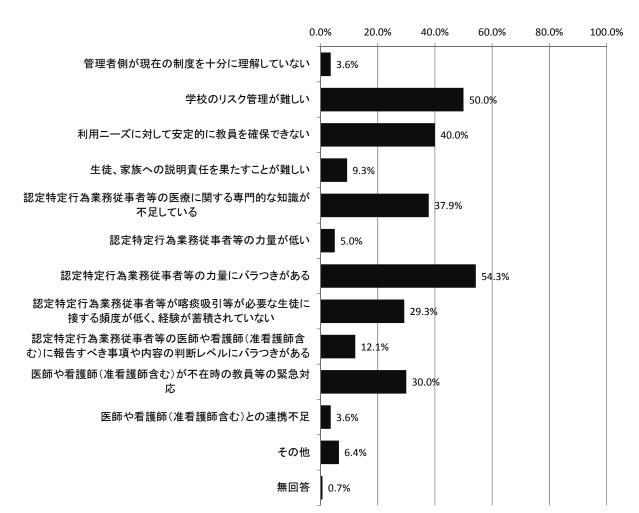
教員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安について聞いたところ、「不安がある」と「やや不安がある」の合計は79.1%となっている。

0% 20% 40% 60% 80% 100% 特別支援学校(n=177) 27.7% 51.4% 15.3% 5.6% ■不安がある □やや不安がある ■特に不安はない □無回答

図表 2-452 教員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安(単一回答)

iii) - 3 教員等が喀痰吸引等を実施することについて不安と感じる理由

「不安がある」、「やや不安がある」と回答した学校に対して理由を聞いたところ、「認定特定行為業務従事者等の力量にバラつきがある」が54.3%と最も高く、次いで「学校のリスク管理が難しい」が50.0%、「利用ニーズに対して安定的に教員を確保できない」が40.0%であった。

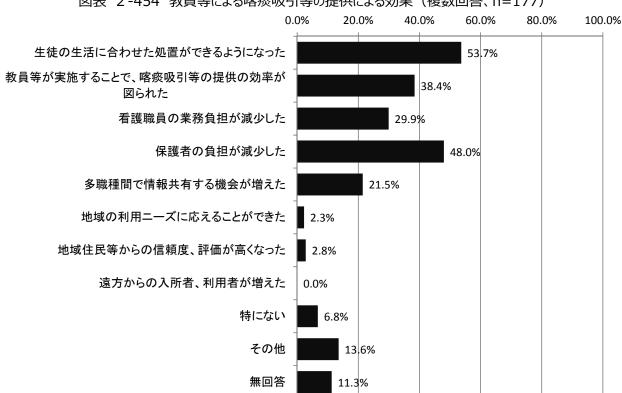


図表 2-453 教員等が喀痰吸引等を実施することについて不安と感じる理由(複回答、n=140)

② 教員等による喀痰吸引等の提供による効果、課題の発生状況

i) 教員等による喀痰吸引等の提供による効果

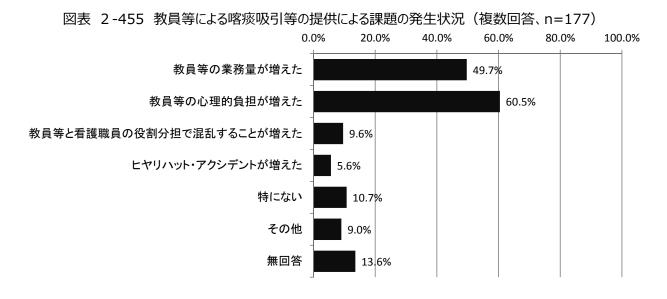
教員等による喀痰吸引等の提供による効果について聞いたところ、「生徒の生活に合わせた処置ができるようになった」が53.7%と最も高く、次いで「保護者の負担が減少した」が48.0%、「教員等が実施することで、喀痰吸引等の提供の効率が図られた」が38.4%となっている。



図表 2-454 教員等による喀痰吸引等の提供による効果(複数回答、n=177)

ii) 教員等による喀痰吸引等の提供による課題の発生状況

「教員等の心理的負担が増えた」が60.5%と最も高く、次いで「教員等の業務量が増えた」が49.7%、「特にない」が10.7%となっている。



iii) 現行制度の運用上で課題と感じる点、改善すべきと思われる点

<対応可能な範囲が限定的>

- ・吸引で、教員ができる範囲が決まっている。児童生徒にとって、とってほしい痰は、奥にある ことが多く、看護師にしかできないことが多い。
- ・校外の活動においては実施できない為、保護者付き添い実施を依頼している。保護者からはそ の軽減や代理者を認めてほしい等の要望が出されている。

<重症児童等に対する対応の難しさ>

- ・病院、医師が、(併設)いない学校での看護師や教員の心理的負担が大きい。
- ・人工呼吸器、重度の生徒の対応が今後考えられるが、制度が追いついていない。教員、看護師 も安心・安全でできるしくみが必要。
- ・児童生徒が重度化し、求められる医療知識スキルが高度かつ複雑になっている。制度発足時から医療の進歩も著しい((例) 固型、半固型物のシリンジ注入のニーズ等)
- ・利用ニーズの多様化、児童・生徒の医療面の重度化により、教員では対応が難しいこともある。 また、設備面でも難しいことがある。医療・福祉との連携なども含めて、見直しが必要。
- ・吸引が必要な児童生徒の場合、重度で体調が不安定な方が多い。行為としては可能でもリスクが高い。
- ・人工呼吸器使用児童生徒への対応について。人工呼吸器を含めて、重度の方が増え、教員だけ で学校生活を支えることに不安がある。
- ・医療行為(カニューレ交換)を医師不在の中でどうすべきか。・医ケア児の通学支援・障がいの 重度化にともなう連携体制の整備。
- ・法で認められた5行為以外の対応ケースが急増しており、対応に難しさを感じる。

<書類・手続きついて>

- ・書類の作成や手続きなど学校職員の負担がたいへん大きい。
- ・担任が異動・変更するので、新たに別の教員が取得するとなると、手続きに大変な時間がかか る。
- ・医ケア項目が多く、看護師の行うケアが多いので校内で安全に医ケアを行うためにも、看護師 が行うことにしている。
- ・各種書類の簡略化・基本研修の機会の増化(月1回くらい)、いつでも受講できるように。 厚生労働省、文部科学省、自治体(教育委員会)によって、方針が異なるため制度の理解が難 しい。
- ・特定行為以外の対応を要求される。
- ・すべての行為の認定について手順等が同一だが、簡素化できるものもあるのではないか。

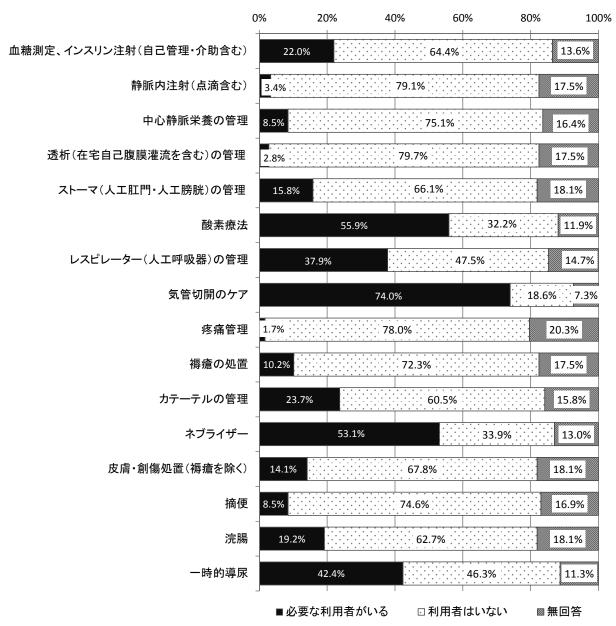
(8) 喀痰吸引等以外の医行為の提供が必要な生徒の状況

① 行為別の生徒

i) 喀痰吸引等以外の医行為の提供が必要な生徒の有無

喀痰吸引等以外の医行為の提供が必要な生徒の有無、平均人数は以下の通りとなっている。

図表 2-456 喀痰吸引等以外の医行為の提供が必要な生徒(単一回答、n=177)



図表 2-457 喀痰吸引等以外の医行為の提供が必要な生徒数(数値回答)

	学校数	平均値(単位:人)	標準偏差
血糖測定、インスリン注射(自己管理・介助含む)	37	1.05	0.23
静脈内注射(点滴含む)	4	1.00	0.00
中心静脈栄養の管理	13	1.00	0.00
透析(在宅自己腹膜灌流を含む)の管理	4	1.00	0.00
ストーマ(人工肛門・人工膀胱)の管理	25	1.12	0.33
酸素療法	97	3.21	3.14
レスピレーター(人工呼吸器)の管理	65	2.45	2.33
気管切開のケア	123	5.51	5.38
疼痛管理	2	1.00	0.00
褥瘡の処置	14	1.71	1.20
カテーテルの管理	37	4.03	5.41
ネブライザー	90	5.36	5.52
皮膚・創傷処置(褥瘡を除く)	22	3.00	5.22
摘便	13	4.23	10.76
浣腸	31	4.55	7.33
一時的導尿	72	2.11	1.44

7. 調査対象間の比較

(1) 基本情報

① 喀痰吸引等が必要な利用者の状況

喀痰吸引等が必要な利用者数について見ると、「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「障害者支援施設」、「特別支援学校」では、「口腔内」の喀痰吸引、「胃ろう又は腸ろう」の割合が全利用者の5%~8%程度であった。

「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」では、「口腔内」の喀痰吸引が3.7%、「胃ろう又は腸ろう」が3.1%に次いで、「気管カニューレ内部」の喀痰吸引が2.9%となっていた。

「特別支援学校」では、「口腔内」の喀痰吸引に次いで「鼻腔内」の喀痰吸引の割合が 6.2%、「気管カニューレ内部」の喀痰吸引の割合も 3.3%と、他の調査対象と比べ割合が高かった。

認定特定行為業務従事者等が提供に関与している利用者数について見ると、「介護老人福祉施設」では、「口腔内」の喀痰吸引が必要な利用者の78.5%、「鼻腔内」の喀痰吸引が必要な利用者の73.2%に、認定特定行為業務従事者等が関与していたが、「胃ろう又は腸ろう」の利用者では45.8%、「経鼻経管栄養」の利用者では36.1%にとどまっていた。

「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」では、「気管カニューレ内部」の喀痰吸引が必要な利用者の82.7%に認定特定行為業務従事者等が関与しており、他サービスと比べ割合が高かった。

「特別支援学校」では、「経鼻経管栄養」の利用者の65.1%、「胃ろう又は腸ろう」の利用者の65.0%に、認定特定行為業務従事者等が関与していた。

図表 2-458 上段:全利用者に占める喀痰吸引等が必要な利用者の割合、 下段:認定特定行為業務従事者等が喀痰吸引等に関与している利用者の割合

		上段表 上段:利用者(人)、下段:全利用者に占める割合(%) 下段表 上段:認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等に関与している 利用者数(人)、下段:喀痰吸引等利用者に占める割合(%)					
		介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	訪問·居宅·重 度訪問介護	障害者支援 施設	特別支援 学校	
喀 痰	①-1口腔内	940 人 6.6 %	736 人 6.0 %	412 人 3.7 %	666 人 7.1 %	1,260 人 6.9 %	
吸引	①-2鼻腔内	425 人 3.1 %	589 人 4.7 %	231 人 2.2 %	460 人 4.9 %	1,175 人 6.2 %	
等が必要な利用者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	①-3気管カニューレ内部	2 人 0.0 %	46 人 0.3 %	324 人 2.9 %	149 人 1.5 %	632 人 3.3 %	
	●人工呼吸器装着者	0 人 0.0 %	15 人 0.1 %	196 人 1.7 %	32 人 0.3 %	138 人 0.7 %	
	②-1胃ろう又は腸ろう	738 人 5.4 %	688 人 5.9 %	362 人 3.1 %	720 人 7.9 %	1,167 人 5.9 %	
	②-2経鼻経管栄養	155 人 1.0 %	272 人 2.1 %	73 人 0.7 %	107 人 1.1 %	458 人 2.3 %	
	●半固形化栄養剤利用者	178 人 1.3 %	199 人 1.6 %	110 人 1.2 %	235 人 2.5 %	284 人 1.5 %	
	▲ 胃ろう又は腸ろう/ 経鼻経管栄養が必要 な利用者のうち、半固 形化栄養剤の利用者割合	284/1031 27.5%	193/890 21.7%	134/465 28.8%	300/1012 29.6%	341/1606 21.2%	
引認等定	①-1口腔内	738 人 78.5 %	401 人 54.5 %	318 人 77.2 %	456 人 68.5 %	634 人 50.3 %	
に関与している利用者数.特定行為業務従事者等が喀	①-2鼻腔内	311 人 73.2 %	320 人 54.3 %	146 人 63.2 %	286 人 62.2 %	538 人 45.8 %	
	①-3気管カニューレ内部	2 人 100.0 %	23 人 50.0 %	268 人 82.7 %	102 人 68.5 %	172 人 27.2 %	
	●人工呼吸器装着者	0 人 - %	4 人 26.7 %	166 人 84.7 %	16 人 50.0 %	24 人 17.4 %	
	②-1胃ろう又は腸ろう	338 人 45.8 %	333 人 48.4 %	233 人 64.4 %	462 人 64.2 %	759 人 65.0 %	
	②-2経鼻経管栄養	56 人 36.1 %	72 人 26.5 %	29 人 39.7 %	70 人 65.4 %	298 人 65.1 %	
痰 吸	●半固形化栄養剤利用者	56 人 31.5 %	94 人 47.2 %	81 人 73.6 %	113 人 48.1 %	187 人 65.8 %	

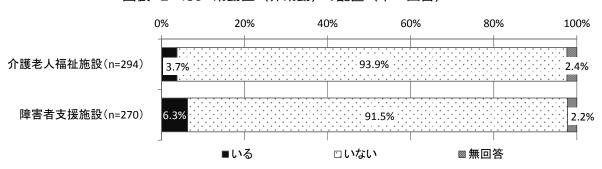
※各調査対象、各行為単位で「全利用者数」「喀痰吸引等が必要な利用者数」「認定特定行為業務従事者が関与している利用者数」のすべてに回答のあった施設・事業所にて集計

(2) 職員体制

① 医師、協力医療機関の体制

i) 常勤医の配置

常勤医が「いる」を選択したのは、介護老人福祉施設が 3.7%、障害者支援施設が 6.3%となっている。

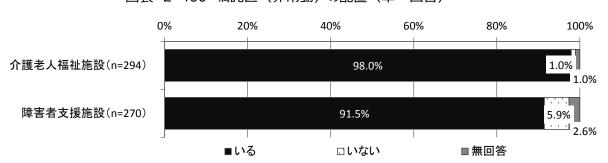


図表 2-459 常勤医(非常勤)の配置(単一回答)

ii) 嘱託医(非常勤)の配置

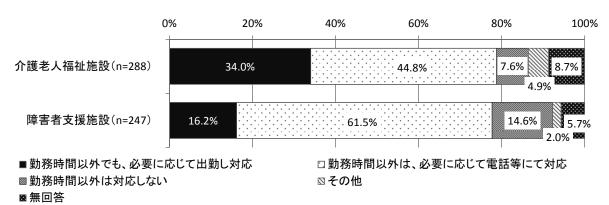
嘱託医(非常勤)が「いる」を選択したのは、介護老人福祉施設が98.0%、障害者支援施設が91.5% となっている。

嘱託医(非常勤)が「いる」場合、嘱託医(非常勤)の勤務時間以外の対応(緊急時以外)で「勤務時間以外でも、必要に応じて出勤し対応」を選択したのは、介護老人福祉施設が34.0%、障害者支援施設が16.2%となっている。また、「勤務時間以外は、必要に応じて電話等にて対応」を選択したのは、介護老人福祉施設が44.8%、障害者支援施設が61.5%となっている。



図表 2-460 嘱託医(非常勤)の配置(単一回答)

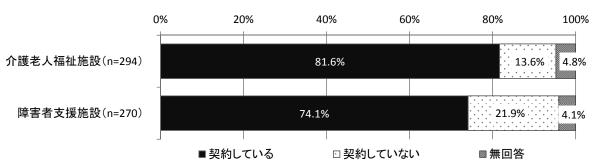
図表 2-461 嘱託医(非常勤)の勤務時間以外の対応(緊急時以外) (単一回答)



ii) 医療機関との契約の有無

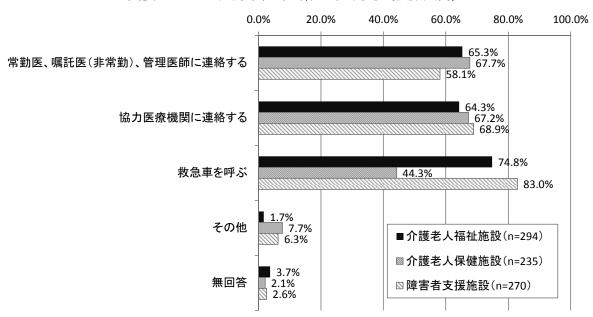
医療機関と「契約している」のは、介護老人福祉施設が 81.6%、障害者支援施設が 74.1%となっている。

図表 2-462 医療機関との契約の有無(単一回答)



iv) 医師不在時の緊急時の対応

医師不在時の緊急時の対応について聞いたところ、介護老人福祉施設、障害者支援施設では「救急車を呼ぶ」が最も高くなっているが、介護老人保健施設では44.3%と低くなっている。また、「常勤医、嘱託医(非常勤)、管理医師に連絡する」、「協力医療機関に連絡する」については、すべての調査対象で約6割以上となっている。



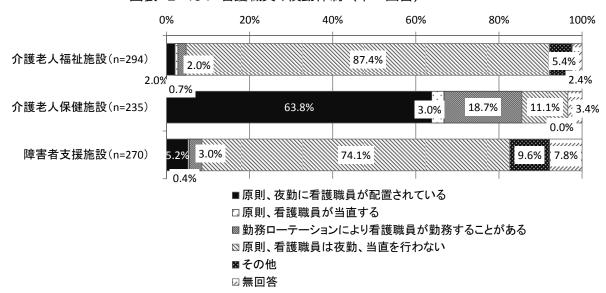
図表 2-463 医師不在時の緊急時の対応(複数回答)

② 看護職員の体制

i) 看護職員の夜勤体制

看護職員の夜勤体制について、「原則、夜勤に看護職員が配置されている」は、介護老人福祉施設が 2.0%、介護老人保健施設が 63.8%、障害者支援施設が 5.2%、「原則、看護職員が当直する」は、介護老人福祉施設が 0.7%、介護老人保健施設が 3.0%、障害者支援施設が 0.4%、「勤務ローテーションにより看護職員が勤務することがある」は、介護老人福祉施設が 2.0%、介護老人保健施設が 18.7%、障害者支援施設が 3.0%、「原則、看護職員は夜勤、当直を行わない」は、介護老人福祉施設が 87.4%、介護老人保健施設が 11.1%、障害者支援施設が 74.1%となっている。

図表 2-464 看護職員の夜勤体制(単一回答)



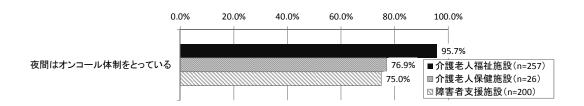
ii) オンコール体制の有無

オンコール体制の有無について、「夜間はオンコール体制をとっている」は、介護老人福祉施設が93.5%、介護老人保健施設が43.8%、障害者支援施設が62.6%、「休日はオンコール体制をとっている」は、介護老人福祉施設が15.0%、介護老人保健施設が19.6%、障害者支援施設が22.6%、「オンコール体制はとっていない」は、介護老人福祉施設が4.8%、介護老人保健施設が44.3%、障害者支援施設が24.1%となっている。

「原則、看護職員は夜勤、当直を行わない」施設における看護職員の夜間オンコール体制について見ると、介護老人福祉施設が95.7%、介護老人保健施設が76.9%、障害者支援施設が75.0%となっている。

図表 2-465 オンコール体制の有無(複数回答) 0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0% 93.5% 夜間はオンコール体制をとっている 43.8% 62.6% 15.0% 休日はオンコール体制をとっている 19.6% 22.6% 4.8% オンコール体制はとっていない 44.3% 24.1% ■介護老人福祉施設(n=294) ■介護老人保健施設(n=235) 無回答 10.6% 13.0% ◎障害者支援施設(n=270)

図表 2-466 「原則、看護職員は夜勤、当直を行わない」施設における 看護職員の夜間オンコール体制



③ 介護職員・教員の体制

i) 認定特定行為業務従事者等の配置状況

「介護老人福祉施設」では「経過措置対象者」が多く、認定特定行為業務従事者等の約半数を占めていた。

「訪問介護、居宅介護、重度訪問介護」、「障害者支援施設」、「特別支援学校」では「第3号研修修 了者」が多く、特に 「訪問介護、居宅介護、重度訪問介護」では「非常勤」の人数が多い、といっ た特徴がみられた。

※各調査対象単位で「常勤」「非常勤」「常勤換算」の人数すべてに回答があった施設・事業所にて 集計(提供割合算出のため)

図表 2-467 特定行為業務従事者等の配置状況 (実人数、実際に喀痰吸引等を提供している実人数、割合)

(実人数の平均値)	介護老人福祉施設		介護老人保健施設		訪問介護、居宅介護、		障害者支援施設		特別支援学校	
	(n=107)		(n=84)		重度訪問介護(n=77)		(n=114)		(n=102)	
第1号研修修了者	〇常勤	1.28人	〇常勤	1.64人	〇常勤	0.53人	〇常勤	1.45人	〇常勤	0.05人
	〇非常勤	0.00人	〇非常勤	0.01人	〇非常勤	0.14人	〇非常勤	0.04人	〇非常勤	0.04人
	実際提供	0.60人	実際提供	0.89人	実際提供	0.32人	実際提供	1.21人	実際提供	0.02人
	(提供割合)	46.7%	(提供割合)	54.0%	(提供割合)	48.1%	(提供割合)	81.7%	(提供割合)	22.2%
第2号研修修了者	〇常勤	4.14人	〇常勤	3.50人	〇常勤	0.42人	〇常勤	2.31人	〇常勤	0.03人
	〇非常勤	0.19人	〇非常勤	0.01人	〇非常勤	0.06人	〇非常勤	0.02人	〇非常勤	0.04人
	実際提供	3.29人	実際提供	2.25人	実際提供	0.32人	実際提供	1.76人	実際提供	0.03人
	(提供割合)	76.0%	(提供割合)	64.1%	(提供割合)	67.6%	(提供割合)	75.8%	(提供割合)	42.9%
第3号研修修了者	〇常勤	0.17人	〇常勤	0.18人	〇常勤	1.88人	〇常勤	5.12人	〇常勤	21.38人
	〇非常勤	0.01人	〇非常勤	0.00人	〇非常勤	1.25人	〇非常勤	0.45人	〇非常勤	1.10人
	実際提供	0.00人	実際提供	0.05人	実際提供	2.21人	実際提供	4.45人	実際提供	11.96人
	(提供割合)	0.0%	(提供割合)	26.7%	(提供割合)	70.5%	(提供割合)	79.8%	(提供割合)	53.2%
経過措置対象者	〇常勤	9.51人	〇常勤	0.29人	〇常勤	0.32人	〇常勤	0.20人	〇常勤	0.47人
	〇非常勤	1.30人	〇非常勤	0.00人	〇非常勤	0.25人	〇非常勤	0.04人	〇非常勤	0.03人
	実際提供	6.98人	実際提供	0.07人	実際提供	0.38人	実際提供	0.07人	実際提供	0.11人
	(提供割合)	64.6%	(提供割合)	25.0%	(提供割合)	65.9%	(提供割合)	28.6%	(提供割合)	21.6%
実務者研修修了者で 実地研修修了者	〇常勤 〇非常勤 実際提供 (提供割合)	0.63人 0.03人 0.48人 72.9%	〇常勤 〇非常勤 実際提供 (提供割合)	0.70人 0.00人 0.14人 20.3%	〇常勤 〇非常勤 実際提供 (提供割合)	0.27人 0.06人 0.17人 50.0%	〇常勤 〇非常勤 実際提供 (提供割合)	0.95人 0.04人 0.49人 50.0%	〇常勤 〇非常勤 実際提供 (提供割合)	_ _ _ _
養成課程を修了した 介護福祉士	〇常勤 〇非常勤 実際提供 (提供割合)	0.53人 0.07人 0.24人 40.6%	〇常勤 〇非常勤 実際提供 (提供割合)	0.61人 0.04人 0.08人 13.0%	〇常勤 〇非常勤 実際提供 (提供割合)	0.04人 0.01人 0.00人 0.0%	〇常勤 〇非常勤 実際提供 (提供割合)	0.43人 0.00人 0.06人 14.3%	〇常勤 〇非常勤 実際提供 (提供割合)	- - -
合計 (各修了者の合計)	〇常勤 〇非常勤 実際提供 (提供割合)	16.26人 1.59人 11.59人 64.9%	〇常勤 〇非常勤 実際提供 (提供割合)	6.92人 0.06人 3.49人 50.0%	〇常勤 〇非常勤 実際提供 (提供割合)	3.47人 1.78人 3.40人 64.9%	〇常勤 〇非常勤 実際提供 (提供割合)	10.46人 0.58人 8.04人 72.9%	〇常勤 〇非常勤 実際提供 (提供割合)	21.93人 1.21人 12.12人 52.4%

※表中の「提供割合」の算出方法: 実際に喀痰吸引等を提供している各研修の修了者(「実際提供」) 各研修の修了者(「常勤」+「非常勤」の合計)

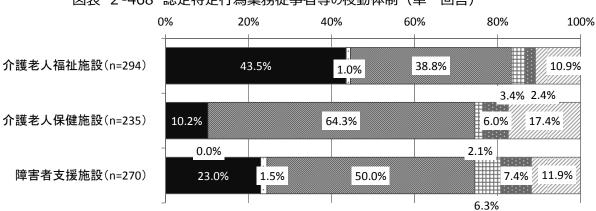
ii) 認定特定行為業務従事者等の夜勤体制

認定特定行為業務従事者の夜勤体制は、介護老人福祉施設では「原則、夜勤に認定特定行為業務従事者等が配置されている」が 43.5%と最も高く、次いで「勤務ローテーションにより認定特定行為業務従事者等が勤務することがある」が 38.8%となっている。

介護老人保健施設では「原則、認定特定行為業務従事者等が当直する」が 64.3%と最も高く、次いで「原則、夜勤に認定特定行為業務従事者等が配置されている」が 10.2%となっている。

障害者支援施設では「勤務ローテーションにより認定特定行為業務従事者等が勤務することがある」が 50.0% と最も高く、次いで「原則、夜勤に認定特定行為業務従事者等が配置されている」が 23.0% となっている。

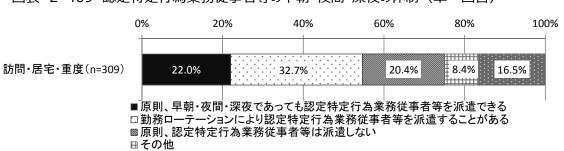
訪問介護、居宅介護、重度訪問介護における早朝・夜間・深夜の体制は、「勤務ローテーションにより認定特定行為業務従事者等を派遣することがある」が32.7%と最も高く、次いで「原則、早朝・夜間・深夜であっても認定特定行為業務従事者等を派遣できる」が22.0%、「原則、認定特定行為業務従事者等は派遣しない」が20.4%となっている。



図表 2-468 認定特定行為業務従事者等の夜勤体制(単一回答)

- ■原則、夜勤に認定特定行為業務従事者等が配置されている
- □原則、認定特定行為業務従事者等が当直する
- ■勤務ローテーションにより認定特定行為業務従事者等が勤務することがある
- ⊞原則、認定特定行為業務従事者等は夜勤、当直を行わない
- ■その他
- ☑無回答

■無回答



図表 2-469 認定特定行為業務従事者等の早朝・夜間・深夜の体制(単一回答)

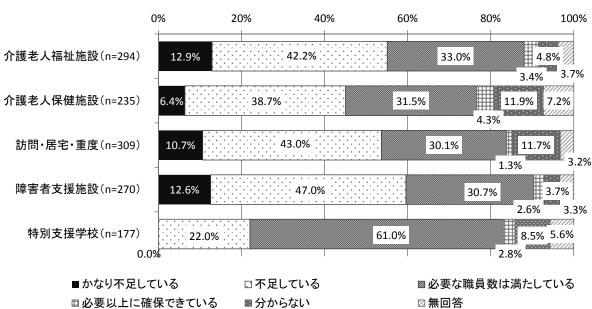
(3) 認定特定行為業務従事者等の確保

① 確保状況、方針、研修受講状況

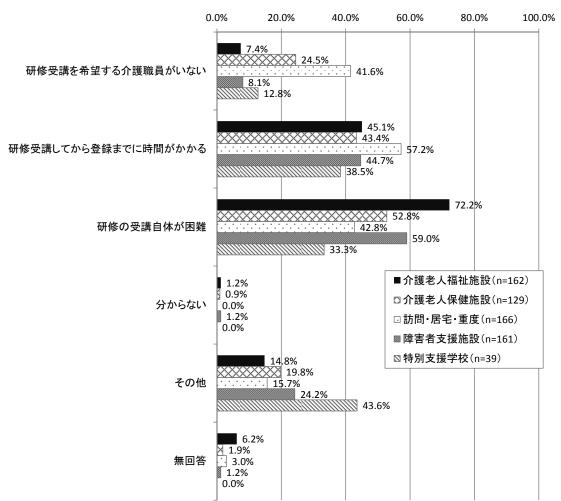
i) 利用ニーズに対する現在の認定特定行為業務従事者等の過不足状況

認定特定行為業務従事者の過不足状況は、「かなり不足している」、「不足している」の合計でみると介護老人福祉施設が55.1%、介護老人保健施設が45.1%、訪問介護・居宅介護・重度訪問介護が53.7%、障害者支援施設が59.6%、特別支援学校が22.0%となっている。

「かなり不足している」「不足している」と回答した施設・事業所に、不足している要因として考えられることを聞いたところ、いずれの施設・事業所でも、「研修受講してから登録までに時間がかかる」「研修の受講自体が困難」の割合が比較的高くなっている。また、訪問介護・居宅介護・重度訪問介護は、他の施設・事業所と比べて「研修受講を希望する介護職員がいない」の割合が高くなっている。



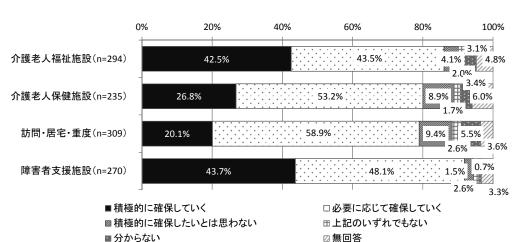
図表 2-470 利用ニーズに対する現在の認定特定行為業務従事者等の過不足状況(単一回答)



図表 2-471 不足している要因として考えられること(複数回答)

ii) 認定特定行為業務従事者等の確保の今後の方針

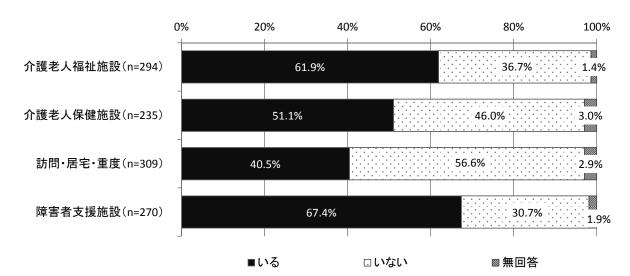
認定特定行為業務従事者等の確保の今後の方針について「積極的に確保していく」と回答したのは、介護老人福祉施設が42.5%、介護老人保健施設が26.8%、訪問介護・居宅介護・重度訪問介護が20.1%、障害者支援施設が43.7%となっている。



図表 2-472 認定特定行為業務従事者等の確保の今後の方針 (単一回答)

iii) 現在、喀痰吸引等研修を受講している職員、または今年度受講予定の介護職員の有無

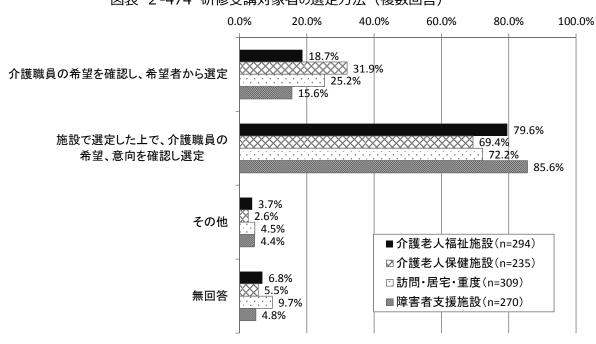
現在、喀痰吸引等研修を受講している、または今年度受講予定の介護職員が「いる」と回答したのは、介護老人福祉施設が 61.9%、介護老人保健施設が 51.1%、訪問介護・居宅介護・重度訪問介護が 40.5%、障害者支援施設が 67.4%となっている。



図表 2-473 現在、研修を受講している職員、または今年度受講予定の介護職員の有無(単一回答)

iv) 研修受講対象者の選定方法

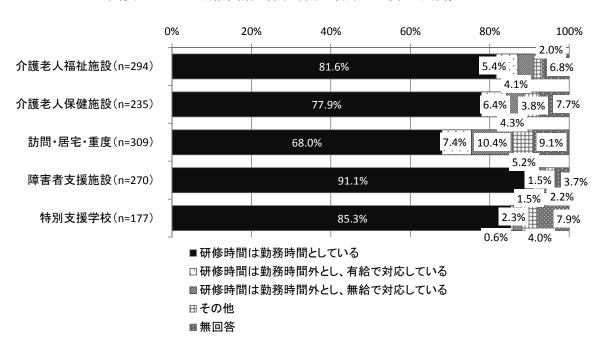
研修受講対象者の選定方法は、すべての調査対象において「施設(事業所)で選定した上で、介護職員の希望、意向を確認し選定」が約7割以上と最も高く、次いで、「介護職員の希望を確認し、希望者から選定」が約2割~3割となっている。



図表 2-474 研修受講対象者の選定方法(複数回答)

v) 研修受講に係る時間の取り扱い

研修受講に係る時間の取り扱いは、すべての調査対象において「研修時間は勤務時間としている」が最も高くなっており、「介護老人福祉施設」では81.6%、「介護老人保健施設」では77.9%、「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」は68.0%、「障害者支援施設」は91.1%、「特別支援学校」は85.3%となっている。

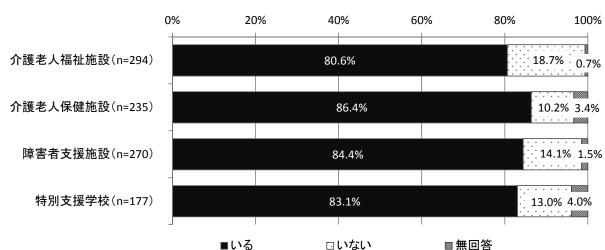


図表 2-475 研修受講に係る時間の取り扱い(単一回答)

2 研修

i) 実地研修指導看護師の有無

実地研修指導看護師は、全ての調査対象において「いる」が約8割以上となっている。



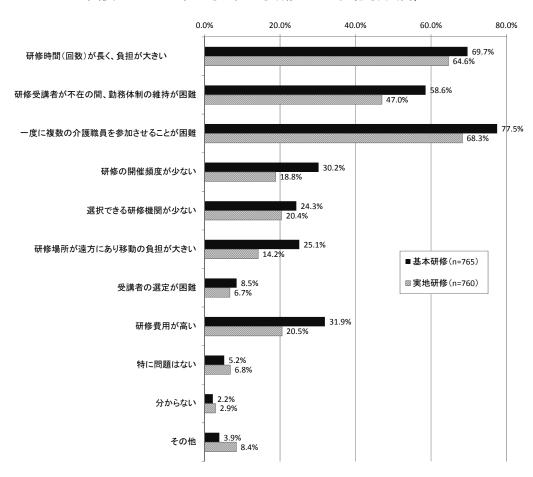
図表 2-476 実地研修指導看護師の有無(単一回答)

ii) 研修受講に関する課題

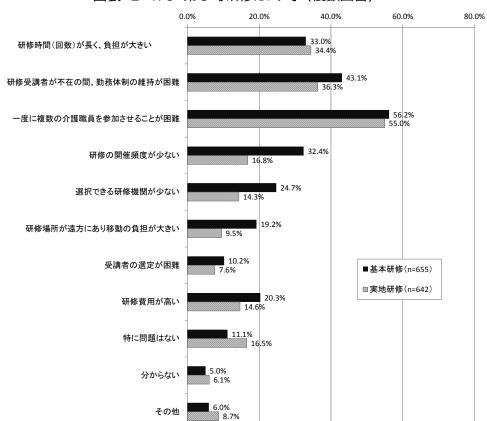
研修受講に関する課題は、第1号、第2号、第3号研修ともに「研修時間が長く、負担が大きい」「研修受講者が不在の間、勤務体制の維持が困難」「一度に介護職員を参加させることが困難」が高くなっている。また、ほとんどの項目において、実地研修よりも基本研修の方が、割合が高くなっている。

実地研修について見ると、第1号、第2号では、「一度に複数の介護職員を参加させることが困難」が68.3%と最も高く、次いで「研修回数が多く、負担が大きい」が64.6%、「研修受講者が不在の間、勤務体制の維持が困難」が47.0%となっている。一方、第3号では、「一度に複数の介護職員を参加させることが困難」が55.0%と最も高く、次いで「研修受講者が不在の間、勤務体制の維持が困難」が36.3%、「研修回数が多く、負担が大きい」が34.4%となっている。

※第1号と第2号研修については、訪問系や特別支援学校において「無回答」が約半数、第3号研修については介護老人福祉施設、介護老人保健施設、障害者支援施設において「無回答」が約半数となり、他の項目の割合に大きく影響することから、便宜上「無回答」は母数から削除している。

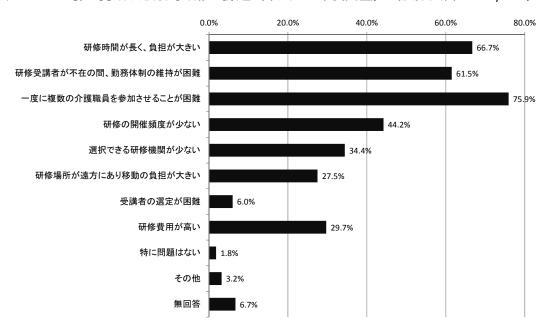


図表 2-477 第1号、第2号研修について(複数回答)



図表 2-478 第3号研修について(複数回答)

図表 2-479 【参考】喀痰吸引等研修の課題(平成25年度調査)(複数回答、n=2,454)

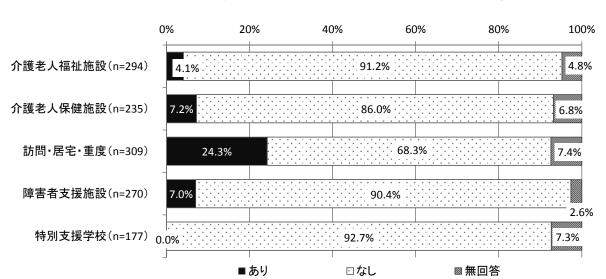


※平成25年度調査では研修区分(第1号、第2号、第3号)、基本研修、実地研修について分けて調査していない。 出所:平成25年度老人保健健康増進等事業「介護職員等喀痰吸引等制度の安全管理体制等の運用状況に関する調査研究事業」((株)三菱総合研究所)

③ 研修修了後の対応

i) 認定特定行為業務従事者等に対する手当等の有無

認定特定行為業務従事者等に対する手当は、すべての調査対象において「なし」の方が高くなっており、「介護老人福祉施設」では91.2%、「介護老人保健施設」では86.0%、「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」は68.3%、「障害者支援施設」は90.4%、「特別支援学校」は92.7%となっている。また、「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」は、他の調査対象と比較して「あり」の割合が24.3%高くなっている。



図表 2-480 認定特定行為業務従事者等に対する手当等の有無(単一回答)

ii) 研修修了後のスキルアップやフォローアップに関する教育、研修等の有無

研修修了後のスキルアップやフォローアップに関する教育、研修等が「あり」となっているのは、「介護老人福祉施設」では 48.6%、「介護老人保健施設」では 36.2%、「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」は 39.5%、「障害者支援施設」は 40.4%、「特別支援学校」は 39.0%となっている。

また、平成24年度の調査結果と比較すると、「介護老人保健施設」以外で「あり」の割合が低くなっている(特別支援学校については平成24年度で対象となっていないため、比較できない)。

研修修了後のスキルアップやフォローアップに関する教育、研修等の実施主体を見ると、すべての調査対象において「貴施設・事業所」の割合が最も高くなっているが、「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」については、他の調査対象が8割以上であるのに対して「貴施設・事業所」の割合が53.3%となっっており、「連携先の外部の施設、事業所」の割合が19.7%、「関連のない施設、事業所」が10.7%となっている。

0% 20% 40% 60% 80% 100% 15.3% 介護老人福祉施設(n=294) 36.1% 48.6% 介護老人保健施設(n=235) 36.2% 54.0% 9.8% 45.3% 訪問·居宅·重度(n=309) 39.5% 15.2% 障害者支援施設(n=270) 40.4% 10.7% 48.9% 特別支援学校(n=177) 39.0% 16.9% 44.1%

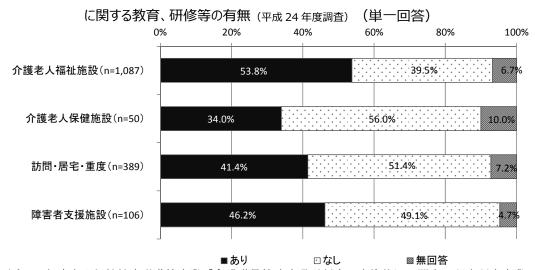
図表 2-481 研修修了後のスキルアップやフォローアップに関する教育、研修等の有無(単一回答)



■あり

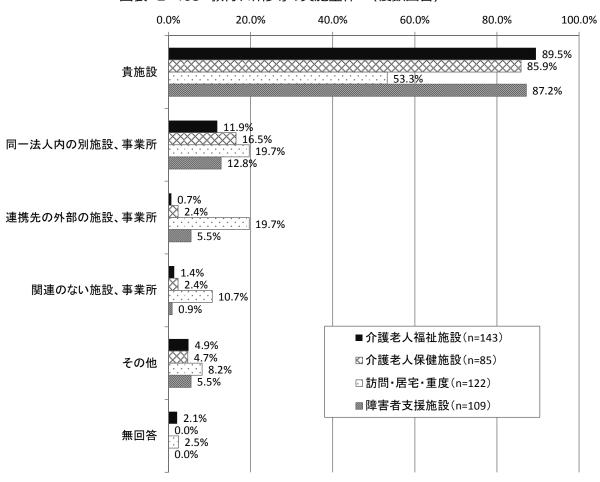
□なし

■無回答



出所:平成 24 年度老人保健健康増進等事業「介護職員等喀痰吸引制度の実施状況に関する調査研究事業」((株) 三菱総合研究所)

図表 2-483 教育、研修等の実施主体 (複数回答)



(4) 喀痰吸引等が必要な利用者の状況

① 行為別の利用者

i) 喀痰吸引等が必要な利用者(生徒)に対して、認定特定行為業務従事者等が 実施に関与していない理由

喀痰吸引等が必要な利用者(生徒)に対して、認定特定行為業務従事者等が実施に関与していない理由は、「介護老人福祉施設」では「認定特定行為業務従事者が不足しており体制が組めないため」が20.7%と最も高く、次いで「利用者の状態によって提供リスクがあるため」が16.3%となっている。

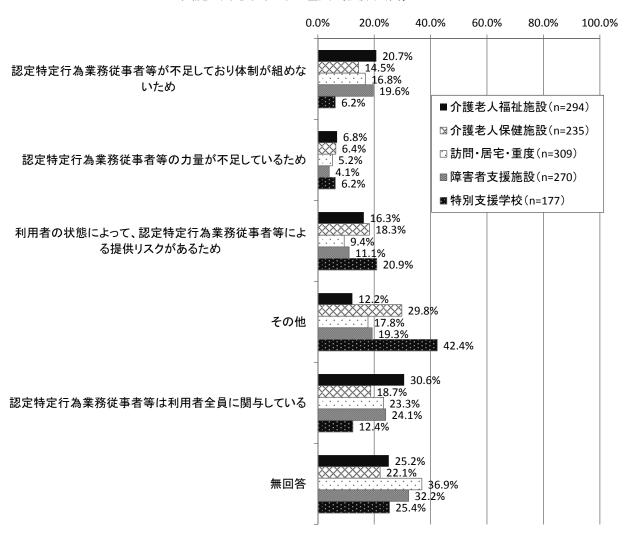
「介護老人保健施設」では「その他」が 29.8%と最も高く、次いで「利用者の状態によって提供リスクがあるため」が 18.3%となっている。「その他」の内容としては、「看護師が対応しているため」との回答が多数であったが、「提供後の報告書作成等など看護師の業務が増えるため」といった回答もみられた。

「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」では「認定特定行為業務従事者等は利用者全員に関与している」が23.3%と最も高くなっている。

「障害者支援施設」では「認定特定行為業務従事者等は利用者全員に関与している」が 24.1% と最も高く、次いで「認定特定行為業務従事者が不足しており体制が組めないため」が 19.6% となっている。

「特別支援学校」では「その他」が 42.4%と最も高く、次いで「利用者の状態によって提供リスクがあるため」が 20.9%となっている。「その他」の内容としては、「学校看護師が対応しているため」、「都道府県の要綱に定められていないため」、「保護者が希望しない/保護者が実施しているため」との回答が多かった。

図表 2-484 喀痰吸引等が必要な利用(生徒)者に対して、認定特定行為業務従事者等が 実施に関与していない理由(複数回答)

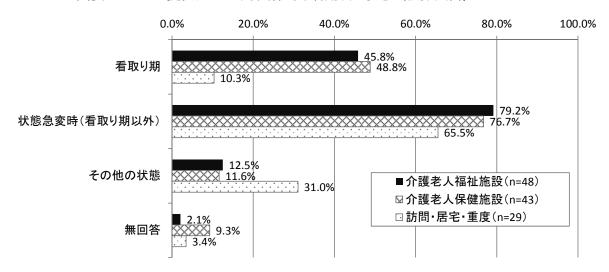


ii) 提供リスクのある具体的な利用者の状態

提供リスクのある具体的な利用者の状態は、「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」では「状態急変時(看取り期以外)」が7割以上、「看取り期」とした割合が4割以上となっている。

「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」では、「状態急変時(看取り期以外)」が65.5%と最も高く、次いで「その他の状態」が31.0%、「看取り期」は10.3%となっている。「その他の状態」の内容としては、「利用者が望まない」、「小児で病状が不安定」、「看護師が適当と判断される状態」との回答がみられた。

図表 2-485 提供リスクのある具体的な利用者の状態(複数回答)



iii) 利用者の受け入れの制限を設けている行為

「喀痰吸引」口腔内」や「経管栄養」胃ろう又は腸ろう」、「経管栄養」半固形化栄養剤利用者」の行為では、いずれの調査対象でも制限を設けている施設・事業所の割合が低い傾向がみられた。

「喀痰吸引_気管カニューレ内部」、「喀痰吸引_人工呼吸装着者」の行為は「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「障害者支援施設」にて制限を設けている割合が高く、「訪問介護、居宅介護、重度訪問介護」では2割程度と低かった。

「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」では「いずれも制限は設けていない」と回答した事業 所が53.7%と半数を超えていた。

0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0% 16.0% 喀痰吸引_口腔内 15.9% 16.3% 29.9% 喀痰吸引 鼻腔内 20.0% 71.4% **53.2%** 喀痰吸引 気管カニューレ内部 18.1% 44.8% 78.2% XXXXX 73.**2**% 喀痰吸引 人工呼吸器装着者 23.6% 64.4% 21.4% 8.5% 経管栄養_胃ろうまたは腸ろう 12.9% 18.1% 55.8% 40.4% 経管栄養 経鼻経管栄養 20.1% 36.7% ■介護老人福祉施設(n=294) 21.8% □介護老人保健施設(n=235) 経管栄養 半固形化栄養剤利用者 □訪問·居宅·重度(n=309) 21.5% ■障害者支援施設(n=270) いずれも制限は設けていない 53.7% 26.3%

図表 2-486 利用者の受け入れの制限を設けている行為(複数回答)

4.8%

11.0%

無回答

② 利用者の受け入れの制限を設けている理由

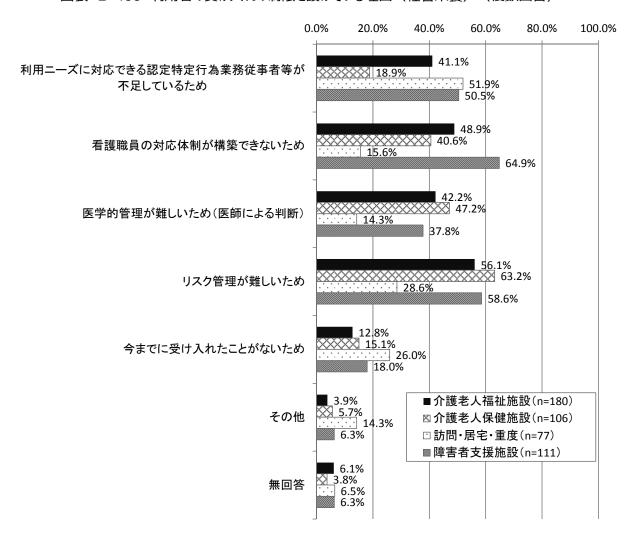
受入れ制限を設けている理由をみると、「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」では「利用ニーズに対応できる認定特定行為業務従事者等が不足しているため」が「喀痰吸引、「経管栄養」のいずれの行為でも5割以上だが、「看護職員の対応体制が構築できないため」や「医学的管理が難しいため(医師による判断)」は2割未満となっていた。

「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「障害者支援施設」では「今までに受け入れたことがないため」以外のいずれの選択肢の割合も高い傾向がみられるが、「介護老人福祉施設」では「喀痰吸引」、「経管栄養」ともに「リスク管理が難しいため」、「介護老人保健施設」では「喀痰吸引」が「医学的管理が難しいため(医師による判断)」、「経管栄養」で「リスク管理が難しいため」、「障害者支援施設」では「喀痰吸引」、「経管栄養」ともに「看護職員の対応体制が構築できないため」が最も高い割合を占めており、調査対象間による差がみられた。

0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0% 53.5% 利用ニーズに対応できる認定特定行為業務従事者等が 57.9% 不足しているため 53.6% 54.7% 看護職員の対応体制が構築できないため 16.8% 71.5% 67.6% 医学的管理が難しいため(医師による判断) 15.8% 52.5% 64.1% 63.3% リスク管理が難しいため 38.9% 65.4% 22.9% 31.9% 今までに受け入れたことがないため 15.8% 20.1% ■介護老人福祉施設(n=245) 2.9% 6.9% 9.5% 図介護老人保健施設(n=188) その他 □訪問·居宅·重度(n=95) 3.9% ■ 障害者支援施設(n=179) 2.0% 1.6% 無回答 5.3% 1.1%

図表 2-487 利用者の受け入れの制限を設けている理由(喀痰吸引)(複数回答)

図表 2-488 利用者の受け入れの制限を設けている理由(経管栄養) (複数回答)

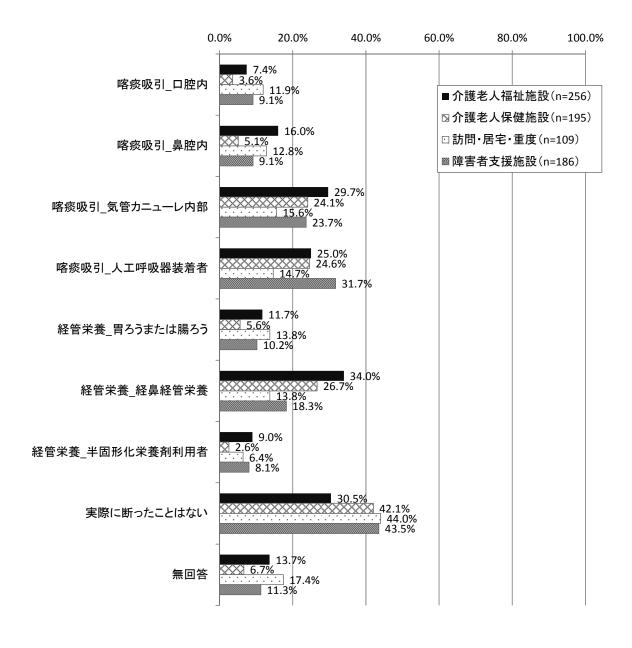


i) 利用者の受け入れを断ったことのある行為

いずれかの行為で受入れの制限を設けていると回答した施設・事業所のうち、「実際に断ったことはない」とした割合は「介護老人福祉施設」で3割、「介護老人保健施設」、「訪問介護、居宅介護、重度訪問介護」、「障害者支援施設」で4割程度を占めていた。

受入れ制限を設けている行為として割合の高かった「喀痰吸引」気管カニューレ内部」、「喀痰吸引」人工呼吸装着者」では、実際に受入れを断ったことがある割合は、「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「障害者支援施設」で2割~3割程度であった。

図表 2-489 実際に受け入れを断ったことのある行為(複数回答)



(5) 喀痰吸引等の提供プロセス

① 利用者からの同意取得

i) 利用者(保護者)への説明、同意を行う上で課題となっていること

利用者(保護者)への説明、同意取得を行う上で課題となっていることは、「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」では、「利用者の状態により、本人の同意取得が難しい(家族の同意となる)」がそれぞれ53.1%、50.2%、36.2%と最も高くなっている。

「障害者支援施設」、「特別支援学校」では、「安全性、リスクについて説明することが難しい」がそれぞれ40.0%、33.9%と最も高くなっている。

0.0% 20.0% 40.0% 80.0% 100.0% 60.0% 制度自体の説明が難しい 安全性、リスクについて説明することが難しい 40.0% 利用者の状態により、本人の同意取得が難しい(家族の 同意となる) 家族の方が遠方で同意取得に手間がかかる 25.5% 家族の方の状態により、家族の方の判断が困難 同意取得の更新期間が短い ■介護老人福祉施設(n=294) . 3.3% ☑介護老人保健施設(n=235) □訪問·居宅·重度(n=309) その他 ■障害者支援施設(n=270) 19.2% ☑ 特別支援学校(n=177) 無回答

図表 2-490 利用者(保護者)への説明、同意取得を行う上で課題となっていること(複数回答)

※障害者支援施設と特別支援学校については、「利用者の状態により、本人の同意取得が難しい(家族の同意となる)」「家族の方が遠方で同意取得に手間がかかる」「家族の方の状態により、家族の方の判断が困難」の選択肢を設けていない。

ii) 医師の指示書の所得方法(医師への依頼方法)

医師の指示書の所得方法(医師への依頼方法)は、「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「障害者支援施設」では「看護職員が依頼する」が約8割と最も高くなっている。一方で、「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」では「介護職員(認定特定行為業務従事者等)が依頼する」が36.9%と最も高くなっている。

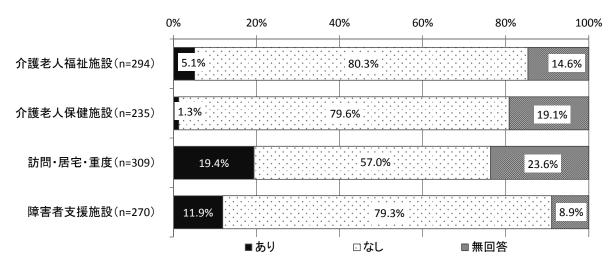
0.0% 20.0% 40.0% 80.0% 100.0% 60.0% 2.0% ₿ 3.4% 介護職員(認定特定行為業務従事者等)が依頼する 36.9% 11.5% 1.7% 1.3% ::::::: 13.9% 介護職員(認定特定行為業務従事者等以外)が依頼する 5.2% 87.8% 29.8% 看護職員が依頼する 79.6% 3.1% 5.5% サービス担当者会議等の会議の現場を通じて依頼する 20.4% 5.2% ■介護老人福祉施設(n=294) 7.1% ☑介護老人保健施設(n=235) 7.2% その他 20.7% □訪問·居宅·重度(n=309) 12.2% ■障害者支援施設(n=270) 6.1% 6.8% 無回答 7.1% 3.7%

図表 2-491 医師の指示書の所得方法 (医師への依頼方法) (複数回答)

iii) 指示料の利用者負担の有無

指示料の利用者負担「あり」は、「介護老人福祉施設」が 5.1%、「介護老人保健施設」が 1.3%、「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」が 19.4%、「障害者支援施設」が 11.9%となっている。

図表 2-492 指示料の利用者負担の有無(単一回答)



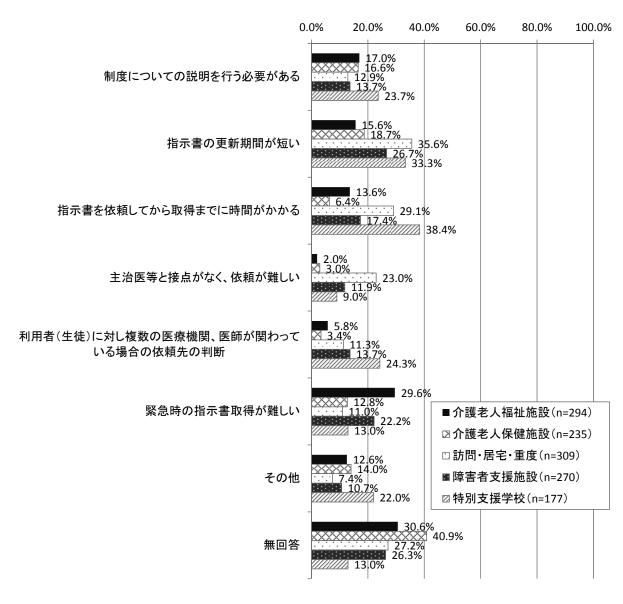
iv) 医師の指示書を取得する上で課題となっていること

医師の指示書を取得する上で課題となっていることとしては、「介護老人福祉施設」では、「緊急時の指示書の取得が難しい」が 29.6% と最も高くなっている。

「介護老人保健施設」、「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」、「障害者支援施設」では、「指示書の更新期間が短い」がそれぞれ18.7%、35.6%、26.7%と最も高くなっている。

「特別支援学校」では「指示書を依頼してから取得まで時間がかかる」が 38.4%と最も高くなっている。

図表 2-493 医師の指示書を取得する上で課題となっていること(複数回答)

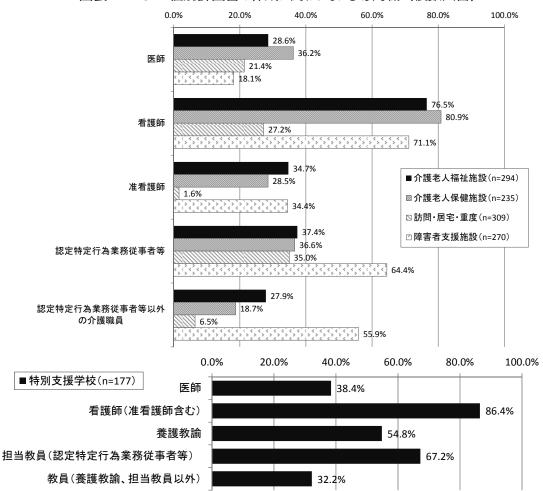


② 個別計画書の作成

i) 個別計画書の作成に関わっている専門職

個別計画書の作成に関わっている専門職をみると、「訪問介護、居宅介護、重度訪問介護」では「看護師」「准看護師」が関わっている割合が他の調査対象と比べ低く、「看護師」が 27.2%、「准看護師」が 1.6%となっている。

「障害者支援施設」、「特別支援学校」では「看護師」に次いで「認定特定行為業務従事者等」の関 与割合が6割以上と高い傾向がみられた。

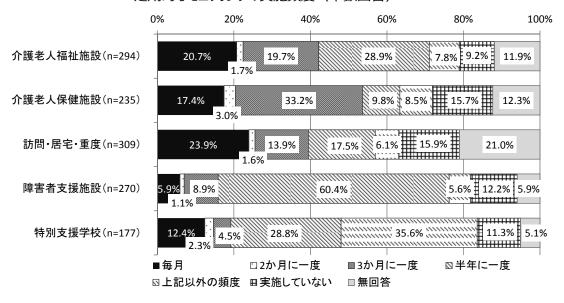


図表 2-494 個別計画書の作成に関わっている専門職(複数回答)

ii) 個別計画書の見直しに向けた、医師または看護職員による定期的なモニタリングの実施頻度

個別計画書の見直しに向けた、医師または看護職員による定期的なモニタリングを「3か月に一度」以上実施しているのは、「介護老人福祉施設」、「訪問介護、居宅介護、重度訪問介護」で約4割、「介護老人保健施設」では約5割、「障害者支援施設」、「特別支援学校」では、2割弱となっている。「障害者支援施設」では、「6か月に一度」が60.4%を占めている。

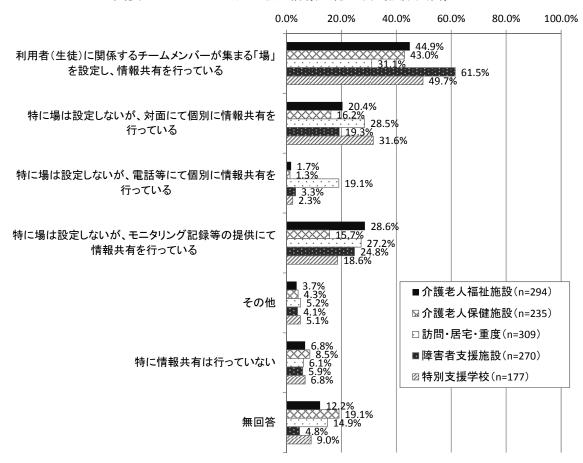
図表 2-495 個別計画書の見直しに向けた、医師または看護職員による 定期的なモニタリングの実施頻度(単数回答)



iii) 医師、看護職員による定期的なモニタリングの後の情報共有方法

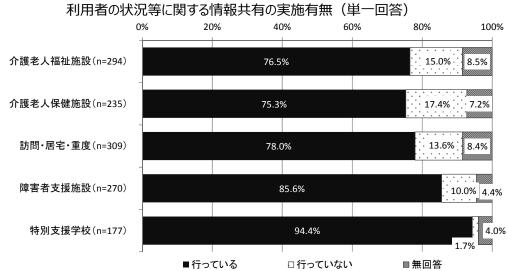
いずれの調査対象も「「場」を設定し情報共有をおこなっている」の割合が高いが、「訪問介護、居宅介護、重度訪問介護」では「電話等にて個別に共有」の割合が他の調査対象と比べ高かった。

図表 2-496 モニタリング後の情報共有方法(複数回答)



③ 日常的な情報共有(カンファレンス等)の実施

i) 喀痰吸引等の実施にあたり、利用者に関係するチームメンバー間での、利用者の状況等に関する情報共有の実施有無 利用者に関係するチームメンバー間での日常的な情報共有を「行っている」の割合は、いずれの調 査対象でも「行っている」の割合が最も高くなっている。

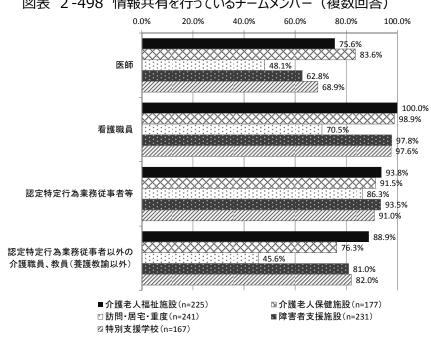


図表 2-497 喀痰吸引等の実施にあたり、利用者に関係するチームメンバー間での、

情報共有をおこなっているチームメンバー

情報共有を行っているチームメンバーを見ると、「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」では、 「医師」、「看護職員」と情報共有を行っている割合が他の調査対象と比べ高い傾向がみられた。

「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」では、「医師」が48.1%、「看護職員」が70.5%と他の調 査対象と比べ割合が低い傾向がみられたが、訪問看護事業所と併設している事業所では「連携先の看 護師」の割合が9割を超えていた。



図表 2-498 情報共有を行っているチームメンバー(複数回答)

iii)「看護職員」との日常的な情報共有の頻度

「看護職員」との情報共有の頻度をみると、「介護老人福祉施設」では「毎日」の割合が54.2%、「介護老人保健施設」では44.6%、「障害者支援施設」では61.9%であるのに対し、「訪問介護、居宅介護、重度訪問介護」では、「月1回程度」が28.8%、「週1回程度」が20.6%であり、「毎日」とした事業所は15.9%であった。

図表 2-499「看護職員」との日常的な情報共有の頻度(単一回答)

	毎日	週2~3	週1回程度	月1回程度	その他
介護老人福祉施設	54.2%	2.7%	9.8%	23.1%	9.3%
介護老人保健施設	44.6%	5.7%	8.6%	27.4%	10.9%
訪問介護、居宅介護、重度訪問介護	15.9%	9.4%	20.6%	28.8%	20.6%
 方、訪問看護事業所と併設	23.8%	7.1%	9.5%	33.3%	23.8%
障害者支援施設	61.9%	4.0%	7.1%	13.3%	11.9%
特別支援学校	76.7%	1.8%	0.0%	13.5%	6.1%

図表 2-500【参考】平成25年度調査「看護職員」との日常的な情報共有の頻度(単一回答)

	毎日	週2~3	週1回程度	月1回程度	その他
介護老人福祉施設	76.6%	3.7%	2.3%	9.6%	4.6%
介護老人保健施設	73.2%	2.1%	4.1%	9.3%	6.2%
訪問介護、居宅介護、重度訪問介護	14.2%	15.8%	10.9%	20.2%	15.8%
障害者支援施設	76.7%	2.5%	2.5%	11.7%	6.7%

出所:平成 25 年度老人保健健康増進等事業「介護職員等喀痰吸引等制度の安全管理体制等の運用状況に関する調査研究事業」((株) 三菱総合研究所)

④ 看護職員による指導・助言

i) 看護職員による認定特定行為業務従事者等に対する指導・助言の実施状況

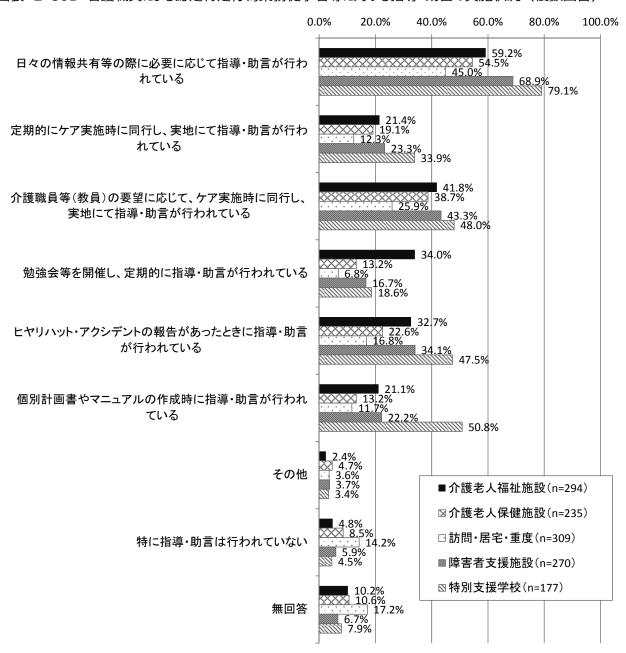
全ての調査対象において、看護職員による認定特定行為業務従事者等に対する指導・助言のうち、 「日々の情報共有等の際に必要に応じて指導・助言が行われている」が最も高く、次いで、「介護職 員等(教員等)の要望に応じて、ケア実施時に同行し、実地にて指導・助言が行われている」が高か くなっている。

「勉強会等を開催し、定期的に指導・助言が行われている」については、他の調査対象と比較して「介護老人福祉施設」の割合が高くなっている。

全ての項目において、「訪問介護、居宅介護、重度訪問介護」の割合は他の調査対象と比較して低くなっている。

「ヒヤリハット・アクシデントの報告があった時に指導・助言が行われている」「個別計画書やマニュアルの作成時に指導・助言が行われている」については、「特別支援学校」の割合は他の調査対象と比較して高くなっている。

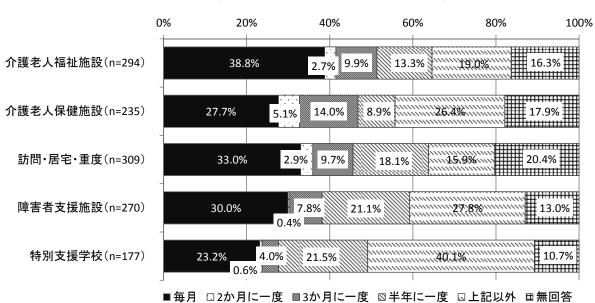
図表 2-501 看護職員による認定特定行為業務従事者等に対する指導・助言の実施状況(複数回答)



⑤ 実施報告書

i) 実施報告書の医師への提出頻度

実施報告書の医師への提出を「毎月」している割合は、「介護老人福祉施設」が 38.8%、「介護老人保健施設」が 27.7%、「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」が 33.0%、「障害者支援施設」が 30.0%、「特別支援学校」が 23.2%となっている。



図表 2-502 実施報告書の医師への提出頻度(単一回答)

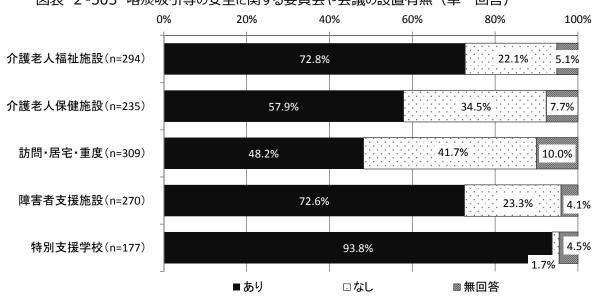
(6) 喀痰吸引等の提供に関する安全対策実施状況

① 喀痰吸引等の安全に関する委員会や会議について (※他の委員会や会議と合わせて開催する場合を含む)

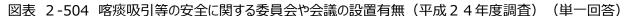
i) 設置有無

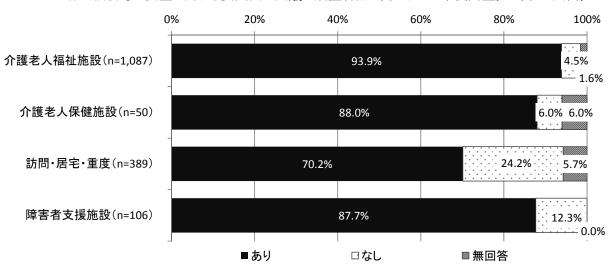
安全に関する委員会の設置「あり」の割合は、「介護老人福祉施設」が 72.8%、「介護老人保健施設」が 57.9%、「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」が 48.2%、「障害者支援施設」が 72.6%、「特別支援学校」が 93.8%であった。

平成24年度の調査結果と比較して、本調査結果は、いずれの調査対象においても安全に関する委員会(会議)の設置「あり」の割合が低くなっている(平成24年度は、特別支援学校は対象でない)。



図表 2-503 喀痰吸引等の安全に関する委員会や会議の設置有無(単一回答)



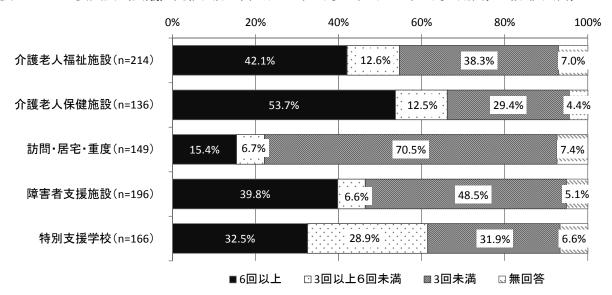


出典: 平成 24 年度老人保健健康増進等事業「介護職員等喀痰吸引制度の実施状況に関する調査研究事業」((株) 三菱総合研究所)

ii) 委員会(会議)開催回数

6か月間における安全に関する委員会(会議)を「6回以上」開催している割合は、「介護老人福祉施設」が42.1%、「介護老人保健施設」が53.7%、「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」が15.4%、「障害者支援施設」が39.8%、「特別支援学校」が32.5%となっている。

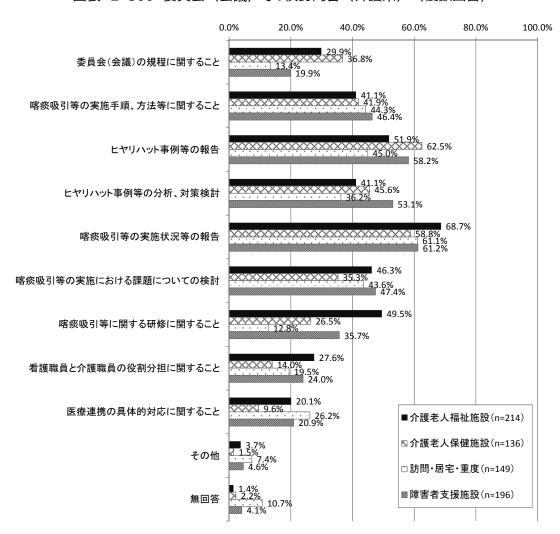
図表 2-505 委員会(会議)開催回数(平成29年4月~平成29年9月の期間)(数値回答)



iii) 委員会(会議)での検討内容

安全に関する委員会(会議)での検討内容をみると、「喀痰吸引等の実施手順、方法等に関すること」「ヒヤリハット事例等の報告」「喀痰吸引等の実施状況等の報告」「喀痰吸引等の実施における課題についての検討」など、いずれの調査対象でも複数の内容について検討していることがわかる。

「喀痰吸引等に関する研修に関すること」については、「介護老人福祉施設」が49.5%と他の調査対象と比較して高い傾向がみられる。



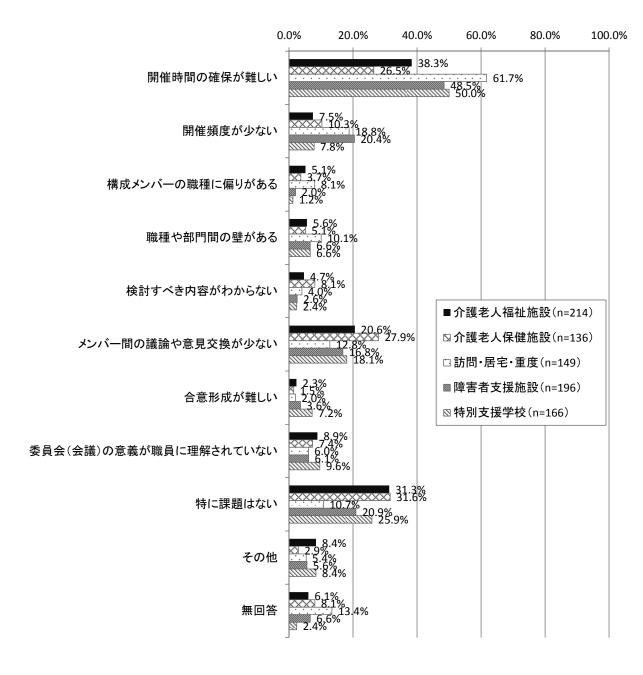
図表 2-506 委員会(会議)での検討内容(介護系) (複数回答)

iv) 委員会(会議)の運用上の課題

安全に関する委員会(会議)の運用上の課題のうち、「介護老人保健施設」を除く全ての調査対象において、「開催時間の確保が難しい」が最も高かった。特に、「訪問介護、居宅介護、重度訪問介護」は 61.7%と他の調査対象と比較して高くなっている。

次いで、「訪問介護、居宅介護、重度訪問介護」を除いて、「特に課題がない」や「メンバー間の議論や意見交換が少ない」が高くなっている。また、「訪問介護、居宅介護、重度訪問介護」と「障害者支援施設」では、「開催頻度が少ない」の割合が他の調査対象と比較して高くなっている。

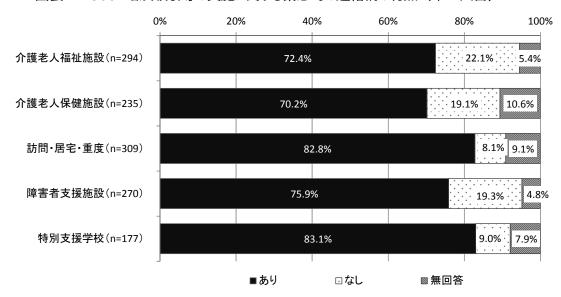
図表 2-507 委員会(会議)の運用上の課題(複数回答)



② マニュアル (業務手順書等) の整備状況について

i) 喀痰吸引等の実施に関する緊急時の連絡網の有無

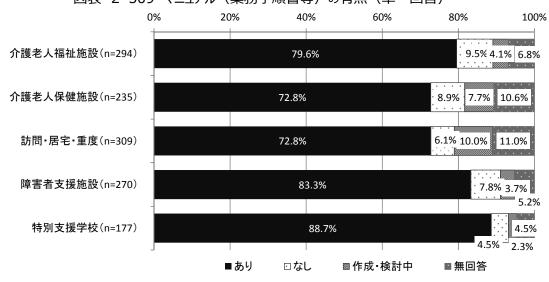
喀痰吸引等の実施に関する緊急時の連絡網が「あり」について、「介護老人福祉施設」が 72.4%、「介護老人保健施設」が 70.2%、「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」が 82.8%、「障害者支援施設」が 75.9%、「特別支援学校」が 83.1%となっている。



図表 2-508 喀痰吸引等の実施に関する緊急時の連絡網の有無(単一回答)

ii) 介護職員(教員等)が喀痰吸引等を実施するためマニュアル(業務手順書等)の有無 ※既存のマニュアルにおいて喀痰吸引等を実施するための内容が記載されている場合を含む

介護職員(教員等)が喀痰吸引等を実施するためマニュアル(業務手順書等)が「あり」について、「介護老人福祉施設」が79.6%、「介護老人保健施設」が72.8%、「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」が72.8%、「障害者支援施設」が83.3%、「特別支援学校」が88.7%となっている。



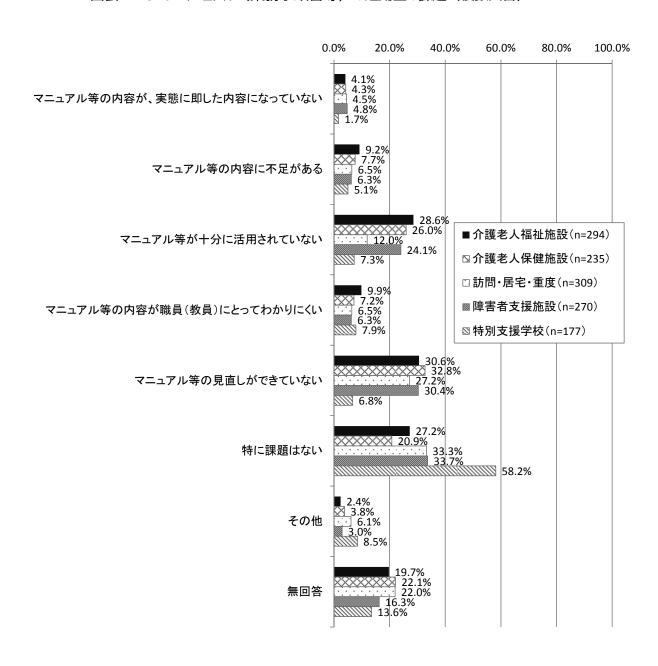
図表 2-509 マニュアル(業務手順書等)の有無(単一回答)

iii) マニュアル(業務手順書等)の運用上の課題

マニュアル (業務手順書等) の運用上の課題では、「特別支援学校」を除いて「マニュアル等の見直しができない」が高くなっている。また、「訪問介護、居宅介護、重度訪問介護」と「特別支援学校」を除いて「マニュアル等が十分に活用されていない」が高くなっている。

「特に課題はない」については、「特別支援学校」が 58.2%と他の調査対象と比較して高くなっている。

図表 2-510 マニュアル (業務手順書等) の運用上の課題 (複数回答)

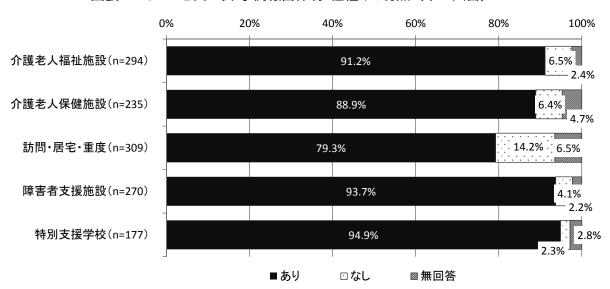


③ ヒヤリハット・アクシデント

i) ヒヤリハット事例報告体制・仕組みの有無

ヒヤリハット事例報告体制・仕組みが「あり」について、「介護老人福祉施設」が 91.2%、「介護 老人保健施設」が 88.9%、「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」が 79.3%、「障害者支援施設」が 93.7%、「特別支援学校」が 94.9%となっている。

いずれの調査対象でも「あり」の割合が最も高いが、「訪問介護、居宅介護、重度訪問介護」では「なし」が14.2%となっていた。



図表 2-511 ヒヤリハット事例報告体制・仕組みの有無(単一回答)

ii) ヒヤリハット報告の活用方法

ヒヤリハット報告の活用方法をみると、いずれの調査対象でも「ヒヤリハット事例を職員に周知し 注意喚起する」とした割合が最も高く、「特に活用していない」とした割合はいずれの調査対象でも 2%未満と低かった。

発生した事例を周知するだけでなく、「ヒヤリハットの防止策を検討し、職員にフィードバックする」とした割合は、「特別支援学校」では75.0%と高く、「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「障害者支援施設」で約6割、「訪問介護、居宅介護、重度訪問介護」では5割未満であった。

0.0% 100.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 73.9% 69.4% 62.0% ヒヤリハット事例を職員に周知し注意喚起する 78.3% 85.1% 48.1% ☑ 51.7% ヒヤリハットの発生件数や傾向を示して注意喚起する 45.8% 57.1% 56.9% ヒヤリハットの要因分析を行い、職員にフィードバックする 67.9% 61.6% ヒヤリハットの防止策を検討し、職員にフィードバックする 44.9% 75.0% ■介護老人福祉施設(n=268) 特に活用していない 0.8% 1.2% ⑤介護老人保健施設(n=209) 0.0% □訪問·居宅·重度(n=245) ■障害者支援施設(n=253) その他 無回答 **]** 28.6% 13.8% 8 9%

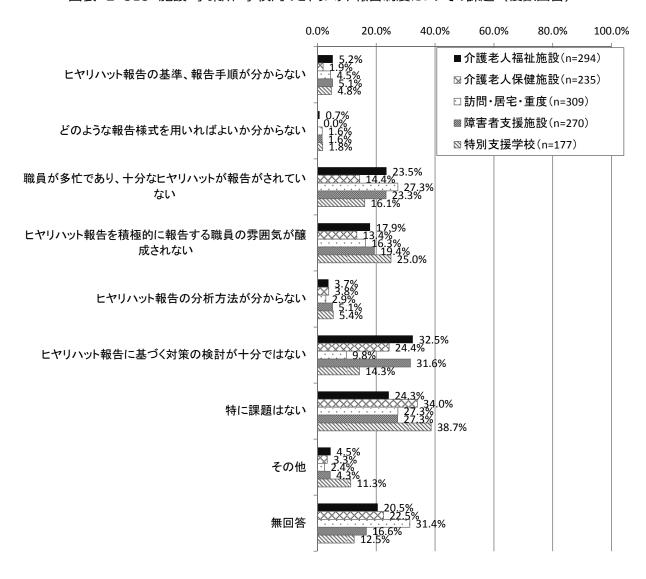
図表 2-512 ヒヤリハット報告の活用方法(複数回答)

iii) 施設・事業所・学校内のヒヤリハット報告制度についての課題

施設・事業所・学校内のヒヤリハット報告制度についての課題では、全ての調査対象において、「職員が多忙であり、十分なヒヤリハットが報告されていない」「ヒヤリハット報告を積極的に報告する職員の雰囲気が醸成されない」「特に課題はない」が高くなっている。

また、「訪問介護、居宅介護、重度訪問介護」と「特別支援学校」を除いて「ヒヤリハット報告に 基づく検討が十分でない」が高くなっている。

図表 2-513 施設・事業所・学校内のヒヤリハット報告制度についての課題(複数回答)

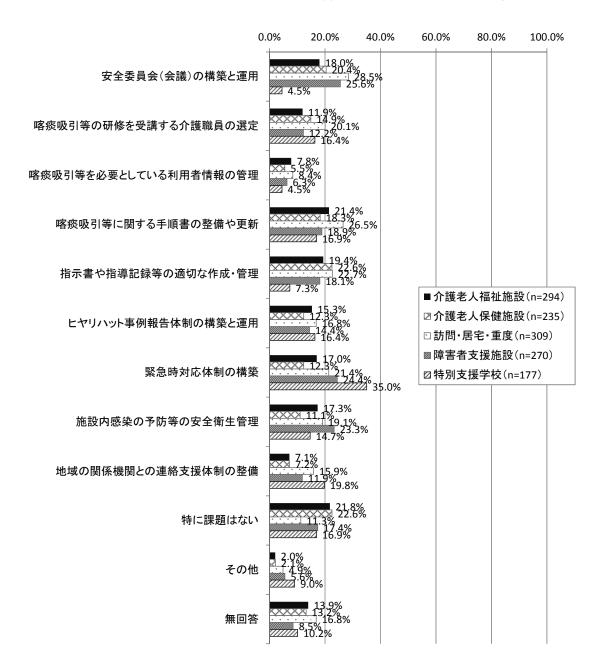


④ 安全体制整備上の課題・工夫点

i) 安全体制整備の中で現在最も課題となっていること

安全体制整備の中で現在最も課題となっていることをみると、「緊急時対応体制の構築」では、「特別支援学校」が 35.0%と他の調査対象と比べ高い傾向がみられる。

図表 2-514 安全体制整備の中で現在最も課題となっていること(複数回答)

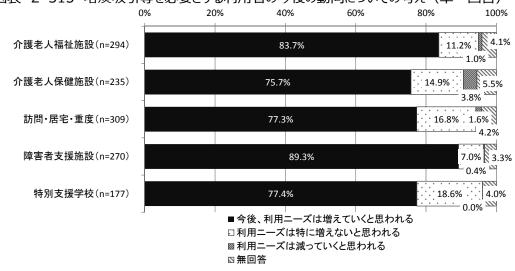


(7) 介護職員等による喀痰吸引等の提供に関する考え、方針

① 介護職員等による喀痰吸引等の提供

i) 喀痰吸引等を必要とする利用者の今後の動向についての考え

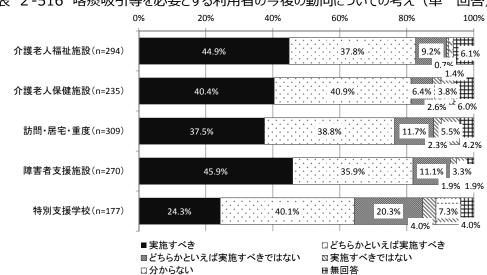
喀痰吸引等を必要とする利用者の今後の動向について「今後、利用ニーズは増えていくと思われる」と考えているのは、「介護老人福祉施設」が83.7%、「介護老人保健施設」が75.7%、「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」が77.3%、「障害者支援施設」が89.3%、「特別支援学校」が77.4%となっている。



図表 2-515 喀痰吸引等を必要とする利用者の今後の動向についての考え(単一回答)

ii) 介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する考え

介護職員等が喀痰吸引等を実施することについて「実施すべき」と考えているのは、「介護老人福祉施設」が44.9%、「介護老人保健施設」が40.4%、「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」が37.5%、「障害者支援施設」が45.9%、「特別支援学校」が24.3%となっている。



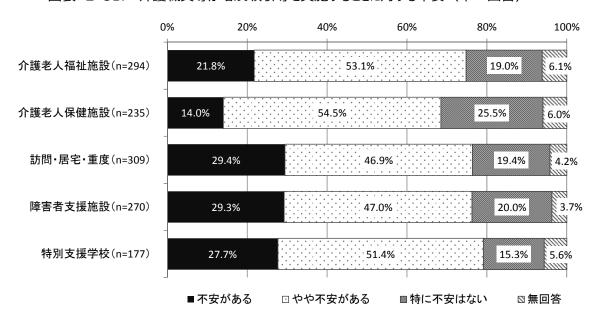
図表 2-516 喀痰吸引等を必要とする利用者の今後の動向についての考え(単一回答)

iii)介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安

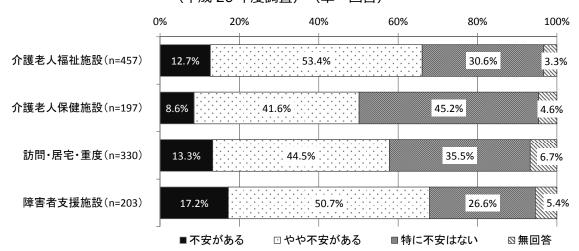
全ての調査対象において、「やや不安がある」の割合が最も高くなっている。

また、平成24年度調査と比較すると、「不安がある」、「やや不安がある」を合計した割合は高くなっている。

図表 2-517 介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安(単一回答)



図表 2-518 【参考】介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する不安 (平成 26 年度調査) (単一回答)

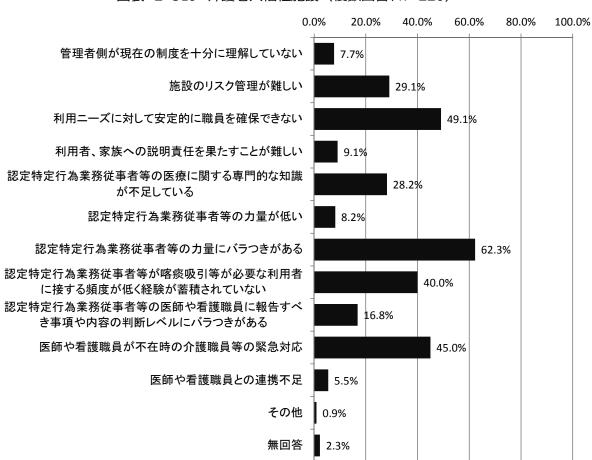


出所:平成 26 年度老人保健健康増進等事業「介護職員等喀痰吸引等制度の安全管理体制等の確立に関する調査研究事業」((株) 三菱総合研究所)

iv) 不安と考える理由

(介護老人福祉施設)

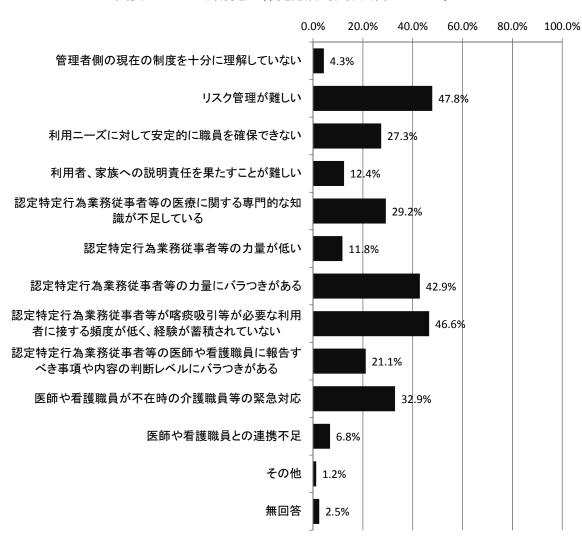
「認定特定行為業務従事者等の力量にバラつきがある」が 62.3%と最も高く、次いで「利用ニーズに対して安定的に職員を確保できない」が 49.1%、「医師や看護職員が不在時の介護職員等の緊急対応」が 45.0%となっている。



図表 2-519 介護老人福祉施設(複数回答、n=220)

(介護老人保健施設)

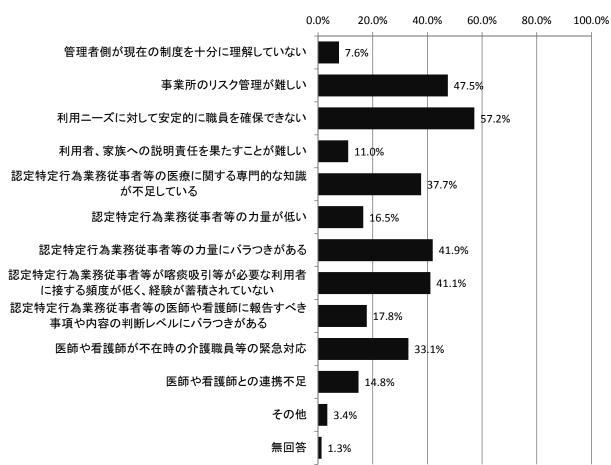
「リスク管理が難しい」が 47.8%と最も高く、次いで「認定特定行為業務従事者等が喀痰吸引等が必要な利用者に接する頻度が低く、経験が蓄積されていない」が 46.6%、「認定特定行為業務従事者等の力量にバラつきがある」が 42.9%であった。



図表 2-520 介護老人保健施設(複数回答、n=161)

(訪問介護・居宅介護・重度訪問介護)

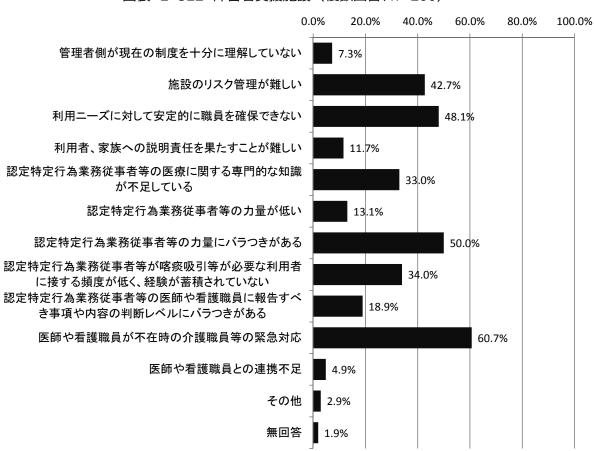
「利用ニーズに対して安定的に職員を確保できない」が 57.2%と最も高く、次いで「リスク管理が難しい」が 47.5%、「認定特定行為業務従事者等の力量にバラつきがある」が 41.9%、「認定特定行為業務従事者等が喀痰吸引等が必要な利用者に接する頻度が低く、経験が蓄積されていない」が 41.1%、であった。



図表 2-521 訪問介護·居宅介護·重度訪問介護(複数回答、n=236)

(障害者支援施設)

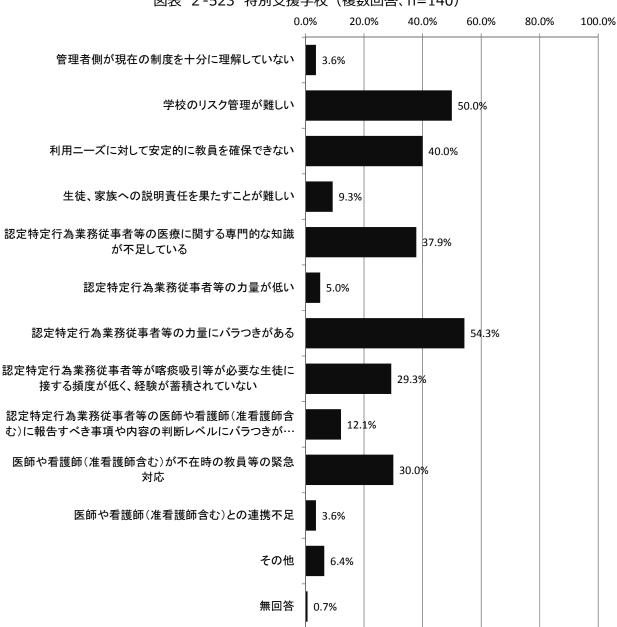
「医師や看護職員が不在時の介護職員等の緊急対応」が 60.7%と最も高く、次いで「認定特定行為業務従事者等の力量にバラつきがある」が 50.0%、「利用ニーズに対して安定的に職員を確保できない」が 48.1%であった。



図表 2-522 障害者支援施設(複数回答、n=206)

(特別支援学校)

「認定特定行為業務従事者等の力量にバラつきがある」が 54.3%と最も高く、次いで「リスク管理が難しい」が 50.0%、「利用ニーズに対して安定的に教員を確保できない」が 40.0%であった。



図表 2-523 特別支援学校(複数回答、n=140)

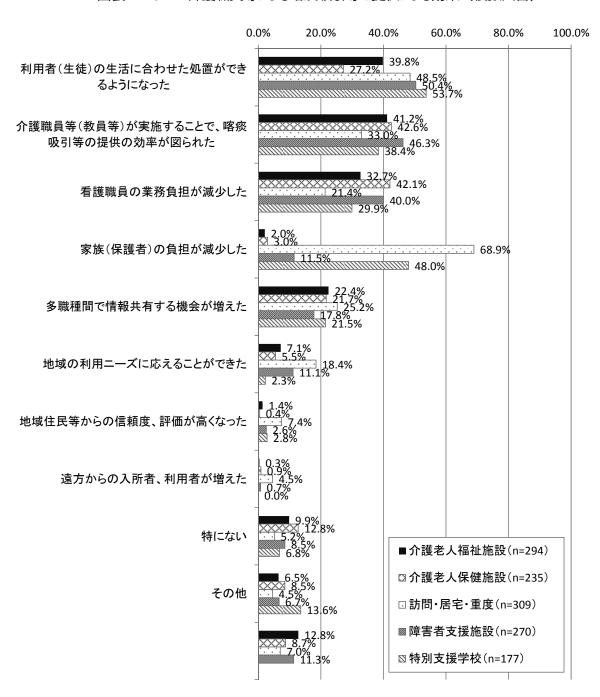
② 介護職員等による喀痰吸引等の提供による効果、課題の発生状況

i) 介護職員等による喀痰吸引等の提供による効果

施設長・管理者が感じている介護職員等による喀痰吸引等の提供による効果として、全ての調査対象において、「利用者の生活に合わせた処置ができるようになった」「介護職員等が実施することで、喀痰吸引等の提供の効率が図られた」の割合が高い傾向がみられる。

「家族(保護者)の負担が減少した」については、「訪問介護、居宅介護、重度訪問介護」と「特別支援学校」で高い傾向がみられる。

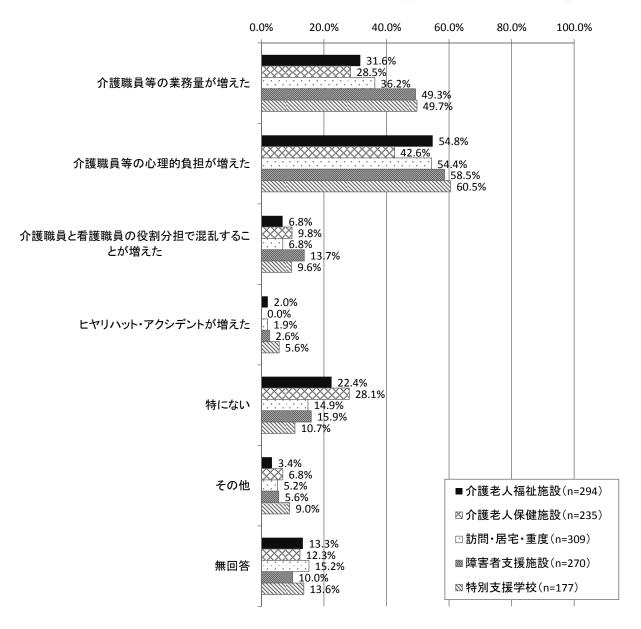
図表 2-524 介護職員等による喀痰吸引等の提供による効果(複数回答)



ii) 介護職員等による喀痰吸引等の提供による課題の発生状況

全ての調査対象において、「介護職員等の心理的負担が増えた」が最も高く、次いで、「介護職員等の業務量が増えた」が高くなっている。

図表 2-525 介護職員等による喀痰吸引等の提供による課題の発生状況(複数回答)



8. 介護職員・教員(認定特定行為業務従事者等)の回答

(1) 保有資格、経験年数等

① 保有している認定特定行為業務従事者等の認定証区分

保有している認定特定行為業務従事者等の認定証区分は、「介護老人福祉施設」では、「第2号研修修了者」が38.7%と最も高く、次いで、「経過措置対象者」が34.4%となっている。

「介護老人保健施設」では、「第2号研修修了者」が 57.5%と最も高く、次いで、「第1号研修修 了者」が 38.7%となっている。

「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」では、「第3号研修修了者」が66.5%と最も高く、次いで、「第2号研修修了者」が13.8%となっている。

「障害者支援施設」では、「第3号研修修了者」が40.4%と最も高く、次いで、「第2号研修修了者」が34.0%となっている。

「特別支援学校」では、「第3号研修修了者」が91.2%と最も高く、次いで、「経過措置対象者」が4.7%となっている。

養成施設! 施設 第3号研修修了者 経過措置対象者 実務者研修修了者のうち 実地研修修了者 介護福祉士 無回答 11号研修修了者 2号研修修了者 事業所数 における養成課程を修了した $\widehat{\mathsf{H}}$ 2 9 年 1月国家試験合格者 489 83 189 27 14 168 29 44 介護老人福祉施設 100.0% 17.0% 38.7% 2.9% 34.4% 5.9% 5.5% 9.0% 395 153 227 11 18 25 27 17 介護老人保健施設 100.0% 38.7% 57.5% 2.8% 4.6% 6.3% 4.3% 6.8% 訪問介護·居宅介護· 421 57 280 33 21 13 重度訪問介護 100.0% 13.8% 5.0% 13.5% 66.5% 7.8% 1.7% 3.1% 468 125 159 189 17 22 24 障害者支援施設 100.0% 34.0% 40.4% 3.6% 4.7% 1.5% 5.1% 26.7% 274 250 13 14 特別支援学校 100.0% 2.6% 0.7% 91.2% 4.7% 5.1%

図表 2-526 保有している認定特定行為業務従事者等の認定証区分(複数回答)

② 保有資格

保有資格は、「介護老人福祉施設」では、「介護福祉士」が93.3%と最も高く、次いで、「介護支援専門員」が13.9%となっている。

「介護老人保健施設」では、「介護福祉士」が 97.7%と最も高く、次いで、「介護支援専門員」が 11.6%となっている。

「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」では、「介護福祉士」が 81.5%と最も高く、次いで、「介護職員初任者研修修了(訪問介護員養成研修1・2級修了を含む)」が 29.7%となっている。

「障害者支援施設」では、「介護福祉士」が 82.5%と最も高く、次いで、「介護職員初任者研修修 了 (訪問介護員養成研修1・2級修了を含む)」が 15.2%となっている。

「特別支援学校」では、「教員免許」が 94.7%と最も高く、次いで、「特別支援学校自立活動教諭 一種免許 (肢体不自由教育)」が 12.8%となっている。

			-, 111132		. 1742 ()				
	施設・事業所数	介護福祉士	社会福祉士	介護支援専門員	実務者研修終了または介護職員基礎研修	介護職員初任者研修修了(訪問介護員養成研修1・2級修了を含む)	看護師・保健師	その他	無回答
介護老人福祉施設	489	456	15	68	23	60	0	24	6
	100.0%	93.3%	3.1%	13.9%	4.7%	12.3%	0.0%	4.9%	1.2%
介護老人保健施設	395	386	3	46	21	30	0	11	3
	100.0%	97.7%	0.8%	11.6%	5.3%	7.6%	0.0%	2.8%	0.8%
訪問介護·居宅介護·	421	343	13	49	57	125	3	15	3
重度訪問介護	100.0%	81.5%	3.1%	11.6%	13.5%	29.7%	0.7%	3.6%	0.7%
障害者支援施設	468	386	38	42	20	71	1	48	17
	100.0%	82.5%	8.1%	9.0%	4.3%	15.2%	0.2%	10.3%	3.6%

図表 2-527 保有資格(介護職員) (複数回答)

1551 ±	2 520	/ロナーンタルケ	/ #/F CD \	(複数回答)
以天	ノーケノN	华伯谷格	(変) (三)	(根数)(回 合)

	施設・事業所数	教員免許	特別支援学校自立活動教諭一種免許(視覚障害教育)	特別支援学校自立活動教諭一種免許(言語障害教育)	特別支援学校自立活動教諭一種免許(聴覚障害教育)	特別支援学校自立活動教諭一種免許(肢体不自由教育)	特別支援学校自立活動教諭一種免許(視覚障害教育)	養護教員免許	無回答
特別支援学校	274	267	6	5	9	35	5	18	1
	100.0%	94.7%	2.2%	1.8%	3.3%	12.8%	1.8%	6.6%	0.4%

③ 勤務形態

勤務形態は、「介護老人福祉施設」では、「常勤専任」が 85.1%と最も高く、次いで、「常勤兼務」 が 8.6%となっている。

「介護老人保健施設」では、「常勤専任」が82.5%と最も高く、次いで、「常勤兼務」が10.1%となっている。

「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」では、「常勤専任」が 50.6%と最も高く、次いで、「常勤 兼務」が 24.2%、「非常勤専任」が 10.7%、「非常勤兼務」が 7.6%となっている。

「障害者支援施設」では、「常勤専任」が83.1%と最も高く、次いで、「常勤兼務」が10.0%となっている。

「特別支援学校」では、「常勤専任」が84.3%と最も高く、次いで、「常勤兼務」が9.1%となっている。

図表 2-529 勤務形態 (単一回答)

	施設・事業所数	常勤専任	常勤兼務	非常勤専任	非常勤兼務	無回答
介護老人福祉施設	489	416	42	7	2	22
	100.0%	85.1%	8.6%	1.4%	0.4%	4.5%
介護老人保健施設	395	326	40	0	0	29
	100.0%	82.5%	10.1%	0.0%	0.0%	7.3%
訪問介護·居宅介護·	421	213	102	45	32	29
重度訪問介護	100.0%	50.6%	24.2%	10.7%	7.6%	6.9%
障害者支援施設	468	389	47	12	4	16
	100.0%	83.1%	10.0%	2.6%	0.9%	3.4%
特別支援学校	274	231	25	1	0	17
	100.0%	84.3%	9.1%	0.4%	0.0%	6.2%

④ 介護職員(特別支援学校の教員)としての通算年数

介護職員(特別支援学校の教員)としての通算年数は、「介護老人福祉施設」では、「5年以上 10年未満」が30.3%と最も高く、次いで、「10年以上15年未満」が28.8%となっている。

「介護老人保健施設」では、「10年以上15年未満」が33.7%と最も高く、次いで、「15年以上20年未満」が26.6%となっている。

「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」では、「10 年以上 15 年未満」が 33.5%と最も高く、次いで、「5 年以上 10 年未満」が 25.7%となっている。

「障害者支援施設」では、「5年以上10年未満」が28.0%と最も高く、次いで、「10年以上15年 未満」が26.9%となっている。

「特別支援学校」では、「20 年以上」が 28.1% と最も高く、次いで、「5 年以上 10 年未満」が 22.3% となっている。

図表 2-530 介護職員(特別支援学校の教員)としての通算年数(数値回答)

	施設・事業所数	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上	無回答	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
介護老人福祉施設	489 100.0%	56 11.5%	148 30.3%	141 28.8%	87 17.8%	54 11.0%	3 0.6%	11.83	5.95
介護老人保健施設	395 100.0%	19 4.8%	75 19.0%	133 33.7%	105 26.6%	62 15.7%	1 0.3%	13.90	5.60
訪問介護·居宅介護· 重度訪問介護	421 100.0%	59 14.0%	108 25.7%	141 33.5%	78 18.5%	28 6.7%	7 1.7%	11.02	5.33
障害者支援施設	468 100.0%	40 8.5%	131 28.0%	126 26.9%	98 20.9%	69 14.7%	4 0.9%	12.98	6.65
特別支援学校	274 100.0%	57 20.8%	61 22.3%	39 14.2%	38 13.9%	77 28.1%	2 0.7%	14.32	9.90

⑤ 喀痰吸引等の通算実施経験年数

喀痰吸引等の通算実施経験年数は、「介護老人福祉施設」では、「5年以上」が42.9%と最も高く、 次いで、「1年以上3年未満」が19.6%となっている。

「介護老人保健施設」では、「1年以上3年未満」が32.9%と最も高く、次いで、「3年以上5年 未満」が27.6%となっている。

「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」では、「1年以上3年未満」が29.0%と最も高く、次いで、 「5年以上」が28.3%となっている。

「障害者支援施設」では、「3年以上5年未満」が28.8%と最も高く、次いで、「1年以上3年未 満」が27.8%となっている。

「特別支援学校」では、「1年未満」が29.2%と最も高く、次いで、「1年以上3年未満」が27.0% となっている。

図表 2-531 喀痰吸引等の通算実施経験年数(数値回答)

	施設・事業所数	1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上	無回答	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
介護老人福祉施設	489 100.0%	61 12.5%	96 19.6%	86 17.6%	210 42.9%	36 7.4%	4.63	4.23
介護老人保健施設	395 100.0%	77 19.5%	130 32.9%	109 27.6%	55 13.9%	24 6.1%	2.87	3.16
訪問介護·居宅介護· 重度訪問介護	421 100.0%	72 17.1%	122 29.0%	85 20.2%	119 28.3%	23 5.5%	3.46	3.16
障害者支援施設	468 100.0%	62 13.2%	130 27.8%	135 28.8%	120 25.6%	21 4.5%	3.66	3.36
特別支援学校	274 100.0%	80 29.2%	74 27.0%	48 17.5%	59 21.5%	13 4.7%	3.49	4.47

(2) 介護職員等による喀痰吸引等の実施について

① 実施している行為

実施している行為について聞いたところ、「介護老人福祉施設」では「喀痰吸引(口腔内)」が91.0% と最も高く、次いで「喀痰吸引(鼻腔内)」が37.8%、「経管栄養(胃ろう又は腸ろう)」が35.4%と なっている。

「介護老人保健施設」では「喀痰吸引 (口腔内)」が 78.7%と最も高く、次いで「喀痰吸引 (鼻腔内)」が 64.1%、「経管栄養 (胃ろう又は腸ろう)」が 56.2 となっている。

「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」では「喀痰吸引 (口腔内)」が 78.7%と最も高く、次いで「喀痰吸引 (気管カニューレ内部)」が 66.3%、「経管栄養 (胃ろう又は腸ろう)」が 57.2 となっている。

「障害者支援施設」では「喀痰吸引 (口腔内)」が 76.7%と最も高く、次いで「経管栄養 (胃ろう又は腸ろう)」が 65.0%、「喀痰吸引 (鼻腔内)」が 53.8 となっている。

「特別支援学校」では「経管栄養(胃ろう又は腸ろう)」が65.7%と最も高く、次いで「喀痰吸引(口腔内)」が55.5%、「喀痰吸引(鼻腔内)」が36.9となっている。

	施設・事業所数	喀痰吸引(口腔内)	喀痰吸引(鼻腔内)	喀痰吸引(気管カニューレ内部)	喀痰吸引(人工呼吸器装着者への実施)	経管栄養(胃ろう又は腸ろう)	経管栄養(経鼻経管栄養)	経管栄養(半固形化栄養剤の使用)	無回答
介護老人福祉施設	489	445	485	9	2	173	31	49	36
	100.0%	91.0%	37.8%	1.8%	0.4%	35.4%	6.3%%	10.0%	7.4%
介護老人保健施設	395	311	253	40	4	222	45	76	70
	100.0%	78.7%	64.1%	10.1%	1.0%	56.2%	11.4%	19.2%	17.7%
訪問介護·居宅介護·	421	314	195	279	139	241	55	105	26
重度訪問介護	100.0%	74.6%	46.3%	66.3%	33.0%	57.2%	13.1%	24.9%	6.2%
障害者支援施設	468	359	252	134	13	304	103	95	27
	100.0%	76.7%	53.8%	28.6%	2.8%	65.0%	22.0%	20.3%	5.8%
特別支援学校	274	152	101	59	9	180	92	33	14
	100.0%	55.5%	36.9%	21.5%	3.3%	65.7%	33.6%	12.0%	5.1%

図表 2-532 喀痰吸引等の通算実施経験年数 (数値回答)

② 喀痰吸引等を実施することになった経緯

調査対象別に介護職員等が喀痰吸引等を実施することになった経緯を見てみると、「施設・事業所 (学校)からの要請、指示等」が7割~9割と最も高い割合となっている。

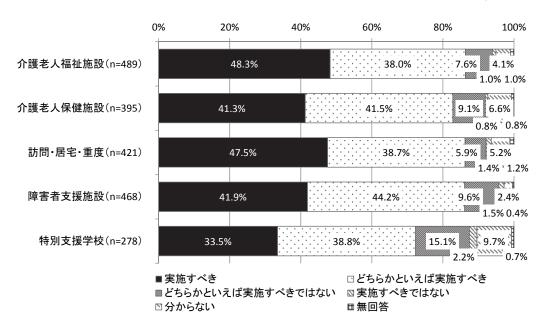
「訪問介護、居宅介護、重度訪問介護」と「特別支援学校」では、「利用者、家族、生徒が希望した」の割合が他の調査対象と比較して高くなっている。

0.0% 20.0% 40.0% 100.0% 60.0% 80.0% 12.9% 自ら希望した 23.8% 13.7% 2.9% 利用者、家族、生徒が希望した 5.8% 33.1% 91.2% 78.7% 施設・事業所(学校)からの要請、指示等 67.9% 93.6% 80.9% 1.8% 2.0% その他 2.1% ■介護老人福祉施設(n=489) 1.3% ☑介護老人保健施設(n=395) 8.6% □訪問·居宅·重度(n=421) ■障害者支援施設(n=468) 3.1% 5.3% 1.4% □特別支援学校(n=278) 無回答 1.1% 5.8%

図表 2-533 喀痰吸引等を実施することになった経緯(複数回答)

③ 介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する考え

介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対して「実施すべき」と考えているのは、「介護老人福祉施設」が48.3%、「介護老人保健施設」が41.3%、「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」が41.3%、「障害者支援施設」が41.9%、「特別支援学校」が33.5%となっている。



図表 2-534 介護職員が喀痰吸引等を実施することに対する考え(単一回答)

③-1 ③で「どちらかといえば実施すべきでない」「実施すべきでない」を選択した理由

(介護職員)

- ・心理的負担が大きく賃金等にも反映されない
- ・介護職員もかかわっていく必要があると考えるが、研修後のフォローアップ等もなく実施する にあたって不安を感じる
- ・夜間など看護師が不在時の緊急時の対応が難しい (教員)
- ・医療を専門とする看護師を適正配置すべき
- ・生徒とのかかわりなど実施できるとよい面もあるが教員としての本来業務に注力すべき

③ - 2 ③で「実施すべき」「どちらかといえば実施すべき」を選択した理由

(介護職員)

- ・夜間など看護職員が不在時に必要なため
- ・利用者が苦痛時に待たせる必要がない
- ・介護職員が実施できることで利用者の受け入れができる
- ・利用者の活動範囲が広がる

(教員)

- ・授業中に吸引が必要な場面がありすぐに吸引できれば授業に参加できる
- ・生徒と教員の信頼関係、生徒の自立のためにも必要
- ・生徒が学校に来ることができる回数が増え教育を保障することができる
- ・看護師と協働して実施することで健康、コミュニケーションの広がりに効果があがっている

④ 喀痰吸引等を実施するにあたって課題と感じる点

全ての調査対象・職種において、介護職員等が喀痰吸引等を実施するにあたって課題と感じる点として、「研修だけでは十分な知識・スキルが身についていない」、「研修終了後のフォローアップ等が十分ではない」、「実際に喀痰吸引等を提供する機会が少なく、経験を積むことが難しい」、「心理的負担(自身がない、不安がある等)が大きい」の4項目の選択割合が高くなっている。

「その他」では、「研修受講から実施までに時間がかかる」(介護職員)「喀痰吸引等を実施している分他の生徒とかかわる時間が少なくなってしまう」「他の教員との連携」「異動による体制継続」(教員)などが挙げられていた。

また、「心理的負担が大きい」の選択有無別に、他の項目の選択状況を見たところ、「介護老人福祉施設」では、「心理的負担が大きい」を選択している方が、選択していないよりも、「研修だけでは十分な知識・スキルが身についていない」「研修修了後のフォローアップ等が十分ではない」「実際に喀痰吸引等を提供する機会が少なく経験を積むことが難しい」「介護職員としてのケア業務に支障がある」の選択割合が高くなった。

「介護老人保健施設」では、「研修だけでは十分な知識・スキルが身についていない」「実際に喀痰吸引等を提供する機会が少なく経験を積むことが難しい」「介護職員としてのケア業務に支障がある」の選択割合が高くなった。

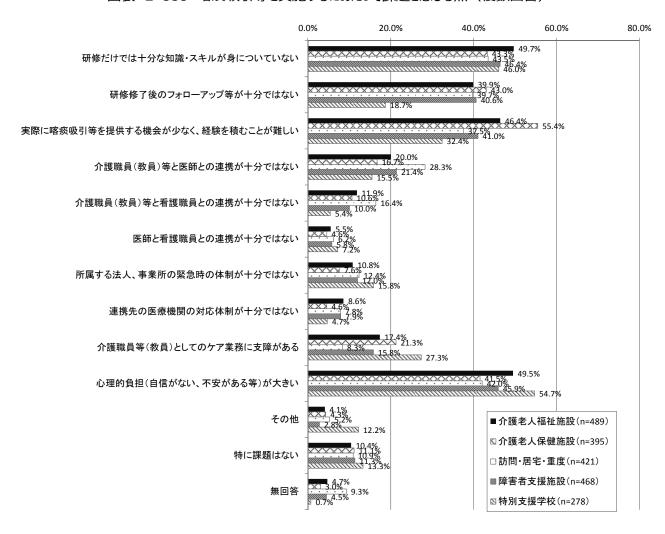
「訪問介護、居宅介護、重度訪問介護」では、「研修だけでは十分な知識・スキルが身についていない」「研修修了後のフォローアップ等が十分ではない」「実際に喀痰吸引等を提供する機会が少なく経験を積むことが難しい」「介護職員と看護職員との連携が十分ではない」「所属する法人、事業所の緊急時の体制が十分ではない」の選択割合が高くなった。

「障害者支援施設」では、「研修だけでは十分な知識・スキルが身についていない」「実際に喀痰吸引等を提供する機会が少なく経験を積むことが難しい」「介護職員としてのケア業務に支障がある」の選択割合が高くなった。

「特別支援学校」では、「研修だけでは十分な知識・スキルが身についていない」「教員としての業務に支障がある」の選択割合が高くなった。

保有している認定特定行為業務従事者等の認定証の区分別に、介護職員等が喀痰吸引等を実施する にあたって課題と感じる点について見たところ、大きな違いは見られなかった。

図表 2-535 喀痰吸引等を実施するにあたって課題と感じる点(複数回答)



図表 2-536「心理的負担が大きい」の選択有無別・

喀痰吸引等を実施するにあたって課題と感じる点(介護老人福祉施設)

	施設・事業所数	研修だけでは十分な知識・スキルが身についていない	研修修了後のフォローアップ等が十分ではない	実際に喀痰吸引等を提供する機会が少なく、経験を積むことが難しい	介護職員と医師との連携が十分ではない	介護職員と看護職員との連携が十分ではない	医師と看護職員との連携が十分ではない	所属する法人、事業所の緊急時の体制が十分ではない	連携先の医療機関の対応体制が十分ではない	介護職員としてのケア業務に支障がある	その他	特に課題はない
全体	489	243	195	227	98	58	27	53	42	85	20	51
	100.0%	49.7%	39.9%	46.4%	20.0%	11.9%	5.5%	10.8%	8.6%	17.4%	4.1%	10.4%
選択	224	94	74	93	39	21	11	23	20	26	12	51
なし	100.0%	42.0%	33.0%	41.5%	17.4%	9.4%	4.9%	10.3%	8.9%	11.6%	5.4%	22.8%
選択	242	149	121	134	59	37	16	30	22	59	8	0
あり	100.0%	61.6%	50.0%	55.4%	24.4%	15.3%	6.6%	12.4%	9.1%	24.4%	3.3%	0.0%

図表 2-537 「心理的負担が大きい」の選択有無別・

喀痰吸引等を実施するにあたって課題と感じる点(介護老人保健施設)

	施設・事業所数	研修だけでは十分な知識・スキルが身についていない	研修修了後のフォローアップ等が十分ではない	実際に喀痰吸引等を提供する機会が少なく、経験を積むことが難しい	介護職員と医師との連携が十分ではない	介護職員と看護職員との連携が十分ではない	医師と看護職員との連携が十分ではない	所属する法人、事業所の緊急時の体制が十分ではない	連携先の医療機関の対応体制が十分ではない	介護職員としてのケア業務に支障がある	その他	特に課題はない
全体	395	171	170	219	66	42	18	30	18	84	17	44
	100.0%	43.3%	43.0%	55.4%	16.7%	10.6%	4.6%	7.6%	4.6%	21.3%	4.3%	11.1%
選択	219	81	92	113	31	23	11	17	10	35	13	44
なし	100.0%	37.0%	42.0%	51.6%	14.2%	10.5%	5.0%	7.8%	4.6%	16.0%	5.9%	20.1%
選択	164	90	78	106	35	19	7	13	8	49	4	0
あり	100.0%	54.9%	47.6%	64.6%	21.3%	11.6%	4.3%	7.9%	4.9%	29.9%	2.4%	0.0%

図表 2-538 「心理的負担が大きい」の選択有無別・

喀痰吸引等を実施するにあたって課題と感じる点(訪問・居宅・重度)

	施設・事業所数	研修だけでは十分な知識・スキルが身についていない	研修修了後のフォローアップ等が十分ではない	実際に喀痰吸引等を提供する機会が少なく、経験を積むことが難しい	介護職員と医師との連携が十分ではない	介護職員と看護職員との連携が十分ではない	医師と看護職員との連携が十分ではない	所属する法人、事業所の緊急時の体制が十分ではない	連携先の医療機関の対応体制が十分ではない	介護職員としてのケア業務に支障がある	その他	特に課題はない
全体	421	183	167	158	119	69	26	52	33	35	22	46
	100.0%	43.5%	39.7%	37.5%	28.3%	16.4%	6.2%	12.4%	7.8%	8.3%	5.2%	10.9%
選択	205	80	76	72	55	27	13	18	14	12	12	46
なし	100.0%	39.0%	37.1%	35.1%	26.8%	13.2%	6.3%	8.8%	6.8%	5.9%	5.9%	22.4%
選択	177	103	91	86	64	42	13	34	19	23	10	0
あり	100.0%	58.2%	51.4%	48.6%	36.2%	23.7%	7.3%	19.2%	10.7%	13.0%	5.6%	0.0%

図表 2-539「心理的負担が大きい」の選択有無別・

喀痰吸引等を実施するにあたって課題と感じる点(障害者支援施設)

	施設・事業所数	研修だけでは十分な知識・スキルが身についていない	研修修了後のフォローアップ等が十分ではない	実際に喀痰吸引等を提供する機会が少なく、経験を積むことが難しい	介護職員と医師との連携が十分ではない	介護職員と看護職員との連携が十分ではない	医師と看護職員との連携が十分ではない	所属する法人、事業所の緊急時の体制が十分ではない	連携先の医療機関の対応体制が十分ではない	介護職員としてのケア業務に支障がある	その他	特に課題はない
全体	468	217	190	192	100	47	27	56	37	74	13	53
	100.0%	46.4%	40.6%	41.0%	21.4%	10.0%	5.8%	12.0%	7.9%	15.8%	2.8%	11.3%
選択	232	93	92	87	54	26	11	23	12	23	9	53
なし	100.0%	40.1%	39.7%	37.5%	23.3%	11.2%	4.7%	9.9%	5.2%	9.9%	3.9%	22.8%
選択	215	124	98	105	46	21	16	33	25	51	4	0.0%
あり	100.0%	57.7%	45.6%	48.8%	21.4%	9.8%	7.4%	15.3%	11.6%	23.7%	1.9%	

図表 2-540「心理的負担が大きい」の選択有無別・

喀痰吸引等を実施するにあたって課題と感じる点(特別支援学校)

	施設・事業所数	研修だけでは十分な知識・スキルが身についていない	研修修了後のフォローアップ等が十分ではない	実際に喀痰吸引等を提供する機会が少なく、経験を積むことが難しい	教員等と医師との連携が十分ではない	教員等と看護職員との連携が十分ではない	医師と看護職員との連携が十分ではない	学校の緊急時の体制が十分ではない	連携先の医療機関の対応体制が十分ではない	教員としてのケア業務に支障がある	その他	特に課題はない
全体	278	128	52	90	43	15	20	44	13	76	34	37
	100.0%	46.0%	18.7%	32.4%	15.5%	5.4%	7.2%	15.8%	4.7%	27.3%	12.2%	13.3%
選択	124	47	20	41	15	4	6	17	6	20	16	37
なし	100.0%	37.9%	16.1%	33.1%	12.1%	3.2%	4.8%	13.7%	4.8%	16.1%	12.9%	29.8%
選択	152	81	32	49	28	11	14	27	7	56	18	0
あり	100.0%	53.3%	21.1%	32.2%	18.4%	7.2%	9.2%	17.8%	4.6%	36.8%	11.8%	0.0%

図表 2-541 保有している認定特定行為業務従事者等の認定証の区分別・

喀痰吸引等を実施するにあたって課題と感じる点(介護職員、教員)

		施設・事業所数	研修だけでは十分な知識・スキルが身についていない	研修修了後のフォローアップ等が十分ではない	実際に喀痰吸引等を提供する機会が少なく、経験を積むことが難しい	介護職員・教員等と医師との連携が十分ではない	介護職員・教員等と看護職員との連携が十分ではない	医師と看護職員との連携が十分ではない	所属する法人、事業所の緊急時の体制が十分ではない	連携先の医療機関の対応体制が十分ではない	介護職員・教員としてのケア業務に支障がある	心理的負担(自信がない、不安がある等)が大きい	その他
	全体	2,020 100.0%	967 47.9%	804 39.8%	919 45.5%	444 22.0%	235 11.6%	123 6.1%	243 12.0%	147 7.3%	363 18.0%	975 48.3%	110 5.4%
	第1号	424	197	187	224	83	53	23	43	19	81	193	20
		100.0%	46.5%	44.1%	52.8%	19.6%	12.5%	5.4%	10.1%	4.5%	19.1%	45.5%	4.7%
		622	276	276	340	115	67	28	68	41	98	286	24
	第2号	100.0%	44.4%	44.4%	54.7%	18.5%	10.8%	4.5%	10.9%	6.6%	15.8%	46.0%	3.9%
区		713	346	237	256	174	79	51	98	60	132	362	56
分	第3号	100.0%	48.5%	33.2%	35.9%	24.4%	11.1%	7.2%	13.7%	8.4%	18.5%	50.8%	7.9%
/ / /	(7) B +++ EE	257	138	118	111	61	35	20	36	30	50	132	13
	経過措置	100.0%	53.7%	45.9%	43.2%	23.7%	13.6%	7.8%	14.0%	11.7%	19.5%	51.4%	5.1%
	±26±47π/4	105	49	50	47	21	6	4	13	8	10	46	6
	実務者研修	100.0%	46.7%	47.6%	44.8%	20.0%	5.7%	3.8%	12.4%	7.6%	9.5%	43.8%	5.7%
	◇帯/売が上	55	27	21	32	10	6	1	4	2	18	28	3
	介護福祉士	100.0%	49.1%	38.2%	58.2%	18.2%	10.9%	1.8%	7.3%	3.6%	32.7%	50.9%	5.5%

④-1 ④で「介護職員と医師との連携が十分でない」を選択した場合の具体的に挙げられた課題

(介護職員)

・看護師と連携しており、医師と直接連絡することがなく接点がない

(教員)

- ・主治医と面談する機会がほとんどない
- ・学校生活における判断として学校としての意向が伝わらないことがある/学校の現場実態に合った助言をもらうことが難しい

④-2 ④で「介護職員と看護職員との連携が十分でない」を選択した場合の具体的に挙げられた課題

(介護職員)

- ・同じ時間帯に訪問に入っておらず関係ができていない
- ・情報共有は可能だが、視点が異なっており共通言語が必要
- ・看護職員が介護職員のスキルを十分には把握できていない

(教員)

- ・教員と看護師で職種が異なるためそれぞれの業務に対する理解が不十分
- ・教員が感じている必要性と看護職員が感じている必要性に違いが見られ、その話し合いが充分 に行えていない。

⑤ 喀痰吸引等を実施するにあたって制度上の課題、改善点等

(介護職員)

- ・喀痰吸引等を実施する機会の少ない場合もあるため定期的な研修や勉強会を開催してほしい。
- ・研修受講から実施までの期間が長い
- ・医療機関等が積極的に支援できるような仕組みにすべき/実施する認定特定行為業務従事者等 の手当て等は必要

(教員)

- ・移動や行事等の学校外における実施
- ・利用ニーズへの対応、教員の業務専念のため、看護師の配置を増やしてほしい
- ・自治体によって対応に差がある
- ・教員の心理的負担を軽減するためにもフォローアップ等の研修が必要

9. 看護職員の回答

(1) 保有資格、経験年数等

① 保有資格

保有資格は以下の通りである。

障害者支援施設

特別支援学校

数施設 准 無回答 看護師 221 257 63 介護老人福祉施設 100.0% 86.0% 24.5% 0.0% 203 217 46 介護老人保健施設 100.0% 0.5% 93.5% 21.2% 訪問介護·居宅介護· 80 72 16 0 重度訪問介護 100.0% 90.0% 20.0% 0.0% 245 220 62 0

89.8%

97.6%

160

25.3%

14.6%

24

0.0%

0.0%

0

図表 2-542 保有資格(複数回答)

② 勤務形態

勤務形態は、「介護老人福祉施設」では、「常勤専任」が 81.7%と最も高く、次いで、「常勤兼務」 が 12.5%となっている。

100.0%

100.0%

164

「介護老人保健施設」では、「常勤専任」が 79.3%と最も高く、次いで「常勤兼務」が 12.9%となっている。

「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」の<u>連携先の訪問看護事業所の訪問看護員</u>は、「常勤専任」が 48.8%と最も高く、次いで、「常勤兼務」が 30.0%となっている。

「障害者支援施設」では、「常勤専任」が 76.3%と最も高く、次いで「非常勤専任」が 8.6%となっている。

「特別支援学校」では、「非常勤専任」が 47.6%と最も高く、次いで「常勤兼務」が 42.7%となっている。

図表 2-543 勤務形態 (単一回答)

	施設業所数	常勤専任	常勤兼務	非常勤専任	非常勤兼務	無回答
介護老人福祉施設	257	210	32	9	1	5
	100.0%	81.7%	12.5%	3.5%	0.4%	1.9%
介護老人保健施設	217	172	28	5	3	9
	100.0%	79.3%	12.9%	2.3%	1.4%	4.1%
訪問介護·居宅介護·	80	39	24	7	7	3
重度訪問介護	100.0%	48.8%	30.0%	8.8%	8.8%	3.8%
障害者支援施設	245	187	20	21	7	10
	100.0%	76.3%	8.2%	8.6%	2.9%	4.1%
特別支援学校	164	70	4	78	6	6
	100.0%	42.7%	2.4%	47.6%	3.7%	3.7%

③ 看護職員としての通算経験年数

看護職員としての通算年数は、「介護老人福祉施設」では、「20 年以上 30 年未満」が 30.0% と最も高く、次いで、「10 年以上 20 年未満」「30 年以上 40 年未満」が 26.8% となっている。

「介護老人保健施設」では、「20 年以上 30 年未満」が 41.9%と最も高く、次いで、「30 年以上 40 年未満」が 30.9%となっている。

「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」では、「10年以上20年未満」が36.3%%と最も高く、次いで、「20年以上30年未満」が30.0%となっている。

「障害者支援施設」では、「20 年以上 30 年未満」が 34.3%と最も高く、次いで、「10 年以上 20 年 未満」が 31.0%となっている。

「特別支援学校」では、「10 年以上 20 年未満」が 31.1%と最も高く、次いで、「20 年以上 30 年未満」が 28.0%となっている。

図表 2-544 看護職員としての通算経験年数(数値回答)

	施設・事業所数	10年未満	10年以上20年未満	20年以上30年未満	30年以上40年未満	4 0年以上	無回答	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
介護老人福祉施設	257 100.0%	26 10.1%	69 26.8%	77 30.0%	69 26.8%	13 5.1%	3 1.2%	23.27	10.18
介護老人保健施設	217 100.0%	7 3.2%	38 17.5%	91 41.9%	67 30.9%	10 4.6%	4 1.8%	26.33	8.75
訪問介護·居宅介護· 重度訪問介護	80 100.0%	6 7.5%	29 36.3%	24 30.0%	14 17.5%	4 5.0%	3 3.8%	21.75	9.33
障害者支援施設	245 100.0%	18 7.3%	76 31.0%	84 34.3%	52 21.2%	11 4.5%	4 1.6%	22.65	9.48
特別支援学校	164 100.0%	38 23.2%	51 31.1%	46 28.0%	24 14.6%	4 2.4%	1 0.6%	18.33	10.39

④ 認定特定行為業務従事者等が提供する喀痰吸引等に関与している通算年数

喀痰吸引等の通算実施経験年数は、「介護老人福祉施設」では、「5年以上」が42.4%と最も高く、次いで、「3年以上5年未満」が23.3%となっている。

「介護老人保健施設」では、「3年以上5年未満」「5年以上」が27.6%と最も高く、次いで、「1年以上3年未満」が25.3%となっている。

「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」では、「5年以上」が38.8%と最も高く、次いで、「3年以上5年未満」が27.5%となっている。

「障害者支援施設」では、「5年以上」が41.2%と最も高く、次いで、「3年以上5年未満」が22.9%となっている。

「特別支援学校」では、「5年以上」が54.9%と最も高く、次いで、「3年以上5年未満」が17.1%となっている。

図表 2-545 認定特定行為業務従事者等が提供する喀痰吸引等に関与している通算年数(数値回答)

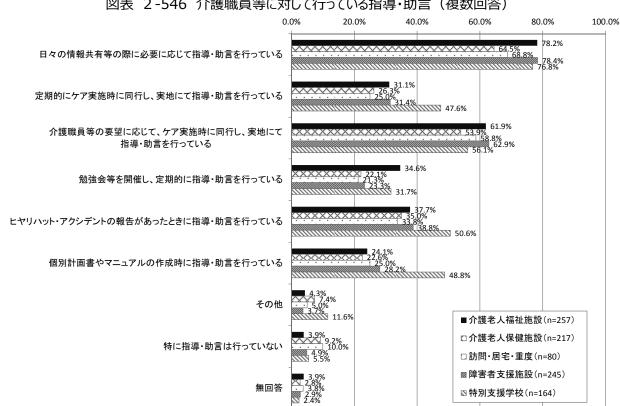
	施設・数数	1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上	無回答	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
介護老人福祉施設	257 100.0%	24 8.7%	50 19.5%	60 23.3%	109 42.4%	14 5.4%	4.51	4.18
介護老人保健施設	217 100.0%	19 8.8%	55 25.3%	60 27.6%	60 27.6%	23 10.6%	3.76	3.10
訪問介護·居宅介護· 重度訪問介護	80 100.0%	7 8.8%	14 17.5%	22 27.5%	31 38.8%	6 7.5%	4.46	3.25
障害者支援施設	245 100.0%	20 8.2%	49 20.0%	56 22.9%	101 41.2%	19 7.8%	4.46	4.20
特別支援学校	164 100.0%	13 7.9%	19 11.6%	28 17.1%	90 54.9%	14 8.5%	6.38	5.49

介護職員等による喀痰吸引等の実施について (2)

① 介護職員者等に対して行っている指導・助言

介護職員等に対して行っている指導・助言について、全ての調査対象において「日々の情報共有等 の際に必要に応じて指導・助言を行っている」が最も高く、次いで「介護職員等の要望に応じて、ケ ア実施時に同行し、実地にて指導・助言を行っている」「ヒヤリハット・アクシデントの報告があっ たときに指導・助言を行っている」が高くなっている。

また、「その他」では、「リスクを意識しないで実施している時がある」「介護職員の力量に差があ る」などが挙げられていた。

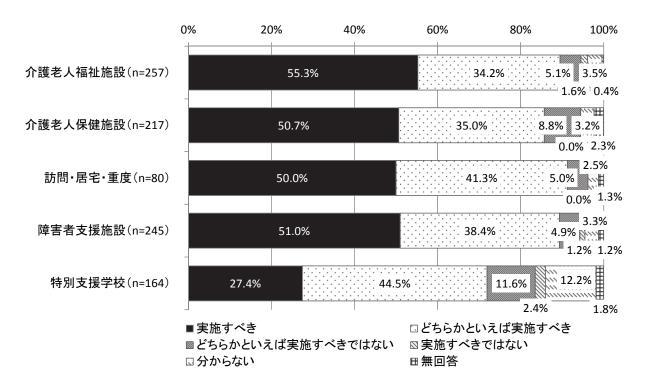


図表 2-546 介護職員等に対して行っている指導・助言(複数回答)

② 介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する考え

介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対して「実施すべき」と考えているのは、「介護老人福 祉施設」が55.3%、「介護老人保健施設」が50.7%、「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」が50.0%、 「障害者支援施設」が51.0%、「特別支援学校」が27.4%となっている。

図表 2-547 介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する考え(単一回答)



②-1 ②で「どちらかといえば実施すべきでない」「実施すべきでない」を選択した理由

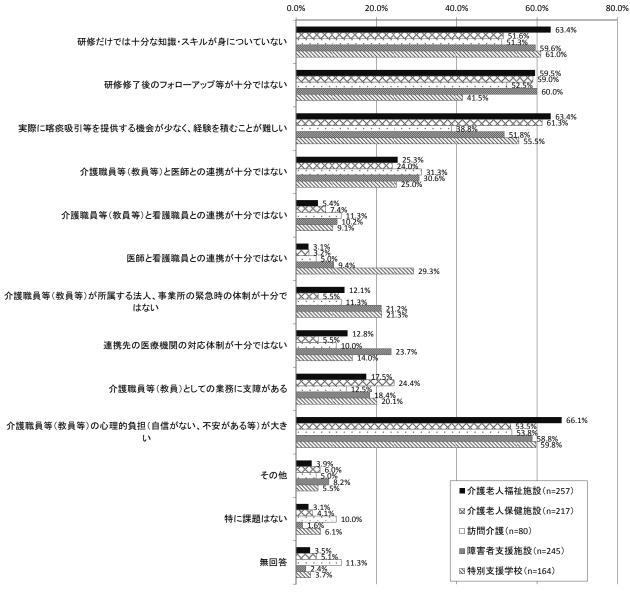
- ・職場内に常時指導を行う看護職員がいない
- ・認定特定行為業務従事者等の知識・技術レベルに差がある/等

③ 介護職員等が喀痰吸引等を実施するにあたって課題と感じる点

全ての調査対象・職種において、介護職員等が喀痰吸引等を実施するにあたって課題と感じる点と して、「研修だけでは十分な知識・スキルが身についていない」、「研修終了後のフォローアップ等が 十分ではない」、「実際に喀痰吸引等を提供する機会が少なく、経験を積むことが難しい」、「心理的負 担(自身がない、不安がある等)が大きい」の4項目の選択割合が高くなっている。

図表 2-548 喀痰吸引等を実施するにあたって課題と感じる点(複数回答)

0.0% 20.0% 40.0%



③-1 ③で「介護職員と看護職員との連携が十分でない」を選択した場合の具体的に挙げられた課題

- ・同一時間に支援していれば指導等は可能だが、実際の手技等の確認が十分ではない
- ・看護側の伝達事項(伝えたいこと)が正確に伝わらない
- ・研修終了後に関係を保つことがなくフォローアップができていない/等

③ - 2 ③で「医師と看護職員との連携が十分でない」を選択した場合の具体的に挙げられた課題

- ・保護者を通じて情報が入り医師から正確な情報を取りにくい
- ・指示書のみであり直接話をする機会が少ない/相談できる機会が少ない
- ・利用者の状態が変わった際に指示書の更新に時間がかかってしまう
- ・常時医師がいない場合の緊急時などの判断/等

④ 介護職員等が喀痰吸引等を実施するにあたって制度上の課題、改善点等

- ・基本研修から実地までの期間が長く、書類上の手続き期間を短くして学んだことをスムーズに 実地や現場に活かせるようにすべき
- ・認定後の研修制度、フォローアップが必要
- ・ 認定特定行為業務従事者等には解剖生理学の知識が必要
- ・介護職員の実施に対しての報酬がなく、喀痰吸引等を実施できる事業所が増えない/等
- ⑤ 介護職員等による喀痰吸引等の実施に対して、看護職員が積極的に関与していくために 必要な仕組みや制度等(介護職員等への研修、養成時について)
- ・研修修了後のフォローアップ等を行うようにべき
- ・准看護師であっても実地研修指導看護師になれるようにすべき/等
- ⑥ 介護職員等による喀痰吸引等の実施に対して、看護職員が積極的に関与していくために 必要な仕組みや制度等(実際の提供プロセス時について)
- ・介護職員に十分な指導を行えるような看護職員の体制を取れるようにすべき
- ・看護職員がフォローアップ等を行った際に、報酬や加算を付けられるようにしてほしい/等

10. 医師の回答

(1) 経験年数等

① 経験年数(診療に従事している期間)

医師としての診療に従事している期間は、「介護老人福祉施設」では、「20年以上30年未満」が29.3% と最も高く、次いで、「20年未満」「30年以上40年未満」が21.3%となっている。

「介護老人保健施設」では、「40 年以上 50 年未満」が 27.5%と最も高く、次いで、「30 年以上 40 年未満」が 19.6%となっている。

「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」において関与している医師は、「30 年以上 40 年未満」が 35.4% と最も高く、次いで、「20 年未満」が 31.3% となっている。

「障害者支援施設」では、「30年以上40年未満」が34.0%と最も高く、次いで、「20年未満」「20年以上30年未満」が17.6%となっている。

「特別支援学校」では、「30 年以上 40 年未満」が 37.5% と最も高く、次いで、「20 年以上 30 年未満」が 27.8% となっている。

	施設・事業所数	20年未満	20年以上30年未満	30年以上40年未満	40年以上50年未満	50年以上	無回答	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
介護老人福祉施設	150 100.0%	32 21.3%	44 29.3%	32 21.3%	30 20.0%	6 4.0%	6 4.0%	29.01	13.45
介護老人保健施設	189 100.0%	35 18.5%	27 14.3%	37 19.6%	52 27.5%	33 17.5%	5 2.6%	34.46	15.56
訪問介護·居宅介護· 重度訪問介護	48 100.0%	15 31.3%	13 27.1%	17 35.4%	3 6.3%	0 0.0%	0 0.0%	25.60	9.35
障害者支援施設	153 100.0%	27 17.6%	27 17.6%	52 34.0%	24 15.7%	15 9.8%	8 5.2%	31.63	12.79
特別支援学校	72 100.0%	18 25.0%	20 27.8%	27 37.5%	7 9.7%	0 0.0%	0 0.0%	28.15	10.17

図表 2-549 経験年数 (診療に従事している期間) (数値回答)

② 認定特定行為業務従事者等が提供する喀痰吸引等に関与している通算年数

喀痰吸引等の通算実施経験年数は、「介護老人福祉施設」では、「5年以上」が60.0%と最も高く、次いで、「3年以上5年未満」が16.0%となっている。

「介護老人保健施設」では、「5年以上」が 39.2%と最も高く、次いで、「3年以上5年未満」が 21.7%となっている。

「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」において関与している医師は、「5年以上」が43.8%と最も高く、次いで、「3年以上5年未満」が29.2%となっている。

「障害者支援施設」では、「5年以上」が57.5%と最も高く、次いで、「3年以上5年未満」が19.6%となっている。

「特別支援学校」では、「5年以上」が69.4%と最も高く、次いで、「3年以上5年未満」が15.3%となっている。

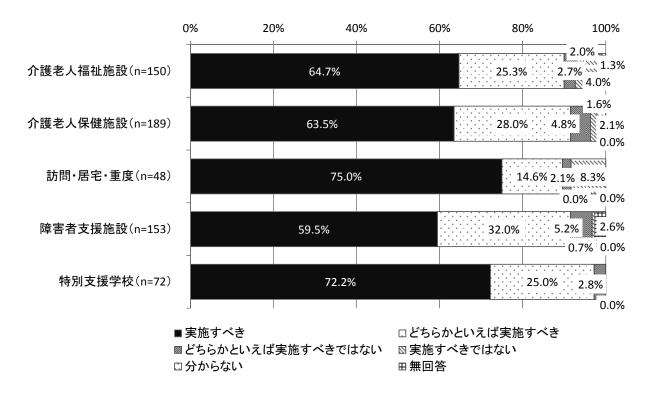
図表 2-550 介護職員等が提供する喀痰吸引等に関与している通算年数(数値回答)

	施設・事業所数	1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上	無回答	平均値(単位:人)	標準偏差(単位:人)
介護老人福祉施設	150 100.0%	7 4.7%	19 12.7%	24 16.0%	90 60.0%	10 6.7%	6.41	6.32
介護老人保健施設	189 100.0%	22 11.6%	37 19.6%	41 21.7%	74 39.2%	15 7.9%	5.45	7.95
訪問介護·居宅介護· 重度訪問介護	48 100.0%	2 4.2%	10 20.8%	14 29.2%	21 43.8%	1 2.1%	5.07	4.07
障害者支援施設	153 100.0%	7 4.6%	18 11.8%	30 19.6%	88 57.5%	10 6.5%	6.26	5.68
特別支援学校	72 100.0%	2 2.8%	6 8.3%	11 15.3%	50 69.4%	3 4.2%	7.49	5.41

③ 認定特定行為業務従事者等が喀痰吸引等を実施することに対する考え

認定特定行為業務従事者等が喀痰吸引等を実施することに対して「実施すべき」と考えているのは、「介護老人福祉施設」が 64.7%、「介護老人保健施設」が 63.5%、「訪問介護・居宅介護・重度訪問介護」が 75.0%、「障害者支援施設」が 59.5%、「特別支援学校」が 72.2%となっている。

図表 2-551 認定特定行為業務従事者等が喀痰吸引等を実施することに対する考え(単一回答)

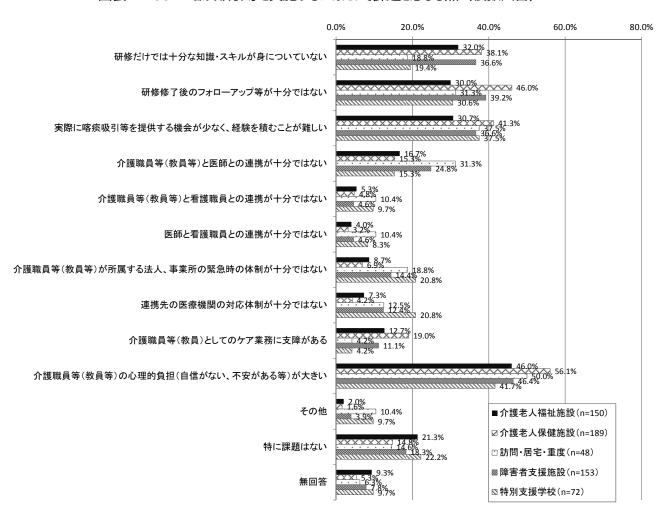


③-1 ③で「どちらかといえば実施すべきでない」「実施すべきでない」を選択した理由

- ・看護師の負担が大きい上に、短い研修期間で技術習得は難しい
- ・実施によるリスクは常にあり危険を伴う行為であるため
- ・手技だけでなく、実施にあたっての周辺知識、清潔操作の徹底に課題がある/等

④ 認定特定行為業務従事者等が喀痰吸引等を実施するにあたって課題と感じる点

全ての調査対象・職種において、認定特定行為業務従事者等が喀痰吸引等を実施するにあたって課題と感じる点として、「研修だけでは十分な知識・スキルが身についていない」、「研修終了後のフォローアップ等が十分ではない」、「実際に喀痰吸引等を提供する機会が少なく、経験を積むことが難しい」、「心理的負担(自身がない、不安がある等)が大きい」の4項目の選択割合が高くなっている。



図表 2-552 喀痰吸引等を実施するにあたって課題と感じる点(複数回答)

④-1 ④で「介護職員と医師との連携が十分でない」を選択した場合の具体的に挙げられた課題

- ・個別の利用者に対し介護職員がどのような不安、問題を抱えているのかが見えない (話す機会がない)
- ・介護職員に医療的知識を持ってもらうことが必要/等

④ - 2 ④で「医師と看護職員との連携が十分でない」を選択した場合の具体的に挙げられた課題

- ・業務が多忙で直接指導する機会がない
- ・顔の見える関係になっていない/等

⑤ 介護職員等が喀痰吸引等を実施するにあたって制度上の課題、改善点等

- ・介護職員の不安軽減のためにも研修修了後の再教育制度が必要
- ・医師、看護師の処置時に見学、立会い等できる機会を増やすべき/等

⑥ 介護職員等喀痰吸引等指示書の改善点、独自様式使用の場合の工夫点

- ・ 書式の簡便化が必要
- ・回数など具体的な指示を記載できるようにすべき/等

第3章 ヒアリング調査結果

1. ヒアリング調査結果概要

(1) ヒアリング結果概要一覧

ヒアリングを行った6事例の調査結果から、喀痰吸引等に関する取組・工夫、今後の課題について以下のことが把握された。なお、調査結果のまとめにあたって、下記の図表の把握区分(STEP1~2, A~C)を用いて整理した。

図表 3-1 各施設・事業所での取組状況の把握区分

	STEP1 喀痰吸引等研修	STEP2 喀痰吸引等の安全な実施、介護職員 等に対するフォローアップ
A. 法令・省令で定められ ている内容に関する 取組・工夫		
B. A以外に事業者が取り組んでいる内容 (自主的な取組、工 夫)		
C. 今後の課題、事業 所・施設として今後必 要な取組、それに対し 必要な支援・仕組み		

喀痰吸引等研修(STEP1)については、Aでは、基本研修・実地研修に関する取組、Bでは、事業所・施設で独自に行われているその他の研修や取組について整理した。

喀痰吸引等の安全な実施、介護職員等に対するフォローアップ(STEP2)については、Aでは、法令・省令に定められている事項の中で、事例ごとに特徴的な取組がみられた以下の3点について整理した。

- ○利用者に関する情報共有の方法
- ○緊急時の連絡方法・対応体制
- ○安全委員会の開催状況

また、Bでは、施設・事業所独自の取組としてみられた以下の3点について整理した。

- ○喀痰吸引等に関するマニュアル・手順書(個別計画書を除く)の作成状況
- ○介護職員等の手技の確認、安全性の確保
- ○フォローアップ研修の実施状況

① (STEP1) 喀痰吸引等研修に関する取組・工夫

	【事例 I 介護・居宅系】 訪問介護事業所	【事例Ⅱ介護・居宅系】 訪問介護事業所	【事例Ⅲ介護・施設系】 特別養護老人ホーム	【事例IV障害・居宅系】 居宅介護・重度訪問介護、 共同生活援助	【事例 V 障害・施設系】 重症心身障害児者通所施設	【事例Ⅵ特別支援学校】 特別支援学校
A.法令・省令に定められている内容に関する取組・工夫	・基本研修は、都道府県の委託先(県介護福祉士会)で受講し、実地研修は利用者が利用している訪問看護ステーションの指導看護師に依頼して実施した・県介護福祉士会では、訪問看護ステーションに指導看護師を最低でも1名配置できるよう、指導者講習会を進めているため、実地研修の講師を手配できないといったことは、これまでにない	・基本研修は、都道府県の委託先で受講し、実地研修は事業所で講師を手配して実施した ・利用者の主治医に実地研修の講師を依頼するため、指導者講習の受講(DVD 視聴など)からお願いした。市が開催する医療介護連携推進会議で顔見知りになっていたため、依頼しやすかった ・事業所内で指導を担う管理者自身もスキルを維持できるよう、他職員が受講する実地研修に管理者が同席してポイントを再確認している	設内で実施した ・基本研修の受講要件に「実地研修の指導看護師を確保できること」が定められており、施設内に3名の指導看護師を確保している ・基本研修の演習に、介護職員だけでなく、実地研修の指導看護師も出席することで、その後の実地研修や	・登録研修機関であるため、基本研修・実地研修ともに、法人内で実施した。外部の介護職員の基本研修も引き受けており、実地研修の講師は当該利用者にサービスを提供している訪問看護ステーションに委託している・気管切開して2週間で退院するケースもあるため、病院医師、MSW、相談支援専門員、在宅医、訪問看護ステーション、在宅の各サービスが出席する退院前調整会議で喀痰吸引等指示書をとりつけている・実地研修で、利用者に負担をかけないよう、退院前調整会議から実地研修までの間、事業所内で人形を用いて喀痰吸引等のまる。	・基本研修は都道府県の委託先で受講し、実地研修は、法人の看護師が指導者となって実施した ・外部の訪問介護事業所からの実地研修の講師依頼も引き受けている ・PET ボトルにカニューレを装填したの練習台を設置しており、実地研修前に、看護師に見てもらいながら練習できるようにしている	・基本研修は、県教育委員会で受講し、実地研修は校内の看護師が指導看護師となって実施した
B.A以外の自主的な取組・工夫	・実地研修での指導内容を反映する 形で、喀痰吸引等の手順書を利用 者別に作成している	・ケア会議で今後の経過を共有する中で、これから気管切開を行う利用者に頻回な訪問が必要になると想定されたため、他法人の訪問介護事業所に働きかけ、喀痰吸引等研修の受講を支援した(事務手続き・実地研修の講師手配に対する支援)	ことで、喀痰吸引等に関するコンプライアンスや在宅医療に関する現状を	<u>て喀痰吸引等の練習</u> をしている —	・全職員が重症心身障害児者の基礎知識をもつべきと考え、全職員を対象とした重症心身障害児者の基本理解を促す研修を実施している・「地域支援」を法人の方針としており、外部の介護事業者からの感染症や安全対策などの研修や、重症心身障害児者支援に取り組みたいという訪問看護ステーションの OJT 研修の依頼も、積極的に引き受けている	・肢体不自由教育部門に着任した職員の中で、肢体不自由児の教育や支援の経験がない職員を対象に、 肢体不自由児の基本理解や医療的ケアの基礎知識を伝達する医療的ケア研修会を開催している
援・仕組み後必要な取組、それに対し必要な支ので、今後の課題、事業所・施設として今	・機器トラブルや手順の間違いなど、 <u>喀痰吸引等に関してどのようなリスク</u> <u>があるか、学ぶための研修</u> があるとよ い	・主治医が実地研修の講師を引き受けてくれたおかげで無事に研修を実施できたが、小規模の訪問介護事業所の多くは、医療関係者の後ろ盾がないため、それに対する支援が必要である ・ターミナル期など退院後の迅速なサービス介入が必要なケースもあるため、従事者による喀痰吸引等の対応体制を迅速に整える仕組みが必要である			・喀痰吸引の行為自体が安全にできても、「なぜそういうケアを行うのか?」という背景や理由を理解していないと、不測の事態に対応できない・背景や理由を継続的に伝達するフォローアップができるとよい。また、QA 集やマニュアルを国で作成してもらえると現場で活用できる	

② (STEP2) 喀痰吸引等の安全な実施、介護職員等に対するフォローアップに関する取組・工夫

		【事例 I 介護・居宅系】 訪問介護事業所	【事例Ⅱ介護・居宅系】 訪問介護事業所	【事例Ⅲ介護・施設系】 特別養護老人ホーム	【事例IV障害・居宅系】 居宅介護・重度訪問介護、 共同生活援助	【事例 V 障害·施設系】 重症心身障害児者通所施設	【事例VI特別支援学校】 特別支援学校
A.法令・省令に定められている内容に関する取組・工夫	利用者に関する情報共有の方法	・関係者が多くサービス担当者会議を頻繁に開催できないため、議題を事前に出席者に送り準備を依頼する等、効率的に開催できるよう工夫している ・主治医がホストとなり、利用者に関わる各事業所の職員が閲覧・書込のできるチャット形式のICTツールを活用して、随時情報共有をしている・地域の事業者が参加することで、事業者間の顔つなぎになっており、実際の業務でも連絡をとりやすい・ヘルパーが訪問看護師に直接確認したいことがある場合や、緊急時の場合は、直接連絡をとりあっている。	所の管理者、市の保健福祉課によるケア会議を月1回開催し情報共有、今後の経過、緊急時対応のあり方について話し合うほか、主治医からヘルパーに対する直接指導も行われている・事業所内で定期的にミーティングを	・週2回の嘱託医の診察の際、看護師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士が一緒にまわり、ケアマネジャーや介護職員も同行する場合もあるため、直接の情報共有が可能である	・調整事項は、退院前調整会議でま とめて検討を行うが、実際に始めて みると再調整が必要な事項が出てく るため、1~2週間後に再度在宅チームで会議を開催している ・サービス担当者会議の定期的な開催に加え、訪問看護や居宅介護等からの要請に応じて随時開催。また、利用者の状態が安定していない場合は、相談支援専門員が、主治医や訪問看護師と、頻繁に電話で連絡をとっている ・利用者個別の記録シートがあり、痰の色・量・状態、服薬状況、食事・水分の摂取状況など、利用者の状況など、利用者の状況に応じたモニタリング項目を設定して介護職から医療職に報告。また、職員によって判断がぶれないよう、痰や便の硬さの評価基準を設定している	・電子化された「利用者情報用紙」があり、喀痰吸引等の関係では、吸引チューブのサイズや挿入の長さ、経管栄養の留置時間や姿勢などが記録されている ・通所施設とショートステイの間は、通所施設の職員が送り迎えをしており、訪問看護の利用者が入院した場合は、訪問看護師が病棟に話をしにいっており、「日頃の業務の中で職員間の情報共有」ができている	・肢体不自由教育部門の部門長、従事者である教諭3名、看護師3名からなる「医療ケア係」を設置し、喀痰吸引等を必要とする生徒の情報共有、医療ケアに関する相談、月1回の巡回診療を担当している
	緊急時の連絡方法・対応体制	・緊急時マニュアルとして、 <u>訪問看護師、</u> 主治医、消防などへの連絡手順を記載 した緊急連絡体制、 <u>利用者毎の緊急連絡先</u> を記載した緊急連絡カードを、 <u>個</u> 別の利用者について作成している	・ <u>緊急時の対応手順・連絡先</u> について、訪問看護ステーションの看護師が作成した <u>利用者個別の作業手順</u> 書の中で規定している	・緊急時マニュアルは、看護師がオンコール体制となる夜間に何かあった場合について定めており、喀痰吸引後に異変があった場合の確認事項、連絡手順が記載されている。・利用者共通の内容で、各利用者の部屋に置いてある。	 ・緊急時のマニュアルは、個々の利用者について作成しており、搬送先、連絡先・連絡手順、救急車をよぶケースなどを定めている ・利用者毎のリスクを「想定される問題事象」として、主治医、訪問看護 	か、どこに連絡するかを整理した利用者共通のフロー図を、通所施設内と添乗時の2種類作成している・別途、利用者個別の対応方法や連絡先、搬送先などを緊急時カードに記載して、各利用者の車いすの背	・緊急時の対応体制や連絡先については、生徒別のマニュアルが作成されており、車いす等に入れてある・状態が悪くなる前に予防的に対応することを重視しているため、担当教諭は何か変化があれば、すぐに看護師に相談するようにしている
	安全委員会の開催状況	・訪問介護事業所で3か月に1回、安全対策委員会を開催している ・主治医や訪問看護師の指導や助言が必要な事項があれば、事前に意見を収集し、委員会の場で共有している	師、ケアマネジャー、訪問介護事業 所の管理者、市の保健福祉課によ	!		・医療安全対策委員会を月1回開催し、ヒヤリハットや事故の予防・対策に取り組んでいる ・通所施設の職員が作成した緊急時マニュアルは、医療安全対策委員会等が承認した上で確定している・インシデントを積極的に報告する意識を醸成するため、当事者職員、見た職員、報告を受けた職員、全員が報告して良いことにしており、報告書は各部門において全職員が確認することにしている	者会」が安全委員会として位置づけ られており、月2回開催している

		 【事例 I 介護・居宅系】	【事例Ⅱ介護・居宅系】	【事例Ⅲ介護・施設系】	【事例Ⅳ障害・居宅系】	【事例Ⅴ障害・施設系】	【事例VI特別支援学校】
		訪問介護事業所	訪問介護事業所	特別養護老人ホーム	居宅介護・重度訪問介護、 共同生活援助	重症心身障害児者通所施設	特別支援学校
B.A以外の自主的な取組・	マニアル・手順書の作成状況	・喀痰吸引等の手順書は、実地研修での指導内容を反映する形で <u>利用者別</u> <u>に作成</u> している	・喀痰吸引等の実施を始める際、連携先の訪問看護ステーションが作業 手順書(<u>利用者個別、写真付き</u> 、緊急時対応を含む)を作成した	・喀痰吸引の手順書は指導看護師が 作成しており、利用者共通のマニュ アルとなっている ・利用者ごとに留意すべき点は、個別 計画書やケアプランの中に記載して いる ・喀痰吸引の手順書を含むマニュア ル類は、年1回必ず見直しを行って いる	・喀痰吸引・経管栄養のマニュアルは 基本形があり、実際の業務の中で主 治医や訪問看護師から指示や意見 を受けながら、利用者に応じた内容 にしていく ・マニュアルは、利用者の部屋の壁 に掲示している	・通所施設の全利用者に対し、外来の主治医から指示書が出ており、通所施設で行うケア等について細かく指示が記載されている・「利用者情報用紙」は、随時更新ができるため、一時的に挿入の長さを変更するといった指示も随時反映している	・個別計画書を個別マニュアルとして 位置づけでおり、担当教諭(従事者)が作成した案に看護師が助言し、保護者、医療ケア等代表者会、 医療ケア担当医の確認をへて確定 している
大夫	手技の確認、安全性の確保	・訪問介護事業所内では、不定期ではあるが、サービス提供責任者がヘルパーに同行してケアの状況を確認している。 ・ヘルパーが喀痰吸引等の手技に不安を感じている場合は、ケアマネジャーから訪問看護師に依頼して、手技の確認を行っている	・利用者のケアに課題がある場合は、 事業所内のミーティングで話し合い、それで解決しない場合は、 <u>管理者が同行訪問して手技を確認</u> している ・管理者が月1回訪問し、利用者・家族に不安や困り事を確認している・新しいヘルパー(従事者)が入った時、利用者から要望があった時は、ケアマネジャーが訪問看護と訪問介護の訪問時間を調整し、訪問看護師が手技を確認している	・経過措置対象者が多いので、口腔内の喀痰吸引が多いが、鼻腔内の吸引が必要な場合は、従事者に看護師がマンツーマンで指導した後で夜勤に入ってもらうようにしている・県看護協会(登録研修機関)の訪問指導の中で従事者の手技の確認が行われている	一年程度は、 相談支援専門員が、	・挿入の長さを間違えないよう、 <u>目盛</u> 付きの吸引チューブを特注している ・感染対策委員会がラウンド(院内巡 視)を実施しており、感染予防や安 全な手技、器具・器材の衛生管理の 観点から確認。指摘を受けた場合 は改善策を1週間以内に提出する	・手技を練習するための人形や PET ボトルを看護師が手作りし、放課後 などに <u>教諭が看護師の指導を受け</u> <u>て練習</u> している
	フォローアップ研修の実施状況	・県介護福祉士会で年1回フォローアップで修を実施し、困難・ヒヤリハット事例の講義、実技指導、業務の困り事を話し合うグループワークを行っている		・県看護協会からフォローアップとして訪問指導を受けており、喀痰吸引関係の書類の確認、2号の従事者の手技の確認、緊急時マニュアルの内容に関する指導を受けている(施設長、看護職、介護職向けの研修もあり)・施設独自のフォローアップ研修では、指導看護師・歯科衛生士が講師となり、喀痰吸引の手順書などマニュアル類の再確認、利用者もしくは人形による演習、口腔ケアに関する研修を実施している		・毎年、全ての従事者を対象に <u>筆記</u> <u>試験と実技試験を実施</u> ・筆記試験は <u>テキストの再確認を目的としたもの</u> で、テキストを見ながら受験してよいことにしている ・正答率 80%以上、実技試験は、2 人の指導者からの合格が条件となっている	・県教育委員会が開催する、指導看護師の連絡会と従事者(教諭)の連絡会と従事者(教諭)の連絡会が、それぞれ年3回開催されており、ヒヤリハットの事例の共有などが行われている
	必要な取組、それに対し必要な支援・仕C.今後の課題、事業所・施設として今後	・従事者は、法令で定められた範囲でしか医療的ケアを実施できない以上、何かあった時に相談できる体制を整えておくことが重要である・指導看護師として困った時は所長などに相談しているが、指導方法の統一や喀痰吸引等に関する最新情報を共有するため、指導看護師のフォローアップや看護師同士のネットワークがあるとよい	・現状では、一定の経験を積んだ職員にしか、喀痰吸引等に従事させていないが、当事業所では定期巡回サービスも提供してるため、喀痰吸引等に対応でき、医療知識をもつへルパーによる24時間体制を目指して、他の職員も含めて医療知識の習得を促していきたい	・ショートステイの従事者3名が夜勤につけないときは、看護師が対応しているが、フロアを超えて職員がサポートに入ることができれば、利用者の受入がより円滑にできるのではないか	・指導看護師が指導方法に不安がある場合は、事業所内の先輩看護師に相談しているが、そうした相談先がない看護師の負担は大きいと思う・「介護職員が喀痰吸引等を実施しても問題ない利用者かどうか」について、医療職がアセスメントする仕組み、地域の事業者間での考え方の共有が必要であり、その参考となる国のガイドラインの提示もあるとよい	・「なぜそういうケアを行うのか?」という背景や理由は、一度伝えただけでは理解できない。 わからない時にいつでも聞けるような環境づくりが必要である・フォローアップ研修は事業所・施設にゆだねられており、自前で開催するのが難しいところもあるのではないか。法人外の訪問介護事業所等から依頼があれば、フォローアップ研修を引き受けることも考えたい	・生徒が利用している訪問看護ステーションや入院先の医療機関と情報共有できると、医療的ケアの方針を立てやすい・緊急時など看護師が判断に迷う時に、医療ケア担当医から遠隔で指示や意見がもらえる仕組み(テレビ電話等)があると良い・学校では対応できない医療的ケアを保護者が要望した時に、医療的ケア担当医から主治医に話をしてもらえると助かる

③ 利用者に対するケアにおける工夫

【事例Ⅰ介護・居宅系】	【事例Ⅱ介護・居宅系】	【事例Ⅲ介護・施設系】	【事例Ⅳ障害・居宅系】	【事例V障害・施設系】	【事例VI特別支援学校】
訪問介護事業所	訪問介護事業所	特別養護老人ホーム	居宅介護・重度訪問介護、	重症心身障害児者通所施設	特別支援学校
			共同生活援助		
・ヘルパーが喀痰吸引等を実施すること		・介護職の中から口腔・栄養委員を各ユ		・食事介助・口腔ケアに関する利用者個	
で、訪問看護師は呼吸ケアやマッサー		ニット2名ずつ選出し、 歯科衛生士→		別のマニュアルがあり、食事摂取時の	
ジなどのリハビリに時間をあてられる よ		口腔・栄養委員→その他の介護職員		姿勢、食事介助のポイント、食事前に	
うになり、従前のケアの見直しや訪問		<u>へと口腔ケア・リハビリの助言指導</u> を行		マッサージが必要な利用者にはその	
看護師のスキルアップにつながってい		っている		方法、排痰を促す姿勢、食事前後の	
る	_	・食事やえん下の状態を評価して、口腔	_	注意点などが写真付きで記載されてい	_
		ケア・リハビリの計画を立案し実行、		3	
		PDCA サイクルで口腔機能の維持・向		・喀痰吸引の回数を減らすため、 <u>姿勢に</u>	
		上に取り組んでいる		は気を付けているほか、 <u>食形態を多段</u>	
				階に分けて利用者にあった食事 にして	
				いる	

(2) ヒアリング結果まとめ

① (STEP1) 喀痰吸引等研修に関する取組・工夫

i) 法令・省令に定められている内容に関する取組・工夫(STEP1-A)

○実地研修を円滑に実施するための工夫

本調査でヒアリングを行った事例の大半は、3号研修を終了し、喀痰吸引・経管栄養(以下、「喀痰吸引等」)を行っている事業所・施設であった。実地研修は、利用者の負担や利用者・指導者の予定調整の観点から、短期間で集中的に実施することが難しいこと、また実地研修の申込から認定証の受領までに一定の期間がかかるため、基本研修の終了から認定特定行為業務従事者(以下、「従事者」)として喀痰吸引等を実施するまでに、相当の期間がかかることが課題として指摘された。一部の事例では、実地研修を早期に開始するとともに、利用者の負担を可能な限り軽減するため、退院前調整会議の際に、主治医に喀痰吸引等指示書をとりつける、実地研修前に人形やPETボトル等を用いて練習するといった工夫がみられた。

○各事業所・施設での指導の平準化を図るための工夫

一部の事例では、登録研修機関の働きかけにより、基本研修の演習への指導看護師の同席が行われていた。その後の指導を基本研修の内容に沿って的確に行うことにつながり、各事業所の指導看護師の助言・指導内容の平準化の効果を期待できる。このほか、事業所独自の取組として、従事者の指導を担う管理者が、他の介護職員が受講する実地研修に同席してポイントを再確認している事例もあった。

○実地研修の講師手配に関する課題

施設・事業所内に指導看護師がいる場合や、登録研修機関の取組等により各訪問看護ステーションに指導看護師が確保されている場合は、講師手配に関する課題は特にみられなかった。しかし、訪問看護ステーションの指導看護師が少ない地域では、訪問介護事業所が、実地研修の講師に対し、指導者講習の受講の依頼から対応しなくてはならず、事務手続を含め相当の負担がかかっていた。都道府県や登録研修機関により、地域内に一定の指導者を確保する取組が求められていると言える。

ii) 自主的な取組・工夫(STEP1-B)

○施設長を対象とした研修の受講

一部の事例では、登録研修機関が開催する施設長研修を受講する取組がみられた。喀痰吸引等に関するコンプライアンスや在宅療養に関する研修で、トップの意識づけを図ることで、事業所・施設全体での、安全な喀痰吸引等の実施体制づくりにつながると期待できる。

○医療的ケアの基礎知識を補う研修

一部の事例では、喀痰吸引等研修の前段階として、医療的ケアを必要とする利用者の基本理解 や医療的ケアの内容・留意点など、基礎知識を学ぶ研修を独自に実施していた。また、研修の対 象を従事者に限定せず、介護職員やその他の職種も含めて研修を実施している事例もあり、事業 所・施設全体として、医療的ケアに関する共通認識や方針の共有につながっていると言える。

② (STEP2) 喀痰吸引等の安全な実施、介護職員等に対するフォローアップに関する取組・工夫

i) 法令・省令に定められている内容に関する取組・工夫(STEP2-A)

○利用者に関する情報共有に関する丁夫

利用者に関わる専門職の大半が同一敷地内にいる施設系の事例では、毎月複数回の頻度で各専門職が顔をあわせ、利用者の情報を共有する機会を設けていた。一方、居宅系の事例では、利用者に関わる事業者・専門職の数が多く、一堂に会する機会を頻繁に設けることは難しいため、今後の経過予測に基づき調整事項をまとめて話し合う、効率的に会議を運営できるよう事前準備を徹底する等の工夫が行われていた。また、利用者の状態が安定しない時には、ICTや電話等を用いて頻繁に連絡をとりあっていたが、その基盤として関係づくりの場がある点が特徴的であった。地域の事業者が参加する合同カンファレンスや研修、行政が主催する医療介護連携推進会議など、その機会は様々であるが、日頃から顔を合わせ、「何かあれば連絡できる」関係を築いている点が共通して見られた。

○利用者の状態確認における工夫

一部の事例では、介護職の強みである「利用者の日頃の状況の把握」と医療職の強みである「情報に基づいたリスク予測」を活かすため、利用者のモニタリングに関する工夫を行っていた。利用者に関する記録シートには、痰の色・量・状態、服薬状況、食事・水分の摂取状況などから、各利用者の状況に応じた項目を設定していた。また、痰の状態の評価など、個々の介護職員によって判断のばらつきが生まれないよう、医療職から評価基準を示し、共通の指標を用いて記録する工夫が行われていた。

○利用者個別の緊急時対応マニュアルの作成

急変時等の連絡体制・対応方法については、大半の事例で、利用者個別のマニュアルを用意していた。利用者毎の連絡先・連絡手順、救急車を呼ぶケース、搬送先などを整理し、車いすや居室等に設置していた。居宅系の事例では、連携先の訪問看護師や主治医の協力を得て作成している。また、利用者の変化に早期に対応するため、少しでも変化があれば看護師に伝達することを徹底している事例もあった。他にも、利用者に起こりうる問題事象を、主治医、訪問看護ステーション、介護事業所の話し合いの中で列挙し、事象毎に、起こさないための予防策、起こった時の対応、医療職の行う行為を整理し、これらを緊急時マニュアルと一体的に整備しようと取り組んでいる事例もみられた。

○安全委員会によるヒヤリハット事例の共有・再発防止策の検討

安全委員会は、大半の事例で、月1回以上開催しており、ヒヤリハット事例の共有・再発防止 策の検討が行われていた。一部の事例では、これらに加え、喀痰吸引等の手順書や研修内容の見 直しも行っていた。また、現場の介護職員が作成した喀痰吸引等個別計画書や緊急時マニュアル を確認・承認する役割を、安全委員会が持っている事例もみられた。

○ヒヤリハット事例の積極的な報告を促すための取組

一部の事例では、ヒヤリハットの事例が十分にあがってこないことが課題として指摘された。この課題に取り組んでいる事例では、ヒヤリハットの当事者職員だけでなく、それを見た職員、報告を受けた職員の誰が報告を挙げてもよい仕組みにしたり、収集したヒヤリハット事例をファイリングし、各部門の職員全員が確認する仕組みにするといった工夫が行われていた。特に、居宅系の事業所では、第三者の目が入りにくいため、こうした取組が重要との意見もあげられた。

ii) 自主的な取組・工夫(STEP2-B)

○個別計画書以外の喀痰吸引等に関するマニュアル・手順書の作成・更新

大半の事例では、喀痰吸引等のマニュアル・手順書を作成していた。その多くは、各利用者の留意点が盛り込まれた利用者個別のもので、個別に作成していない事例でも、利用者毎の留意点は個別計画書等に別途定めていた。マニュアル・手順書は、指導看護師が作成したり、介護職員等が作成する場合でも、医師や看護師からの助言を受けていた。また、写真等を用いてわかりやすく伝達する工夫や、利用者の部屋に掲示し確認を徹底する工夫も行われていた。一部の事例では、定期的な見直し・更新に加え、利用者の状態変化に応じて、主治医や訪問看護師の意見を受けて随時更新する、情報を随時更新できるよう電子化された情報用紙で管理するといった取組もみられた。

○手技の確認、安全性を確保するための工夫

喀痰吸引等の手技の確認は、実地研修後、経験年数の浅い介護職員や手技に不安のある介護職員を中心に、いずれの事例でも行われていた。居宅系の事例では事業所の管理者や連携先の訪問看護師、施設系の事例では施設内の看護師等が対応している。居宅系の事例では、訪問看護と訪問介護等の訪問時間を重ねる必要があるため、ケアマネジャーや相談支援専門員が手技確認の必要性を認識することが重要との声も聞かれた。また、一部の事例では、感染予防対策の委員会がラウンド(院内巡視)を実施しており、この中で手技に問題がみられた場合は、1週間以内に改善策を提出させる取組を行っていた。そのほか、挿入の長さを間違えないよう目盛付きの吸引チューブを特注する等、ミスを未然に防ぐ環境整備に取り組んでいる事例もあった。

○フォローアップ研修の実施・受講

介護職員のフォローアップ・スキルアップの取組として、一部の事例では、フォローアップ研修が行われていた。筆記試験と実技試験を組み合わせた研修、マニュアル類・実技・口腔ケアに関する研修など、研修の形態は事業所・施設によって異なるものの、いずれも、テキスト・マニュアル類の再確認や基本に立ち返ることを重視している。また、一部の事例では、登録研修機関が行う訪問指導やフォローアップ研修を受講していた。訪問指導では、喀痰吸引等の関係書類の確認、従事者の手技の確認、緊急時マニュアルの内容に関する指導を受けていた。介護職員(従事者)向けのフォローアップ研修は、ヒヤリハット事例の講義、実技指導、業務の困り事を話し合うグループワークが行われていた。このほか、施設長、指導看護師を対象にフォローアップ研修を行っている登録研修機関もあった。また、県教育委員会が各学校の指導看護師と従事者(教諭)の連絡会をそれぞれ開催し、ヒヤリハットの事例共有などを行っている事例もあった。

③ 利用者に対するケアにおける工夫

一部の事例では、喀痰吸引等を安全に実施するだけでなく、口腔機能を維持・向上するためのケアやリハビリ等に力をいれていた。施設系では、食事・えん下の状態を評価し、口腔ケアやリハビリの計画を立案して実施している事例、利用者個別のマニュアルに基づき、食形態や姿勢に配慮した食事介助や口腔ケアを実施している事例があった。また、居宅系では、訪問看護師が呼吸ケアやマッサージなどのリハビリを行っており、訪問介護員が喀痰吸引等を行うようになったことで、ケアの見直しや訪問看護師のスキルアップにつながっているとの意見もあげられた。

④ 今後の課題、事業所・施設として今後必要な取組、それに対し必要な支援・仕組み(STEP1&2-C)

○喀痰吸引等研修の課題

喀痰吸引等研修の内容は、喀痰吸引等の行為を行う上では十分な知識・技術を習得できるものの、現場に出れば、急変や医療機器のトラブルなど想定外の事象も起きる。その時に判断するのは医療職の役割ではあるものの、介護職員が喀痰吸引等の行為に関して想定しておくべきリスクを学ぶ機会も必要ではないかとの意見があげられた。また、正しい手技を伝達するだけでなく、「なぜそのように行うのか」という背景や理由も、繰り返し伝達していかなければ、現場で起きる事象に対応できないのではないかとの意見もあった。こうした知識を身に付けたうえで、何かあった場合に医療職に相談できるスキルを習得しておくことが重要と考えられる。

○介護職員等の相談先の確保

前述の想定しない事象が発生した場合に、介護職員等が主治医や看護師に相談できるよう、相談先を確保しておくことも重要との指摘があった。施設では、判断を仰ぐことのできる医療職が近くにいるものの、居宅の事業所では、連携先の主治医や訪問看護師に連絡をとる必要があるため、「何かあれば相談できる」日頃からの関係づくりが重要と言える。

○指導看護師の相談先の確保

喀痰吸引等を行う介護職員にとって、施設内の看護師や連携先の訪問看護師は重要な相談先である。他方で、これらの指導看護師も、利用者のアセスメントや介護職員に対する指導方法について不安を抱えているという声がきかれた。一部の事例では、事業所内の指導経験の長い指導看護師や県教育委員会の看護師に助言を求めていたが、そうした相談先がない事業所・施設では、相談先があると良いとの声がきかれた。一部の事例では、登録研修機関が指導看護師のフォローアップ研修や連絡会を開催しており、こうした機会を通じた指導看護師同士のネットワークづくりも重要と言える。

○介護職員等が喀痰吸引等を行う利用者像の明確化

今回の調査では、事例によって、介護職員等が喀痰吸引等を行っている利用者像に違いがみられた。状態の安定している利用者のみ受け入れている事例、利用者の様子をアセスメントし、喀痰吸引・経管栄養の中で介護職員等が行う行為を限定している事例(その他は看護師で対応)、状態が不安定な利用者や医療依存度の高い利用者でも、利用者の希望が強く受け入れている事例などみられた。状態が不安定な利用者や医療依存度の高い利用者の場合、介護職員等が実施できる喀痰吸引や経管栄養以外の医療的ケアも必要としているケースがあり、その対応に苦慮している事業所・施設もあった。そのため、喀痰吸引等を実施する前段階として、「介護職員等が喀痰吸引等を行っても問題ない利用者かどうか」を医療職がアセスメントする仕組み、その参考となる国のガイドラインの提示、その基準を地域の事業者間で共有する仕組み、利用者・家族への説明に対する医療職の支援が必要との意見があげられた。

2. ヒアリング調査結果

(1) 事例 I 訪問介護事業所

① 調査結果概要

■事業所の概要

【施設・事業所で提供しているサービス】

• 訪問介護

【職員体制】

- ・常勤8名、非常勤(登録ヘルパー)20名
- ・常勤のうち、6名が認定特定行為業務従事者
- · 3 号研修 6 名

【利用者の状況】

- ・全利用者は約120名
- ・うち、3名が喀痰吸引・経管栄養を必要とする利用者で、全員、認定特定行為業務従事者が対応

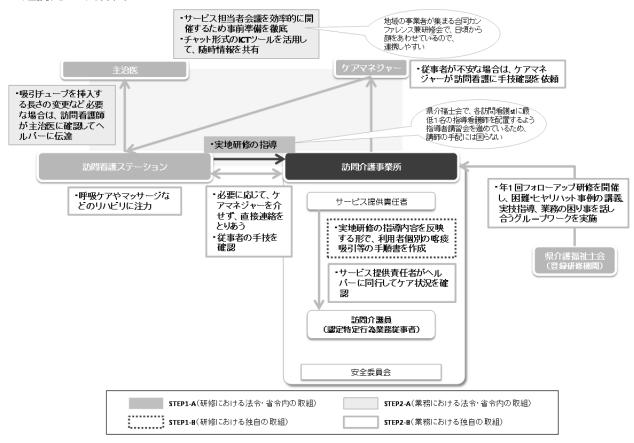
■特徴的な取組

STEP2 STEP1 喀痰吸引等の安全な実施、 喀痰吸引等研修の受講 介護職員等に対するフォローアップ ○基本研修は、都道府県の委託先 ○関係者が多くサービス担当者会議を頻繁に開催できない (県介護福祉士会)で受講し、実地 ため、議題を事前に出席者に送り準備を依頼する等、効 研修は利用者が利用している訪問 **率的に開催できるよう工夫**している 看護ステーションの指導看護師に ○主治医がホストとなり、利用者に関わる各事業所の職員が 閲覧・書込のできるチャット形式の ICT ツールを活用して、 依頼して実施した ○県介護福祉士会では、**訪問看護ス** 随時情報共有をしている テーションに指導看護師を最低で ○地域の事業者が参加する合同カンファレンス兼研修会に も1名配置できるよう、指導者講習 参加することで、事業者間の顔つなぎになっており、実際 会を進めているため、実地研修の の業務でも連絡をとりやすい 講師を手配できないといったこと ○ヘルパーが訪問看護師に直接確認したいことがある場合 は、これまでにない や、緊急時の場合は、直接連絡をとりあっている。 【○実地研修での指導内容を反映する』○訪問介護事業所内では、不定期ではあるが、**サービス提** 供責任者がヘルパーに同行してケアの状況を確認してい 形で、喀痰吸引等の手順書を利用 A以外の自主的な取組 者別に作成している ■○ヘルパーが喀痰吸引等の手技に不安を感じている場合 は、ケアマネジャーから訪問看護師に依頼して、手技の確 認を行っている □ ○県介護福祉士会で年1回フォローアップ研修を実施し、困 難・ヒヤリハット事例の講義、実技指導、業務の困り事を話 し合うグループワークを行っている ○ヘルパーが喀痰吸引等を実施することで、訪問看護師は 呼吸ケアやマッサージなどのリハビリに時間をあてられる ようになり、従前のケアの見直しや訪問看護師のスキルア ップにつながっている

C. 今後必要な取組、必

- ○機器トラブルや手順の間違いなど、 喀痰吸引等に関してどのようなリス クがあるか、学ぶための研修があ るとよい
- ○従事者は、法令で定められた範囲でしか医療的ケアを実施できない以上、何かあった時に相談できる体制を整えておくことが重要である
- ○指導看護師として困った時は所長などに相談しているが、 指導看護師の指導方法の統一や喀痰吸引等に関する最 新情報を共有するため、**指導看護師のフォローアップや看 護師同士のネットワーク**があるとよい

■連携先との関係図



② ヒアリング記録

■管理職ヒアリング記録

- 1. 喀痰吸引等を必要とする利用者、認定特定行為業務従事者の概況
 - ・訪問介護事業所A(以下、「A事業所」)の職員は、常勤8名、非常勤(登録ヘルパー)20名。
 - ・常勤職員8名のうち6名が、認定特定行為業務従事者(以下、「従事者」)となっており、3号研修の修了者となっている。6名のうち3名は、経過措置対象者であったが、3号研修を受講した。
 - ・法人の方針として、サービス提供責任者は全員、喀痰吸引等研修を受講することになっており、 それ以外は常勤職員、経験年数の長い職員を優先に、受講することとなっている。非常勤職員よ り常勤職員を優先しているのは、情報共有しやすいためである。サービス提供責任者の中で、事

業所に該当の利用者がいない場合は、基本研修のみ受講している。

- ・A事業所の利用者は、現在 120 名程度で、うち3名が喀痰吸引・経管栄養を必要としており(① 気管カニューレ内部・口腔内の吸引、②胃ろう、③気管カニューレ内部・口腔内の吸引、胃ろう)、 従事者が対応している。
- ・同法人の他の訪問介護事業所には、基本研修を終了しており、利用者が依頼があれば実地研修を 受けてすぐに対応できるようにしている職員もいる。
- ・当法人は、薬局が母体ということもあり、医療面に力を入れている。喀痰吸引等への対応もその 一環という位置づけである。そのほか、薬剤師との連携も積極的に行っている。
- ・サービス提供責任者レベルの職員が従事者になっているということもあり、一定のスキルがある ため、利用者の状態によって対応する従事者を限定するといったことはしていない。気管カニュ ーレから出血している場合は、一時的に訪問看護が対応することがある程度である。
- ・訪問看護ステーション(以下、「Bステーション」)の職員は、常勤看護師7名、非常勤看護師3 名、理学療法士1名、事務員1名、看護助手3名がおり、併設の居宅介護支援事業所にケアマネ ジャー3名いる。
- ・Bステーションの利用者は、現在137名で、うち4名が喀痰吸引等を必要としている。ALS(人工呼吸器あり)2名、多系統委縮症1名、重症心身障害児(人工呼吸器あり)1名となっており、いずれも週4~5回訪問看護が入っている。4名のうち2名の利用者(ALS1名、多系統委縮症1名)に対し、A事業所との連携で対応している。なお、4名のうち3名は、他法人のケアマネジャー・相談支援専門員が担当している。
- ・Bステーションは、クリニックに併設されている。このクリニックは、グループ診療による外来・ 訪問診療に取り組んでおり、1998年から在宅看取りの実績は450名となっている。

2. 喀痰吸引等研修の実施について

- ・A事業所としては、職員数がある程度そろっているので、1-2名が1-2日、喀痰吸引等研修で抜けたとしても、特に支障はない。
- ・県では、介護福祉士会が県から委託を受けて喀痰吸引等研修を実施している。ただし、研修内容 の企画や講師は、介護福祉士会から講師依頼を受けた訪問看護ステーションの管理者3名と県の 障害福祉課が行っている。Bステーションの所長もその一人である。
- ・基本研修の演習では、県内の訪問看護ステーションの中で、指導者資格をもつ看護師に招集がかかり、ファシリテーター(グループワークの指導者)として協力している。
- ・指導者は、県内で毎年 30 名程度養成されており、訪問看護ステーションで指導者の資格を持つ 看護師は、県の HP で公開されている。
- ・実地研修は、訪問介護事業所が、当該利用者が利用している訪問看護ステーションに、ケアマネジャーを通じて依頼するか、直接訪問看護ステーションに依頼している。<u>介護福祉士会では、事業所内に指導看護師を1名は配置できるよう、各事業所へ指導者講習会を受講するよう勧めているということもあり、実地研修の講師を手配できないといったことはこれまでにない。</u>
- ・ただし、訪問看護ステーション側からすると、事業所としてかかわりのない利用者の実地研修の

講師を依頼されることがあり、その後の対応ができないことを考えると、そうしたケースで講師 を務めるのは適切でないと感じている。

- ・研修費は、1人・1行為につき1000円、研修中の保険加入料1000円/年、基本研修のテキスト代4000円を、訪問介護事業所から介護福祉士会に支払う仕組みである。実地研修の講師謝礼は、介護福祉士会から各指導看護師に、従事者1人・1行為あたり2500円支払われている。
- ・実地研修の際の指示書は、医療機関によって有料のところと無料のところ、有料のところもその 金額は様々である。有料の場合は、100%訪問介護事業所の負担となる。
- ・実地研修を実施する前に、サービス提供責任者(従事者)が利用者のアセスメントを行い、喀痰 吸引等を行う場合の注意点を、実地研修を受講する職員に伝達することで、実地研修が円滑に進 むようにしている。
- ・実地研修が終了するまでは、介護福祉士会との手続きとなるが、その後、認定特定行為業務従事者認定証をもらうには、さらに県との手続きが必要となる。これに時間がかかるのが訪問介護事業所としては課題と感じている。①実地研修の申込(介護福祉士会)、②実地研修の修了の報告(介護福祉士会)、③認定特定行為業務従事者認定証の受領(県)と、3回の書類の手続きがある。実地研修が2.3回で終了しても、すべて終わるまでに1か月程度かかってしまう。
- ・難病、ターミナルなどで喀痰吸引等を必要とするケースの依頼はあるが、状態が不安定なケース は、介護職で対応するのが適切でないため、主治医や訪問看護と相談して、訪問看護で対応して もらっている。
- ・<u>介護福祉士会ではフォローアップ研修を年1回実施</u>している。困難事例・ヒヤリハット事例に関する講義、手技確認を目的として実技指導、実際に喀痰吸引等の業務に従事して困ったことなどを話し合うグループワークなどを行っている。このグループワークにも、各事業所の指導看護師が協力している。
- ・従事者は、研修を受けていても、現場に出て初めて分かることもある。**医療機器のトラブルや手順の間違いなど、現場でどのようなリスクがあるか、また、何かあった時や利用者から要求があった時に、介護職として対応して良いこととしてはいけないことの区別ができるように、従事者が知識を持つことも必要ではないか**。実地研修やフォローアップ研修でそのような機会を設けることはできないか。事業所単独でリスク管理をするのは限界があると感じている。
- ・加えて、その時その時の利用者の状況に応じて、<u>対応方法を多職種で協議できるよう、カンファレンスなどを促していくことも重要</u>である。制度改正により、退院時の調整をカンファレンスではなく個別調整で済ませてしまうケースが増えていかないか、懸念している。

3. 喀痰吸引等の安全な実施、介護職員等のフォローアップについて

(1) 医療関係者との連携に関する基準における取組内容

・日頃の情報共有の手段としては、メディカルケアステーションという ICT ツールを活用している。主治医がホストとなっており、訪問看護師、ヘルパー、ケアマネジャー、薬局、リハビリ職、福祉用具事業者などが、閲覧・書込することができる。医療版の LINE のようなもので、リアルタイムに情報を共有することができる。

- ・顔を合わせる機会は、半年に一度のサービス担当者会議である。10~20 名の専門職、本人、家族も出席して行う。そのほかは、連絡ノートや直接連絡をとりあっている。ALS の利用者などは、関わる専門職が20名を超えてくるので、ICTの活用が有効である。
- ・Bステーションが併設されているクリニックでは、<u>患者の情報共有を目的として、合同カンファレンス(ケアカンファレンス+ミニ研修+事例検討)を毎月開催</u>している。患者にかかわる事業所(訪問看護ステーション、訪問介護、通所介護、ケアマネジャー、薬局、訪問入浴、グループホーム、リハビリ職、地域包括支援センター等)のほか、地域内の事業所も参加している。
- ・<u>こうした場で互いに顔を合わせているので、実際の業務でも互いに連絡をとりやすい</u>。例えば、 訪問看護と訪問介護が関わっている利用者の場合、特に急ぎでない場合はケアマネジャーを通じ て情報共有するが、急ぎの場合は直接連絡を取り合っている。そうしたことが自然にできる関係 性となっている。
- ・喀痰吸引等の実施報告は、月1回主治医に行うとともに、同じ内容を訪問看護ステーションにも 報告している。
- ・A事業所の緊急時のマニュアルとしては、緊急連絡体制と緊急連絡カードがある。緊急連絡体制 には、訪問看護師、主治医、消防などへの連絡手順が記載されており、緊急連絡カードには利用 者ごとの緊急連絡先が記載されている。

(2) 喀痰吸引等を安全・適正に実施するための基準における取組内容

- ・A事業所で3か月に1回、安全対策委員会を開催しており、喀痰吸引等を実施している利用者の情報共有、安全性の確認等を行っている。ここに、主治医や訪問看護師が出席することはないが、指導や助言が必要な事項があれば、事前に意見を収集し、委員会の場で共有するようにしている。ケアカンファレンスに近い形で運用している。
- ・他の訪問介護事業所の関わっている利用者については、ケアマネジャーを通じて呼びかけ、合同 で安全委員会を開催することもある。
- ・ヘルパーの日々の相談は管理者が対応し、胃ろうがつまった時の対応やミキサー食のつくり方等 については、訪問看護師に助言・指導を求めている。胃ろうの周りがただれているといったこと があれば、すぐに訪問看護師に伝達して対応してもらっている。
- ・胃ろうの対応をヘルパーでするとなると、訪問看護師としては、注入しやすさや胃酸の量など、 利用者の状態が分からなくなるので、ヘルパーから情報をもらえることで、フィードバックする ことができ、助かっている。
- ・従事者<u>は、喀痰吸引等研修で学んだことや指示を受けたことを、その通り実施することしかできないし、それ以外のことについて臨機応変に対応するということはしてはならない。だからこそ、何かあった時に管理者や訪問看護師に相談できる体制が重要</u>だと思う。幸いにも、この地域では事業者間の関係が良好で、訪問看護ステーションに緊急時に直接電話することもできるので、そうした面で恵まれている。
- ・訪問看護師としても、ヘルパーから直接電話をもらえることで、その場で現場の様子を確認して

もらえるので、事態の悪化を防ぐことができて良いと思っている。

- ・喀痰吸引等に関するヒヤリハットはあまりないが、胃ろうが詰まる、吸引の処理瓶を落とすといったことがあげられる。発生頻度は半年に1回程度である。ヒヤリハット事例は、訪問介護事業所内の研修の場で共有している。予防策が必要な場合は、サービス提供責任者が検討している。
- ・介護福祉士会が行うフォローアップ研修で、ヒヤリハット事例の共有を行っている。

(3) その他の取組内容

- ・個別計画書は、介護保険の援助計画書(利用者の心身の状況、意向、生活の目標、事業所としてのケア方針・ケア方法などを記載したもの)と一体的に作成している。
- ・個別計画書とは別に、**喀痰吸引等の手順書を、実地研修での指導内容を反映する形で利用者別 に作成**している。喀痰吸引等を必要とする利用者は、援助計画書と手順書の2つがセットになっている。
- ・利用者の思いや生活の目標などは援助計画書でとりまとめ、手順については細かく規定する必要があるため、別途、手順書で定めている。援助計画書を丁寧に作成することで、手順書に定めるべき事項も明確になってくる。ここは、ヘルパーの力量にもよるので、管理者やサービス提供責任者がフォローするという体制である。
- ・手順書は、介護保険の更新時のほか、利用者の状態や要望が変われば、随時見直しを行っており、 見直す機会は多い。援助計画書と一体的に見直しを行っている。
- ・ただ、こうした手順書を作成するのは事業所によっては難しいため、事業所の管理者向けの研修 などがあると良い。

4. その他

- ・介護保険の訪問介護事業所では、業務内容にメリハリがなくスキルを磨く機会があまりない。また、研修を受けても、それを活かす機会がなかなかない。介護職員が喀痰吸引等に対応することは、緊張感をもつ、高い意識をもつという点でも、意味があると思う。
- ・A事業所は、特定事業所加算を算定しているので、一部の職員が研修に参加した場合は、それを 持ち帰って全職員に伝達する研修を行っている。
- ・**喀痰吸引等を必要とする利用者の中には、吸引圧や挿入する長さなど、細かな要望を出す人も いる**。その度に、主治医に相談して、介護職が対応できる範囲で対応しているが、訪問介護事業 所によって対応方針が異なるのが実情である。A事業所では、介護職員が対応できる範囲や緊急 時の対応方法については、利用者と合意をとっておくことが重要と考えており、あらかじめ利用 者に説明し、合意した内容を書面で残すようにしている。事業所の管理者としては、何かあった 時にヘルパーが事故に巻き込まれないようにということを常に考えている。
- ・ヘルパーによる喀痰吸引等の実施は、従事者・事業所の責任が問われ負担が大きい。喀痰吸引等 を必要としない利用者と比べて、利用者との予めの調整やその記録、モニタリング、継続的な勉 強などを考えると、1.5 倍の労力を必要としていると感じている。加算や研修費の補助など支援

があると、取り組みやすいのではないか。

・また、喀痰吸引等の研修も、書類の手続きに時間がかかるし、各種費用も訪問介護事業所の負担 となる。これに対して補助が出ると取り組みやすいのではないか。

■現場の職員ヒアリング記録

1. 喀痰吸引等を安全に実施するための現場での工夫、課題

(認定特定行為業務従事者)

- ・不定期ではあるが、サービス提供責任者が<u>同行して手技を確認している</u>。日頃ヘルパーから情報が上がってこない利用者や緊急性のある利用者について、優先的に実施している。
- ・また、年に1回アンケートを実施し、利用者や家族の意向を確認している。その中で、何か要望が出てこれば、訪問看護ステーションと相談して、今後の対応について検討している。些細な事でも介護職としては不安になるので、そうしたことでも適宜判断してくれる訪問看護ステーションだと連携しやすい。

(ケアマネジャー)

- ・この地域では、ヘルパーやケアマネジャーからの問い合わせに嫌な顔をする医師や看護師がほとんどいない。「いつでも連絡してきていいよ」と言ってくださるので、それが連携しやすさにつながっているのではないか。
- ・<u>ヘルパーが不安に感じている場合は、訪問看護師から手技の確認を受けるよう助言して、訪問</u> **看護師に依頼することもある**。他の法人の訪問看護ステーションが関わっている場合でも、同 様の対応をしている。
- ・サービス担当者会議は、半年に1回だが、利用者の状態に応じて臨時で開催することもある。
- ・利用者の状態変化に注意している。例えば、経口摂取ができなくなったときには水分摂取量が低下することがあるので、その変化をこまめに確認している。ケアマネジャーは、介護保険などの制度だけでなく、介護・医療の知識も求められると思う。
- ・利用者にかかわる専門職が多く、サービス担当者会議を頻繁には開催できないため、会議の準備を入念に行い、一度の開催で懸念事項を一気に調整できるよう、工夫している。検討事項は事前に出席者に送り、各専門職で準備してきてほしいことも事前に依頼している。

(指導看護師)

- ・ヘルパーが喀痰吸引等を実施する現場をみることもあるが、特に危険と感じたことはない。入浴 介助で一緒になることがあるので、利用者のことで気になることがあれば、その場で情報共有で きる。
- ・従事者がうまく吸引ができないということであれば、<u>主治医に確認した上で手技のポイントを</u> 伝達したり、実地研修直後でまだ<u>不安だという従事者がいれば、訪問時間をあわせて手技の確</u> 認をすることもある。本来であれば、実地研修後にもう一度評価をしてフィードバックする機会 があるとよいのかもしれない。

2. 認定特定行為業務従事者の不安、必要なサポート

(認定特定行為業務従事者)

・利用者の状態によっては、従事者の不安は大きくなる。経験を積めば、そうした不安はなくなっていくものではなく、利用者の状況に合わせて適宜、訪問看護師に相談できる体制が必要だと思う。

(指導看護師)

- ・<u>指導看護師へのフォローアップもあるとよい</u>。業務上、喀痰吸引から離れてしまっている看護師もいるし、医療機器もコンパクトになってきているので、最新情報をキャッチアップできるとよい。
- ・指導者の養成研修だけで指導看護師同士のネットワークを作るのは難しい。業務の中で迷うことがあれば、当ステーションでは、喀痰吸引等研修で講師を務める所長に聞くことができるが、他の事業所のことを考えると、指導看護師の相談先やネットワークがあった方がよいのではないか。

3. 利用者に対するケアにおける工夫、課題

(指導看護師)

- ・口腔ケアはヘルパーが行っており、それに対し訪問看護師が助言することもある。予防的なケア は訪問看護師が担っており、呼吸療法やドレナージュ、排痰を促すケアを行っている。
- ・各職種が行う口腔ケアやリハビリ内容は、サービス開始時のサービス担当者会議等で共有している。

4. その他

(ケアマネジャー)

・<u>ヘルパーが喀痰吸引等を実施するようになって、訪問看護師がその専門性を活かせる業務に、より注力できるようになった</u>と思う。従前は、経管栄養の注入、排便介助、喀痰吸引で終わってしまっていたのが、今は呼吸ケア、マッサージなどのリハビリに時間をあてられるようになった。これによって、これまでのケアを見直すことにもつながっている。

(指導看護師)

・Bステーションは、呼吸療法に力を入れており、呼吸療法士も3名いるので、そのノウハウを研修で共有している。<u>ヘルパーによる喀痰吸引等が進む中で、呼吸療法にも力を入れていきたい</u>。

(認定特定行為業務従事者)

・A事業所としても、喀痰吸引等の対応が可能な訪問介護事業所が増えるとありがたい。毎日訪問が必要な利用者に対し、一つの事業所だけで対応するのは限界がある。分担してくれる事業所が出てくるとよい。

(2) 事例Ⅱ 訪問介護事業所

① 調査結果概要

■事業所の概要

【施設・事業所で提供しているサービス】

- (介護) 訪問介護、定期巡回随時対応型訪問介護看護
- •(障害)居宅介護、重度訪問介護、同行援護

【職員体制】

- ・常勤7名、非常勤(登録ヘルパー)7名
- ・うち、9名が認定特定行為業務従事者
- ・3号研修5名、経過措置対象者4名

【利用者の状況】

- ・全利用者は約140名
- ・うち、4名が喀痰吸引を必要とする利用者(介護3名、障害1名)で、全員、認定特定行為業務 従事者が対応

■特徴的な取組

STEP1 喀痰吸引等研修の受講

、 内容に関する取組 (法令・省令で定められて)

A以外の自主的な取組

- ○基本研修は、都道府県の委託先で 受講し、実地研修は事業所で講師 を手配して実施した
- ○利用者の主治医に実地研修の講師を依頼するため、指導者講習の受講(DVD 視聴など)からお願いした。市が開催する医療介護連携推進会議で顔見知りになっていたため、依頼しやすかった
- ○事業所内で指導を担う管理者自身 もスキルを維持できるよう、他職員 が受講する実地研修に管理者が 同席してポイントを再確認している

○ケア会議で今後の経過を共有する』○中で、これから気管切開を行う利用』者に頻回な訪問が必要になると想』定されたため、他法人の訪問介護』○事業所に働きかけ、喀痰吸引等研』修の受講を支援した(事務手続き・』実地研修の講師手配に対する支』(援)

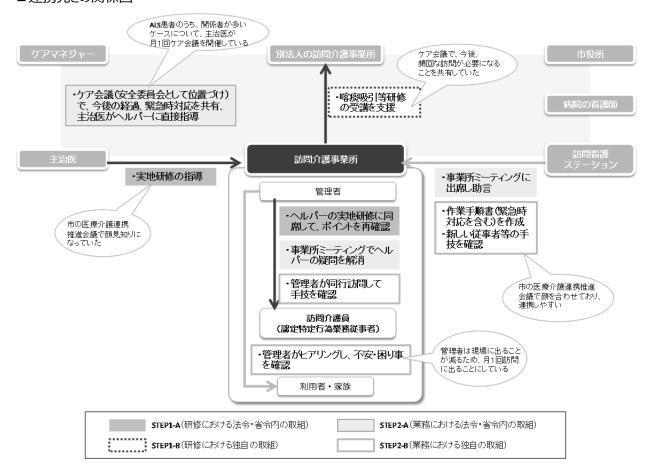
STEP2 喀痰吸引等の安全な実施、 介護職員等に対するフォローアップ

- ○主治医、訪問看護師、病院の看護師、ケアマネジャー、訪問介護事業所の管理者、市の保健福祉課によるケア会議(安全委員会として位置づけ)を月1回開催し情報共有、今後の経過、緊急時対応のあり方について話し合うほか、主治医からヘルパーに対する直接指導も行われている
- ○事業所内で定期的にミーティングを開催し、各利用者のケアのあり方、ヘルパーの不安・疑問点について話し合っており、**訪問看護師が出席して助言**することもある
- ○市が開催する**医療介護連携推進会議で、医療関係者と介護職の顔合わせができている**ので、連携する上で不便に 感じたことはあまりない
- ○緊急時の対応手順・連絡先について、訪問看護ステーションの看護師が作成した**利用者個別の作業手順書の中で規定**している
- ○ケア会議で今後の経過を共有する ○喀痰吸引等の実施を始める際、連携先の訪問看護ステー中で、これから気管切開を行う利用 ○ションが作業手順書(利用者個別、写真付き、緊急時対応者に頻回な訪問が必要になると想 ○を含む)を作成した
 - 定されたため、他法人の訪問介護 □○利用者のケアに課題がある場合は、事業所内のミーティン 事業所に働きかけ、喀痰吸引等研 □ グで話し合い、それで解決しない場合は、管理者が同行 修の受講を支援した(事務手続き・ □ 訪問して手技を確認している
 - 実地研修の講師手配に対する支 〇管理者が月1回訪問し、利用者・家族に不安や困り事を確援) 認している
 - ○新しいヘルパー(従事者)が入った時、利用者から要望が あった時は、ケアマネジャーが訪問看護と訪問介護の訪 問時間を調整し、訪問看護師が手技を確認している

C. 今後必要な取組、必要な支

- ○主治医が実地研修の講師を引き受けてくれたおかげで無事に研修を実施できたが、小規模の訪問介護事業所の多くは、医療関係者の後ろ盾がないため、それに対する支援が必要である
- ○ターミナル期など退院後の迅速な サービス介入が必要なケースもある ため、従事者による喀痰吸引等の 対応体制を迅速に整える仕組みが 必要である
- ○現状では、一定の経験を積んだ職員にしか、喀痰吸引等に従事させていないが、当事業所では定期巡回サービスも提供してるため、喀痰吸引等に対応でき、医療知識をもつヘルパーによる24時間体制を目指して、他の職員も含めて医療知識の習得を促していきたい

■連携先との関係図



② ヒアリング記録

■訪問介護事業所ヒアリング記録

- 1. 喀痰吸引等を必要とする利用者、認定特定行為業務従事者の概況
 - ・当事業所では、介護保険の訪問介護、定期巡回、障害の居宅介護、重度訪問介護、同行援護のサービスを提供している。
 - ・職員の大半は兼務となっており、正職員7名、パート7名の計14名である。うち、9名が認定

特定行為業務従事者(以下、「従事者」)となっており、内訳は3号5名、経過措置対象者4名となっている。

- ・9名は全員、介護福祉士(平成 26 年度までに資格取得)で、介護職員としての経験年数は 10 年前後である。
- ・9名のうち、実際に喀痰吸引に従事しているのは、経過措置対象者4名と3号1名の計5名である(経管栄養は行っていない)。5名の喀痰吸引の経験年数は、平均で4~5年、最も長い職員で7~8年である。残りの4名は、経験年数が短いため従事させていないのが実態である。4名のうち2名は、グループホームの職員であり、今後ターミナルの利用者が出てきたときに対応できるように受講してもらった。
- ・実務者研修を受けて介護福祉士を取得した職員も2名いるが、喀痰吸引を実施させるには、中堅 レベルまで経験を積んでもらいたいと考えている。
- ・同法人の北ステーションでも従事者を確保しており、法人全体では13名の従事者がいる。
- ・現在、介護保険の訪問介護利用者は約70名、障害の居宅介護・重度訪問介護の利用者は約70名となっている。うち、喀痰吸引を必要としている(今後必要な)利用者は、介護保険3名、障害1名となっている。
- ・介護保険の3名は、いずれもALSで、2人はすでに喀痰吸引を7-8年、当事業所で対応しており、もう一人はこれから気管切開して喀痰吸引が必要になるという状況である。障害1名は、脳性麻痺の利用者で、5-6年当事業所で喀痰吸引を実施している。

※以下、介護保険利用者のうち、喀痰吸引を実施している利用者をA、B 今後必要になる利用者をC、障害の利用者をDと表記する。

- ・利用者Aは、訪問介護を週2~3回程度・1回2時間で利用、2時間のうち半分は訪問看護が同時に入っており、そのほか、訪問入浴、訪問リハビリも利用している。
- ・利用者 B は、訪問介護、訪問看護、訪問入浴、訪問リハを利用。訪問介護については、週3回程度(1回2時間程度)。
- ・利用者 C は、訪問介護 (2事業所)・訪問看護 (2事業所) ほぼ毎日利用している。
- ・利用者Dは、訪問介護・訪問看護を週6回利用している。

2. 喀痰吸引等研修の実施について

- ・基本研修は、県の研修(県社会福祉協議会に委託)を受講、実地研修は利用者ABのそれぞれの 主治医に講師を依頼した。
- ・利用者ACの主治医である医師は、ALS などの難病の患者の在宅医療に積極的に取り組んでいる医師である。 市が開催する介護・医療連携推進会議(北・中・南地区それぞれで開催)で、 その医師(座長)と当事業所の責任者(世話人)が顔見知りになっていたこともあり、講師依頼をしやすかった。
- ・利用者Cは、同性介助を希望していること、当事業所からの距離が遠いこと、気管切開すれば毎日の訪問が必要になること等を考えると、今後、当事業所だけでの対応は難しくなる。そこで、現在、入浴介助のために入っている別法人の訪問介護事業所に働きかけて、3号研修の基本研

<u>修を受けてもらった。登録事業者になるための書類の手続きがかなり煩雑なため、斎藤氏が当</u> 該事業所の手続きをサポートした。

- ・3号研修は、利用者ごとに書類の手続き、実地研修の手配が必要なため時間がかかる。実地研修 を手配しているうちに、利用者の状態が悪化してくるケースもある。かといって、<u>1・2号とな</u> ると、基本研修に50時間かかり費用もかさむため、とても職員を出せない。
- ・基本研修については、県から半額分の補助が出ている。しかし、<u>研修の開催時期の案内が遅い</u> ため、研修に職員を出すことを決めてから、補助金申請の準備を始めても間に合わない ことが ある。開催時期の案内を早めてもらえれば、他の事業所への呼びかけもできると思う。
- ・1・2号の基本研修の講義(50 時間)は、経験者であればそこまでの研修は不要ではないかと 思う。また、<u>まとめて50時間ではなく、分割して受けることができれば、まだ受講しやすい</u>と 思う。
- ・研修の開催場所も重要なポイントで、1・2号の基本研修は市内で募集があったものの、人数が 少なかったため開催とならなかった。他市まで研修を受講しに行くとなると、それだけでも拘 束される時間が長くなる。
- ・実地研修は、細かなチェックリストを確認しなくてはならず、利用者に負担をかけるわけにはいかないので、一度にできる職員は2~3名である。講師である医師の日程調整も考えると、どうしても日数がかかる。
- ・実地研修の講師を依頼した利用者Bの主治医は、喀痰吸引等研修の指導者の資格を持っていなかったので、指導者講習の受講(DVD 視聴など)からお願いしなければいけなかった。<u>訪問看護ステーションに指導者がいれば、実地研修をまだ開催しやすい</u>と思うが、市内の看護師の指導者はまだ少ない状況である。
- ・3号研修で従事者を確保している限り、利用者の入れ替わりに応じて、毎回研修を実施しなくてはならず、事業所にとって負担が大きい。3号の従事者で10年程度の経験があれば、1・2号の従事者としてみなすという対応をしてもらえると、事業所として利用者の受入体制を整えやすい。
- ・当事業所では、たまたま熱心な医師とつながりがあったために、実地研修ができたが、多くの訪問介護事業所は小規模で、医師の後ろ盾があるところは限られるだろう。
- ・大規模法人では、加算もつかないリスクも大きいということで、喀痰吸引にしり込みしてしまっている。意外に、地域密着型の小規模事業所が積極的に取り組んでいる地域もあるので、小規模 事業所をバックアップする環境づくりが必要である。
- ・医師の中には、在宅療養に対し理解のある人もいるので、医師会から意識啓発してもらうような 取組をしてもらえるとありがたい。
- ・現状では、<u>訪問介護事業所で利用者の受入を決定したところから、実地研修の講師依頼、日程</u> 調整、事業所・従事者に加えて指導者となる医師の手続き・申請まで、全て段取りしなくては ならないので負担が大きい。

3. 喀痰吸引等の安全な実施、介護職員等のフォローアップについて

(1) 医療関係者との連携に関する基準における取組内容

- ・喀痰吸引等指示書は、各利用者の主治医が記載している。
- ・実施報告は、利用者ACは月1回のケア会議で直接行っているが、利用者BDについては、家族 を通じた報告となっている。
- ・利用者ACのケア会議は、ALSの利用者を対象に、連携先の訪問看護ステーションで月1回開催しているもので、情報共有の場となっている。主治医、訪問看護師、病院の看護師、ケアマネジャー、訪問介護の管理者のほか、市の保健福祉課も出席している。情報共有のほか、今後の経過を共有したり、緊急時対応のあり方についても話し合っている。このほか、サービス担当者会議での顔合わせもある。
- ・利用者Aは、週3回程度、訪問介護が2時間入っているが、うち1時間は訪問看護が同時に入っているので、その場で家族から聞いた情報の申し送りができている。また、電話やFAXで適宜連絡も取り合っている。利用者本人も文字盤をつかってコミュニケーションが可能なため、本人を通じて情報をやり取りする場合もある。
- ・利用者Dは、顔を合わせて情報共有する機会がなく、主には家族を通じて情報のやりとりをしている。痰が絡むことが多かった、熱がありそうといったことは、即座に家族に報告している。
- ・利用者の情報共有ツールとしては、スマケアという ICT ツールがある。各職員がタブレットからデータベースにアクセスし、利用者の日々の状況をふまえて、ケアの留意点や経過観察をしてほしいといったことを書き込み、随時情報を更新できている。
- ・主治医、訪問看護師にも ID と PW を渡しており、編集はできないが閲覧できるようにしている。 これによって、「最近どうですか?」といった問い合わせが減っている。
- ・緊急時の連絡先や対応方法については、文書化されたものが利用者宅においてあるケースもあれば、すぐ主治医に連絡するように、事前に取り決めをしているケースもある。家族の了解を得て、家族の携帯番号をヘルパー全員が把握しており、その日に誰が訪問するか予め家族に伝えているケースもある。この場合、当日に訪問しているヘルパーからの着信であれば緊急性があるとわかってもらえる。そこで、つながらなければ、訪問看護師か主治医、つながる方に一報をいれるということを、最初に取り決めをしている。
- ・ヘルパーによる喀痰吸引を開始した当初に、訪問看護師に手順書を作成してもらった。そこに、 緊急時の対応方法や訪問看護に連絡することなどが記載されている。
- ・現在、喀痰吸引を実施している利用者ABDは、症状が安定しているため、緊急性を伴うようなケースは現時点で発生していない。また、ALSの利用者の場合、認知機能に問題がないので、例えば、吸引時に出血があっても、本人に聞けば原因が分かる場合もある。

(2) 喀痰吸引等を安全・適正に実施するための基準における取組内容

・<u>定期的に事業所内でミーティングをしており、喀痰吸引も含めて、利用者のケアのあり方、ヘルパーが不安や疑問に思うことについて話し合っている。</u>最低でも3~4か月に1回、加えて

緊急時には臨時開催している。ミーティングには、連携先の訪問看護師が出席し、助言すること もある。ミーティングには、全職員が出席できるとは限らないので、議事録を作成して回覧して いる。

- ・ミーティングで解決しない問題については、<u>管理者が同行訪問して、手技の確認</u>を行っている。 管理者としても喀痰吸引のスキルを維持できるよう、<u>他の職員が実地研修に行くときには同席</u> して、再確認するようにしている。
- ・喀痰吸引等制度が始まる前は、年に1回、訪問看護師に手技の確認をしてもらっていた。
- ・管理者になると現場に出る機会が減るため、<u>月1回は利用者宅を訪問し、利用者や家族に不安</u> **や困り事がないか確認**している。
- ・利用者ACについては月1回のケア会議、利用者Bについては担当者会議が、安全対策の委員会 として位置づけとなっている。
- ・ヒヤリハットの報告様式は、喀痰吸引等制度前からのものを使用している。ヒヤリハット全体(喀痰吸引に限定せず)でみても、報告が上がってくるのは年間数件レベルである。ヒヤリハット報告と事故報告を混同している職員もいるので、報告することを日常化するための取組が必要と感じている。報告内容をとりまとめて、対策を検討するというところまでは至っていない。
- ・喀痰吸引関係のヒヤリハットとしては、カニューレの管を外して時間をおいてしまう、消毒の方法を間違える、体の動きによって吸引中にふさいでしまうといったことが想定されるので、いつも注意している。
- ・利用者Aについては、ケア会議の中で医師からヘルパーに対し、喀痰吸引を実施する際の留意点 について助言指導が行われているので、毎月手技の基本に立ち返れていると思う。
- ・また、スマケア (ICT ツール) の中で、ヒヤリハットや注意点などについても、情報共有できている。
- ・ヘルパーによる喀痰吸引の実施については、主治医から話をしてもらったり、訪問看護ではタイミングがあわないのでヘルパーでという経緯で話が来るので、これまでに、利用者や家族が難色を示すといったことはなかった。なじみのヘルパーであれば安心という利用者・家族もいる。ただ、ヘルパーは経験が浅いので、出血する可能性があることは事前に説明した。
- ・ただし、利用者によっては、対応できる職員を増やそうとすると、あまり増やしてほしくないといった反応するケースもある。
- ・損害賠償保険については、従来から加入しており、喀痰吸引等制度の開始に伴い、特に変更などは行っていない。

(3) その他の取組内容

- ・利用者個別の作業手順書があり、家事援助や身体介護に加え、喀痰吸引についても、流水による手洗い、喀痰吸引の機器の確認、清潔保持関係など手順が記載されている。
- ・喀痰吸引に関する手順書の部分は、ヘルパーによる吸引を開始した当初に訪問看護師が作成した

写真付きのものが現在も使われている。

- ・感染予防については、年1回、市が開催している研修に出席し、学習した内容を回覧して事業所内で共有している。また、喀痰吸引を実施する利用者宅では、手洗い・うがいをしてから利用者に接するよう徹底している。日ごろの業務の中で、手洗い・うがいの励行、エタノール常備など、管理者からも各職員に声かけしている。
- ・感染予防、認知症、虐待といった普遍的なテーマについては、事業所内の月間研修で取り上げて 全職員が出席して学習している。

4. 利用者のケアにおける工夫、課題

- ・ALS の利用者は表情筋が落ちてくるため、吸引の際、口角を上げてもらうようにしている。ケア会議やサービス担当者会議などで、訪問リハビリの指導を受けて、軽運動補助を行うことはある。
- ・排痰ケアは行っておらず、うまく吸引できないときは時間をおいて頻回に実施している。

5. その他

- ・当事業所では、一定の経験年数がある職員にしか喀痰吸引を実施させておらず、また、介護職は スキルの個人差が大きいことを考えると、医療者からみて介護職員による喀痰吸引の実施は、不 安が大きいのではないかと思う。
- ・市内では訪問看護ステーションが多くあり、医療的ケアをヘルパーが対応しなくても訪問看護に 頼めばよいという風潮もある。加えて、指導者になる医師も看護師も、加算等の後ろ盾がないと なると、指導側も受講側もインセンティブが働きにくいのではないか。
- ・現在、喀痰吸引を必要とする利用者はABCDの 4 名のみだが、ケアマネジャーから在宅を希望する喀痰吸引の利用者の依頼はあり、断る場合もあるので、これは氷山の一角と感じている。
- ・ALS などの難病でなくても、<u>ターミナルで喀痰吸引が必要なケースもある</u>。しかし、こうしたケースの多くは、退院後に迅速なサービス導入が求められるため、実地研修の段取りをしている時間がない。
- ・現状ではケアマネジャーも、喀痰吸引が必要という時点で在宅は難しいと判断していると思うので、ケアマネジャーの意識付けをしていけば、潜在的なニーズが出てくると思う。
- ・また、介護職員による喀痰吸引の実施について、利用者や家族にも、一定の研修を受けた介護職員であれば対応可能だということを知っていただくことも重要だと思う。
- ・職員に喀痰吸引等研修を受けさせているのは、<u>家事援助や入浴介助、おむつ交換だけがヘルパーの仕事ではない、より高い専門性を求められている</u>という意識をもってもらいたいという意図もある。
- ・実際に、従事者になることで、仕事のモチベーションが向上し、介護職員としての自信がつい

た職員もいる。自発的というより、事業所からの勧めで喀痰吸引等研修を受講する職員が大半だが、従事者になってみると意識が変わるようである。

- ・現在、喀痰吸引の実施状況を人事評価に反映するといったことはしていない。現状、制度の中で 加算の要件に組み込まれていけば、今後変わる可能性はある。
- ・当事業所では定期巡回サービスも提供しているので、<u>喀痰吸引も経管栄養も対応でき、医療知識をもつヘルパーが、24 時間対応できる体制にあるというのは、在宅を支える上で非常に大きな意味をもつ</u>と思う。そういう意味では、経験の浅い職員も含めて医療知識の習得に励んでもらいたい。

■連携先の訪問看護ステーションヒアリング記録

1. 喀痰吸引等を必要とする利用者、認定特定行為業務従事者の概況

- ・看護師9名(うち3名は准看護師)、理学療法士1名がいる。
- ・登録特定行為事業者の訪問介護事業所で喀痰吸引が必要な利用者のうち、利用者3名(いずれも ALS)に対し、当事業所から居宅介護支援、訪問看護を提供している。うち1名は、これから気管切開を行い、喀痰吸引が必要になる利用者である。

※以下、利用者3名のうち、喀痰吸引を実施している利用者をAB、今後必要になる利用者をCと表記する。

- ・利用者Aは、訪問看護を週2回利用、主には清潔援助を行っている。訪問看護、訪問介護(週2回)のほか、訪問入浴(週2回)、訪問リハビリ、訪問診療(週1回)も入っている。訪問介護は1回2時間程度で、そのうち1時間は同時に訪問看護が入っている。その時間が、家族が用事を済ませる時間となっている。
- ・利用者Cは、訪問介護(2事業所)・訪問看護(2事業所)をほぼ毎日利用している。当事業所の訪問看護は週2~3回、訪問介護と同時に入っており、入浴介助やトイレ介助をヘルパーとともに行っている。

2. 喀痰吸引等研修の実施について

- ・現在、事業所内に、喀痰吸引等研修の指導資格を持つ看護師はいない。
- ・仮に、指導看護師の資格を持っていたとしても、基本研修や実地研修の講師を担うのは難しい。 同じ時間で訪問看護サービスを行う場合と収入を比較すれば、やはり本業を優先せざるを得ない。 小規模の訪問看護ステーションは同じ事情だと思う。

3. 喀痰吸引等の安全な実施、介護職員等のフォローアップについて

(1) 医療関係者との連携に関する基準における取組内容

- ・ALS 利用者のケア会議は、主治医が主催して、当事業所で開催している。ALS 利用者全員をケア会議にかけているのではなく、<u>複数事業所からサービスを利用しており、関係者間での情報</u> 共有・調整が必要な利用者が対象となっている。
- ・ICT の情報共有ツールも使用してはいるが、定期的にケア会議で顔を合わることで、概ね情報 共有はできている。<u>訪問看護師は主治医と直接話せるし、ヘルパーはその場で主治医の指導を</u>

直接受けられるので、ケア会議が果たしている役割が大きいと思う。

- ・利用者の個別計画書の作成や見直しに対し、訪問看護やケアマネジャーから関わることはないが、 本人が不安や要望があれば訪問看護師に伝えてくるので、それで質が担保されている状況である。
- ・緊急時の対応については、まずは当事業所(訪問看護ステーション)に連絡が入ることになっている。もし、ヘルパーが入っている時に何かあった場合は、当事業所に電話がかかってくる。
- ・登録特定行為事業者の訪問介護事業所で活用されている喀痰吸引の作業手順書は、当訪問看護ステーションの管理者が作成したもので、利用者A専用のものである。そこにも、<u>緊急時の対応として、呼吸器のアラームが鳴った場合は、訪問看護ステーションに電話することを記載している。</u>
- ・ただ、利用者Aについては、登録特定行為事業者の訪問介護事業所でもう何年も喀痰吸引を対応 しており、症状も安定しているので、緊急対応や本人・家族から不都合なことの訴えといったこ とは発生していない。

(2) その他の取組内容

- ・利用者Aについては、登録特定行為事業者の訪問介護事業所の新しいヘルパーが入たときは、 ケアマネジャーの方で訪問看護と訪問介護の訪問時間が重なるよう調整し、訪問看護師が手技 を確認することもある。また、利用者からの依頼で、手技を確認することもある。
- ・一度、指導すれば後は自立的にできるものでもないので、定期的に手技を確認することは必要だろう。それは同じ利用者にかかわっている訪問看護で行うのが望ましい。それに加算などがつけば、訪問看護ステーションを動かすインセンティブになるのではないか。
- ・実地研修のチェックリストは詳細に項目が設定されているので、手技の確認やフォローアップに 活用できると思う。

4. 利用者のケアにおける工夫、課題

- ・ALS の患者は、顎関節が拘縮して口が開かなくなり歯ブラシが入れにくくなることがある。利用者Aには、関節を柔らかくするために訪問リハが入っている。
- ・口腔ケアの際、吸引しながら歯磨きしている。それが毎日できれば誤嚥や肺炎のリスクは低下すると思うが、ヘルパーがそこまでできるかという問題がある。現状、訪問看護は入っていない日は家族に任せているが、気が付くと口が開かなくなっていることがある。

5. その他

- ・当事業所が関わっている在宅の利用者で、ヘルパーが経管栄養を実施しているケースはない。ヘルパーが行う場合、薬剤の注入ができないが、大半の利用者は毎食薬剤の注入が必要となる。ヘルパーができるようになると、家族の負担軽減につながるのではないか。ただ、ヘルパーが対応できるかは人によると思う。
- ・市内で、ヘルパーによる喀痰吸引の実施が可能なのは、登録特定行為事業者の訪問介護事業所の 法人の事業所のみなので、在宅での喀痰吸引のニーズはあっても対応しきれていない。訪問介護

事業所が喀痰吸引に対応するとなると、何かあった時の責任を問われるようになる一方、加算が つくわけではない。 <u>リスクが高くなっても収入が変わらないとなると、訪問介護事業所として</u> **は手を挙げにくい**のではないだろうか。

- ・実は喀痰吸引等制度が始まる前は、喀痰吸引に対応する訪問介護事業所はいくつかあった。それ が制度化された途端に手をひいてしまい、登録特定行為事業者の訪問介護事業所の法人しか残ら なかったという経緯がある。
- ・今後、難病でなくても喀痰吸引を必要とする在宅療養者が出てくることを考えると、介護保険の 訪問看護だけでは、とても対応できない。かといって全てヘルパーに任せてしまうのも問題と思 うので、医療的ケアのレベルによるのではないか。たとえば、薬剤の注入といっても、胃薬とて んかん薬とではリスクの大きさが全く違う。
- ・病院で胃ろうを造設したケースの中には、自宅では訪問看護が無制限に対応してくれると勘違い して退院してくる人もいる。利用制限などについて、病院で十分な説明が行われていないのかも しれない。
- ・気管切開していなくても口腔内の喀痰吸引を必要とするケースはあり、老老介護や介護者の健康 状態がよくない場合などは、介護職員による喀痰吸引のニーズがあるだろう。また、こうしたケ ースでは、介護職員による実施に対し、家族の承諾も得られやすい傾向にある。
- ・県の看護協会が、介護との連携に関して働きかけや研修を行っているというのは聞かない。ただ、 <u>県内でも在宅が進んでいる地域とそうでない地域で、地域差が大きいので、研修のテーマを県</u> 単位で設定するのはなじまないと思う。
- ・本市では、市内を北・中・南に分けて、それぞれの地区で、介護・医療連携推進会議を定期的に 開催している。会議の場で医療関係者と介護職の顔合わせができているので、電話をすれば話 せるし、連携する上で不便に感じたことはあまりない。会議の中に、居宅部会、訪問部会など があり、訪問看護と介護職員が直接話す機会もある。
- ・当訪問看護ステーションの管理者は、会議の世話人会に入っているので、そこで包括、医師、看 護師、ケアマネジャー、病院の地域連携室等とネットワークができている。
- ・年3回全体研修があるほか、月1回世話人による打ち合わせ、2か月に1回、市主催の部会の研修も開催されている。登録特定行為事業者の訪問介護事業所の法人も、こうした会議の場に積極的に参加しているので、顔を合わせている。

(3) 事例Ⅲ 特別養護老人ホーム

① 調査結果概要

■事業所の概要

【施設・事業所で提供しているサービス】

- ·介護老人福祉施設、短期入所生活介護、訪問介護、通所介護、居宅介護支援
- ・うち、認定特定行為業務従事者がいるのは、介護老人福祉施設、短期入所生活介護

【職員体制】(介護老人福祉施設、短期入所生活介護)

- ・介護職員53名(介護老人福祉施設42名、短期入所生活介護11名)、看護師9名(常勤5名、 非常勤4名)、嘱託医1名、ケアマネジャー2名、生活相談員1名、歯科衛生士1名、管理栄養 士2名、理学療法士3名(常勤1名、非常勤2名)
- ・介護職員のうち、12名が認定特定行為業務従事者
- (介護老人福祉施設) 2号研修2名、経過措置対象者7名
- (短期入所生活介護) 経過措置対象者 3 名

【利用者の状況】(介護老人福祉施設、短期入所生活介護)

- ・全入所者は、介護老人福祉施設 68 名、短期入所生活介護 16 名
- ・うち、6名が喀痰吸引を必要とする利用者(介護老人福祉施設6名、短期入所生活介護0名)で、 全員、認定特定行為業務従事者が対応

■特徴的な取組

喀痰吸引等研修の受講 A ○基本研修は都道府県の委託先(県 看護協会)で受講し、実地研修は 施設内で実施した ○基本研修の受講要件に「実地研修 の指導看護師を確保できること」が

導看護師を確保している
○基本研修の演習に、介護職員だけでなく、実地研修の指導看護師も出席することで、その後の実地研修や業務の中での指導を、基本研修の内容に沿って的確に行えている

定められており、施設内に3名の指

STEP1

○実地研修の**最終評価は、県看護協** 会**の指導看護師が審査**を行う

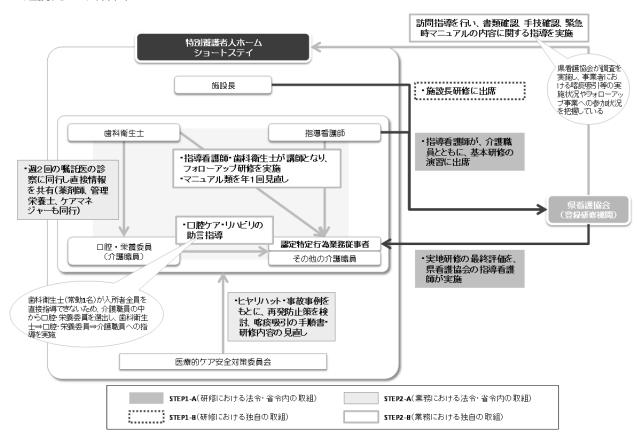
STEP2 喀痰吸引等の安全な実施、 介護職員等に対するフォローアップ

- ○週2回の嘱託医の診察の際、**看護師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士が一緒にまわり、ケアマネジャーや介護職員も同行**する場合もあるため、直接の情報共有が可能である
- ○緊急時マニュアルは、看護師がオンコール体制となる夜間 に何かあった場合について定めており、喀痰吸引後に異 変があった場合の確認事項、連絡手順が記載されている
- ○医療的ケア安全対策委員会を月1回開催しており、ヒヤリハット・事故事例を共有して、再発防止策を検討、喀痰吸引の手順書(指導看護師が作成)・研修内容の見直しを行っている

359

○**施設長を対象とした研修**を受講す ○喀痰吸引の手順書は指導看護師が作成しており、利用者 ることで、喀痰吸引等に関するコン 共通のマニュアルとなっている。喀痰吸引の手順書を含む A 以 プライアンスや在宅医療に関する マニュアル類は、年1回必ず見直しを行っている 外の自主的な取組 現状を学習できた ○**県看護協会からフォローアップとして訪問指導**を受けてお り、喀痰吸引関係の書類の確認、2号の従事者の手技の 確認、緊急時マニュアルの内容に関する指導を受けてい ■ ○施設独自のフォローアップ研修では、指導看護師・歯科衛 生士が講師となり、喀痰吸引の手順書などマニュアル類の 再確認、利用者もしくは人形による演習、口腔ケアに関す る研修を実施している ○介護職の中から口腔・栄養委員を各ユニット2名ずつ選出 し、歯科衛生士→口腔・栄養委員→その他の介護職員へ と口腔ケア・リハビリの助言指導を行っている ○喀痰吸引等研修を受講してから認 ○ショートステイの従事者3名が夜勤につけないときは、看護 C 定証が交付されるまでに時間がか 師が対応しているが、フロアを超えて職員がサポートに入 かるため、なかなか従事者を増や ることができれば、利用者の受入がより円滑にできるのでは せないため、手続きが短縮されると ないか よい

■連携先との関係図



② ヒアリング記録

1. 喀痰吸引等を必要とする利用者、認定特定行為業務従事者の概況

- ・当施設は、複合施設となっており、特別養護老人ホーム、ショートステイ、訪問介護、通所介護、 居宅介護支援事業所を提供している。
- ・認定特定行為従事者は、特養とショートステイに配置されている。
- ・利用者数は、特養の定員 70名 (8ユニット) に対し 68名、ショートステイ定員 20名 (2ユニット) に対し 16名となっている。
- ・特養に、喀痰吸引を必要とする利用者が6名、うち3名は経管栄養となっている。ショートステイには、喀痰吸引等を必要とする利用者は現時点でいない。
- ・特養・ショートステイの職員体制は、看護師(ショートステイ含む)9名(常勤5名、パート4名)、介護職員が特養42名・ショート11名、嘱託医1名(24時間、休日対応)、ケアマネジャー2名(生活相談員1名と介護職員1名が兼務)、生活相談員1名、歯科衛生士1名、管理栄養士2名、理学療法士3名(常勤1名、非常勤2名)となっている。
- ・嘱託医は、メディカルモールの内科医であり、診療科目に応じて、同医療機関のほかの医師が対 応するようになっている。脳神経外科の医師は定期的に診察にきている。
- ・特養・ショートステイの日中・夜間の介護職員の体制は、2ユニット(利用者 18 名)に対し、日中5名、夜間1名で対応している。看護師は、日中は全ユニット(10ユニット)を5名で対応し、夜間はオンコール体制(1名)となっている。
- ・日中の看護師5名は、約2名ずつ担当フロアが決まっているので、そのフロアの介護職員とある 程度一緒に動く体制となっている。
- ・認定特定行為業務従事者(以下、「従事者」)は、特養9名(2号2名、経過措置対象者7名)、 ショートステイ3名(全員経過措置対象者)となっている。
- ・特養の6名の利用者に対し、従事者9名が喀痰吸引(口腔内・鼻腔内)を実施している。<u>経過栄</u>養は看護師が対応しており、従事者が実施することはない。
- ・喀痰吸引も、日中は看護師がいるので、主に看護師が対応している。<u>従事者が喀痰吸引を行う</u> <u>のは、日中に頻回な吸引が必要な場合に看護師と一緒に行うのと、夜間の対応</u>である。夜間は、 看護師はオンコール体制となってしまうため、なるべく喀痰吸引が発生しないよう、日中の勤務 時間の終了間際に看護師が吸引を行うようにしている。
- ・従事者 12 名は、全員介護福祉士である。なお、施設全体でみると、介護職員は、特養 42 名の うち 30 名、ショートステイ 11 名のうち 9 名が介護福祉士となっている。基本的には介護福祉士を取得してもらうよう、職員の育成を行っている。

2. 喀痰吸引等研修の実施について

・従事者のうち、経過措置対象者 10 名は、平成 23 年度の都道府県研修を受けてから喀痰吸引を 実施している。 2 号の 2 名は、 1 名は平成 25 年、もう 1 名は平成 28 年に喀痰吸引等研修を受 講している。

- ・喀痰吸引等研修を受講する職員は、ユニットリーダーを優先し、2ユニットに1名ずつ確保できるよう進めていった。現在は、2ユニットに対し概ね2名従事者が確保されている。従事者となった職員の中には、法人内の人事異動で、別の事業所にいった者もいるため、現時点で従事者は12名だが、喀痰吸引等研修を受講した職員はそれよりも多くいる。
- ・基本研修は、県(県看護協会に委託)で受講し、実地研修は施設内で行った。基本研修の受講要件の中に、「医行為の必要な利用者を施設・事業所内に複数確保できること」「実地研修の指導看護師を確保できること」等が定められている。これらの要件と、業務に穴をあけられないという観点から、1年に、介護職1名、指導看護師1名を研修に出すのが限界である。実地研修の途中で利用者が退所してしまい、実地研修を完了できなかったこともある。
- ・現在、実地研修の指導看護師は3名である。他の介護事業所から、実地研修の講師依頼を受けた ことはないが、まずは自施設の従事者を確保したいということと、利用者との関係を考えると、 引き受けるのは難しい。
- ・県の研修では、<u>基本研修の演習に、実地研修の指導看護師が介護職員とともに出席</u>することになっている。これによって、施設内で指導を行う際、基本研修で習ったことを振り返りながらできるので、指導が的確になっていると感じる。
- ・基本研修の受講は、介護職員、指導看護師ともに、出張扱いとしている。受講料は無料で、テキスト代(2,160円)や賠償責任保険料(2,000円)、駐車場料金(600円/日)は徴収されるが、これは施設で負担した。
- ・実地研修の最終評価は、県看護協会の指導看護師が来て審査を行っている。
- ・県では、<u>施設長を対象とした喀痰吸引等に関する研修を実施</u>しており、当施設の施設長も出席 した。喀痰吸引等に関するコンプライアンスや在宅医療に関する講義があり、在宅療養が進んで いる状況などを学ぶことができた。
- ・県では、<u>登録特定行為事業者に対する実態調査を実施</u>している。喀痰吸引等を必要とする利用者の状況、従事者の状況、備品管理や感染予防策の状況、看護師による手技の確認状況、喀痰吸引等に関する OJT の実施状況、医療関係者による状態確認の頻度、安全委員会等の開催状況、県看護協会のフォローアップ事業への参加状況に関する調査校項目が設定されている。
- ・従事者をもっと増やせれば、利用者・家族にとって安心だと思うが、**喀痰吸引等研修を受講し てから認定証が交付されるまでに時間がかかる**ので、なかなか従事者を増やせないという課題 がある。
- 3. 喀痰吸引等の安全な実施、介護職員等のフォローアップについて
- (1) 医療関係者との連携に関する基準における取組内容
 - ・喀痰吸引等指示書は、嘱託医が、指導看護師と相談しながら記載している。
 - ・週2回、嘱託医による診察が行われており、医師への実施報告は、3か月に1回行っている。

- ・半年に1回カンファレンスを開催しており、多職種で情報共有している。
- ・週2回の嘱託医の診察の際は、看護師、薬剤師(外部)、歯科衛生士、管理栄養士が一緒にまわり、ケアマネジャーや介護職員が同行する場合もあるため、そこで必要があれば直接情報共有したり、医師からの指示をもらっている。
- ・ICT ツールとしては、事業所内は、「ちょうじゅ」という記録ソフトを用いている。利用者の日々の状況やケアの留意点などについて入力でき、随時更新される仕組みになっている。喀痰吸引等を行う時の注意点があれば、ここに書き込まれることもある。
- ・嘱託医など外部との情報共有には「カナミック」という別のソフトを用いている。利用者ごとに 部屋があり、そこに外部の関係者に確認してほしい情報を掲載していく。ここで、「ちょうじゅ」 のスクリーンショットを画像として掲載することもある。情報ごとに「確認してほしい相手」を 設定できるようになっており、例えば嘱託医が閲覧する画面には、「確認してほしい相手」に嘱 託医が設定されている情報のみが掲載されている。★の数で、重要度がわかるようになっており、 すぐに確認してもらいたい情報には★が3つついている。喀痰吸引の関係では、「こういう痰が 出た」と写真を送ることがある。
- ・個別計画書も実施報告書も指導看護師が作成している。医師とのやり取りが必要になるため、看護師が対応した方が円滑に作成や見直しができる。個別計画書を作成して医師に送った時に、指示が出て内容を変更することもある。確定した後に、カンファレンスで、多職種で共有するという流れである。
- ・<u>個別計画書の中で、喀痰吸引に関する従事者と看護師の役割分担について定めている</u>。従事者が行って難しい場合は、看護師が対応することになっている。また、看護師が日中の様子を見て、 夜間も看護師で対応したほうがよいと判断すれば、夜間も駆けつけている。
- ・個別計画書はケアプランと一体的に見直しを行っており、3か月ごとに評価、見直している。また、半年に1回のカンファレンスで多職種から意見が出たときも見直している。
- ・緊急時のマニュアルは、看護師が作成しており、看護師がオンコール体制となる夜間に何かあった場合について定めている。喀痰吸引した後に異変があった場合の確認事項、それをもとに看護師に連絡するという手順が記載されている。利用者共通の内容となっており、各利用者の部屋に置いてある。
- ・<u>緊急時のマニュアルの内容は、フォローアップ事業の訪問指導の際にも、内容の改善について</u> 指導を受けている。

(2) 喀痰吸引等を安全・適正に実施するための基準における取組内容

- ・医療的ケアに特化した委員会として、医療的ケア安全対策委員会を月1回開催している。施設長、 生活相談員、看護師、介護職員の役職者、従事者のうちの数名、管理栄養士が出席している。委 員長は指導看護師の1名が担当しており、議題の検討や議論の取りまとめを担っている。
- ・医療的ケア安全対策委員会では、ヒヤリハット・事故事例を共有して、再発防止策を検討した

- り、その結果を受けて、手順書・研修内容の見直しを行っている。また、訪問指導を受けた後は、その結果を共有している。全職員が共有できるよう議事録を回覧するほか、共有フォルダに入れている。
- ・喀痰吸引関係のヒヤリハットは少ないが、自己抜去が多い。
- ・ヒヤリハット・事故が起きた場合は、「ちょうじゅ」の中に記録すると、報告書の書式で印刷することができる。まずは、ユニットや関係者で再発防止策を検討し、その後は、報告書を回覧し、 共有を図っている。
- ・喀痰吸引関係のヒヤリハット事例の提示は特にしていないが、安全対策委員会の際に、「現場ではこういうことがあったが、報告はあがっているか」という確認が行われている。
- ・喀痰吸引に限らず、ヒヤリハット全体でみると、1日1件程度報告があがってくる。
- ・医療機関にかかった場合など、事故とみなす基準が定められており、事故の場合は、現場検証を 行い、ユニットだけでなく多職種が集まって、事故原因を検討する。その後、検討した再発防止 策については、2週間毎に実施状況を評価し、必要に応じて対策の再検討を行っている。
- ・経過措置対象者が多いので、口腔内の喀痰吸引が多いが、<u>鼻腔内の吸引が必要な場合は、2号</u> <u>の従事者に看護師とマンツーマンで喀痰吸引を行った後で夜勤に入ってもらう</u>ようにしている。 ただ、入所者の状態が比較的安定しているので、夜間に吸引が必要になることは少ない。
- ・ 県看護協会では、喀痰吸引等研修終了後のフォローアップ事業として、訪問指導を行っている。 実地研修の終了時に、県看護協会から案内があり、希望すれば1年後に1回来てもらえるという ものである。
- ・<u>訪問指導では、書類の確認に加え、2号の従事者の実技もすべて確認</u>してもらう。個別計画書の作成方法など書類について新しい情報を得ることができ、吸引の方法や衛生管理に関する助言・指導内容もブラッシュアップされてきているので、大変参考になっている。
- ・ 県看護協会の訪問指導は、経過措置対象者は対象とならないので、経過措置対象者に対しては、 日頃の業務の中で指導看護師が助言・指導を行っている。
- ・<u>県看護協会が行うフォローアップ事業には、訪問指導のほか、施設長研修、看護職員研修、介</u> 護職員研修もある。
- ・<u>施設独自のフォローアップ研修も年2回開催</u>している。喀痰吸引の手順書などマニュアル類の 再確認、利用者もしくは人形による演習、口腔ケアに関する研修などを行っている。指導看護師 と歯科衛生士が研修講師を務めている。
- ・家族に対する説明は、ケースに応じてケアマネジャー、看護師、医師が行っており、看護師不在 時の介護職員による喀痰吸引に対する同意書を書いていただいている。また、家族会の機会を利 用し、喀痰吸引等制度の概要(看護師がいれば看護師が行うこと、不在時には一定の研修を受け た介護職員が対応すること等)について説明している。

(3) その他の取組内容

- ・ショートステイには、喀痰吸引を必要とするケースの利用がほとんどないので、出てきたときは 看護師がマンツーマン指導を行っている。ただ、ショートの従事者3名が夜間に対応できない場 合は、看護師が対応している。<u>入所とは違い、フロアを超えて職員がサポートに入ることがで</u> きないので、これが制度上緩和されると、利用者の受入がより円滑にできるのではないか。
- ・喀痰吸引の手順書は、指導看護師が作成している。利用者個別のマニュアルではなく全体マニュアルとなっており、<u>喀痰吸引を実施する際に、利用者ごとに留意すべき点は、個別計画書やケ</u>アプランの中に記載している。
- ・手順書は、医療的ケア安全対策委員会で検証されているほか、<u>手順書を含むマニュアル類や指</u> <u>針について、年1回必ず見直しを行っている</u>ので、その中で現状とあっていなければ見直しを 行っている。
- ・感染予防については、感染症対策委員会を中心に対応している。月1回と流行期には随時開催し、 感染症情報の共有や感染予防対策の検討を行っている。
- ・施設長、生活相談員、看護師、介護職、管理栄養士、事務職が出席している。議事録は、医療的 ケア安全対策委員会と同様に、全員が閲覧できるようにしている。

4. 利用者のケアにおける工夫、課題

- ・歯科衛生士を平成24年度から配置し(平成26年度から常勤化)、口腔ケア・リハビリに積極的に取り組んでいる。
- ・施設長が歯科医ということもあり、口腔ケアに取り組んだところ、熱発者が減ったということを 受けて、本格的に取り組むようになっていった。
- ・歯科衛生士1名が利用者全員のケアを直接行うことはできないため、口腔ケアにおいても口腔リハビリにおいても、介護職員が主体となる体制とした。<u>介護職の中から口腔・栄養委員を各ユニット2名ずつ選出し、歯科衛生士→口腔・栄養委員→その他の介護職員へと口腔ケア・リハビリの助言指導</u>を行っている。
- ・歯科衛生士の役割は、口腔・栄養委員が集まる口腔栄養委員会での発信、現場を見て回りながら (1月で2ユニットを15日間ずつ巡回)個人的に気になる職員への助言、口腔ケアの方法が分 からないという介護職員に対するマンツーマン指導となっている。直接、伝達する必要のない事 項は、口腔・栄養委員を通じて伝えている。
- ・歯科衛生士が介護職員に対し手取り足取り教えるのでなく、まずは、自分で考えてもらうことを 重視している。自分で考えた方法でうまくいかなければ、歯科衛生士がケアの方法を助言し、そ れでうまくいけば、その方法を採用してもらっている。
- ・当初は、介護職員は自分が行っている口腔ケアがこれでよいのか分からない状態だったのが、<u>歯</u> 科衛生士が評価することで、ケアの上達が感じられるようで、それが職員のモチベーションや 更なるケアの質の向上につながっている。
- ・取組を始めてから、全利用者が毎食後に口腔ケアを行うようになった。痰の多い利用者には、食

前も加えて計6回、早朝も加えて計7回口腔ケアを行っている。

- ・口腔ケアについては、口腔ケアマウスシート、口腔リハビリ計画・評価シートが利用者毎に作成されている。口腔ケアマウスシートには、食事形態や歯磨き方法、歯列図など、口腔リハビリ計画・評価シートには、リハビリ実施内容やその評価が記載されている。口腔ケアマウスシートで食事状態やえん下状態を評価して、目標・リハビリ内容を決定(Plan)、口腔リハビリ計画・評価シートに基づいて、実行(Do)、評価(Check)して、目標・計画の改善(Act)につなげている。口腔リハビリ計画・評価シートの内容は、ケアプランに反映されている。
- ・経口摂取の維持に対する支援が必要な利用者には、経口維持計画書を作成している。食事形態、食事の観察、会議の概要、医師による指示・指導(入所者、家族の意向)、計画内容(目標・課題・対策)から構成されており、歯科衛生士と管理栄養士が分担して作成いる。毎月、食事の時間に巡回して、その結果をもとに会議を開催して方針を決定、その後の評価も毎月行っている。
- ・喀痰吸引等の個別計画書、口腔ケアマウスシート、口腔リハビリ計画・評価シート、経口維持計画書などは、現在は個別に管理されているが、最終的には「ちょうじゅ」に一元化していく方針である。
- ・<u>口腔ケアを行うことで、口腔内が潤ってサラサラになるのでえん下が楽になる。</u>唾液の分泌量が増えて唾液を呑み込めていれば、痰はたまりにくくなる。<u>実際に、入所時から喀痰吸引の回数が減少した人や、喀痰吸引が必要なくなった人もいる</u>。

5. その他

- ・現在、県内には、特養61施設が登録事業者になっている。
- ・口腔・栄養委員を含め、16 のテーマに応じて、介護職員から委員を選出している(事故対策、 身体拘束・虐待防止、医療的ケア安全対策、感染症防止、看取り、褥瘡排泄、口腔・栄養、リハ ビリ、在宅運営、研修、防災、満足度調査、サービス向上、レク・企画、広報・HP、優先入所 検討)。
- ・<u>すべての介護職員は何らかの委員になっているので、役割意識からモチベーション向上やケア</u> の質の向上につながっている。
- ・現状、指導看護師や従事者に対し、人事評価や特定の手当てなどは行っていない。

(4) 事例IV 居宅介護·重度訪問介護、共同生活援助

① 調査結果概要

■事業所の概要

【施設・事業所で提供しているサービス】

- ・(介護) 訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援、訪問看護、福祉用具貸 与、福祉用具販売
- (障害) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、指定相談支援、共同生活援助、短期入所
- ・うち、認定特定行為業務従事者がいるのは、居宅介護、重度訪問介護、共同生活援助

【職員体制】

- ・介護職員 132 名、看護師 8 名、理学療法士 1 名、ケアマネジャー1 名、顧問医 1 名、相談支援専門員 4 名、精神保健福祉士 1 名
- ・介護職員のうち、93名が認定特定行為業務従事者
- · 3 号研修 93 名

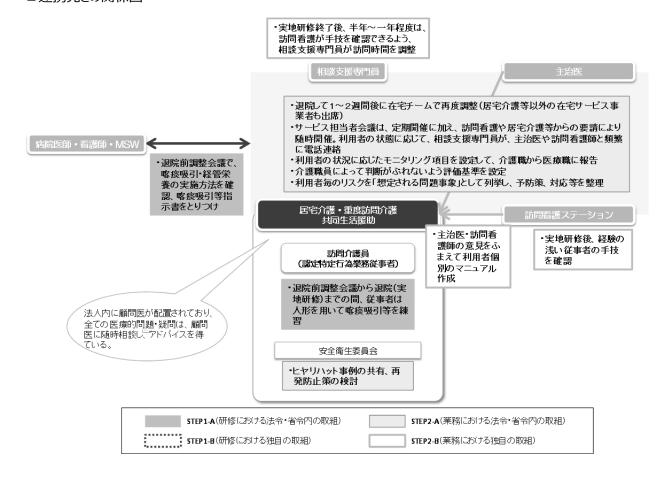
【利用者の状況】(居宅介護、重度訪問介護、共同生活援助)

- ・全利用者は、居宅介護 15 名、重度訪問介護 19 名、共同生活援助 (38 名)
- ・うち、28 名が喀痰吸引・経管栄養を必要とする利用者(居宅介護・重度訪問介護 16 名、共同生活援助 12 名)で、全員、認定特定行為業務従事者が対応

■特徴的な取組

STEP1 喀痰吸引等研修の受講	STEP2 喀痰吸引等の安全な実施、 介護職員等に対するフォローアップ
○登録研修機関となっているため、基本研修・実地研修ともに、法人内で実施した ○外部の介護職員の基本研修も引き受けており、実地研修の講師は当該利用者にサービスを提供している訪問看護ステーションに委託している ○気管切開をして2週間で退院してくるケースもあるため、病院医師の場所を、在宅医、対し、その場で喀痰吸引等の実施方法を確認し、その場で喀痰吸引等が遺院でする。 ○実地研修で、利用者に負担をかけないよう、退院前調整会議から退院(実地研修)までの間、従事者は事業所内で人形を用いて喀痰吸引等の練習をしている	 ○調整事項は、退院前調整会議でまとめて検討を行うが、実際に始めてみると再調整が必要な事項が出てくるため、1~2週間後に再度在宅チームで会議を開催している ○サービス担当者会議の定期的な開催に加え、訪問看護や居宅介護等からの要請に応じて随時開催。また、利用者の状態が安定していない場合は、相談支援専門員相談支援専門員が、主治医や訪問看護師と電話で、頻繁に連絡をとっている ○利用者個別の記録シートがあり、痰の色・量・状態、服薬状況、食事・水分の摂取状況など、利用者の状況に応じたモニタリング項目を設定して介護職から医療職に報告。また、職員によって判断がぶれないよう、痰や便の硬さの評価基準を設定している ○利用者毎のリスクを「想定される問題事象」として、主治医、訪問看護ステーション、介護事業所の話し合いの中で列挙し、予防策、起こった時の対応、医療者の行う行為を整理しており、今後は緊急時マニュアルと一体化しようと考えている
	○喀痰吸引・経管栄養のマニュアルは基本形があり、実際の業務の中で主治医や訪問看護師から指示や意見を受けながら、利用者に応じた内容にしていく。利用者の部屋の壁に掲示している ○実地研修が終了して最初の半年~一年程度は、相談支援専門員が、訪問看護と居宅介護等の訪問時間を調整し、訪問看護師が従事者の手技を確認している ○指導看護師が指導方法に不安がある場合は、事業所内の先輩看護師に相談しているが、そうした相談先がない看護師の負担は大きいと思う ○「介護職員が喀痰吸引等を実施しても問題ない利用者かどうか」について、医療職がアセスメントする仕組み、地域の事業者間での考え方の共有が必要であり、その参考となる国のガイドラインの提示もあるとよい
	喀痰吸引等研修の受講 ○登録研修機関となっているため、基本研修・実地研修ともに、法人内で実施した ○外部の介護職員の基本研修も引き受けており、実地研修の講師は出いる訪別用者にサービスを提供している ○気管切開をして2週間で退院してくるケースもあるため、病院医医でものでで、利職者護ステーション、在宅を会せ一ビスが出席する退院前調整会議で喀痰吸引等の実施方法を確認し、その場で喀痰吸引等指示書をとりつけている ○実地研修で、利用者に負担をかけないよう、退院前調整会議から退院(実地研修)までの間、従事者は事業所内で人形を用いて喀痰吸引等の練習をしている

■連携先との関係図



② ヒアリング記録

1. 喀痰吸引等を必要とする利用者、認定特定行為業務従事者の概況

- ・当法人では、障害福祉関係では、居宅介護・重度訪問介護、同行援護、指定相談支援、共同生活援助、短期入所、介護保険関係では、訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援、訪問看護、福祉用具貸与、福祉用具販売のサービスを提供している。
- ・法人全体の職員数は、介護職 132 名、看護師 8 名、理学療法士 1 名、ケアマネジャー1 名、顧問医 1 名、相談支援専門員 4 名、精神保健福祉士 1 名となっている。
- ・介護職員 132 名のうち、認定特定行為業務従事者(以下、「従事者」)が 93 名となっており、居 宅介護、重度訪問介護、共同生活援助(以下、「GH」)に配置されている。
- ・従事者は全員3号研修の修了者であり、鼻腔内の喀痰吸引を除いた行為について、研修を修了している。
- ・利用者数は、GH38名(うち体験3名)、居宅介護15名、重度訪問介護19名(GH利用者を除く)となっている。
- ・GH の利用者のうち、経管栄養・喀痰吸引を必要とする利用者は 10 名、経管栄養のみの利用者 は 2 名となっており、従事者が対応している。
- ・居宅介護・重度訪問介護の利用者(GH利用者を除く)のうち、経管栄養・喀痰吸引を必要とす

る利用者は15名、喀痰吸引のみの利用者は1名となっており、従事者が対応している。

2. 喀痰吸引等研修の実施について

- ・当法人が研修実施機関となっているので、基本研修・実地研修ともに、法人内で実施した。
- ・喀痰吸引等制度が始まる前から、重度訪問介護従業者養成研修を実施していたため、その流れで、 平成24年5月から登録研修機関として研修を実施している。
- ・他事業所の職員の実地研修については、<u>対象となる利用者にかかわっている訪問看護ステーションに、当法人から実地研修の講師を委託して実施</u>している。実地研修の講師料は、訪問看護ステーション毎に定めており、統一されていない。
- ・県では、正看護師で対象となる利用者をよく知っていれば、指導者養成講座 (DVD 視聴を含む) を受講しなくても指導者になれるということもあり、実地研修の講師を調整できないということ はほとんどない。
- ・当法人では、指定相談支援も行っているので、喀痰吸引等研修を受講した事業所に、利用者をつなぐこともある。受講すれば仕事がくるという仕組みを作ろうとしている。
- ・基本研修は 10,000 円+テキスト代 1,500 円、実地研修は、訪問看護ステーションへの委託事務 手数料として、喀痰吸引 2,000 円、経管栄養 2,000 円をいただいている。
- ・当法人では退院前調整会議で、喀痰吸引や経管栄養の実施方法について確認し、その場で喀痰吸引等指示書(実地研修用、本番用)を取り付けている。その後、実際にやってみて嘔吐反射が強い等があれば、主治医と相談し、適宜指示書の内容を変更していただいている。
- ・気管切開して2週間で退院してくるので、時間との闘いである。限られた時間の中で、確実に手 技をできるようにするため、<u>退院まで事業所内で人形を用いて練習し、退院次第、すぐに実地</u> **研修を実施**している。
- ・事業所が立地している市町村では、全国に先駆けて、喀痰吸引等研修の受講者に対し、補助を出した。平成25年度にアンケート調査を行った結果、費用面での課題が指摘されたためである。

3. 喀痰吸引等の安全な実施、介護職員等のフォローアップについて

(1) 医療関係者との連携に関する基準における取組内容

- ・喀痰吸引等指示書は、各利用者の主治医が記載している。指示書の内容は、実地研修の際、指導 看護師が確認している。研修終了後に指示書の内容が変わった場合は、適宜、訪問看護ステーションと共有している。
- ・実施報告は月1回書面の郵送にて行っている。訪問看護ステーションに渡すことはないが、訪問 診療の際、訪問看護師が立ち会うようにしているので、そこで直接話をして情報共有し、必要に 応じて指示書の内容やマニュアルを変更したり、「想定される問題事象」を増やしたりしている。

- ・必要な調整は、退院前調整会議でまとめて行っている。出席者は、病院医師、病棟看護師、MSW、 退院調整看護師、相談支援専門員、在宅医、訪問看護ステーション、在宅の各サービス(訪問介護、福祉用具、訪問入浴、通所介護など)である。 **喀痰吸引や経管栄養の手技の確認も、退院 前調整会議で行っている**。
- ・退院前の時点で使用しているカテーテルやカニューレが抜けてしまうと大変なので、予備を持た せてほしいと病院に依頼しているが、対応してもらえないこともある。退院調整看護師がいると、 調整がつきやすい。
- ・<u>在宅生活を実際に始めてみると、再調整が必要な事項が出てくるので、1~2週間後に、在宅</u> チームで再度会議を行う。
- ・また、障害福祉サービスの調整会議は、基本的には年1回開催だが、利用者の状態が安定していないときは、訪問看護ステーションや居宅介護・重度訪問介護事業所からの要請で随時開催している(多いケースでは月1回)。出席者は、主治医(難しい場合は診療所の看護師)、訪問看護師、ヘルパーで、家族が加わることもある。
- ・訪問看護ステーション内では週1回、居宅介護・重度訪問介護事業所では月1回、事業所内での会議で情報共有を行っている。居宅介護・重度訪問介護事業所の会議では、各利用者について20分ずつケース会議を行っている。ほとんど事業所内部での開催になってしまっているが、ここに多職種をよんで気づきを促していければと考えている。
- ・他法人の訪問看護ステーションでも、日頃、実地研修の委託の件でやりとりがあるので、報告は 密にしており、相談支援専門員からの相談を受けてステーション内で検討もしてくれている。訪 問看護ステーション同士もよく話をしている。
- ・<u>状態が安定していない利用者については、毎日のように相談支援専門員が、主治医や訪問看護師と電話</u>しており、日頃から密に連絡をとっている。状況に応じて、ヘルパーから直接(ケアマネジャーを介さずに)訪問看護師に連絡する関係もできている。
- ・業務の中の情報共有ツールは、記録様式、申し送りノート、介護保険・障害福祉のサービス記録である。
- ・記録様式<u>には、痰の色・量・状態、服薬状況、食事・水分の摂取状況など、利用者に関してモニタリングするべき項目が記載されている</u>。基準となるフォーマットから始め、医師や看護師の意見を聞きながら、利用者別に必要なモニタリング項目を設定していく。
- ・モニタリングする際、職員によって評価がぶれないようにするため、喀痰の硬さや便の硬さを評価するときの基準も作成されている。介護職は、医療職に相談しなければいけない基準が分からないという課題があったため、顧問医が共通の評価基準を作成した。
- ・相談支援専門員が作成するサービス等利用計画書を元に、サービス管理責任者が個別支援計画書 を作成。ご本人の希望や支援方針が組み込まれている。その他細かなケア内容についてはケアマ ニュアルを作成している。
- ・グループホームの入所の際、これまでにあった緊急事態やその時の対処方法を確認するとともに、 重度化した場合の対応指針、あくまで福祉サービスなのでグループホーム内で救急救命ができる

わけではないことについて同意書をとりつけている。

- ・ヒヤリハットの事例を蓄積しても、その事例の数が多いか少ないかで、取組の評価ができない。 そのため、主治医、訪問看護ステーション、介護事業所の話し合いの中で、<u>利用者毎に「想定される問題事象」を作成し、想定される事象/起こさないための予防対策/起こった時の対応/</u> 医療者の行う行為を整理している。
- ・「想定される問題事象」のメリットは、①「起こった時の対応」を定めておくことで、介護職員があわてずに済む、②ヒヤリハット事例から「想定される事象」を追加することで、より多様なケースに対応できる、③「起こった時の対応」「医療者の行う行為」を別で整理しておくことで、介護職員が行う医療的ケアの範囲が明確になる、④グループホームなどで利用者の心身の状況によって受入ができない場合に、体制のどこに原因があるのかを分析できる、の4つが挙げられる。
- ・「想定される問題事象」を追加していくことでマニュアル化することができるので、救急車を呼 ぶ時の基準など、現在、別途作成されている緊急時マニュアル (搬送先、連絡先・連絡手順など を記載) 一体化していければと考えている。
- ・介護職には、緊急時に救急車を呼ぶ決断がしにくい。マニュアルには、「意識がない時」「いつもとかなり違う時」「意識レベルが低下」「心肺停止などの緊急を要する事態」と、救急車を呼ぶケースを記載しているが曖昧なため、意識啓発も必要であると考えている。亡くなる前の下顎呼吸など、介護者は知識を持っていないので気付かないこともある。
- ・緊急時の対応など、実際に従事してみないと分からないことがたくさんある。こうしたことは基本研修の内容を充実するのでは対応できないので、業務が始まってからのフォローアップの仕組みが必要である。
- ・また、緊急時には、医療関係者から介護職に対し何を確認すべきかを伝達するようにしている。 こうしたことは、最初の多職種会議の時にルールを決めておくことが重要である。介護職の中に は、酸素飽和度 90%以下でも問題だと思わない人もいる。

(2) 喀痰吸引等を安全・適正に実施するための基準における取組内容

- ・安全衛生委員会を月1回開催している。事務局長が委員長を務めており、各サービスの管理者、 顧問医が出席している。安全衛生委員会では、ヒヤリハット事例を共有しており、再発防止策を 検討することもある。
- ・以前は、ヒヤリハットや事故があっても、報告があがってこないということがあった。「本人が 大丈夫といった」「次の日に問題なかった」といった理由で、報告しないということがあり、啓 発を徹底している。現在は、年間 50 件ほど報告があがってきている。
- ・経管栄養や喀痰吸引の関係のヒヤリハットとしては、呼吸器の回路が外れる、痰が固まってしま う、呼吸器のコネクターの継ぎ目が吹っ飛んでしまって合わなくなるといったことがある。
- ・呼吸器については、回路の外してはいけない場所が分かるように、看護師がテープで印をつけるようになった。 **看護師が環境を整備することは、医療的ケアに関するヒヤリハットを防止する** 上で重要である。
- ・ヒヤリハットは、所定の書式で報告するようになっており、週1回のペースで報告があがってく

る。ただし、どのようなケースを報告すべきかについて、職員間で共通理解がなく、課題となっている。また、報告内容も、職員によっては主語がない等、記載のレベルにばらつきがみられている。

- ・ヒヤリハット事例は、管理者会議や安全衛生委員会で共有している。重大な事故や再発可能性の 高いヒヤリハットについては、現場の管理者・介護職員・看護師等で、で再発防止策を検討して いる(アラームの原因を確認しないでリセットボタンを押すことは禁止する等)。一方で、これ まで蓄積した事例を体系的に整理して再発防止策を検討するところには至っていないので、今後 の課題となっている。
- ・大半のヒヤリハットの原因は、職員間のコミュニケーション不足である。
- ・当法人の基本研修を修了した職員を対象に、昨年度からフォローアップ研修を開催しており、2 か月に1回の頻度で開催していければと考えている。
- ・これまでのフォローアップ研修では、ヒヤリハット・事故事例の共有、「想定される問題事象」、 喀痰吸引等の手技について、取り上げてきた。顧問医が講師を務めている。人工呼吸器や、えん 下、咀嚼についても、取り上げていく予定である。
- ・相談支援専門員は、<u>実地研修が終了して、最初の半年~一年程度は、可能な限り訪問看護と訪問介護が同時に訪問するよう調整し、従事者の手技を確認できるようにしている</u>。訪問看護師から、「手技を確認したほうがよいのではないか?」と指摘を受けて、調整することもある。呼吸器をつけているケース、独居・日中独居のケースでは、特に意識しており、相談支援専門員が手技確認の必要性を認識することも重要である。
- ・器具・機材の衛生管理については、GH内では統一した方法で行うため、気管通水用・カテーテル用の容器を利用者別に同じものを準備して管理している。在宅の利用者の場合も、なるべくそれに近い形で実施している。

(3) その他の取組内容

- ・当法人では、週2回、各サービスの管理者による管理者会議を開催している。当法人の顧問となっている医師が出席しており、ヒヤリハット事例に対しコメントしたり、新しい利用者の疾患に関するレクチャー、ALS と筋ジストロフィーの違いなど介護職に必要な医療知識の伝達などを行っている。
- ・顧問医が、医療職と介護職の考え方や価値観の違いを説明してくれるので、それにより、なぜ職 種間で行き違いが生まれるのかを理解できるようになった。
- ・喀痰吸引・経管栄養のマニュアルは基本形がある。まずは、退院前調整会議での確認結果をもとに基本形をアレンジして作成し、その後の<u>実際の業務の中で主治医や訪問看護師から指示や意見を受けて適宜修正し、利用者に応じた内容にしていく</u>。マニュアルは、利用者の部屋の壁にはってある。
- ・以前は、現場で介護職員と本人・家族で勝手にマニュアルを変えてしまうということがあったた

め、絶対にしないように注意徹底を図ったという経緯がある。介護職が、サービス提供責任者や 医療職に相談すべきことを理解していなかったことが原因と考えられる。

- ・実地研修後、経験の浅い従事者の場合は、利用者宅で訪問看護師が手技を確認している。他の法 人の訪問看護ステーションが入っている場合でも、同時訪問があれば確認しているようである。
- ・訪問看護師は、<u>従事者の課題だけでなく、適切にできていることも、居宅介護・重度訪問介護</u> 事業所の管理者と訪問時間が重なった時に伝達するようにしている。
- ・喀痰吸引等制度が始まる前は、介護職員が看護師に相談せずに喀痰吸引等を行ってしまうことがあったが、制度が始まってからは、吸引器の圧が変わっているだけで問い合わせがくるようになった。 医療的ケアの行為の範囲が明示されたことで、定められた範囲をこえたときには相談するという意識につながったのではないか。手技の確認依頼も増えたように思う。
- ・訪問看護ステーションの指導看護師として、指導に迷った時は、事業所内の先輩指導看護師に相談しており、その看護師が指導する現場に同行して、指導方法がずれていないか確認することもある。常に、自分の視点が偏っていないかという問題意識が必須であり、利用者の個別性をふまえた指導ができているか、また、介護職員への効果的な伝達方法など、指導看護師としても助言を受けたいことがある。場合によっては、先輩の指導看護師に同行してもらい、利用者の様子を見てもらうこともある。
- ・年に1回感染症に関する研修を行っている。ヘルパーのこれまでの経験値によって、感染予防に 慎重に対応する職員もいれば、無頓着な職員もおり、意識差がある。当法人では、看護師が決定 したことに従うということで、統一を図っている。
- ・感染予防対策については、相談支援専門員が主治医や訪問看護師と相談して決定し、現場に伝達している。

4. 利用者のケアにおける工夫、課題

・喀痰吸引の回数を減らすために、痰がまとめて上がりやすくなるよう体位交換する、背中をさする、枕を調整するといったことを訪問看護師がしており、ヘルパーに助言することもある。

5. その他

- ・介護職員の中には、利用者の要望に応えて、色々な行為をしてしまう人もおり、介護職が対応できる医療的ケアの範囲をきちんと線引きすることが課題である。口が動かない人の食事介助や、排便コントロールの必要な利用者の排せつ介助も、介護職が抱え込んでしまうことで、看護師の目が入らず、適切なケアにつながっていないのではと思うこともある。
- ・介護職員が経管栄養や喀痰吸引を行うことで、外出や就労できるようになった利用者もいて、それは良かったと思う。しかし、介護職が実施して良い医療的ケアの範囲が定められていても、現場では曖昧になってしまっている場面に遭遇することもある。特に、医療依存度の高い利用者の場合、喀痰吸引や経管栄養に付随して発生する行為に対し、介護職員が対応して良いのか議論になることがある。
- ・そもそも「<u>介護者が喀痰吸引等を実施して良い利用者かどうか」について、医療職のアセスメントが必要だし、国からガイドラインを示すことも有効ではないか。また、一定の基準を定めて、地域ケア会議等を通じて地域の事業者間で共有し、利用者に対しても示していくことが重要である。</u>
- ・例えば、半年~1年にわたり、一晩中吸引が続いている利用者もいるが、本来そういうケースは 介護施設で対応する利用者ではないと思う。
- ・在宅を選んだ本人や家族がしておくべき心構えもあると思う。医療職が持っている医療知識と、 従事者が持っている医療知識は全く別物だということを知っていただき、定められた範囲を超え たことには対応できないことを、利用者や家族に理解してもらうことも重要である。それによって軋轢が生まれることもあるかもしれないが、そこでは医療職がきちんと線引きをすること が必要で、また、従事者に対しても喀痰吸引等研修で伝達していくことも重要である。利用者からの過剰な要求につぶれてしまうヘルパーもいる。
- ・本来であれば、介護職員が経管栄養や喀痰吸引を実施しても問題ないかは、指示書を記載する主治医が判断することだと思うが、中には、看護師と介護職の違いも理解していない医師もいて、 適切に判断されているかは疑問に思うこともある。
- ・介護職員が実施できる医療的ケアの範囲が定められているのは、介護職員を守ることにもつながっていると思う。そして、それは利用者の命を守ることにつながっている。

(5) 事例 V 重症心身障害児者通所施設

① 調査結果概要

■事業所の概要

【施設・事業所で提供しているサービス】

- ・外来診療、入所(長期・短期)、地域支援(重症心身障害児者通所施設、訪問看護、計画相談支援など)
- ・うち、認定特定行為業務従事者がいるのは、重症心身障害児者通所施設

【職員体制】(重症心身障害児者通所施設)

- ・サービス管理者、生活支援員14名、看護師5名
- ・生活支援員のうち、13名が認定特定行為業務従事者
- · 3号研修 6名、経過措置対象者 7名

【利用者の状況】(重症心身障害児者通所施設)

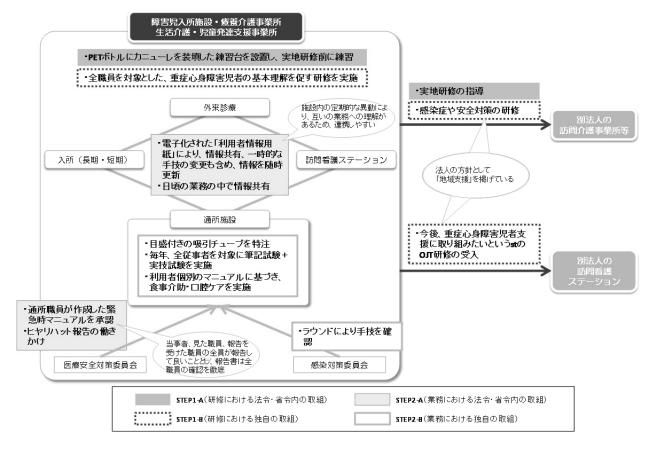
- ・全利用者は、39名
- ・うち、37名が喀痰吸引を必要とする利用者で、全員、認定特定行為業務従事者が対応
- ・うち、38名が経管栄養の利用者で、そのうち11名の胃ろうの利用者に認定特定行為業務従事者が対応

■特徴的な取組

STEP2 STEP1 喀痰吸引等の安全な実施、 喀痰吸引等研修の受講 介護職員等に対するフォローアップ ○基本研修は都道府県の委託先で ○電子化された「利用者情報用紙」があり、喀痰吸引等の関 受講し、実地研修は、法人の看護 係では、吸引チューブのサイズや挿入の長さ、経管栄養の 内法 師が指導者となって実施した 留置時間や姿勢などが記録されており、一時的に挿入の ○外部の訪問介護事業所からの実地 長さを変更するといった随時更新も可能である 研修の講師依頼も引き受けている ○通所施設とショートステイの間は、通所施設の職員が送り ○PET ボトルにカニューレを装填した 迎えをしており、訪問看護の利用者が入院した場合は、訪 練習台を設置しており、実地研修 問看護師が病棟に話をしにいっており、日頃の業務の中 前に、看護師に見てもらいながら で職員間の情報共有ができている 練習できるようにしている ○緊急時マニュアルは、誰が何をするか、どこに連絡するか を整理した利用者共通のフロー図を、通所施設内と添乗 時の2種類作成。**通所施設の職員が作成したものを、医** 療安全対策委員会等が承認した上で確定している。 ○別途、利用者個別の対応方法や連絡先、搬送先などを緊 急時カードに記載して、各利用者の車いすの背中等に入 れている。 ○インシデントを積極的に報告する意識を醸成するため、当 事者職員、見た職員、報告を受けた職員、全員が報告し て良いことにしており、報告書は各部門において全職員が 確認することにしている

- ○全職員が重症心身障害児者に関 ○挿入の長さを間違えないよう、**目盛付きの吸引チューブを** する基礎知識をもつべきと考え、**全 特注**している
 - ○**感染対策委員会がラウンド(院内巡視)を実施**しており、感 染予防や安全な手技、器具・器材の衛生管理の観点から 確認。指摘を受けた場合は改善策を1週間以内に提出す る
 - げており、外部の介護事業者から □ ○毎年、全ての従事者を対象に**筆記試験と実技試験を実**の感染症や安全対策などに関する 施。筆記試験は**テキストの再確認を目的としたもの**で、テ研修や、今後、重症心身障害児者 キストを見ながら受験してよい。正答率 80%以上、実技試支援に取り組みたいという訪問看 験は、2人の指導者からの合格が条件となっている
 - 護ステーションからの OJT 研修の 〇食事介助・口腔ケアに関する利用者個別のマニュアルが 依頼も、積極的に引き受けている あり、食事摂取時の姿勢、食事介助のポイント、食事前に マッサージが必要な利用者にはその方法、排痰を促す姿 勢、食事前後の注意点などを写真付きで記載
 - ○「なぜそういうケアを行うのか?」という背景や理由は、一度 伝えただけでは理解できない。わからない時にいつでも聞 けるような環境づくりが必要である
 - ○フォローアップ研修は事業所・施設にゆだねられており、 自前で開催するのが難しいところもあるのではないか。法 人外の訪問介護事業所等から依頼があれば、フォローアッ プ研修を引き受けることも考えたい
- ○喀痰吸引の行為自体が安全にできても、「なぜそういうケアを行うのか?」という背景や理由を理解していないと、不測の事態に対応できない
- ○背景や理由を継続的に伝達するフォローアップができるとよい。また、 QA 集やマニュアルを国で作成してもらえると現場で活用できる

■連携先との関係図



② ヒアリング記録

1. 喀痰吸引等を必要とする利用者、認定特定行為業務従事者の概況

- ・本施設は、外来診療、入所(長期・短期)、地域支援(通所、訪問看護、計画相談支援など)を 行っている。
- ・認定特定行為業務従事者(以下、「従事者」)は、重症心身障害児者の通所施設(以下、「通所施 設」)に配置されている。
- ・通所施設の職員は、サービス管理責任者、生活支援員 14 名、看護師 5 名となっており、この生活支援員のうち 13 名が従事者となっている(経過措置 7 名、3 号 6 名)。
- ・喀痰吸引の経験年数は、10年以上が4名、2-3年が4名となっている。保有資格は保育士4名、 指導員6名、介護福祉士5名となっている。重症心身障害児者の経験年数で見ると、8名は10 年以上であり、経験豊富な職員がそろっている職場と言える。
- ・通所施設の利用者(青年部)は39名で、うち喀痰吸引を必要とする利用者は37名で、全員が従事者による喀痰吸引を受けている。経管栄養の利用者は38名おり、うち11名の胃ろうの利用者には3名の従事者が注入を実施している(経鼻経管栄養の利用者には、従事者は実施していない)。
- ・鼻腔内吸引・気管カニューレ内部の吸引が必要な利用者のうち 5 名程度は、看護師しか吸引を 行わないなど、制限をかけている。また、利用者のコンディションに応じて、日毎に制限をかけ る場合もある。利用者毎の制限の状況は、一覧表で整理している。
- ・通所施設の利用者は全員、法人内の外来診療にかかっているため、外来の医師が主治医となっている(別の医療機関の医師と2名が主治医になっているケースもある)。
- ・通所施設の利用者のうち大半は、法人内の訪問看護もしくは短期入所を併用している。3サービス併用している利用者も十数名いる。
- ・本施設は、病院(外来診療・入所)と地域支援センター(通所、訪問看護、計画相談支援など)の大きく2つに分かれている。看護・生活支援部長は病棟の長という位置づけで、地域支援センターには別途センター長(医師)がいる。通所施設は、組織的には地域支援センターの下に入っており、その教育については看護・生活支援部が担っている。

2. 喀痰吸引等研修の実施について

- ・同性介護を目指しており、また、添乗時の対応も可能とするため、<u>通所施設の全ての職員が、</u> <u>喀痰吸引を必要とする全利用者の対応ができるようになることを目標</u>としており、毎年度 5-8 名の職員が喀痰吸引等研修を受講している。したがって、一人の職員が全利用者の喀痰吸引をできるようになるまでには約6年かかる。
- ・定期的に職員の異動がある(通所施設では年に2名程度)ため、研修を受講し続けなくてはならないのが課題である。
- ・3号研修の基本研修は東京都の研修(委託先の東京都福祉保健財団が実施)を受講し、実地研修

は、法人の看護師が講師となって実施している。基本研修は、出張扱いとしている。

- ・実地研修の指導資格をもつ看護師は多くいるが、毎年 5-6 名を指導看護師として登録している。 今年の登録者は、看護・生活支援部長、訪問看護の看護師 3 名、通所施設の看護師 2 名の計 6 名 である。
- ・実地研修で対象としている行為は、利用者毎に異なるが、口腔内吸引、鼻腔内吸引、気管カニューレ内部の吸引、胃ろうである。
- ・指導看護師は、<u>法人外の訪問介護事業所などから、3号研修の実地研修の講師依頼を引き受けており、年間20名程度の介護職員を対象に実施</u>している。講師謝金は、東京都から訪問看護ステーションの方に支払われている。
- ・実地研修は、実際の利用者で行うため、準備が不十分と感じる受験者は、そもそも実地研修を受けさせていない。実際には週2回程度しか実施できないので、期間内に合格できない人もいる。
- ・実地研修の前に練習できるよう、ペットボトルにカニューレを装填した練習台を設置している。 そこで看護師に見てもらいながら何度か実施してから実地研修を受ける流れとなっている。
- ・基本研修を自前でとなると、医師や看護師の講師の確保が難しい。ただ、再来年度より教育センターを稼働しようと考えており、この中で喀痰吸引等研修や医療デイケア児に関する研修は、責務になっていくと感じている。
- ・新人オリエンテーションとして、<u>重症心身障害児者の特徴、解剖生理、人形を用いた喀痰吸引</u> <u>の演習などの研修</u>を、喀痰吸引等制度が始まる前から行っている。事務職の場合は、演習はなく 基礎的な内容にとどめるなど、職種によって内容に違いはあるが、「知識として全職員が知って いる必要がある」という考えの下、職種に関わらず着任した時に受けることになっている。

3. 喀痰吸引等の安全な実施、介護職員等のフォローアップについて

(1) 医療関係者との連携に関する基準における取組内容

- ・通所施設の全ての利用者は、外来の主治医から通所施設に指示書が出ている。その指示書には、 通所施設で行うケア等について細かく指示が記載されており、喀痰吸引等指示書もその中に含ま れている。
- ・喀痰吸引等指示書には、喀痰吸引であれば、「何 Fr のカテーテルで何 cm 挿入」と、細かく記載されている。 **目盛つきの特別なチューブを特注して、指示書に従って間違いなく行為ができるようにしている**。 1日1本のディスポタイプである。
- ・通所施設のすべての利用者は、外来の主治医の診察を毎日受けている。
- ・通所施設の全利用者に対し<u>「利用者情報用紙」</u>があり、電子化されている。ここに、<u>吸引チューブのサイズや挿入の長さ、経管栄養の留置時間や姿勢なども記録</u>されており、通所施設、病棟(短期入所)、訪問看護の各職員がそれぞれ閲覧できるようになっている。また、利用者の日々の状況に応じて、どの職員でも随時更新できるようになっているので、一時的に吸引チューブの挿入の長さを変更する等、常に最新の状況を確認することができる。

- ・利用者が短期入所を利用する際は、母親が「利用者情報用紙」をみて、薬や注入の内容が最新になっているか確認している。基本的に母親が知らないところでケア内容を変更することはない。 訪問看護でも、訪問看護計画を毎月母親が確認している。訪問する看護師によってケアが違うと母親は不安になるので、現場でヘルパーと一看護師が相談して、その場でケア内容の変更を決定することは禁止している。
- ・「利用者情報用紙」には、法人内で利用しているすべてのサービスについて記載されているが、 通所施設のみの個人記録ファイルとして、基本情報や通園記録を整理したものもある。喀痰吸引 の個別の留意点は、ここにも記載されている。
- ・また、ケースカンファレンスの開催前と、個別支援計画(利用しているすべてのサービスでの支援計画をまとめたもの)の確認をとる機会に、本人の意向を確認するための母親のヒアリングを行っている(年4回程度)。毎日のバス添乗時にも顔を合わせているので、母親と通所施設の職員は頻繁にコミュニケーションがとれていると思う。
- ・家族と通所施設は、連絡帳を使って情報のやりとりをしているので、利用者がショートステイを 利用する場合は、その連絡帳で情報共有する。また、訪問看護が入った時に何かあれば、利用者 に関わる主治医・通所施設・ショートステイ等の職員に、グループウェアで配信しているので、 情報共有は容易にできている。
- ・<u>通所施設、ショートステイ・訪問看護の間で、職員の異動があるので、互いの業務に対し理解</u>があることで、うまくいっている側面もある。
- ・通所施設とショートステイの間は、通所施設の職員が送り迎えをしており、訪問看護の利用者が 入院した場合は、訪問看護師が病棟に話をしにいっている。**顔を知らないと情報を送れないと 考え、意識的に顔をあわせるようにしている**。
- ・通所施設と訪問看護は、いずれも地域支援センター(在宅部門)の中にあるので、毎朝行われる 地域支援センター会議で対面で情報共有できている。また、地域支援センターと病棟については、 毎週行われている部内会で、在宅部門と病棟との情報共有も行われている。
- ・通所施設の利用者について、ケース会議を年1回開催しており、法人内の訪問看護ステーションが同席することもある。法人外の事業所とのカンファレンスは、人工呼吸器の導入やネグレクト等、重要なケースでは開催することがあるが、定期的なものはない。
- ・主治医に対しては、指示書に対する結果報告や訪問看護計画などを送っている。一方で、利用者の中には、2つの事業所から訪問看護を利用している場合があるが、他の事業所の訪問看護の計画は把握しておらず、課題と感じている。
- ・緊急時対応は部門別にマニュアルがあり、通所施設についても、添乗時に気管内出血をした場合など一覧表がある。また、**緊急時に誰が何をするか、どこに連絡するかを整理したフロー図を、通所施設内と添乗時の2種類作成**している。通所施設の勉強会で緊急時対応をとりあげて、職員への定着を図っている。
- ・緊急時対応マニュアルは、<u>通所施設の職員が作成したものを、医療安全対策委員会、地域支援</u> センター長、病院が承認した上で確定している。

・利用者の状況に応じた対応方法や連絡先、搬送先などは、「緊急時カード」に記載して、各利用 者の車いすの背中等に入れている。ベースは家族が作成し、書き漏れがあれば、聞き取りなが ら埋めていく。また、定期的に医師が家族に説明し必要に応じて内容の見直しを行っている。

(2) 喀痰吸引等を安全・適正に実施するための基準における取組内容

- ・喀痰吸引等研修を受けて従事者になっても、実際の業務で実施していく中で、どんどん自己流になっていってしまう。そこで、毎年8·10月に、フォローアップとして、筆記試験+実技試験を 行っている。
- ・喀痰吸引等テキストを読み直してもらうことをねらいとしているため、筆記試験にテキストを持ち込み可としている。一つの項目に対し、正しいものを2つずつ選ぶもので、正答率が80%以上でないと実技試験を受けることができない。
- ・実技試験は、利用者に対し、実際に喀痰吸引を行っているところをチェックしている。1回目は 看護・生活支援係長(看護師)、2回目は医師と、両方パスしないと合格者になることができな い。合格できるまで喀痰吸引を実施することはできない。
- ・平成 29 年度は、生活支援員 99 名(うち、通所施設の職員 15 名)、リハビリ職 41 名、臨床検査 技師 8 名、歯科衛生士 3 名が受講した。臨床検査技師など、実際の業務で喀痰吸引を実施しな い職種も含まれているが、知識として知っておいてもらいたいという意図で、受講することにな っている。
- ・法人内に教育センター運営委員会があり、そこが年間の研修を企画・実施している。さまざまな 分野の研修があり、喀痰吸引のフォローアップもその一つに位置付けられている。現在は運営委 員会という形だが、教育センター化しようと考えている。
- ・法人外の訪問介護事業所から、フォローアップ研修の依頼があれば受けられると思う。90 分程 度の講義と実技演習で構成できるのではないか。
- ・フォローアップの体制がないと、喀痰吸引は自己流になりがちである。特に、1・2号研修の修了者は非特定の利用者に対し行うので、行為が危険になっていないか確認が必要である。また、感染症関連のエビデンスも変わっていくので、古い知識のまま喀痰吸引を実施するのはリスクがあると思う。施設・事業所によって、フォローアップができるところとできないところがあるのではないか。報酬のインセンティブがないので、本施設のように病院のバックアップがない限りは難しいと思う。
- ・法人外の訪問介護事業所の3号研修の実地研修を実施しても、その後フォローアップ研修の依頼 を受けることはない。ヘルパーは時間数で給与が決まってくるので、収入につながらない研修は、 訪問介護事業所としても実施しにくいのではないだろうか。
- ・喀痰吸引等制度が始まる前は、研修が義務化されていたわけではないので、事故があった時の保証がなかった。制度が始まって定められた研修を行うようになると、その質を低下させてはいけないという考えから、フォローアップの仕組みができていった。
- ・看護師は看護協会の賠償保険制度を利用できるが、生活支援員にはそうした仕組みがない。そう いう意味でも、喀痰吸引等に関する法令にのっとって行うことが、施設として職員を守ることに

- つながると考えている。
- ・前院長が「エビデンスに基づいたケア」を方針として掲げていたため、制度前から研修は行っていたものの、制度化によって研修内容が充実し体系化されたと思う。
- ・喀痰吸引は統一された手技なので技術そのものは難しくないと思う。ポイントになるのは圧と 長さだが、いずれも明確に基準を示せばよいので、マニュアル化しやすい。あとは不潔になら ないということが重要だが、挿入の深さが 7cm なら 10cm のところを持てばよいので、単純な 指導で済む。吸引行為を比較するのであれば、気管カニューレ内部よりも、口腔内や鼻腔内の方 がチューブをかみ切るリスクやチューブを入れる角度などを考えると難しいかもしれない。
- ・通所施設には看護師が常にいるので、従事者は喀痰吸引がうまくいかない場合は、看護師に交代 してもらっている。何か不安な事や心配事があっても、看護師にすぐ相談できる環境と言える。 また、従事者同士でベテランの職員に交代している場合もある。
- ・一方で、訪問看護については、ヘルパーと訪問時間が重なっている場合は、看護師が喀痰吸引を 行うので、ヘルパーの手技を見る機会はほとんどない。
- ・インシデント・事故については、利用者への影響度によってレベル0~レベル5まで分けられている。レベル1以下はヒヤリハット報告書、レベル2以上は事故報告書で報告することになっている。
- ・事故が発生した場合は、第1報を必ず当日に提出することになっている。第2報は、レベル2・3は1週間以内、レベル4・5は2日以内に提出、その後事故防止対策を検討・実施し、3か月後に評価する。その後、事故防止対策を標準化し、マニュアル作成・改訂を行うとともに、当該部署では6か月後、12か月後の評価が行われる。12か月後の評価はラウンドにより行われる。
- ・インシデントが発生した場合は、当事者である職員が、報告書に発生場所・場面、内容、要因、 改善策・防止策を記載する。職場責任者が改善策・防止策を赤字で追記した後、所管の課長、部 長、院長、医療安全対策委員会の委員長が確認する。
- ・インシデントの中でも重大なものが起きた場合は、前述の事故と同様に、対策後の評価やマニュ アル作成・改訂が行われている。
- ・喀痰吸引関係では、吸引した際に気管内出血した、吸引後に嘔吐した、吸引器が作動しなかった といったことが、インシデントとしてあがってくる程度で、頻度は少ない。
- ・報告する意識を啓発するため、インシデントを起こした職員、それを見た職員、報告を受けた 職員、全員が報告してよいということにしている。その結果、年間 1700 件程度まで報告が出て くるようになった。
- ・通所施設の<u>インシデント(ヒヤリハット)報告書・事故報告書は、すべてファイリングされて</u> 施設内に置かれており誰でも閲覧できるようになっている。全職員が目を通したことが分かる よう、チェック欄が設けられている。
- ・安全対策のための委員会は、医療安全対策委員会が該当する。委員長は看護・生活支援部長、副 委員長は歯科診療医、委員は、診療部、看護・生活支援部、リハビリ部、総務部、その他の部門

から、それぞれ選出されている。月1回、開催されている。

- ・各部門が、医療安全対策委員会の下に分科会をもっており、通所施設は、看護分科会と生活支援 分科会の両方に入っている。
- ・医療安全対策委員会、看護分科会、生活支援分科会、それぞれでラウンドを行っている。医療安全対策委員会では、ヒヤリハットや事故の予防・対策に取り組んでいる。喀痰吸引関係のヒヤリハット・事故が少ないため、喀痰吸引の手技の確認が行われるのは、感染対策委員会のラウンドである。
- ・利用者・家族に対して、従事者が喀痰吸引を実施することについて、承諾書をとりつけている。 通所施設の利用を開始する際に、サービス管理責任者が利用者・家族に説明する「通所施設利用 の手引き」があり、その中で従事者による喀痰吸引の実施についても説明している。
- ・承諾しないケースはこれまでない。喀痰吸引に対応してくれる通所施設がなく、利用できないことで困っている利用者・家族が多いためではないだろうか。当施設では、人工呼吸器を含めて、 医療的ケアを必要とする利用者をすべて受け入れている。

(3) その他の取組内容

- ・実地研修の講師を行ったヘルパーについては、その後も利用者のところに一緒に訪問することが 多いので、その時に質問は受けているし、困った時に電話がかかってくることもある。「何かあ れば相談を受けますよ」と常に言っているので、相談しやすいのではないか。喀痰吸引に関わ らず様々な相談が来る。
- ・<u>感染症や安全対策に関する研修講師の依頼も、なるべく断らない</u>ようにしている。一度断ると、 敷居が高くなってしまうので、なるべく引き受けるようにしている。
- ・<u>法人として「地域支援」を方針の一つに掲げている</u>ため、地域の事業者を対象に公開講座なども開催している。ただ、どのようなニーズがあるか把握できていないため、手探りで企画している状況である。
- ・法人外で、これから<u>重症心身障害児者のサービスを行いたいという訪問看護ステーションの看</u> **護師の OJT**を請け負うこともある。5日間程度で、実際の業務を体験しながら毎日2時間程度 講義をしている。
- ・法人内に、医療安全対策委員会や感染対策委員会などの各種委員会があり、**各委員会の委員がラウンド(現場を見て業務に問題がないかチェック)している**。ラウンドの頻度は、委員会によって毎月であったり年4回程度であったりするが、毎月何らかのラウンドが行われることで、頻繁に外部評価の目が入っている。
- ・感染対策委員会(ICC)の下に感染制御チーム会議(ICT)があり、この下にリンクナースとラウンドチームが設置されている。喀痰吸引の行為は、リンクナースのラウンドで、<u>感染予防や安全な手技、器具・器材の衛生管理の観点から指摘される</u>場合があり、<u>その際、改善策を1週間</u>以内に提出することになっている。
- ・介護職員のケアの質の評価は、現場の上司が行う。経験年数ごとに求められる知識・技術等を定めており、それに応じた評価を行っている。

- ・感染症情報は、週報・月報がグループウェアで配信されており、だれでも閲覧できるようになっている。
- ・感染対策委員会 (ICC)、感染制御チーム会議 (ICT)、リンクナース、ラウンドチームで、それ ぞれ月1回会議を開催し、情報共有している。ICT には、各部門の係長クラスが出席している ので、そこから現場に情報が下りていくという体制である。
- ・各利用者の感染情報はデータベース化されており、ICT の委員等が閲覧できるようになっている。ラウンドの際、委員から現場の職員に対し、その情報に基づいて、**菌等が出ている利用者の** 対応状況、体調不良者の有無について、確認を行っている。通所施設では、週1回ラウンドが 行われている。
- ・耐性菌などを持っている利用者の状況は、ベッドマップで赤枠で表示したり、利用者の個人記録ファイルやベッドネームに印がつけてあり、それを見れば厳重な手指衛生や接触感染対策を行うことが分かるようになっている。
- ・感染症に関しては、感染対策委員会で研修を企画し、全職員を対象に年2回開催している。今年度は、1回目で手洗い、2回目で嘔吐物の処理方法について研修を行った。昨年度は、PPE(個人防護服)のつけ方についても研修を行った。地域の事業者を対象に、インフルエンザや最新の耐性菌の知見に関する公開講座も行っている。
- ・喀痰吸引の行為は、圧や長さなどポイントが絞られているだけにマニュアル化して伝えやすいが、 その反面、なぜそういうケアを行うのかという理由や背景の伝達が疎かになってしまう側面もあ る。もちろん初回は、従事者に対し説明するが、その後理解されていないと気付くことも多々あ る。
- ・行為自体が適切にできていても、背景や理由を理解していないと、不測の事態にとっさに対応することができない。バスの添乗時などは看護師がいないので、何かあった時は施設に戻ってくるとマニュアルにも記載はしてあるが、従事者自身は不安だと思う。<u>背景や理由を継続的に伝えていくためのフォローアップは、現状はできていないが本来であれば必要だと思う。また、わからなければ、いつでも聞けるような環境づくりも重要</u>である。<u>QA集やマニュアルを国で作成してもらえれば、現場で活用できると思う。</u>

4. 利用者のケアにおける工夫、課題

- ・喀痰吸引の回数を減らすため、姿勢には気を付けているほか、食形態を多段階に分けて利用者にあった食事にしている。また、摂食・嚥下障害看護認定看護師や摂食嚥下の訓練を行っている作業療法士に、口腔ケアの相談をすることもある。利用者の状態を見て、作業療法士を呼ぶこともある。
- ・食事介助・口腔ケアに関する利用者個別のマニュアルがある。食事摂取時の姿勢、食事介助のポイント、食事前にマッサージが必要な利用者にはその方法、排痰を促す姿勢、食事前後の注意点などが写真付きで記載されている。
- ・なお、排痰の対応は、看護師やリハビリ職だけでなく生活支援員も行っている。

(6) 事例VI 特別支援学校

① 調査結果概要

■事業所の概要

【学校の体制】

- ・知的障害教育部門(A)と肢体不自由教育部門(B)に分かれている
- ・喀痰吸引・経管栄養を必要とする生徒は、B部門に所属している

【職員体制】

- ・校長、副校長、教頭2名、総括教諭8名、教諭128名(うち2名は看護師、2名は臨床心理士、1名は理学療法士)、養護教諭2名、実習助手2名、非常勤講師12名(うち1名は看護師)、事務長、副主幹、主事、栄養職員、技能員3名、事務補助員4名、調理員11名、介助員18名、学校医等8名
- ・教諭のうち、10名が認定特定行為業務従事者
- ・3号研修10名(小学部4名、中学部3名、高等部3名)

【利用者の状況】

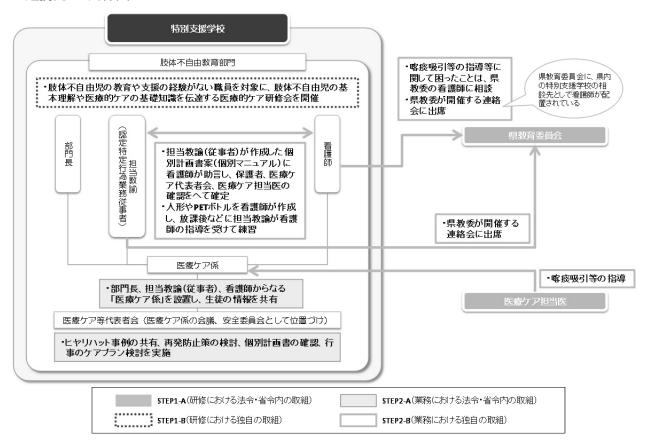
- ・B部門の全生徒数は、45名
- ・うち、14名が喀痰吸引・経管栄養を必要とする利用者(小学部7名、中学部4名、高等部3名)で、経管栄養(胃ろう・経鼻経管栄養)については、認定特定行為業務従事者が対応

■特徴的な取組

	7/64/1/11	
	STEP1 喀痰吸引等研修の受講	STEP2 喀痰吸引等の安全な実施、 介護職員等に対するフォローアップ
A. 法令・省令で定められている	○基本研修は、県教育委員会で受講 し、実地研修は校内の看護師が指 導看護師となって実施した	○肢体不自由教育部門の部門長、従事者である教諭 3 名、看護師 3 名からなる「医療ケア係」を設置し、喀痰吸引等を必要とする生徒の情報共有、医療ケアに関する相談、月1回の巡回診療を担当している ○状態が悪くなる前に予防的に対応することを重視しているため、担当教諭は何か変化があれば、すぐに看護師に相談するようにしている ○医療ケア係の会議「医療ケア等代表者会」が安全委員会として位置づけられており、月2回開催。ヒヤリハット事例の共有、再発防止策の検討、個別計画書の確認、行事のケアプラン検討を行っている

員の中で、肢体不自由児の教育や 教諭(従事者)が作成した案に看護師が助言し、保護者、 支援の経験がない職員を対象に、 医療ケア等代表者会、医療ケア担当医の確認をへて確定 外の自主的な取組 肢体不自由児の基本理解や医療 している 的ケアの基礎知識を伝達する医療』 ○手技を練習するための人形や PET ボトルを看護師が手作 的ケア研修会を開催している りし、放課後などに**教諭が看護師の指導を受けて練習**して ■○県教育委員会が開催する、指導看護師の連絡会と従事 者(教諭)の連絡会が、それぞれ年3回開催されており、ヒ ヤリハットの事例の共有などが行われている ○生徒が利用している訪問看護ステーションや入院先の医 C 療機関と情報共有できると、医療的ケアの方針を立てやす ○緊急時など看護師が判断に迷う時に、医療ケア担当医か ら遠隔で指示や意見がもらえる仕組み(テレビ電話等)が あると良い ○学校では対応できない医療的ケアを保護者が要望した時 に、医療的ケア担当医から主治医に話をしてもらえると助 かる

■連携先との関係図



② ヒアリング記録

1. 喀痰吸引等を必要とする利用者、認定特定行為業務従事者の概況

- ・現在、生徒数は 281 名 (知的障害教育部門 236 名、肢体不自由教育部門 45 名)、うち 14 名が 喀痰吸引・経管栄養の必要な生徒となっている。本校は、知的障害教育部門 (A) と肢体不自由 教育部門 (B) に分かれており、当該生徒は全て B 部門となっている。
- ・内訳は、小学部 7 名、中学部 4 名、高等部 3 名であり、すべてのクラス(小学部 3 クラス、中学部 1 クラス、高等部 3 クラス)に、喀痰吸引と経管栄養(以下、「喀痰吸引等」)の必要な生徒がいる。
- ・喀痰吸引等の行為別の内訳は、経鼻経管栄養1名、胃ろう10名、喀痰吸引(口鼻腔内)9名、 喀痰吸引(気管カニューレ内部)5名となっている(重複あり)。
- ・本校の職員数は204名、うち教諭が128名、このうち認定特定行為業務従事者(以下、「従事者」) となっているのが10名である。喀痰吸引等の必要な生徒の担任が従事者となっており、全員3 号研修の修了者である。内訳は、小学部4名、中学部3名、高等部3名となっている。
- ・一度、従事者になっても、その後の職員移動で、喀痰吸引等から離れる教諭もいる。そのため、これまでに従事者を経験したことのある教諭は多数 (B部門の教諭はほぼ全員) いるが、現在、従事者として実際に医療的ケアを実施しているのが 10 名ということである。
- ・10 名の従事者が、喀痰吸引等研修を受講したのは、平成 24~29 年度とバラバラである。一人の生徒に対し、喀痰吸引等を実施できる教諭を複数確保するようにしている。
- ・看護師は3名で、うち2名は教諭、1名は非常勤講師となっている。そのほかの医療・介護の専門職としては、学校医7名、臨床心理士1名(教諭)、理学療法士1名(教諭)、薬剤師1名となっている。
- ・学校医は、内科、眼科、耳鼻科、歯科、整形外科、精神科のほか、小児神経科の医師が「**医療ケ ア担当医」として、喀痰吸引等を必要とする児童生徒を担当しており、月1回、当該生徒の巡 回診療を行っている**。そのほか、行事前に体調や行程の確認をしている。児童生徒の様子や喀痰 吸引等で困ったとき、緊急時などは、医療ケア担当医に相談している。医療ケア担当医は、喀痰 吸引等制度が始まる前から配置されており、本校から車で 15 分ほどの距離にある医療機関の医師である。
- ・看護師 3 名は B 部門の担当という位置づけで、そのほかの医療・介護の専門職は学校全体を見ているという体制である。
- ・経管栄養の注入は、従事者が行い、看護師と一緒に確認している(経鼻経管栄養のチューブがき ちんと入っているか、胃残がないか等)。喀痰吸引は、看護師が行うのを従事者がサポート(児 童生徒への声かけ、呼吸状態の観察等)している。従事者が喀痰吸引を実施することはなく、経 管栄養も単独で(看護師の付き添いなしで)実施することはない。
- ・現在、従事者が行う医療的ケアを喀痰吸引にまで広げるとなると、呼吸に関わることなので色々な課題が生じると思う。従事者による喀痰吸引は、<u>咽頭手前までが限度となっているため、それではうまく吸引できず、何度も吸引をすることになったりと、結局、生徒に負担をかけるこ</u>

とになる。それであれば、対象となる児童生徒の人数もそれほど多くないので、初めから看護師が対応することにしている。これは、県教育委員会の方針ではなく、学校として児童生徒の状況を個別に判断した結果である。

- ・学校運営組織は、指導グループ組織と校務グループ組織の大きく2つに分かれている。指導グループ組織は教諭が所属している教育部門であり、校務グループ組織は庶務管理や地域連携などを 所掌している部門である。
- ・校務グループ組織の中に「連携部」があり、この中に<u>「医療ケア係」が設置されている</u>。メンバーは、B部門長、B部門の小学部・中学部・高等部の教諭3名(全員が従事者)、看護師3名(うち1名は養護教諭)の計7名である。<u>医療的ケアに関する相談や月1回の巡回診療を担当</u>している。

2. 喀痰吸引等研修の実施について

- ・県教育委員会では、年間2回、喀痰吸引等研修の基本研修を開催している。4-5 月は教育委員会で全カリキュラム受講するが、7-8 月は教育委員会で実施するカリキュラムと各学校で実施するカリキュラムに分かれている。
- ・毎年度、5~6 名の教諭が基本研修を受講している。基本研修で学ぶような肢体不自由児に関する基礎知識や呼吸の仕組みなどは、特別支援学校の教諭としてもっておくべき知識と考えており、喀痰吸引等に従事する予定に関わらず、なるべく多くの教諭に受講してもらっている。着任して3年目は年次研修がないため、そのタイミングを目安に基本研修を受講するケースが多い。基本研修を受講した教諭のうち、喀痰吸引等を必要とする生徒のクラスの担任となった教諭が、実地研修も受けるという流れになっている。
- ・毎年度 40 名程度の教諭が異動となる。喀痰吸引等が必要な生徒を担当していた従事者の教諭が 全員異動になると現場が混乱するため、職員の配置を検討する際に配慮している。
- ・4-5 月の研修を受けた場合は 7 月頃、7-8 月の研修を受けた場合は 10 月頃に、認定特定行為業務従事者認定証を受け取ることができる。そのため、急ぐ場合は、4-5 月の研修を受講するようにしている。
- ・実地研修で対象にしている行為は、胃ろう・経鼻経管栄養である。
- ・受講から認定まで3か月かかるが、実際には入学して1~2か月は保護者に付き添ってもらって、 学校での喀痰吸引等の対応方法の引き継ぎをし、その間にマニュアルを作成していく。喀痰吸引 等を学校現場で引き取るようになった時点で、まだ認定証を受領していなければ看護師が対応し ている。
- ・実地研修の講師は、看護師3名が担当している。うち2名は県の指導者養成講座を受講しており、 残り1名に伝達研修を行った。
- ・基本研修で学べる知識は限界があり、実地研修を終えても、その一人の生徒に対し、定められた 行為を行えるようになるだけである。習得した知識を応用したり、その知識でもって生徒の状況 をきちんと観察できるレベルには至らない。喀痰吸引等を安全に実施していくためには、**研修の**

内容を充実するよりも、適切な指導の下で現場経験を積んでいくことの方が重要と考えている。

- ・<u>喀痰吸引等研修とは別に、B部門では、毎年4月に医療ケア研修会を開催</u>している。これは、 肢体不自由児の教育や支援を経験したことのない職員を対象としたもので、肢体不自由児の基本 理解や医療的ケアの内容、医療的ケアを実施する上での留意点などを伝達するものである。
- 3. 喀痰吸引等の安全な実施、介護職員等のフォローアップについて
- (1) 医療関係者との連携に関する基準における取組内容
 - ・県内のすべての特別支援学校に医療ケア担当医が配置されており、いずれの学校でも医療ケア担当医が、喀痰吸引等指示書を記載している。喀痰吸引等が必要な生徒を対象に、月1回巡回診療しているので、その際に状態確認もしていただけるし、喀痰吸引等の実施状況の報告もできる。
 - ・児童生徒の情報をもっている<u>主治医と医療ケア担当医の情報共有が、より密にできると、児童</u> 生徒の心身の状況や学校での様子をふまえて、より適切にできるのではないかと考えている。
 - ・看護師 3 名で、喀痰吸引等を必要とする 14 名の生徒に対応している状況である。各生徒の喀痰吸引や経管栄養の注入のタイミングや緊急時に、トランシーバーで呼び出されて教室に向かうようになっている。喀痰吸引のタイミングは、「このくらいの状態になったら喀痰吸引をする」というのを、保護者・看護師・教諭で 1-2 か月かけて申し合わせをしておき、教諭が必要なタイミングで看護師を呼び出すことになっている。
- ・外出行事に看護師が同行すると、校内が2名体制となってしまうので十分な体制とは言えない。 安全が確保できないと判断した場合は、当該生徒の保護者に一緒に登校してもらうこともある。 看護師の出張や休暇などで人手が足りないときは、県教育委員会の看護師が応援にきている。
- ・喀痰吸引等を行う時は、必ず従事者の教諭と看護師が一緒に行うので、生徒に関する情報共有は 直接行っている。保護者とは、連絡ノートで、その日の体調や実施したケアの内容について、情 報共有している。喀痰吸引等を必要とする生徒の多くは、保護者が送迎を行っているので、その 際、直接申し送りをすることもある。
- ・喀痰吸引等の状況を含め、生徒の心身の状況については、基本的に担当教諭が保護者に説明する ことになっており、看護師はそれをフォローする役割を担っている。
- ・保護者・従事者(教諭)・看護師の情報共有が核となっており、さらにその内容を、クラス会や 学年会で共有している。毎朝、学年会(学年全体の打ち合わせ)と各クラスの打ち合わせを行っ ている。児童生徒の活動はクラス内にとどまっているわけではないので、担任教諭は他のクラス の生徒の状況もある程度は把握するようにしている。また、部門別の学部会も月1回開催してい る。
- ・医療ケア係の委員会として、「医療ケア等代表者会」を月2回開催している。<u>喀痰吸引等を必要とする生徒の情報共有のほか、ヒヤリハット事例の共有と再発防止策の検討、個別計画書(個別マニュアル)の確認、行事(年4回程度)のためのケアプランの検討を行っている。</u>
- ・現在、在宅でかかわっているサービス事業者とのかかわりや情報共有はないが、例えば<u>訪問看護</u>ステーションや放課後支援の機関と情報共有できると、喀痰吸引等もより適切にできるかもし

れない。現状は保護者から情報をもらうしかないが、保護者によって情報量に差が出てしまう。

- ・生徒の体調が変化し、入院することは決して珍しくない。医療機関によっては退院後にサマリが 送られてくることもあるが、全ての医療機関が対応しているわけではなく情報共有できている状 況ではない。
- ・個別計画書(「個別マニュアル」として位置づけている)は、従事者である担当教諭がたたき台をつくり、看護師と相談しながら作成していく。生徒個別の喀痰吸引等を実施する際の留意点も、そこに記載している。できあがった個別計画書は、保護者、医療ケア等代表者会、医療ケア担当医の確認を経て、確定される。確定した後で、保護者を通じて主治医にも報告している。
- ・個別計画書は、生徒の心身の状況が変われば随時見直されるほか、年1回保護者の面接があるため、その際に検証、必要に応じて見直しを行っている。
- ・緊急時の対応体制や連絡先については、生徒別にマニュアルを作成し、車いすやロッカーに入れておき、児童生徒と一緒に動く形にしている。急変して対応が必要になることは珍しくなく、一人の生徒につき年3回程度、救急車を呼ぶこともある。
- ・状態が悪化する前に予防的に対応することを重視している。そのため、**常に生徒と一緒にいる担 当教諭は何か変化があれば、すぐに看護師と情報共有し、保護者に確認**するようにしている。
- ・学校現場では対応できないことを保護者が要望した時に、学校から主治医・保護者への説明では、 なかなか話を聞いてもらえない。**医療ケア担当医から主治医に話をしてもらえると助かる**。
- ・例えば、学校で喀痰吸引をした時に出血したとする。その後の経過をふまえて危険と判断し、学校での対応を中止したくても、保護者は「よくあること」と考えており、なかなか理解していただけない。主治医に確認してほしいと保護者に依頼しても、「問題ないと」と回答が返ってくる。 医療ケア担当医は、医療機器や環境の整っていない学校現場での医療的ケアの現状やその限界について理解があるので、医療ケア担当医が主治医と話し合っていただけると、学校としてはとても助かる。
- ・学校と医療ケア担当医の間では十分に連携が取れているので、医療ケア担当医と主治医の関わりをより密にしていただき、自宅で行う医療的ケアと学校現場でできる医療的ケアの違い、学校現場でできる範囲を超えた時のリスク、児童生徒の安全を確保するための対応の在り方について、話し合っていただけるとありがたい。
- ・<u>学校現場の医療的ケアでは、「余力を残した対応」が重要</u>だと思う。保護者は、家庭で保護者が 行っているのと同じような医療的ケアを求めてくるが、学校がみているのは1日 6 時間、週 5 日の児童生徒の様子で、持っている情報は非常に少ない。また、学校は医療機関ではないので、 専門職や設備が十分でない以上、何かあった時のリスクが大きい。
- ・仮に、学校現場でできる医療的ケアについてガイドラインがあったとしても、そのうえでの個別的な判断はどうしても求められる。在宅での医療的ケアは保護者が長年やってきており、感覚的に対応している側面もあると思うが、学校現場では第三者が対応する以上アセスメントが求められる。心身の状況を見て、どこまで医療的ケアを実施してよいか判断して、初めて行為ができる。そのアセスメントを担っているのが看護師であるため、現場での看護師の負担は大きい。

第三者が対応するとなると、要領が違うということを保護者に理解してもらえたらと思う。

- ・ケースカンファレンスを開催したこともあったが、保護者が同席すると、関係性に配慮してしまい、話せないことが出てきてしまう。児童生徒に関する情報共有や安全確保を最優先に考えた対応方針を検討するためには、児童生徒に関わる職員や専門職だけで話せる場があると良い。
- ・現状では、学校現場での生徒の心身の状況のアセスメント・判断は、看護師の重要な役割となっており、精神的な負担が大きい。それを軽減するための一つの方法として、<u>緊急時といった看護師が判断に迷う時などに、医療ケア担当医から遠隔で指示や意見がもらえる仕組み(テレビ電</u>話等)があると良い。

(2) 喀痰吸引等を安全・適正に実施するための基準における取組内容

- ・従事者が経管栄養の注入行為を行う時は、常に看護師と一緒なので、それが OJT の役割を果たしていると思う。
- ・<u>喀痰吸引等の手技を練習するための人形や PET ボトルを、看護師が手作りで用意している</u>。不 定期ではあるが、放課後などに教諭が、看護師の指導を受けて練習することがある。
- ・「医療ケア等代表者会」を安全対策のための委員会として位置づけている。
- ・喀痰吸引等に関するヒヤリハットとしては、経鼻経管栄養の蓋を閉め忘れる、水分をとるタイミングを間違える、チューブの接続部分が外れる、注入物をこぼすといったことがある。
- ・ヒヤリハット事例は、県の書式を用いて、ヒヤリハットの内容、原因、再発防止策等を整理し、 毎月、県教育委員会に報告することになっている。ヒヤリハット報告は、月1件程度あり、年度 当初に多くなる傾向がある。
- ・ヒヤリハット事例は、校内では医療ケア等代表者会で共有し、再発防止策を検討している。再発 防止策は、部門・学年・クラスごとの会議で職員に周知している。
- ・県教育委員会が開催する、指導看護師の連絡会と従事者(教諭)の連絡会が、それぞれ年3回開催されている。連絡会では、ヒヤリハットの事例の共有などが行われている。また、学校同士で困っていることやその対応に関するアイデアについて情報交換も行われている。
- ・損害賠償関係では、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入している。これは従来 からのもので、喀痰吸引等制度が始まってから特に変更したことはない。

(3) その他の取組内容

- ・感染情報はクラス毎に共有している。発熱している場合は、すぐに保護者に連絡して、医療機関を受診してもらっている。その後、マスク着用、手洗いをお願いしている。また、養護教諭が、ドアノブや手すりをアルコール消毒している。
- ・感染症に対する考えは、保護者によって異なり、一定期間休ませる保護者もいれば、熱が下がる とすぐに投稿させる保護者もいるので、学校から説明対応している。
- ・従事者が喀痰吸引等に慣れてきたころが一番危ないと思う。従事者の行為に危なさが見えてきた 時には、看護師から助言・指導するようにしている。それを乗り越えると、安定的に喀痰吸引等

ができるようになってくる。

- ・<u>喀痰吸引等の助言・指導を行う中で困ったこと、児童生徒の状態、保護者の要望に対し学校で</u> 対応できない時等は、県教育委員会の看護師に相談している。
- ・この県教育委員会の看護師は、県内の特別支援学校の相談先として位置づけられている。月1回 の巡回診療に同席することもある。

5. その他

・特別支援学校の生徒には、喀痰吸引や経管栄養以外の医療的ケアを必要とする子ども達が増えている。教諭による医療的ケアの実施範囲を広げることは考えにくいため、看護師で対応できるよう、いかに職員体制を整えていくかが課題である。

【資料編】

- 1. アンケート調査票 (施設・事業所票 5 種類/職員票 4 種類)
- 2. ヒアリング調査項目一覧・ヒアリング調査シート

施設長· 管理者

が回答

2. 職員体制(平成29年9月30日時点) ※ショートスティ専従の職員を除く

介護職員等による喀痰吸引等の実施状況に関するアンケート調査 施設・事業所票 [介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設]

○特に期日を明記している設問以外はすべて、平成29年9月30日時点の状況についてお答えださい、 ○国答は、あてはまる番号を〇印で囲んでください(各設問にて「ひとつに〇」いくつでも〇」がと回答数が指定されています)。 〇数字を回答する設問について、該当する人、回数、件数等がない場合は「0」と記入してください。 ○回答後は、同封の返信用封筒に封緘い、平成29年11月10日(金)までにご投配くさい。 ○この調査票は、貴施設の**「施設長」、「管理者」**の方がご回答ください。 【回答にあたっての注意事項】

1. 基本	√情報(平成29年9月30日時点)	
(1) 施	施設属性	回答内容
Q1	区分 (いべつでもこ)	 介護老人福祉施設 地域密灣型介護老人福祉施設
Q2	所在地)都·道·府·県
69	開設年	西曆()年
Q4	開設主体(ひとつこ))	 地方公共団体(市区町村、広域連合、一部事務組合) 社会福祉法人 その他()
30	併設、または隣接している施設、事業所等(いべつでも))	 病院 診療所 訪問看護事業所 介護老人保健施設 その他(
(2) [1]	(2) 「介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設」部分について	回答内容
90	定員数 ※短期入所生活介護(ショートステイ)を除く(以下Q12まで同様)	Υ()
97	入所者数	Υ()
98	入所者の要介護度区分	①要介護1 () 人 () 要介護4 () 人 ②要介護2 () 人 () 受免 () 人 ③要介護3 () 人 () 申請中、不明 () 人
60	入所者の認知症高齢者自立度	①自立()人 (0.11 ()人 ②1 ()人 (3.17 ()人 ③1 ()人 (6.14 ()人
Q10	平均入所期間	平均()年
Q11	登録特定行為(喀痰吸引等)事業者の登録(ひとつに〇)	 登録済み 2. 申請中 3. 申請予定 4. 未登録
Q12	主な加算の算定状況(※平成29年9月中に1件でも算定した加算) (uKつでも〇)	1. サービス提供体制強化加算 7. 日常生活維熱支援加算 2. 常勤医師記置加算 8. 経口移行加算 3. 看護体制加算(1) 9. 経日維持加度 4. 看護体制加算(1) 10. 口腔機能維持管理体制加算 5. 夜勤職員配置加算(1) 11. 口腔網絡推持管理体制的 6. 夜勤職員配置加算(1) 12. 療養免加算 13. 看取り所額加算 13. 看取り所額加算
(3) [組	3) 「短期入所者生活介護(ショートステイ)」部分について ※併設している場合のみ回答	回答内容
Q13	定員数 ※介護老人福祉施設の本体部分を除く(以下Q15まで同様)	定員()人
Q14	利用者数(登録利用者の実人数)	Υ()
Q15	登録特定行為(喀痰吸引等)事業者の登録(ひとつに○)	1. 登録済み 2. 申請中 3. 申請予定 4. 未登録

(1) 医師、協力医療機関の体制			回答内容	
(0.45 常勤医の配置 (ひとつに〇)		1. いる → () 人 (実人数)	2. www
Q16-1 Q16で「1.いる」を選択した場合】 勤務時間以外の対応(緊急時以外)	(טאבאני)	 勤務時間以外でも、必要に応じて出勤し対応 勤務時間以外は、必要に応じて電話等にて対応 勤務時間以外は対応しない ・その他(に応じて出勤し対応 応じて電話等にて対成 い	کند
Q17 嘱託医(非常勤)の配置(ひとつに○)		1. US 2. UMU		
[Q17で「1.いる」を選択した場合】 Q17-1 1週間の勤務時間 (※週によって異なる場合は平均値)	場合は平均値)	周 報()		
Q17~2 【Q17で「1.いる」を選択した場合】 製務時間以外の対応(緊急時以外)	(סבובים)	 勤務時間以外でも、必要におじて出勤し対応 勤務時間以外は、必要におじて電話等にて対応 勤務時間以外は対応しない その他(におじて出勤し対応 応じて電話等にて対成 い	ځد
Q18 医療機関との契約		1. 契約している 2. 契	契約していない	
Q18-1 契約医療機関数	13) 孙所		
【Q18で1.契約している」を選択した場合】 Q18-2 利用者の健康管理等を実施している医師数	(1) (2)	Υ()		
Q19 医師不住時の緊急時の対応(いくつでも()		 常勤医、嘱託医(非常勤) 協力医療機関に連絡する 救急車を呼ぶ その他(り に連絡する	
(2) 看護職員の体制			回答内容	
		①-1. 実人数_常勤)	Υ (
_	①看護師	①-2. 実人数_非常勤)	Y (
米言和抗薬(20)		①-3. 常勤換算数_常勤·非常勤合計	#수計 (Y (
(20) 有磁瓶角数		②-1. 実人数_常勤)	Y (
	②准看護師	②-2.実人数_非常勤)) Y
		②-3. 常勤換算数_常勤·非常勤合計) 14号4	Y (
※常勤検算数=従事者の1週間の勤務延時間数(残業は除く)/ (小数点以下第1位まで記入(小数点以下第2位を四捨五入)	13	当該施設・事業所にて常勤の従事者が勤務すべき1週間の時間、得られた結果が0.1に満たない場合は「0.1」と記入してください)	時間数 (所定労働時間) さい)	寺間)
Q21 看護職員の疫動体制 (ひとつに〇)		 原則、夜動に看護職員が配置されている 節則、看護職員が出電する 動物のフーションにより看護職員が勤務することがある(いないぐきたある) 原則、看護職員はを勤、当直を行わない(※利用者の状態によって夜勤、当直を行う場合も合き) その他(配置されている る 施職員が勤務すること 当直を行わない 友勤、当直を行う場合	がある :七舎む)
Q22 オンコール体制の有無 (いべつでも○)		 夜間はオンコール体制をとっている 休日はオンコール体制をとっている オンコール体制はたっていない 	うている うている い	
(3) 介護職員の体制			回答内容	
		①-1.実人数_常勤)	Υ ·
	① 介護職員	①-2.実人数_非常勤)	Υ ·
023 今議職目数		①-3. 常勤換算数_常勤·非常勤合計	1) 中部 (Υ ·
		②-1. 実人数_常勤)	~ (
_	①のうち、介護福祉士	②-2. 実人数_非常勤)) 人
		②-3. 常勤換算数_常勤·非常勤合計) 수타 (Υ [^]

m	<u> </u>																										_(5	<u>3</u> L		>	K					
) }) 人	職員()人	Y (Y (\ \ (職員()人人) Y	۲(\ \ \	職員 ()人) Y) Y) }	職員 ()人	~ (۲(١, ٨	職員()人) Y	<u>۲</u> (١, ٨	職員 () 人	Ύ (2器装着者 講した方			长養剤利用	置されている 者等が 直をがする (いなのもみ	の修了者で	(日4月17年) 在	2000年1000年100日 1000年100日 1000年100日 1000年100日 1000年10日 10	经管状费
回答内容	①-1. 実人数_常勤 (①-2. 実人数_非常勤 (⇒①-12の職員のうち、実際に喀痰吸引等を提供している職員	①-3. 常勤換算数_常勤·非常勤合計 (①-1. 実人数_常勤 (①-2. 実人数_非常勤 (⇒①-12の職員のうち、実際に喀痰吸引等を提供している職員	①-3. 常勤換算数_常勤·非常勤合計 (①-1. 実人数_常勤 (①-2. 実人数_非常勤 (→①-12の職員のうち、実際に喀痰吸引等を提供している職員(①-3.常勤換算数_常勤·非常勤合計 (①-1. 実人数_常勤 (①-2.実人数_非常勤 (⇒①-12の職員のうち、実際に喀痰吸引等を提供している職員(①-3. 常勤換算数_常勤·非常勤合計 (①-1. 実人数_常勤 (①-2.実人数_非常勤 (⇒①-12の懺員のうち、実際に喀痰吸引等を提供している職員(①-3. 常勤換貸数_常勤·非常勤合計 (①-1. 実人数_常勤 (①-2. 実人数_非常勤 (⇒①-12の職員のうち、実際に喀痰吸引等を提供している職員	①-3. 常勤換算数_常勤・非常勤合計 (Υ (Υ (Υ ()人 ※①-1.2.3.に加え、人工呼吸器装着者 への喀痰吸引等の研修を受講した方	丫()	Υ (() 人 ※②-1.2.に加え、半固形化栄養剤利用 の研修を受講した方	 原則、夜動に認定特定行為業務従事者等が当置されている 原則、認定特定行為業務従事者等が当重する 動務ローテーションにより認定特定行為業務従事者等が 勤務するエンがある 原則、認定特定行為業務従事者等は夜勤、当直を行わない その他(5、その他(5、その他) 	※認定特定行為業務従事者等:認定特定行為業務従事者である第1号、第2号、第3号研修修了者、経過指置対象者、実務者研修の修了者で 申申正体をファイル3 単中体的であった。日同学計略の本地)を	名が記述しています。 ManageRCによりである。 ManageRHであっている。 ManageRHに対している。 ManageRHには必要には、 ManageRHには必要には、 ManageRHには Manage	5-1 アニューレスのである。 目の 2 は勝ろうによる	経興経管栄養のラち研修を修了Uた任意の1行為以上4行為以下(不特定多数の者が対象) (対象行為)口部内の路索吸引,暴限时の路索吸引、宽管加工3-V内部の路索吸引、胃ろ习は腸ろうに4る経管栄養、経興経管栄養の手の指揮をデリア行為(特定の者が対象)
	D	① 第 1 四 田 4 年 7 米 一 8 日 日 4 年 7 米 一 8 日 日 8 日 8 日 日 8 日 日 8 日 日 8 日 日 8 日 日 8 日 日 8 日 日 8 日 日 8 日 日 8 日 日 8 日 8 日 日 8		0	Ð		○ 第 2 5 9 1 章○ 1 章○ 1 章○ 1 章○ 2 章○ 3 章○ 4 章○ 5 章<l< th=""><th>0</th><th>①第3号研修の修了者 (3)第3号研修の修了者</th><th>5、第1:1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1</th><th>ち、第2号が10元編 合は、①②に記入してください</th><th></th><th>① 经报告证券条件</th><th>修を受けて</th><th>いる場合は①~③に記入して -(だせご、価値なご、)</th><th></th><th>D</th><th>⑤実務者研修の修了者で (①</th><th>1</th><th>(T)</th><th>Đ</th><th></th><th>修 J したい 護備化工 (平成29年1月国家試験合格者) :</th><th>Ð</th><th>①-1.喀痰吸引_口腔内</th><th>①-2.喀痰吸引。鼻腔内</th><th>①-3.喀痰吸引_気管カニューレ内部</th><th>①-1.2.3.055、 喀痰吸引_人工呼吸器装着者</th><th>②-1.経管栄養_胃ろうまたは腸ろう</th><th>②-2.経管栄養_経鼻経管栄養</th><th>(②-1.2.のうち、 経管栄養_半固形化栄養剤利 用者</th><th></th><th>3業務従事者である第1号、第2号、第フサーカニ - 単代在50/1-4/1-7 - 単出語50</th><th>J. ELCJIRA、 R.J.Warkita V.V. J. ELCJIRA、 R.J.Warkita V. J. ElcJira V.</th><th>48%13%) ゴエニョンコベスパ、神正コンコベベスパ 公経発揮発管栄養(不特定多数の者が対象) 対象行為) 口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管</th><th>5研修を修了した任意の1行為以上4行の0路療吸引、無腔内の路療吸引、無腔内の路療吸引、気管5研修終了した行為(特定の者が対象) 8条場措置設定を受けた無量</th></l<>	0	①第3号研修の修了者 (3)第3号研修の修了者	5、第1:1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	ち、第2号が10元編 合は、①②に記入してください		① 经报告证券条件	修を受けて	いる場合は①~③に記入して -(だせご、価値なご、)		D	⑤実務者研修の修了者で (①	1	(T)	Đ		修 J したい 護備化工 (平成29年1月国家試験合格者) :	Ð	①-1.喀痰吸引_口腔内	①-2.喀痰吸引。鼻腔内	①-3.喀痰吸引_気管カニューレ内部	①-1.2.3.055、 喀痰吸引_人工呼吸器装着者	②-1.経管栄養_胃ろうまたは腸ろう	②-2.経管栄養_経鼻経管栄養	(②-1.2.のうち、 経管栄養_半固形化栄養剤利 用者		3業務従事者である第1号、第2号、第フサーカニ - 単代在50/1-4/1-7 - 単出語50	J. ELCJIRA、 R.J.Warkita V.V. J. ELCJIRA、 R.J.Warkita V. J. ElcJira V.	48%13%) ゴエニョンコベスパ、神正コンコベベスパ 公経発揮発管栄養(不特定多数の者が対象) 対象行為) 口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管	5研修を修了した任意の1行為以上4行の0路療吸引、無腔内の路療吸引、無腔内の路療吸引、気管5研修終了した行為(特定の者が対象) 8条場措置設定を受けた無量
(4) 認定特定行為業務従事者等の体制											認定特定行為業務従事者等の人数	※①-1、①-2、①-3については、実際に咯淡吸5 等を提供しているかどうかは問わない	※いない場合は「0 」と記入してください ※平成29年9月30日時点の状況をお答え	ください													行為別の認定特定行為業務従事者等の人数	※美際に略淡啖引寺を提供しているかどうかは問わない	※りない場合は10」と記入してくたさい ※複数の行為を実施できる場合は、それぞれに	カウントしてください		Q26 認定特定行為業務従事者等の夜勤体制 (ひとつに〇)	※認定特定行為業務従事者等:認定特定行為 事地西 <i>他</i>	大記号号 (1955年) (1965年) (1965年) (1965年) (1965年) (1965年) (1965年) [1964年) [1964年) [1964年)		
(4) 認定											****		t %															025				Q26 i				

1. かなり不足している	(1) 確保状況、方針、研修受講状況	(1) 確保狀況, 方針、研修受講状況			松子姚回	
1 - 1 1 - 1 1 - 1 1 - 1 1 - 1 1	Q27	7 利用ニーズに対する現在の認定特定行為業務従事	青等の過不足状況 (ひと			
1. 1			、ている」を選択した場合】 (つでも○)			
(自由回答] (1928年73. 湯酸的:)(電視したいとは思わない)を設力し、場合 (1928年73. 湯酸的:)(電視したいとは思わない)(電視、または今年程受講予定の	028		:の方針(ひとつに○)		 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
130 現在・解放吸引等研修を受開している職員、または今年度受調予定の			さい」を選択した場合】	_	[自由回答]	
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	029		今年度受講予定の		US 2.	
(2.25-F [1.10] を選択した場合) ②第2号所修受講者 常動職員: () 人 非常動職員: () 人 非常助職員: () 人 非常助職員: () 人 非常助職員: () 人 非常数量的会组分表: () 公额: () 公司等: () 公	_		①第1号研修受講者		: ()人 非常勤職員:	∀ (
Q 29-1 受験者数 (受験予定者数(含む) 3(第3号研修受講者 解動職員: () 人 非常動職員: () 人 非常期間: () 公 2 上位的() 2 上位的([Q29で[1.いる」を選択した場合]	②第2号研修受講者		: ()人 非常勤職員:	
() () () () () () () () () (杲韞岳象毌号 € 歳ⓒ	V	: () 大 非常勤職員:	
1. 介護職員の希望を確認し、希望者から選定 第10を確認し、第22 (いくつでも) 3、その他 (1. 所職職員の希望、意向を確認し、発達 (1. の他) 4 (1. のの目を) 5 (1. のの目を) 5 (1. のの目を) 6 (1. のの目を) 6 (1. のの目を) 7 (1. のの目を) 8 (1. のの目を) 9 (1. ののの目を) 9 (1. のののの目を) 9 (1. ののの目を) 9 (1.			④実務者研修修了者で 実地研修受講	7.5	:()人 非常勤職員	
1. 研修時間に勤務時間としている 2. 研修時間に勤務時間としている 3. 研修時間に勤務時間としている 3. 研修時間に勤務時間としている 3. 研修時間に勤務時間としている 3. 研修時間に勤務時間としている 4. その他 (030					
(322-1 [Q322「1.いろ」を選択を指摘の有無 (ひとつにつ)	Q31					
1. いる 2. いない 1. いる 3. いない 1. いる 3. いない 1. いる 3. いる	(2) 研	峰			回答内容	
「(Q32で「1.いる)を送択した場合]	032				2.	
1 保接級引等の実地研修にて、実地指導、評価社目予養職員(保健師、助産師及は看護師)					:()人 非常勤職員:	
連邦技 連邦技 1. 研修時間が長、負担が大きい 2. 研修受講者が不在の間、勤務体制の維持が困難 2. 研修受講者が不在の間、勤務体制の維持が困難 3. 一度、複数の介護職員を参加させることが困難 3. 一度、複数の介護職員を参加させることが困難 4. 研修の開催調度が少ない 5. 第2号研修について(はつでも) 5. 預修場所が適力にあり移動の負担が大きい 6. 研修場所が適力にあり移動の負担が大きい 6. 研修場所が適力にあり移動の負担が大きい 8. 研修開行施い 9. 特に問題はない 10. 分からない 11. その他(11. その他(。	掌看護師:喀痰吸引等の実地研修にて、実地指導、評		建師、助産師	汉は看護師)	
1. 研修受講を販売を記します。 1. 研修受講者が不在の間、勤務体制の維持が短離 2. 研修受講者が不在の間、勤務体制の維持が短離 3. 一度に複数の介護職員を参加させることが困難 3. 一度に複数の介護職員を参加させることが困難 (2第1号、第2号研修について(以つでも)) 5. 選択できる所修機関が少ない (3第3号研修について(以つでも)) 7. 受講者の選定が困難 (3第3号研修について(以つでも)) 7. 受講者の選定が困難 (3第3号研修について(以つでも)) 8. 研修費用が高い (3 分からない) 10. 分からない 11. その他(の回答	選択肢	
2. 研修受講に関する課題 3. 一度に複数の介護職員を参加させることが困難 3. 一度に複数の介護職員を参加させることが困難 (2条1号、第2号研修について(はつでも)) 4. 研修場所が認力にあり扱い (3条3号研修について(はつでも)) 5. 選択できる研修機関が少ない (3条3号研修について(はつでも)) 7. 受精者の選定が困難 (3条3号研修について(はつでも)) 8. 研修費用が高い (4. 可修費用が高い 9. 特に問題はない (5. 対がら起い 10. 分から起い (11. その他(1.研修時間が長く、負担が大きい	
3. 一度に複数の介護職員を参加させることが困難 基本研修受講に関する課題 4. 研修の開催制度が少ない (2第3号研修について (いくつでもつ) 5. 選択できる研修機関が少ない (333号研修について (いくつでもつ) 7. 受講者の選定が困難 (333号研修について (いくつでもつ) 7. 受講者の指数方にあり移動の負担が大きい (3453号研修について (いくつでもつ) 7. 受講者の選定が困難 (3463号があったものを対象があったものできる。 10. 分からない (10. 分からない) 11. その他 (2. 研修受講者が不在の間、勤務体制の維持が困難	
基本研修受講に関する課題 4. 研修の開催頻度が少ない (3第3号研修について(いくつでもへ)) 5. 選択できる研修機関が少ない (3第3号研修について(いくつでもへ)) 7. 受講者の選定が困難 (3第3号研修について(いくつでもへ)) 8. 研修費用が高い (4. 研修費用が高い 10. 分からない (5. 対からない 11. その他(_					
基本研修受講に関する課題 5. 選択できる研修機関が少ない (3第3号研修について(いくつでもつ) 7. 受講者の選定が困難 (3第3号研修について(いくつでもつ) 8. 研修費用が高い (3第3号研修について(いくつでもつ) 1. 受講の報告の認定が困難 (3第3号研修について(いくつでもつ) 1. 受講の報告の記定が困難 (3第3号研修について(いくつでもつ) 1. 受験((3第3号研修について(いくつでもつ) 1.1. その他(_					
(3第3号研修について (いくつでも)) 6. 研修場所が遠方にあり移動の負担が大きい (3第3号研修について (いくつでもく)) 7. 受講者の選定が困難 (40 対策) 8. 研修費用が高い (50 対策) 10. 分からない (11. その他 (_	基本研修受講に関する課題				
7. 受講者の選定が困難 8. 研修費用が高い 9. 特に問題はない 10. 分からない 11. その他 (033				6.研修場所が遠方にあり移動の負担が大きい	
研修費用が高い 特に問題はない 分からない その他(_	②第3号研修について (いくつでも○)			7.受講者の選定が困難	
特に問題はない 分からない その他(_					
分からない その他 (9. 特に問題はない	
その街(_					
	_		\	\	11. その他((

ກ

東地研修安開に関する課題 (3.3	-	① O D D 含 D D D D D D D D D D D D D D D D	1. 研修回数が多く負担が大きい	2. 研修受講者が不在の間、勤務体制の維持が困難	3. 一度に複数の介護職員を参加させることが困難	4. 研修の開催頻度が少ない	5. 選択できる研修機関が少ない	で (いくつでも○) 6. 研修場所が遠方にあり移動の負担が大きい	つでも(二) ファも(二) 受講者の選定が困難	8. 研修費用が高い	 特に問題はない 	10. 分からない	11. その他(12. その他(回答内容	(に対する手当等の有無 (ひとつに○) 1. あり 2. なし	1. 認定特定行為業務従事者等の認定証が交付されたことへの手当 (実際: 推供した場かごがは問わない) (実際: 推供してもかごがは問わない) 手当等の条件(※平成28年度の実績) (ひとつにつ) 2. 認定証の交付後、実際に緊張吸引等を提供することへの手当 3. その他 (カール・ファール・ファール・ファール・ファール・ファール・ファール・ファール・ファ	335で「1.あり を選択し応場合] 当等の金額 (※平成29年9月の実績) [※第1号、第2号、第3号等で金額が異なる場合は、それらの平均値)	研修修了後のスキルアップやフォローアップに関する教育、研修等の有無 (ひとつに○) 1. あり 2. なし	1. 貴施設 「同一法人内の別施設・事業所」 2. コール・ウム monocean = magning コール・ファー・コール・コール・コール・コール・コール・コール・コール・コール・コール・コー
							実地研修受講に関する課題	(②第3号研修について (いべつでも○)						修修了後の対応	5 認定特定行為業務従事者等に対する手当等の有無(ひとつに○)		2 m		036で[1.あり]を選択した場合]

	_			
4.		喀痰吸引等が必要な利用者の状況(平成2	(平成29年9月30日時点) ※ショ	※ショートステイ利用者を除く
<u> </u>	1)行為	(1)行為別の利用者		回答内容
			் என்னப் பண்டி	1. 必要な利用者が、3 → () 人 2. 利用者はいない
			①-1.咯痰吸匀二加腔闪	⇒「1.」のうち、認定特定行為業務従事者等が関与している利用者数() 人
			・ 一番 日本	1. 必要な利用者がいる → () 人 2. 利用者はいない
			(J'-Z,"≏7X/X31_,≠4/E/Y3	→「1.」のうち、認定特定行為業務従事者等が関与している利用者数(
			② 3 199 (4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	$1.$ 必要な利用者が $3 o ($) λ 2. 利用者はいない
		喀痰吸引等が必要な利用者の有無	(→「1.」のうち、認定特定行為業務従事者等が関与している利用者数(
	750	(ひとつにひ) (利用者がいる場合)	①-1.2.3.055,	1. 利用者がふる $ ightarrow$ () 人 $2.$ 利用者はいない
	ŝ	→利用者数、 ⇒級定特定行為業務從事者等が実施に	喀痰吸引_人工呼吸器装着者	→「1.」のうち、認定特定行為業務従事者等が関与している利用者数(
		関与している利用者数	② 1 级偿地类 ■Z 3±た/+個Z 3	$1.$ 必要な利用者が $3 o ($) \wedge 2. 利用者は $5 o 0$
			②"1.社旨不成」目3.74/この約3.7	人 () 別で特定行為業務従事者等が関与している利用者数 () 人
			非计划及图象 非计划及 C ©	$1.$ 必要な利用者が $3 o ($) \wedge 2. 利用者は 5 がい
			②-2.柱目木房_柱舞柱目木贷	→「1.」のうち、認定特定行為業務従事者等が関与している利用者数(
			②-1.2.035、 28倍出推 中国以外出推划	$1.$ 利用者が λ る $ ightarrow$ ()人 2. 利用者は λ ない
			性旨不良_十四/20不误的 利用者	⇒「1.」のうち、認定特定行為業務従事者等が関与している利用者数(
	860	喀痰吸引等が必要を利用者に対して、認定特定行為業務従事者等が実施に関与して いない理由	為業務従事者等が実施に関与して	 認定特定行為業務從事者等が不足しており体制が組めないため 認定特定行為業務從事者等の力量が不足しているため 利用者の状態によって、認定特定行為業務從事者等による提供リスクが
	,	(いくつでもの)		めるにめ 4. その他 (5. 認定特定行為業務従事者等は利用者全員に関与している
		Q38-1 【Q38で「3.」を選択した場合】 提供リスクのある具体的な利用者の状態 (いくつでも〇)	(いべつでもし)	 看取り期 水懸急姿時 (看取り期以外) その他の状態 (

(2)	F 海別の利用	(2)行為別の利用者の受入れ状況	回答内容
Ö	039 入所書	入所者の受入れの制限を設けている行為(いくつでも())	 「略級吸引」「限内 「略級吸引」 書腔内 「略級吸引」 書腔内 「略級吸引」 全型の 「電子を設定している。 「経管栄養」 層うまたは賜うち 「経管栄養」 理解を定義 「経管栄養」 生態管栄養 「経管栄養」 生態に従業 「経費栄養」 といずれも制限は設けていない。
	039-1	【Q39で「1.~4.喀痰吸引」を選択した場合】 制限を設けている理由(いくつでも〇)	 利用ニーズに対応できる認定特定行為業務従事者等が 不足しているため 看職職員の対応休制が構築できないため 医学的管理が難し、なめ(医師こよる判断) リスプ管理予難し、いため ラまでに受け入れたことがないため その他()
	Q39-2	【Q39で「5.~7.経管栄養」を選択した場合】 制限を設けている理由(いくつでも○)	 利用ニーズに対応できる認定特定行為業務従事者等が 不足しているため 看職職員の対応体制が構築できないため 医学的管理が難しいため(医師による判断) 安学的管理が難しいため サニスプ管理が難しいため ・それに受け入れたこがないため ・それで、それで、それで、それで、それで、それで、それで、それで、それで、それで、
	Q39-3	【Q39で「1.~7.」を選択した場合】 実際に受入れを断ったことのある行為(平成29年4月か59月の実績) (いくつでも○)	「

ひ・増放気についたでして	
(1)利用者からの同意取得	回答内容
Q40 主に利用者への説明、同意取得を行う者(いべつでも〇)	 施設長 医師(配置医、職託医、協力医療機関の医師等) 推看護師 介護職員(認定特定行為業務従事者等) 介護職員(5.以外) 介護支援専門員 生活相談員 主売相談員
Q41 利用者への説明、同意取得を行う上で課題となっていること(いくつでも())	 制度自体の説明が難しい 安全性、リスグについて説明するこむが難しい 利用者の状態により、本人の同意取得が難しい(家族の同意となる) 新版の方が塩方で同意取得の手間がかる 家族の方の状態により、家族の方の判断が困難 同意取得の更新期間が狙い たの他(
利用者への説明、同意取得の際、トラブルとなった事例があれば、記入してください (自由回答)	(自由回答)
(2)医師の指示書取得	回答内容
Q43 医師の指示書の取得方法 (医師への依頼方法) (いくつでも())	 介護職員(設定特定行為業務従事者等)が依頼する 介護職員(1,以外)が依頼する 看護職員所依頼する 七乙江出省会議等の会議の現場を通じて依頼する テモス担当者会議等の会議の現場を通じて依頼する テをかせ()
【Q43で「1.」「2.」の小護職員を選択した場合】 Q43-1 指示書について看護職員との情報共有の有無 (ひとつに○)	1. 看護職員と情報共有している 2. 情報共有していない
Q44 指示料の利用者負担の有無 (ひとつにつ)	1. あり 2. なし

Q45	医師の指示書を取得する上で課題とおっていること(いべつでも〇)	 制度についての説明を行う。 指示書の更新期間が短い。 指示書を依頼してから取得 土 注密医等と器点がなく、依 利用者に対し礎数の医療が依頼外の判断 佐 機等の判断 6. 緊急時の指示書取得が難 7. その他(制度についての説印を行う必要がある 指示書の更新期間が短い 指示書を依頼してから取得までに時間がかかる 主治医等と提点がな、依頼が難しい 利用者に対し複数の医療機関、医師が関わっている場合の 依頼先の判断 緊急時の指示書取得が難しい)
(3)個別	(3)個別計画書の作成		回答内容
Q46	個別計画書の作成に関わっている専門職(いくつでも())	1. 医肺 (配置医、1 2. 看攤師 3. 准看攤師 4. 介養職員 (認定 5. 介養職員 (4. 6. 介養支援専門員 7. 生活相談員 8. その他 (医師(配置医、曠託医、協力医療機関の医師等) 看護師 准看護師 不養職員(認定特定行為業務従事者等) 介護職員(以以外) 介護被支援専門員 生活相談員
	Q46-1 【Q46で[2.看護師]3.准看護師]を選択した場合】 Q46-1 看護職員の関与の方法 (ひとつにつ)	 個別計画書の 介護職員等か その他 (個別計画書の作成段階から看護職員が関与し、作成している 介護職員等が作成し、看護職員が確認している その他(
Q47	個別計画書の見直しに向けた、医師または看護職員による 定期的なモニタリングの実施頻変(ひどつに〇)	 毎月 2. 2か月に一度 3. 3か月に一度 4. 半年に一度 5. 上記以外の頻度 6. 実施していない 	1度()
048	モニタリンが後の情報共有(いくつでも○)	 利用者に関係行うている 行うている 特に場は設定 特に場は設定 行うている 行うている その他(も、特に情報共有 も、特に情報共有 	利用者に関係するチームメンバーが集まる「場」を設定し、情報共有を もつでいる 特に場は設定しないが、対面にて個別に情報共有を行うている 特に場は設定しないが、発音等にて個別に情報共有を行うている 特に場は設定しないが、モニクリンが記録等の提供にて情報共有を 行うている もの他 (
(4)日常的な情	的な情報共有(カンファレンス等)の実施		回答内容
049	喀痰吸引等の実施にあたり、利用者に関係するチームメンバー間で、利用者の状況等に関する情報の共有を行っていますか(ひとつにこ)	1. 行っている	2. 行っていない
L		1. 医師2. 看護職員	1. 毎日 2. 週2~3回 3. 週1回程度 4. 月1回程度 5. ぞか他() 1. 毎日 1. 毎日 2. 週2~3回 3. 週1回程度 4. 月1回程度
		3. 介護職員 (認定特定行為 業務従事者)	その他(毎日 2. 週1回程度 4. その他(
	【Q49で「1.行っている」を選択した場合】 Q49-1 情報共有を行っているチームメンバー (いべつでも○)、 ○をつけたチームメンバーについて、情報共有の頻度 (ひとつに○)	4. 介護職員 (3.以外)	1. 毎日 2. 週2~3回 3. 週1回程度 4. 月1回程度 5. その他(
		5. 介護支援専門員	1. 毎日 2. 週2~3回 3. 週1回程度 4. 月1回程度 5. その他(
		6. 生活相談員	. 毎日 2. . 週1回程度 4. . その他(
		7. その他	1. 毎日 2. 週2~3回 3. 週1回程度 4. 月1回程度 5. その他(
		【自由回答】	
050	日常的なチームメンバー間の情報共有の方法等について、特に工夫していることがあれば記入してください(自由回答)		

		 日々の情報共有等の際に必要に応じて指導・助言が行われている 定期的にケア実施時に同行し、実地にて指導・助言が行われている
看護職 Q51 (いべつ	看護職員による認定特定行為業務従事者等に対する指導・助言の実施状況 (LKフでも○)	 3. 介機職員等の契望に応じて、ケア実施時に同行し、実地にて指導・助きが行われている 助きが行われている 5. ヒヤリハット・アクシデントの報告があったときに指導・助言が行われている 6. 個別計画書やマニュアルの作成時に指導・助言が行われている 7. その他 (4. 特に指導・助言は行われていない
(6)実施報告書		回答内容
Q52 実施報	実施報告書の医師への提出頻度(ひとつにつ)	1. 毎月 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2
6. 喀痰吸引等	等の提供に関する安全対策実施状況	
(1)喀痰吸引等 ₀ ※他の委員会	(1)喀痰吸引等の安全に関する委員会や金騰について ※他の委員会や会議と合かせて開催する場合を含む	回答内容
Q53 設置有	設置有無(ひとつにつ)	1. あり 2. なし
053-1	【Q53で「1.かり」を进択した場合】 委員会(会議)開催回数(平成29年4月~9月の期間)	0 ()
Q53-2	[Q53で[1,あり]を選択した場合] 委員会 (会議) メンバーの職種 (いくつでも○)	 施設長 医師(配置医、曠託医、協力医療機関の医師等) 看護師 介護職員(設定特定行為業務従事者等) 介護職員(5.以外) 介護表域専門員 栄養士・栄養管理士 2、栄養土・栄養管理士
Q53-3	[Q53で1.ありを選択した場合] 委員会 (会議) での検討内容 (いくつでも〇)	1 委員会(会議)の規程に関すると 2. 喀痰吸引等の実施手順、方法等に関すると 3. ピヤリンル事何等の分析、対策検討 4. ピヤリンル事何等の分析、対策検討 6. 喀痰吸引等の実施における関連についての検討 7. 喀痰吸引等の実施における関連についての検討 7. 喀痰吸引等の手が機に関すると 8. 看護職員が予護職員の経剤が担に関すると 9. 医療速携の具体的対応に関すると 10. その他(
Q 53-4	[Q53で[1,あり を選択した場合] 委員会 (会議) の運用上の課題 (いべつでも○)	 開催時間の確保が難しい 開催動度が少ない 構成メンバーの機構に信かある 職種や部門間の壁がある 乗却すべき内容が打からない メンバー間の議論や意見交換が少ない 会員形成が難しい 委員会(会議)の意義が職員に理解されていない り、特に課題がない こをかた

(2)소=	(2)マニュアル(業務手順書等)の整備状況について		岁 夕景回	内容			
Q54	↓ 喀痰吸引等の実施に関する緊急時の連絡網の有無(ひとつに○)	(のコにつ)	1.あり 2.なし				
055	介護職員が喀痰吸引等を実施するためのマニュアル (業務手順書等) の有無 (ひとつにつ) ※既存のマニュアルにおいて喀痰吸引等を実施するための内容が記載されている 場合を含む	(業務手順書等) の有無 めの内容が記載されている	1. あり 2. なし 3. 作成・検討中				
	Q55-1 【Q55で[1.ありを選択した場合】 作成に関与した職種(いくつでも〇)		 施設長 医師 低記匿医、哺託医、協力医療機関の医師等) 看護師 4. 准有護師 5. 介護職員(52定特定行為業務従事者等) 6. 介護職員(5.以外) 7. 介護支援専門員 8. 生活相談員 9. その他(療機関の医師等) 従事者等)			
Q56	; マニュアル(業務手順書等)の運用上の課題(いくつでも○)	7℃ €○)	 マニアル等の内容が、実態に即した内容になっていない。 マニアル等の内容に不足がある。 マニコアル等の内容が不開されていない。 マニコアル等の内容が職員にとってわかにいい。 マニコアル等の内容が職員にとってわかにいい。 特に課題はない。 その他(た内容になっていた はい りかりにくい	S2		
3)24	(3)とヤリハット・アクシデント		回答内容	内容			
057	′ ヒヤリリット事例報告体制・仕組みの有無(ひとつに○)	((1. あり 2. なし				
	貴施設全体のヒヤリハット・アクシデント件数 (1)ヒヤリノット件数 (2)アクシデント件数 ※平成29年4月~9月実績についてお答え	(喀痰吸引等に限定しない) (ださい) () 深おいのバムコ(1)	华			
860		近6か月の実績を記入してください ,てください 月の実績)) () () () () () () () () () (世			
				(1)EPU/WA	(2)	(2)アクシデント	_
	認定特定行為業務従事者等による略級吸引等に関する ・ ニニ・ニ・ニ・ニ・ニ・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー	विकेट	①-1.喀痰吸引_口腔内	サ () () #	(#
010	こいがのトナッシナノ下十数(17億円) (1)とトリバット 中数 (2)アクシデント 中数		①-2.喀痰吸引_鼻腔内	サ ()) #)	#
י ל	/ ※平成29年4月~9月実績についてお答えください ※ 上記期間の実績件数の回答が困難な場合は、直近6か月の内容について	近6か月の内容について	①-3.喀痰吸引_気管カニューレ内部	サ() 件) #	(牛
	回答してください (Q58と同じ期間)		②-1.経管栄養_胃ろう又は腸ろう	サ ()	·	^	#
			②-2.経管栄養_経鼻経管栄養) 件) #)	#
		①喀痰吸引(いつでも○)	1. 利用者の状態の観察不足 2. 医師の指示内容の確認不足 3. 必要物品、機器の品検不足 4. 吸引器の故障・誤作動 5. 吸引器の不適切込取の扱い 6. 誤れた事情での実施 7. 使用後の消毒や後片付けの不備 8. その他()				
090	** たいなっているロイン・Contain たいたので、こので、このでは、 ** 上の期間の実験や数の回答が取職を導合は、 直近 6 か月の枠窓について回答してください (Q58と同じ期間)	②経管栄養(いつでも○)	1. 利用者の状態の観察不足 2. 医師の指示内容の確認不足 3. 必要物品、機器の点後不足 5. 栄養チューブの不適切。の取り扱い間違い 6. 栄養チューブの不適切。の取り扱い 7. 即う手順での実施 7. 即う手順での実施 9. を用後の消毒や後片付けの不備 9. その他(質い			
Q61	【Q57で「1.ありを選択した場合】 とヤリノット報告の活用方法 (いくつでも○)		 とヤルルト事例を職員に周知い注意喚起する ヒヤルルトの発生件数や値向を示して注意喚起する ヒヤルルトの契囚分析を行い、職員にフィード(ツがする セヤルルトの対して、職員にフィード(ツがする) 特に著用していない その他(意喚起する にて注意喚起する 員にフィードバックす 員にフィードバックす	N W		

Q62 [Q57で1.あり を選択した場合] 施設内のヒヤリバット報告制度についての課題(いくつでも))	 ヒヤリルツト報告の基準、報告手順が分からない どのような報告様式を用いてはたいかからない 職員が多忙であり、十分なビリルトが報告がされていない ヒアリルット報告を積極的に発告する職員の雰囲気が確成されない ヒアリルット報告の分析方法が分からない ヒアリルット報告の分析方法が分からない モアリルット報告に要び対策の検討が十分ではない キア・モア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・
学士·頭蓋便丁樂桑條外表卷(b)	回答内容
Q63 安全体制整備の中で現在最も課題となっていること(いべつでも○)	1. 安全委員会(会議)の構築込運用 2. 喀痰吸引等の研修を受講する介護職員の選定 3. 喀痰吸引等心理としても利用者情報の管理 4. 喀痰吸引等に関する手順書の整備や更新 5. 指示書や指導記等等の違切な作誌、管理 6. ヒヤリノット事例報告体制の構築と運用 7. 紫急時対応体制の構築 2. 施設内感染の予防等の空全衛生管理 9. 地域の関係機関との連絡交援体制の整備 10. 特に課題は20、一世のの関係機関との連絡交援体制の整備 11. その他(
Q64 上記課題を解決するための方策・工夫点(自由回答)	[自由回答]

7. 1	介護職員等による略淡吸引等の提供に関する考え、万針等	
<u>£</u>	(1)介護職員等による喀痰吸引等の提供	回答内容
0	Q65 貴施設・事業所における喀痰吸引等を必要とする利用者の今後の動向について、 考えに近したの (ひとつにこ)	 今後、利用ニーズは増えていくと思われる 利用ニーズは特に増えないと思われる 利用ニーズは減っていくと思われる 利用ニーズは減っていくと思われる
	Q65-1 [Q657[1,今後、利用ニーズは増えていた思力れる]を選択した場合] 利用ニーズのある具体的な利用者像 (いべつでもO)	1. 喀痰吸引等を必要とする新規の入所者・利用者のニーズ 2. 既存の入所者・利用者の看取り期のニーズ 3. その他(
	Q66 介護職員等が密級吸引等を実施することに対する考え(近いものひとつに))	 実施すべき どちらかといる(実施すべき どちらかといる(実施すべきではない 実施すべきではない 労からない
	Q66-1 Q66の選択肢を選択した具体的な理由は何ですか(自由回答)	(自由回答)
	Q67 介護職員等が喀痰吸引等を実施することについて、不安はありますが(ひとつに○)	 不安がある やや不安がある 特に不受はない
	Q67-1 【Q67で[1.不安がある][2.やや不安がある]を選択した場合】 不安と感じる理由(いくつでも○)	1. 管理者側が現在の制度を十分に理解していない 2. 施設のリスク管理が難しい 3. 利用ニーズに対して安定的に職員を確保できない 4. 利用者、家族への説明費任を表でこが埋しい 5. 認定特定行為業務従事者等の医療に関する専門的な知識が 不足している 6. 認定特定行為業務従事者等の万量が低い 7. 認定特定行為業務従事者等の万量に「バラきがある 8. 認定特定行為業務従事者等の形態の引電に「バラきがある 8. 認定特定行為業務従事者等の形態の引電が必要な利用者に 接する頻度が低、経験が審積を打ていない 9. 認定特定行為業務従事者等の医師や護機員に報告すべき 事項や内容の判断レベルにバラフきがある 事項や内容の判断レベルにバラフきがある 10. 医領や看機機員が不任時の介機職員等の緊急対応 11. 医師や看機機員が不任時の介護職員等の緊急対応 12. その他(

2)介護職員等による喀痰吸引等の提供による効果、課題発生状況	1. 2. 2. 2. 3. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4.	1. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3.	(自) 小機能局等が密接吸引等を実施するにあたって、現行の制度では対応できないなど、現代制度の適用上で課題と感じる点、改善すべきと思われる点等が抜れば記入してください (自由回答)
回答内容 1	 利用者の生活に合わせた処盤ができるようになった 介護職員等が実施することで、喀痰吸引等の提供の効率が図られた 着護職員の業務の担打が減少した 泰職雇制で情報共有する機会が増えた 地域の利用ニーズに広えることができた 地域の利用ニーズに広えることができた 地域の利用ニーズにおえることができた 地域の利用ニーズにおえることができた 地域の利用ニーズにおえることができた 地域の利用ニーズによることができた 地域の利用こそのに対象 地域の利用者が増えた はない で他 	 介護職員等の業務量が増えた 介護職員等の心理的自担が増えた 介護職員と看護職員の役割分担で混乱することが増えた セヤリルペト・アクシデントが増えた 特にない その他((自由回答)
(2)行為別の利用者の受入れ状況		以下の①、②についてお答えだ ①入所者の受入れの制限 起 Q72 (いつでもり) (平成29	②実際に受入れた助うたことの (平成29年4月か59月の

1. 血糖測定、インスリン注射 (自己管理・介助含む)

①の回答

2. 静脈内注射 (点滴含む) 3. 中心静脈栄養の管理 4. 透析 (在宅自己腹膜灌流を含む) の管理 5. ストーマ (人工肛門・人工膀胱) の管理

7. レスピレーター (人工呼吸器)の管理

6. 酸素療法

8. 気管切開のケア

13. 皮膚・創傷処置(褥瘡を除く)

14. 摘便 15. 浣腸

11. カテーテルの管理)

12. ネブライザー

10. 褥瘡の処置

9.疼痛管理

以下の①、②についてお答え代さい。 ⑥入所者の受入れの帰限を終けている行為 (いくつてもご)、「年成29年9月30日時点) ②実際に受入れを断ったことのある行為 (いくつでもご) (平成29年4月か59月の実績)

喀痰	吸引等以外の医行為の提供力	喀痰吸引等以外の医行為の提供が必要な利用者の状況(平成29年9月30日時点)	月30日時点) ※ショートステイ利用者を除く	イ利用者を	条	
1)行為	1)行為別の利用者		回答内容	内容		
		(は) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	1. 必要な利用者がいる → (Υ(2. 利用	利用者はいない
		②静脈内注射(点滴含む)	1. 必要な利用者がいる → (~	2. 利用	利用者はいない
		③中心静脈栄養の管理	1. 必要な利用者がいる → (Y (2. 利用	利用者はいない
		④透析(在宅自己腹膜灌流を含む)の管理	1. 必要な利用者がいる → (Y (2. 利用	利用者はいない
		⑤ストーマ (人工肛門・人工膀胱) の管理	1. 必要な利用者がいる → (Y (2. 利用	利用者はいない
		至少年	1. 必要な利用者がいる → (Υ (2. 利用	利用者はいない
		②レスピレーター(人工呼吸器)の管理	1. 必要な利用者がいる → (Υ (2. 利用	利用者はいない
		®気管切開のケア	1. 必要な利用者がいる → (Y (2. 利用	利用者はいない
7	喀痰吸引等以外の医行為の提供が	9疼痛管理	1. 必要な利用者がいる → (Y (2. 利用	利用者はいない
<u>}</u>	必要な利用者の有無、利用者数	霊派の海線の	1. 必要な利用者がいる → (Υ (2. 利用	利用者はいない
		迎カテーテルの管理	1. 必要な利用者がいる → (~	2. 利用	利用者はいない
		◎ネブライザー	1. 必要な利用者がいる → (Υ (2. 利用	利用者はいない
		() 対象を関し、関係の関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関	1. 必要な利用者がいる → (Υ (2. 利用	利用者はいない
		動艇®	1. 必要な利用者がいる → (Υ (2. 利用	利用者はいない
		19 治腸	1. 必要な利用者が $NS ightarrow ($) 人	2. 利用	利用者はいない
		劉	1. 必要な利用者が $3 ightarrow ($) Y	2. 利用	利用者はいない
		⑩その他(1. 必要な利用者が $3 ightarrow ($) \	2. 利用	利用者はいない
		®その他(1. 必要な利用者が $ ho$ 3 $ ightarrow$ () 人	2. 利用	利用者はいない

			17. 8	9他()	
			18. 0	ずれも制限を設けていない	
施設・事業所票は以上となります。ご多忙の中、ご協力いただき誠にありがとうございました。	ご多忙の	7、小人	協	りいただき誠にありがとうございました。	

16. 一時的導尿

施設長· 管理者

介護職員等による喀痰吸引等の実施状況に関するアンケート調査 施設・事業所票

○特に期日を明記している設問以外はすべて、平成29年9月30日時点の状況についてお答え代さい。 ○回答は、あてはまる番号をOEDで囲んでください(各設問にて「ひとつにつ」「いべつでも)」なご回答数が指定されています)。 ○数字を回答する説問について、該当する人、回数、件数等がない場合は「0 」と記入してください。 ○回答後は、同封の返信用封筒に封縛い、平成29年11月10日(金)までにご投函</mark>ください。 [介護老人保健施設] ○この調査票は、貴施設の<u>「施設長」、「管理者」</u>の方がご回答ください。 【回答にあたっての注意事項】 が回答

T	* 雪~	基本情報(平成29年9月30日時点)	
	(1) 施設属性	投属性	回答内容
	٥1	所在地)都·道·府·県
	Q2	開設年	西曆 () 年
	03	開設主体(ひとづこ○)	 地方公共団体(市区町村、広域連合、一部事務組合) 医療法人 社会福祉法人 その他()
	Q4	併設、または隣接している施設、事業所等(いべつでも))	 病院 診療所 動間循鍵事業所 小節體を人福祉施設 その他()
	95	定員数 ※短期入所療養介護(ショートステイ)を除く(以下Q11まで同様)	()人
	90	入所者数	イ()
102	47	入所者の要介護度区分	①要介護1 () 人 () 要介護4 () 人 () 受力 ②要介護2 () 人 () 受力 () 人 ()
	98	入所者の認知症高齢者自立度	①自立()人 ④正()人 ②1()人 ⑤N()人 ③1()人 ⑥M()人 ③で明()人
	60	平均在所日数(平成28年度)	平均()日
	※中拉	※平均在所日数の計算式:平均在所日数=入所者延数÷(新入所者数+退所者数)/2	(小数点第1位まで記入)
	010	登録特定行為(喀痰吸引等)事業者の登録(ひとつに〇)	 登録済み 2. 申請中 3. 申請予定 4. 未登録
	Q11	主な加錚の算定状況(※平成29年9月中に1件でも算定した加錚) (LKつでも〇)	1. サービス提供体制強化加算 5. 口腔機能維持管理体制加算 2. 夜動職員配置加算 6. 口腔機能維持管理加算 3. 経口終行加算 7. 療養飲加算 4. 経口維持加算 8. ターミナルケア加算

	(((() (() () () () () () () () () () ()	3. 雅山松1.加异 4. 経口維持加算	/・ が食込が4年 8. ターミナルケア加算	予加算
7	2.職員体制(平成29年9月30日時点)※ショートステイ専従の職員を除く	×		
	(1) 医師の体制	州四	回答内容	
		①-1. 実人数_常勤医)	丫(
	Q12 医師の人数	①-2. 実人数_非常勤医)	丫(
		①-3. 常勤換算数_常勤·非常勤合計)	Y (

※常勤換算数=従事者の1週間の勤務延時間数(残業は除り/当該施設・事業所に常勤の従事者が勤務すべき1週間の時間数(所定労働時間) (小数点以下第1位まで記入(小数点以下第2位を四捨五入)、得られた結果が0.1に満たない場合は10.1と記入して代さい) 管理医師に連絡する
 協力医療機関に連絡する
 救急車を呼ぶ
 その他(Q13 医師不在時の緊急時の対応 (いくつでも○)

	THE STATE OF THE S			回る内容		
L			①-1. 実人数_常勤)) 丫	
		①看護師	①-2. 実人数_非常勤)	~ (
	7m = 1944.442		①-3. 常勤換算数_常勤·非常勤合計	か合計 (~(
Q14 看	看護職員数		②-1. 実人数_常勤)	丫(
		②准看護師	②-2. 実人数_非常勤)	~(
			②-3. 常勤換算数_常勤·非常勤合計	か合計 (~(
Q15 看	看護職員の夜勤休制 (ひとつにこ)		原則、夜動に看護職員が配置されている 原則、複動に看護職員が当直する 劉務ローデーションにより看護職員が勤務することがある (いないときたある) 原則、看護職員は夜勤、当直を行わない 原則、看護職員は夜勤、当直を行わない 原則、看護職員はな勤、当直を行わない	配置されている る 護職員が勤務す 当直を行わない	37 <i>L1</i> 1183	
				NEW		^
Q16 7;	オンコール体制の有無(いくつでも○)		1. 役回はインコール本制をC2 Cいる 2. 休日はオンコール体制をとっている 3. オンコール体制はたっていない	5 CV 8 5 CV 8 5 CV 8		
(3) 介護職	介護職員の体制			回答内容		
			①-1. 実人数_常勤)	Υ (
		①介護職員	①-2. 実人数_非常勤)	Υ (
7	未加粗扰		①-3. 常勤換算数_常勤·非常勤合計	#음태 (Y (
717	7.1 6岁年以后9.5人		②-1. 実人数_常勤)	丫(
		①のうち、介護福祉士	②-2. 実人数_非常勤)) 人	
			②-3. 常勤換算数_常勤·非常勤合計) 指合机	Υ(
(4) 認定特	認定特定行為業務従事者の体制			回答内容		
			①-1. 実人数_常勤)) 丫	
		金字 1 中耳卷八卷一苯	①-2. 実人数_非常勤)) 人	
			⇒①-12の職員のうち、実際に喀痰吸引等を提供している職員	客痰吸引等を提供 () 首郷をいひ) 人
			①-3. 常勤換算数_常勤·非常勤合計	#음計 () 丫	
			①-1. 実人数_常勤)) 丫	
		②等っ中耳参の修了来	①-2. 実人数_非常勤)) 人	
			⇒①-12の職員のうち、実際に喀痰吸引等を提供している職員(客痰吸引等を提供 (している職員 (∀
			①-3. 常勤換算数_常勤・非常勤合計	か合計 (~(
		③第3号研修の修了者	①-1. 実人数_常勤	<u> </u>	Y (
		※第3号研修修了者のうち、第1日 第2日 124 144 144 144 144 144 144 144 144 144	①-2. 実人数_非常勤	<u> </u>	Υ (
K-0	認定特定行為業務従事者等の人数	ラ、第2号が1個を1個」しい場合は、①②に記入してください	⇒①-12の職員のうち、実際に喀痰吸引等を提供している職員	客痰吸引等を提供 () 巨郷をいて	Υ (
. ×	※①-1、①-2、①-3については、実際に喀痰吸引 等を担任している地がもが中間わかい		①-3. 常勤換算数_常勤·非常勤合計	か合計 () 丫	
	ぎんない場合は「0」と記入してください		①-1. 実人数_常勤)) 丫	
*	※平成29年9月30日時点の状況をお答えください	4) ※	①-2. 実人数_非常勤)	丫(
		いる場合は①~③に記入して/ださい(毛指な))	⇒①-12の職員のうち、実際に喀痰吸引等を提供している職員(\$痰吸引等を提供(している職員(~
		//ccv (里校みの)	①-3. 常勤換算数_常勤·非常勤合計	か合計 (~(
			①-1. 実人数_常勤	\smile	~(
		⑤実務者研修の修了者で	①-2. 実人数_非常勤	\smile	~(
		実地研修を修了した者	⇒①-12の職員のうち、実際に喀痰吸引等を提供している職員	\$痰吸引等を提供(している職員 (Υ (
			①-3. 常勤換算数_常勤・非常勤合計	か合計 (~(
			①-1. 実人数_常勤	<u> </u>	~ (
		⑥養成施設における養成課程を	①-2. 実人数_非常勤	<u> </u>	~ (
		修 Jした7 F護備化工 (平成29年1月国家試験合格者)	⇒①-12の職員のうち、実際に喀痰吸引等を提供している職員(客痰吸引等を提供 () 巨郷智(~
			①-3. 斯勒梅寶数 浜野·非烷野合計	助合計 (1 (

)人 非常勤職員:(

※指導看護師:喀痰吸引等の実地研修にて、実地指導、評価を担う看護職員(保健師、助産師又は看護師)

 Q26
 実地研修指導看護師の有無 (ひとつにつ)

 Q26-1 (Q26で「1.いる」を選択した場合]

 計導看護師の実人数

1. いる 2. いない 常勤職員: (

ĸ	3. 認定特定行為業務従事者の確保			
	(1) 確保状況、方針、研修受講状況		回答内容	
400	Q21 利用ニーズに対する現在の認定特定行為業務従事者等の過不足状況 (ひとつにつ)	者等の過不足状況(ひとつに○)	 かなり不足している 不足している 必要な機関の数は潜たしている 必要以上に確保できている 分野込む。 	
	【Q21で「1.かねり不足している」「2.不足している」を選択した場合】 Q21-1 不足している要因として考えられること (u<つでも○)	.ている」を選択した場合】 (つでも○)	 研修受講を発する介護職員がいない 研修受講してから登録までに時間がかかる 事件受異自体が困難 分からない その他(_
	Q22 認定特定行為業務従事者等の確保について、今後の方針(ひとつに〇)	:の方針(ひとつにこ)	 積極的に確保していく 必要に応じて審保していく 積極的に確保したとは思わない 上記のいずれでもない 分からない 	
	Q22-1 【Q22で「3.積極的に確保したいとは思わない」を選択した場合】 Q22-1 確保したいと思わない理由(自由回答)	3い」を選択した場合】	(秦回母司)	
	現在、喀痰吸引等研修を受講している職員、または今年度受講予定の Q23 介護職員の有無 (ひとつに〇)	今年度受講予定の	1. いる 2. いない	
		①第1号研修受講者	常勤職員:()人非常勤職員:()	Y
		②第2号研修受講者	常勤職員:()人非常勤職員:()	~
	Q23-1 受講者数 (受講予定者数合む) ※いない場合は「0 」を記入してください	③第3号研修受講者	常勤職員:()人非常勤職員:()	~
		④実務者研修修了者で 実施研修受講者	常勤職員:()人 非常勤職員:()	\prec
	Q24 研修受講対象者の選定方法 (UKつでも())		 介護職員の希望を確認し、希望者から選定 施設で送定した上で、介護職員の希望、意向を確認し選定 その他(
	Q25 研修受講に係る時間の取り扱い(ひとつにつ)		 研修時間は勤務時間としている 一一・研修時間は勤務時間かとし、休暇(有給)で対応している 3. 研修時間は勤務時間かとし、休暇(無給)で対応している 4. そのも(4. 	_

1. 中部を発出に対する過程			ŀ	
1.2 2.2 2.2 2.3 2.				選挑肢
27 (2第3号研修について (いくつでもの)) 4.4 28 (2第3号研修について (いくつでもの)) 6.6 28 (2第3号研修について (いくつでもの)) 7.7 28 (2第3号研修について (いくつでもの)) 10.0 28 (2第3号研修について (いくつでもの)) 2.0 29 (2第3号研修について (いくつでもの)) 7.7 29 (229年11.20)を選択した場合) 1.1 2029-1 (229で11.20)を選択した場合) 1.1 (※第1号、第2号研修について (いくつでもの)) 1.4 2039-2 手当等の条件 (※平成28年度の実績) (ひとつにの) 1.2 (※第1号、第2号、第3号等で金額が異なる場合は、それらの平均値) 3.3 (※第1号、第2号、第3号等で金額が異なる場合は、それらの平均値) 1.4 (※第1号、第2号、第3号等で金額が異なる場合は、それらの平均値) 1.4 (※第1号、第2号、第3号等で金額が異なる場合は、それらの平均値) 2.2 (※第1号、第2号、第3号等で金額が異なる場合は、それらの平均値) 3.3 (※第1号、第2号、第3号等で金額が異なる場合は、それらの平均値) 2.2 (※第1号、第2号、第3号等で金額が異なる場合は、それらの平均値) 3.3 (※第1号、第2号、第3号等でを放けにありを遂跡では、はいつでもの。 2.2 (※第1号、第2号、第3号等でを対しないづけである。 2.2 (※第1号、第2号、第3号等でを対しないでは、いつでものでは、いつでは、いつでは、いつでは、いつでは、いつでは、いつでは、いつでは、いつ				
22				
25 (1.4 の対応 (1.4 できた。) (1.5 できん。) (1.5 できょう) (1.5 でき				
27 ①第3号研修について(いくつでも)) 7. ②第3号研修について(いくつでも)) 7. 28 9. 28 9. 28 11. 28 12. 29 12. 28 3.3 28 3.3 29 3.3 30 4. 40 5. 20 2. 21 2. 22 2. 23 3. 24 4. 25 2. 26 2. 27 2. 28 3. 30 3. 40 3. 41 4. 42 4. 43 4. 43 4. 44 4. 45 4. 46 4. 47 4. 48 4. 49 4. 40 4. 40 4. 41 4. </td <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>				
(2第3号研修について (いくつでもの) (いくのでもの) (いくのでもの) (いくのでもの) (いくつでし) (いくつでし) (いくつでし) (いくつでもの) (いくつでもの) (いくつでもの) (いくつでもの) (いくつでし) (いくつでもの) (いくのでもの) (いくの) (いくの) (いくの) (いくの) (いくの) (いくの) (いくの) (いくの) (基本研修受講に関する課題		
(2第3号研修について (LKつでもの) 8.7 (LKつでもの) 9.7 (LKつでもの) 9.7 (LKつでもの) 9.7 (LKののは LMのの間を LMの間を LMのに (LKつでもの) 1.1 (Q29で11.80)を選択した場合 LMのに (LKのでもの) 1.1 (Q29で11.80)を選択した場合 LMのでもの LMのでは (LMのでもの)を Amを等のほから HMを等のを LMのでもの LMののでは LMののでは LMのでは LM	92	1		
10.00回答 10		②第3号研修について (いくつでも○)		
10.00回路 2.00回路 1.00回路				
10. 10				
11. 12. 13. 14. 14. 15				
12. 12. 12. 13. 14. 15			\	
(20回答 ②の回答 3.3 (20回答 ②の回答 3.4 (20回答 3.4 (20回》 3.4 (20回				12. その他()
28 東地研修愛瀾に関する課題 (2第3号研修について (いくつでもの) 4. 28 (2第3号研修について (いくつでもの) 7. 29 8. 29 認定特定行為業務後事者等に対する手当等の有無 (ひとつにの) 10. 29-1 [Q29で11.あり]を選択した場合] 1. (Q29-2 手当等の金額 (※平成28年度の実績) (ひとつにの) 1. (29-2 手当等の金額 (※平成28年度) 1. (※第1号、第2号、第3号等で金額が異なる場合は、それらの平均値) 1. (※第1号、第2号等で金額が異なる場合は、たれらの平均値) 3. (※第1号、第3号等で金額が異なる場合は、表別を等のスキルアップに関する教育、所能等の関係を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を				選択肢
(2.9-1 [Q297[1.40]を選用(以のでもの) (以と) (以のでもの) (以のでもののでは、) (以のでものは、) (以のでもの				
23				
2.28 (1.36) (1.42) (1.42) (1.42) (1.42) (1.42) (1.42) (1.42) (1.43) (1.43) (1.44) (1.42)				
228 (1.40円を対象について (いくつでもの)				
(2) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1		実地研修受講に関する課題		
(2第3号研修について (いべつでもの) 8. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10	92			
12. 14. 15. 15. 16. 17		②第3号研修について (いくつでも○)		
10. 10				
10. 10				
11. 12. 12. 13. 14. 14. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 16. 16. 16. 17				10. 分からない
12. 12. 12. 13. 14. 14. 15			\	11. その他(
 ・ 記定特定行為業務(証書音等に対する手当等の有無 (ひとつこ○) ・ 1. (Q29で「1かり」を選択した場合) ・ 2.9 ・ 1 手当等の条件 (※平成28年度の実績) (ひとつこ○) ・ 2. ・ 2. ・ 3. ・ 3. ・ 3. ・ 3. ・ 3. ・ 3.				12. その他(
1. [Q29で「1.4D]を選択した場合] (ひとつにつ) 1. [Q29で「1.4D]を選択した場合] (ひとつにつ) 2. 3. 3. [Q29で「1.4D]を選択した場合] (ひとつにつ) 2. 3. 3. [Q29で「1.4D]を選択した場合] (ひとつにつ) (※第1号、第2号、第3号等で金額が実なる場合は、それらの平均値) 施設研修修了後のスキルアップやフォローアップに関する教育、研修等の有無(ひとつにつ) 1. [Q30で「1.4D)を選択した場合] 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3.	(3)	H修修了後の対応		回答内容
(229-1 [Q297「1.50]を選択した場合] 2. 1. 手当等の条件 (※平成28年度の実績) (ひとつにつ) 2. 3. [Q29-2 手当等の金額 (※平成28年9月の実績) (ひとつにつ) (※第1号、第2号、第3号等で金額が異なる場合は、それらの平均値) 施設研修修了後のスキルアップやフォローアップに関する教育、研修等の有無 (ひとつにつ) 1. 329-1 [Q307「1.50]を選択した場合] 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3.	92		{ (ひとつにつ)	
(公第15条) (公29で11.4の) (本選択した場合) (本第19条) (本第198) (本第198) (本第198) (本第198) (本第198) (本第198) (本第198			(05)(27)	
研修作了後のスキルアップやフォローアップに関する教育、研修等の有無 (ひとつに○) 1. [030で「1.4の」を選択した場合] 2. 2. 330-1 教育、研修等の実施主体 (いくつでも○) 4. 5.		<u> </u>	3る場合は、それらの平均値)))
1. 【Q30で「1.あり」を選択した場合】 2. 数首、研修等の実施主体(いくつでも〇) 4. 4.	63		育、研修等の有無(ひとつに○)	あり 2.

喀痰吸引	等が必要な利用者の状況(平成29年9月30日時点)	9年9月30日時点)※ショ-	-トスティ利用者を除く
1)行為別の利用者	用者		回答內容
		①-1.喀痰吸引_口腔内	 必要な利用者が、3 → () 人 2.利用者はいない ⇒「1.」のうち、認定特定行為業務従事等者が関与している利用者数 () 人
		①-2 廖荻阳引 皇路内	1. 心要な利用者が $3 ightarrow ($)人 $2. 利用者はいない$
		(U-4.ºE70X/9X319#UE173	⇒「1.」のうち、認定特定行為業務従事等者が関与している利用者数()人
		①-3 咳痰 103 (1. 心要な利用者がいる $ ightarrow$ ()人 $2. 利用者はいない$
路級0	客痰吸引等が必要な利用者の有無	() 'FIX'YX'JI X'E'X' - 1 'SIP'	⇒「1.」のうち、認定特定行為業務従事等者が関与している利用者数()人
	(利用者がいる場合)	⊕-1.2.3.055,	1. 利用者がいる → () 人 2. 利用者はいない
平 ↑	→利用者数、 →聚定特定行為業務従事者等が軍施厂	喀痰吸引_人工呼吸器装着者	⇒「1.」のうち、認定特定行為業務従事等者が関与している利用者数() 人
	関与している利用者数	《文体丛集 图72+4(48672)	1. 必要な利用者が、 $3 o ($)人 $2.$ 利用者はいない
		(C-1.*控告米坂_自つJ8/21&MOJ	⇒「1.」のうち、認定特定行為業務従事等者が関与している利用者数() 人
		并 计	1. 必要な利用者が、 $S ightarrow$ ()人 $2.$ 利用者はいない
		②-2.柱百米贯_柱焊柱百米贯	→「1.」のうち、認定特定行為業務従事等者が関与している利用者数() 人
		②-1.2.035,	1. 利用者がいる → () 人 2. 利用者はいない
		発育米衡_半固が5米領部 利用者	→「1.1のうち、認定特定行為業務従事等者が関与している利用者数() 人
喀痰吸引	隊級吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者等が実施に関与して いない理由 (いべつでも○)	為業務從事者等が実施に関与して	1. 認定特定行為業務企事者等が不足しており体制が組めないため 2. 認定特定行為業務従事者等の力量が不足しているため 3. 利用者の状態によって、認定特定行為業務従事者等による 提供リスがあるため 4. その他(5. 認定特定行為業務従事者等は利用者全員に関与している
Q32-1	【Q32で「3.」を選択した場合】 提供リスクのある具体的な利用者の状態	(いくつでもこ)	 看取り期 状態急変時(看取り期以外) その他の状態()
行為別の利	(2)行為別の利用者の受入れ状況		回答内容
Q33 入所書	入所者の受入れの制限を設けている行為(いくつでも〇)	(09	 「略成吸引」「開始内 「略成吸引」「開始内 「略成吸引」「東地内 「略成吸引」人工呼吸級裁技者者 経営栄養」買うまたは関う 経営栄養」買うまたは関う 経営栄養・運用形化栄養剤利用者 、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Q33-1	【Q33で[1,~4 喀痰吸引 を選択した場合】 制限を設けている理由(いべつでも○)	(4)	 1. 利用ニーズに対応できる認定特定行為業務従事者等が 不足しているため 2. 看護職員の対応体制が構築できないため 3. 医学的管理が増しため(医師による判断) 4. リスケ管理が増しため 5. 今までに受け入れたこがないため 6. その他(
Q33-2	【Q33で「5、~7 経管栄養」を選択した場合】 制限を設けている理由(レベつでも〇)		 利用ニーズに対応できる認定性特定行為業務従事者等が 不足しているため 看護職員の対応体制が構築できないため 医学的管理が難しため(医師による判断) テタギでに受け入れたことがないため 今までに受け入れたことがないため その他(
Q33-3	【Q33で「1、~7」を選択した場合】 実際に受入れを断ったことのある行為(平成29年 4 月から9月までの期間) (いくつでも○)		 「喀痰吸引」口腔内 「喀痰吸引」鼻腔内 「喀痰吸引」鼻腔内 「雪紫吸引」人工呼吸器装着者 経管栄養 胃シネルは陽う 経管栄養 「胃シネルは陽う 経管栄養・理固形化栄養剤利用者 採管栄養・実際に加ったことはない

・ 喀痰吸引等の提供プロセス 3.34間 素素を不同意整備	四%什%
出合からの同点な行	미움시작
Q34 主に利用者への説明、同意取得を行う者(いべつでも○)	1. 施設長 2. 管理医師 4. 准看題師 5. 介護職員(設定特定行為業務従事者等) 5. 介護職員(3. 以外) 7. 介護支援専門員 8. 支援相談員)
Q35 利用者への説明、同意取得を行う上で課題となっていること(いくつでも○)	1 制度自体の設閉が難しい 2. 安全性、Uスがこいで説明することが難しい 3. 利用者の状態により、本人の同意取得が難しい(家族の同意となる) 4. 家族の方が強力で同意取得に手間がかかる 5. 家族の方の外態により、家族の方の判断が困難 6. 同意取得の更新期間が短い)
利用者への説明:同意取得の際、トラブルとなった事例があれば、記入してください Q36 (自由回答)	(自由回答)
(2)医師の指示書取得	回答内容
Q37 医師の指示書の取得方法(管理医師への依頼方法)(いべつでも○)	 7. 介護職員(認定特定行為業務従事者等)が依頼する 2. 介護職員(1. 以外)が依頼する 3. 看護職員が依頼する 4. サービス担当者会議等の会議の現場を通じて依頼する 5. その他(
Q37-1 【Q37で[1.1[2.1の介護職員を選択した場合】 指示書について看護職員との情報共有の有無 (ひとつに○)	1. 看護職員と情報共有している 2. 情報共有していない
Q38 指示料の利用者負担の有無 (ひとつにつ)	1. あり 2. なし
Q39 医師の指示書を取得する上で課題となっていること(いべつでも〇)	1. 制度についての説明を行う必要がある 2. 指示書をの重新期間が扱い 3. 指示書を体験している取得でに時間がかる 4. 主治医毒と発点がなく、依頼が難しい 5. 利用者に対し複数の医療機関、医師が関わっている場合の 依頼だの判断 6. 緊急時の指示書取得が難しい 7. その他(
(3)個別計画書の作成	回答内容
Q40 個別計画書の作成に関わっている専門職(いくつでも〇)	 管理医師 看腦師 推薦員 介護職員(4.以外) 介護職員(4.以外) 介護職員(7.以外) 介護職員(7.以外) 少報相談員(7.01、5T) 少中心職員(PT.01、5T)
Q40-1 【Q40で「2.看護師」「3.准看護師」を選択した場合】 看護職員の関与の方法 (ひとつにこ)	 ・個別計画書の作成段階から看護職員が開与し、作成している ・介護職員等が作成し、看護職員が確認している ・その他(
個別計画書の見直しに向けた、医師または看護職員による Q41 定期的なモニタリングの実施頻度(ひとつに○)	1. 毎月 2. 2か月に一度 3. 3か月に一度 4. 半年に一度 5. 上記以外の頻度 () 6. 実施していない

Q42 モニタリング後の情報共有(いべつでも○)	 利用者に関係するチームメンパーが集まる「場」を設定し、情報共有を行っている行うにない。 特に場は設定しないが、対面にて個別に情報共有を行っている 特に場は設定しないが、電話等にて個別に情報共有を行っている 特に場は設定しないが、モニクリング記録等の提供にて情報共有を行っている 特に場は投充しないが、モニクリング記録等の提供にて情報共有を ち、その他(り 5、その他()) 6、特に情報共有は行っていない)
(4)日常的な情報共有(カンファレンス等)の実施	回答内容
Q_{43} 喀痰吸引等の実施にあたり、利用者に関係するチームメンバー間で、利用者の状況等に Q_{43} 関する情報の共有を行っていますか(ひとっに \bigcirc)	1. 行うている 2. 行っていない
	1. 管理医師 3. 週1回程度 4. 月1回程度 5. その他()
	1. 毎日 2. 週2~3回 2. 看護職員 3. 週1回程度 4. 月1回程度 5. その他()
	3. 介藤職員 1. 毎日 2. 週2~3回 (認定特定行為 3. 週1回程度 4. 月1回程度 業務従事者等) 5. その他()
【Q43で「1.行っている」を選択した場合】 Q43-1 「精報共育を行っているチームメンバー(いべつでも○)、	2. 週 回程度 4. 月 b(
○をつけたチームメンバーについて、情報共有の頻度(ひとつに○)	5. 介離支援 1. 毎日 2. 週2~3回 専門員 3. 週1回程度 4. 月1回程度 5. その他()
	6. 支援相談員 3. 適1回程度 4. 月1回程度 5. そ後他(5. その他(
	7. リハビリ議員 1. 毎日 2. 過2~3回 (PT、OT、ST) 3. 過1回程度 4. 月1回程度 (PT、OT、ST) 5. その他(
	1. 毎日 2. 遡2~3回 8. その他 3. 週1回程度 4. 月1回程度 5. その他 ()
	[自由回答]
日常的なチームメンバー間の情報共有の方法等について、特に工夫していることがあれば 2人して《ださい(自由回答)	
(5)看護職員による指導・助言	回答内容
看護職員による認定特定行為業務従事者等に対する指導・助言の実施状況 (しべつでも○)	 日々の情報共有等の際に必要に応じて指導・助言が行われている 定期的にケア実施等に必要に応じて指導・助言が行われている 介護職員等の要望に応じて、ケア実施時に同行し、実地にて指導・助言が行われている 地強を有解他し、定期的に指導・助言が行われている とせいいい・ファラブトの報告があたときに指導・助言が行われている Eヤリリい・ファラブトの報告があたととは指導・助言が行われている 他別以計画書やマニュアルの作成時に指導・助言が行われている その他(特に指導・助言は行われていない
(6)実施報告書	回答内容
Q46 実施報告書の医師への提出頻度 (ひとつにこ)	1. 毎月 2. 2か月に一度 3. 3か月に一度 4. 半年に一度 5. 上記以外())

6. 喀痰吸引	6. 喀痰吸引等の提供に関する安全対策実施状況	
(1)略級吸引事 ※他の委員3	(1)略液吸引等の女宝に関する会員会や完議についく ※他の委員会や会議と合わせて開催する場合を含む	回答内容
Q47 設置権	Q47 設置有無 (ひとつに○)	1. あり 2. なし
Q47-1	【Q47で「1.あり」を選択した場合】 委員会(会議)開催回数(平成29年4月~9月の期間)	
Q47-2	【Q47で「1.あり」を選択した場合】 委員会 (会議) メンバーの職種 (いべつでも○)	 節型医師 管型医師 推看護師 介護職員(認定特定行為業務従事者等) 介護職員(5.以外) 介護職員(5.以外) 介護職員(5.以外) 少 が護支援専門員 支援相談員 リルビー職員(PT.OT.ST) 10.管理栄養土・栄養土 11.その他()
Q47-3	【Q47で[1.あり を選択した場合】 委員会(会議)での検討内容(いつでも○)	 委員会(会議)の規程に関すること 唯成吸引等の変施手順、方法等に関すること 上ピリルト事何等の分析 ヒピリリル・事何等の分析 ヒアリリル・事何等の分析 「解放吸引等の変施状況等の報告 「解放吸引等の変施状況等の報告 「解放吸引等の変施化力が3環施における課題についての検討 「解放吸引等の運動化が30字る之 「審放吸引等の運動の役割が担に関すること ・ 看越職員とが意識員の役割が担に関すること ・ 医療連携の具体的対応に関すること ・ 医療連携の具体的対応に関すること ・ こをの他(
Q47-4	【Q47で「1.あり]を選択した場合】 委員会(会議)の運用上の課題(いべつでも○)	 開催時間の確保が難しい 構成が変化少ない 構成とゾーへの施運に信りがある 職業や部門間の鑑力ある 機計すべき付客が入からない メンバー間の議論や感見交換が少ない 合意形成が難しい 売量形成が難しい 特に課題はない 特に課題はない もの性(しその他)
※喀痰吸引等制 規則」第26条の 号)	※喀泉吸引等制度では、登録特定行為事業者の登録要件として、「安全委員会の設置」や「業務方法書の作成」が規定されています。(「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」第26条の3)、「(通知)社会福祉土及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について(喀痰吸引等関係)」 平成23年11月11日付け 社援発1111第1 号)	法書の作成 Jが規定されています。(「社会福祉士及び介護福祉士法施行 いて(喀痰吸引等関係)」 平成23年11月11日付け 社援発1111第1
(2)マニュアル((業務手順書等)の整備状況について	回答内容
Q48 略級明	喀痰吸引等の実施に関する緊急時の連絡網の有無(ひとつに〇)	1. あり 2. なし
か護職 (7)と (2)と (2)と (3)と (3)と (4)と (4)と (4)と (4)と (4)と (4)と (4)と (4	介護職員が喀痰吸引等を実施するためのマニュアル(業務手順書等)の有無 (ひとつに○) ※既存のマニュアルにおいて喀痰吸引等を実施するための内容が記載されている 場合を含む	1. あり 2. なし 3. 作成・検討中
Q49-1	【Q49で「1.」を選択した場合】 作成に関与した職種(いくつでも○)	 施設長 管理医師 希腊師 介護職員(認定特定行為業務従事者等) 介護職員(5.以外) 介護基皮援専門員 以代」職員(PT、OT、ST) た他とり職員(PT、OT、ST)
Q50 7=17	マニュアル(業務手順書等)の運用上の課題(いくつでも○)	 マニアル等の内容が、実態に関した内容になっていない マニアル等の内容に不足がある マニアル等の十分に活用されていない マニアル等の件分が構員によってわかりにい マニアル等の内容が構員によってわかりにい 特に課題はない その他(

(3)とヤリハット・アクシデント	-10-11-01-01-01-01-01-01-01-01-01-01-01-			ď	魯		
戦告体制・仕組み	Cヤリルット事例報告体制・仕組みの有無 (ひと)に○.		1.	あり 2. なし			
貴施設全体のヒヤリルト・アウシデント件数(喀痰(1)ヒヤリルト件数(2)アウシデント件数 ※平成29年4月~9月実績についてお答えください	ント件数 (略級原)ント件数てお答えください	貴施設全体のヒヤリット・アクシデント件数(喀痰吸引等に限定しない) (1)ヒヤリット件数(2)アクシデント件数 ※平成29年4月~9月実績についてお答えください	(1)¢.	(1)とヤリシット () 体			
上記期間の実績件数の回答が困難な場合は、直近6か月 >直近6か月の実績の場合、下記に期間を記入してください (平成 年 月~平成 年 月の	難な場合は、直 引に期間を記入し 成 年	※上記期間の実績件数の回答が困難な場合は、直近6か月の実績を記入してください →直近6か月の実績の場合、下記に期間を記入してください (平成 年 月~平成 年 月の実績)	(2)7	(2)アクシデント件数 () 件			
					(1)EPU/\@\	インデジャラデント	ナボ
認定特定行為業務従事者等による喀痰吸引等に関する	§痰吸引等(C)	関する	Ū-1.	①-1.喀痰吸引_口腔内)件)) #
にもリノのト・アクンナントキ数(17億5月) (1)とヤリノットキ数(2)アクシデントキ数	1) 件数		①-2	①-2.喀痰吸引_鼻腔内) 件	_) #
※平成29年4月~9月実績についてお答えください。※ Lantella の音楽体制の音楽を記録されるとは、	3答えください	F. 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	⊕-3.	①-3.喀痰吸引_気管カニューレ内部	()件	_) #
エ記期間の美術干数の凹合が困期 回答してください(Q52と同じ期間)	14場合は、16	※エ記期間の美術什数の凹台が困難な場合は、国立もか月の内谷について回答してださい(Q52と同じ期間)	©-1.	②-1.経管栄養_胃ろう又は腸ろう	() (_	· 中
			@-2	②-2.経管栄養_経鼻経管栄養	() #)) 件
認定特定行為業務従事者等による喀痰吸引等に 関するピヤリルやの内容 ※平成29年4月~9月実績についてお答え付さい	液吸引等に3答えびさい	①喀痰吸引 (いつでも())	3	利用者の状態の觀察不足 医師の指示内容の確認不足 必要物品、機器の結核不足 吸引器の故障。操作動 吸引器の本適切这取り扱い 器が手順での実施 使用後の消毒や後片付けの不備 その他(<u> </u>		•
※上記期間の実績件数の回答が困難な場合は、 直近6が月の内容について回答してください (QS2と同じ期間)	な場合は、ださい	②経置栄養(いつでも())		利用者の状態の観察不足 医師的指示内容の確認不足 必要物品、機器の点後不足 光養剤(派動質)の取り扱い間違い 栄養チューブの不適切は取り扱い 誤か主順での実施 使用後の消毒や後片付けの不備 使用後の消毒や後片付けの不備	23		^
(051で「1.あり]を選択した場合) ヒヤリノやト報告の活用方法 (いくつでも○)	(O		1.2.6.4.0.0	とやリンルト事例を職員に周知い注意喚起するとやリンルト事例を職員に周知い注意喚起するとやリンルの発型の分析を行い、職員にスートバッグするとやリンルのから対策を終討し、職員にスートバッグする特に活用していない	<u></u> (1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (5) (5) (5) (5) (5) (7) (5) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	мм	_
(Q51で「1.ありを選択した場合) 施設内のヒヤリ)ツト報告制度についての課題 (いべつでも○)	の課題(いぐ	(0920	1. 4. 4. 6. 7. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4.	とやリルット報告の基準、報告手順が分からない。 そのような報告権式を用いればよい分からない。 職員が多化であり、十分なセヤリルット類等がれていない。 とヤリルット報告を表験部の「報告する職員の雰囲気が観成されない。 ヒヤリルット報告の分析方法が分からない。 日本別ルット報告の分析方法が多かからない。 特に課題はない。 その他(が分からない か分からない トが報告がされてい si職員の雰囲気が が十分ではない	いない 醸成されな	9
(4)安全体制整備上の課題・工夫点				回答内容	密		
安全体制整備の中で現在最も課題となっていること(いべつでも○)	おっていること	(UK2760)	11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11.	安全委員会(会議)の構築と運用 昭塚吸引等の中能を整理する介護職員の選定 昭成吸引等を必要としている利用者情報の管理 昭成吸引等に関する手順車の整備や更新 指示書や指導記線等の適切な作成、管理 指示書や指導記線等の適切な作成、管理 指示書や指導記線等の適切な作成、管理 指示書や指導記線等の適切な作成、管理 指示書や指導記線等の適切な作成、管理 指示事や指導記線で 指示書や指導記線で 地域の関係機関 神域の関係機関との連絡交援体制の整備 特に課題はない その他(3 端真の選定 で で で を		^
上記課題を解決するための方策・工夫点(自由回答)	河 (自由回)	(Q)	<u></u>	(自由回答)			
							1

. JII.		
(1)7F崑	(1)が護職員寺による略腅吸引寺の提供	四合內容
059	貴施設における喀痰吸引等を必要とする利用者の今後の動向について、 考えに近いもの(ひとつに○)	 今後、利用ニーズは増えていくと思われる 利用ニーズは特に増えないと思われる 利用ニーズは該っていくと思われる
090	介護職員等が容別吸引等を実施することに対する考え(近いものひとつに()	 実施すべき どちかといえば実施すべき どちかといえば実施すべきではない サニがすべきではない 分からない
	Q60-1 Q60の選択肢を選択した具体的な理由は何ですか(自由回答)	(自由回答)
Q61	介護職員等が略級吸引等を実施することについて、不安はありますか(ひとつに○)	1. 不 <i>安协ある</i> 2. やや不安がある 3. 特に不安はない
	Q61-1 (Q61で「1.不安がある」「2.やや不安がある」を選択した場合) 不安と感じる理由(いくつでも○)	1. 管理者側の現在の制度を十分に理解していない。 2. リスや管理が難しい。 3. 利用ニーズに対して安定的に職員を確保できない。 4. 利用ニーズに対して安定的に職員を確保できない。 5. 認定特定行為業務従事者等ののを療に関する専門的な知識が不足している。 6. 認定特定行為業務従事者等の力量が低い。 7. 認定特定行為業務従事者等の力量が低い。 8. 認定特定行為業務従事者等のの関係が必要な利用者に接する制度が低、経験が審善等の医師や看護職員に報告なり。 9. 認定特定行為業務従事者等の医師や看護職員に報告する関係が必要な利用者に接する制度が低、経験が審善等の医師や看護職員に報告する。 11. 医師や看護職員との連携不住のが護職員等の緊急対応。 11. 医師や看護職員との連携不足の、 11. 医師や看護職員との連携不足をのが護職員等の緊急対応。 11. この他(
(2)介證	(2)介護職員等による喀痰吸引等の提供による効果、課題発生状況	回答内容
Q62	介護職員等による喀痰吸引等の提供による効果(いべつでも○)	 利用者の生活に合わせた処置ができるようになった 有職職員等が実施することで、喀痰吸引等の提供の効率が図られた 4、事職職員の業務とした 5、多職雇間で情報共有する機会が増えた 6、地域の利用ニーズに応えることができた 7、地域の利用ニーズに応えることができた 7、地域の利用ニーズに応えることができた 7、地域の利用ニーズに応えることができた 9、特にない 10、その他()
963	介護職員等による喀痰吸引等の提供による課題の発生状況(いべつでも○)	 介機職員等の業務量が増充。 介機職員等の心理的負担が増えた。 介機職員と審議職員のを割り拾りが増えた。 介援職員と審議職員のを割り拾りで混乱することが増えた。 特にない。 特にない。 その他()
Q64	介護職員等が喀痰吸引等を実施するにあたって、現行の制度では対応できないなど、現 ・行制度の適用上で課題と感じる点、改善すべきと思われる点等があれば記入してください (自由回答)	(自由回答)

		T-12541	路炎吸引等以外の医行為の淀状か必要な利用者の状況(半ぬ29年9月30日時点)※ショートムア1利用者を除く	1利用有套	述	
(1)行為別の利用者			回答内容	的容		
	①血糖測定、インスリン注射(自己管理・介助含む)	管理・介助合む)	1. 必要な利用者がいる → (Υ (2. 3	利用者はいない
	②静脈内注射 (点滴含む)		1. 必要な利用者がいる → (丫(2. ;	利用者はいない
	③中心静脈栄養の管理		1. 必要な利用者がいる → (丫(2. ;	利用者はいない
	④透析(在宅自己腹膜灌流を含む)の管理	きむ)の管理	1. 必要な利用者がいる → (丫(2. ;	利用者はいない
	⑤ストーマ (人工肛門・人工膀胱)の管理	:) の管理	1. 必要な利用者がいる → (~	2. 3	2. 利用者はいない
	⑥酸素療法		1. 必要な利用者がいる → (≺ ˆ	2. ÿ	2. 利用者はいない
	②レスピレーター (人工呼吸器) の	の管理	1. 必要な利用者がいる → (~ ^	2. ٪	2. 利用者はいない
	⑧気管切開のケア		1. 必要な利用者がいる → (~ (2. 3	2. 利用者はいない
	⑨疼痛管理		1. 必要な利用者がいる → (~ (2. 3	利用者はいない
Qb5 必要な利用者の有無、利用者数	⑩精瘡の処置		1. 必要な利用者がいる → (~	2. ÿ	利用者はいない
	⑪カテーテルの管理		1. 必要な利用者がいる → (∀ (2. 3	利用者はいない
	®ネブライザー		1. 必要な利用者がいる → (~ (2. ;	利用者はいない
	③皮膚・創傷処置(褥瘡を除く)		1. 必要な利用者がいる → (~	2. ;	利用者はいない
	⑭摘便		1. 必要な利用者がいる → (~	2. ;	利用者はいない
	⑤浣腸		1. 必要な利用者がいる → (~	2. ;	利用者はいない
	60一時的導尿		1. 必要な利用者がいる → (~ (2. 3	利用者はいない
	②その他(^	1. 必要な利用者がいる → (~(2. ;	利用者はいない
	®その他(1. 必要な利用者がいる → (Υ (2. 3	利用者はいない
(2)行為別の利用者の受入れ状況			回答内容	内容		
	① ① ① ② ② ② ② ② ② ② ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③	等 ②の回答	選択肢	NIB NIB		
			1. 血糖測定、インスリン注射 (自己管	(自己管理・介助含む)	3)	
			3. 中心静脈栄養の管理			
				3) の管理		
				の管理		
			酸素療法			
以下の①、②についてお答えください。			レスピレーター (人工呼吸器)	の管理		
①入所者の受入れの制限を設けている行為 (1、ハファキ())	こころ行為		8. 気管切開のケア			
Q66 (5代2/550) (平成29年9月30日時点)			9. 疼痛管理			
②実際に受入れを断ったことのある行為 (いべつでも〇)	行為 (いべつでも○)					
(平成29年4月から9月の実績)	(i)		11. カテーテルの管理			
			12. ネブライザー			
			13. 皮膚・創傷処置(褥瘡を除く)			
			14. 摘便			
			15. 浣腸			
			16. 一時的導尿			
			17. その他()
			18. いずれも制限を設けていない			

施設・事業所票は以上となります。ご多忙の中、ご協力いただき誠にありがとうございました。

・管理者

が回答

施設·事業所票

介護職員等による喀痰吸引等の実施状況に関するアンケート調査 【訪問介護・居宅介護・重度訪問介護】

〇特に期日を明訳している設問以外はすべて、平成29年9月30日時点の状況についてお答えださい。 〇回答は、あてはまる番号を〇印で囲んでください(各設問にて「ひとつに〇」「いくつでも〇」がと回答数が指定されています)。 〇数字を回答する設問について、該当する人、回数、件数等がない場合は「0」と記入してください。 〇回答後は、同封の返信用封筒に封緘い、平成29年11月10日(金)までにご、投配</mark>ください。 ○この調査票は、貴事業所の「事業所長」、「管理者」の方がご回答ください。 [回答にあたっての注意事項]

1.基	基本情報(平成29年9月30日時点)	
(1) 路	(1) 施設属性	回答内容
Q1	区分 (いくつでもこ)	1. 訪問介護 2. 居宅介護 3. 重度訪問介護
0 5	所在地) 都·道·府·県
03	開設年	西曆()年
Q4	開設主体 (ひとつにつ)	 地方公共団体(市区町村,広域連合、一部事務組合) 足等施大人 関策法人 特定非営利活動法人(NPO) でむ他(
408	併設、または隣接している施設、事業所等(いくつでも())	1. 病院 2. 診療所 3. 訪問電腦事業所 4. 介護老人保護施設 5. 介護老人福祉施設 6. その他()
90	利用者数(登録利用者の実人数)	Υ()
97	利用者の年齢区分	① 読~6歳() 人 ③ 40歳~64歳() 人 ② 7歳~17歳() 人 ⑤ 65歳以上 () 人 ③ 18歳~39歳() 人
98	利用者の要介護度区分	(型介護1 ()人 (0要介護4 ()人 (0要介護2 ()人 (0要介護5 ()人 (0要介護3 ()人 (0なし)人 (0なし)人 (0申請4 ()人 (0本り)人 (0申請4 不明 ()人 (0申請4 不明 ()人 (0申請4 不明 ()人 ()
60	利用者の認知症高齢者自立度	(D)
Q10	降害程度区分别利用者数	0区分1 ()人 0区分5 ()人 0区分2 ()人 0区分6 ()人 0区分3 ()人 ()人 0区分3 ()人 ()人 0区分4 ()人 ()人
Q11	登録特定行為 (略痰吸引等) 事業者の登録 (ひとつにつ)	1. 登録済み 2. 申請中 3. 申請予定 4. 未登録

	,		
2.	鯔	2. 職員体制 (平成29年9月30日時点)	
Ü	1) 医	(1) 医師、協力医療機関の体制 (※喀痰吸引等の提供に関わる医療機関等のみ)	回答内容
	Q12	Q12 指示書を取得している医療機関数	() 办研
	Q13	Q13 緊急時の対応(いべつでも○)	 休診日等によらず指示離を取得している医療機関に避絡する 指示書を取得している医療機関が休診日等の場合は、軟急車を呼ぶ 休診日等によらず軟急車を呼ぶ その他(

Q14				EPI'ST	Į	
	連携している訪問看護事業所数		() 加所			
Q15	連携している訪問看護事業所の法人区分		①同一法人()が所(②他法人()加所(
Q16	緊急時の対応(いくつでも〇)		 営業日・時間によらず、訪問看獲事業所に連絡する 営業日・営業時間の場合は対急車を呼ぶ され以外の場合は対急車を呼ぶ 営業日・営業時間によらず、対急車を呼ぶ その他(訪問看護事 合は訪問看 車を呼ぶ 5ず、救急車	業所に連絡する 護事業所に連絡するが、 を呼ぶ	(
(3) 介翻	職員の体制			回答内容	容	
			①-1. 実人数_常勤		Υ()	
		①介護職員	①-2. 実人数_非常勤		Y()	
	170 D 401 220 V		①-3. 常勤換算数_常勤·非常勤合計	常勤合計	Y()	
\1 \7) 「護職員会)		②-1. 実人数_常勤		Y()	
		①のうち、介護福祉士	②-2. 実人数_非常勤		Y()	
			②-3. 常勤換算数_常勤·非常勤合計	常勤合計	丫()	
※常勤报(小数	※常勤換算数=従事者の1週間の勤務延時間数(残業は除く)/ (小数点以下第1位まで記入(小数点以下第2位を四捨五入)	13	当該施設・事業所にて常勤の従事者が勤務すべき1週間の時間、、 、得られた結果が0.1に満たない場合は「0.1」と記入してください)	引の時間数 ださい)	(所定労働時間)	
(4) 認定	認定特定行為業務従事者の体制			回答内容	皋	
L			①-1. 実人数_常勤		Y()	
		神 乙 勢 金 神 田 日 本 物 金	①-2. 実人数_非常勤		Y()	
		①弗1号伽修7备	⇒①-12の職員のうち、実際に喀痰吸引等を提供している職員	に喀痰吸引等	を提供している職員(Υ (
			①-3. 常勤換算数_常勤·非常勤合計	常勤合計	Y()	
			①-1. 実人数_常勤		Y()	
		年に多る名は日の歌の	①-2. 実人数_非常勤		Y()	
		② 乗 2 与 町 1 参 0 7 参 」 有	→①-12の職員のうち、実際に喀痰吸引等を提供している職員	に喀痰吸引等	を提供している職員(Υ (
			①-3. 常勤換算数_常勤·非常勤合計	常勤合計	Y()	
		③第3号研修の修了者	①-1. 実人数_常勤		Υ()	
		※第3号研修修了者の55、第1 - 第3日班修作了者の55、第1	①-2. 実人数_非常勤		Y()	
	認定特定行為業務従事者等の人数 ※①-1. ①-2. ①-3.ついては、事際に喀痰吸引	寺、弟2号竹修を修了した場合は、①②に記入してください	→①-12の職員のうち、実際に喀痰吸引等を提供している職員	に喀痰吸引等	を提供している職員(Υ (
Š	等を提供しているかどうかは問わない	(重複なし)	①-3. 常勤換算数_常勤·非常勤合計	常勤合計	Y()	
Z IS	0 JC記入してください 30日時点の状況を	1 mm 1 m	①-1. 実人数_常勤		Υ()	
	お答えください	④栓適指直对家者 ※第1号~3号研修を受けて	①-2. 実人数_非常勤		Υ()	
		いる場合は①~③に記入してください (青海やこ)	⇒①-12の職員のうち、実際に喀痰吸引等を提供している職員	に喀痰吸引等	を提供している職員(Υ(
		このも必用していて	①-3. 常勤換算数_常勤·非常勤合計	常勤合計	Υ()	
			①-1. 実人数_常勤		Υ()	
		⑤実務者研修の修了者で	①-2. 実人数_非常勤		Y ()	
		実地研修を修了した者	⇒①-12の職員のうち、実際に喀痰吸引等を提供している職員	に喀痰吸引等	を提供している職員(Υ (
			①-3. 常勤換算数_常勤·非常勤合計	常勤合計	Υ()	
			①-1. 実人数_常勤		Y()	
		●養成施設における養成課程を がつ。よくます。	①-2. 実人数_非常勤		丫()	
		修 J いご F 護権低工 (平成29年1月国家試験合格者)	⇒①-12の職員のうち、実際に喀痰吸引等を提供している職員	に喀痰吸引等	を提供している職員(Υ(
			①-3. 常勤換算数_常勤·非常勤合計	常勤合計	イ ()	

		①-1.喀痰吸引_口腔内	<u> </u>) }
		①-2.喀痰吸引。鼻腔内	$\overline{}$) }
	行為別の認定特定行為業務従事者等の人数	①-3.喀痰吸引_気管カニューレ内部	J	Υ (
019		①-1.2.3.のうち、 喀痰吸引_人工呼吸器装着者	J)人 ※①-1.2.3.に加え、人工呼吸器装着者 への喀痰吸引等の研修を受講した方
	※いない場合は、O JCEDへいていこう。 ※複数の行為を実施できる場合は、それぞれに	②-1.経管栄養_胃ろうまたは腸ろう	J) \
	カウントしてください	②-2.経管栄養_経鼻経管栄養	J	٠, ٨
		②-1.2.035、 経管栄養_半固形化栄養剤 利用者	<u> </u>)人 ※②-1.2.に加え、半国形化栄養剤利用の研修を受講した方
Q20	認定特定行為業務従事者等の早期・夜間・深夜の体制(ひとつにつ) ※(早期)6:00~8:00、(夜間)18:00~22:00、(深夜)22:00~6:00	体制(ひとつにつ) 2:00、(深夜)22:00~6:00	T 2 7 8 4 5 5 6 7 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	原則、早期・夜間・深夜であっても認定特定行為業務従事者等を 派遣できる ・ 一部を発展している。 ことがある での。 のでは、認定特定行為業務従事者等は派遣しない ・ うか他 (
,,, ,,	※認定特定行為業務従事者等:認定特定行為業務 (JDIA、養成施設) ※等:早底体の体で来・(対象符为)「即むADIB	新事者である第1号、第2号、第3号 こおける養成課程を修了した介護福祉 変励ご! 鼻助みの惨変励ご! 年等+1-	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	※認定特定行為業務從事者等:認定特定行為業務從事者である第1号、第2号、第3号研修修了者、經過指置対象者、実務者研修の修了者で実地研修修了者 1. [July : 養成施設における義成課程を修了した介護福祉士(研成29年1月国家試験合格者)を含めた者 ※等1号四級の越で来・(34条に当)口跡Anonewarin 21 量跡Anonewarin 31 無等十つよ。1. 在館の極致配記 男ネワけ細スポース 会会が出
		20%(1/後) TEF297aの後の1、韓田20c4を表えて、3cm7cm7cm2の5の8のでは、2cm2cm2cm2cm2cm2cm2cm2cm2cm2cm2cm2cm2cm2	7 7	XXXXでは、Tataでも変換ない。専用20m4の変換が、XtmJJニューPrintaの変換がは、自うXxa階のJickの在電米像、 経験指電光鏡(不特定多数の音が対象) (対象行為)口腔内の略級吸引、機能内の略級吸引、気質ガニューレ内部の略級吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、 ※Bestershyment・Tatackをフェルコ・Atach と、Atach と、Atach を参加する。
7	柱翼柱自木炭のJのJULL 	柱弾柱目木度の75mmgであ」のに正感の11億以上41億 対象行為)口腔内の略痰吸引、鼻腔内の略痰吸引、気管力ご経験は管力はが緩緩で1.5行為(特定の者が対象)	77-17	作解析目米度の1つの呼吸です。JOCTR型の11.4を火1・1.4を火1・(*1474/***)を発送しているのである。 (対象/作3)口腔内の呼吸吸引、機能内の溶液吸引、気管力11-1-1内部の熔液吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、 液器探験の1-14年後終了1.5/行為(特定の表析な象)
,,(※経過措置対象者 法附則第14条により経過措置認定を受けた職員	措置認定を受けた職員		

(r)	3. 認施	認定特定行為業務従事者の確保			
	(1) 翻	(1) 確保状況、方針、研修受講状況		回答内容	
41				1. かなり不足している 3. エロ, エン, エア,	
09	Q21	Q21 利用ニーズに対する現在の認定特定行為業務従事者等の過不足状況 (ひとつに〇)	耆等の過不足状況(ひとつに○)	 1. 小にしている 3. 必要な職員数は満たしている 	
	L				
		021で1.かなり不足している」「2.不足している」を選択した場合】	ている」を選択した場合】	7. 気が受滅してぶり取るでに時间が必らる ・ 耳疹で呼ばれた	
		ヾニュ ・ 不足している要因として考えられること(いくつでも○)	ರ್ಕ⊖)	 があるない 	
					^
				1. 積極的に確保していく	
				2. 必要に応じて確保していく	
	922	認定特定行為業務従事者等の確保について、今後の方針(ひとつに○)	の方針 (ひとつに○)	3. 積極的に確保したいとは思わない	
				4. 上記のいずれでもない	
				5. 分からない	
	_			[自由回答]	
		022-1 【Q22で「3.積極的に確保したいとは思わない」を選択した場合】	い」を選択した場合】		
		、 確保したいと思わない理由(自由回答)			
	- 6	現在、喀痰吸引等研修を受講している職員、または今年度受講予定の	今年度受講予定の		
	Q23			1. US 2. URU	
			①第 1 号研修受講者	常勤職員:() 人 非常勤職員:() 人
			②第2号研修受講者	常勤職員: () 人 非常勤職員: (Y (
		Q23-1 受講者数(受講予定者数当む) ※いない場合は「0」を記入してください	③第3号研修受講者	常勤職員:()人 非常勤職員:(~
			④実務者研修修了者で 実地研修受講者	常勤職員:()人 非常勤職員:(Υ · ·
	720	(○ユュース・) 末年高級の業の実践の主要を対して		 介護職員の希望を確認し、希望者から選定 事業所示線をしたトラーへ経職員の差は、書向を確認し、線定 	地
	, ,			4. サギごころろうし 、 「欧海のスシュー、河口の中間の3. その他(()
				1. 研修時間は勤務時間としている	
	Q25	研修受講に係る時間の取り扱い(ひとつに〇)		2. 研修時間は勤務時間外とし、体暇(有給)で対応している3. 研修期間は勤務時間外とし、休暇(無給)で対応している	й й
				4. その他((

(2) 研修	田修				回答内容
950		実地研修指導看護師の有無 (ひとつに〇)			1. US 2. UZU
	Q26-1	【Q26で「1.いる」を選択した場合】 指導看護師の実人数			常勤職員:()人 非常勤職員:()人
* #	灣看護師:	※指導看護師:喀痰吸引等の実地研修にて、実地指導、評価を担う看護職員(保健師、助産師又は看護師)	4価を担う看護職員] (保健師、助産	帥又(は看護師)
			の回帰	②の回答	選択肢
					1. 研修時間が長く、負担が大きい
		1			2. 研修受講者が不在の間、勤務体制の維持が困難
		1			3. 一度に複数の介護職員を参加させることが困難
					4. 研修の開催頻度が少ない
	其木莊	其木研修受護[関立<====================================			5. 選択できる研修機関が少ない
Q27	ŧ	②第1号、第2号研修について(いくつでも○)			6. 研修場所が遠方にあり移動の負担が大きい
	(2) (3) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	3号研修について(いべつでも○)			7. 受講者の選定が困難
		1			8. 研修費用が高い
					9. 特に問題はない
		1			10. 分からない
		1		\setminus	11. その他(
			/		12. その他()
			①の回帰	多回の②	選択肢
		•			1. 研修回数が多く、負担が大きい
		1			2. 研修受講者が不在の間、勤務体制の維持が困難
					3. 一度に複数の介護職員を参加させることが困難
		1			4. 研修の開催頻度が少ない
	実物研	修母譜广闊古名建語			5. 選択できる研修機関が少ない
928		ストランコラス まっころう のまなる (リベンでもの) (リギノラン・第2号研修について (リベンでもの)			6. 研修場所が遠方にあり移動の負担が大きい
	②第三	3号研修について(いべつでも○)			7. 受講者の選定が困難
		1			8. 研修費用が高い
					9. 特に問題はない
					10. 分からない
				\setminus	11. その他()
			\setminus		12. その他()
(3)	(3) 研修修了後の対応	€の対応			回答内容
Q2	Q29 認定特	認定特定行為業務従事者に対する手当等の有無(ひとつに○)	(のかいにの)		1. あり 2. なし
	Q 29-1	【Q29で「1.あり」を選択した場合】 手当等の条件(※平成29年度の実績)	(からにの)		 認定特定行為業務従事者等の認定証が交付されたことへの手当 (実際に提供しているかごかは問かない) 認定証の交付後、実際に喀痰吸引等を提供することへの手当 その他(
	029-2	(Q35で「1.かりを選択した場合) 手当等の金額 (※平成29年9月の実績) (※第1号、第2号、第3号等で金額が異なる場合は、それらの平均値)) なる場合は、それら	(即年本の	1人当75) 円/月 施設全体() 円/月
030		研修修了後のスキルアップやフォローアップに関する教育、研修等の有無(ひとつにつ)	育、研修等の有無	(0かつに)	1. あり 2. なし
	Q30-1	【Q30で11.あり を選択した場合】 教育、研修等の実施主体			 1. 資事業所 2. 同一法人内の別施設、事業所 3. 連携先の外部の施設、事業所 4. 関連のない施設、事業所 5. その他(

I	4. 咯淡收引寺办必要な利用者の状況(平成29年9月30日時点)	9年9月30日時点)	
1)行	(1)行為別の利用者		回答内容
		中國口 医细胞刺 1-0	1. 必要な利用者がふ $ ightarrow$ ()人 $2.$ 利用者はいない
		⊕"I."B™WWJI_HIEPY	→「1.」のうち、認定特定行為業務従事者等が関与している利用者数(
		中報書「足田参紹でし	1. 必要な利用者がふ $ ightarrow$ () 人 $2.$ 利用者はいない
		€-Z-HDXYX JI _WMEFS	→「1.」のうち、認定特定行為業務従事者等が関与している利用者数(
		() a nowatration 一十年日	1. 必要な利用者が% → () 人 2. 利用者はいない
	喀痰吸引等が必要な利用者の有無	①-3.咯淡吸引_医面_1-7-7.4部	→「1.」のうち、認定特定行為業務従事者等が関与している利用者数() 人
Š	(ひとつにO) (利用者がいる場合)	①-1.2.3.055,	1. 利用者がいる → () 人 2. 利用者はいない
731 731		喀痰吸引_人工呼吸器装着者	⇒「1.」のうち、認定特定行為業務従事者等が関与している利用者数() 人
	関与している利用者数	② 4 20年代第二日23年代18日23	1. 必要な利用者がふ → () 人 2. 利用者はいない
		②-1.栓官米費_胃ろつまたは勝つつ	⇒「1.」のうち、認定特定行為業務従事者等が関与している利用者数() 人
		⑥ 1,50年注册 50届50年注册	1. 必要な利用者が% → () 人 2. 利用者はいない
		②-2.栓官木贯_栓鼻栓官木贯	→「1.」のうち、認定特定行為業務従事者等が関与している利用者数() 人
		②-1.2. のうち、 経管栄養 半固形化栄養剤	1. 利用者がいる → () 人 2. 利用者はいない
		利用者	⇒[1.」のうち、認定特定行為業務従事者等が関与している利用者数(
Q32	喀泰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者等が実施に関与して 2. いない理由 (いくつでも○)	7為業務従事者等が実施に関与して	 認定特定行為業務從事者等が不足しており体制が組めないため 認定特定行為業務從事者等の力量が不足しているため 利用者の状態によって、認定特定行為業務從事者等による提供リスクがあるため その他(認定特定行為業務従事者等は10月といる
	(332で13.1を選択した場合) (332-1 提供リスのある具体的な利用者の状態 (LKつでも〇)	((ペンでもの)	1. 着取D期 2. 状態急変時 (看取D期以外) 3. その他の状態 (
2)行	(2)行為別の利用者の受入れ状況		回答内容
Q33	3 利用者の受入れの制限を設けている行為(いくつでも〇)	⊕ ()	
	Q33-1 【Q33で[1.~4 喀痰吸引 を選択した場合】 制限を設けている理由(いべつでも○)	⊕]	
	Q33で「5.~7 経管栄養」を避択した場合】 開限を設けている理由(いくつでも〇)	台】	 利用二一ズに対応できる認定特定行為業務従事者等が 不足しているため 看題師の対応体制が構築できないため 医学的管理が難しいため(医師による判断) ソク管理が難しいため、 今までに受け入れたことがないため その他(
	【Q33で「1.~7.1を選択した場合】 Q33-3 実際に受入れを断ったことのある行為(平成29年4月から9月までの期間) (いくつでも○)	成29年4月から9月までの時間)	 昨痰吸引」口腔内 喀痰吸引」鼻腔内 喀痰吸引 ダ管カニーレ内部 喀痰吸引 人工呼吸器装着者 蜂管栄養 胃シ末には据う 経管栄養 経緯経管栄養 経管栄養 注固形化栄養剤利用者 ※ 禁管栄養 上国所化栄養剤利用者 ※ 業際心所ったとはない

5. 喀鸦[1]湘月	・・ 喀痰吸引等の提供プロセス (1)利用考からの高言を選	回答为
L / L	ひととなった。	
Q34	・主に利用者への説明、同意取得を行う者(いべつでも〇)	1. 非社会 (14元 を全 取得している医療機関等の医師) 3. 連携先の訪問看護事業所の看護師 4. 連携先の訪問看護事業所の准看護師 5. 介護職員 (認定特定行為業務従事者等) 6. 介護職員 (5. 以外) 7. サービス提供責任者 8. 介護支援専門員 9. その他 (
Q35	・利用者への説明、同意取得を行う上で課題となっていること(いべつでも()	 制度自体の説明が難しい 安全性 リスパニシャで診明することが難しい 利用者の状態により、本人の同意取得が難しい(家族の同意となる) 事務の方が遠去での意取得に手間がかかる 家族の方の状態により、家族の方の判断が困難 同意取得の更新期間が短い 一同意取得の更新期間が短い その他(
036	利用者への説明、同意取得の際、トラブルとなった事例があれば、記入してください (自由回答)	[自由回答]
(2)医的	(2)医師の指示書取得	回答内容
Q37	医師の指示書の取得方法(医師への依頼方法)(いべつでも ()	 1 介護職員(認定特定行為業務従事者等)が依頼する 2. 介護職員(1. 以外)が依頼する 3. 看護師を通じて依頼する 4. サービス担当者会議等の会議の現場を通じて依頼する 5. その他(
	Q37-1 [Q37で[1,1/2,1の7]薩職員を選択した場合] 指示書について看護師との情報共有の有無 (ひとつに〇)	1. 看護師と情報共有している 2. 情報共有していない
038	: 指示料の利用者負担の有無 (ひとつに○)	1.あり 2.なし
039	・医師の指示書を取得する上で課題となっていること(いくつでも○)	 1. 制度についての設明を行う必要がある 2. 指示書の更新期間が短い 3. 指示書を依頼してから取得までに時間がかかる 4. 主治医等と経点がなく 依頼が難しい 5. 利用者に対して複数の医療機関、医師が関わっている場合の依頼先の 6. 緊急時の指示書取得が難しい 7. その他()
(3)個別	(3)個別計画書の作成	回答内容
040	「個別計画書の作成に関わっている専門職(いべつでも○)	1. 医師 (指示書を取得している医療機関等の医師) 2. 連携先の訪問書籍事業所の看護師 3. 連携先の訪問書護事業所の名護師 4. 介護職員 (認定特定行為業務従事者) 5. 介護職員 (セレメ外) 6. 力援職員 (セレメリカ) 7. 介護支援専門員 7. 介護支援専門員
	Q40-1 【Q40で「2.看護師」「3.准看護師」を選択した場合】 看護師(準看護師)の関与の方法(ひとつに○)	1. 個別計画の休成段階から連携先の訪問看護事業所の看護師 が関与し、作成している2. 介護職員等が作成し、連携先の訪問看護事業所の看護師が 確認している3. その他(
Q41	個別計画書の見直しに向けた、医師または看護師による 定期的3年ニッリンの活動が無効度(ひとつにつ) ※医師、訪問看護事所によって頻度が異なる場合は、 平均的な頻度を回答して代さい。	1. 毎月 2. 2か月に一度 3. 3か月に一度 4. 半年に一度 5. 上記以外の頻度 () 6. 実施していない

1 日本語			
1.			が定し、情報共有を を行っている : 有を行っている にで情報共有を)
1.	(4)日常的な情報共有(カンファレンス等)の実施	回答内容	
(1. (1. (1. (1. (1. (1. (1. (1. (1. (1.		行っている 2.	
(2) (12) (13) (13) (14) (14) (15) (15) (15) (15) (15) (15) (15) (15		1. 毎日 2. 3. 週1回程度 4. 5. その他(~3回 回程度)
(22 (22) (22) (22) (22) (22) (22) (22) (23) (23) (23) (24) (24) (25)		1. 毎日 2. 看護師 3. 週1回程度 4. 5. その他 (~3回 回程度)
4. (行為業務従事者等に対する指導・助言の実施状況 を		介護職員1. 毎日2. 次定特定行為3. 週1回程度4. 務従事者等)5. その他(~3回 DV程度)
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	_	1. 毎日 2. (3.以外) 5. その他(5. その他(~3回 回程度)
「自由 1 1 1 1 1 1 1 1 1		サービス提供 1. 毎日 2. 責任者 5. その他 (~3回 回程度)
(自由回答) (一間の情報共有の方法等について、特に工夫していることがあれば 1. 2. 2. 3. 3. (の提出頻度 (ひとつにつ.) 3. 3. 4. 6. 5. 6. 6. 7. 7. 7. 7. 8. 8. 6. 6. 6. 7. 7. 7. 7. 8. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6.		<u> 介護支援</u> 1. 毎日 2. 3. 週1回程度 4. 5. その他(~3回 回程度)
(自自 中国の着) (で行為業務従事者等に対する指導・助言の実施状況 4.2.3.3.3.3.3.1.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3.3		1. 毎日 2. 3. 週1回程度 4. 5. その他(~3回 时程度)
2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2] 由回答]	
1. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3.	5)看護師による指導・助言	回答内容	
1. 毎月 2. 2か月に一度 3. 3か月に一度 3. 3か月に一度 4. 半年に一度 5. 上記以外(まが行われている 事が行われている 、実地にて指導・ にいる 助言が行われている 行われている
1. 毎月 2. 2か月に一度 3. 3か月に一度 4. 半年に一度 5. 上記以外 (6)実施報告書	回答内容	

O. HOWARD HOUSE KILD A SO HOUSE KILD KILD KILD KILD KILD KILD KILD KILD	回答内容
※1000XXXXXに対応します。1200XXXXXXに対応して (0.47 設置有無 (0.42)こ(0.42)	1. あり 2. なし
Q47-1 (Q47で「1.あり)を選択した場合) 及47-1 委員会(会議)開催回数(平成29年4月~9月の期間)	0 ()
Q47-2 【Q47で「1.あり」を選択した場合】 委員会(会議)+E228メンバーの職種(いべつでも○)	
Q47-3 【Q47で「1.ありを選択した場合】 委員会(会議)での検討内容(いべつでも○)	
Q47-4 【Q47で「1.ありを選択した場合】 委員会 (会議) の運用上の課題 (いべつでも〇)	 開催時間の確保が難しい 構造域度が少ない 構造が上がる 機能できたい「一の職権に雇りがある 機計するは対けのからない メンバー間の議論や意見交換が少ない メンバー間の議論や意見交換が少ない メンバー間の議論や意見交換が少ない 多点分(本域)の意義が職員に理解されていない り、特に課題はない その他(
※喀痰吸引等制度では、登縁特定行為事業者の登録要件として、「安全委員会の設置」や「業務方法書の作成」が規定されています。(「社会福祉士及が介護福祉士法施行規則」第26条の3)、「(通知)社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について(喀痰吸引等関係)」平成23年11月11日付け、社援発1111第1 号)	汚法書の作成が規定されています。(「社会福祉士及び介護福祉士法施行 ついて(喀痰吸引等関係)」平成23年11月11日付け 社援発1111第1
(2)マニュアル(業務手順書等)の整備状況について	回答内容
Q48 喀痰吸引等の実施に関する緊急時の連絡網の有無(ひとつに○)	1あり 2. なし
介護職員が喀痰吸引等を実施するためのマニュアル (業務手順書等) の有無 (ひとつにつ) Q49 ※既存のマニュアルにおいて喀痰吸引等を実施するための内容が記載されている 場合を含む	1. あり 2. なし 3. 作成・検討中
Q49-1 【Q48で「1.」を選択した場合】 作成に関与した職種(いくつでも○)	 事業所長 医師 (括示書を取得している医療機関等の意思) 連携大の訪問看護事業所の看護師 ・ 連携大の訪問看護事業所の看護師 ・ 介護職員(認定特定行為業務従事者等) ・ 介護職員(S. 以外) ・ 介護職員(S. 以外) ・ ハ連集員(S. 以外) ・ ハ連集員(S. 以外) ・ ア・レービス提供責任者 8. 介護支援専門員 9. その他(
(いくつでも) (東務手順書等) の運用上の課題 (いくつでも())	 マニュアル等の内容が、実際に即した内容になっていない マニュアル等の内容に不足がある マニュアル等が内容ができていない マニュアル等の身管が振見にとってわからにいる。 マニュアル等の見直しができていない 特に課題はない その他

14	(3)とヤリハット・アクシデント			回答内容	₹ ⟨□			_
Q51	とヤリシト事例報告体制・仕組みの有無(ひとつに〇)	(0)	1.	あり 2. なし		П	П	
ũ	貴事業所全体のヒヤリハット・アクテブント件数(略派吸引等に限定しない) (1)ヒヤリノット・アクテブント件数 ※平成29年4月~9月実績についてお答え代さい	変吸引等に限定しない)	(1)¢	(1)とセリンツト弁数 () 弁				
757	※上記期間の実績件数の回答が困難な場合は、直近6か月の実績を記入してください →直近6か月の実績の場合、下記に期間を記入してください (平成 年 月~平成 年 月の実績)	<u></u> 重近 6 か月の実績を記入してください してください 月の実績)	(2)7	(2)アかシデント件数 () 件				ı
					小いいなコ(1)	(2)7	インデンクで(2)	
	認定特定行為業務従事者等による喀痰吸引等に関する	ষ্ট্র	⊕ 1-1	①-1.喀痰吸引_口腔内	サ ()	~) (世
í	にわりのト・アクシテント午数(行徳別) (1)にヤリンシト午教(2)アクッドンF中教		①-2	①-2.喀痰吸引_鼻腔内	() 件)	,	#
Q 53	※平成29年4月~9月実績についてお答え(ださい)※ トラ田間の主義仕者の反対に関いて同名 177円名 177円名 17万名 177円名 1	ノニ、茨回ノニの内容を出ていた。	Ð-3	①-3.喀痰吸引_気管カニューレ内部	中()	·	,	#
	※上記初回の夫鞭什欽の凹台が凶弾は物口は、巨ださい(Q52と同じ期間)	- ハンの四回いいこの回回のこと	0-1	②-1.経管栄養_胃ろう又は腸ろう	() (·	,	世
		_	2-2	②-2.経管栄養_経鼻経管栄養	() 件)	,	#
	認定特定行為業務従事者等による喀痰吸引等に アカラスケリルの内容 アニー・ファンテル・デュー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー	(((水のでも) 原際機関 ()	1.28.4.3.2.7.8	利用者の状態の顧察不足 医師の指示内容の確認不足 必要物品、機器の結棒不足 收引器の法障・誤作動 吸引器の不適切な即扱い。 誤か于單での実施 使用後の消毒や後片付けの不備 その他			(
959	** #WZ-914-#J + プリチラリスを ** 上記期間の実績作数の宣参り預載を場合は、 直近 6 か月のが容について回答して代ださい (Q52と同じ期間)	②経置栄養(いつでも○)	1.2 8.4 .2 .2 .2 .2 .2 .2 .2 .2 .2 .2 .2 .2 .2	利用者の状態の観察不足 医師の指示内容の確認不足 と変物品、機動的の配数化間違い 栄養剤(活動的)の取り扱い間違い 栄養力 一万の不適切は取り扱い 課金11年のフまり 誤れ手順での実施 使用後の消毒や後片付けの不備	S		^	
Q55	[Q51で1.3D]を選択した場合] とヤリルやト報告の活用方法(いくつでも()		1.2.6.4.0.0	とやリンツト事例を職員に周知い注意喚起するとやリンツト事例を職員に周知い注意喚起するとやリンサの発生件数や値向を示して注意喚起するとやリンサのの正常を検討し、職員にフィードングする特に活用していない	<u>喚起する</u> で注意喚起する にフィードバックす。 こフィードバックする	10 PO		ı
0.56	[Q51で1.ありを選択した場合] 事業所内のヒヤリリット報告制度についての課題(いくつでも○)		1.2.6.4.0.0.8	ビヤリルツト報告の基準、報告手順が分からない どのような報告様式を用いればよいか分からない 職員が多忙であり、十分なピヤリパットが報告がされていない ピヤリルや報告を積極的に指する準員の雰囲気が醸成されない ヒヤリル・報告に基づく対策の検討が十分ではない 特に課題はない	分からない 分からない が報告がされて 職員の雰囲気が ない ない	いない、種のなど	がい)	T
쇖	(4)安全体制整備上の課題・工夫点			回答内容	松			
Q57	(○6つでい) なるのでいること (いくつでも) 安全体制整備の中で現在最も課題となっていること		1. 2 3. 5 5. 4 10. 7 10. 10. 11.	安全委員会(会議)の構築と運用 密療吸引等の研修を受講する介機職員の選定 密療吸引等を必要としている利用者情報の管理 密療吸引等に関する手順量の整備や運新 指示書や指導記録等の適切な作成。管理 ヒヤルルト事例報告体制の構築と運用 繁急時が広体制の構築と運用 感染の予防等の安全衛生管理 地域の関係機関との連絡支援体制の整備 特に課題はない、	藤島の遼定 情報の管理 ・管理 ・・管理 は用 の整備			

8. 咯淡吸引毒以外の医行為の淀供が必要な利用者の状況		平成29年9月	(平成29年9月30日時点)		
(1)行為別の利用者			回答内容	t.	
	(は、インスリン注射 (自己管理・介助含む)	管理・介助合む)	1. 必要な利用者がいる → (Y (2. 利用者はいない
	②静脈内注射 (点滴含む)		1. 必要な利用者がいる → (~ (2. 利用者はいない
	③中心静脈栄養の管理		1. 必要な利用者がいる → (~	2. 利用者はいない
	④透析(在宅自己腹膜灌流を含む)の管理	致)の管理	1. 必要な利用者がいる → (Y (2. 利用者はない
	⑤ストーマ (人工肛門・人工膀胱)の管理	() の管理	1. 必要な利用者がいる → (~ (2. 利用者はいない
	6酸素療法		1. 必要な利用者がいる → (∀ (2. 利用者はいない
	②レスピレーター(人工呼吸器)の管理	の管理	1. 必要な利用者がいる → (∀ (2. 利用者はいない
	®気管切開のケア		1. 必要な利用者がいる $ ightarrow$ (丫 (2. 利用者はゆい
	9疼痛管理		1. 必要な利用者がいる → (Y (2. 利用者はいない
	⑩褥瘡の処置		1. 必要な利用者がいる → (丫(2. 利用者はいない
	山カテーテルの管理		1. 必要な利用者がいる → (Y (2. 利用者はない
	®ネブライザー		1. 必要な利用者がいる → (丫(2. 利用者はいない
	⑤皮膚・創傷処置(褥瘡を除く)		1. 必要な利用者がいる → (~ (2. 利用者はいない
	())		1. 必要な利用者がいる → (~ (2. 利用者はいない
	⑤浣腸		1. 必要な利用者がいる → (~ (2. 利用者はいない
	⑩—時的導尿		1. 必要な利用者がいる → (~ (2. 利用者はいない
	®そ め他((1. 必要な利用者がいる → (~ (2. 利用者はいない
	®そ か 他((1. 必要な利用者がいる → (Y (2. 利用者はいない
(2)行為別の利用者の受入れ状況			回答内容	D.L.	
	①の回場	②の回答			
				(自己管理・介助含む)	
)管理	
				賦	
以下の①、②についてお答えください。 ①1 所表の例1 わの制限を設けている行為	7.7年为		 7. レスピレーター (人工呼吸器) の管理 た (無が聞かた) 		
(いく)でも() (い	We look				
②実際に受入れを断ったことのある行為(いくつでも〇)	〒海(いくつでも○)				
(平)%29年4月1059月00美術					
			ネブライザー		
			13. 皮膚・創傷処置(褥瘡を除く)		
_			14. 摘便		
			15. 浣腸		
			16. 一時的導尿		
			17. その他(
			18. いずれも制限を設けていない		

施設・事業所票は以上となります。ご多忙の中、ご協力いただき誠にありがとうございました。

·

施設長· 管理者

介護職員等による喀痰吸引等の実施状況に関するアンケート調査 施設・事業所票

○この調査票は、貴施設の「施設長」「管理者」の方がご回答ぐださい。 〇特に期日を明記している設問以外はすべて、平成29年9月30日時点の状況についてお答えください。 ○回答は、あてはまる番号を〇印で囲んでください(各設問にて「ひとつにつ」「いくつでも○」はど回答数が指定されています)。 ○数字を回答する設問について、該当する人、回数、件数等がない場合は「0」と記入してください。 ○回答後は、同封の返信用封筒に封緘し、平成29年11月10日(金)までにご投函</mark>ださい。 【障害者支援施設】 【回答にあたっての注意事項】 が回答

		回答内容	 1. 障害者支援施設 2. 生活介護 (適所のみ))都·道·府·県	西曆()年	 地方公共団体(市区町村、広域連合、一部事務組合) 社会福祉法人 その他(1.病院·診療所 2.障害福祉力-七/專業所 3.障害程度 4.障害月入所施設 5.介護保険施設(价護老人保護施設・介護老人福祉施設) 6.訪問看護事業所 7.その他(丫()	丫()	①区分1 () 人 ④区分4 () 人 ②区分2 () 人 ⑤区分5 () 人 ③区分3 () 人 ⑥区分6 () 人 ②自然分3 () 人 ②申請中不明() 人	平均()年	1. 登録済み 2. 申請中 3. 申請予定 4. 未登録	 (本語標頁配置体制加算 (本語書題体制加算 (本語書題体制加算 (本語書記表表別項 (本語意加算
414	1. 基本情報 (平成29年9月30日時点)						Ő2	06 定員数					

		_	
2.	職員体制	2. 職員体制(平成29年9月30日時点)※ショートステイ専従の職員を除ぐ	<
(1)	医肺、協力	(1) 医師、協力医療機関の体制	回答内容
Ü	212 常勤医	Q12 常勤医の配置 (ひとつに○)	1. US $ ightarrow$ () $ ightarrow$ 2. USU
	Q12-1	【Q12で「1.いる」を進択した場合】 動務時間以外の対応(緊急時以外) (ひとつにつ)	 勤務時間以外でも、必要に応じて出勤し対応 勤務時間以外は、必要に応じて職話等にて対応 勤務時間以外は対応しない もの他(
	213 嘱託医	Q13 嘱託医 (非常勤)の配置 (ひとつに○)	1. いる 2. いない
	Q13-1	【Q13で「1.いる」を選択した場合】 1週間の平均勤務時間(※週によって異なる場合は平均値)	() 時間
	Q13-2	【Q13で「1.いる」を選択した場合】 勤務時間以外の対応(緊急時以外)(ひとつに))	 勤務時間以外でも、必要に応じて出勤し対応 勤務時間以外は、必要に応じて電話等にて対応 勤務時間以外は対応しない も死を時間

Q14 医療機関との契約 -		1. 契約している 2. 契約していない	いない
Q14-1 契約医療機関数	た場合])が所	
【Q14で1.契約しているJを選択した場合】 利用者の健康管理等を実施している医師勢	心場合】 6医師数	Υ()	
Q15 医師不在時の緊急時の対応(いくつでも))		 常勤医、嘱託医(非常勤)に連絡する 協力医療機関に連絡する 救急車を呼ぶ その他(路台する
(2) 看護職員の体制		% o	回答内容
		①-1. 実人数_常勤	丫()
	①看護師	①-2.実人数_非常勤	丫()
美国鉄路駅		①-3. 常勤換算数_常勤·非常勤合計	Υ()
		②-1. 実人数_常勤	Υ()
	②准看護師	②-2.実人数_非常勤	Y ()
		②-3. 常勤換算数_常勤·非常勤合計	イ ()
※常勤換算数=従事者の1週間の勤務延時間数(貨業は除)> (小数点以下第1位まで記入(小数点以下第2位を四括五入)	(残業は除く) /当該施設・事業所にて常勤 位を四拾五入)、得られた結果が0.1に満た	/当該施設・事業所にて常勤の従事者が勤務すべき、1週間の時間数(所定労働時間) 、)、得られた結果が0.1に満たない場合は10.1」と記入してださい)	数 (所定労働時間)
Q17 看護職員の夜勤休制(ひとつにつ)		 原則、疫動に看護職員が完置されている 原則、看護職員が当直する 勤務ローテーションにより看護職員が勤務することがある(いないどきもある) 原則、看護職員は表動、当直を行わない(※利用者の状態によって夜勤、当直を行うない テ・その他(れている はが勤務することがある 行わない 当直を行う場合も含む)
Q18 オンコール体制の有無(いべつでも))		 (本日はオンコール体制をとっている) (本日はオンコール体制をとっている) オンコール体制はたっていない 	
(3) 介護職員の体制		影回	回答内容
		①-1. 実人数_常勤	Y ()
	①介護職員	①-2.実人数_非常勤	Υ()
楽皿鞋駅グラフラ		①-3. 常勤換算数_常勤·非常勤合計	Y()
		②-1. 実人数_常勤	丫()
	①のうち、介護福祉士	②-2. 実人数_非常勤	Y ()
		②-3. 常勤換算数_常勤·非常勤合計	Y()

回答内容 ()				Υ()			,	Υ()				Υ (,	,	Υ () 人	,			Υ · ·					着者 方			利用	ている (勤務することが わない)	実地研修修了者	
1997年 1998年 1			(<i>(</i> (((((((供している職員			((供している職員			()			((((((人工呼吸器装 研修を受講した			固形化栄養剤	当等が配置され 当直する 義務従事者等 養務が事者等が を動、当直を行	MBの修了者で めた者 なる経管栄養、 なる経管栄養、	
(2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)	回答内容	<u> </u>	<u> </u>	際に喀痰吸引等を提))	際に喀痰吸引等を提	非常勤合計 ())	際に喀痰吸引等を提))	際に喀痰吸引等を提	非常勤合計 ())	際に喀痰吸引等を提))	際に喀痰吸引等を提	非常勤合計 (①-1.2.3.に加え、、 への喀痰吸引等の			3-1.2.に加え、半 の研修を受講した方	定行為業務從事者等が 3業務從事者等が tp認定特定行為對 p業務從事者等は3	対象者、実務者研 試験合格者)を含 引ろう又は腸ろうに。 胃ろう又は腸ろうに。	(分4年)
 (2) (2) 1号研修の修了者 (2) (2) 1号研修の修了者 (2) (2) 1号研修の修了者 (3) 2号研修の修了者 (4) (2) 1号研修の修了者 (5) 2号研修の修了者 (6) 2号研修の修了者 (7) 2号研修の修了者 (8) 2号研修の修了者 (8) 2号研修の修了者 (9) (2) 2号研修の修了者 (8) 2号研修の修了者 (9) (2) 2号研修を修了した場 (6) 2号研修を修了した場 (7) 2号研修を修了した場 (6) 2号研修を修了した場 (7) 2号研修を修了した場 (7) 2号研修を修了した場 (8) 2号研修を修了した場 (8) 2号研修を修了した場 (8) 2号研修を修了した場 (9) (2) 2 2 3 号研修を要け (9) (2) 2 2 3 号研修を要け (9) (2) 2 2 3 号研修を要け (9) (2) 2 3 2 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		実人数		⇒①-12の職員のうち、実)-3. 常勤換算数_常勤·			⇒①-12の職員のうち、実)-3. 常勤換算数_常勤·			⇒①-12の職員のうち、実)-3. 常勤換算数_常勤·)-1. 実人数_常勤)-2. 実人数_非常勤	⇒①-12の職員のうち、実)-3. 常勤換算数_常勤·			⇒①-12の職員のうち、実)-3. 常勤換算数_常勤·			⇒①-12の職員のうち、実)	^	^				Y (研修修了者、経過措置 (平成29年1月国家 1-L内部の喀痰吸引、 1-L内部の喀痰吸引、1	1下 (不特定 名勒 6 老+
定特定行為業務従事者等の体制 ※ 0-1、 (0-2、 0-3については、実際に密痰吸引等を提供しているかごかけは問わない、 ※ 0-1、 (0-2、 0-3については、実際に密痰吸引等を提供しているかごがは問わない、 ※ 中級 29年 月30日時点の状況を お答えださい ※ 事際に確実の引等を提供しているかごかは 問わない。 ※ 複数の行為を実施できる場合は、それぞれに カプントしてださい。 ※ 複数の行為を実施できる場合は、それぞれに カプントしてださい。 ※ 複数の行為を実施できる場合は、それぞれに カプントしてください。 ※ 複数の行為を実施できる場合は、それぞれで、表数に対してください。			 ①第 1号研修の修了者 ②第 2号研修の修了者 ③第 3号研修の修了者 今、第 3号研修を修了ものうち、第 1号、第 2号研修を停了した場合は、①②に記入して代さい(重複なし) ④経過指置対象者 ※第 1号~3号研修を受けている場合は①~③に記入して代さい(重複なし) ○支援合は①~③に記入してください(重複なし) ○支援の研修の修了者で 実地研修を修了した者 ●養成施設における養成課程を 修了したり積層和上 修了したり積層和上 												修 」 しいい 「護備化工 (平成29年1月国家試験合格者)		①-1.喀痰吸引_口腔内	①-2.喀痰吸引鼻腔内	①-3.喀痰吸引_気管カニューレ内部		②-1.経管栄養_胃ろうまたは腸ろう	②-2.経管栄養_経鼻経管栄養	②-1.2.のうち、 経管栄養_半固形化栄養剤利 用者		等従事者である第1号、第2号、第3 ¹ における養成課程を修了した介護福祉 に放ける養成課程を修了した介護福祉 2条数の者が対象) 添数の者が対象)	8を修了した任音の1行為以上4行為									
	定特定行為業務従事者等の体制											認定特定行為業務従事者等の人数			ハージュン・コン・コン・コン・コン・コン・コン・コン・コン・コン・コン・コン・コン・コン													行為別の認定特定行為業務従事者等の人数	※実際に喀痰吸引等を提供しているかどうかは問わない	※いない場合は10」と記入してくたさい ※複数の行為を実施できる場合は、それぞれに	カウントしてください			総配定特定行為業務従事者等:総定特定行為業務 (こ加え、養成施設省 (第1号研修の修了者: (対象行為) 口腔内の総 経験経管栄養(不特定 (第2号研修の修了者: (対象行為) 口腔内の略 (第2号研修の修了者: (対象行為) 口腔内の略	経島経管栄養のうち研修

Q23 利用ニーズに対する現在の認定特定行為業務従事者等の過不足状況 (ひとつにつ) Q24-1 (Q23で11.かなり不足している」「2.不足している」を選択した場合] Q24-1 (Q24で「3.積極的に確保していて、今後の方針 (ひとつにつ) Q24-1 (Q24で「3.積極的に確保していて、今後の方針 (ひとつにつ) Q24-1 (Q24で「3.積極的に確保していて、今後の方針 (ひとつにつ) Q25-1 (Q24で「3.積極的に確保している」を選択した場合] Q25-1 (Q24で「3.積極的に確保している」を選択した場合] Q25-1 (Q24で「3.44種の「2.2」で、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	3.5.
123-1	4. 必要以上に確保できている 5. 分からない
認定特定行為業務従事者等の確保について、今後の方針 (ひとつにこ) 24-1 [Q24で13,積極的に確保したいとは思わない1を選択した場合] 74-1 確保したいと思わない理由 (自由回答) (0第1号研修受購でいて、 (0第1号研修受購でしている職員、または今年度受購予定の (0第1号研修受購 (ひとつにこ) (0第1号研修受購 (ひとつにこ) (0第1号研修受購 (ひとつにこ) (0第2号研修受購 (ひとつにこ) (0第3号研修受購 (ひとつにこ) (0第3号研修受購 (ひとつにこ) (00000 (00000 (00000 (000	 研修受講を希望する介護職員がいない 研修受講してから登録すでに時間がかる 研修受講自体が困難 分からない その他(
(1024で13.積極的に確保したいとは思わない」を選択した場合 到在、暗系吸引等研修を受講している職員、または今年度受講予定の 介護職員の有無 (ひとうにつ) (25-1 受講者数 (受講予定者数含む) ※いない場合は「0」を記入してください (25-2 号研修受講 ※いない場合は「0」を記入してください (25-3 号研修受講 (25-2 号研修受講 (25-3 号研修 (25-3 号研修 (2	 積極的に確保していく 必要におけて確保していく 積極的に確保したとは思わない 上記のいずれでもない 分からない
1024で13.積極的に確保したいと思わない1を選択した場合 34年、喀保したいと思わない理由(自由回答 34年・1025年11.いる1を選択した場合 25-1 受職者数(受講予定者数含む) ※いない場合は「0」を記入して行さい ※いない場合は「0」を記入して行さい ※明修受講に係る時間の取り扱い(ひとつこう 実地研修授講対象者の選定方法(いくつでもう) 1028年11.いる1を選択した場合 主地研修表達 1028年11.いる1を選択した場合 28年 11.いる1を選択した場合 28年 11.いる1を選択した場合 28年 11.いる1を選択した場合 1028年11.いる1を選択した場合 1028年11.いる1を選択した場合 1038年11.いる1を選択した場合 1038年11.いる1を選択した場合 1038年11.いる1を選択した場合 1048年11.いる1を選択した場合 1048年11.いる1を認定するに対しため合	[景回申]
現在、喀痰吸引等研修支援している職員、または今年度受講予定の (1025年11.いる)を選択した場合 (10第1号研修受講 (1025年11.いる)を選択した場合 (10第2号研修受講 ※いない場合は「0」を記入してたさい (10第3号研修受講 (1026年11.いる)を選択した場合 (10と2に0) (108年3号研修受講 (1028年11.いる)を選択し場合 (10と2に0) (108年3号 (108年11.いる)を選択し場合 (10と2に0) (108年11.いる)を選択の場合 (10と2に0) (108年11.いる)を選択が乗りを選誘・評価を担う権職員 (10の目を (10年11.いる)を選択が乗りを選挙のと認定を表現して、実地指導、評価を担う権職員 (10年11.いる)を選択が乗りを選挙のと対して、実地指導、評価を担う権職員 (10の目を (10年11.いる)を選挙の事件 (10年11.いる)を選挙の事件 (10と2に0) (10年11.いる)を選挙の事件 (10と2に0) (10年11.いる)を選挙の事件 (10年11.いる)を認定する (10年11.いる)を認定する (10年11.いる)を認定する (10年11.いる)を (10年1	
(1) (Q257[1,い3]を選択した場合) (25-1 受罪者数 (受罪予定者数急む) (25-1 受罪者数 (受罪予定者数急む) (25-2 受罪者数 (受罪予定者数急む) (25-3 与研修受罪 (25-2 (25-	1. US 2. USU
(25-7 「1.4.75」を選択した場合) (2年2 号研修受講 25-1 受講者数 (受講予定者数合む) (3第3 号研修受講 25-1 受講者数 (受講予定者数合む) (3第3 号研修受講 25法 (4ペフでも)) (3第3 号研修受講 25法 (4ペフでも)) (3第3 号研修受講 25法 (4ペフでも)) (28年11.4.51を選択した場合) (100回答 128年11.4.51を選択した場合) (100回答 128年11.4.51を選択している) (100回答 128年11.4.51を認知している) (100回答 128年11.4.51を記述している) (100回答 128年11.4.51を記述している) (100回答 128年11.4.51を記述している) (1	常勤職員:()人 非常勤職員:()
25-1 受講者数 (受講予定者総合む)	常勤職員:()人 非常勤職員:()
(の実践者所を所 (の実践者の選定方法(いくつでもの) (いくつでもの) (いくつでもの) (いくつでもの) (いくつでもの) (いくつでもの) (ロション・(いくつでもの) (ロション・(ロックでもの) (ロション・(ロックでもの) (ロション・(ロックでもの) (ロックの) (ロッの) (ロッの) (ロッの) (ロッの) (ロッの) (ロッの) (ロッの) (ロッの) (ロッの) (ロッの) (ロッの) (ロッの)	常勤職員:()人 非常勤職員:()
研修受講対象者の遺定方法 (いべつでも()) 研修受講対象者の遺定方法 (いべつでも()) 実地研修指導看護師の有無 (ひとつに()) 228-1	常勤職員:()人非常勤職員:()
研修受講に係る時間の取り扱い (ひとつにつ) 実地研修指導看護師の有無 (ひとつにつ) 28-1 【Q28で11かる)を選択した場合】 第28-1 【Q28で11かる)を選択した場合】 第28-1 【Q28で11かる)を選択した場合】 189年 「最近の意味して、実地指導、評価を担う看議職員 基本研修受講に関する課題 (1の回答) (1の回答) (1の回答)	 介護職員の希望を確認し、希望者から選定 施設・事業所で選定した上で、介護職員の希望、原向を確認し選定 その他()
実地研修指導看護師の有無 (ひとつにつ) 28-1 (Q28で11かる)を選択した場合) 128-1 指導看護師の実人数 128-1 指導看護師の実人数 128-1 指導看護師の実人数 128-1 指導有護師の実人数 128-1 指導有護師の実人数 128-1 指導有護師の実人数 128-1 になって、実地指導、評価を担う看護職員 128-1 指導有護師の実人数 128-1 になって、大のの回答 128-2 になって、大のの回答 128-2 になって、大のの回答	一
	回答内容
	1. US 2. Uttu
	常勤職員:() 計為勤職員:()
(30回路 基本研修受講に関する課題 (係引号、第5号研修(について)(パマでも))	(保健師、助産師又は看護師)
###	②の回答 選択肢
₩ #	1. 研修時間が長く、負担が大きい
榊	2. 研修受講者が不在の間、勤務体制の維持が困難
柵	3. 一度に複数の介護職員を参加させることが困難
1144	4. 研修の開催頻度が少ない
	5. 選択できる研修機関が少ない
○第2日 五 位 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	6. 研修場所が遠方にあり移動の負担が大きい
(一つり) しょうしょう (一つの)	7. 受講者の選定が困難
	8. 研修費用が高い
	9. 特に問題はない
	10. 分からない
	11 2041 (

				1		T	T		T	T	T						ı	
湖沿坡	1. 研修回数が多く、負担が大きい	2. 研修受講者が不在の間、勤務体制の維持が困難	3. 一度に複数の介護職員を参加させることが困難	4. 研修の開催頻度が少ない	5. 選択できる研修機関が少ない	6. 研修場所が遠方にあり移動の負担が大きい	7. 受講者の選定が困難	8. 研修費用が高い	9. 特に問題はない	10. 分からない	11. その他()	12. その他(回答内容	1. あり 2. なし	 認定特定行為業務従事者等の認定証が交付されたことへの手当 (実際に提供しているかごかは問わない) 認定証の交付後、実際に喀痰吸引等を提供することへの手当 その他(1人当たり() 円/月 施設全体() 円/月	1.あり 2.なし	 貴施設 同一流人内の別施設、事業所 連携先の外部の施設、事業所 関連のない施設、事業所 その他(
②の回答																5の平均値)	(((なん つにつ)	
①の回帰												\setminus		無 (ひとつにこ)	(05)(270)	責) 星なる場合は、それ ら) 育、研修等の有無	
					军士环核母難广盟子不會職	※15:37 を 15:32 を 15:32 (1く) (1く) (1く) (1く) (1く) (1く) (1く) (1く)	②再3号奸修について(いくつぐも○)						3) 研修修了後の対応	Q31 認定特定行為業務従事者等に対する手当等の有無 (ひとつに〇)	Q31で「1あり」を選択した場合】 Q31-1 手当等の条件(※平成28年度の実績)	[Q31で11あり を選択した場合] Q31-2 手当等の金額 (※平成29年9月の実験) (※第1号、第2号、第3号等で金額が繋ねる場合は、それらの平均値)	Q32 研修修了後のスキルアップやフォローアップに関する教育、研修等の有無(ひとつに○)	Q3276[1.あり]を選択した場合] Q32-1 教育、研修等の実施主体(いくつでも○)

喀痰吸引等扩必要な利用者の状況(平成29年9月30日時点)		※ショートスティ利用者を除く
)行為別の利用者		回答内容
		1. 必要な利用者がいる → () 人 2. 利用者はいない
	M型□_Icwwwh.1-□	→[1.]のうち、認定特定行為業務従事者等が関与している利用者数() 人
	一块 一种	1. 必要な利用者がいる → () 人 2. 利用者はいない
	MHHH—ICXV.处的	→[1.]のうち、認定特定行為業務従事者等が関与している利用者数() 人
	1年十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	1. 必要な利用者が、3 → () 人 2. 利用者はいない
喀痰吸引等が必要な利用者の有無	(1-3. *告が、) *** でが、※** でか、 *** でか、 *** でか。 ***	⇒[1.」のうち、認定特定行為業務従事者等が関与している利用者数() 人
(ひとつにO) (利用者がいる場合)	①-1.2.3.055,	1. 利用者がいる → () 人 2. 利用者はいない
Q33 →利用者数、 →認定特定行為業務従事者等が実施C	喀痰吸引_人工呼吸器装着者	→「1.」のうち、認定特定行為業務従事者等が関与している利用者数() 人
関与している利用者数		1. 必要な利用者が、3 → () 人 2. 利用者はいない
	(C)-T,柱百木財_再つつおこはあつつ	→[1.]のうち、認定特定行為業務従事者等が関与している利用者数() 人
	# Y. 2010年の # Y. 2010~ 0	1. 必要な利用者が、3 → () 人 2. 利用者はいない
	以-2.姓西米斯 <u>特斯特里特斯特</u>	→[1.]のうち、認定特定行為業務従事者等が関与している利用者数() 人
	②-1.2.035、	1. 利用者がいる → () 人 2. 利用者はいない
	松吉木寅一十回770・木寅即 利用者	⇒[1.」のうち、認定特定行為業務従事者等が関与している利用者数() 人

Q34		が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者等が実施に関与して 〇)	 認定特定行為業務従事者等が不足しており体制が組めないため 認定特定行為業務従事者等の力量が不足しているため 利用者の状態によって、認定特定行為業務従事者等による提供リスクがあるため その他(認定特定行為業務従事者等はおり 5. 認定特定行為業務従事者等は利用者全員に関与している
	Q34-1	【Q34で[3」を選択した場合】 具体的な利用者の状態(自由回答)	[自由回答]
(2)行為	も別の利用	(2)行為別の利用者の受入れ状況	回答内容
Q35		入所者の受入れの制限を設けている行為(いべつでも())	
	Q35-1	【Q35で「1.~4 喀痰吸引 を選択した場合】 制限を設けている理由(いくつでも))	 利用ニーズに対応できる認定特定行為業務従事者等が 不足しているため 2. 看職職員の対応体制が構築できないため 3. 医学的管理が難しいため (医師による判断) 5. 今までに受け入れたことがないため 6. その他(
	Q35-2	【Q35で「5.~7.経管栄養」を選択した場合】 制限を設けている理由(いくつでも○)	 利用ニーズに対応できる認定特定行為業務従事者等が 不足しているため 看職職員の対応体制が構築できないため 医学的管理が難しいため(医師による判断) は学的管理が難しいため、医師による判断) 今までに受け入れたこがないため そを他(
	Q35-3	[Q35で[1.~7.1を選択した場合] 実際に受入れを断ったことのある行為(平成29年4月か59月の実績) (いくつでも○)	 略成吸引 上D股内 略成吸引 上B股内 等級吸引 (東管力ニーレ内部 等級吸引 (東管力ニーレ内部 経管栄養 用うなれたは賑ろう 経管栄養 用力なれたは賑ろう 経管栄養 理解経管栄養 経費栄養 建即形化栄養剤用指 実際に断ったとはない

(1)利用	(1)利用者からの同意取得	回答内容
Q36	主に利用者への説明、同意取得を行う者(いべつでも〇)	1. 施設長・事業所長 2. 医師 (常勤医、職打医、協力医療機関の医師等) 3. 看護師 5. 有護師 5. 介護職員 (認定特定行為業務従事者等) 6. 介護職員 (認定特定行為業務従事者等) 7. サービス管理責任者 9. その他 (
Q37	Q37 利用者∧の説明、同意取得を行う上で課題となっていること(いべつでも○)	 制度自体の説明が難しい 全全性・リスかについて説明することが難しい 同意取得の更新期間が衰い その也 (
Q38	利用者への説明、同意取得の際、トラブルとなった事例があれば、記入してください(自由回答)	【自由自】

വ

	<u> </u>			<u>育先の</u>)			^		t 有 を
回絡内容	 介護職員(認定特定行為業務従事者等)が依頼する 介護職員(1,以外)が依頼する 看護職員が依頼する サビス担当者会議等の会議の現場を通じて依頼する その他(1. 看護職員と情報共有している 2. 情報共有していない	1. あり 2. はし	1. 制度についての説明を行う必要がある 2. 指示書の更新期間が促い 3. 指示書を成績してから取得までに時間がかかる 4. 主治医等と提点がな、依頼が難しい 5. 利用者に対し複数の医療機関、医師が関わっている場合の依頼先の 判断 6. 緊急時の指示書取得が難しい 7. その他(回答内容	 医師(常勤医、曠託医、協力医療機関の医師等) 准看護師 介護職員(認定特定行為業務從事者等) 介護職員(4.以外) サビス管理責任者 オース修理責任者 オースの地(8.20年間) 	 - 個別計画の作成段階から看護職員が関与し、作成している - 介護職員等が作成し、看護職員が確認している その他(1. 毎月 2. 2か月に一度 3. 3か月に一度 4. 半年に一度 5. 上記以外の鋤度 () 6. 実施じていない	 利用者に関係するチームメンバーが集まる「場」を設定し、情報共有を 行うている 特に場は設定しないが、対面にて個別に情報共有を行っている 特に場は設定しないが、電話等にて個別に情報共有を行っている 特に場は設定しないが、モニタリング記録等の提供にて情報共有を 行うている その他(
(2)医師の指示書取得	の取得方法 (医師への依頼方法) (いべつでも○)	Q39-1 [Q39で[1.][2.]の介護職員を選択した場合] 指示書について看護職員との情報共有の有無 (ひとつに〇)	Q40 指示料の利用者負担の有無 (ひとつにO)	Q41 医師の指示書を取得する上で課題となっていること (LKコでも○) 4	(3)個別計画書の作成	1 2 (O 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	Q42-1 【Q42で「2.看護師」「3.准看護師」を選択した場合】 2	43 個別計画書の見慮しに向けた、医師または看護職員による 3 3 2 2 期的なモニタリングの実施頻度 (ひとつに○)	Q44 モニタリング後の情報共有 (いくつでもこ) 3 3 4 4 5 2 9 3 5 6 5 6 5 6 5 6 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6

			ı
回答內容	(4)日常的な情報共有(カンファレンス等)の実施	回答内容	
 介護職員(認定特定行為業務従事者等)が依頼する 介護職員(1,以外)が依頼する 	Q45 喀痰吸引等の実施にあたり、利用者に関係するチームメンバー間で、利用者の状況等に関する情報の共有を行っていますか (ひとつにつ)	1. 行っている 2. 行っていない	
 看職職員が依頼する ナビス担当者会議等の会議の現場を通じて依頼する その他() 		1. 医師 2. 週2~3回 3. 週1回程度 4. 月1回程度 5. ぞの他 ()	1
1. 看機職員と情報共有している 2. 情報共有していない		2. 看護職員 3. 週1回程度 5. その他()	ı
1. あり 2. なし		3. 介藤職員 1. 毎日 2. 週2~3回 (認定特定行為 3. 週1回程度 4. 月1回程度 業務従事者等) 5. ぞの他()	ı
	【Q45で11行っている/を選択した場合】 情報共有を行っているチームメンバー (いくつでも。)、 Q45-1 (きつけたチームメンバーについて、情報共有の頻度 (ひとつにつ)	4. 介謝職員 1. 毎日 2. 週2~3回 (3.以外) 3. 週1回程度 4. 月1回程度 5. ぞの他() 5. その他()	
		5. サービス管理 1. 毎日 2. 週2~3回 責任者 3. 週1回程度 4. 月1回程度 5. その他())	ı
7. その他() 回答内容		6. 相談支援 1. 毎日 2. 週2~3回 專門員 3. 週1回程度 4. 月1回程度 5. その他())	ı
1. 医師(常勤医、曠託医、協力医療機関の医師等) 2. 看護師 3. 准看護師		7. その他 3. 週1回程度 4. 月1回程度 5. その他() 5. その他()	
	日常的なチームメンバー間の情報共有の方法等について、特に工夫していることがあれば RAして代さい(自由回答)	【爱回用草】	I
1 . 烟空里一面分布成的隔水水等端部面大型。二、作成1.7.1%	(5)看護職員による指導・助言	回答内容	
1. inaminal part max x part y part x part		 日々の情報共有等の際に必要に応じて指導・助言が行われている 定期的にケア業権制に同打し、実地にて指導・助言が行われている 介護職員等の要望に応じて、ケア業施制に同行し、実地にて指導・ 	
1. 毎月 2. 2次月に度 3. 3か月に度 4. 半年に度 5. 上記以外の頻度())	Q47 (LKつでも○) (LKつでも○) (LKつでも○) (LKのでも○) (LKのでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでもの	助言が行われている 4、勉強会等を開催し、定期的に指導・助言が行われている 5、とせいいや・アウシデントの報告があったとぎに指導・助言が行われている 6、個別計画書やマニュアルの作成時に指導・助言が行われている 7、その他(7、その他) 8、特に指導・助言は行われていない。	
6. 実施していない	(6)実施報告書	回答内容	
 利用者に関係するチームメンバーが集まる「場」を設定し、情報共有を 行ってい。 特に場は設定しないが、対面にて個別に情報共有を行っている 特に場は設定しないが、電話等にて個別に情報共有を行っている 特に場は設定しないが、電話等にて個別に情報共有を行っている 行っている 	Q48 実施報告書の医師への提出頻度 (ひどつにつ)	1. 毎月 2. 2か月C-度 3. 3か月C-度 4. 半年C-度 5. 上記以外()	
5. その色()			

喀痰吸引等	6. 喀痰吸引等の提供に関する安全対策実施状況 [4]喀痰配引等の中央に開する安全対策実施状況	
※他の委員会	/世次次314で公共工に対する実内ない工場について、※他の委員会や会議と合わせて開催する場合を含む	回答内容
Q49 設置有	設置有無(ひとつにつ)	1. あり 2. なし
Q49-1	【Q49で「1.あり」を選択した場合】 委員会 (会議) 開催回数 (平成29年4月~9月の期間)	
Q49-2	【Q49で「1.あり を選択した場合】 巻員会 (会議) メンバーの職種 (いべつでも○)	 施設長・事業所長 医師(常勤医、曠託医、協力医療機関の医師等) 看護師 推看護師 介護職員(認定特定行為業務従事者等) 介護職員(5.以外) サービス管理責任者 相談支援専門員 その他(
Q49-3	【Q49で「1.あり」を選択した場合】 委員会 (会議) での検討内容 (いくつでも○)	発真会 (会議) の規程に関すること 略感吸引等の実施手順、方法等に関すること 本では、大法等に関すること 本では、大法等に関すること 七でけいい・事例等の会議 本のでは、対策検討 本のでは、対策を応引を表す。
Q49-4	【Q49で「1.あり を選択した場合】 委員会(会議)の運用上の課題(いくつでも))	 開催時間の確保が難しい 開催頻度が少ない 構成メンバーの職種に偏りがある 機制や部門間の壁がある 検討すべき内容ががからない メンバー間の議論や意見交換が少ない 会販が放け難しい 会員会(会議)の意義が職員に理解されていない 特に課題はない その他
:喀痰吸引等f 表別」第26条の 3)	※喀茨吸引等制度では、登録特定行為事業者の登録要件として、「安全委員会の設置」や「業務方法書の作成」が規定されています。(「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」第26条の3)、「(通知)社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について(喀痰吸引等関係)」 平成23年11月11日付け 社援発1111第1 号)	活書の作成Jが規定されています。(「社会福祉士及び小護福祉士法施行 いて(喀痰吸引等関係)」 平成23年11月11日付け 社援発1111第1
() ብፈፒ二ኦ	2)マニュアル(業務手順書等)の整備状況について	回答内容
Q50 喀痰呖	喀痰吸引等の実施に関する緊急時の連絡網の有無(ひとつにつ)	1. あり 2. おし
介護職 (ひと) (ひと) 場合	// 機職員が喀痰吸引等を実施するためのマニュアル(業務手順書等)の有無 (1/センにこ) ※既存のマニュアルにおいて喀痰吸引等を実施するための内容が記載されている 場合を含む	1. あり 2. なし 3. 作成・検討中
Q51-1	【Q51で「1.」を選択した場合】 作成に関与した職種(いくつでも○)	1. 施設長・事業所長 2. 医師(常勤医、曠託医、協力医療機関の医師等) 3. 看護師 4. 推電施 5. 介護職員 (設定特定行為業務従事者等) 6. 介護職員 (5. 以外) 7. サービン管理責任者 8. 相談支援専門員 9. その他())
Q52 <=1.F	マニュアル(業務手順書等)の運用上の課題(いくつでも〇)	 マニアル等の内容が、実施に即した内容になっていない マニュアル等の内容に不足がある マニュアル等が十分に活用されていない マニュアル等の片型が機長[とってわかりにくい マニュアル等の長直しができていない 特に課題はない その他(

1 8.0 2 . 3 U.	(3)24	(3)とヤリハット・アクシデント				回答内容			
	053	ヒヤリハット事例報告体制・仕組みの有無	(0)	\$PD	おし				
1. ** FELLEMBER JALYCKČEAN (7)797-79-14件数(2		及引等に限定しない)	#州∾///47(1))	华			
(1)と中心 (2) (739	Z. Z.		≦近6か月の実績を記入してください してください 月の実績)	(2)アクシデント件)				
(1. 元を係の限別等のに関する						(1)EF	ツルット	(2)77	ゲゲ
(2.2 麻袋吸引 場に (2.3 麻袋吸引 場面が (2.3 麻袋吸引 場面が (2.3 麻袋吸引 場面が (2.3 麻袋吸引 場面が (2.3 麻袋の吸引 (2.4 麻袋 (2.4 kg) (2.		認定特定行為業務従事者等による喀痰吸引等による11	뵟する	①-1.喀痰吸引	口腔内))) 件
(2.3 年級の第三人の10年	-	ע		[]-2.喀痰吸引	鼻腔内))) (#
(2-1.経管末発 「34年(24年) (7) (4) (4) (7) (7) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	, ,		言がら か目の内容について] -3.略級歌是-①	気管カニューレ内部))) 件
(1) 2. 経資本策 (2) 解除性 (1) 1 (1) 1 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		ベエドのションへ 大き メンフログ 日本 アップロ・アンログ 日本 ログラン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン		②-1.経管栄養_	胃ろう又は腸ろう))) (#
				②-2.経管栄養_	経鼻経管栄養	<u> </u>		\smile	· 年
		認定特定行為業務従事者等による略級吸引等に関するヒヤルットの内容			態の観察不足 内容の確認不足 機器の点検不足 障・誤作動 適切な取り扱い の実施 言や後片付けの不備	400			^
1. ヒヤリルト事例を職員に関加し注意喚起する 2. ヒヤリルトの発生件数や傾向を示して注意喚起する 3. ヒヤリルトの発生件数や傾向を示して注意喚起する 4. ヒヤリルトの発生件数や傾向を示して注意喚起する 5. 特に活用していない 5. その他(5. その他(5. とのような報告様式を映りは、職員にフィードバッケする 5. 特に活用していない 5. とのような報告様式を明りはよい分分からない 5. とのような報告様式を明りはよい分分からない 5. とでいりを報告の多様で表が分からない 5. とヤリルト報告を積極のに報告する職員の雰囲気が確成されない 5. ヒヤリルト報告を有極のに報告する職員の雰囲気が確成されない 5. ヒヤリルト報告を有極のが形方法が分からない 6. ヒヤリルト報告を有極のが形方法が分からない 6. ヒヤリルト報告に基づく対策の検討が十分ではない 7. 特に課題はない 7. 特に課題はない 8. その他(8. その他(8. その他(8. その他(9. 中域の関係機関との連絡支援体制の整備 5. 上大点(自由回答) 9. 地域の関係機関との連絡支援体制の整備 10. 特に課題はない 11. その他(12. をの他(13. をの他(14. といりに課題はない 14. といりに課題はない 15. は、表記を対しな体制の整備 16. 特に課題はない 16. 特に課題はない 17. その他(16. 特に課題はない 18. その他(19. 特に課題はない 19. 特に課題はない 19. 地域の関係機関との連絡支援体制の整備 10. 特に課題はない 10. 特に課題はない 11. その他(14. その他(15. をのし、 16. 特に課題はない 17. その他(16. 特に課題はない 18. その他(19. 地域の関係機関との連絡支援体制の整備 19. 地域の関係機関との連絡支援体制の整備 10. 特に課題はない 11. その他(10. 特に課題はない 10. 特に課題はない 10. 特に課題はない 10. 特ははない 10. 特に課題はない 10. 特に能力はない 10. 特に対しない 10. 特に対	Q 56				機の観察不足 内容の確認不足 機器の点核不足 動食)の取り扱い間 の不適切な取り扱い のフまり ・の実施	い意に			
1. ヒヤリルト報告の基準、報告手順が分からない 2. とのような報告報告表別 (いんが分からない) 3. 職員が多がてあり、十分は中川ットが報告が打ていない 4. ヒヤリルト報告を積極的に報告する職員の雰囲気が開放されない 5. ヒヤリルト報告に基づく対策の検討が十分ではない 7. トヤリルト報告に基づく対策の検討が十分ではない 7. トヤリルト報告に至うく対策の検討が十分ではない 8. その他 (会議)の構築と選手する介護職員の選定 8. その他 (会議)の構成を選手する所職員の選定 8. その他 (会議)の構成を選手を引動でする。 8. その他 (会議)の構成を選手を引動でする。 8. その他 (会議)の構成を選手を発展してあります。 8. その他 (会議)の構成を選手を発展してあります。 8. その他 (会議)の構成を選手を発展してあります。 8. その他 (会議)の場では、管理 9. 中域の関係関となっていること (いくつでもつ) 5. に対りが下が、管理 (とヤリルト等の場合体制の構築を開手を発展となっていること (いくつでもつ) 5. に対りが下海が手が乗りを発展に進用 5. に対りが下海が下海が高速を発展に乗ります。 5. に対りが下海が高速を登集体制の整備 5. に対して対しを開発を発展していまさまます。 5. に対して対しを構築を開発の運送支援体制の整備 5. に対して対しを開発を開発の運送支援体制の整備 5. に対して対しを開発を開発を関係を関係の運送支援体制の整備 5. に大点(自由回答) 5. に大点(自由回答) 5. に大点(自由回答)	Q57				・例を職員に周知い 発生件数や傾向をう要型分析を行い、職要因分析を行い、職 では、第を検討し、職 でしない	E意喚起す FLで注意! [夏にフィー]	る 喚起する ゃパックする ミパックする		^
回路内容 日路内容 日路内容 1. 安全委員会 (会議) の構築と連用 2. 略奈吸引等の研修を受講する介護職員の遂定 3. 略奈吸引等の研修を受講する介護職員の遂定 3. 略索吸引等の要としている刑事情報の管理 4. 略容吸引等に関する手順電の整備や更新 5. 指示書や指導記録等の部のお行が、管理 6. ピヤリル・事例報告体制の構築と運用 7. 異感時均に体制の構築と運用 7. 最高均の数の予約等の全全管性管理 8. 施設内勢次の予約等の全全管性管理 9. 地域の関係機関との連絡交援体制の整備 10. 特に課題はない 11. その他 (Q 58				告の基準、報告手 手様式を用いればよ であり、十分なピワリ 告を積極的に報告 待ち有極の分析方法が分 待告に基づく対策の検	質が分からないか分からないか分からないか分からない。 いっトが報告する職員の。 からない 語すが十分で	さい さい がされて 雰囲気が ではない	ない 意成されな	
1. 安全委員会 (会議)の構築と運用 2. 喀痰吸引等の神能を受講する介護職員の遺定 3. 喀痰吸引等のか能を受講する介護職員の遺定 3. 喀痰吸引等を必要化で入び管理 4. 喀痰吸引等の運動と診りを使用を開発を使用です。 5. 指示書や指導記録等の選切な作政・管理 6. ヒヤリルト事例報告体制の構築と運用 7. 薬師砂内の製薬 5. 施砂内の製薬・運用 7. 素の砂の水等の交子衛生管理 9. 地域の関係機関との運絡支援体制の整備 10. 特に課題はない 11. その他 (11. その他 (11 日田回答) 11. 日田回答 12. 日田回答 13. 日田回答 14. その他 (14. 日田回答)	4)安全	体制整備上の課題・工夫点				经公路			
上記課題を解決するための方策・工夫点(自由回答)	Q 59				(会議)の構築と近の町修を受講するが の町修を受講するが を必要している利 に関する手(職害の登 導記録等の適切が 体制の構築 体制の構築 体制の構築 体制の構築 体制の構築 を関しているが を関しているが を関しているが を関しているが の可能を受ける。 の可能を必要します。 の可能を定する。 の可	重用 適機能員の分 目者情報の 日本情報の 「成、管理 と運用 生管理 は制の整備	覧 管理 管理		^
	090		啓)	[景回甲目]					
_	,		ì						

員等による喀痰吸引等の提供に関する考え、方針等	客疾吸引等の提供 回答内容	1. 今後、利用ニーズは増えていく思われる 2. 利用ニーズは特に増えないと思われる 考えに近いもの(ひとつにつ) 3. 利用ニーズは特に増えないと思われる 3. 利用ニーズは対いる		【自由回答】 Q62の選択肢を選択した具体的は理由は何ですか(自由回答)			(2)介護職員等による喀痰吸引等の提供による効果、課題発生状況		1. 介護職員等による階級吸引等の提供による課題の発生状況 (いべつでも○)	[自由回答] (自由回答] (中国の表現で多元がたって、現行の制度では対応できないなど、現 (中国の大電田 1 × manash part / ま かます ** ま かまま ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** *
介護職員等による喀痰吸引等の提供	(1)介護職員等による喀痰吸引等の提供	貴施設・事業所における喀痰吸引等を心 でも1 きえに近いもの(ひとつに○)	25年献業多等に破滅の18年表表を表現である。	Q62-1 Q62の選択肢を選択した具体	Q63 介護職員等が喀痰吸引等を実施するこ	Q63-1 (Q63で「1.不安がある」「2.やや2 不安と噂じる理由(いくつでも○)	2)介護職員等による喀痰吸引等の提供によ	Q64 介護職員等による喀痰吸引等の提供に	Q65 介護職員等による路張吸引等の提供C	介護職員等が喀痰吸引等を実施するに Q66 行制度の運用上で課題と続いる点、改建

8. 喀痰吸引等以外の医行為の提供が必要な利用者の状況(平成29年9月30日時点)	が必要な利用者の状況 (平)	成29年9月	(当9日08)	※ショートステイ利用者を除ぐ	利用者を	除く	
(1)行為別の利用者				回答内容	P/π		
	(は) (自己管理・介) (自己管理・分) (自己使用・分) (自己使用・力) (自己使用・力	理・介助含む)	1. 必要な利用者がいる	者がいる → (丫(2.	利用者はいない
	②静脈内注射 (点滴含む)		1. 必要な利用者がいる	者がいる → (∀ (2.	利用者はいない
	③中心静脈栄養の管理		1. 必要な利用者がいる	者がいる → (≺ ∩	2.	利用者はいない
	④透析 (在宅自己腹膜灌流を含む)	3)の管理	1. 必要な利用者がいる	者がいる → (≺ ∩	2.	利用者はいない
	⑤ストーマ (人工肛門・人工膀胱)	の管理	1. 必要な利用者がいる	者がいる → (∀ (2.	利用者はいない
	⑥酸素療法		1. 必要な利用者がいる	者がいる → (∀ (2.	利用者はいない
	⑦レスピレーター (人工呼吸器)の管理	管理	1. 必要な利用者がいる	者がいる → (∀ (2.	利用者はいない
	®気管切開のケア		1. 必要な利用者がいる	者がいる → (~ (2.	利用者はいない
	9疼痛管理		1. 必要な利用者がいる	者がいる → (丫(2.	利用者はいない
マッ 必要な利用者の有無、利用者数	⑩褥瘡の処置		1. 必要な利用者がいる	者がいる → (丫(2.	利用者はいない
	⑪カテーテルの管理		1. 必要な利用者がいる	者がいる → (∀ (2.	利用者はいない
	ゆネブライザー		1. 必要な利用者がいる	者がいる → (∀ (2.	利用者はいない
	⑤皮膚・創傷処置(褥瘡を除く)		1. 必要な利用者がいる	者がいる → (∀ (2.	利用者はいない
	() 持衛便		1. 必要な利用者がいる	者がいる → (~ (2.	利用者はいない
	80%		1. 必要な利用者がいる	者がいる → (丫(2.	利用者はいない
	⑩—時的導尿		1. 必要な利用者がいる	者がいる → (∀ (2.	利用者はいない
	®そ の他((1. 必要な利用者がいる	者がいる → (∀ (2.	2. 利用者はいない
	®その他 (^	1. 必要な利用者がいる	者がいる → (イ (2.	利用者はいない
(2)行為別の利用者の受入れ状況				回答内容	P/π		
	果回の①	②の回答		選択肢			
			1. 血糖測定、	血糖測定、インスリン注射(自己管理	(自己管理・介助含む)		
			2. 静脈内注射	静脈内注射 (点滴含む)			
			3. 中心静脈栄養の管理	養の管理			
			4. 透析 (在宅	透析(在宅自己腹膜灌流を含む)の管理	の管理		
			5. ストーマ (人	ストーマ(人工肛門・人工膀胱)の管理	鳕		
			6. 酸素療法				
- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1			7. レスピレータ-	7. レスピレーター(人工呼吸器)の管理	mu		
以下の①、②についての音ないことい。 ①入所者の受入れの制限を設けている行為	いる行為		8. 気管切開のケア	ን ጉ			
Q68 (LKつでもつ) (平成29年9月30日時点)	0日時点)		9. 疼痛管理				
②実際に受入れを断ったことのある行為(いくつでも)) (エボンの年 4 目がら9 目の実績)	万為(いくつでも○))		10. 褥瘡の処置				
20000000000000000000000000000000000000			11. カテーテルの管理)	管理)			
			12. ネブライザー				
			13. 皮膚・創傷処置	処置(褥瘡を除く)			
			14. 摘便				
			15. 浣腸				
			16. 一時的導尿				
			17. その他()
		$\Big/$	18. いずれも制限を設けていない	Rを設けていない			

施設・事業所票は以上となります。ご多忙の中、ご協力いただき誠にありがとうございました。

Ξ

介護職員等による喀痰吸引等の実施状況に関するアンケート調査 施設・事業所票

[特別支援学校]

○この調査票は、教員等による階級吸引等の実施体制、実施状況について回答可能の方 (学校長、教師・副校長等)がご回答代さい。 ○特に期日を明記している設問以外はすべて、平成29年9月30日時点の状況についてお答え代さい。 ○回答は、あてはまる番号をO印で囲んでください(各設問にて「ひとつにつ」「いくつでも○」「すべてに○」はど回答数が指定されています)。 ○数字を回答する設問について、該当する人、回数、件数等がない場合は「0 に記入してください。 ○回答後は、同封の返信用封衛に封線し、**平成29年11月10日(金)までにご投函**付きい。○この調査票は、幼児、児童、生徒について、以下「生徒」とします。○本校以外に分校等設置されている場合は、本校にてまとめて回答をお願いします。 「回答にあたっての注意事項】

松松	()都·道·府·県	 幼稚節 小牛部 中学部 未完善 	1. 視數障害 2. 職態障害 3. 如的障害 5. 从的障害 5. 熟錄	丫()	1. 登録済み 2. 申請中 3. 申請予定 4. 未登録
. 基本情報 (平成29年9月30日時点) (1) 編8編件	0.1 学校设置都道府県名	(6) 学部 (投置する学部すべてに○)	(3. 対応する障害種(複数障害種に対応する場合はすべてに))	Q4 在籍する生徒数	Q5 登録特定行為 (喀痰吸引等) 事業者の登録 (ひとつに○)

. 標	2. 職員体制(平成29年9月30日時点)						
(1) 医	医師、協力医療機関の体制			回答内容	容		
90	学校医・指導医の配置 (ひとつに○)	※常勤、非常勤を問わない	1. いる	5 2. uzu			
97	指示書を取得している医療機関数))か所			
08	緊急時の連絡(いくつでも()) ※生徒の状態急変時など、医療機関等につなぐ必要があると判断した時の連絡 ※喀痰吸引等に伴う繋急時に限らない		1. 条件 3. 条件 5. 名	1. 学校医・指導医に連絡する 2. 体診日等によらず主治医(指示書提供医療機関)に連絡する 3. 主治医が体診日等の場合は、教急車を呼ぶ 4. 体診日等によらず教急車を呼ぶ 5. その他(提供医療機関 車を呼ぶ	型2) (6	絡する
(2) 看	看護師の体制			回答内容	密		
L			①-1.	①-1. 実人数_常勤)	$\stackrel{\prec}{\sim}$	
6	4m 正立 女女 聖斯		①-2.	実人数_非常勤	J	~	
2	自读即数		②-1.	実人数_常勤	J	~	
	-	(の)年 自護 即	②-2.	実人数_非常勤	J	~	
Q10	看護師が勤務している時間帯 ※学校に1名以上の看護師がいる通常の日の時間帯を記入してください ※時間帯が複数ある場合は、1か月のうち聽も獅度が高い時間帯とします ※常勤、非常勤の別、交代等による複数名体制を問いません	を記入してください 高い時間帯とします いません) + <u>#</u>)時から()時ま7)時まで)時間 ※休憩時間を含む)時まで間を含む		
(3) 数	(3) 教職員等の体制			回答内容	容		
L	4年四番4年				教員		教員以外
Q11			Ð-1.	実人数_常勤	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		~
	※認定特定行為業務従事者かどうかは問わない		①-5.	実人数_非常勤	()) \(\cdot \)	Υ (

(4) 認定特定行為	(4) 認定特定行為業務従事者等の体制			回答内容			
				教員		教員以外	
			①-1. 実人数_常勤	· ·		^	←
		①第1号研修の修了者	①-2. 実人数_非常勤	()		^	\prec
7. 电子电弧 Ge	16 (W 20 年 年 76 年 27 年 27 年 1 年 7		⇒①-1,-2の職員のうち、実際に 喀痰吸引等を提供している 職員	()	→ →	(Y (
‰Æ†4Æ1. ※⊕-1.⊕	≤をできますの。 ※①-1、①-2については、実際に喀痰吸引		①-1. 実人数_常勤	()	` ≺	(~ (
第を提供 Q12 ※いない場合	等を提供しているかどうかは問わない※いない場合は「0 ド記 スレイゲギい	の部の日田を入る	①-2. 実人数_非常勤	· ·		^	∀
※平成29年9月 お答えください	※平成29年9月30日時点の状況を お答え(ださい	(A) A C T WINDOWS J 由	⇒①-12の職員のうち、実際に 喀痰吸引等を提供している 職員	<u> </u>	<i>→</i>		~
		③第3号研修の修了者	①-1. 実人数_常勤	()	` ≺	(~ (
		※第3号研修修了者のうち、第1 ロ 等2号 11 体を検びしませる。	①-2. 実人数_非常勤	()	` ≺	(~ (
		っ、ホエラが下を使」しい場合は、①②に記入してください (重複なし)	⇒①-12の職員のうち、実際に 喀痰吸引等を提供している 職員	<u> </u>	<i>→</i>		~
		T	①-1. 実人数_常勤	()	` ≺	(~ (
		(4) 裕過指置对聚者 ※第1号~3号研修を受けて	①-2. 実人数_非常勤	· ·		^	~ (
		いる場合は①~③に記入して ください (重複なし)	⇒①-1,-2の職員のうち、実際に 喀痰吸引等を提供している 職員	()	<i>→</i>	(\prec
		①-1.喀痰吸引_口腔内	Y ()				
		①-2.喀痰吸引_鼻腔内	Y ()				
行為別の認	行為別の認定特定行為業務従事者等の人数	①-3.喀痰吸引_気管カニューレ内部	丫()				
※実際に略 問わない 013	※実際に喀痰吸引等を提供しているかどうかは 問わない 「言へ」	①-1.2.3.のうち、 喀痰吸引_人工呼吸器装着者	丫()	※①-1.2.3.に加え、人工呼吸器装着者 への喀痰吸引等の研修を受講した方	器装着 費した方	細	
	※いない場合は10」と記入してくたさい ※複数の行為を実施できる場合は、それぞれに	②-1.経管栄養_胃ろうまたは腸ろう	丫()				
かくた	カウントしてください	②-2.経管栄養_経鼻経管栄養	Y()				
		②-1.2.のうち、 経管栄養_半固形化栄養剤利 用者	() 人 ※②-1.2.Ic加克、半固形化栄養剤利用 の研修を受講した方	え、半固形化栄 むた方	養剤利	₩	
※認定特定行	為業務従事者等:認定特定行為業務 実地研修修了者(含めた者	務准事者である第1号、第2号、第3号 に加え、養成施設における養成課程を1	※認定特定行為業務従事者等;認定特定行為業務採事者である導1号,第2号,第3号研修修了者、経過措置対象者、実務者研修の修了者で、実践定指定行為議局 実地研修修了者に加え、最成施設における競戏課程を修了した介護福祉士(中放29年1月国家試験の格者)を含めた者。	務者研修の修了 国家試験合格 [:]	* 출전 18) 전		
※第1号研修の修了者		痰吸引、鼻腔内の溶痰吸引、気管力: %数の者が対象)	(対象行為) 口腔内の路痰吸引、鼻腔内の路痰吸引、気管カニューレ内部の路痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養薬器 経過 (大株定多数の老が対象)	ろうによる経管栄	撇		
※第2号研修の修了者		14年7日で、フェストのボンスでは、2007年 1887年 - Julie Carolomの歌ので、東京の中の電影のでは、気管カニューレ内部の略級吸引、胃ろう区 20mes 2008年 - American Profession - American - Am	************************************	ろうによる経管学	瓣		
※第3号研修の修了者	~	在興在目不衰の2つ900億亿度了のに正過の114億以上 411億対象では、対象行動、口腔内の喀痰吸引、膿腔内の喀痰吸引、気管1-2が高く軽量経管栄養のうち研修終了した行為(特定の者が対象)	発音 両手状態 20mmであり JOHN 850、11を3と下で144が変わらが38% 対象作為 JO開めの転換の15、乗取6の6級級引、気管713-74階の6級級別・開めりXは脳も2に4る経管米職 結構経管米費のうち研修終了した行為(特定の歯が対象)	ろうによる経管等	搬		
※経過措置対象者	象者 : 法附則第14条により経過措置認定を受けた職員	掛措置認定を受けた職員					

Ré	認定特定行為業務従事者等の確保	
~ ()	確保状況、方針、研修受講状況	回答内容
5	Q14 学校(よりる現在の認定特定行為業務従事者等の過不足状況(ひとつにつ)	 かなり不足している 不足している 必要な職員数は消化している 必要以上「確保できている 分からない
	Q14-1 【Q14で「1.かむり不足している」「2.不足している」を選択した場合】 不足している要因として考えられること(いくつでも○)	1. 研修受講を希望する職員がいない 2. 研修受講してから登録までに時間がかかる 3. 研修の受講自体が困難 4. 分からない 5. その他(())

	Q15	日参田	研修受講に係る時間の財政扱い(ひとつにつ)			 研修時間は勤務時間としている 研修時間は勤務時間外とい、体験(有給)で対応している 研修期間は勤務時間外とい、体験(無給)で対応している その他(4. 喀湖	4. 喀痰吸引等が必 (1)行為別の生徒の状	争が必
5	(2) 研修	樂				回答内容			
	Q16		実地研修指導看護師の有無(ひとつに〇)			1. US 2. USU			
		Q16-1	【Q16で「1.いる」を選択した場合】 指導看護師の実人数			対節職員:()人 非対勤職員:()人			
	※ 端	尊看護師:	※指導看護師:喀痰吸引等の実地研修に、実地指導、評価を担う看護職員(保健師、助産師又は看護師)	平価を担う看護職員	[(保健師、助産	師又は看護師)		路海河	喀痰吸引等力
				金回の①	(2)の回答	選択肢	Q21		があるHa→午はは一番では
						1. 研修時間が長く、負担が大きい		☆ 図	⇒認定特別国金ので
						2. 研修受講者が不在の間、勤務体制の維持が困難			
						3. 一度に複数の教員等を参加させることが困難			
						4. 研修の開催頻度が少ない			
		井木田	其木研修母雜广閱古名理題			5. 選択できる研修機関が少ない			
	Q17	ŧ	Sギが言文語に対する新述 ①第1号、第2号研修について(いくつでも○)			6. 研修場所が遠方にあり移動の負担が大きい			
		②	②第3号研修について(いくつでも○)			7. 受講者の選定が困難			
						8. 研修費用が高い		路級即	3月等7
						9. 特に問題はない	Q22	10	H
						10. 分からない		((()	(LK) CEO
					\setminus	11. その他()			
						12. その他()			
				景回の①	②の回答	選択肢		Q22-1	, <u>**</u>
						1. 研修回数が多く、負担が大きい			
						2. 研修受講者が不在の間、勤務体制の維持が困難	5. 喀鸦	喀痰吸引等の振	野の提
						3. 一度に複数の教員等を参加させることが困難	(1)保証	(1)保護者からの同意	の同意
						4. 研修の開催頻度が少ない			
		事業	宇州环修马骥广阳才之理野			5. 選択できる研修機関が少ない			
	018	^	①第1号、第2号研修について (いくつでも○)			6. 研修場所が遠方にあり移動の負担が大きい	923	8 保護者への説	うへの影
		(2)	3売年参について(いべつでも○)			7. 受講者の選定が困難			
						8. 研修費用が高い			
						9. 特に問題はない			
						10. 分からない	024		石罐米入户部
					\setminus	11. その他()	,		(a)
						12. その他()			
<u> </u>	3) 章	(3) 研修修了後の対応	後の対応			回答内容			
	Q19		認定特定行為業務従事者等に対する手当等の有無(ひとつに○)	無 (ひとつに○)		1. あり 2. なし	Q25	- 保護者への説 (自由回答)	ぎんの訳 回答
		Q 19-1	【Q19で「1.あり」を選択した場合】 手当等の条件(※平成28年度の実績)	(ひかにの)		 配定特定行為業務従事者等の認定証が交付されたことへの手当 (実際ご提供しているかどうがは問わない) 認定証の交付後、実際ご喀痰吸引等を提供することへの手当 その他((2)医	 2) 医師の指示書取得 	書取得
		Q19-2	【Q19で「1.あり」を選択した場合】 手当等の金額(※平成29年9月の実績) (※第1号、第2号、第3号等で金額が異なる場合は、それらの平均値)	[) はなる場合は、それら	の平均値)	1人当たり () 円ノ月 () 円ノ月 () 円ノ月 () 円ノ月 () 円ノ月	Q26	5 医師の指示書	北野
	Q20) 研修億	Q20 研修修了後のスキルアップやフォローアップに関する教育、研修等の有無 (ひとつに○)	:育、研修等の有無	(ひたつにつ)	1. あり 2. なし	Q27	7 指示料の保護	物保護
	,					i			

	(1)17為29の主任の42近		라보는 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그
		1.1 医弧形足 口腔内	1. 必要な生徒が $N_0 ightarrow ($)人 2. 生徒は V ない
		6 IT##H_16 XFX;HT.15	⇒「1.」のうち、認定特定行為業務従事者等が関与している生徒数(
		The second secon	1. 必要な生徒が√る → () 人 2. 生徒は√ない
		①2.咯淡呶勺 _舞腔 ^3	⇒[1.]のうち、認定特定行為業務従事者等が関与している生徒数(
		APP TO THE PROPERTY OF THE PARTY OF THE PART	1. 必要な生徒がいる → () 人 2. 生徒はいない
		①-3.殆淡吸5[⇒「1.」のうち、認定特定行為業務従事者等が関与している生徒数(
Č	(必要な生徒が、る場合)	①-1.2.3.055、	1. 生徒がいる → ()人 2. 生徒はいない
Q21	11	喀痰吸引_人工呼吸器装着者	⇒[1,]のうち、認定特定行為業務従事者等が関与している生徒数()人
	関与している生徒数		1. 必要な生徒がいる → ()人 2. 生徒はいない
		②-1.栓官米食_肓ろみ/凸があつつ	⇒「1.」のうち、認定特定行為業務従事者等が関与している生徒数(
		the and with the last the training of the same and the sa	1. 必要な生徒がいる → ()人 2. 生徒はいない
		②-2.栓官木贯_栓鼻栓官木贯	⇒「1.」のうち、認定特定行為業務従事者等が関与している生徒数(
		②-1.2.055、	1. 生徒がいる → ()人 2. 生徒はいない
		経管栄養_半固形化栄養剤 利用者	⇒「1.」のうち、認定特定行為業務従事者等が関与している生徒数(
	喀泰耶引等 fi A) 要找牛往 [对] 7。数字特定行為業務伴事者等的事施 [即 与] 7.17	業務從事者等が事施「韓与」、7.1、	 認定特定行為業務從事者等が不足しており体制が組めないため 認定特定行為業務從事者等の力量が不足しているため
Q22			 生徒の状態によって、認定特定行為業務従事者等による提供リスクがあるため
	(いべつでも○)		4. その他(5. 認定特定行為業務従事者等は生徒全員に関与している
_			[景回申]
	Q22-1 【Q22で「3.」を選択した場合】 具体的な生徒の状態 (自由回答)		
5. 喀痰	喀痰吸引等の提供プロセス		
(1)保護	(1)保護者からの同意取得		回答内容
			U 47
923	保護者への説明、同意取得を行う者(いくつでも))		1. 学校長 2. 教師・副校長 4. 担当教員 (認定特定行為業務従事者等) 5. 教員 (3.4 以外) 7. 医師 8. その他 ()
Q24	保護者への説明、同意取得を行う上で課題となっていること (いべつでも〇)	いること (いくつでもの)	 制度自体の説明が難しい 安全性、Uス外こいで説明することが難しい 同意取得の更新期間が短い その他(
			[景回申]
Q25	保護者への説明、同意取得の際、トラブルとなった事例があれば、記入してください (自由回答)	例があれば、記入してください	
(2)医師	(2)医師の指示書取得		回答内容
926	医師の指示書の取得方法(医師への依頼方法)	(いくつでも○)	 保護者が依頼する 学校を通じて依頼する その他(
Q27	指示料の保護者負担の有無(ひとつに〇)		1.あり 2.なし

1		1.2.3.	制度についての 指示書の更新 指示書を依頼し	制度についての説明を行う必要がある 指示書の更新期間が強い 指示書を依頼してから取得までに時間がかかる
Q28	医師の指示書を取得する上で課題となっていること(いくつでも○)	. 0	主治医等と接ば 生徒に対し複数 緊急時の指示 その他(主治医等と接点がな、依頼が難しい 生活に対し複数の医療機関、医師が関わっている場合の依頼先の判断 緊急時の指示書取得が難しい でかれ(
	(3)個別計画書(個別の対応マニュアル等)の作成			回答内容
029	個別計画書(個別の対応マニュアル等)の作成に関わっている専門職(いべつでも()	1. 2. 3. 5.	養護教論 担当教員(認定特定行 教員(1.2.以外) 看護師(准看護師含む) 医師	(認定特定行為業務従事者等) 2.以外) 生看護師含む)
1	Q29-1 【Q29で[4看護師(准看護師含む) を選択した場合] Q29-1 看護師(准看護師含む)の関与の方法(ひとつにつ)	1. 2. 3.	個別計画書の 作成している 教員等が作成し	個別計画書の作成段階から看護師(准看護師合む)が関与し、 作成している 教員等が作成し、看護師(准看護師含む)が確認している その他(
030	個別計画書(個別の対応マニュアル等)の見直しに向けた、医師ま泣は看鐵師(准看護師舎む)による定期的なモニタリングの実施頻度(ひとつに〇)	1.7	毎月 2か月に一度 3か月に一度 半年に一度 上記以外の頻度 実施していない	ibi ibi
Q31	モニタリング後の情報共有(いべつもで○)	1. 2. 3. 3. 4. 5.	生徒に関係するチームメンバー 行っている 特に場は設定しないが、対面 特に場は設定しないが、電話 特に場は設定しないが、モニタ 持つこいる その他(特に情報共有は行うでいない	生徒に関係するチームメンパーが集まる「場」を設定し、情報共有を行っている 行っている 特に場は設定しないが、対面にて個別に情報共有を行っている 特に場は設定しないが、電話等にて個別に情報共有を行っている 特に場は設定しないが、モニタリング記録等の提供にて情報共有を 行うている その他(
址	(4)日常的な情報共有(カンファレンス等)の実施			回答内容
Q32	喀痰吸引等の実施にあたり、生徒に関係するチームメンバー間で、生徒の状況等に関する 情報の共有を行っていますか(ひとつに○)	H.	行っている	2. 行っていない
1		1.	学校長	日 2.1回程度 4.7地(
		2.	教頭·副校長	1. 毎日 2. 週2~3回 3. 週1回程度 4. 月1回程度 5. その他()
		ω.	養護教諭	2. 程度 4. (
		4 . ~ wv	担当教員 (認定特定行為 業務従事者)	1. 毎日 2. 週2~3回 3. 週1回程度 4. 月1回程度 5. その他(
	【Q32で11.行っている」を選択した場合】 Q32-1 情報共有を行っているチームメンバー (いくつでも○)、 ○をつけたチームメンバーについて、情報共有の頻度 (ひとつに○)	5.	教員 (3.4.以外)	1. 毎日 2. 週2~3回 3. 週1回程度 4. 月1回程度 5. その他(
			看護師 (准看護師 含む)	
		7.	医師	1. 毎日 2. 週2~3回 3. 週1回程度 4. 月1回程度 5. その他()
		œ.	保護者	
		9.	その他	1. 毎日 2. 週2~3回 3. 過1回程度 4. 月1回程度 5. その他()

Q33	日常的なチームメンバー間の情報共有に方法等について、特に工夫していることがあれば 3 記入してください(自由回答)	[自由回答]
(5)看	(5)看護師による指導・助言	回答内容
Q34	・看護師による認定特定行為業務従事者等に対する指導・助言の実施状況 ((パつでも))	 日々の情報共有等の際に必要におじて指導・助言が行われている 定期的にケア実施等に高売し、実地にて指導・助言が行われている 教員等の要望に応じて、ケア実施時に同行し、実地にて指導・助言が行われている 地域会等を開催し、定期的に指導・助言が行われている とせかりいトップタデントの報告があったときに指導・助言が行われている E セヤリリットップラデントの報告があったときに指導・助言が行われている 6. 個別計画書やマニュアルの作成時に指導・助言が行われている 7. その他 (8. 特に指導・助言は行われていない
(6)実	(6)実施報告書	回答内容
Q35	5 実施報告書の医師∧の提出頻度(ひとつに○)	1. 毎月 2. 2か月に一度 3. 3か月に一度 4. 半年に一度 5. 上記以外 ()
6. 喀鸦	該吸引等の提供に関する安全対策実施状況	
(1)局等	(1)喀痰吸引等の安全に関する校内の委員会や会議について ※他の委員会や会議と合かせて開催する場合を含む	回答功容
036	5 設置有無 (ひとつに○)	1. あり 2. なし
	Q36-1 委員会 (会議) 開催回数 (平成29年4月~9月の期間)	0 (
	Q36-2 【Q36で[1.あり]を遂択した場合】 委員会 (会議) メンバーの職種 (いべつでも○)	 学校長 教師・副校長 担当教員(認定特定行為業務従事者等) 教員(3.4.1.以外) 審議師(准看議師含む) 医師 その他(
	Q36-3 [Q36で[1.あり]を選択した場合] 委員会 (会議) での終討内容(いくつでも○)	
	Q36-4 [Q36で[1.あり]を選択した場合] 委員会 (会議) の連用上の課題 (いべつでも○)	 開催動度が強しい 開催動度が少ない 構成メントの転離に偏りがある 機制するか容ががからない メンバー間の議論や意見交換が少ない 会形成が難しい 会形成が難しい 会別の意義が職員に理解されていない 参与会(会議)の意義が職員に理解されていない を自会(会議)の意義が職員に理解されていない その他(

※喉痕吸引等制度では、登録特定行為事業者の登録要件として「安全委員会の設置」や「業務方法書の作成」が規定されています。 (「社会福祉士及び介護福祉士法統行規則]第26条の3)、「(通知)社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について(喀痰吸引等関係)」 平成23年11月11日付け 社援発1111第1号)

(<u> </u>	(2)マニュアル(業務手順書等)の整備状況について	回答内容		
Q37	喀痰吸引等の実施に関する緊急時の連絡網の有無 (ひとつにこ)	1. あり 2. なし		
038	教員等が喀痰吸引等を実施するためのマニュアル(業務手順書等)の有無 (VC-JC.) と WF4のマニュアルにおいて喀痰吸引等を実施するための内容が記載されている 場合を含む	1. あり 2. おし 3. 作成:検討中		
	Q38-1 【Q38で[1.あり]を選択した場合】 件成に関与した職種(いくつでも〇)	 学校長 教師・副校長 養職教師 社当教師・(2022特定行為業務従事者等) 教員 (3.4.以外) 電腦師 (准看護師合む) 医師 その他() 		
039	マニュアル(業務手順書等)の運用上の課題(いくつでも〇)	 マニュアル等の内容が、実態に即した内容になっていない マニュアル等の内容に不足がある マニュアル等が十分に活用されていない マニュアル等が中分に満用されていない マニュアル等の内容が職員によってわかりにくい マニュアル等の内容が職員によってわかりにくい マニュアル等の内置しができていない 特に課題はない その他(^
147	(3)とヤリハット・アクシデント	回答内容		
040	とヤリノット事例報告体制・仕組みの有無 (ひとつに〇)	1. あり 2. なし		
	貴学校全体のたりパット・アウンデント件数(略感吸引等に限定しない) (1)たヤパット件数(2)アシン・アント件数 ※平成つ9年4月~4月業績について水金みにかい。	(1)とやリノゆト件数() 件		
Q41	※上記明間の実績件数の回答が困難な場合は、直近6か月の実績を記入してください →直近6か月の実績の場合、下記に期間を記入してください (平成 年月~平成 年月の平域)	(2)アクシデント件数 () 件		
		(1)E+UVINN (1)	インデクシデント	4
	認定特定行為業務従事者等による略級吸引等に関する	①-1.喀痰吸引_口腔内 ()件	_	#
ç	にたJノるト・アクシテンテキ数(html) (1)たナリンを下弁数(2)アクシデントキ数	①-2.喀痰吸引_鼻腔内 ()件	_	#
747	※平成29年4月~9月実績についてお答えださい。※ トョ118間の主建件がの同窓が旧解か得会は、声にもものお窓について	①-3.喀痰吸引_気管カニューレ内部 () 件	_	#
	※エピが言うなることが、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは	②-1.経管栄養_胃ろう又は腸ろう () 件)	#
		②-2.経管栄養_経鼻経管栄養 ()件)	#
	 ①略塚吸引 (いべつでも○) ○ 関ラると行為業務従事者等による略核吸引等に関するとかりが内容 ※エホウの作在 日への日書館について米金ライださい。 	1. 生徒の休愿の顧察不足 2. 医師の指示内容の確認不足 3. 必要物品、機器の点検不足 4. 吸引器の故障・誤作動 5. 吸引器の不適切及即扱い 6. 誤か于順での実施 7. 使用後の消毒や後片付けの不備 8. その他(
Q43	※上記期の条業件数の回答が困難が起こ。 直近の外別の発展について回答して代さい (Q41と同じ期間) (Q41と同じ期間)	1. 生徒の状態の態繁不足 2. 医師の指示や窓の確認不足 3. 必要物品、機器の成体不足 4. 栄養利 (活動的)の即の扱い間違い 5. 栄養チューブの不適切な即の扱い 6. 栄養チューブの不適びな取り扱い 7. 誤ひ手順での実施 8. 使用後の消毒や後片付けの不備 9. その他(_
44	[Q40で1.ありを選択した場合] とヤリノット報告の活用方法 (いくつでも())	 とヤリルト事例を教員等に開拓し注意喚起する ヒヤリルトの第生件数や傾向を示して注意喚起する オーナリルトの要因分析を行い、教員等にフィードルグする ・特に出用していない ・その他 ・その他 		_

Q45 「Q40で「1.あり茂選択した場合】 Q45 学校内のヒゲリルット報告制度についての課題 (いべつでも〇)		1. ヒヤリノット報告の基準、報告手順が分からない 2. どのような報告様式を用いればよいか分からない 3. 教員等が多れてあり、十分なヒヤリハットが報告がされていない 4. ヒヤリノット報告を積極的に報告する表質等の雰囲気が確成されない 5. ヒヤリノッ・報告の分析方法が分からない 6. ヒヤリノット報告の分析方法が分からない 7. 特に課題はない 7. 特に課題はない 8. その他(
(4)安全体制整備上の課題・工夫点		回答内容
Q46 安全体制整備の中で現在最も課題となっていること(いくつでも〇)		 安全委員会(会議)の構築と連用 略級吸引等の研修を受購予る教員等の選定 略級吸引等を必要としている生命で開発の管理 略級吸引等を必要としている生命で開発の管理 非元素や計場配別等の適切な作成、管理 ヒヤリルト事例報告体制の構築と連用 家 学校内感染の予防等の安全衛生管理 学及内感染の予防等の安全衛生管理 地域の関係機関との連絡支援体制の整備 地域の関係機関との連絡支援体制の整備 10. 特に課題はない
	1	[自由回答]
Q47 上記課題を解決するための方案・工夫点 (自由回答)	(3	
7. 教員等の認定特定行為業務従事者による喀鸦	炎吸引等の提供に関する考え、	、方針等
(1)教員等の認定特定行為業務従事者による喀痰吸引等の提供	争の提供	回答内容
Q48 貴校における喀痰吸引等を必要とする生徒の今後の動向について、考えに近いもの(Vとつにこ)		 今後、利用ニーズは増えていくと思われる 利用ニーズは特に増えないと思われる 利用ニーズは減っていくと思われる
Q49 教員等が喀痰吸引等を実施することに対する考え(近いものひとつに〇)		 実施すべき どちらかといるは実施すべき どちらかといるは実施すべきではない 果施すべきではない 労からない 分からない
Q49-1 Q49の選択肢を選択した具体的な理由は何ですか(自由回答)		(自由回答)
教員等の認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を実施するごとこいて、不安はありま すか(ひとつに○)		 不安がある やや不安がある 特に不安はない
Q50-1 (Q50で「1.不安がある」「2.やや不安がある」を選択した場合) 不安と際じる理由(uべつでも○)		1. 管理者側が現在の制度を十分に理解していない 2. 学校のリスク管理が難しい 4. 生徒、家族への部間債在銀下されが利用して変更が対して変更が必要して変更が関係を確保できない。 5. 窓定特定行為業務従事者等の医療に関する専門的な知識が不足して3. 窓定特定行為業務従事者等の医療に関する専門的な知識が不足行為業務従事者等の方量にバランきがある。8. 窓定特定行為業務従事者等の方量にバランきがある。8. 窓定特定行為業務従事者等のの展別の第一般のと等が必要な生徒に経りが落けて活入業務がは一種等のの医師や看護師(准看護師含む)に現在する本庫は中の経の判断ルベルにバランきがある。10. 医師や電護師(推看護師会む)が不在時の教員等の製造。 11. 医師や電護師(推看護師会む)が不在時の教員等の緊急対応。 11. 医師や電護師(推看護師会む)が不在時の教員等の緊急対応。 11. 医師や電護師(推看護師会む)との連携不足。

1、生徒の生活に合わせた処置ができるようになりた。				
	回答内容	・生徒の生活に合わせた処置ができるようになった ・ 教員等の認定特定行為業務従事者が実施することで、 「職業吸引等の選集が数率が図られた ・ 看護師(准看護師会む)の業務負担が減少した ・ 条職者のほ目が減少した ・ 金剛種間で情報共有する機会が増えた ・ 地域の利用ニーズに応えることができた ・ 地域を利用ニーズに応えることができた ・ 地域を用いるではあることができた ・ 地域を任民等からの信頼度・評価がなった ・ 特にない ・ その他(教員等の業務量が増えた 教員等の心理的負担が増えた ・教員等を受ける理解 ・教員等と看職師(准看職師舎む)の役割分担で混乱することが増えた ・上ヤリット・アウジデントが増えた ・特にない ・特にない ・ その他([是回母]
	(2)教員等の認定特定行為業務従事者による喀痰吸引等の提供による効果、課題発生状況		_	

,喀痰吸引等以外の医行為が提供	喀痰吸引等以外の医行為が提供が必要な生徒の状況(平成29年9月30日時点	30日時点)		
(1)行為別の生徒の状況		回答内容	器	
	①血糖測定、インスリン注射(自己管理・介助含む)	1. 必要な生徒がいる → (丫 (2. 生徒はいない
	②静脈内注射 (点滴含む)	1. 必要な生徒がいる → (Y (2. 生徒はいない
	③中心静脈栄養の管理	1. 必要な生徒がいる → (丫 (2. 生徒はいない
	④透析(在宅自己腹膜灌流を含む)の管理	1. 必要な生徒がいる → (丫 (2. 生徒はいない
	⑤ストーマ (人工肛門・人工膀胱) の管理	1. 必要な生徒がいる → (Y (2. 生徒はいない
	⑥酸素療法	1. 必要な生徒がいる → (丫 (2. 生徒はいない
	②レスピレーター (人工呼吸器) の管理	1. 必要な生徒がいる → (丫 (2. 生徒はいない
	®気管切開のケア	1. 必要な生徒がいる → (Y (2. 生徒はいない
『珍塚昭引等以外の医行為の提供が	. ⑨疼痛管理	1. 必要な生徒がいる → (丫 (2. 生徒はいない
U34 必要な生徒の有無、生徒数	⑩梅瘡の処置	1. 必要な生徒がいる → (丫 (2. 生徒はいない
	⑪カテーテルの管理	1. 必要な生徒がいる → (Υ (2. 生徒はいない
	ゆネブライザー	1. 必要な生徒がいる → (丫 (2. 生徒はいない
	⑤皮膚・創傷処置(褥瘡を除く)	1. 必要な生徒がいる → (丫 (2. 生徒はいない
	码摘便	1. 必要な生徒がいる → (Y (2. 生徒はいない
	⑤浣腸	1. 必要な生徒がいる → (丫 (2. 生徒はいない
	⑥一時的導尿	1. 必要な生徒がいる → (Y (2. 生徒はいない
	⑩その他()	1. 必要な生徒がいる → (丫 (2. 生徒はいない
	®その他()	1. 必要な生徒がいる → (~ (2. 生徒はいない

2)行為別の生徒の受入れ状況	回答内容
	1. 血糖測定、インスリン注射(自己管理・介助含む)
	2. 静脈内注射 (点滴含む)
	3. 中心静脈栄養の管理
	4. 透析(在宅自己腹膜灌流を含む)の管理
	5. ストーマ(人工肛門・人工膀胱)の管理
	6. 酸素療法
	7. レスピレーター (人工呼吸器) の管理
生徒の受入れを断ったことのある行為	8. 気管切開のケア
Q55 (平成29年4月から9月末までの期間)	9. 疼痛管理
(いくつでも○)	10. 梅瘡の処圖
	11. カテーテルの管理
	12. ネブライザー
	13. 皮膚・創傷処置(褥瘡を除く)
	14. 摘便
	15. 浣腸
	16. 一時的導尿
	17. その他(

施設・事業所票は以上となります。ご多忙の中、ご協力いただき誠にありがとうございました。

介護職員票

介護職員等による喀痰吸引等の実施状況に関するアンケート調査 【介護職員(認定特定行為業務従事者等)】

- In記言 職員票A

調査の趣旨とご協力のお願い】

®平成24年4月1日以降、社会福祉法及び介護福祉法の一部改正により、介護福祉士および一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件 の下にたんの吸引等の行為を実施できることになりました。

ットになっかないような。このできることできない。 ②この調査は、制度施行より5年が経過した現在の介護職員等による喀痰吸引等の提供の実態や、現制度の運用上の課題等を把握し、よりよい

制度の運用に向けて政策検討を行うための情報を収集することを目的としています。 ©この調査票は、実際に現場に関わっている専門職の方(介護職員、教員等、看護職員、医師)を対象としており、介護職員等が密痰吸引等を 実施する上での課題などこついて、それぞれの専門職の立場からのご意見をお伺いするものです。(別途、施設・事業所の管理者を対象とした調査

◎政策検討に向けて、専門職としての立場からの貴重なご意見をいただきたく、調査の趣旨をご理解いただき、回答へのご協力をお願いいたします。

[回答にあたっての注意事項]

も実施します)

◎回答は、現在、喀痰吸引等を実施している**介護職員の方(認定特定行為業務従事者等)**がご記入代さい。※**経過措置対象者を含みます。** ◎上記「認定特定行為業務従事者等」には、養成課程を修了した介護福祉土(平成29年1月国家試験合格者)を含みます。

®記入が終わった調査票は、**封筒(白色)に入れ封緘し、**貴施設・事業所の担当の方にお渡しください。

ή.	あな	1. あなたの保有資格、経験年数等について		回答内容
	Q1	保有している認定特定行為業務従事者等の認定証の区分(いくつでも()	 第1号研修修了者 第2号研修修了者 第3号研修修了者 経過指置が終 5. 実務者研修修了者のう5実地研修修了者 6. 養成施設における養成課程修了心た介護福祉士(H29年1月国家試験合格者) 	砂研修修了者 多了した介護福祉士 当)
	42	保有資格(いくつでも))	1. 介護福祉士 2. 社会福祉士 3. 介護支援専門員 4. 実務者研修が子記は分護職員基礎研修 5. 介護職員初任者研修修了 (6. 信護師・保健師 7. その他(議員基礎研修 級修了を含む))
	6 3	勤務形態 (ひとつにつ)	 常勤專任 常勤兼務 	3. 非常勤專任 4. 非常勤兼務
	\$	介護機員としての通算経験年数))か月
	95	喀痰吸引等の通算実施経験年数 ※平成24年 4月 1 日より前の実施及び経過措置対象者としての実施期間を含む))か月 ※おおよその年数で結構です

回答内容	 1. 喀痰吸引 口腔内 2. 喀痰吸引 鼻腔内 3. 喀痰吸引 鼻腔内 4. 喀痰吸引 人工炉内部 5. 経管栄養 再ろう又は服ろう 6. 経管栄養 経輸発管栄養 7. 経管栄養 + 国形化栄養剤の使用 (上記5.6.のうち)
2. 介護職員による喀痰吸引等の実施について	Q6 実施している行為(いべつでも○)



2. 1ो	2. 介護職員による喀痰吸引等の実施について (続き)	泰
47	喀孫吸引 等を実施することになった経緯(いくつでも○)	 自ら希望した 利用者、家族が希望した 施設・事業所からの要請、指示等 その他 ()
88	介護職員が喀痰吸引等を実施することに対する考え(近いものひとつに○)	 実施すべき とからかたいえば実施すべき とからかたいえば実施すべきではない 実施すべきではない ・労からない
	Q8-1 Q8の選択肢を選択した具体的な理由は何ですか(自由回答)	(自由回答)
	8	選択肢番号1.研修だけでは十分な知識・スキルが身についていない
		 美際に格然吸引等を症状9つ機気が少な、
	以下の①、②についてお答え下さい。	5. 介護職員と看護職員との連携が十分ではない
8	①哈後後にあるようのように発起に感じる讯(いんつでも))	6. 医師と看護職員との連携が十分ではない
_	②最も課題と感じる点(ひとつに◎ 二重丸)	7. 所属する法人、事業所の緊急時の体制が十分ではない
_		8. 連携先の医療機関の対応体制が十分ではない
_		9. 介護職員としてのケア業務に支障がある
_		10. 心理的負担 (自信がない、不安がある等) が大きい
_		11. その他(
		12. 特に課題はない 【自由回答】
-	Q9-1 【Q9①で「4.介護職員と医師との連携が十分ではない」を選択した場合】 Q9-1 具体的な課題は何ですか(自由回答)	
	Q9-2 【Q9Qで「5.介護職員と看護職員との連携が十分ではない」を選択した場合】	(兎回用目)
Q10	喀孫吸引等を実施するにあたって、現行の制度では対応できないなど、現行制度上の運) 用上で課題と際しる点、改善すへきと思われる点等があれば記入してぐださい(自由回 答)	(自由回答)

職員票は以上となります。ご多忙の中、ご協力いただき誠にありがとうございました。 記入が終わった調査票は、封筒(白色)に入れ封緘し、 貴施設・事業所の担当の方にお渡しください。

裏面

職員票B

【教員等(認定特定行為業務従事者)】

調査の趣旨とご協力のお願い】

教員票

3平成24年4月1日以降、社会福祉法及び介護福祉法の一部改正により、介護福祉士および一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件 の下にたんの吸引等の行為を実施できることになりました。

②この調査は、制度施行より5 年が経過した現在の介護職員等による喀痰吸引等の提供の実態や、現制度の運用上の課題等を把握し、よりよい 制度の運用に向けて政策検討を行うための情報を収集することを目的としています。

制度の連用に同び(政表検討を行う)に認め消報を収集することを目的としています。 ③この調査票は、実際に現場に関わっている専門職の方(介護職員、教員等、看護職員、医師)を対象としており、介護職員等が喀痰吸引等を 実施する上での課題などについて、それぞれの専門職の立場からのご意見をお伺いするものです。(別途、施設・事業所の管理者を対象とした調査

も実施します) ® 政策検討に向けて、専門職としての立場からの貴重なご意見をいただきたく、調査の趣旨をご理解いただき、回答へのご協力をお願いいたします。

[回答にあたっての注意事項]

の回答は、現在、喀痰吸引等を実施している**教員の方(認定特定行為業務従事者)**がご記入ください。※**経過措置対象者を含みます。** ◎記入が終わった調査票は、**封筒(白色)に入れ封緘し、**学校の担当の方にお腹しください。

格、経験年数等について	 第1号研修修了者 第2号研修修了者 第2号研修修了者 第2号研修修了者 第2号研修修了者 4. 経過措置対象者 		(ひとつにO) 1. 常勤専任 3. 非常勤専任 2. 常勤兼務 4. 非常勤募務 4. 非能募募務 4. 非能募募务 4. 非	Q4 特別支援学校の教員としての通踪経験年数 () 年 () か月	喀痰吸引等の通算薬師菩膝年数 ※平成24年4月1日より前の実施及び経過措置対象者としての薬施期間を含む
1. あなたの保有資格、経験年数等について	保有している認定特定行為業	保有資格(いくつでも()	勤務形態 (ひとつにの)	特別支援学校の教員としての近	喀痰吸引等の通算実施経験年数 ※平成24年4月1日より前の実加
. 50 th	Q1	02	03	8	05

回答内容	 略液吸引 二胆腔内 略液吸引 鼻腔内 略液吸引 (薬型)ユニレ内部 略痰吸引 人工甲吸器装着者への実施(上記1.2.3.0.55) 経管栄養 (経管栄養) 経管栄養・運動経管栄養 経管栄養・運動化栄養剤の使用(上記5.6.0.55) 	 学校からの要請、指示等 利用者、家族が希望した その他(
2. 教員等による喀痰吸引等の実施について	Q6 実施している行為(いべつでも○)	Q7 喀痰吸引等を実施することになった経緯(いくつでも〇)



3. 実際に喀痰吸引等を提供する機会が少なく、経験を積むことが難しい 10. 心理的負担 (自信がない、不安がある等) が大きい 研修だけでは十分な知識・スキルが身についていない 連携先の医療機関の対応体制が十分ではない 研修修了後のフォローアップ等が十分ではない 教員等と看護職員との連携が十分ではない 6. 医師と看護職員との連携が十分ではない 4. 教員等と医師との連携が十分ではない 7. 学校の緊急時の体制が十分ではない どちらかといえば実施すべきではない
 とちらかといえば実施すべきではない
 実施すべきではない 9. 教員としての業務に支障がある 12. 特に課題はない 分からない 11. その他 自由回答】 際級吸引等を実施するにあたって、現行の制度では対応できないなど、現行制度上の運用上で課題と感じる点、改善すべきと思われる点等があれば記入してださい (自由回答) 【Q9①で「5.教員等と看護職員との連携が十分ではない」を選択した場合】 具体的な課題は何ですか(自由回答) 【Q9①で「4.教員等と医師との連携が十分ではない」を選択した場合】 具体的な課題は何ですか (自由回答) 教員等が喀痰吸引等を実施することに対する考え (近いものひとつにつ) Q8-1 Q8の選択肢を選択した具体的な理由は何ですか(自由回答) ①喀痰吸引等を実施するにあたって課題と感じる点 ②最も課題と感じる点 (ひとつに◎ 二重丸) 以下の①、②についてお答え下さい。 (いくつでも) 09-1 09-2 010 8 6

職員票は以上となります。ご多忙の中、ご協力いただき誠にありがとうございました。 記入が終わった調査票は、封筒(白色)に入れ封緘し、学校の担当の方にお渡しください。

職員票C

(看護職員)

[調査の趣旨とご協力のお願い]

®平成24年4月1日以降、社会福祉法及び介護福祉法の一部改正により、介護福祉士および一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件 の下にたんの吸引等の行為を実施できることになりました。

3この調査は、制度施行より5年が経過した現在の介護職員等による喀痰吸引等の提供の実態や、現制度の運用上の課題等を把握し、よりよい

制度の運用に向けて政策検討を行うための情報を収集することを目的としています。 ©この調査票は、実際に現場に関わっている専門職の方(介護職員、教員等、看護職員、医師)を対象としており、介護職員等が密痰吸引等を 実施する上での課題などこついて、それぞれの専門職の立場からのご意見をお伺いするものです。(別途、施設・事業所の管理者を対象とした調査

◎政策検討に向けて、専門職としての立場からの貴重なご意見をいただきたく、調査の趣旨をご理解いただき、回答へのご協力をお願いいたします。

[回答にあたっての注意事項]

も実施します)

©この調査では、喀痰吸引等を実施する介護職員、特別支援学校の教員等について、以下**「介護職員等**」とします。

◎回答は、現在、介護職員等による喀痰吸引等の提供プロセスに関わっている**看護職員の方**がご記入ください。

®記入が終わった調査票は、**封筒(白色)に入れ封緘し、**貴施設・事業所、学校の担当の方、もしくは連携先の事業所の担当の方にお渡しください。

1. 恵	あなたの保有資格、経験年数等について	回答内容
Q1	保有資格 (いくつでも〇)	1. 看護師 2. 准看護師
Q2	警察形態 (ひとつに〇)	1. 常勤專任 3. 非常勤專任 2. 常勤兼務 4. 非常勤兼務
63	看護職員としての通算経験年数	()年()7月
\$	介機職員等が提供する略級吸引等に関与している通算年数 ※平成24年4月1日より前の実施及び終追措置対象者としての実施期間での関与を含む	() 年 () か月 ※おおよその年数で結構です
ď2	【訪問看護事業所ご所属の看護職員の方のみ回答】 介護職員等による喀痰吸引等が実施されている事業所と責事業所との関係	1. 同一、もしくは関連法人 2. 同一、もしくは関連法人ではない
2. J	介護職員等による喀痰吸引等の実施について	回答内容
90	介護職員等に対して行っている指導・助言(いくつでも○)	 日々の情報共有等の際に必要に応じて指導・助言を行うている 定期的にア実施時に同行し、実地にて指導・助言を行うている 介護職員等の要望に応じて、ケア実施時に同行い、実地にて指導・助言を行うている 勉強会等を解他し、定期的に指導・助言を行うている ヒヤリノット・アクテントの報告があったときに指導・助言を行うている 個別計画書やマニュアルの作成時に指導・助言を行うている その他(
47	介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する考え(近いものひとつに○)	 実施すべき とちらかといるは実施すべき とちらかといるは実施すべきではない 実施すべきではない 分からない
	Q7-1 Q7の選択肢を選択した具体的な理由は何ですか(自由回答)	(自由回答)



. 介 ≣	2. 介護職員等による喀痰吸引等の実施について (続き)		回答内容
	\odot	3	選択肢番号
			1. 研修だけでは十分な知識・スキルが身についていない
			2. 研修修了後のフォローアップ等が十分ではない
			3. 実際に喀痰吸引等を提供する機会が少なく、経験を積むことが難しい
			4. 介護職員等と医師との連携が十分ではない
	以下の①、②についてお答え下さい。		5. 介護職員等と看護職員との連携が十分ではない
80	①介護職員等の路級吸引等の美加ころいて、 希羅購言もなみと問題と處じる古(「メーカキの)		6. 医師と看護職員との連携が十分ではない
	自敬報度があるとは、 (マインにも)②最も課題で続いる点 (マインに) 二種上)		7. 介護職員等が所属する法人、事業所の緊急時の体制が十分ではない
			8. 連携先の医療機関の対応体制が十分ではない
			9. 介護職員等としての業務に支障がある
			10. 介護職員等の心理的負担(自信がない、不安がある等)が大きい
			11. その他(
			12. 特に課題はない
			[自由回答]
	【O8①で「5.介護職員等と看護職員との連携が十分ではない」を選択した場合】 Q8-1 看護職員からかた具体的な課題は何ですか(自由回答)	[24]	
			[古中回次]
0	Q8-2 「長藤職員からかた具体的な課題は何ですか(自由回答)		(紀司田目)
-			[自由回答]
60	介護職員等が密級吸引等条集節するにあたって、現行の制度では対応できないなど、現行制度上の運用上で課題と感じる点、改善すべきと思われる点等があれば記入して付きい(自由回答)	いなど、現 入してくださ	
			[自由回答] (介護職員等心が研修、養成時について)
010		ていくために	
ļ	必要な仕組みや制度等についてご意見があればお答えださい。(自由回答)		【自由回答】(寒陰の提供プロセス時について)

職員票は以上となります。ご多忙の中、ご協力いただき誠にありがとうございました。 記入が終わった調査票は、封筒(白色)に入れ封緘し、貴施設・事業所、学校の担当の方、 もしくは連携先の事業所の担当の方にお渡しください。

医師票

介護職員等による喀痰吸引等の実施状況に関するアンケート調査

職員票D

裏面

(医師)

調査の趣旨とご協力のお願い

◎平成24年4月1日以降、社会福祉法及び介護福祉法の一部改正により、介護福祉土および一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件 の下にたんの吸引等の行為を実施できることになりました。

》この調査は、制度施行より5年が経過した現在の介護職員等による喀痰吸引等の提供の実態や、現制度の運用上の課題等を把握し、よりよい 制度の運用に向けて政策検討を行うための情報を収集することを目的としています。

実施する上での課題などについて、それぞれの専門職の立場からのご意見をお伺いするものです。(別途、施設・事業所の管理者を対象とした調査 。この調査票は、実際に現場に関わっている専門職の方(介護職員、教員等、看護職員、医師)を対象としており、介護職員等が喀痰吸引等を も実施します)

政策検討に向けて、専門職としての立場からの貴重なご意見をいただきたく、調査の趣旨をご理解いただき、回答へのご協力をお願いいたします。

[回答にあたっての注意事項]

◎この調査では、喀痰吸引等を実施する介護職員、特別支援学校の教員等について、以下**「介護職員等**」とします。 ◎回答は、現在、介護職員等による喀痰吸引等の提供プロセスに関わっている**医師の方**がご記入ください。

◎記入が終わった調査票は、**封筒(白色)に入れ封緘し、**貴施設・事業所、学校の担当の方、もしくは連携先の事業所の担当の方にお渡しください。

	1. あなたの経験年数等について		回答内容		
	(※診療に従事している期間))	別 (
1	介護職員等が提供する喀痰吸引等に関与している通算年数 Q2 ※平成24年4月1日より前の実施及び経過措置対象者としての実施期間での関与を 含む)) 办月)か月 ※おおよその年数で結構です	
28	2. 介護職員等による喀痰吸引等の実施について		回答内容		
	Q3 介護職員等が喀痰吸引等を実施することに対する考え(近いものひとつに〇)	 実施すべき と5らかといえば実施すべき と5らかといえば実施すべきではない 業施すべきではない 分からない 	面すべき 面すべきではない)		
	Q3-1 Q3の選択改を選択した具体的な理由は何ですか(自由回答)	[



. 介護職員等が所属する法人、事業所の緊急時の体制が十分ではない 3. 実際に喀痰吸引等を提供する機会が少なく、経験を積むことが難しい 10. 介護職員等の心理的負担 (自信がない、不安がある等) が大きい 1. 研修だけでは十分な知識・スキルが身についていない 5. 介護職員等と看護職員との連携が十分ではない 8. 連携先の医療機関の対応体制が十分ではない 2. 研修修了後のフォローアップ等が十分ではない 4. 介護職員等と医師との連携が十分ではない 6. 医師と看護職員との連携が十分ではない 9. 介護職員としてのケア業務に支障がある 12. 特に課題はない 11. その他(自由回答】 介護職員等略級吸引等指云書 (別維様式34) について、改善すべきと思けれる点等 があれば記入してください。すでに独自の様式にて使用している場合は、工夫した点等につ いて記入してください(自由回答) 介護職員等が喀殊吸引等を実施するにあたって、現行の制度では対応できないなど、現 行制度上の運用上で課題と感じる点、改善すくきと思われる点等があれば記入して代さ い(自由回答) 【Q4①で「4.介護職員等と医師との連携が十分ではない」を選択した場合】 医師からみた具体的な課題は何ですか(自由回答) 【Q4①で「6.医師と看護職員の連携が十分ではない」を選択した場合】 医師からみた具体的な課題は何ですか(自由回答) 医師からみて課題と感じる点 (いくつでも〇) ①介護職員等の喀痰吸引等の提供について、 ②最も課題と感じる点 (ひとつに③ 二重丸) 以下の①、②についてお答え下さい。 04-2 04-1 62 8 8

記入が終わった調査票は、封筒(白色)に入れ封緘し、貴施設・事業所、学校の担当の方、 職員票は以上となります。ご多忙の中、ご協力いただき誠にありがとうございました。 もしくは連携先の事業所の担当の方にお渡しください。

ヒアリング調査項目一覧(管理者)

1. 施設・事業所(特別支援学校)の概況

- 利用者(児童生徒)の人数
- ・喀痰吸引等を必要とする利用者(児童生徒)の割合
- ・職員体制(看護師、介護福祉士、そのほかの介護職員等)、夜間の体制 ・認定特定行為業務従事者の人数(1 号、2 号、3 号、経過措置対象者)、うち実際に喀痰吸引等を実施している職員数 ・認定特定行為業務従事者の基本属性(経験年数、保有資格、これまでに受講した研修など)

2. (STEP1) 喀痰吸引等研修の実施について 3. (STEP2) 喀痰吸引等の安全な実施、介護職員等のフォローアップについて

3. (SIEFZ) 略数级514	5. (OICK7) 略数級51キの女王な夫間、JT融機具寺のフォロートップについて		
	STEP1	STEP2	2
	喀痰吸引等研修の受講	全な実施、	介護職員等に対するフォローアップ
	・基本研修 (講義・演習)・美地研修の受講方法(申込、料金、受講場所)・研修講師とその依頼方法	【 医療関係者との連携に関する基準における取組内容】 ①医師の文書による指示について ・文書による指示を行っている医師 ・(民字) 小離職自等略成物の引等指示書の取得における財間著繼からの支接	「階級吸引等を安全・通正に実施するための基準における取組内容」 ①安全委員会の設置、研修体制の整備その他の安全体制の確保 ・安全委員会に該当する会議 ・安全委員会に該当する会議
		②医療関係者との連携確保及び役割が担こった。 ・対象者の心身が犯に関する情報共有の方法 (連絡ノート、カンファレンス等) ・ エポール・シャール・ルギュニュー・エ	 ・安全委員会における検討事項 ・安全委員会における検討事項 ・安全委員会では任体制、調整連絡役
A. 法令・省令で定められている内容に関		・医療関係者による圧射的な状態権能の力が ・(施設) 配置医、看護職、従事者、施設長等の役割、それを定めた内部規定等 ・(居宅) 従事者(訪問介護)、訪問看護、医師の連絡体制、それを文書化したも の	・ 汀磯帳員等に対するスキルアッソ・ノオローアップに関する教育・4が形の各前、実施状況(法人内研修の支施、外部研修受講等) ・ エヤリベット事例の情報管理の方法(雑が、どのような情報を集約しているか) ・ エヤリベット事例を職権間で共有する方法
9 る収組		③喀痰吸引等計画書の作成について ・利用者の個別計画書の作成に対する看護師等の関わり ・利用者の個別計画書の検証・見直しの体制	・ヒヤリハット事例をふまえた再発防止策の検討体制 ・損害賠償保険制度への加入状況 20衛生的な管理及び感染症予防措置
		(3)略務吸引等実施状況報告書の作成について ・医師に対する実施報告のタイミング、頻度 係合本昨年の対応	・器具・器材の衛生管理に関する取組、工夫 3対象者またはその家族等への説明と同意 ・4円書、「日幸年年)安佐姫に対する部間来・部間内が
		各体制・対応方法に関する取り決めの内容 (利用者の状態に応じ 2株との連絡方法も定められているか)	名称の17.4 シニ単二にア タンス・ナーバック の18.57.4 からままが の秘密の保持 ・ 発車者が知り文 大級嫁を保持するための措置内容
	・研修の実施に対する自治体からの支援(研修講師の手配や離れに対する支援など)		利用者個別の手順書か)
	省令に定められている基本研修・実地研修以外で実施 した科目	書の職種間の共有方法 書の改善・見直しの方法	
		・マニュアル・手順書の個別計画書への反映方法 ・(居宅) 介護職員等喀痰吸引等指示書、利用者の個別計画書、実施報告書等を職種間で共有する方法 ・喀痰吸引や経管栄養に関わる感染症の情報を職種間で共有する方法	間で共有する方法
B. A以外に取り組んで いる内容(自主的な この		・感染予防に関する研修体制・感染予防対策の検討体制	
収配、工夫)		・利用者(児童生徒)・家族から不安や不都合な点等の訴えがあった場合の対応・その他、喀痰吸引等を安全に実施するための関係的(・その他、喀痰吸引等を安全に実施するための関係 ※・Asstrate かっしょ こうしょ まで・ナー・人がの mana	
		(少介護職員等のノオローアップの75のの11米、今後の課題 ・看護師・医師による介護職員等の手技の確認方法、頻度 ・五井の確認に開けて金売契約の右曲	
		・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
C. 現在は取り組んでいないが、今後必要な取る。 ないが、今後必要な取組	・喀痰吸引等研修に対する実施者・受講者の要望・通信課程の実務者研修に対するご意見	・現状は実施できていないが、喀痰吸引の安全な実施のために今後必要と考えられる取組・現状は実施できていないが、介護職員等のフォローアップのために今後必要と考えられる取組	取組 られる政組

4. 利用者に対するケアにおける工夫、課題

- ・喀痰吸引等の回数を減らすためのケアの取組状況(口腔ケア、体位の工夫、食事内容の吟味、食事介助の工夫など)
 - ・口腔機能の維持・向上のためのリハビリの取組状況

5. 介護職員等による喀痰吸引等の実施による効果

- ・利用者(児童生徒)における効果
- ・職員における効果 (スキルアップ等)

많
の無形
(
・事業所
補暇

|--|--|

4. 利用者に対するケアにおけるエ夫、課題

5. 介護職員等による喀痰吸引等の実施による効果

ヒアリング調査項目一覧(現場の職員)

1. 喀痰吸引等を安全に実施のための現場の工夫、課題

- 利用者に関する情報(吸引等の実施における留意点を含む)を共有する方法
- ・カンファレンスの開催方法、工夫
- ・利用者・家族への対応で工夫していること
- ・その他、喀痰吸引等を安全に行うために、現場で工夫していること
- ・喀痰吸引等を安全に実施する上で、課題と感じていること

2. 介護職員等が現場で感じている不安、必要な支援

- ・介護職員等が喀痰吸引等に対し感じている不安、実施する中で戸惑うこと、対応に困ること
- ・介護職員等が喀痰吸引等に関する助言や指導を受けられる機会
- ・介護職員等が必要と感じるサポート・体制
- ・そのほか、介護職員等の不安を解消するための取組
- ・介護職員等に助言指導を行っている看護師等が感じている不安
- ・助言指導を担っている法人外の看護師等とのつながり、交流の機会
- ・介護職員等に助言指導を行っている看護師等が必要と感じるサポート・体制

3. 利用者に対するケアにおける工夫、課題

- ・予防的ケアやリハビリの実施において、各職種が重視していること(自身の役割と認識していること
- ・予防的ケアやリハビリの実施において、他職種に期待していること

1. かの街

- ・職種間の連携を効率的に行うために工夫していること
- ・介護職員が喀痰吸引等を実施したことによる変化 (利用者の変化、職員の変化)
- ・利用者(児童生徒)がもつ医療的ケア(喀痰吸引等の関連行為を含む)のニーズ

ヒアリングシート(現場の職員)

1. 喀痰吸引等を安全に実施のための現場の工夫、課題

2. 介護職員等が現場で感じている不安、必要な支援		利用者に対するケアにおける工夫、課題	その名	
ď	G	e e	4	

平成 29年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康增進等事業

介護職員による喀痰吸引等の実施状況及び 医療的ケアのニーズに関する調査研究事業 報告書

平成30(2018)年3月

発行 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

住所 〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5 - 1 1 - 2 オランダヒルズ森タワー

電話: 03-6733-1024 FAX: 03-6733-1028